

## 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (2月23日) (木曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号平成 2 4 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
小園総務企画部長	1 0
日程第 6 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦について	1 1
日程第 7 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦について	1 1
日程第 8 諮問第 3 号人権擁護委員の候補者の推薦について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 9 議案第 1 号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
小園総務企画部長	1 2
田畑純二君	1 3
小園総務企画部長	1 3
日程第 1 0 議案第 2 号市道の路線の認定について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 4
瀬戸口産業建設部長	1 4
日程第 1 1 議案第 3 号日置市工場立地法地域準則条例の制定について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
小園総務企画部長	1 4
西園典子さん	1 5
上園企画課長	1 5
西園典子さん	1 6
上園企画課長	1 6

日程第 1 2	議案第 4 号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について	1 6
	宮路市長提案理由説明	1 6
	瀬戸口産業建設部長	1 7
日程第 1 3	議案第 5 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	1 7
日程第 1 4	議案第 6 号日置市特別会計条例の一部改正について	1 7
日程第 1 5	議案第 7 号日置市財産の交換、無償貸付等に関する条例の一部改正について	1 7
	宮路市長提案理由説明	1 8
	小園総務企画部長	1 8
	梶 康博君	1 9
	満留財政管財課長	1 9
	梶 康博君	1 9
	花木千鶴さん	2 0
	満留財政管財課長	2 0
	花木千鶴さん	2 0
	満留財政管財課長	2 1
	花木千鶴さん	2 1
	満留財政管財課長	2 1
	山口初美さん	2 1
	佐藤彰矩君	2 1
休 憩		2 2
日程第 1 6	議案第 8 号日置市税条例の一部改正について	2 2
	宮路市長提案理由説明	2 2
	小園総務企画部長	2 2
	梶 康博君	2 3
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	2 3
	梶 康博君	2 3
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	2 4
	池満 渉君	2 4
	平田税務課長兼特別滞納整理課長	2 4
日程第 1 7	議案第 9 号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について	2 4
	宮路市長提案理由説明	2 4

桜井市民福祉部長	24
山口初美さん	25
佐藤彰矩君	25
日程第18 議案第10号日置市介護保険条例の一部改正について	25
宮路市長提案理由説明	26
桜井市民福祉部長	26
山口初美さん	27
堂下介護保険課長	27
山口初美さん	27
宮路市長	27
山口初美さん	27
宮路市長	28
坂口洋之君	28
堂下介護保険課長	28
西蘭典子さん	28
宮路市長	29
日程第19 議案第11号日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正について	29
宮路市長提案理由説明	29
瀬戸口産業建設部長	29
池満 渉君	30
瀬川農林水産課長	30
日程第20 議案第12号日置市営住宅条例の一部改正について	30
宮路市長提案理由説明	30
瀬戸口産業建設部長	31
日程第21 議案第13号日置市下水道条例の一部改正について	31
日程第22 議案第14号日置市立図書館条例の一部改正について	31
日程第23 議案第15号日置市手数料徴収条例の一部改正について	31
日程第24 議案第16号日置市火災予防条例の一部改正について	31
宮路市長提案理由説明	31
瀬戸口産業建設部長	32
山之内教育次長	32

吉丸消防本部消防長	3 3
休 憩	3 5
日程第 2 5 議案第 1 7 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号)	3 6
日程第 2 6 議案第 1 8 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 2 7 議案第 1 9 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 2 8 議案第 2 0 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 2 9 議案第 2 1 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 6
日程第 3 0 議案第 2 2 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 1 議案第 2 3 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 2 議案第 2 4 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	3 6
日程第 3 3 議案第 2 5 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	3 7
日程第 3 4 議案第 2 6 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 2 号)	3 7
日程第 3 5 議案第 2 7 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	3 7
宮路市長提案理由説明	3 7
田畑純二君	4 1
満留財政管財課長	4 2
上園企画課長	4 2
高山地域づくり課長	4 2
瀬川農林水産課長	4 3
久保建設課長	4 3
出水賢太郎君	4 3
地頭教育総務課長	4 4
瀬川農林水産課長	4 4
出水賢太郎君	4 5
瀬川農林水産課長	4 5
地頭教育総務課長	4 5
上園哲生君	4 6
久保建設課長	4 6
上園哲生君	4 6

満留財政管財課長	4 6
上園哲生君	4 6
西菌典子さん	4 6
野崎福祉課長	4 6
西菌典子さん	4 6
野崎福祉課長	4 6
日程第 3 6 議案第 2 8 号平成 2 4 年度日置市一般会計予算	4 7
日程第 3 7 議案第 2 9 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算	4 7
日程第 3 8 議案第 3 0 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	4 7
日程第 3 9 議案第 3 1 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	4 7
日程第 4 0 議案第 3 2 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	4 7
日程第 4 1 議案第 3 3 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	4 7
日程第 4 2 議案第 3 4 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	4 7
日程第 4 3 議案第 3 5 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	4 7
日程第 4 4 議案第 3 6 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計予算	4 7
日程第 4 5 議案第 3 7 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	4 7
日程第 4 6 議案第 3 8 号平成 2 4 年度日置市水道事業会計予算	4 7
休 憩	4 7
高山地域づくり課長	4 8
野崎福祉課長	4 8
宮路市長提案理由説明	4 8
日程第 4 7 発議第 1 号日置市議会政務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について	5 4
佐藤議会運営委員長提案理由説明	5 4
散 会	5 5

---

第 2 号（3 月 6 日）（火曜日）

開 議	6 1
日程第 1 陳情第 6 号郵政改革法案の早期成立を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）	6 1
出水総務企画常任委員長報告	6 1
日程第 2 意見書案第 1 号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（総務企画常任委員長報告）	6 2

出水総務企画常任委員長報告	6 2
日程第 3 議案第 1 号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について（総務企画常任委員長報告）	6 3
日程第 4 議案第 3 号日置市工業立地法地域準則条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	6 3
出水総務企画常任委員長報告	6 3
山口初美さん	6 6
成田 浩君	6 6
漆島政人君	6 6
日程第 6 議案第 2 号市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	6 8
日程第 7 議案第 4 号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について（産業建設常任委員長報告）	6 8
日程第 8 議案第 1 2 号日置市営住宅条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	6 8
門松産業建設常任委員長報告	6 8
日程第 9 議案第 1 0 号日置市介護保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	7 0
花木文教厚生常任委員長報告	7 0
坂口洋之君	7 3
花木文教厚生常任委員長	7 3
山口初美さん	7 3
並松安文君	7 3
休 憩	7 4
花木文教厚生常任委員長	7 4
日程第 1 0 議案第 1 7 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）（総務企画常任委員長報告）	7 4
出水総務企画常任委員長報告	7 4
花木文教厚生常任委員長報告	7 6
門松産業建設常任委員長報告	8 0
休 憩	8 3
日程第 1 1 議案第 1 8 号平成 2 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告）	8 3
日程第 1 2 議案第 1 9 号平成 2 3 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4	

	号) (文教厚生常任委員長報告) .....	8 3
日程第 1 3	議案第 2 4 号平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) (文教厚生 常任委員長報告) .....	8 3
日程第 1 4	議案第 2 5 号平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (文 教厚生常任委員長報告) .....	8 3
日程第 1 5	議案第 2 6 号平成 2 3 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 2 号) (文教厚生常 任委員長報告) .....	8 3
	花木文教厚生常任委員長報告 .....	8 4
	西菌典子さん .....	8 6
	花木文教厚生常任委員長 .....	8 7
日程第 1 6	議案第 2 0 号平成 2 3 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産 業建設常任委員長報告) .....	8 8
日程第 1 7	議案第 2 1 号平成 2 3 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) (産業建設常任委員長報告) .....	8 8
日程第 1 8	議案第 2 3 号平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委員長報告) .....	8 8
日程第 1 9	議案第 2 7 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (産業建設常任委 員長報告) .....	8 8
	門松産業建設常任委員長報告 .....	8 8
日程第 2 0	議案第 2 2 号平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) (総務 企画常任委員長報告) .....	9 1
	出水総務企画常任委員長報告 .....	9 1
日程第 2 1	議案第 2 8 号平成 2 4 年度日置市一般会計予算 .....	9 2
日程第 2 2	議案第 2 9 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 3	議案第 3 0 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 4	議案第 3 1 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 5	議案第 3 2 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 6	議案第 3 3 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 7	議案第 3 4 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 8	議案第 3 5 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算 .....	9 2
日程第 2 9	議案第 3 6 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計予算 .....	9 2
日程第 3 0	議案第 3 7 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 .....	9 2

日程第31 議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算 .....	92
漆島政人君 .....	92
満留財政管財課長 .....	94
上園企画課長 .....	94
漆島政人君 .....	94
宮路市長 .....	95
池満 渉君 .....	96
宮路市長 .....	96
池満 渉君 .....	97
宮路市長 .....	98
休 憩 .....	98
池満 渉君 .....	98
宮路市長 .....	99
西園典子さん .....	99
満留財政管財課長 .....	100
上園企画課長 .....	101
鉦之原商工観光課長 .....	102
西園典子さん .....	102
満留財政管財課長 .....	103
田畑純二君 .....	103
宮路市長 .....	104
田畑純二君 .....	104
富迫総務課長 .....	106
高山地域づくり課長 .....	106
上園企画課長 .....	107
瀬川農林水産課長 .....	108
今村社会教育課長 .....	108
久保建設課長 .....	108
休 憩 .....	109
瀬川農林水産課長 .....	109
梶 康博君 .....	109
宮路市長 .....	109



富迫総務課長	1 1 0
梶 康博君	1 1 0
富迫総務課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
富迫総務課長	1 1 0
有村市民生活課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
宮路市長	1 1 1
出水賢太郎君	1 1 1
瀬川農林水産課長	1 1 2
久保建設課長	1 1 2
肥田学校教育課長	1 1 2
出水賢太郎君	1 1 2
久保建設課長	1 1 2
出水賢太郎君	1 1 2
久保建設課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
銚之原商工観光課長	1 1 3
福留農業委員会事務局長	1 1 4
瀬川農林水産課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
銚之原商工観光課長	1 1 4
久保建設課長	1 1 5
小園総務企画部長	1 1 5
上園哲生君	1 1 5
満留財政管財課長	1 1 6
上園哲生君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
上園哲生君	1 1 6
上園企画課長	1 1 7
上園哲生君	1 1 7
佐藤彰矩君	1 1 7

宮路市長	1 1 7
佐藤彰矩君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
長野瑳や子さん	1 1 8
上園企画課長	1 1 8
長野瑳や子さん	1 1 8
宮路市長	1 1 8
花木千鶴さん	1 1 8
宮路市長	1 1 9
富迫総務課長	1 2 0
花木千鶴さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
花木千鶴さん	1 2 1
休 憩	1 2 1
山口初美さん	1 2 2
宮路市長	1 2 2
田代教育長	1 2 2
山口初美さん	1 2 2
宮路市長	1 2 3
田代教育長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
宮路市長	1 2 4
日程第 3 2 陳情第 1 号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書	1 2 4
散 会	1 2 4

---

第 3 号 (3 月 1 5 日) (木曜日)

開 議	1 2 8
日程第 1 議案第 3 9 号平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算 (第 8 号)	1 2 8
宮路市長提案理由説明	1 2 8
日程第 2 一般質問	1 2 8
中島 昭君	1 2 8
宮路市長	1 2 9

田代教育長	1 3 0
中島 昭君	1 3 0
田代教育長	1 3 0
中島 昭君	1 3 0
田代教育長	1 3 1
中島 昭君	1 3 1
田代教育長	1 3 1
中島 昭君	1 3 1
田代教育長	1 3 1
中島 昭君	1 3 2
田代教育長	1 3 2
中島 昭君	1 3 2
田代教育長	1 3 2
中島 昭君	1 3 2
田代教育長	1 3 2
中島 昭君	1 3 2
田代教育長	1 3 3
中島 昭君	1 3 3
田代教育長	1 3 3
中島 昭君	1 3 3
田代教育長	1 3 3
中島 昭君	1 3 3
宮路市長	1 3 4
中島 昭君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
中島 昭君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
中島 昭君	1 3 4
宮路市長	1 3 5
中島 昭君	1 3 5
富迫総務課長	1 3 6
中島 昭君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
中島 昭君	1 3 6

宮路市長	1 3 6
中島 昭君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
中島 昭君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
中島 昭君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
中島 昭君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
中島 昭君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
中島 昭君	1 3 8
中島 昭君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
中島 昭君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
中島 昭君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
休 憩	1 3 9
長野瑛や子さん	1 3 9
宮路市長	1 4 0
田代教育長	1 4 1
長野瑛や子さん	1 4 2
宮路市長	1 4 2
長野瑛や子さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
長野瑛や子さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
長野瑛や子さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
長野瑛や子さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4

長野瑛や子さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4
長野瑛や子さん	1 4 4
宮路市長	1 4 5
長野瑛や子さん	1 4 5
宮路市長	1 4 5
長野瑛や子さん	1 4 5
宮路市長	1 4 6
長野瑛や子さん	1 4 6
田代教育長	1 4 6
長野瑛や子さん	1 4 6
宮路市長	1 4 7
長野瑛や子さん	1 4 7
宮路市長	1 4 7
長野瑛や子さん	1 4 7
宮路市長	1 4 7
長野瑛や子さん	1 4 7
宮路市長	1 4 7
長野瑛や子さん	1 4 8
田代教育長	1 4 8
長野瑛や子さん	1 4 8
田代教育長	1 4 9
長野瑛や子さん	1 4 9
田代教育長	1 4 9
長野瑛や子さん	1 4 9
宮路市長	1 4 9
長野瑛や子さん	1 5 0
田代教育長	1 5 0
休 憩	1 5 0
田畑純二君	1 5 0
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6

宮路市長	1 5 7
田畑純二君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
田畑純二君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
田畑純二君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
田畑純二君	1 5 8
宮路市長	1 5 8
田畑純二君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
田畑純二君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
田畑純二君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
田畑純二君	1 6 0
銚之原商工観光課長	1 6 0
花木千鶴さん	1 6 0
宮路市長	1 6 1
休 憩	1 6 2
花木千鶴さん	1 6 2
宮路市長	1 6 2
花木千鶴さん	1 6 2
宮路市長	1 6 3
花木千鶴さん	1 6 3
宮路市長	1 6 4
花木千鶴さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4
花木千鶴さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4
花木千鶴さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5

花木千鶴さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
花木千鶴さん	1 6 6
宮路市長	1 6 6
花木千鶴さん	1 6 6
宮路市長	1 6 7
花木千鶴さん	1 6 7
宮路市長	1 6 7
花木千鶴さん	1 6 8
宮路市長	1 6 8
花木千鶴さん	1 6 8
宮路市長	1 6 9
花木千鶴さん	1 6 9
宮路市長	1 6 9
花木千鶴さん	1 6 9
宮路市長	1 7 0
佐藤彰矩君	1 7 0
宮路市長	1 7 1
休 憩	1 7 3
佐藤彰矩君	1 7 3
有村市民生活課長	1 7 3
佐藤彰矩君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
佐藤彰矩君	1 7 3
有村市民生活課長	1 7 4
佐藤彰矩君	1 7 4
有村市民生活課長	1 7 4
佐藤彰矩君	1 7 4
有村市民生活課長	1 7 4
佐藤彰矩君	1 7 4
有村市民生活課長	1 7 4
佐藤彰矩君	1 7 4

有村市民生活課長	1 7 5
佐藤彰矩君	1 7 5
有村市民生活課長	1 7 5
佐藤彰矩君	1 7 5
有村市民生活課長	1 7 5
佐藤彰矩君	1 7 5
有村市民生活課長	1 7 6
佐藤彰矩君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
佐藤彰矩君	1 7 6
宮路市長	1 7 7
佐藤彰矩君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
佐藤彰矩君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
佐藤彰矩君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
佐藤彰矩君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
佐藤彰矩君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
佐藤彰矩君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
佐藤彰矩君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
佐藤彰矩君	1 8 1
宮路市長	1 8 1
散 会	1 8 2

---

第4号（3月16日）（金曜日）

開 議	1 8 6
日程第 1 一般質問	1 8 6



東福泰則君 .....	1 8 6
宮路市長 .....	1 8 6
東福泰則君 .....	1 8 7
吉丸消防本部消防長 .....	1 8 7
東福泰則君 .....	1 8 7
宮路市長 .....	1 8 8
東福泰則君 .....	1 8 8
宮路市長 .....	1 8 8
東福泰則君 .....	1 8 9
宮路市長 .....	1 8 9
東福泰則君 .....	1 8 9
宮路市長 .....	1 9 0
東福泰則君 .....	1 9 0
宮路市長 .....	1 9 0
東福泰則君 .....	1 9 1
吉丸消防本部消防長 .....	1 9 1
東福泰則君 .....	1 9 1
吉丸消防本部消防長 .....	1 9 1
東福泰則君 .....	1 9 1
宮路市長 .....	1 9 2
東福泰則君 .....	1 9 2
宮路市長 .....	1 9 3
東福泰則君 .....	1 9 3
池満 涉君 .....	1 9 3
宮路市長 .....	1 9 4
休 憩 .....	1 9 5
池満 涉君 .....	1 9 5
宮路市長 .....	1 9 6
池満 涉君 .....	1 9 6
宮路市長 .....	1 9 7
池満 涉君 .....	1 9 7
宮路市長 .....	1 9 7

池満 渉君	198
宮路市長	198
池満 渉君	199
宮路市長	199
池満 渉君	200
宮路市長	200
高山地域づくり課長	201
池満 渉君	201
宮路市長	201
池満 渉君	202
宮路市長	202
池満 渉君	202
宮路市長	203
池満 渉君	203
宮路市長	203
池満 渉君	204
宮路市長	205
池満 渉君	205
宮路市長	205
休 憩	206
出水賢太郎君	206
宮路市長	207
田代教育長	208
出水賢太郎君	209
宮路市長	209
出水賢太郎君	209
宮路市長	210
出水賢太郎君	210
宮路市長	210
出水賢太郎君	211
宮路市長	211
出水賢太郎君	211

宮路市長	2 1 2
出水賢太郎君	2 1 3
宮路市長	2 1 3
出水賢太郎君	2 1 3
宮路市長	2 1 3
出水賢太郎君	2 1 3
宮路市長	2 1 4
出水賢太郎君	2 1 4
横山副市長	2 1 4
出水賢太郎君	2 1 5
宮路市長	2 1 5
出水賢太郎君	2 1 5
宮路市長	2 1 6
出水賢太郎君	2 1 6
宮路市長	2 1 7
出水賢太郎君	2 1 7
宮路市長	2 1 8
休 憩	2 1 8
坂口洋之君	2 1 8
宮路市長	2 1 9
田代教育長	2 2 1
坂口洋之君	2 2 1
宮路市長	2 2 1
坂口洋之君	2 2 2
宮路市長	2 2 2
坂口洋之君	2 2 2
宮路市長	2 2 2
坂口洋之君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
坂口洋之君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
坂口洋之君	2 2 4

宮路市長	2 2 4
坂口洋之君	2 2 4
宮路市長	2 2 4
坂口洋之君	2 2 4
宮路市長	2 2 5
坂口洋之君	2 2 5
宮路市長	2 2 5
坂口洋之君	2 2 5
大園健康保険課長	2 2 5
坂口洋之君	2 2 5
大園健康保険課長	2 2 5
坂口洋之君	2 2 6
宮路市長	2 2 6
坂口洋之君	2 2 6
宮路市長	2 2 6
坂口洋之君	2 2 6
大園健康保険課長	2 2 7
坂口洋之君	2 2 7
大園健康保険課長	2 2 7
坂口洋之君	2 2 7
大園健康保険課長	2 2 8
坂口洋之君	2 2 8
大園健康保険課長	2 2 8
坂口洋之君	2 2 8
田代教育長	2 2 8
坂口洋之君	2 2 9
田代教育長	2 2 9
坂口洋之君	2 2 9
田代教育長	2 2 9
坂口洋之君	2 2 9
田代教育長	2 3 0
坂口洋之君	2 3 0

田代教育長	2 3 0
坂口洋之君	2 3 0
田代教育長	2 3 1
坂口洋之君	2 3 1
田代教育長	2 3 1
坂口洋之君	2 3 1
田代教育長	2 3 1
坂口洋之君	2 3 1
宮路市長	2 3 2
坂口洋之君	2 3 2
宮路市長	2 3 2
坂口洋之君	2 3 2
宮路市長	2 3 2
坂口洋之君	2 3 2
宮路市長	2 3 3
坂口洋之君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
休 憩	2 3 3
山口初美さん	2 3 3
宮路市長	2 3 5
田代教育長	2 3 7
山口初美さん	2 3 8
宮路市長	2 3 8
山口初美さん	2 3 8
宮路市長	2 3 9
山口初美さん	2 3 9
大園健康保険課長	2 3 9
山口初美さん	2 3 9
大園健康保険課長	2 4 0
山口初美さん	2 4 0
大園健康保険課長	2 4 0
山口初美さん	2 4 0

平田税務課長兼特別滞納整理課長	2 4 0
山口初美さん	2 4 0
宮路市長	2 4 1
山口初美さん	2 4 1
宮路市長	2 4 2
山口初美さん	2 4 2
宮路市長	2 4 2
山口初美さん	2 4 2
宮路市長	2 4 3
散 会	2 4 3

---

第5号（3月19日）（月曜日）

開 議	2 4 8
日程第 1 一般質問	2 4 8
大園貴文君	2 4 8
宮路市長	2 4 9
大園貴文君	2 5 0
宮路市長	2 5 0
大園貴文君	2 5 0
宮路市長	2 5 0
大園貴文君	2 5 0
宮路市長	2 5 1
大園貴文君	2 5 1
宮路市長	2 5 1
大園貴文君	2 5 1
宮路市長	2 5 1
大園貴文君	2 5 2
宮路市長	2 5 2
大園貴文君	2 5 2
宮路市長	2 5 2
大園貴文君	2 5 2
宮路市長	2 5 2

大園貴文君 .....	2 5 2
宮路市長 .....	2 5 3
大園貴文君 .....	2 5 3
宮路市長 .....	2 5 3
大園貴文君 .....	2 5 3
宮路市長 .....	2 5 3
大園貴文君 .....	2 5 4
宮路市長 .....	2 5 4
大園貴文君 .....	2 5 4
宮路市長 .....	2 5 4
大園貴文君 .....	2 5 4
宮路市長 .....	2 5 4
大園貴文君 .....	2 5 4
宮路市長 .....	2 5 4
大園貴文君 .....	2 5 5
宮路市長 .....	2 5 5
大園貴文君 .....	2 5 5
宮路市長 .....	2 5 5
大園貴文君 .....	2 5 5
宮路市長 .....	2 5 5
大園貴文君 .....	2 5 6
宮路市長 .....	2 5 6
大園貴文君 .....	2 5 6
宮路市長 .....	2 5 7
大園貴文君 .....	2 5 7
銚之原商工観光課長 .....	2 5 7
大園貴文君 .....	2 5 7
宮路市長 .....	2 5 8
大園貴文君 .....	2 5 8
宮路市長 .....	2 5 8
大園貴文君 .....	2 5 9
宮路市長 .....	2 5 9
大園貴文君 .....	2 5 9
宮路市長 .....	2 5 9

休 憩 .....	2 5 9
門松慶一君 .....	2 5 9
宮路市長 .....	2 6 1
門松慶一君 .....	2 6 2
宮路市長 .....	2 6 3
門松慶一君 .....	2 6 3
宮路市長 .....	2 6 3
門松慶一君 .....	2 6 4
宮路市長 .....	2 6 4
門松慶一君 .....	2 6 4
宮路市長 .....	2 6 4
門松慶一君 .....	2 6 5
宮路市長 .....	2 6 5
門松慶一君 .....	2 6 5
宮路市長 .....	2 6 5
門松慶一君 .....	2 6 5
宮路市長 .....	2 6 5
門松慶一君 .....	2 6 6
宮路市長 .....	2 6 6
門松慶一君 .....	2 6 6
宮路市長 .....	2 6 6
門松慶一君 .....	2 6 7
宮路市長 .....	2 6 7
門松慶一君 .....	2 6 7
宮路市長 .....	2 6 8
門松慶一君 .....	2 6 8
宮路市長 .....	2 6 8
門松慶一君 .....	2 6 8
宮路市長 .....	2 6 8
成田 浩君 .....	2 6 9
宮路市長 .....	2 6 9
休 憩 .....	2 7 0



成田 浩君 .....	2 7 0
宮路市長 .....	2 7 0
成田 浩君 .....	2 7 1
瀬川農林水産課長 .....	2 7 1
成田 浩君 .....	2 7 1
宮路市長 .....	2 7 1
成田 浩君 .....	2 7 2
宮路市長 .....	2 7 2
成田 浩君 .....	2 7 3
瀬川農林水産課長 .....	2 7 3
成田 浩君 .....	2 7 3
宮路市長 .....	2 7 3
成田 浩君 .....	2 7 3
宮路市長 .....	2 7 4
成田 浩君 .....	2 7 4
宮路市長 .....	2 7 4
成田 浩君 .....	2 7 5
宮路市長 .....	2 7 5
成田 浩君 .....	2 7 5
宮路市長 .....	2 7 5
成田 浩君 .....	2 7 5
宮路市長 .....	2 7 6
成田 浩君 .....	2 7 6
宮路市長 .....	2 7 6
成田 浩君 .....	2 7 6
瀬川農林水産課長 .....	2 7 6
成田 浩君 .....	2 7 6
宮路市長 .....	2 7 6
成田 浩君 .....	2 7 7
宮路市長 .....	2 7 7
成田 浩君 .....	2 7 7
宮路市長 .....	2 7 7

成田 浩君	2 7 8
宮路市長	2 7 8
成田 浩君	2 7 8
宮路市長	2 7 9
成田 浩君	2 7 9
西藺典子さん	2 7 9
宮路市長	2 8 0
西藺典子さん	2 8 1
宮路市長	2 8 1
西藺典子さん	2 8 1
宮路市長	2 8 2
西藺典子さん	2 8 2
宮路市長	2 8 2
休 憩	2 8 3
西藺典子さん	2 8 3
宮路市長	2 8 3
西藺典子さん	2 8 3
富迫総務課長	2 8 3
西藺典子さん	2 8 3
富迫総務課長	2 8 3
西藺典子さん	2 8 3
富迫総務課長	2 8 3
西藺典子さん	2 8 4
富迫総務課長	2 8 4
西藺典子さん	2 8 4
富迫総務課長	2 8 4
西藺典子さん	2 8 4
富迫総務課長	2 8 4
西藺典子さん	2 8 4
富迫総務課長	2 8 4
西藺典子さん	2 8 4
富迫総務課長	2 8 5
西藺典子さん	2 8 5
富迫総務課長	2 8 5

西園典子さん	285
宮路市長	285
西園典子さん	285
富迫総務課長	287
西園典子さん	287
富迫総務課長	287
西園典子さん	287
富迫総務課長	287
西園典子さん	287
富迫総務課長	287
西園典子さん	287
富迫総務課長	287
西園典子さん	287
宮路市長	288
西園典子さん	288
宮路市長	289
西園典子さん	289
宮路市長	290
瀬川農林水産課長	290
黒田澄子さん	290
宮路市長	292
田代教育長	294
休 憩	294
黒田澄子さん	294
宮路市長	294
黒田澄子さん	294
大園健康保険課長	294
黒田澄子さん	295
大園健康保険課長	295
黒田澄子さん	295
大園健康保険課長	295
黒田澄子さん	295

大園健康保険課長	296
黒田澄子さん	296
宮路市長	296
黒田澄子さん	296
宮路市長	297
黒田澄子さん	297
宮路市長	297
黒田澄子さん	297
宮路市長	297
黒田澄子さん	297
平田税務課長兼特別滞納整理課長	298
黒田澄子さん	298
地頭教育総務課長	298
黒田澄子さん	298
地頭教育総務課長	298
黒田澄子さん	298
地頭教育総務課長	298
黒田澄子さん	298
野崎福祉課長	298
黒田澄子さん	298
地頭教育総務課長	298
黒田澄子さん	298
地頭教育総務課長	299
黒田澄子さん	299
地頭教育総務課長	299
黒田澄子さん	299
地頭教育総務課長	299
黒田澄子さん	299
田代教育長	299
黒田澄子さん	299
宮路市長	299
黒田澄子さん	300

宮路市長	3 0 0
黒田澄子さん	3 0 0
宮路市長	3 0 0
黒田澄子さん	3 0 1
富迫総務課長	3 0 1
黒田澄子さん	3 0 1
富迫総務課長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
富迫総務課長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
宮路市長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
久保建設課長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
宮路市長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
宮路市長	3 0 2
黒田澄子さん	3 0 2
宮路市長	3 0 3
黒田澄子さん	3 0 3
久保建設課長	3 0 3
黒田澄子さん	3 0 3
宮路市長	3 0 3
黒田澄子さん	3 0 3
久保建設課長	3 0 3
黒田澄子さん	3 0 3
久保建設課長	3 0 3
黒田澄子さん	3 0 3
宮路市長	3 0 4
黒田澄子さん	3 0 4
宮路市長	3 0 4
黒田澄子さん	3 0 4

宮路市長	3 0 5
黒田澄子さん	3 0 5
宮路市長	3 0 5
黒田澄子さん	3 0 5
宮路市長	3 0 6
地頭教育総務課長	3 0 6
散 会	3 0 6

---

第6号（3月27日）（火曜日）

開 議	3 1 0
日程第1 議案第39号平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）（総務企画・産業建設 常任委員長報告）	3 1 0
門松産業建設常任委員長報告	3 1 0
総務企画常任委員長報告	3 1 0
日程第2 議案第28号平成24年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）	3 1 1
出水総務企画常任委員長報告	3 1 1
花木文教厚生常任委員長報告	3 1 7
休 憩	3 2 1
門松産業建設常任委員長報告	3 2 1
花木千鶴さん	3 2 5
出水総務企画常任委員長	3 2 5
花木千鶴さん	3 2 5
出水総務企画常任委員長	3 2 6
花木千鶴さん	3 2 6
出水総務企画常任委員長	3 2 6
山口初美さん	3 2 7
佐藤彰矩君君	3 2 8
坂口洋之君	3 2 8
休 憩	3 2 9
日程第3 議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長 報告）	3 2 9
日程第4 議案第33号平成24年度日置温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報	

告) .....	3 2 9
日程第 5 議案第 3 4 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算 (文教厚生常任委員長報告) .....	3 2 9
日程第 6 議案第 3 6 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計予算 (文教厚生常任委員長報告) .....	3 2 9
日程第 7 議案第 3 7 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 (文教厚生常任委員長報告) .....	3 2 9
花木文教厚生常任委員長報告 .....	3 2 9
山口初美さん .....	3 3 3
並松安文君 .....	3 3 3
山口初美さん .....	3 3 4
梶 康博君 .....	3 3 5
山口初美さん .....	3 3 5
上園哲生君 .....	3 3 6
日程第 8 議案第 3 0 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) .....	3 3 6
日程第 9 議案第 3 1 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) .....	3 3 6
日程第 1 0 議案第 3 5 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算 (産業建設常任委員長報告) .....	3 3 6
日程第 1 1 議案第 3 8 号平成 2 4 年度日置市水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告) .....	3 3 6
門松産業建設常任委員長報告 .....	3 3 6
日程第 1 2 議案第 3 2 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 (総務企画常任委員長報告) .....	3 4 0
出水総務企画常任委員長報告 .....	3 4 0
休 憩 .....	3 4 1
日程第 1 3 陳情第 1 号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書 (総務企画常任委員長報告) .....	3 4 1
出水総務企画常任委員長報告 .....	3 4 1
日程第 1 4 意見書案第 2 号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書 .....	3 4 2
出水総務企画常任委員長趣旨説明 .....	3 4 2

日程第15	議案第40号平成23年度日置市一般会計補正予算(第9号)	343
	宮路市長提案理由説明	343
	池満 渉君	343
	宮路市長	343
日程第16	閉会中の継続審査の申し出について	344
日程第17	閉会中の継続調査の申し出について	344
日程第18	議員派遣の件について	344
日程第19	所管事務調査結果報告について	344
日程第20	行政視察結果報告について	345
閉 会		345
	宮路市長	345

---



平成24年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月23日	木	本 会 議	議案上程、質疑、表決、付託、市長施政方針説明
2月24日	金	委 員 会	文教厚生・産業建設（補正予算等）
2月25日	土	休 会	
2月26日	日	休 会	
2月27日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（補正予算等）
2月28日	火	委 員 会	総務企画（補正予算等）
2月29日	水	委 員 会	委員会予備日、第2本会議の討論・質疑の発言通告期限
3月 1日	木	委 員 会	議会運営委員会
3月 2日	金	休 会	
3月 3日	土	休 会	
3月 4日	日	休 会	
3月 5日	月	休 会	
3月 6日	火	本 会 議	付託事件等審査結果報告、表決、総括質疑、付託
3月 7日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等）
3月 8日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等）
3月 9日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算等）
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	休 会	
3月13日	火	休 会	中学校卒業式
3月14日	水	委 員 会	予備日
3月15日	木	本 委 員 会 議 会	一般質問・産業建設（補正予算）
3月16日	金	本 委 員 会 議 会	一般質問・総務企画（補正予算）
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	本 会 議	一般質問
3月20日	火	休 会	春分の日

3月21日	水	休	会	議会運営委員会
3月22日	木	休	会	議案発送・小学校卒業式
3月23日	金	休	会	
3月24日	土	休	会	
3月25日	日	休	会	
3月26日	月	休	会	
3月27日	火	本	会 議	付託事件等審査結果報告

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1号	平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第 1号	平鹿倉辺地総合整備計画の変更について		
議案第 2号	市道の路線の認定について		
議案第 3号	日置市工場立地法地域準則条例の制定について		
議案第 4号	日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について		
議案第 5号	日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について		
議案第 6号	日置市特別会計条例の一部改正について		
議案第 7号	日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について		
議案第 8号	日置市税条例の一部改正について		
議案第 9号	日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について		
議案第 10号	日置市介護保険条例の一部改正について		
議案第 11号	日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正について		
議案第 12号	日置市営住宅条例の一部改正について		
議案第 13号	日置市下水道条例の一部改正について		
議案第 14号	日置市立図書館条例の一部改正について		
議案第 15号	日置市手数料徴収条例の一部改正について		
議案第 16号	日置市火災予防条例の一部改正について		
議案第 17号	平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）		

- 議案第 18号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 19号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 20号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 21号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 22号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 23号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 24号 平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 25号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 26号 平成23年度日置市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 27号 平成23年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 28号 平成24年度日置市一般会計予算
- 議案第 29号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 32号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 33号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 34号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第 35号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 議案第 36号 平成24年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 37号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 38号 平成24年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 39号 平成23年度日置市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第 40号 平成23年度日置市一般会計補正予算(第9号)
- 発議第 1号 日置市議会議務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
- 陳情第 1号 米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書
- 陳情第 6号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
- 意見書案第 1号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
- 意見書案第 2号 米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書



第 1 号 ( 2 月 2 3 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告等、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	議案第 1号 平鹿倉辺地総合整備計画の変更について
日程第10	議案第 2号 市道の路線の認定について
日程第11	議案第 3号 日置市工場立地法地域準則条例の制定について
日程第12	議案第 4号 日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第13	議案第 5号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第 6号 日置市特別会計条例の一部改正について
日程第15	議案第 7号 日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第 8号 日置市税条例の一部改正について
日程第17	議案第 9号 日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について
日程第18	議案第10号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第19	議案第11号 日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正 について
日程第20	議案第12号 日置市営住宅条例の一部改正について
日程第21	議案第13号 日置市下水道条例の一部改正について
日程第22	議案第14号 日置市立図書館条例の一部改正について
日程第23	議案第15号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第24	議案第16号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第25	議案第17号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第26	議案第18号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第19号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
日程第28	議案第20号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第21号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度日置市一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 4 7 発議第 1 号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特  
例に関する条例の一部改正について



本会議（2月23日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

お知らせします。宇田議員から都合により午前中欠席の届け出がありましたので、お知らせします。

ただいまから平成24年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、花木千鶴さん、並松安文君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの34日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの34日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告につきましては、お手元に配付しております資料のとおりであります。

次に、平成23年10月分から平成23年11月分までの例月現金出納検査の報告及び平成23年10月28日から平成24年1月16日実施分までの定例監査の報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月21日から主な行政報告について、ご報告を申し上げます。

11月24日に、パナソニック日置工場の第1回の合同対策会議を、国・県・市、財団法人かごしま産業支援センターの関係機関が参加し、開催いたしました。今後も合同対策会議等を定期的で開催し、離職者の雇用対策などパナソニック関連の積極的な支援を続けてまいります。

12月1日に株式会社ユー・エム・アイ西日本支社九州工場の建設起工式が開催されました。今回の工場新設により、就業の場の創出、地域経済の浮揚・発展への貢献が期待されます。

12月28日に4地域でそれぞれ地域審議会開催後、市総合計画審議会を開催し、来年度の総合計画にかかわる実施計画の主な事業について説明を行いました。その中で、道路や河川、住宅の整備、産業経済、福祉及び教育文化など、あらゆる分野において質疑や意見、要望をいただきましたが、原案のとおり答申頂きました。

次に、1月3日伊集院文化会館におきまして、平成24年日置市成人式を挙行いたしま

した。

ことし新成人を迎えた621名のうち490名と来賓を含め570名の出席をいただき、盛大にかつ厳粛に執り行うことができました。

次に、1月8日、伊作小学校におきまして、日置市消防出初式を挙行いたしました。

式には、市内の消防団や市消防本部職員など400名が参加し、分列行進を行った後、規律訓練、救助訓練、放水訓練を行うなど、消防関係機関の協力のもと、防火への気持ちを新たにし、厳粛に執り行うことができました。

以下、主要な行政報告につきましては、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第1号平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第5、報告第1号平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第1号は、平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成24年2月1日に理事会が開催され、平成24年度日置市土地開発公社事業計画、資金計画及び予算が議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○総務企画部長（小園義徳君）**

それでは、報告第1号平成24年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、別紙の2ページをお開きください。

収益的収入を8,078万7,000円、収益的支出を7,747万7,000円見込みまして、次のページに資本的収入を3億9,000万円、資本的支出を4億1,054万5,000円計上いたしております。

その内訳としまして、27ページから予算説明書となっておりますので、お開きいただきたいと思ひます。

事業収益の土地造成事業収益としまして、清藤工業団地4区画の貸付料と、住宅団地16区画中、14区画の販売を含めまして、合計8,069万円を計上いたしております。

事業外収益としまして、受取利息、雑収益の合計を9万7,000円としております。

続きまして、収益的支出の主なものについてでございます。事業原価の土地造成事業原価7,470万5,000円は、住宅団地販売見込みを計上し、販売費及び一般管理費を227万2,000円、予備費を50万円計上いたしております。

次に、29ページをお開きください。

資本的収入でございますが、清藤工業団地造成事業の借りかえ分3億9,000万円を計上いたしております。

次に、資本的支出につきましては、合計額を4億1,054万5,000円計上し、内訳としまして、清藤工業団地の工事費、関連費、支払い利息の合計1,419万5,000円、伊作田住宅団地造成事業の関連費を10万円、本町住宅団地造成事業の工事費、関連費の合計額で540万円を計上し、その他の住宅団地では、それぞれ関連費を5万円ずつ計上しまして、土地造成費の支出にかかる総額を2,004万5,000円とし、30ページに、公社債及び償還金を3億9,000万円、

13ページに予備費を50万円といたしております。

26ページにお戻りください。

現金収支の当初資金計画でございますが、受け入れ資金で5億60万7,000円、支払い資金で4億1,104万5,000円、差し引き8,956万2,000円の繰り越しをいたしております。

その他のページにつきましては、これらの内訳でございますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから報告第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

---

△日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について

△日程第7 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について

△日程第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてから、日程第8、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成24年6月30日をもって任期満了と

なるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

益満和子さんの経歴につきましては、資料を添付してありますのでご確認ください。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成24年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

迫直美さんの経歴につきましては、資料を添付してありますのでご確認ください。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成24年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

中原直美さんの経歴につきましては、資料を添付してありますのでご確認ください。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾公裕君）**

これから3件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、益満和子さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、益満和子さんを適任者と認めることに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件については、迫直美さんを適任者と認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は迫直美さんを適任者と認めることに決定しました。

次に、諮問第3号について討論を行います。討論はありますか。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件については、中原直美さんを適任者と認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は中原直美さんを適任者と認めることに決定しました。

△日程第9 議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について

○議長（松尾公裕君）

日程第9、議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、平鹿倉辺地総合整備計画の変更についてであります。

平鹿倉辺地総合整備計画に電気通信施設の整備を追加し、及び整備中の市道2路線の事業費を減額することに伴い、同計画を変更したいので、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

平鹿倉辺地総合整備計画は、人口249人、面積19.6km<sup>2</sup>で、公共的施設の整備計画として、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画で実施しておりますが、辺地の概況でございます。

辺地の構成は、吹上町湯之浦の一部及び吹上町和田の一部でございます。

地域の中心の土地は、吹上町和田5263番地で、辺地度点数は219点となっております。

次に、公共施設の整備を必要とする事情に

つきましては、年々高齢化と過疎化が進行しており、利便性のよい公共交通機関等がないため、地域住民の生活に不安を与えており、市道も急坂・急カーブで幅員が狭いため、離合が困難である。また、携帯電話の不通話地域があり、情報通信格差が生じており、地域住民の生活に支障をきたしている状況にあります。

次に、公共的施設の整備計画ですが、今回の変更につきましては、総事業費を3億3,000万円から2億1,240万8,000円にしようというもので、整備計画の表上段が変更後の事業費で、道路橋梁を1億4,407万5,000円に、電気通信施設で6,833万3,000円、事業費合計を2億1,240万8,000円とし、財源内訳は特定財源5,492万7,000円、一般財源1億5,748万1,000円で、このうち辺地債を1億5,490万円予定するものでございます。

変更の事業内容は次のページの資料にありますとおり、現在整備中の市道永野竜之瀬線の改良舗装延長を950mに縮小し、市道竜之瀬平鹿倉線の測量実施設計と舗装調査用地測量を640mに縮小し、用地補償費を200m追加するものでございます。

また、電気通信施設では、携帯電話エリア整備事業として、塩水流地区と助代地区の不通話地域を解消するために、施設整備を追加するものでございます。

場所につきましては、次ページの管内図をお開きください。

平鹿倉辺地の区域は、右下に青色で表示してございますが、次のページ以降に市道永野竜之瀬線と市道竜之瀬平鹿倉線及び携帯電話等エリア整備事業の塩水流地区と助代地区の拡大図をお示しし、市道改良につきましては、全体計画と平成23年度までの事業実績及び平成24年度の計画を表示してございますの

で、ご確認ください。

以上、ご審議をよろしくいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、部長のほうから説明をいただいたんですけど、この資料の中で、市道永野竜之瀬線、これが長さが1,479mから950mに縮小されておるんですよ。それと、今度は市道竜之瀬平鹿倉線、これも長さが1,290mから640m、それから700mから640m、450mが200mと、こういうふうに縮小、規模が小さくなっておるんですけど、その理由を、ちょっと今、部長の説明ではわからんもんですから、予想はつくんですけど、なぜこういうふうに縮小するのか、その理由をお知らせ願えたらと思います。

○総務企画部長（小園義徳君）

この変更理由につきましては、地域バランスを考慮した関係で、道路の整備を予算化したしております。したがって、今年度変更しました分につきましては、次年度以降の計画に計上していくといったことになってまいります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第10 議案第2号市道の路線の認定について

○議長（松尾公裕君）

日程第10、議案第2号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、市道の路線の認定についてであります。

鹿児島県から移管される3路線を認定したので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第2号市道の路線の認定について、補足説明申し上げます。

今回の市道の路線の認定は、県道改良にかかる鹿児島県からの移管に伴うものであります。

別紙をごらんください。

市道認定路線の一覧表のとおり、番号1から3までの3路線です。いずれも県道山田湯之元停車場線にかかるもので、番号1は、路線番号553、延長206.5m、路線名芝居段1号線、起点、東市来町中里3966番地4先、終点、東市来町中里4006番地1先、番号2は、路線番号554、延長26.7m、路線名芝居段2号線、起点、東市来町中里3994番地2先、終点、東市来町中里3993番地1先、番号3は、路線番号555、延長397m、路線名、清水3号線、起点、伊集院町上神殿1138番地先、終点、伊集院町上神殿2227番地1先です。

次は、市道認定路線位置図を示していますが、東市来内が芝居段の県道と市道との交差点改良付近、伊集院地内が上神殿油田尾橋付近の中途部分であります。

最後に、市道認定路線図ですが、それぞれ番号をした路線ごとに茶色で着色し、起点を緑、終点を赤で表示しております。

以上、説明申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第11 議案第3号日置市工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（松尾公裕君）

日程第11、議案第3号日置市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は、日置市工場立地法地域準則条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第88条に規定する工場立地法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第3号日置市工場立地法地域準則条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

本案につきましては、第2次地域主権一括法に基づく権限移譲に伴う工場立地法の改正により条例を制定するものでございます。

工場立地法では、製造事業等における特定工場の敷地面積のうち、環境施設が25%以上、うち緑地が20%以上と国の準則に定められておりますが、この国の基準にかえて、



国が定める区域の区分ごとの基準の範囲内において、条例で規定できることとなったもので、その要件を緩和しようとするものでございます。

第1条は、その趣旨を規定しております。

第2条は、用語の定義で、法において使用する用語と同じであることでございます。

第3条は、日置市内での区域・区分と、緑地面積及び環境施設における敷地面積における割合を定めるものでございます。

区域では、甲・乙・丙の3区域で、甲区域は都市計画区域の用途指定のある準工業地域、乙区域は、都市計画区域の用途指定のある工業地域、丙区域は、市内の工業団地としており、それぞれの敷地面積の緑地、環境施設の割合を定めるものでございます。

第2項で、市長が規則で定めるところにより、前項の表に規定する丙区域の範囲を定めるものでございます。

第4条は、条例の規則への委任でございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、法規制がかかる前の昭和49年6月28日以前に設置されている特定控除が、第3上の表に規定する甲または乙または丙区域にあり、その日以後に増設等の変更を行う場合にあっては、緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定めるものでございます。

第3項は、特定工場の敷地が甲・乙・丙の区域、またはこれら区域以外の区域において、2以上の区域にわたる場合においては、敷地割合の高い区域の割合を敷地の全部に適用するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○15番（西園典子さん）

ちょっとお尋ねしたいと思います。これは、パブリックコメントのほうにも出していらっしゃるしまして、ゼロ件であったように思います。

私自身、ちょっとお尋ねしたいと思いますので、大体これは、国の基準に関しまして、いっぱいいっぱい敷地を利用するという仲立ちにしたいということですね。そこで、幾つかお尋ねしますが、具体的にやはりそういう迫られたことがあって、こういうことをなさるのかどうなのか、1点です。

それから、これは特区的なことになるかと思いますが、ほかの似たような自治体で、こういうようなことをしている現状があるのかどうなのか。

それから、3番目に、やはりこういう緑地とかそういう面積を取らないといけないという趣旨の中には、やはり工場が災害とか事故とか、いろいろな周辺部に与える影響というものも勘案してのそういう事情があるのではないかと思います。5%、10%の余裕、そういうようなので十分とした緑地が多いということではあります。そういうので十分であるかどうかということ。

それから、もう1点、やはりこういう工場地帯の周辺部には、河川、川です。河川とか湖沼、沼、そういうようなところがあるようでもございます。そういうようなところへの、いっぱいいっぱい建てた場合の、使う場合に影響というものなども勘案していらっしゃるのかどうかのあのか、その4点についてお尋ねしたいと思います。

#### ○企画課長（上園博文君）

ただいまお尋ねの内容でございますけれども、現状はどうかということでございますが、この条例の制定そのものが、今回の権限移譲による取り組みでございまして、具体的に言いますと、国で定めている、先ほど部長が申し上げました25%、100分の25なんで

すが、市町村の区域にあつては、周囲がかなり緑に覆われている現状がございます。したがって、国で定めております工場立地法が各市町村においてはなじまない状況があるということも含めて、今回独自の整備をするものでございますけれども、そういった意味では、今回条例を定める中では、100分の15もしくは100分の10以上ということでございます。この環境施設の面積の割合の中に緑地が含まれますので、企業の皆さん方にとってはかなりこの緑地が、周辺が緑地に覆われているということもありまして、これまでと比較しますとかなり柔軟な形で個の適用を受けられるということが主でございまして、現状ではこの条例の制定に対しまして、日置市内の企業で直接影響を受けるところは、今のところでは問題になる企業はないようでございます。

他の自治体の状況でございますけれども、県内では制定する方向でいるところが4市、そして検討中であるところが同じく4市、制定しない方向が九つの市でございます。こういった状況でございます。

さらに、周辺に与える影響でございますけれども、現段階では、これまでも直接影響を受けるような状況はございませんでしたけれども、先ほどこの条例の中で示しております区域、都市計画内と工業団地内でございますので、今のところは特に影響はないと考えております。

緑地は十分かというご質疑でございましたけれども、現段階では十分だと考えております。また、河川、湖沼等に影響があるかということでございますけれども、現段階では池のそばが工場があるところは、東市来の皆田工業団地だけでございますけれども、特にこういったところへも影響はないと考えております。

以上でございます。

#### ○15番（西園典子さん）

私、現段階ではとおっしゃいましたので、これは現段階だけでなくこれはずっと続いていくということで、やはりそのところを十分に勘案してらっしゃるべきじゃなかろうかという形でお聞きしたところでございました。

で、そこも含めまして大丈夫であろうという、この数字では大丈夫だろうというふうに判断してよろしいでしょうか。

#### ○企画課長（上園博文君）

その考えで結構かと思えます。先ほど私が池のそばといいますのが、皆田工業団地だけ申し上げましたけれども、亀原工業団地も当然近くでございます。訂正いたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題といたします議案第3号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第12 議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について

#### ○議長（松尾公裕君）

日程第12、議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第4号は、日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す

る法律第6条に規定する地方公営企業法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定につきまして、補足説明申し上げます。

本条例は、第1次地域主権改革一括法により、地方公共団体の経営の自由度を高めるため、地方公営企業法第32条が改正され、法廷積立金、減債積立金、利益積立金の積み立て義務が廃止され、また条例等により利益及び資本剰余金の処分等が可能となるため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

まず、第1条は趣旨で、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業における利益及び剰余金の処分等に必要事項を定めるものでございます。

第2条第1項は、利益の処分の方法及び積立金の取り崩しで、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に、20分の1を下らない金額を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる内容でございます。

第2項は、積立金の目的外に用途を限定するものでございます。

第3項では、ただし議会の議決を得た場合については、目的以外の用途に使用することができるものとしております。

第3条は、資本剰余金の処分について、毎事業年度で生じた資本的に収入は資本剰余金

として、国庫補助金、県補助金、寄附金、工事負担金、その他の資本剰余金等の科目に積み立てなければならないという内容でございます。

第4条は、欠損の処理で、欠損金は前事業年度から繰り越した利益で補てんしますが、その利益で不足する場合には、当該年度の利益積立金で補てんするというものです。ただし、利益積立金で補てんしても欠損金が残るときは、普通建設改良積立金で補てんし、なお欠損金が残るときには、資本剰余金で補てんするという内容のものです。

第5条は、委任でございまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、水道事業管理者の権限を行う市長が別に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

なお、本市水道事業では、現在まで適正な経営状況にあり、現行の地方公営企業法に基づく処分を継続し、現行の規定等を条例化し、運用するものでございます。

以上、説明申し上げます。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第5号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

△日程第14 議案第6号日置市特別会計条例の一部改正について

△日程第15 議案第7号日置市財産の

交換、無償貸付等に関する条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第13、議案第5号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてから、日程第15、議案第7号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第5号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

市の財政運営に寄与するため、平成18年度から実施している市長等の給料月額及び部課長等の管理職手当の減額並びに平成21年度から実施している部課長等の給料月額の減額について、平成24年度においても継続して実施するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第6号は、日置市特別会計条例の一部改正についてであります。

日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者を指定したこと並びに住宅新築資金等貸付事業の会計区分を一般会計として取り扱うことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第7号は、日置市財産の交換、剰余、無償貸付等に関する条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第16条に規定する地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自

治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、3件につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いたいします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第5号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

本則及び附則第2項中、平成24年3月31日を平成25年3月31日に改める。

これは、市長、副市長、教育長がそれぞれ給料の15%、10%、8%の減額をしております期間と、管理職員の給料支給月額を100分の98とする期間及び管理職手当の月額を10%減額している期間を、それぞれ1年延長しまして、平成25年3月31日までとするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今回の改正によります市長、副市長、教育長の給料減額と、管理職員の給料減額及び管理職手当の減額の総額は905万5,000円の見込みでございます。

次に、議案第6号日置市特別会計条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市特別会計条例の一部を次のように改正するもので、第1条第1項中、第1号は、特別養護老人ホーム事業特別会計、特別養護老人ホーム事業、第8号は、住宅新築資金等貸付事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業、第9号は、診療所特別会計、診療所事業で、この三つの特別会計を廃止して、一般会計として取り扱うものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、この条例による改正前の三つの特別会計の平成23年度の収入及び支出並

びに同年度の決算に関しましては、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案第7号日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

本案は第2次地域主権一括法に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部開催により、地方公共団体は当分の間、国に対し寄附金、法律または政令の規定に基づかない負担金、その他これに類するものを支出してはならないという規定が削除されたために、日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するもので、国または他の地方公共団体、その他公共団体を国等に改め、あわせて条文の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。

まず、議案第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

#### ○17番（梶 康博君）

市長に二、三伺いますけれども、この議案を一括して提案したというこの意図は、非常に理解するのが苦しいところがあるわけですが、特別養護老人ホーム青松園については、今回指定管理で会計が途絶するというのもあって、適正かと思えますけれども、やはりこの住宅新築資金等の会計については、個人貸し付けによる、これまで非常にこの債権の取り立てが難しい部分が課題となって、議会でもたびたび取り上げられてきた経緯が

あるわけです。

また、一般質問の中では、多くある特別会計を統合することが望ましいという質問等も出されておりましたけれども、よりもよってという大変申し上げにくい面もあるわけですが、この個人の責任のある会計をこうして一般会計に吸収するということは、今後の管理が非常に難しくなり、また、その結果がうやむやになる可能性も非常に高いと、それをこうして一括して議案として出されるということが、非常に理解に苦しむわけですが、そこらあたりについて、どのような意図があるのか伺いたいと思います。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

特別会計におきましては、一つの目的を達成するために特別会計を設けているものでございまして、今ご質問にありました住宅資金新築資金の貸付事業特別会計におきましても、既にもう事業は終了しております、起債の償還と、それから貸付金の収入のみということになっておまして、現状でも建設課のほうでやっております。これが一般会計に移っても、作業自体は特に問題はございませんので、今後の事務的にも支障はないというふうに考えているところでございます。

#### ○17番（梶 康博君）

公会計ですので、それは課長がおっしゃるように責任がうやむやになるということはないということは、前提としてこういう議案が提案されているというのは、承知しているわけですが、やはりここあたりの責任のあり方というのは、やはり個人の方々にその責任の重大性を認識をしてもらうということは、やっぱり重大な行政の責任だと思いますので、先のいらぬ心配をするようではございませんけれども、やはり行政の職員としては、重大な管理をもってこういう事業はやはり継続性を維持していただくことをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

私は、今の質疑の逆でありまして、逆とい  
いますか、残りの青松園と診療所のほうとい  
いますか、そちらのほうについてちょっとお  
尋ねしたいんですが、4月から指定管理者制  
度が導入されることになっておりますので、  
特別会計は残さなくてもいいという考え方は、  
これまでの例にならうとあることだと思いま  
す。特に何か大変な問題が生じるということ  
はないと思いますが、ただ、考えてみますと  
これまでの指定管理者制度のように、いろい  
ろ収益を挙げる活動であったり、地域住民へ  
のサービスであったりというような、そうい  
ったようなものが結構あったりするわけですが、  
今回のこの診療所と養護老人ホームとい  
うのは、非常に複雑な、デリケートな問題で  
ありまして、診療所についてはいろいろ企業  
会計でやった場合ですとか、それから診療所  
は入所者がいて、特別養護老人ホームという  
福祉施設の中でも大変多くの人たちが入る施  
設であります。これは、これまでの経験から  
いきますと、1社、途中で問題のあって会計  
が市に移ってきたと、指定の取り消しという  
ことがございました。そういった場合には、  
過去の例によりますと、経営を引き継ぐとい  
うことはスムーズにいったわけですがけれど、  
今回のような場合には、もしそういう事態が  
生じた場合に、会計をなくすことがどうなの  
か。それはなければならぬということにも  
ならないとは思いますが、もしそのような事  
態が起きたときには、一般会計の取り扱いで  
簡単にできるものかということが発生するの  
ではないか。会計上言いますと、診療所なん  
かは一般会計のほうに交付税で入ってくるも  
のを会計に繰り入れる、それを償還するとい  
うような会計しか成り立たないかもしれませ

んけれども、ただこの二つの一つについ  
ては、指定管理者であり責任者は市である以上、  
やはり会計は残しておくべきではないかと、  
私は思ったわけですがけれども、その辺の問題  
についてどのように今回の取り計らいをされ  
たのか。この2施設の問題についてお答えい  
ただけますか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

診療所と青松園の問題につきましても、先  
ほどの住宅新築資金と同じようなお答えにな  
ると思うんですけども、特別会計については、  
一つの目的を達成するためにつくられて  
いるものでございまして、今回診療所と青松  
園に関しましても、発生してくる支出の予想  
されるものが、火災保険料が発生して来ると、  
市として支出していかないといけないとい  
うこととございます。また、診療所についま  
しては、起債償還はもちろん出てまいりますけ  
れども、そういうこととございまして、支出、  
市として特別会計を設けていくまでの支出内  
容でもないというような判断から、今回一般  
で取り込むと、一般に取り込んで支出してい  
こうという考え方で、今回上程したものでご  
ざいます。

○8番（花木千鶴さん）

私も考えられるのはそういうことだとは思  
うんです。さっきも言いましたように、入っ  
てくるお金と出ていくお金がそれぐらいだし。  
だから、そのことは理解しているつもりです。  
ただ、何か発生した場合、結局指定管理者制  
度というのは、主体は市なんです。だから、  
委託したのは運営上の問題であって、いろい  
ろそこには取り組みあるでしょうが、結局責  
任者が市なので、会計上、運営費を今回、利  
用料金制度、その収入ともろもろについては  
指定管理者がというそういった形になってい  
るだけであって、運営主体は市であって、何  
かがあったら即市がその事業をやっていかな  
きゃならないという立場にあるのではないかと

と。で、それたちをお尋ねしているんですが、もし前のような、温泉施設のようなことがありました。ああいったことが発生したときには、会計上はどうなるんですか。

**○財政管財課長（満留雅彦君）**

もし非常事態が発生した場合につきましては、一般会計のほうで対応していくと、当然、青松園のほうは現在基金を持っておりますけれども、診療所のほうにおきまして、例えばそこに問題が発生した場合におきましても、一般のほうから繰り出してという形になってまいりますので、これを特別会計を廃止した場合におきましても、一般のほうで十分対応していけるということになります。

**○8番（花木千鶴さん）**

じゃあ、確認させてください。それは、一般会計でも病院の会計も、そして診療所の介護保険課のようになってまいります。それも一般会計でやれるということですね。

**○財政管財課長（満留雅彦君）**

特別会計を設置しておれば、当然繰り出しという措置になってまいりますけれども、一般会計で持っているわけでございますので、特に問題はございません。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号から議案第7号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第7号までの3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。発言通告がありますので、発言を許可します。山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第6号日置市特別会計条例の一部改正についての反対討論を行います。

住宅新築資金等貸付事業の分につきましては、これで認めますけれども、この診療所と特別養護老人ホーム青松園の分につきましては、指定管理者を指定したことによってということになっております。私は、この診療所と特別養護老人ホーム青松園の管理運営は、市が責任を持ってやるべきだという考えでございます。指定管理者制度そのものに反対でございますので、反対をさせていただきます。

以上、簡単ですが討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

**○19番（佐藤彰矩君）**

私は、議案第6号日置市特別会計条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

本案は、日置市住宅新築資金等貸付事業特

別会計を廃止して、一般会計に繰り入れていくもの、また、日置市特別養護老人ホーム青松園特別会計、そして日置市診療所特別会計は、先の議会で指定管理で議案が可決されたことを受けて、本年4月から特別会計を廃止するものであり、当然進めなければならない手続であります。よって、本案は可決すべきものとして賛成討論とします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

△日程第16 議案第8号日置市税条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第16、議案第8号日置市税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第8号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたことに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（小園義徳君）**

議案第8号日置市税条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市長が申しました提案理由のとおり、地方税法の改正と防災のための施策に必要な財源の確保ということで、日置市税条例の一部改正を次のように改正するものでございます。

第95条はタバコ税の税率で、1,000本につき4,618円を5,262円に改めるものでございます。

附則第9条は、退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の規定ですが、この規定が廃止されたことによる削除でございます。

附則第16条の2第1項は、タバコ税の税率の特例で、紙巻きタバコにかかる税率の1,000本につき2,190円を2,495円



に改めるものでございます。

タバコ税に関しましては、地方税法の改正により、県税の一部を市町村税に委譲することになりますが、市税条例の改正規定には出てまいりません。

また、附則に第25条として、個人の市民税の税率の特例を加えるもので、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割りの税率を第31条第1項の規定にかかわらず同工に規定する額に500円を加算した額とするということで、年額3,000円の均等割額が3,500円となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号で、附則第9条の改正規定及び次条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

第2号で、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2条、第3条は、施行日前の退職手当等及び市タバコ税については、従前の例によるものを規定したものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○17番（梶 康博君）

この住民税のことについて伺いたいと思うんですが、小泉構造改革は10年は遅れたと、こう言われて評価をされないわけですけれども、その上に、以前は500円の住民税が均等割りで3,000円になって、その時点でも相当問題視されたわけですけれども、さらに今回、また500円を上乗せすると。理由は災害対策ということで、なかなか異論を言

えない部分もあるわけですけれども、それほど高い住民税が、またさらに500円と、その3,000円の中から災害対策に向けるということであれば、それは理解もするわけですけれども、その3,000円が高いと言われてた中に、またさらに500円加算をすることで、これが均等割の方だけの部分になっておりますけれども、もう1件は、一般のそれ以上の皆さんについてはどうなっているのか。ここには記載がないわけですけれども、その3,000円にさらに500円の上乗せについて違和感は感じないのか。またそのほかの課税分についてはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

#### ○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、今回3,000円に500円上乗せされまして、均等割のほうが3,500円になるわけですが、現在日置市内に約2万人の納税義務者がいらっしゃいます。そのうち、均等割の方が約2,800件ということで、均等割を引いた方にも所得割とこの均等割が加算されていることで、この分が増額ということで約1年に1,000万円ほど増額を見込んでいます。

以上でございます。——均等割以外の税率については、変更はございません。（「変更はない」と呼ぶ者あり）はい。

#### ○17番（梶 康博君）

均等割以外の課税者には加算分はないということで、そこらあたりがわかる住民の皆さんにわかってくるとなったときに、今後国の方向は増税の方向に流れていく中で、やはり住民税について、国の指示もあるわけですけれども、市町村の判断についての住民の理解を得るというのは、苦しい人からだけ取るということもいわれるんじゃないかと思っておりますけれども、そこについての説明というのはしっかりできていくのか。どうなんですか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

この改正が26年の6月から、今のところ35年の5月までの10年間ですので、今後広報紙等、あるいはお知らせ版等によりまして、また住民の方に啓発をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

委員会の付託になっておりますので、詳しくは委員会のほうで論議をされることでしょうか、この、大体三つの内容でございました。タバコ税の県からの委譲に関するということ、それから市県民税、そして退職手当、退職所得の控除をやめると、10%をやめるというようなことですが、今回のこの一部改正によって、どれぐらいの税収増になるのかというのを、大体の額で結構ですでお示しをいただきたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

まず、タバコ税のほうでございますが、タバコ税につきましては、増額分としまして約4万5,000本の増税、2,875万4,000円を見込んでおるところでございます。

それから、均等割の分につきましては、先ほど申し上げましたが、納税義務者数が2万600人ですので、これの500円分の増加ということで、約1,010万円、これの10年間ということで、約1億円ということが見込んでおります。

それから、退職所得につきましては、総合的なものではございませんが、現在のところ、仮に期間をしまして勤務が計算の中で20年以下と、勤続年数が20年を超えるということで算出を出しているわけですが、仮に40年勤務をされまして、退職金のほうを2,500万円もらわれた場合が、控除等が2,200万円ございまして、住民税に現在

8万1,000円の税額がかかっておるわけですが、これはそのうち9,000円が減額されておりまして、この9,000円がなくなりまして、9万円が減額もなるということなので、一応試算はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第17 議案第9号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について

○議長（松尾公裕君）

日程第17、議案第9号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第9号は、日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止についてであります。

日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者を指定したことに伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（桜井健一君）

議案第9号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

この条例廃止は、日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理者の指定に伴い、条例を廃止しようとするもので、平成23年度末の基金残高の見込み額は1億7,763万円で、全額を一般会計へ繰り出し、そのうち2,442万円を繰上償還するために、減債基金へ積み立て、残りの1億5,321万円を施設整備基金へ積み立てようとするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというようにしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第9号について討論を行います。発言通告がありますので、発言を許可します。山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第9号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止についての反対討論を行います。

この基金というのは、これまで日吉町民が積み立ててきたものでございます。そういう市民の声がありましたので、ここであえて言わせて頂きましたけれども、この青松園指定管理者制度に4月からなるということが決ま

っておりますが、私はこの青松園はこれまでどおり市が責任を持って管理運営すべきものというふうに考えております。指定管理者制度そのものに反対の立場であることから、この条例の廃止、基金条例の廃止についても反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

○19番（佐藤彰矩君）

私は、議案第9号日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、さきの議会で指定管理で議案が可決されたことを受けて、本年4月から特別会計を廃止するものであり、これも当然進めなければならない事務手続でございます。よって、本案は可決すべきものとして、賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第10号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第18、議案第10号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第10号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

第5期日置介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率を定めるため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（桜井健一君）

議案第10号日置市介護保険条例の一部改正をする条例について、補足説明を申し上げます。

この改正は、日置市の第5期介護保険事業計画を策定したことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

第5期計画につきましては、4回の策定委員会を経て策定をいたしました。この計画において、平成24年度から平成26年度の3カ年に必要な介護保険サービスの量と総費用を見込んだ結果、高齢化の進展による自然増、施設整備や介護報酬改定の影響等で3カ年で総給付費は154億737万400円、これに地域支援事業費1億6,828万7,763円を加えて、総費用見込み額は155億7,565万8,163円となりました。この総費用見込み額をもとに、第1号被保険者に負担していただく介護保険料を算定していきますが、給付費の増加に加え、第1号被保険者の保険料負担率の改定も重なり、介護保険料の上昇を抑制することを目的としました県の財政安定化基金の取り崩しによる交付金や、介護給付費準備基金を充当しても、

第5期の介護保険料基準月額、第4期より1,000円増の4,980円と算定されました。この介護保険料に基づき、所要の改正をしておりますが、第5期計画においては、介護給付費の増加に伴い、保険料負担を増大していく中で被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定していくため、これまで介護保険法施行令の基準どおりの6段階としていました保険料率の区分を7段階、8階層に改正し、これに応じた額を定めるものでございます。

それでは、別紙により説明をいたします。別紙をお開きください。

第3条は、保険料を規定した条項でございます。適用期間を平成24年度から平成26年度までに改め、介護保険料月額基準額の改正と、保険料率区分を見直ししたことに伴い、それぞれ各段階に応じた年額保険料を、同条各号に定めたものでございます。

今回、特別の基準による保険料率の算定ということで、介護保険法施行令の適用が第38条から第39条になります。

それでは、各号のご説明を申し上げます。

第1号及び第2号は、2万3,880円を2万9,880円に、第3号は、3万5,820円を、4万4,760円に、第4号は、4万7,760円を5万9,760円に改めます。

第5号から第7号につきましては、保険料率の区分を6段階から7段階にしたことに伴い、それぞれ各号の所得金額の範囲を定めて、保険料率を改正するものでございます。

第5号につきましては、第5号で合計所得金額が190万円未満であるものの保険料を7万4,640円と定めます。

第6号につきましては、第6号は400万円未満であるものの保険料を8万9,640円と定めます。

第5号イ及び第6号イについては、生活保

護の所得境界層に当たる軽減措置を、それぞれ介護保険法施行令に準じて定めるものでございます。

第7号は、前号のいずれにも該当しないもの、つまり本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上のものの保険料を10万1,520円と定めるものでございます。

また、第4条、第5条、第6条の改正は、条文整理によるものでございます。

附則としまして、第1項で施行期日を平成24年4月1日からと、第2項で経過措置を規定しております。

また、附則第3項が保険料負担段階4段階のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができるとする介護保険法施行令附則に伴い、特別標準割合による保険料を規定し、その額を4万7,760円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○2番（山口初美さん）

策定委員会が4回開催されたというふうに説明がありましたが、この策定委員会ではこの件についての意見はどのようなものが出たのか、お知らせいただきたいと思っております。

#### ○介護保険課長（堂下 豪君）

お答えいたします。策定委員会のほうの検討は、計画の中身の検討が主でありまして、最終的な計画のまとめとしまして、介護保険料の設定をしていくわけでございますけれども、これまでの給付費の伸び、あるいはこれから予想される高齢者、認定者の増加を考えると、この設定で特に異論はなかったと考え

ております。

#### ○2番（山口初美さん）

それでは、再度お尋ねしたいと思いますが、財政運営が大変になれば、またその市民への負担がふやされるという、こういう悪循環がいろんなところで繰り返されていくわけですが、今回のこの介護保険料が値上げになるという、このことが市民の暮らしへどういう影響を与えるというふうに考えておられるのか。これは市長のほうにお願いしたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

課長のほうから説明がございましたとおり、今回この保険料の改定というのをしていかなきゃならない。特に、高齢化を含めまして、いろいろな特別老人ホーム等も含めまして、待機者も大変多くいらっしゃる。この保険制度自体が、そういう給付と保険料、これが同じ方向にいくという方向でございまして。今回、値上げして大変低所得者の皆様方には、大変負担増になるということも否認しません。ここあたりの介護保険料、保険制度としてご理解をいただくようお願いしたいと思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

この介護保険料というのは、年金所得のあられる方々の分は、年金から有無を言わずに差し引かれていくわけですが、そして、高い保険料は取られるけれども、必要な介護が受けられないというような、そういう実態もあることは、十分ご承知だと思うんですが、そういう今のこの介護保険制度そのもののいろいろな、本当に解決しなければいけない問題というのが、政府のほうでもなかなか検討されていないわけですが、今後、本当に市民が安心して介護を受けられるという、そういう日置市をつくっていくために、市長としてはどのように今後取り組んでいかれたいと思われませんか。その点をお答えいただきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

この制度というのは、私ども市の独自の制度ということではなく、全国的な制度の中で私どもは運用しております。この中で、特に介護の場合は、在宅と居宅とといいますか、施設、この両面でございます、大方の方がやはりこの自宅のほうで介護していくのは大変だという認識を持っております。そういう中におきまして、やはり施設を整備すればするほど、それぞれ給付は上がっていくということでございますので、地域的なバランスを考えながら、今後この施設整備にも十分配慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○7番（坂口洋之君）**

今回、介護保険料の引き上げのことについての提案だと思いますけれども、昨日、介護保険の引き上げについての説明会が開かれたと思いますけれども、その状況についてご説明をお願いします。

**○介護保険課長（堂下 豪君）**

住民説明会につきましては、きのうからスタートしております。3月1日まで26の地区公民館で説明をする予定であります。

昨日は東市来の7地区公民館で開催しておりますけれども、少ないところで13人、多いところで30人、7地区公民館で148人、1カ所当たり21人の平均の参加がありました。

反応としましては、高齢者や認定者の推移、あるいは施設整備の影響を含めました給付費の伸び等を説明する中におきまして、仕方がないという思いだと思いますけれども、ほとんどの方が一定の理解を持って受けとめていただけたものと考えております。

意見としましては、今回、4期が上がらなかつたわけですので、今回1,000円上げ

るのではなく、段階的に第4期でも少し引き上げておれば、また財政状況や市民の受け取り方が変わったんじゃないかなという意見もあったようです。

あとは、基金がもう少なくなって、今回の第5期で基金を全て充当するという計画になっておりますので、基金を使い果たすことへの今後の見込み、不安の声も寄せられたようでございます。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに。

**○15番（西園典子さん）**

ちょっとお尋ねしたいと思いますが、先ほどの市長のお答えの中にもありました、施設が整備されればされるほど、またこれは上がらざるを得ないというようなお答えもあったようでございます。やはり、この介護保険の始まりというのは、できるだけ住民の皆さんが生活をしているその場で、できるだけ自宅で普通の生活をするのの手助けをしながらという、それをしやすいようにという形で始まったのが、介護保険の最初の目的では、国の目的ではなかったかと思っておるわけでございますが、日置市においても、かなりどんどん施設がふえてきておるようでございます。それで、やはりいろんなところでも施設がふえるということに対して、上がっていくんじゃないか、そういう声があったりしておりますし、先日、半年ぐらい前も国保税も上がったばかりで、住民の皆様方には、またというような思いもあるようでございますが、こういうようなことに関しまして、やはり施設のあり方、またそれを利用することに対する住民やそういうことのあり方として、検証なさったりとか、また今後、もっとどうあるべきでありたいなというような、そういう思いというものがおありでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の5期の介護保険の特色というのが、24時間の在宅の体制といいますか、こういうものに一つの介護保険の重きを置いた5期の計画であります。おっしゃいますとおり、当初それぞれ在宅を含めて、在宅が中心でございましたけど、やはりある程度のこの施設整備という形の中で、私ども日置市も推移をしております。今後におきましても、ここあたりのバランスといいますか、やはり認定を含めましてこのバランスを十分配慮しながら、今後の計画、財政的な安定的な計画をつくっていかねばならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第19 議案11号日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第19、議案第11号日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第11号は、日置市土地改良事業分担金徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第59条に規定する土地改良法の一部

改正に伴い、所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため、条例の一部改正を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第11号日置市土地改良事業分担金等徴収条例及び日置市永吉ダム管理条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

初めに、日置市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、上位法である土地改良法の条項ずれに伴うもので、それぞれの条例の取り扱いは何ら変わりません。

それでは、別紙をごらんください。

まず、題名であります。改正前は分担金等と規定しておりましたが、改正後は分担金とするものであります。

第1条の改正は、土地改良法の改正に伴う根拠条項の改正と、条文の整理によるものです。

第2条は、条文の削除であります。定義につきましては、上位法である土地改良法第2条に規定があるため、条例での定義は不要と判断したものです。

第3条は、見出しを分担金等の納入義務者から分担金を徴収されるものに改めて条文を整理し、同条を第2条とするものです。

第4条から第6条までは、見出しと条文の分担金等を分担金と改め、条文の整理をし、それぞれ1条ずつ繰り上げるものであります。

次に、第7条は分担金等の異議申し立てについてであります。この条文につきましては、地方自治法第229条に規定されていることから、条文を削除するものです。

第8条及び第9条は、見出しと条文の分担

金等を分担金と改め、条文の整理をし、それぞれ2条繰り上げるものであります。

次に、永吉ダム管理条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、土地改良法の改正に伴う根拠条項の改正と、条文の整理であります。

第2条は、第2号から第4号までと、第3条は条文の整理に伴うものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上、説明申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○16番（池満 渉君）**

永吉ダムの管理条例の一部改正について、一つお伺いをいたします。

ちょっとうまく理解できないところもあるのかもしれませんが、第1条の中で日置市が管理するところを削除するというふうな文言がございますが、永吉ダムは用水など非常に地域のためにも恩恵を受けているところであり、また、同時に、災害などがあれば洪水等の心配もあって、日置市が管理するという、もちろん管理そのものが非常に大変なことでありますが、日置市のかかわりというのがこういったようなダムの恩恵あるいは心配事というようなことについて、どのようなふうになるのかということの説明をいただきたいと思っております。

**○農林水産課長（瀬川利英君）**

今回の条例改正の部分につきましては、上位法であります土地改良法が96条の4項となっていましたけれども、これが96条の4第1項というふうに変更されたために、必要な改正をするものでありますけれども、管理につきましては、日置市が管理するという条項を削除してありますけれども、その後続く分につきましては、永吉ダムの管理に関し

て必要な事項を定めるということになっていきますので、管理することについては何ら変更はないというふうなことでございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第12号日置市営住宅条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第20、議案第12号日置市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第12号は、日置市営住宅条例の一部改正についてであります。



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条に規定する公営住宅法の一部改正に伴い、入居者資格から削除されることとなる同居親族要件を引き続き入居者資格として定めるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第12号日置市営住宅条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地域主権一括法に基づく公営住宅制度の見直しに伴うものであり、公営住宅法の同居親族要件が平成24年3月をもって廃止されますが、それぞれの自治体の実情に応じて選択できるため、本市では現在の入居資格者がさらに入居困難になることや、市が二人以上の世帯向けなのがほとんどであること、また民間住宅を圧迫するなど、影響が大きいと判断されることから、引き続き同居親族要件を維持し、さらに高齢者や障害者など独居特例案件の規定を条例に規定するものであります。

それでは、別紙によりましてご説明いたします。

日置市営住宅条例のうち、入居者の資格について、第6条第1項第1号の同居親族要件は継続し、政令の該当規定が廃止される附則第2項に掲げていた過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域内の市営住宅に入居することができるものを、第6条本文中に入れ込み、条文を整理し、同条第2項に規定する老人等に該当する第1号60歳以上のものから、第8号までの条件を具備するものの入居を認めることとしています。

さらに、第3項を追加して、第7条の条文を整理するものです。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げます。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第21 議案第13号日置市下水道条例の一部改正について

△日程第22 議案第14号日置市立図書館条例の一部改正について

△日程第23 議案第15号日置市手数料徴収条例の一部改正について

△日程第24 議案第16号日置市火災予防条例の一部改正について

#### ○議長（松尾公裕君）

日程第21、議案第13号日置市下水道条例の一部改正についてから、日程第24、議案第16号日置市火災予防条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第13号は、日置市下水道条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第35条に規定する下水道法の一部改

正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させます。

次に、議案第14号は、日置市立図書館条例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第18条に規定する図書館法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させます。

次に、議案第15号は、日置市手数料徴収条例の一部を改正についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させます。

次に、議案第16号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

個室型店舗の避難管理の基準を定めること及び危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させます。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第13号日置市下水道条例の一部改正

につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地域主権一括法に基づく義務づけ、枠づけの見直しにより、下水道法第4条第1項の下水道事業計画の認可制度は廃止されますので、今回、下水道条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは別紙をお開きください。

第2条第2項第2号中、日置市公共下水道事業認可区域を、日置市公共下水道事業計画区域に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げます。

#### ○教育次長（山之内修君）

議案第14号日置市立図書館条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。

今回の条例改正は、地域主権改革二次一括法の施行に基づく改正であり、図書館法第16条に規定する図書館協議会の委員の任命の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定め、あわせて条文の整理をしようとするものであります。

別紙により説明いたします。

第1条から第6条までは、条文の整理による改正であります。

次の、第12条が図書館協議会設置に関する規定であります。

第12条第1項中、日置市立中央図書館を図書館に改め、同条第2項中、関係者の次に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというものであります。

図書館協議会は、市民の図書館に対する要望や意見を図書館運営に反映させる役割を担っているところですが、現在、認定の基準として、家「庭教育の向上に資する活動を行う者」が規定されていないため、今回追加して、

これまで以上に多くの分野の方々の要望や意見を集約し、図書館運営に反映させていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

#### ○消防本部消防長（吉丸三郎君）

それでは、議案第15号日置市手数料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正をする政令が、平成23年12月21日交付されたことに伴い、日置市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

条例の第2条第1項第2号で、消防法等に基づき処理する事務とありますが、その中に、別表第2表がございます。その中を改正するものでございます。

今回の改正は、特定屋外タンクで浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所とは別に、浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所が今回追加されたものでございます。

この改正を行いますけれども、現在こういったタンクは日置市の管内には設置されておられません。石油備蓄基地などに設置されているものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

まず最初に、別表第2の1の部のとありますが、ここの部分については、条文整備でございます。

次に、「という。」の次にとありますが、ここが今回の改正の部分でございます。

「という。」の次に、浮きふたつきの特定屋外貯蔵タンクのうち、手数料条例第1条第3に規定するものにかかわる特定屋外タンク貯蔵所（オ）において、「浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所という」を追加し、「オ浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に、「及び浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所」を加える、こういった改正でございます。

従来、事実上の基準が今まで定めておりま

せんでしたけれども、近年、爆発、火災等による浮きふたの破損、沈没する事例などが相次ぎ、平成15年の十勝沖地震を初め、今回の東日本大震災においても、同様のこういった事例が見られたことでもあります。よって、浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所の技術的基準が整備されたことに伴いまして、今回当該タンクの施設にかかる条例の改正をするのであります。

これにつきまして、手数料の金額につきましては、従前の浮き屋根式タンクと同じランクとなるために、手数料の改正はございません。

浮き屋根式特定屋外タンクにつきましては、従来のものはナフサ原油に直接ふたがかぶさって原油の量で蓋が上下する仕組みであります。蓋と屋根の両方の役目をしているタンクでございます。今回追加されました浮きふたタンクにつきましては、タンク自体に天井部分に屋根があり、その中に原油の量で上下する内ぶたがかぶさる、そういった構造のタンクでございます。先ほど申しましたように、管内の中には存在しておりません。

次の、同部の3の間、同表の2の部、これにつきましては、いずれも条文整備でございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上が議案第15号の補足説明でございます。

次に、議案第16号の日置市火災予防条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

日置市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第37条の2の次に、次の1条を加える。

「個室型店舗の避難管理」でございます。個

室型店舗につきましては、一人で使用する個室型店舗になります。今回、条例改正を行いますけれども、現在日置市管内にはこのような店舗はまだ存在しておりません。

今回の改正した背景につきましては、平成19年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケ施設の火災及び平成20年10月に大阪で発生しました個室ビデオ店の火災等でございます。そういう中で、通路が狭い、個室の入り口の扉が外開きで、避難時に通路側に解放されたままの状態となったものであったために、個室の利用客が避難の際に支障を生じやすい状況であったことなど挙げられ、個室型店舗の避難管理について、全国消防長会の中で審議、検討した結果、火災予防条例の一部を改正する案が取りまとめられたことにより、今回火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、個室型店舗、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ、その他これらに類するものを遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、解放した場合に自動的に閉鎖するものとする。避難所を有効に管理しなければならないとうたっております。ただし、避難の際にその開放により、当該避難通路において、避難上、支障がないと認めるものにあつては、この限りでないといった改正内容でございます。

本改正につきましては、個室型店舗の個室の出口の戸が外開きであったために、火災等に避難時に一斉に解放された状態により、避難経路とする廊下の幅員を狭め、避難障害となる可能性があることから、廊下の幅員を広く、避難に支障がない場合を除き、外開きドアを開放した場合に自動的に閉鎖するものとする規定を入れるものでございます。

個室の外開き戸を開放した場合には、自動

的に閉鎖しないものについては、片側に個室がある場合は、戸を開いた場合に壁との間が60cm以上あること、また両側に個室を設けてある場合は、空けた戸と戸の間も60cmを確保できるもので、そのように60cmを確保するというふうになっております。60cm以上確保できるものについては、この条文は適用されないということになります。

この60cmにつきましては、一人一人が通行するために必要な幅を目安としたものでございます。

次に、42条中については、条文整備でございます。

次の、附則第2条附則、附則第3条の前の見出し及び同条から附則第6条までを削る。この関係につきましては、解散前の条例、日置地区消防組合条例に伴い経過措置の部分でありましたが、適用期間を経過しましたため、今回削除する条文でございます。

附則第7条中を、改め同条例附則第2条関係、これについても条文整備でございます。

下から3行目になります。附則第8条を附則第3条とし、附則第9条を附則4条とし、附則第10条を附則第5条とし、同条の次に、次の見出し及び4条を加えるものでございます。

次のページに、附則として危険物の技術上の基準等に関する経過措置で4条を入れてございます。これにつきましては、平成23年12月21日に公布された危険物の規制に関する政令の一部改正より、これまで非危険物として消防法令等で規制対象外であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物の1類にあたり加えられたものでございます。

平成22年に火災危険性を有する恐れのある物質、この調査検討会において、危険物確認試験によって、危険性の性状を有し、かつ生産貯蔵量及び取り扱い量が一定以上あると

いう確認が取れ、今回、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が1類に加えられたものでございます。

今回の改正につきましては、附則として、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物として追加されたことに伴い、当該危険物を取り扱っている者の技術上の基準について、必要な経過措置を行うものであります。

この炭酸ナトリウムをほかのものと同じく日置市の火災予防条例の規制で足りしますので、今回は日置市の火災予防条例の本則は改正はなく、附則として経過措置を4条加える改正でございます。

この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物につきましては、一般的に過酸化ナトリウム、過酸化ソーダ、酸素系漂白剤という名前と呼ばれておりまして、漂白剤などの中に配合されている品物でございます。

現在、日置市管内につきましては、特定の事業所になるかと思えますけど、大型クリーニング店、こういうところが扱っているような可能性がありますので、これからまた調査し、該当があれば、条例どおりの規制を掛けていくこととなります。

今回改正されました附則につきましては、第6条関係、第7条関係、8条関係、9条関係、適用及び基準に係る経過措置が附則として追加されたものでございます。

内容については、お目通しをお願いいたします。

次に、附則として、施行期日、この条例は平成24年7月1日から施行する。

次の、最後のページになります。経過措置として、附則の2として個室型店舗の経過措置でございます。

現に存する第37条の3に規定する個室型店舗、現に工事中の個室型店舗のうち、同条の適用しない個室、すべての個室型店舗について、同条の規定は平成25年6月30日ま

での間は適用しないという附則でございます。

以上が議案第16号の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時とします。

午後0時08分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから4件について質疑を行います。

まず、議案第13号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第13号から議案第16号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

13号から議案第16号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第26 議案第18号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第27 議案第19号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第28 議案第20号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第29 議案第21号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第30 議案第22号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第31 議案第23号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第32 議案第24号平成23年

度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第33 議案第25号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第34 議案第26号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）

△日程第35 議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

#### ○議長（松尾公裕君）

日程第25、議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）から、日程第35、議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの11件を一括議題とします。

11件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第17号は、平成23年度一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,255万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億416万2,000円とするものであります。

今回の補正の概要は、人事院勧告の内容に準じた一般職員の給与改定に伴う減額や共生・協働による地域づくりを進めるための地域づくり推進基金への予算積立、将来の施設の維持補修や市債償還のための財源として施設整備基金と減債基金への予算積立、公用・公共用の土地として先行取得した土地を土地開発基金から買い戻すための用地補償費の補正、伊集院小学校校舎改築事業の年割額の変更等に伴う継続費の補正、年度内に事業完成が見込めないものについての繰越明許費の設定、日置市土地開発公社の借入金に対する債

務保証などの債務負担行為の予算措置のほか所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、市税で、市民税の個人や法人の現年課税分及び固定資産税の滞納繰越分の見込み増により1億4,676万円を増額計上いたしました。

地方交付税の普通交付税で9億9,970万4,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫負担金で、民生費国庫負担金の障害者医療費国庫負担金や生活保護費扶助費国庫負担金の見込みによる減額などにより1億884万9,000円を減額計上いたしました。

国庫補助金では、土木費国庫補助金で社会资本整備総合交付金の事業費確定に伴う増額、教育費国庫補助金で小学校建設費交付金の年割額の変更や交付決定による減額などにより3,107万7,000円を減額計上いたしました。

県支出金では、県負担金で、衛生費県負担金で国民健康保険基盤安定化等事業費県負担金の交付決定に伴う増額、県補助金の農林水産業費県補助金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の事業費確定に伴う減額などにより3,232万2,000円を減額計上いたしました。

財産収入では、財産貸付収入で、ふるさと住宅団地土地貸付収入の増額、不動産売り払い収入の土地売払収入で、未利用土地の売り払いに伴う増額などにより6,233万1,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金の収入見込みにより222万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整による減、施設整備基金繰入金で、伊集院小学校校舎改築事業への繰入金の増額、特別養護老人ホーム事業特別会計繰入金の増額などにより6億2,099万円を

減額計上いたしました。

市債では、教育債で、学校教育施設整備事業債の年割額変更に伴う減額などにより1億5,090万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なもので、議会費では、議員報酬の減額や議員共済会負担金の執行残などにより754万4,000円を減額計上いたしました。

総務費の財産管理費では、将来の市債の償還財源とするための減債基金積立金の増額や将来の施設整備の財源とするための施設整備基金積立金の増額、諸費では、防犯灯電気料補助金の補助対象期間の見直しに伴う増額、地域づくり推進費で、妙円寺地区公民館用地の土地開発基金からの買い戻しにかかる土地購入費の増額、共生・協働による地域づくりを推進するための財源として地域づくり推進基金への積立金の増額など8億1,834万6,000円を増額計上いたしました。

民生費では、社会福祉総務費で、発達障害児等支援事業費の実績見込みに伴う減額、生活保護費で、扶助費の見込みに伴う減額などにより1億4,600万1,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、日本脳炎等の感染症予防接種事務費の見込みに伴う減額、環境衛生費で、南薩衛生費処理管理組合負担金の見込みに伴う減額、国民健康保険財政対策費で、国民健康保険基盤安定化等事業費の決定に伴う増額などにより8,104万1,000円を減額計上いたしました。

農林水産費では、農地費で、農道等施設整備事業費で土地開発基金からの買い戻しに伴う増額、漁港管理費で県営漁港整備費の事業不採択に伴う減額などにより3,990万3,000円を減額計上いたしました。

土木費では、道路新設改良費で、一般道路整備事業費の土地開発基金からの買い戻しに伴う用地補償費の増額、都市計画費で、湯之

元第一地区土地区画整理事業に係る用地費、市道文化通り線に係る用地補償費を土地開発基金からの買い戻しに伴う増額などにより9,886万6,000円を増額計上いたしました。

教育費では、学校建設費で、伊集院小学校校舎改築事業費の入札執行残や年割額の変更による減額、中学校管理費で、維持補修費の執行に伴う減額、文化財保護事業費で土地開発基金からの買い戻しに伴う土地購入費の増額などにより3億1,077万8,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では農地農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費確定に伴い、2,291万4,000円を減額計上いたしました。

公債費では、平成22年度事業債を低い利率で借り入れられたことにより2,595万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第18号は、平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,339万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億425万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金及び県支出金で高額医療費共同事業負担金の拠出金決定に伴う増額、一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金の軽減保険税分の交付決定に伴う増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、協働事業拠出金の高額医療費協働拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の決定に伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は、平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ



2億65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,197万3,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、サービス収入の施設介護サービス収入で、介護サービス収入増に伴う増額、利用者自己負担金収入の負担金収入増に伴う増額、繰入金で青松園運営基金繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、繰出金で、来年度より指定管理者制度への移行に伴い特別会計の剰余金を一般会計に繰り入れることや、特別養護老人ホーム青松園運営基金の処分に伴う一般会計への繰出金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第20号は、平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,319万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億106万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、受益者負担金の増額、国庫支出金で公共下水道事業費国庫補助金の交付決定に伴う減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、事業費で、下水道整備事業のつつじヶ丘污水管渠築造工事等の執行残に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第21号は、平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,744万円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

歳出では、農業集落排水事業費の維持管理費で、委託料の執行残に伴う減額を計上いた

しました。

次に、議案第22号は、平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,876万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,123万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、事業収入の料金収入で、宿泊者の減に伴う宿泊料や食事料の実績見込みによる減額、国民宿舎事業基金繰入金で、実績見込みによる減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費の総務管理費で、一般賃金の実績見込みによる減額、一般事業費で、実績見込みに伴う賄い材料費の減額、国民宿舎事業基金費で国民宿舎事業特別会計の収入減に伴う基金積立金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第23号は、平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、繰入金の一般会計繰入金で繰上償還に伴う財源の増額などを計上いたしました。

歳出では、12月16日付で国より承認通知のあった公的資金補償金免除制度を活用した住宅新築資金貸付金の繰上償還に伴う起債元金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第24号は、平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,484万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億

1,051万3,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、支払基金交付金で介護給付費負担金の減額、県支出金で介護給付費負担金、繰入金で、一般会計繰入金の介護給付費及び地域支援事業繰入金の減額、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費で、介護報酬改定等のシステム改修業務に伴う委託料の増額、保険給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費の利用見込み増に伴う増額、地域支援事業費の二次予防事業費で、生活機能評価委託等の執行残に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第25号は、平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,949万7,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料の現年度分の移動等に伴う減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みに伴う減額、保険事業費で疾病予防費の人間ドック受診者増に伴う委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第26号は、平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,458万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億296万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、診療収入の社会保険診療収入で、診療単価減に伴う減額、その他診療収入で予防接種手数料等の減に伴う減額、

繰入金の一般会計繰入金で、診療所運営繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、一般管理費で、賃金や報償費、光熱水費の執行残に伴う減額、医薬費で、患者数減少による需用費等の減額、公債費で起債償還利子確定に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第27号は、平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入および支出の総額に、収益的収入および支出それぞれ70万5,000円を追加し、予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ7億5,411万6,000円とするものであります。

収益的収入では、子ども手当に要する経費の一般会計からの繰出金の増額により70万5,000円を増額計上いたしました。

収益的支出では、人事院勧告の内容に準じた給与等の減額や共済組合負担金の負担率改正に伴う増額などにより70万5,000円を増額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の予算で、予算第4条括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額「2億8,461万8,000円」を「2億5,898万円」に、過年度分損益勘定留保資金「3億3,000万円」を「2億4,416万2,000円」に改め、資本的収入の予算を1,594万8,000円減額し、資本的収入の予算総額を2億9,853万3,000円に、資本的支出の予算を4,158万6,000円減額し、資本的支出の予算総額5億5,751万3,000円とするものであります。

資本的収入では、企業債で公営企業債の減額、工事負担金で上水道工事負担金や簡易水道工事負担金の減額などにより1,594万8,000円を減額計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費の市道等の改

良工事の事業費減などにより、4,158万6,000円を減額計上いたしました。

以上、11件、ご審議をよろしく願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。

まず、議案第17号について質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）について質疑いたします。

私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、確認の意味も含めまして、あえて8点ほど質疑いたします。

各担当課長は、具体的にわかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の32ページでございます。財産管理費、現在基金積立金、それから施設整備基金積立金、先ほどの市長の説明でも一部触れられておったんですけども、確認の意味も含めまして、あえて質疑しますけど、今、おのおの、この今の時点で積立金の増額をする理由をもう一回。

それと、3,542万3,000円と、それから7億99万8,000円という数字が出ていますけど、この数字の算出根拠を具体的にわかりやすく説明していただきたい。

それから、第2問目、33ページの企画費、委員等報酬とございます。それで、地位審議会、総合計画審議会の報酬不用残、これは委員の中で欠席者がおったとか、そういうことも考えられるんですけど、この不用残が出た正式な理由と、75万4,000円、それから136万6,000円、この数字の算出根拠を具体的にわかりやすく説明していただきたい。これが2番目。

それから3番目。3番目は、37ページの委託料、一番下の総合住民システム稼働延伸

及び執行残に伴う減額とございます。この総合住民システム稼働が延伸した理由。そして、いつごろ稼働予定なのか。そして、延伸したことにより、予定した業務の支障は出ないのか。そこら辺のことを具体的に説明していただきたい。これが3番目。

4番目、40ページ、一番下の委託料、コミュニティバス事業費、それから乗り合いタクシー事業費、これも大幅な減額になっているんですけども、これも利用者が減ったと、一言でいえばそうでしょうけども、おのおの減額になった、その正式な理由。それと、このおのおの数字の、例えば2,806万2,000円、3,200万円、それから476万4,000円、それから1,000万円と数字が出ていますけども、この数字の算出根拠。それと、利用者が減ったのであれば、その対策をどう考えているのか。そのこと。これが4番目。

5番目、41ページの地域づくり推進費、17節の公有財産購入費、土地購入費、地区公民館管理費、妙円寺地区公民館建設にかかる用地費の土地開発基金から云々とございますけど、なぜ今の時期にこの土地開発基金から買い戻すのかという理由。それと、この3,210万3,000円という数字の算出根拠。妙円寺地区公民館は、もう既にできていると思うんですけども、この建設時期、あるいは建物の概要、これを参考までに詳しく説明していただきたい。

それから6番目、その下の積立金、その他基金積立金1億5,000万円とありますが、何故今の時点で積み立てをするのか、その理由を詳しく。

それから、3億5,066万4,000円、それから2億66万4,000円、この数字が出ていますけども、その数字の算出根拠、具体的にわかりやすく説明していただきたい。

それから、7番目は83ページの林業振興

費。それで、工事請負費、事業費確定費に伴う減額補正、補正額、補正前とありますけども、この日吉分ですけど、その事業の場所、地名、事業の内容、実施時期、それからこの数字が出た算出根拠、278万4,000円と、500万円、その数字の算出根拠、これが7番目。

8番目、最後です。最後は、96ページの住宅建設費、工事請負費、補助事業、新規公営住宅建設工事の執行残に伴う減額補正、836万1,000円、この執行残に伴う減額補正の理由。正式な理由、それから建設工事の内容、それから2億2,923万9,000円、それから4億3,760万円の数字の算出根拠、それを具体的にわかりやすく説明していただきたい。

以上8点、答弁を求めます。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

説明資料の32ページでございます。

減債基金積立金のほうからご説明申し上げます。

3,509万8,000円の追加でお願いしているところでございますが、3月補正におきまして、剰余金の発生を見込んでおります。その剰余金の有効利用ということで、積み立てをするものでございますが、この剰余金の積み立てとしまして、その3,509万8,000円のうち、1,067万8,000円を将来の市債の償還の財源に充てたいという考え方から積み立てをしております。

残りの2,442万円は、青松園からの翌年度に繰上償還をする財源としましての、青松園からの基金を積み立てしているところでございます。

それから、次の施設整備基金の積立金でございます。7億円でございます。これも同じように、剰余金の積み立てを予定しているものでございまして、将来にわたる施設の老朽化等に対する維持補修の財源としまして見込

んでいるところでございます。

この一般積み立てとしまして5億4,679万円、その残りの1億5,321万円は、現在と同じように青松園からの、青松園の将来の施設の維持管理ということで積み立てをしております。

なお、この減債と施設整備につきましては、一般分と青松園分は区別して管理していこうとするものでございます。

以上です。

#### ○企画課長（上園博文君）

2番目のお尋ねの点で、説明資料の33ページ、企画費でございます。

委員等の報酬で減額になっておりましたけれども、総合計画の審議会の回数が2回が1回で終了したこと。また、地域審議会が3回の計画をいたしておりましたけれども、その回数が2回で終わったということの執行残でございます。

次の、説明資料の37ページ、委託料の総合システムの延伸の理由でございますけれども、これまでシステム稼働に向けまして、昨年度12月終了で1月5日に稼働の予定でございましたけれども、データ移行の進捗の遅れ、業務の打ち合わせの遅れによるものもひとつの理由でございます。

なお、これらに対する影響でございますけれども、稼働が遅れたことに伴います職員の確認作業の負担の増大、あるいは稼働後を予定していた端末入れかえ作業の遅れ等に若干の影響が及ぶのではないかと考えております。

こういったところが影響でございますけれども、実質、1月4日の稼働を3月5日に変更をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

初めに、40ページの下のほうの13委託料、コミュニティーバス事業費と乗り合いタクシー事業費の数字の根拠ということでござ

いましたけれども、今年度からコミュニティーバスと乗り合いタクシー事業につきましては、運航形態の平準化、効率的な公共交通体系ということで始めておりますけれども、まず、3,200万円につきましては、ことしの運航計画がはっきりしていなかった関係で、前年度の予算をそのまま上げております。で、2,806万2,000円につきましては、この3月までの実績を見込んだ数字でございます。

それから、乗り合いタクシー事業費の1,000万円でございますけれども、運行形態と週2日、伊集院・吹上地域で運航を予定しております便を毎日運航して、それを大体2人、あるいはジャンボタクシーの運行を見込みました結果、満額、マックスで1,000万円を組んだところでございます。

476万4,000円につきましては、3月までの実績を見込んで算出しております。ちなみに、月平均、両地区で今、500人程度の利用があるところでございます。

それから、41ページの17公有財産購入費でございますけれども、建設年月日、概要については、ちょっと資料がありませんので、後ほどお出しさせていただきますが、数字の内訳としましては、何故今になったかということでございますけれども、財政的な余裕ができた関係で、今回の機会に上程することになりました。元金が3,203万6,628円、それから利息分が11万5,524円となっております。

敷地分でございますして、取得日が平成6年3月25日でございます。1m<sup>2</sup>単価が2万1,372円、金利を0.02%としております。

それから、25の積立金でございますけれども、当初の2億円と66万4,000円につきましては、合併特例債分の1億9,000万円、それから一般財源の1,000万円、

利子分を含んでおりました。今回、地方交付税の基準財政需要額のうち、地方再生対策分を算定して、今回計上したものでございまして、地域づくり推進事業に充てるための基金でございます。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問のありました83ページの6款2項2目の林業振興費15節の工事請負費でございますけれども、日吉地域のこの事業につきましては、県単補助治山事業笠ヶ野地区と申します。事業の根拠につきましては、隣地災害の未然防止ということになります。

県単補助治山事業につきましては、全体事業費が800万円以下、受益建物等が2棟以上ということになっております。

県の補助金が70%あります。また、受益者負担金を1割いただいております。

事業費が減額になった理由につきましては、委託設計の実施に伴いまして、搬出土量等の変更、あるいは土質の変更等により減額となっております。

以上です。

#### ○建設課長（久保啓昭君）

96ページの住宅建設費の工事請負費の減額でございますけれども、これにつきましては、新規住宅団地、3団地でございますけれども、和田団地が6戸、花熟里住宅が10戸、上市来住宅が6戸、計22戸の住宅の建設でございますして、建築工事または給配水、衛生設備、電気工事、また造成工事等にかかります入札の執行残でございます。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑。

#### ○4番（出水賢太郎君）

2点お伺いいたします。

まず、説明資料の21ページ、雑入の中の10節の教育雑入の中で、太陽光発電の売電代ということで、7万8,000円の減額補

正になっております。収入が見込み減ということですが、まず、伊集院中学校だけ書かれているわけですが、東市来中学校にも設置されているわけですが、その辺がどうなのか。

それから、この伊集院中学校の発電について、発電量が大体どれぐらいで、そのうち学校内の使用料がどれぐらい使用されて、そしてどれぐらい売電に上げたのか。

また、この売電の単価というものが、今度、再生可能エネルギーの買い取り法案の部分も絡んでくるわけですが、こういった発電の単価がどういうふうになっているのか。ここの説明をお願いいたします。これがまず1点目です。

2点目にいきます。説明資料の83ページ、先ほどの14番議員の質疑にもありましたが、林業振興費の中の15節工事請負費、県単の治山事業です。この部分で、日吉の説明があったわけですが、この伊集院が事業不採択による減額補正ということで、完全に事業を消されておるわけですが、確かこれは当初予算で、私がまだ産業建設常任委員会に在籍しているところに審査をしたときに、この件について質疑をさせていただきました。で、前回もそういうので、去年の3月補正でも減額がされて、この事業は一体全体どうなっているのかということで、課長も覚えていらっしゃると思うんですが、質疑があったかと思えます。こうして、またことしも減額しているわけですが、この経緯がどうだったのか、説明いただきたいと思えます。

#### ○教育総務課長（地頭所浩君）

伊集院中学校にかかる太陽光発電の状況について、説明をいたします。

年間、2010年11月から2011年の10月の推計から見ているところですが、全体の伊集院中学校における必要電力、これが19万455kWということになってお

ります。そのうち、太陽光の部分で発電された分を使った部分が5万625kW、26.6%を太陽光のほうから使っているというふうになっております。

売電価格につきましては、24円ということを使っております。申し込み時点から10年間は統一金額であるといったところから積算をしているところであります。

以上で説明を終わります。――東市来につきましては、補正の要因として挙がってはいないといったところで、月額2万円程度の予算を確保しているところであります。ただし、伊集院中学校、東市来中学校、学校の規模が違うということがあります。そういったところから、余剰電力としての売電、これは伊集院中学校と容易に比較ということにはならないというふうに思っているところです。

太陽光の発電に回す部分の量の差があるというふうに考えているところです。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

説明資料83ページの工事請負費の伊集院地域にかかる分でございますけれども、委員がおっしゃりますように、22年度も補正で減額させていただきました。その際の理由につきましては、伊集院の下土橋だったかと思えますけれども、隠れ念仏の地域がある、いわゆるほくらというか洞窟というか、それがあるということで、地域の住民のほうからは、何とかしてほしいということもあったんですけども、ある意味文化財的なことがあるということで、その辺がなかなかその段階ではできなかったということでもあります。

なお、今回減額させていただいておりますのは、麦生田中地区という地区でございます。

これにつきまして、日吉地域と同様に上げさせていただいていたところだったんですけども、これが理由かどうかはわからないんですけども、昨年、奄美豪雨が発生したというふうなことで、特に県の林務水産環境部、こ

ちらのほうでは、非常に県予算の部分の手当ができなかったというふうなことが一つの理由とは伺っております。

次年度以降、なるべく早い時期に補助事業を導入して、災害の未然防止に努めたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（出水賢太郎君）

先ほどの太陽光発電の答弁で、よく理解できなかったわけですが、その東中の場合は比較にならないというのが、東中が売電をしていないということなのかどうか、ちょっともう1回、そこは答弁いただきたいと思えます。

それで、もしそれでも答えられないようでしたら、あとは委員会のほうで聞いていただこうと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、治山のほうですが、先ほど課長の答弁で、奄美豪雨災害の関係でと言われましたが、奄美の豪雨災害があったのはおとしの10月、去年もありました、おとしもありました。去年の、2回分が災害の部分で足りなくなったからということだとは思いますが、この辺は申請をする受益者に対して、そういった話はちゃんとされていたのかということと、どうしてもやはり県のほうが回せなかったということは、やはり、これは一般質問で私言おうとは思ったんですが、県との連携がどういった形で、最初の段階で話があったのか。奄美の豪雨災害については、2回目もあったけども、1回目もあったわけですね。ずっとあったわけで、予算がかかるというのはわかってたと思うんですが、その辺は、やっぱり急急の話だったのかどうか。その辺、もう1回詳しくお伺いいたします。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほど奄美豪雨と申し上げましたけれども、

これについては昨年の10月ごろだったでしょうか、昨年の奄美豪雨の影響と聞いております。予算措置自体につきましては、それ以前にさせていただいていたわけなんですけども、この林務、あるいは水産の関係、また今回の補正の中で、江口漁港の漁港整備事業にかかる駐車場敷地の舗装工事、あるいは漁具干し場の、置き場の舗装工事、そういうものも昨年の12月に補正に計上させていただきました。ただ、この計上した時期につきましては、10月以前ということで、県からの指示もありまして計上したところだったんですけども、ご存じのとおり10月ごろのその奄美豪雨というものがあった関係で、非常に予算の確保が難しいというふうなことを、12月の段階でも聞いておりました。そういう部分と同じように、県のほうにも担当課を通じましてお願いをしているところでございますけれども、今回はそういうふうなのが一番大きな事情であったというふうには伺っております。

先ほど申しましたように、市としましても優先順位をつけまして要望をしております。そういうふうな意味では、そういう災害等の事実があったということも、またお願いしながら、早い段階で整備を進めていきたいと思えます。

#### ○教育総務課長（地頭所浩君）

東市来中学校につきましては、月額2万円のおおむね24万円を収入予算としているところであります。

補正をしていない理由につきましては、現在のところ、その収入が見込まれると、これまでの実績から見込まれるというようなことから補正をしていないということでございます。

今回計上しました伊集院中学校については、先ほど申し上げたところの部分で、このような補正になっているということでございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（上園哲生君）

今の4番議員の質疑に対しまして、ちょっと関連をいたしまして、県の事業で奄美の豪雨災害等の影響で事業不採択になったと。そして減額補正ということは、今理解できたわけですけども、そこでちょっと確認の意味も含めまして、説明資料の12ページの、今度県の公共事業の中で、大里川の流域河川改修工事が、これは東北地区の大震災を初め、そういう災害のことで公共事業を県のほうが5%余り留保するというような形でやってきました、今回その5%留保を解除しての増額補正になっているわけですけども、この件の事業で、日置市の場合に、その対象となった事業は、ここだけだったんでしょうか。5%留保で影響を受けた事業というのは、日置市の公共事業、県の事業の中で影響を受けた事業というのは、ほかにもあるんでしょうか。そこをちょっとご説明いただきたいと思えます。

○建設課長（久保啓昭君）

5%留保分につきましては、12月補正の段階で社会資本整備活力創出事業とか、道整備交付金事業とかがございました。

以上です。

○5番（上園哲生君）

ありがとうございました。そうしますと、5%留保が解除されて、総額でどのぐらい補助事業として日置市のほうに入ってきたんでしょうか。そこらの数字がわかれば教えてください。

○財政管財課長（満留雅彦君）

全体的なことについての資料は持っておりませんので、また後ほど答弁させていただきます。

○5番（上園哲生君）

あとは産建の委員会のほうにご審議をお願いしますので、それで結構です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（西園典子さん）

一つだけお尋ねしたいと思います。

説明資料の58ページの下のほうでございます。

生活保護総務費の中の共済のことでございますが、就労支援員、生活保護を受けていらっしゃる方々に対して、働けるようにという就労支援をするというのが組み入れられてきて、今稼働中であるというふうに思っております。

これが、実際の実績とか、今非常に5年ぐらいい間にパーミルが2倍ぐらいに保護率が上がっているようでございますが、実績、またどんなふうな状況であったか、そこをご説明いただけたらと思えます。

○福祉課長（野崎博志君）

生活保護の就労支援員の実績ということでございますが、今年度に、23年度につきましては、2月21日現在で20名について、ハローワークへの支援を行っております。そのうち10名が就職しまして、就労中でございます。また、1名が職業訓練を途中で断念、1名が職業訓練中、あと3名が就職をして途中で退職ということで、また求職活動中というようなことで、現在行っているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

非常に大切なところではないかと思えますが、そういう方々は若い方、また母子世帯、そういうどこの層が効果があったのか。その辺をお知らせいただきたい。

○福祉課長（野崎博志君）

保護世帯につきましては、65歳までが稼働期ということで、そういった方に就労する



ようにということで勸めております。年代ごとの就労の内訳というのは持っておりませんので、また後ほど集計をしてご報告したいと思えます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号から議案第27号の10件について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第27号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第22号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第36 議案第28号平成24年度日置市一般会計予算

△日程第37 議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第38 議案第30号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第39 議案第31号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第40 議案第32号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第41 議案第33号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第42 議案第34号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第43 議案第35号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第44 議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第45 議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第46 議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算

○議長（松尾公裕君）

日程第36、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算から、日程第46、議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算までの11件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3月6日、第2本会議に行うことにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時5分とします。

午後1時53分休憩

---

午後2時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの質疑に対して、答弁の補足があり

ますので、許可します。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

先ほど田畑議員から、41ページ、公有財産購入費の妙円寺地区公民館にかかる概要について、先ほど調べをしてまいりましたので、ご報告いたします。

妙円寺地域交流センターは、鉄筋コンクリート造り、延べ床面積が599.5㎡、整備費用が1億4,049万9,000円となっております。供用開始が平成20年6月1日からでございます。

以上でございます。

#### ○福祉課長（野崎博志君）

先ほど西菌議員からございました、生活保護の関係の就労支援の部分でございますが、20名につきましての年代でございます。20代が5名、30代が3名、40代が5名、50代が6名、60代が1名となっております。計の20名でございます。よろしく願います。

#### ○議長（松尾公裕君）

それでは、11件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

平成24年日置市議会第1回定例会に当たり、市政の状況の施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました平成24年度当初予算案等の概要をご説明し、議会を初め市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、原子力事故が重なり合った未曾有の複合型災害として被災地はもとより国全体に甚大な被害と影響をもたらすこととなり、復旧・復興対策の事業規模が国・地方を合わせて10年間で23兆円程度に上ると見込まれ、多大な期間と財源を要することとなりますが、一日も早い復興を願っていると

ころでございます。

さて、本市においては、昨年10月にパナソニックデバイスオプティカルセミコンダクター株式会社の事業縮小問題が報じられ、市民を初めとして多くの関係者に大きな衝撃を与えました。市では、昨年11月に対策本部を設置し、情報収集に努めたところでございます。

本年1月11日には、同社から「2年後をめどに閉鎖する」という方針が伝えられました。従業員約600人の雇用や取引のある関連企業まで含めると、約2,000人程度の雇用に影響を及ぼす可能性があること、住民税や法人税、固定資産税を含む平成25年度から市税の減収が見込まれること、また、地域経済においてもかなりの消費の落ち込みなどが予想され、厳しい状況が懸念されています。

大手半導体関連の工場の撤退は、企業の従業員やその家族のみならず、下請けや関連企業、地域の商業活動など地域経済に与える影響が大きいことから、国や県を初めとした関係機関との連携による雇用対策や地域経済への支援など必要な対策を講じなければならぬと考えております。

市といたしましても、この難局を乗り切るため、市道整備等の公共事業の拡充やプレミアムつき商品券発行事業助成等を通じて、地域経済の活性化に取り組むたいと考えております。

次に、東日本大震災以降、原子力発電に頼らない太陽光・風力・水力発電など再生可能エネルギーの活用が一段と注目されており、本市においても、原発立地近郊としての危機管理体制構築の必要性から、地域の特性を生かした新エネルギー施設の導入を推進するため、今年度、エネルギーの効率利用調査や、官民協働による再生可能エネルギー施設の導入計画を策定し、環境配慮型の都市を目指し

ていきたいと考えております。

また、平成25年5月に「第21回環境自治体会議ひおき会議」を開催することになりました。

全国から約3,000名の参加を見込んでおり、市民の環境に対する意識の高揚はもちろんのこと、参加者が日置市を満足していただけるように4月に実行委員会を発足し、行政と市民、事業所が一体となった取り組みを推進してまいります。

次に、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、情報伝達を一元化するため防災行政無線システムを年次的に年次的に整備していくとともに、過疎化が進みつつある地域の人口減少に対応するため、今年度も継続して小規模の市営住宅を3地域に14戸建設し、定住人口の確保を図ります。

さらに、過疎地域における定住促進を図るため、新たに過疎地域に住宅の新築または購入した方に補助金を交付する制度を創設し、地域の活性化に取り組んでまいります。

また、市民の保健医療につきまして、特に国民健康保険に関しまして、昨年より市民の皆様方に保険税の負担増をお願いするとともに、一般会計からの財源補てんも行ってまいります。本市におきましては、特定健診の受診率がかなり低い状況で、医療費も増加傾向にあります。

特に生活習慣病の疾患は、国民医療費のおよそ3分の1を占めているといわれ、医療保険者として国が定めた特定健診受診率65%を達成するため、特定健診受診料を無料化したいと考えております。このことは、健康診断や保健指導により、早期発見や早期予防を行い医療費の削減につなげていこうとするもので、市民の皆様方に積極的な受診をお願い申し上げます。

次に、伊集院駅周辺整備に本格的に着手し、利用者の利便性の向上や駅前広場の混雑解消

に努めてまいります。

また、伊集院中学校校舎改築工事を継続して実施し、子供たちが充実した教育を受けられる県境整備に取り組んでまいります。

次に、昨年度までに市内26地区公民館において、それぞれの地区の現状や課題を把握して第2期地区振興計画を策定していただきました。この計画に基づき地域でできることは地域で解決するという理念のもと「共生・協働の地域づくり」を進めるため、地区公民館を中心に活性化の充実を支援してまいります。

また、地域の文化を継承する風土づくりとしまして、地域づくり推進基金を活用して、「民族芸能伝承活動支援事業費交付金」を新たに創設し、地域の芸能、文化を大切に保存、伝承するぬくもりにあふれた街づくりを支援します。

次に、行政改革につきましては、第2次行政改革大綱に基づいて住民サービスの向上とコスト削減を目指し、着実に行政改革を推進してまいります。

その中の一つとしまして、来年度より永吉保育所を民営化し、また、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園に指定管理者制度を導入して、民間事業者等が有するノウハウを最大限活用し、より効率的で市民に喜ばれるサービスを提供してまいりたいと考えております。

最後に、私がマニフェストでお約束いたしました「安心・安全に暮らせ、活気にあふれる日置市の創造」、「共生と協働によるぬくもりにあふれた日置市の創造」、「さらなる行政改革による持続可能な財政基盤の確立」の実現に努め、「市民の皆様方と一緒に、安心して暮らせ、光り輝く日置市を創造する」ために全力で取り組んでまいります。

次に、平成24年度予算の概要についてであります。

平成24年度の国の一般会計予算は90兆円で余りで、税収が約42兆円、公債金が44兆円と債務が税収を上回っている状況で、欧州の政府債務危機の状況などを踏まえると、極めて厳しい財政状況となっており、国の将来を見据えた社会保障と税一体改革についても国の動向を注視してまいりたいと考えております。

県におきましても、少子高齢化の進展や医療費の増による扶助費が大幅に増加することと、県債の償還もしばらく高水準で推移することが見込まれ、引き続き厳しい財政状況になると考えられており、これまでの県政刷新対抗にかわる「行財政運営戦略(案)」を策定し、具体的取り組み事項を踏まえ、歳入歳出両面にわたる行政改革に取り組むこととしています。

なお、国の予算につきましても、国会の審議状況で内容を変更せざるを得ないことも懸念されますので、今後の国の動向等も十分見極めながら適切に対応してまいります。

本市の予算編成に当たりましては、少子高齢化の進展や経済の低成長への移行、住民生活を取り巻く環境や意識の変化など本市の財政状況が非常に厳しいことを再認識し、交付税の合併算定がえの終了期限を見据え、限られた財源内で予算調整できる仕組みづくりを構築するため、新たな予算編成の方法に取り組んだところでございます。

予算規模は、233億6,000万円となり、昨年度と比較いたしますと12億6,000万円、105.7%の増となりました。

主な増額の要因は、公営住宅建設事業や伊集院駅周辺整備事業、防災行政無線整備事業、伊集院小学校校舎改築事業などによる普通建設事業費や障害者自立支援給付費等の扶助費の増などによるものでございます。

まず、歳入の主なものは、税制改正に伴う

年少扶養控除の廃止等により個人住民税は増収に、固定資産税は評価替えの影響により減収が見込まれることから、前年度より1,669万3,000円減の39億5,622万3,000円を見込んでおります。

地方交付税では、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、国が定める地方財政計画においても、前年度に比べ0.5%の増となっています。このようなことから、普通交付税では83億5,000万円を、また、特別交付税で6億円を見込み、総額で89億5,000万円を計上いたしました。

市債につきましても、合併特例債を活用した市道整備事業など10億3,960万円、臨時財政対策債9億8,320万円とするなど、対前年度1億8,540万円を減額し、23億4,030万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の部門別に主な事業をご説明申し上げますと、まず、総務部門では、合併当初から懸案事項でありました防災行政無線の整備につきましても、これまで整備手法等について検討を進めてまいりましたが、平成24年度から防災行政無線と合わせて自治会等のコミュニティーでも活用できるシステムの整備を年次的に進めてまいります。

次に、交通政策につきましても、4地域の実情に応じて運航しているコミュニティーバスを基軸に、伊集院地域及び吹上地域では、一部乗り合いタクシーを導入し、引き続き効率化と平準化を図りながら、日置市地域公共交通会議の連携して、利便性の高い公共交通体系を目指します。

路線廃止代替バス運航につきましても、市民への利用啓発を行いながら、支援してまいります。

次に、定住促進対策につきましても、本年度から本市の過疎地域、東地域、日吉地域、吹上地域における定住の促進を図るため、市外から本市に転入し、過疎地域において住宅の

新築または購入した世帯責任者に対して補助金を支給してまいります。

次に民生部門であります。

障がい者福祉の分野につきましては、拠点となる総合的な相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターを新たに設置し、適切なサービス利用に向けたきめ細かい支援を実施します。また、平成24年4月からの障害者自立支援法の一部改正法の施行により、支給決定の見直しを初め、障がい児の通所・入所サービスの体系が一元化されることから、さらなる障がい者等の地域生活の支援の充実強化に努めてまいります。

高齢者福祉の分野につきましては、第5期老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、心豊かな長寿社会を目指し、住み慣れた地域で安心していきいきと自立した生活できるよう支援に努めてまいります。児童福祉の分野につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援のための「日置市子育て推進計画」に基づき、時代を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

予防接種事業では、さまざまな疾病から子どもたちを守り、安心して育てられるよう支援してまいります。

妊婦健康診査事業では、安心して出産いただけるよう、健康診査支援を行うとともに、子育て支援に努めてまいります。

また、平成25年5月に「第21回環境自治体会議ひおき会議」を開催いたします。

環境自治体会議は、環境に積極的に取り組んでいる自治体、団体等で構成され、情報を共有しながら環境施策を推進していかうとするもので、全国から延べ3,000人の参加を見込んでいます。

この会議を開催することで、日置市民が環境に配慮する生活習慣、ライフスタイルなど見直していただく機会となり、さらに日置市

の美しい自然環境の保全活動につながることを期待しております。

ひおき会議では、環境施策に関する研修会、交流会、また日置市の見どころなど参加者の方々が充実して、満足できる会議となるよう、4月に実行委員会を発足し、行政、市民、事業所の方々と協働で環境政策の推進に取り組んでまいります。

次に、労働部門であります。

労働部門では、社団法人日置シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤の整備につきましては、県営土地改良事業等を推進するとともに地域づくり振興事業と農道等の施設整備に関する原材料等支給事業を併用しながら、また、森林環境保全直接支払事業等によりハード面の整備を進めてまいります。ソフト面では、担い手や集落営農への対策を初め、農業近代化資金利子補給や新規就農・後継者育成事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地・水保全管理支払交付金事業、農業者個別所得補償制度等を増進してまいります。

次に、商工部門であります。

商工部門では、商工業者の育成・振興を図るため商工業制度資金等利子補給補助事業やプレミアムつき商品券の発行補助等を行うとともに、商工会と連携しながら、地元の商店街の活性化を図ってまいります。

次に、観光部門であります。

観光部門につきましては、昨年3月に九州新幹線が全線開業し、鹿児島市、指宿市及び霧島市方面へは、多くの観光客が訪れ、新幹線による誘客効果が表れている状況にあります。

しかし、鹿児島県内の主要観光地以外では、

その波及効果は、当初期待されたものよりも乏しい現状にあります。そこで、本市ではレンタカーを利用し、市内の指定宿泊施設に宿泊した方へ宿泊費の一部をキャッシュバックする新たな事業に取り組むことにより、本市への入込観光客の増加と宿泊事業の振興及び地元商店街の活性化に努めます。

次に、建設部門であります。

主要道路網及び生活道路の整備につきましては、活力創出基盤整備事業や辺地対策事業等を活用して事業の推進を図ってまいります。

公営住宅につきましては、引き続き過疎化が進みつつある地域に小規模の市営住宅の建設を進めるとともに、既存住宅の維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、街路の整備や徳重地区及び湯之元第1地区の区画整理事業を進め、良好な住環境の整備を促進するとともに、地域の活性化と市民の利便性が向上するように取り組んでまいります。

また、伊集院駅周辺整備については、駅利用者の利便性の向上と駅前広場の混雑の解消及び地域の活性化を図ってまいります。

次に、消防部門であります。

消防部門につきましては、常備消防では、経年劣化している指揮車の更新を行い、火災・風水害など諸災害に対応してまいります。

非常備消防では、消防団再編に伴う消防分団車庫の新設・消防ポンプ車の導入など、整備を進めてまいります。

また、隔年に開催される消防ポンプ操法大会の年であり、訓練を重ねることにより、消防団員のポンプ運用技術の向上に努めてまいります。

次に、教育部門であります。

学校教育につきましては、伊集院小学校校舎改築工事を昨年度より着手し、引き続き工事を行ってまいります。

また、市学習指導アシスタント派遣事業、

学校教職員派遣研修事業及び理科支援員実践教育事業を継続しながら、特別支援教育支援員の配置拡充により、子供たちの学力向上と特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、小・中一貫教育研修会を更に発展させた「のびゆくひおきっ子事業」を立ち上げ、本市の学力向上を一層推進していきます。

さらに、引き続き夢づくり事業を実施し、より一層特色ある学校づくりに努めてまいります。

社会教育事業につきましては、各種社会教育団体へのきめ細かな支援を行い、組織の充実と活力ある社会教育の振興を図ってまいります。

また、各地域の伝統ある郷土行事を伝承するとともに、青少年海外派遣事業やふるさと学寮を実施し、心身ともに健やかな次代を担う青少年の人材育成に努めてまいります。

平成24年度から、郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進を図るために、家庭、学校、地域社会が一体となり青少年の健全育成に努め、子供も大人も、毎日を明るく気持ちよく生活するとともに、地域ぐるみで風格ある教育を推進していく「風」を起こすことを目的に、市民運動を展開します。

民俗芸能伝承活動支援事業は、平成24年度から始まる新規事業で、市内の民俗芸能の伝承及び保存の活動を行う団体等に対し、交付金を交付するとともに、伝承活動の支援を行ってまいります。

社会体育事業では、生涯スポーツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体育協会や各種競技・活動団体の育成、競技力の向上に努めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険財政は、国保加入者の高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増大な

どにより、今後も非常に厳しい財政運営を強いられることから、国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や介護納付金を合わせた保険税の収納率向上対策に取り組むとともに、経営努力に努めながら適正な運営を目指し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4,386万円と決めました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、終末処理場脱水ケーキ貯留ホッパー更新設計委託、つつじヶ丘団地にかかる幹線設計委託、管路調査委託、下水道台帳作成委託、長寿命化・妙円寺団地ふた取りかえ工事、つつじヶ丘団地幹線管渠築造工事等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,592万3,000円と決めました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、手数料、委託料等及び公債費等で、記載元金、利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,696万3,000円と決めました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、原材料費及び基金積立金を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,453万円と決めました。

経営面におきましては、景気の悪化に伴う利用客の減少など経営環境が一層厳しくなる中で、職員の資質向上によるサービスのレベルアップ等を図り、お客様の満足度の向上に努めてまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、温泉給湯事

業費で電気料等の管理運営費及び施設維持修繕料、泉源の浚渫と警報装置設置に伴う工事請負費等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ702万2,000円と決めました。

続きまして、公衆浴場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公衆浴場につきましては、引き続き指定管理者に委託して運営してまいります。

公衆浴場事業特別会計は、公衆浴場費で、施設維持修繕費、火災保険料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109万5,000円と決めました。

続きまして、飲料水供給施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

飲料水供給施設特別会計予算は、薬品費や水質検査手数料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58万7,000円と決めました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険制度は、制度開始後平成23年で12年が過ぎ、着実に浸透してきております。そうした中で、後期高齢者人口等の増加に伴いサービス利用者は年々増加し、介護報酬の増額改定も加わり、介護給付費も増大している状況にあります。

本年度は、第5期介護保険事業計画の初年度となります。

介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、自立支援に向けた介護予防事業等の推進を図るとともに、地域密着型サービス及び居宅サービスの充実、また、関係機関と連携して介護給付の適正化にさらに取り組むため、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億1,886万3,000円と決めました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢

者医療広域連合が主体になり運営を行い、市におきましては、保険料の徴収、申請及び届出の受付等の窓口業務を行っております。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金、広域連合納付金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,604万3,000円と決めました。

続きまして、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水道事業会計では、伊集院北地区水道未普及地域解消事業を始め、進路改良に伴う配水管布設替え工事等の水道施設整備を推進してまいります。

また、浄水場や配水池、各施設の改修や水源確保事業を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

収益的収入及び支出の予算では、収入・支出額がそれぞれ7億3,653万4,000円と決めました。

収入では、水道料金や給水負担金等の営業収益、簡易水道事業分にかかる一般会計補助金等の営業外収益、支出では、職員の人件費のほか、水道管破損等の修繕費等の営業費用、支払い利息等の営業外費用を計上しました。

資本的収入及び支出では、収入額3億846万1,000円、支出額5億7,781万8,000円を計上し、財源不足額2億6,935万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,500万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435万7,000円で補てんすることとしました。

以上、今後の市政運営につきまして、私の基本的な考え方と本年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会を初め市民の皆さんのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上で終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

これで議案第28号から議案第38号までの11件に対する提案理由の説明を終わります。

---

△日程第47 発議第1号日置市議会政務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

#### ○議長（松尾公裕君）

日程第47、発議第1号、日置市議会政務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長佐藤彰矩君登壇〕

#### ○議会運営委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会政務調査費の交付に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本市における現下の財政状況は、急激な景気の悪化に伴い、税収など一般財源の伸びが見込めない中、各種事業への取り組み、住民サービスの維持、継続事業の推進など、財政需要は容易には縮小できず、このため収支のバランスが不均衡となるなど、大変厳しい状況下であり、財政の健全化が急務となっております。

議会としましても、このような本市の厳しい財政状況を認識するとき、政務調査費の月額を減額し、また引き続き平成24年度においても議員報酬の減額を実施するため、今回条例の一部を改正しようとして提案するものであります。

ちなみに、政務調査費の総額が52万



8,000円、議員報酬の総額が242万4,600円の減額であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は終了しました。3月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分散会



第 2 号 ( 3 月 6 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	陳情第 6号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	意見書案第1号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
日程第 3	議案第 1号 平鹿倉辺地総合整備計画の変更について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第 3号 日置市工場立地法地域準則条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5	議案第 8号 日置市税条例の一部改正について（総務企画常任委員会報告）
日程第 6	議案第 2号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第 4号 日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について （産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第 12号 日置市営住宅条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 10号 日置市介護保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第10	議案第 17号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）
日程第11	議案第 18号 平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常 任委員長報告）
日程第12	議案第 19号 平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）（文 教厚生常任委員長報告）
日程第13	議案第 24号 平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委 員長報告）
日程第14	議案第 25号 平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生 常任委員長報告）
日程第15	議案第 26号 平成23年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員 長報告）
日程第16	議案第 20号 平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設 常任委員長報告）
日程第17	議案第 21号 平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（産業建 設常任委員長報告）
日程第18	議案第 23号 平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） （産業建設常任委員長報告）
日程第19	議案第 27号 平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員 長報告）
日程第20	議案第 22号 平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常

任委員長報告)

- |         |           |                            |
|---------|-----------|----------------------------|
| 日程第 2 1 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 4 年度日置市一般会計予算         |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算   |
| 日程第 2 3 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計予算  |
| 日程第 2 4 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 2 5 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算   |
| 日程第 2 6 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算   |
| 日程第 2 7 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算   |
| 日程第 2 8 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算  |
| 日程第 2 9 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計予算     |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 7 号 | 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 8 号 | 平成 2 4 年度日置市水道事業会計予算       |
| 日程第 3 2 | 陳情第 1 号   | 米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書   |

本会議（3月6日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君



午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 陳情第6号郵政改革法案の  
早期成立を求める陳情書

○議長（松尾公裕君）

日程第1、陳情第6号郵政改革法案の早期成立を求める陳情書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております陳情第6号郵政改革法案の早期成立を求める陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市吹上町湯之浦1214の3、吹上温泉郵便局局長尾上高基氏ほか3名から提出され、去る平成23年11月29日の平成23年第5回定例会本会議におきまして本委員会に付託されたものであります。

郵政民営化によって、郵便・貯金・保険の3事業は分社化されましたが、郵便局の運営や窓口、また配達業務が大きくさま変わりし、利用者である地域住民からは不満の声が出ております。

また、現行の法律では金融のユニバーサルサービスが明記されておらず、過疎地や山間部にある不採算の郵便局では、貯金や保険の業務を取り扱わなくなる可能性があり、郵便局の公共性や地域性が失われる可能性があります。

これらの不満や不安を解消するため、平成22年4月に郵政改革法案が閣議決定され、国会に提出されましたが、いまだ成立されておりません。本陳情の趣旨は、地域において

生活に不可欠なライフラインであるとともに、国民共有の財産である郵便局のネットワークを維持するために、郵政改革法案の早期成立を求め、地方自治法第99条の規定により、国会や政府に対し意見書提出を求めるものであります。

本陳情の審査については、昨年12月3日に委員会を開催し、質疑を行いました。郵便局長の意見聴取や現場の視察が必要という理由から、12議会では結論が出ず、閉会中の継続審査となっております。今議会では、2月28日に委員会を開催し、吹上地域の永吉郵便局と東市来地域の江口郵便局で現地調査を行い、郵便局長からの意見聴取など審査を行い、質疑、討論、採決を行いました。

質疑や意見は次のとおりであります。

委員より、分社化されてからの利用状況はどうかとの質疑に対し、郵便局長より、郵便業務は、都市部では宅配業者との価格競争、また手続の手数料なども値上がり、窓口の手続も複雑になっているため、取扱量が減っている。また、貯金も分社化と法の縦割りで、今までできていた窓口や配達業務と一体となったサービスができず、かなり不便になり、取扱量が減っているとの答弁。

また、委員より、民営化されたメリット、デメリットは何かとの質疑に対し、郵便局長より、メリットは、商品販売など公社時代と比べ制約が緩くなり、ビジネスの機会がふえたこと。デメリットは、縦割りの影響でお客さまを待たせ、客離れが起き、過疎地の郵便局は経営が大変厳しくなっている。特に郵便のコールセンターなど対応が追いつかないことや、貯金・保険業務もこれまで郵便配達員が窓口がわりになっていたのが、配達員に頼めなくなったなど、お年寄りにとっては不親切な郵便局になってしまったとの答弁がありました。

このほか、委員からは、民営化によって、

郵便局のサービスが後退している。4分社化によって効率主義が優先され、利用者や地域住民は不便を強いられている。また、過疎地や山間部において、金融機関は郵便局と農協だけと選択の余地がない。その点でも、地域の郵便局は維持してほしい。このほか、今回の陳情は郵便局長の意見だけを聞いているので、例えば利用者の声や民営化のメリットなど、違う観点からも見てみたかったが、我々も勉強不足の点があった。これからは意見交換などをしていきたいとの意見がありました。

このほかにも多くの質疑、意見がありましたが質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第6号郵政改革法案の早期成立を求める陳情書は、全員一致で採択すべきものを決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

案の早期成立を求める意見書

**○議長（松尾公裕君）**

日程第2、意見書案第1号郵政改革法案の早期成立を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております意見書案第1号郵政改革法案の早期成立を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

今しがた採択されました陳情第6号の願意が国会及び政府への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、国民の共有財産で、地域の拠点でもある郵便局のネットワークを維持するために、郵政改革法案の早期成立を求め、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

ただいま提出者から提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありません

△日程第2 意見書案第1号郵政改革法

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について

△日程第4 議案第3号日置市工業立地法地域準則条例の制定について

△日程第5 議案第8号日置市税条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第3、議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更についてから日程第5、議案第8号日置市税条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月27、28日両日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の変更は、吹上地域の平鹿倉地区にある市道永野竜之瀬線の改良、舗装の延長を縮小し、また同時に、市道竜之瀬平鹿倉線の事業内容の変更と整備延長の縮小を行うものであります。また、塩水流地区（9世帯20人）、助代地区（11世帯18人）の2地区に携帯電話の電気通信施設の整備を追加し、携帯電話の不通話地域解消を図るものであります。

なお、市道整備の事業の縮小理由は、市全体の市道延長の割合に基づいて積算し、旧4町の地域バランスを考えた結果、吹上地域における山間部の道路整備を変更することになり、地域の現状に見合った辺地整備計画にするものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、今回の市道2路線において、未改良区間の今後の整備はどうかとの質疑に対し、永野竜之瀬線において、永野側で舗装が荒れて一部未改良の区間があるが、今後は平成25年度以降の新たな辺地整備計画で対応したいとの答弁。

また、吹上地域における携帯電話の未普及解消は今回で終了かとの質疑に対し、瀬谷（6世帯）の一部がカバーはできていないが、広い山間部をすべてをカバーするのは難しい。人家がないところに何千万円も投資していいのか、今後検討が必要であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第1号平鹿倉辺地総合整備計画の変更については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、議案第3号日置市工業立地法地域準則条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月27日、28日両日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律、いわゆる地域主権推進一括法の施行により、工場立地法の一部を改正することに伴い、市の条例制定を行うものであります。

これまで全国一律の基準だった工場立地法の要件を緩和し、企業側が工場用地の有効利用を図れるようにするもので、製造業など、敷地面積が9,000m<sup>2</sup>以上または建物面積が3,000m<sup>2</sup>以上の特定工場の緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の要件を緩和し、同時に、甲・乙・丙の3区域に分けて範囲や数値を設定します。

本市では、特定工場が9工場ありますが、現在、この制限に抵触する工場はありません。また、甲区域は伊集院地域で徳重神社周辺、東市来地域では国道3号線の長里橋周辺、乙地域はパナソニックの工場、丙地域は皆田、清藤、亀原、藤元の各工業団地がそれぞれ該当いたします。

次に、委員会での質疑についてご報告いたします。

委員より、市で数値設定などが変更できるのかとの質疑に対し、数値の最低ラインは国が設定しているが、それ以上であれば市で変更は可能であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案

第3号日置市工場立地法地域準則条例の制定については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第8号日置市税条例の一部改正について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、27日、28日の両日、全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長の出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回は、国によって、国からの地方税法の一部改正と東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律が制定されたため、市条例の一部改正を行うものであります。

内容は、①防災対策の財源として、平成26年度から35年度までの10年間に限り、個人市民税の均等割を現在の年額3,000円から500円上乘せし、年額3,500円とするもの。②平成25年1月1日以降に支払われる退職所得にかかわる個人市民税の10%税額控除の廃止。③県のたばこ税の一部を市のたばこ税に移譲することに伴い、平成25年4月1日から、旧3級品以外は1,000本当たりにつき4,618円を5,262円に、また旧3級品の紙巻きたばこにかかわる税率を1,000本につき2,190円を2,495円に改正することの以上3点であります。

それぞれの税収増の見込みの内訳は、個人市民税の均等割の増額分で年間約1,000万円、退職所得の控除廃止分で年間約125万円、たばこ税の増額分で年間約2,875万円となります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

個人市民税の500円増額について、委員

より、今回の対象者数はどれだけかとの質疑に対し、納税申告者が4万2,853人中、納税の義務者が2万635人、非課税者が2万2,218人となっている。納税義務者の中で、所得が28万円以下の均等割のみの納税者は2,857人となっているとの答弁。

また、防災にかかわる施策の財源確保のために増税するとあるが、具体的な用途はあるのか。一般会計に入れると用途が明確にされなくなるおそれがある。住民に用途を示すべきではないかとの質疑に対し、東日本大震災に伴い、防災に向けた財源確保策として今回国が法律を定めたため、市もそれにあわせて条例改正を行う。具体的な用途はまだ決まっていないが、非常食の備蓄や防災行政無線の整備などへの財源充当も考えられる。この増収分については別枠として扱い、内容はこれから検討するとの答弁。

また、委員より、増税の目的がはっきりしている以上、5年先とかの防災計画や用途をはっきりと出してもらわなければならない。増税の手続が先では、審査の手順が逆ではないかとの質疑に対し、国の指示によるものなので手続を急いだが、できるだけ早く計画や用途を示したいとの答弁。

次に、たばこ税の増額について、附則第16条の2に当分の間との文言があるが、いつまでと解釈しているのかとの質疑に対し、国の上位法の規定にそう書いてあり、今後のたばこの値上げを見据えて、当分の間と標記した。期日がいつまでかはわからないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたところ、委員より、今回の増税は国の法律改正に伴うものだが、国の無駄遣いを減らすことで財源を生み出すことができる。増税しなくても財源はあるとの趣旨の反対討論がありました。このほかには討論はなく、

採決の結果、議案第8号日置市税条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお最後に、個人市民税の500円増額について、本委員会の総意として附帯意見が出されましたので、ご報告を申し上げます。

今回の増額は、平成23年12月2日に公布・施行された法律に基づき、国からの指示があり、短期間での条例改正の手続であったため、詳細な防災事業計画の策定などは非常に難しかったということは理解ができますが、議会に上程する場合は、最低限の計画や用途を示すべきではなかったかと考えます。

防災対策の財源の必要性は十分に理解できますが、不景気で生活が厳しい中、市民の税負担が重くなることは憂慮すべきことであり、また市民の防災意識が非常に高まっている中での条例改正でありますので、今後は、当局におかれては、私たち市民の生命と財産を守るため、どのようにこれを還元されるのか、早急に素案を示すべきであります。

さらに、平成26年度の施行までに十分に時間がありますので、議会や住民への丁寧な説明と周知など、真摯な対応を行っていくことを強く求め、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号

は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。発言通告がありますので、最初に山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第8号日置市税条例の一部改正について、反対討論を行います。

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる今回の条例改定ということですが、この税条例の改定によりまして、たばこ税の増税と個人市民税均等割額が現在3,000円に500円を加算し3,500円にするもの。また、退職手当の控除の廃止による、つまり増税。このような増税は、市民の暮らしにかなり影響があると考えられます。

今、市民の所得は減り続けており、減税が必要です。増税など、私は認めるわけにいきません。国で決められたことですので、ここで私一人が反対したところでどうなるもので

もございませんが、地方自治体は国の悪政から市民の暮らしを守らなければならないのです。国の悪政をそのまま市民に押しつけてはいけません。増税を押しつけなくても財源はあります。

震災復興のための財源や防災の財源は、例えば八ツ場ダムなどの無駄な大型公共事業をやめて、米軍への思いやり予算を削り、年320億円という政党助成金の廃止、富裕層や大企業への年間1.7兆円もの新たな減税をやめれば、十分出てくるものと考えます。お金の使い道を変えれば財源はあるということをお願いしまして、反対討論といたします。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、成田浩君の賛成討論の発言を許可します。

**○20番（成田 浩君）**

議案第8号日置市税条例の一部改正について、賛成討論を行います。

委員長の報告の中にあつたように、たばこ税は国の施策の中での地方税の改正であり、一部を県税から市町村税に移譲するものがあります。市県民税の均等割が年500円ふえる分については、間もなく1年を迎えるところの東日本大震災を教訓に、私たち市民、住民の安全を確保するための災害対策に充てられ、より速い、より強い対応ができるまちづくりのための平成26年度からの10年間の時限的な財源確保であります。

例えば避難場所の整備、生活物資の確保、あるいは防災行政無線への充当などが考えられ、互助制度を維持する中での条例改正であり、有効的に利用、使用することを期して、賛成討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

**○12番（漆島政人君）**

議案第8号日置市税条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回提案されている条例改正の中身については2つほどあります。

一つは、さきの東日本大震災を教訓に、県や市町村が実施する防災対策に必要な財源を確保するため、国が退職所得にかかわる個人市民税の10%税額控除の廃止と市民税の均等割額3,000円に500円を上乗せするため、時限的に地方税法に関する法律を制定したことに基づく条例改正であります。

もう一つは、県が現在徴収しているたばこ税の一部を、市町村の税収減の格差調整を図る目的で市町村へ税源移譲するため、国が地方税法の改正を行ったことに伴う税条例の改正であります。

そこで、私としては、たばこ税の税源移譲に関する条例改正については異論はありません。しかし、市町村が防災対策を実施する財源を確保するために、住民が負担している均等割額に500円を上乗せする条例改正については納得いかない部分が多くあります。

国の立場として、大震災を教訓に地方も防災対策に力を入れてくれという指導については何の異論もございません。しかし、その財源の確保の手法まで、なぜ細かいことまで国の権限で決めるのか、このことが理解できません。例えば市町村間で防災対策に関する実情は異なるわけです。それなのに、なぜ一律500円の10年間なのか。また、財源確保の方法も、日置市の場合、年間約1,000万円の財源確保が見込まれるわけですが、なぜこの均等割額に上乗せした方法で財源確保を図るのか。それと、防災対策は23年度から27年度までのうちにやってくれと言いながら、なぜ課税期間は平成26年度からの10年間なのか。こうした根拠が、国の示した根拠がわかりません。これらのことについて、所管課にもお尋ねしましたが、その根拠

が説明できる資料は国からは示されていないとの回答でした。

住民の皆さんの立場から見ても、防災対策を講ずるのに、なぜ新たな増税をするのか。防災対策は本来行政責任としてやるべき事業ではないのかという意見が当然出てくると思います。私自身も防災対策は優先順位の高い事業ですので、国に言われなくても必要な策は早急に講じていくべきだし、財源確保が難しいのであれば、例えば現在実施している地域づくり事業から防災対策費として50万円ずつカットして1,300万円確保する方法など、いろんな手法があると思います。

仮にこの財源を一般会計に入れて、先ほど委員長報告の中で防災無線事業に使っていくようなこともお話がありましたけど、防災無線事業は現在進行中の事業です。こういった防災無線整備に使うようなことになれば、この皆さんの税負担というのは単なる増税です、増税と一緒にです。

今回の場合は、その市だけじゃなくして、県税についても500円の上乗せがありますので、合計で1,000円の増税です。それにしても金額の多少にかかわらず、住民に負担を求める条例案であれば、私たち議員も住民への説明責任があります。しかし、その説明責任が果たせる資料もない、根拠もないわけです。ただ国が言ってきたからというだけしかないわけです。

市町村条例は上位法に逆らえないという基本原則があるため、議論の余地がないことは十分承知していますけど、だからといって、国からの指示があったからといって、はい、わかりましたというわけにはいきません。私が申し上げるまでもなく、防災対策の基本は、防災に対する住民の意識を高め、行政との連携を強化していく、このことであることは皆さんも十分認識されてるはずですよ。したがって、住民からお金を取って防災対策を講じる

ようなことがあれば、防災対策は行政任せになったり、また、何か事があったときは行政責任にしたりするようなことになりはしないかと、私はこのことが危惧されるから反対してるのです。

したがって、条例案を提案する前に、せめて経緯と根拠ぐらいは調べて説明するべきだと思います。国からの説明がないときは、あるまで保留しててもいいのではないかと思います。まだ納得がいかないことについては、市長会等を通じて国へ申し入れするなど、議案提案者としてやるべきことをして条例の提案をしていただければ、私どもも住民に対しての説明もつくし、議会としても、また国へ意見書を出すなどのいろんな対応もできるわけです。

それともう一つ、反対する理由は、2年先から課税される、課税が始まる税条例案を今の段階で賛否の判断をすることも、これはどうも私としては無責任な気がして、住民の方に説明できる話ではないです。

以上の理由をもって、議案第8号に対する反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第2号市道の路線の認

定について

△日程第7 議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について

△日程第8 議案第12号日置市営住宅条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第6、議案第2号市道の路線の認定についてから日程第8、議案第12号日置市営住宅条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第2号市道の路線の認定について、議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第12号日置市営住宅条例の一部改正についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月24日、27日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第2号市道の路線の認定についてご報告申し上げます。

今回の市道の路線の認定は、県道改良に係る県からの移管に伴うものであります。市道認定路線の3路線ですが、いずれも県道山田湯之元停車場線に係るもので、路線名、芝居段1号線、延長206.5m、路線名、芝居段2号線、延長26.7m、路線名、清水3号線、延長397mであります。東市来地内が芝居段の県道と市道との交差点改良付近、伊集院地内が上神殿油田尾橋付近の旧道部分



であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

3路線の幅員はの問いに、芝居段1号線4.2m、芝居段2号線4m、清水3号線5mと答弁。

清水3号線はバイパスができて大分経過しているが、路面の状態はどうかの問いに、引き継ぎが旧伊集院町時代の平成12年に依頼があり、その段階で舗装の補修をしていると答弁。

県道の名前で停車場線というものがあるが、これは県道から市道に払い下げられる傾向があるのではないかと問いに、改良のときに市との打ち合わせの中で引き取るという確約をして県道の改良をしており、終わったら引き取る。停車場線だけではなく、ほかの県道も一緒であると答弁。

以上のほか質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、議案第2号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についてご報告申し上げます。

本条例は、第1次地域主権改革一括法により、地方公共団体の経営の自由度を高めるため地方公営企業法第32条が改正され、法定積立金の積立義務が廃止され、また、条例等により利益及び資本剰余金の処分等が可能となるため、新たに条例を制定するものであります。

なお、本市水道事業では、現在まで適正な経営状況にあり、現行の地方公営企業法に基づく処分を継続し、現行の規定等を条例化し運用するものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

この改正においてメリットは何かの問いに、自由裁量がきくということで、第2条の率を

変えられるぐらいで、そのまま継続している。市町村の裁量でできていることがメリットであると答弁。

水道に関しては普通の経常経費に使える起債があったと思うが、起債関係の裁量はあるかの問いに、今回の分については利益剰余金の処分についてであり、今後二、三年してからおりてくると思われるので、その都度条例改正を行いたい。以前は国の許可ということであったが、今は協議となっている。今後は市町村の裁量によってなっていくのではないかとと思うと答弁。

欠損金は不納欠損処理に入るのかの問いに、ここで言う欠損金は黒字、赤字の赤字部分である。普通の過年度水道料金の不納欠損は特別損失の部分になると答弁。

以上のほか質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、議案第4号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号日置市営住宅条例の一部改正についてご報告申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地域主権一括法に基づく公営住宅制度の見直しに伴うものであり、公営住宅法の同居親族要件が平成24年3月をもって廃止されますが、それぞれの自治体の実績に応じて選択できるため、本市では、現在の入居資格者がさらに入居困難になることや市営住宅が2人以上の世帯向けのものがほとんどであること、また民間住宅を圧迫するなど、影響が大きいと判断されることから、引き続き同居親族要件を維持し、さらに高齢者や障がい者など同居特別案件を条例に規定するものであります。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

現状の対象者はの問いに、高齢者、生活保

護者、DV等である。DVは22年度に1人いた。生活保護世帯は若干変動があるが、23年度は68世帯であると答弁。

地域主権一括法の改正によって条例の一部改正が出てきたわけであるが、公営住宅に関してはどういった部分が自治体裁量になるのかの問いに、公営住宅の同居親族の要件は3月で廃止されるということで、4月までに存続するか廃止するか決めないといけない。収入基準、入居条件等は地方にゆだねるということで、25年3月までに制定しなければならぬ。地域主権については、道路構造令など地方で制定できるとあるが、県や県内他市の状況を見ながら1年間の猶予で検討すると答弁。

以上のほか質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、議案第12号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第10号日置市介護保険条例の一部改正について

**○議長（松尾公裕君）**

日程第9、議案第10号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

議案第10号日置市介護保険条例の一部改正については、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日、

委員会を開会して審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査は委員全員出席のもと、担当部長、課長等に提案理由の説明を求め、質疑を行いました。

今回の条例改正は、第5期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から26年度までの各年度における保険料率が示されたため、これまで介護保険施行令の基準段階の6段階にしていたものを7段階に改正し、期間を計画期間第5期分の平成24年度から26年度とするものであります。

次に、改正の内容について申し上げます。介護保険料月額の見直しと保険料率区分を見直したことによる各段階に応じた年額保険料を各条各号に定めるもの。

第1号は、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人、平成23年7月のデータで、この対象者は176人、全体での割合は1.2%であります。

第2号は、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人で、対象者は3,416人、23.3%であります。1号、2号ともに基準額の50%であります。年額2万3,880円から2万9,880円に改正するものであります。

第3号は、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人で、対象者は3,419人、23.3%であります。基準額に対する割合は75%、年額3万5,820円から4万4,760円に改正。

第4号は、本人が住民税非課税であるが、世帯に住民課税者がいる人であります。対象者は3,588人、24.5%で、ここが最も多いそうであり、政令の標準割合になるところであります。ここが年額4万7,760円

から5万9,760円になり、月額4,980円と言われますが、この基準額を適用する階層となるのであります。

第5号から7号までは、保険料率を6段階から7段階にしたことに伴い、それぞれの額を改めて率の改正をするものであります。

第5号は、本人が住民税の課税者で、前年の所得が190万円未満の人であります。対象者は3,063人、20.9%、基準額に対する割合は125%であります。年額5万9,700円から7万4,640円に改正。

第6号は、本人が住民課税者で前年の所得が400万円以下の人であります。対象者は847人、5.8%です。基準額に対する割合は150%で、年額7万1,640円から8万9,640円となります。

5号、6号にイとある条項は、政令に準じて生活保護に関する軽減措置を定めたものであります。要保護者の介護保険料を支払うと生活保護が必要となる場合、それより低い所得段階にあるとみなして、生活保護の適用を避ける場合に適用するものであります。

第7号は、前号のいずれにも該当しない人、本人が住民税の課税者で前年の所得が400万円を超える人であります。対象者は156人、1%です。基準額に対する割合は170%で、年額10万1,520円となります。

附則の中での3項は、基準の4段階に対する軽減措置を規定しています。基準である4段階該当者の中で、公的年金と所得の合計額が80万円以下の被保険者に対して、保険者の判断で基準額に乗じる割合を軽減できるという介護保険料施行令の附則に基づいて、特別標準割合による保険料を規定するものです。基準額に対する割合は80%で、年額は4万7,760円で、改正前と変わりはありません。対象者数は4段階の3,588人のうち1,760人で、約半数がこの軽減措置

を受けることとなります。この軽減措置の額は約2,000万円になる見込みとなっています。

以上が今回の改正の主な内容であります。委員から出されました質疑の主なものは、住民説明会が開催されているが、住民からはどのような意見が出されているかに対し、保険料を納めているが見返りが無い。元気でいられることはよいことなので、タオルの1本でもあげたらどうか。

年金は下がるのに保険料は上がるでは負担が重くなるだけ。また、介護認定に疑問があるとか、介護予防の啓発が弱いのではないかなどの意見が出された。説明では、人口は減っているが、高齢者はふえ続けていること。高齢化率も上がっていき、介護認定者も増加し続けていること。介護給付費の伸びなどを説明したが、多くの方々からは、仕方ないね、元気でいることが大事だねという声が多かったとの答弁。

特別徴収の人は自動的に引けるからいいが、生活が苦しくなると年金を担保に入れる人が出てきたりして、普通徴収になると滞納の心配が出てくるのではないかと。どのように考えているのかに対し、担保などに入ったら自動的に普通徴収に切りかわる仕組みであるから、徴収に努めていかなければならないと答弁。

介護予防で取り組む事業と健康づくりで取り組む事業は連携が必要ではないか。健診率の向上を図ることや介護予防への理解を得ることも大事である。健康保険課との連携はどのようにしているのかに対し、委員会でも何度も指摘されてきたことで、第5期の計画策定の中でも意見が出された。医療費との絡みもあることから、効率的な説明をする必要があると認識していると答弁。

今回多くの施設が整備されたことから保険料も上がった面がある。地域で暮らしたいという住民の意向は、在宅の要望が高いのか、

施設入所が高いのか。それを踏まえたとき、本市の施設の整備状況はどのようになっていると判断しているかに対し、他市の状況を聞くと、介護保険料が上がってもいいから施設をつくってほしいという声があるようだ。本市の現状としては、ショートステイのニーズが非常に高く、施設が不足していると感じる。しかし、第5期では施設整備の予定はない。今後については、サービスのあり方も含めケアマネジャー等と検討していく考えであると答弁。

以上のような質疑の後、意見集約の段階で述べられた意見といたしましては、他市では保険料を値上げしてでも施設をつくってほしいとの声があるというが、本市は施設整備を進めてサービスが向上したのでやむを得ない面もある。改正の中で基準段階を2つに分けたことにより、基準層の半数が値上げにならないよう配慮もされている。今後については、生活保護世帯の軽減措置分も賄っていいのか。また、ふえ続ける医療費や介護保険料を負担し続けられるのか不安である。国に対しては介護保険料の見直しも求めたいなどの意見が述べられました。このほか多くの質疑を通しての議論がありましたが、主な審議についてのみを申し上げます。

以上のような経過をたどり、今後執行当局におかれては、保険料を払っても見返りが無いと感じる人たちもいることから、介護保険制度に対してもっとわかりやすい説明や理解を得られるよう行政としての努力を図られたい。今後の計画策定については、答弁にあったように介護サービスのあり方と質の向上を十分に検討されたいとの意見がつけられました。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（坂口洋之君）

委員長に質疑いたします。第4期に、第5期分の施設整備がされたと思いますけれども、その検証についての議員からの質疑はなかったのかお尋ねをいたします。

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

4期の整備の状況に対する今質疑がありましたようなことについては、委員会の中では議論はなされておられません。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第10号日置市介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例の改正によりまして、つまり介護保険料が値上げになるということですので、私は反対いたします。委員長報告のとおり、制度もより複雑になります。わずかな年金で、やっとの思いで暮らしている高齢者にとっては大変な負担増が押しつけられます。年金受給者、高齢者にとりましては、後期高齢者医療保険料の値上げも行われるため、さらには物価下落分0.3%の減額、また年金特例水準解消による0.9%減額が行われるために、受け取る年金の額は減り続けることとなります。

また、介護の現場、職場は深刻な人員不足で、その人員不足が多忙を招き、離職を生み、人が減ってさらに多忙が加速されるという悪循環が続いています。

その一方で、保険料だけは有無を言わず取り立てて、介護なしと言われるように、特老ホームなどの待機者の問題は改善されないまま、家族介護の負担は非常に重くなっています。

また、雇用危機の中で、介護分野は雇用創出の場として注目されていますが、その期待にこたえきれていません。介護労働者の労働条件を改善し、人材不足問題の打開を図ることが緊急に必要です。そして、同居家族がいると生活援助が制限されることも多い今の状況の改善も必要です。また、介護保険のもとで、保険料、利用料などの経済的な負担が重いのは、介護保険発足時にそれまで介護費用の50%を負担していた国が、国庫負担割合を25%にまで縮小したことが最大の原因です。この国庫負担割合を計画的に引き上げていくことがどうしても必要です。

しかし、今回の条例の改定は、問題点の改善はされずに、何もかも民間任せのまま、利用料だけを引き上げるものと言わなければなりません。私は、高齢者いじめとも言える、この介護保険料の値上げを認めるわけにいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、並松安文君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（並松安文君）

私は、議案第10号日置市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、第5期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から26年度までの保険料率を引き上げるために提案されたものであります。

本市の介護保険の財政状況については、高齢化の進展や施設整備の影響、また介護報酬の引き上げ等で今後もふえ続けると予想され、

歳入不足による介護給付準備基金から繰り入れられるように、より基金も底をつき、極めて厳しい状況となっております。このことにより、平成24年度から26年度までについて給付費等の試算を行ったところ、3年間で約20億8,000万円の増となる見込みであります。

また、第5期計画では、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定するために、これまで6段階としていた保険料率の区分を7段階8階層に改正されており、保険料負担に対しても配慮がなされております。

このようなことから、今回の介護保険料基準月額の1,000円の引き上げは、今後制度を支えていくためにも必要不可欠な措置であると考えております。よって、以上の理由から、私は本案に対しての賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

先ほどの文教厚生委員長に対する質問での答弁不足があり、委員長から申し出がありましたので、発言を許可します。

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

私は、簡単に今と答弁させていただいたところですが、その4期の議論につきましては、私どもは介護保険の特別会計の当該の委員会でございますので、通常の委員会の中で施設整備等についてはもう十分審査、議論をして、重ねてきた委員会でございますので、この改正のところで議論がなされなかったということでございますので、申し添えておきたいと思っております。

△日程第10 議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）

○議長（松尾公裕君）

日程第10、議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして、本委員会にかかわる部分を分割付託され、2月27日、28日両日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

ご承知のとおり、今回の一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億8,255万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ240億416万2,000円とするものであります。

まず、本委員会にかかわる歳入の主なものについてご説明申し上げます。

市税では、現年課税分の調定増の見込みに伴い、個人市民税が6,875万8,000円、法人市民税が7,005万円の増額。地方交付税は、普通交付税の留保財源分9億9,970万4,000円を増額補正。また、おのおのの事業費確定や執行残などにより、国庫支出金が1億3,992万6,000円、県支出金が3,232万2,000円の減額であります。財産収入では、土地売り払い収入で5,704万8,000円の増額。繰入金では、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金を8億6,896万1,000円の減額。特別養護老人ホーム事業特別会計繰入金は、青松園の指定管理者制度導入に伴い、特別会計の精算と運営基金の廃止によって、2億2,242万8,000円の増額を行うものであります。

次に、歳出について、事業の執行残に伴う減額補正がほとんどですが、主なものだけをご説明いたします。

人件費は、各課において、人事院勧告に伴う給与の減額、また職員共済組合の負担金率改正に伴う増額補正がなされました。また、総務管理費では、将来の市債の財源となる減債基金積立金が3,509万8,000円の増額、将来の施設維持修繕の財源となる施設整備基金積立金が7億円の増額補正となっております。また、地域づくり推進費では、平成24年度の地域づくり推進基金への積立金1億5,000万円の増額。地域公共交通特別対策補助金、いわゆる廃止代替バスへの補助金が、実績見込みに伴い733万1,000円の増額。また、妙円寺地域交流センターの用地費の土地開発基金からの買い戻しで3,215万3,000円の増額補正であります。公債費では、長期償還利子が当初の見込みより低金利で借り入れができたことで、

2,595万8,000円の減額となりました。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

財政管財課関係では、委員より、説明資料の18ページ、土地売り払い収入5,704万8,000円は、22件中、何件の入札があったのか。また、どのように売却額を決めているのか。残りの未利用地が88件あるが、今後の計画はどうかとの質疑に対し、未利用地の売り払いは原則的に公募だが、競争入札は伊集院地域の徳重区画整理地内の1件のみであった。売却金額は、周辺の売買実例を参考に、不動産鑑定をして決めている。残りの未利用地の売却は、今後年間に10件ほど売却し、年間2,500万円ほどの収入を見込んでいるとの答弁。

また、委員より、説明資料31ページのNHKの受信料の執行残が158万円の減額と大きいのが、事業所割引だけでそうなったのかとの質疑に対し、指定管理者施設の77台分を誤計上していた。22年度3月補正時点で判明し、昨年度分は減額補正をしたが、今年度分を減額するのを忘れていた。申しわけなく、反省している。なお、指定管理者施設のNHK受信料は指定管理者側が支払うことになっているが、明文化はされていなかったとの答弁でした。

総務課の関係では、委員より、予算説明書7ページの繰越明許費で、防災行政無線整備の2,300万円について、平成24年度からの事業の手順はどうなっているかとの質疑に対し、防災行政無線のメーカーは全国で8社あり、設計のコンサルもメーカー系列になっているので、この8社でプロポーザルを行い、コミュニティ無線との整合性や、また事業費の提示額なども見て、選定委員会でもメーカーを決定し、設計に入る。その後、4地域に分けて、県内の工事業者への発注を行う見通しであるとの答弁でした。

企画課関係では、委員より、国際交流員の事業について、任期はどうなっているのかとの質疑に対し、2名とも4月に5年目を迎えるが、任期は5年なので、24年度までとなる。延長はできないので、2人とも25年度は交代となるとの答弁がありました。

次に、地域づくり課関係で、委員より、説明資料41ページの交通政策費で、空港バスが新幹線の影響で利用減となっているが、公共交通会議での議論や利用促進の努力はどうなっているのかとの質疑に対し、公共交通会議では、市の補助金負担の上限を設け、来年度からは1便増便等も考えているが、これも1年間様子を見ていくとの答弁でした。

次に、特別滞納整理課の関係では、委員より、税や保険料など、債権の種類で時効は異なるのかとの質疑に対し、市税や国保税は5年、介護保険料は2年、市営住宅の使用料が5年、水道使用料が2年、学校給食費は2年などであるとの答弁でした。

消防本部関係では、委員より、説明資料98ページの防火服の配付状況について支障はないかとの質疑に対し、防火服は消防署員の生命を守る大事なものだが、非常に古くなっており、平成19年度から39着をそろえてきた。現在、80%ほどの整備率である。早目にそろえたいが、1着が20万円と高価なもので、財政事情もあり、平成25年度まで随時整備する計画であるとの答弁。

また、委員より、23年度は火災の発生が非常に多くなっているが、ふえた要因は何か。また、広報や啓発はどうしているのかとの質疑に対し、特に吹上地域において火災の発生が多いが、枯れ草火災がほとんどである。週末に日置市外から帰省してきて野焼きをするケースが多く、苦情も多い。防火意識が低い人もいるので、防災無線などで火災予防を呼びかけるとの答弁がありました。

このほか多くの質疑がありましたが、担当

部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、2月23日の本会議において、本委員会の所管に係るものにつき付託されましたので、2月24日と2月27日に委員会を開会し審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、次長、課長等の出席を求め提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

なお、今回の補正中、人事院勧告等に伴うものや負担率改正に伴うものの人件費、また、説明資料等でわかるものについての報告は省略をさせていただきます。

では、市民生活課所管における概要から申し上げます。

歳出では、委託料のその他委託料、衛生処理組合負担金625万8,000円の減額は、伊集院地域から始良地域への搬入分。一般賃金のウミガメ保護監視員設置事業費1万2,000円と原材料費1万5,000円の減額は、ウミガメふ化場の傷みがなく、移設が必要なかったため。負担金での大きなものは、南薩処理組合の負担金見込み減による829万3,000円の減額。塵芥処理費の工事請負費単独事業のクリーン・リサイクルセンター運営費663万7,000円減額は、製缶補修工事や灰搬出のための改修工事に伴う執行残。し尿処理費の委託料163万円の



減額は、し尿浄化槽の汚泥運搬料、日吉分と伊集院分。

歳入におきましては、衛生手数料で、犬の登録頭数増により3万円増額、登録頭数は3,441頭で、狂犬病の注射済みは2,688頭で、接種率は78%である。

以上が主な内容でございます。

質疑の主なものについて申し上げます。

ウミガメの上陸、産卵はどれぐらい確認できたのかに対し、平成23年度の上陸は204頭、産卵は91頭。ちなみに前年度は、上陸232頭、産卵は122頭確認されていると答弁。

エコワットの貸出状況はどうかに対し、伊集院地域23個、東市来1個、日吉2個、吹上2個である。現在、伊集院小学校と土橋小学校へも貸し出していると答弁。

環境自治体会議の準備はどのように進めているのかに対し、準備委員会委員26人で、これまで2回会議を開いた。また、庁内会議を7回、担当者会を13回で合計20回開催したと答弁。

次に、福祉課所管における概要を申し上げます。

歳出では、社会福祉総務費の一般賃金、地域生活支援事業費275万4,000円の減額は、相談支援専門員を3名見込んでいたが、2名を6月に採用し、2月にもう1名募集したが応募がなく、確保が困難であったため。障害者給付認定審査会運営事業費の一般賃金260万4,000円の減額は、140件のうち130件の認定調査を終えているが、相談員や職員で対応できたことによる。報償費、謝金の発達障害児等支援事業費120万円の減額は、臨床発達心理士が少ないために日程確保ができなかったことによる。補助金及び交付金の地域生活支援事業160万円の減額は、日中一時支援事業を3カ園見込んでいたが、1カ園しか申請がなかったことによる。

扶助費の単独事業地域生活支援事業20万円の減額は、幾つかの相談はあったが、後見人を立てるほどの内容ではなかったことによる。生活保護総務費の扶助費補助事業、生活保護総務管理費5,575万6,000円の減額は、医療費扶助の減によるもので、特に入院が減っていることによるが、その他の扶助はふえている。

歳入では、民生費負担金の児童福祉費負担金641万7,000円の増額は、各保育園の保育料の増減も相殺したものの。その他多くが、民生費の事業見込みに伴う補助金の減額などが主な内容となっています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

子ども手当の申請状況はどうかに対し、1件は遠方に引っ越されて連絡済みであるが、未申請である。1件は最初から未申請であるため、合計2件が未申請となっていると答弁。

日中一時支援事業の3カ園が1カ園になった理由は何かに対し、東市来と吹上の施設を見込んでいたが、障がい児の支援経験がないため、支援の仕方がよくわからないという回答があったと答弁。

ひとり親家庭の対象数はどうかに対し、父子で55世帯、母子で446世帯であると答弁。

住所不定者分生活保護費についての実績はどうかに対し、現在4名であると答弁。

次に、健康保険課所管における概要を申し上げます。

歳出では、予防費の中の需用費、消耗品費、感染症予防費20万円の減額は、新型インフルエンザ対策用防護服セット100着、同じくマスク1,000枚分の執行見込みである。保健指導費の共済費社会保険料の15万8,000円の減額は、1人14日未満の雇用で2人としたことにより、社会保険料の必要がなくなったもの。賃金の一般賃金154万6,000円の減額は、異動により

診療所から看護師が1名増員されたことと、自殺対策事業の啓発事業に対する、いきいきサロン等からの依頼減によるもの。委託料その他委託料では、母子保健事業で157万7,000円の減額となっているが、母子手帳の380件に対して366件の発行見込みである。女性特有のがん検診推進事業で137万円減額であるが、特に乳がんについては隔年おきの検診となり、平成22年度の集団検診の対象地域であった伊集院地域と東市来地域の方が、23年度に無料クーポン件により受診した場合、2年連続となることから、検診を控えたもの。扶助費の単独事業、母子保健事業費50万円の減額は、不妊治療助成金の執行見込みに伴う減額であるが、現在9件の助成がなされ、そのうち4人が母子手帳の申請に至っている。

歳入では、衛生費県補助金の保健指導費県補助金で、地域自殺対策緊急強化事業補助金110万円減額は補助金内示による。この事業は平成21年度から23年度までの事業であったが、来年度も補助金の額は下がるものの続く見込みとなっている。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

不妊治療助成の申請の方法、対応できる病院はどうかに対し、高度な医療を要するために県指定の病院が5カ所ある。県の助成は1組につき1回15万円。初年度は3回まで、5年間で通算10回を限度としている。市の規定は1年に1回10万円を5年間としている。県の補助と市の上乗せについてホームページで案内していると答弁。

自殺対策事業費が減額だが、相談の状況、啓発等はどうかに対し、広報紙を見て相談に来ることはほとんどない。保健師等を通じての相談になるが、現在23件となっていると答弁。

次に、介護保険課所管における概要を申し上げます。

歳出の老人福祉費繰出金656万円の減額は、介護保険事業への繰り出し分。介護予防サービス事業費の賃金、一般賃金157万6,000円の減額は、ケアマネジャー13名が12名になったことによる。委託料の介護予防サービス事業費89万5,000円の減額は、14の事業所に委託しているケアプラン作成業務が、1月平均150件の予定が140件程度になると見込まれたため。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

かねてから経験を積んだマネージャーが民間に移っていくということが問題になっていたが、ケアマネージャーが退職したための減額もそのようなケースになっているのかに対し、2名退職した。1名は5年雇用した人だが、民間の管理者になるということでやめた。もう1名は23年度に雇用した人だが、訪問看護をやりたいとの意向で民間の事業所に移ったと答弁。

次に、教育総務課、学校教育課所管における概要を申し上げます。

まず、今回の補正で最も大きいのが伊集院小学校校舎改築事業に係るものでありますので、それに関する補正の概要から報告いたします。継続費の補正として、国庫補助のあり方が初年度に40%、後年度が60%となっているために、今年度の当初に3億3,101万3,000円計上してあったが、12月の入札となったことにより、出来高が13.5%となった。したがって、今年度の予算を9,757万7,000円に減額し、残りは後年に繰り越される。平成24年度は7億455万4,000円に、25年度は8億3,336万5,000円にするもの。そこで、一般会計の繰り入れでは、教育費国庫負担金2,050万円を減額、教育費国庫補助金3,580万円を減額、それと施設整備基金で2,800万円を対応して、教育債の学校教育施設整備事業債の1億1,180万円す

べてを減額とするもの。

歳出では、学校建設費の委託料で398万2,000円、工事請負費で2億3,624万9,000円を減額。以上が伊集院小学校建設に伴う補正の内容であります。

これより、その他のものについてを申し上げます。

歳出から、事務局費、報償費の謝金64万円減額は、研修を外部講師でなく教育指導主事に対応できたことによる。使用料及び賃借料16万5,000円減額は、伊集院文化会館及び東市来文化交流センターの借り上げで、前日の準備が短時間で済んだことによる。小学校管理費の工事請負費、小学校維持補修費276万9,000円の減額は、伊作田小学校、鶴丸小学校の校舎改修、湯田小学校のコンテナ室前の舗装、美山小学校フェンス改修、4件の工事に伴う執行残であります。教育振興費の備品購入費86万円の増額は、藤井氏からの特定寄附で図書等の購入、飯牟礼小学校分。中学校管理費の工事請負費中学校維持補修費402万7,000円の減額は、吹上中学校体育館屋根補修、内部建具改修、スクールバス車庫屋根補修に伴う執行残であります。幼稚園費の備品購入費14万円増額は、藤井氏からの特定寄附で書籍購入、飯牟礼幼稚園分であります。給食センター費賃金の196万9,000円の減額は、アレルギー対応に2名を組んでいたが、1名で対応できたことによるもの。

歳入では、指定寄附金増額のうち、100万円が藤井氏による特定寄附で、飯牟礼小学校と飯牟礼幼稚園分となっています。雑入の太陽光発電売電代7万8,000円の減額は、当初は月平均2万円で組んでいたが、当初見積もりよりも売電量が少なく、月平均1万3,000円程度になると見込んだもの。

以上が主な内容となっています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

国庫補助は初年度40%になっているとのことだが、残りを後年に回すことができるのかに対し、申請上はそうになっていると答弁。

継続費の約7,000万円減額は執行残かに対し、今年度の入札執行残であると答弁。

伊集院小学校改築工事の進捗状況はどうかに対し、23mほどのくいを110本ほど打った。これから基礎工事に入ると答弁。

学校図書の新旧入れかえ、管理等について教育委員会はどのようにかかわっているのかに対し、学校訪問や司書補との話はするが、決定は学校長の判断であると答弁。

次に、社会教育課における概要を申し上げます。

歳出では、社会教育総務費の補助金及び交付金で青少年教育事業費50万6,000円の減額は、青少年海外派遣事業を8名組んでいたが、6名しか応募がなかったことによる。文化振興費、投資的委託料の158万円減額は、業者委託予定であったが、職員で対応できたことによる。文化財印刷製本費102万円の減額は、辻堂原遺跡発掘調査報告書が3月いっぱいかかるため、印刷が来年度になったことによる。保健体育総務費、補助金及び交付金の保健体育総務管理費40万円増額は、全日本小学生男子ソフトボール大会開催に伴う運営費補助金である。

以上が主な内容となっています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

伊集院文化会館の光熱水費が減額となっているが、指定管理者との契約はどのようになっているのかに対し、伊集院文化会館と日置市中央公民館、本庁舎の電気料は一緒になっているため、全額を市が支払うが、指定管理者からは案分額を雑入で受け入れているところであると答弁。

市町村による青少年劇場の執行残は2校分を1校で2回講演したとのことだが、なぜ

1校だけなののかに対し、児童演劇は舞台でなくフロアを使うことが多い。今回は伊集院小学校での開催で児童数が多かったため、2回に分けなければ全児童が観劇できなかったことによるものと答弁。

全日本小学生ソフトボール大会は当初予算で組まなかったのかに対し、当初は見込んでいなかったが、昨年末に誘致が来た。補助金交付要綱にのっとって計上したところであると答弁。

体育施設、特にドームの使用に問題が発生しているのではないか。スポーツ誘致でドームの使用を確保していた場合に、晴天で会場が空いていたときの対応がこけけドームとチェスト小鶴ドームで違いがあるのではないか。また、別の団体が使用できたとしたときの使用料などはどのようにしているのかに対し、使用していない場合は前日の昼までに連絡するようお願いしているが、明確なルールがあるわけではない。今後、内規で統一していきたいと答弁。

以上、主なものについて申し上げましたが、このような経過をたどり、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に分割付託され、2月24日、27日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を

求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、提案されました補正予算の農林水産業費に係る予算は、農業費2,193万円、林業費1,518万2,000円、水産業費279万1,000円をそれぞれ減額し、総額を11億3,829万3,000円にするものであります。

歳出の主たるものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業費は、入札執行により事業費が減額となったものであります。

産地づくり対策事業費では、伊集院地域の中川イチゴ生産組合がビニールハウス暖房機を5台導入するように計画していたが、3台導入に変更したことでの減額。

新規就農者経営定着支援事業については、対象農家4戸18棟のビニールハウスの張りかえが、対象農家3戸8棟になったことに伴う減額。

農業・農村活性化推進施設等整備事業については、吹上地域のアグリサポート吹上の導入した米収穫用コンバインの入札執行に伴う減額。

県営事業の日吉地域の畑地帯総合整備事業は平成25年度新規採択、吹上の農村災害対策事業は平成24年度新規採択要望を進めているところであります。

伊集院地域の農村生活センターの燃料費と光熱費の減額は、伊集院中川地区の加工センターで活動していた加工グループが、独立起業したことにより使用回数が減少したことによるものであります。

伊集院地域の麦生田中地区と日吉地域の笠ヶ野地区の2カ所を県単補助治山事業で要望していたが、昨年発生した奄美豪雨の関係で事業不採択となったことにより減額するものであります。また、漁港管理費では、12月議会に計上した江口漁港の駐車場用地と漁具保管修理施設用地の舗装工事負担金であります。同じく奄美豪雨の発生に伴い減額する

ものであります。

次に歳入であります。県単補助治山事業費分担金、農業費県補助金の減額。活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金で、3地区分の事業確定により減額。永吉ダム維持管理事業費県補助金は増額。

産地づくり対策事業費県補助金では、中川イチゴ生産組合が設置した暖房機導入の実績による増額であります。

災害復旧費県補助金を減額。平成23年度では、農地、農業用地で14件の災害復旧工事を実施。これらの工事に当たり災害復旧費の補助率増高申請を行った結果、農地の補助率は78.8%、農業用施設の補助率は90%確保。

次に、質疑の概要について申し上げます。

歳入では、永吉ダムの補助金がふえているがなぜかの問いに、県からの補助は従来30万円であったが、23年度から20万円ふえ50万円になった。厳しい財政の中から県が20万円増額したと答弁。

永吉ダムはテレビが映らない。災害時は必要と思うかの問いに、去年の7月から地デジ対応になってから映らなくなった。何とか設置したいと答弁。

土地開発基金について、吹上の買い戻しの部分はどこかの問いに、平成14年度に基金で取得した鉄道用地になる。この部分を先行取得して工事が完成したため買い戻す。元金が390万9,000円、4筆6,507m<sup>2</sup>。利子相当額が7,240円で391万6,240円になる。金利は0.02%であると答弁。

農村センターの管理費で利用減の具体的理由は何かの問いに、伊集院地域の中川の農村センターで加工グループの1人が起業するということになり、減額となった。従来の加工グループから自立起業された。6次産業化につなげていければと答弁。

後継者育成の補助金は減額となっているが、パナソニック離職者への就農機会をアピールしてはどうかの問いに、パナソニック関連として市の対策本部が設置された段階で、そういったことも考えられるので対応できるようにした。県でも新規就農者の相談窓口を設置してもらった。本市でも設置した。1人電話があったと答弁。

特定野菜等供給産地価格差補給事業と県野菜価格差事業があるが、どういう野菜の品目か。また、実際に補給があったのかの問いに、特定野菜はおおむね国が定めた品目で、県野菜は県が定めている。その年の相場が基準を下回ったときに発動する。品目はカボチャ、ソラマメ、深ネギ、ニガウリ等である。特定野菜のほうは今回全く発動はなかった。県野菜のほうは7,100円程度の支出と答弁。

江口漁港整備の減額の経緯はの問いに、駐車場部分に120万円の負担金、漁具の保管施設に160万円計上していた。奄美豪雨の影響で減額されたと答弁。

吹上砂丘荘近くの松くい虫の対策はどうなっているかの問いに、地上散布をしていたが、効きにくかったため、樹間注入の予算を24年度に計上したと答弁。

次に、農業委員会についてご報告申し上げます。

まず、歳入について、土地調査手数料は、受理証明手数料等の実績見込みに伴う増額補正。農地制度実施円滑化事業費県補助金については、事業変更に伴う減額補正。

次に、歳出は、農業委員会総務管理費の減額補正。昨年10月に片平前会長が亡くなられたための減額であります。

担い手農家結婚支援モデル事業費で、担い手農家結婚相手紹介謝礼や担い手農家支援協議会幹事会、総会謝金の執行残に伴う減額及び指導等謝金の執行残に伴う減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

担い手農家の結婚支援モデル事業の実績はの問いに、23年度はふれあい交流会を12月に行った。参加者は男性20人、女性19人である。内容は、1日目に、大根収穫体験、マナー講座、交流パーティーを実施し、2日目は、陶芸体験、イチゴ収穫体験、江口蓬莱館の見学を行った。22年度の参加者が昨年末に入籍した。年齢は男性が40代、女性が20代であったと答弁。

担い手農家結婚支援事業の今までの参加人員と入籍した実績、また総経費はの問いに、20年度、男性21人、女性22人、21年度、男性27人、女性25人、22年度、男性19人、女性21人、23年度、男性20人、女性19人で合計174人であった。女性の大多数が鹿児島市出身であった。入籍の実績は2組で、これまでの経費は約477万円であると答弁。

耕作放棄地の有効利用の現状はどうかの問いに、20年度に全筆調査を行った。22年度から農地制度実施円滑化事業費で利用状況調査を行ったり、協力員を置いて耕作放棄地の確認を行っている。現在、再生利用協議会で耕作放棄地の利用を進めていて、解消につながっていると答弁。

次に、建設課についてご報告申し上げます。

土木費に係る予算は9,886万6,000円増額し、総額を28億6,180万9,000円とするものであります。主な理由として、土地開発基金からの買い戻しに伴う土地購入費及び補償金の増額。また、執行残及び負担金確定により、委託料、工事請負費、負担金等の減額であります。

歳出の主たるものは、一般道路整備事業は過疎対策事業分の執行残による減額補正。河川総務費は愛護作業実績による減額補正。公有財産購入費は湯之元第1地区土地区画整理事業に係る土地開発基金からの買い戻しに伴

う増額補正。特殊地下壕対策事業費は事業費確定に伴う減額補正であります。

次に、歳入は、土木費分担金は県単急傾斜地崩壊対策事業費分担金で事業費確定に伴う減額補正。土木手数料の優良住宅造成認定申請手数料は未申請に伴う減額補正。土木費県分担金は、土地区画整理事業県負担金の湯之元第1地区分で大里川に係る増額補正と湯之元橋の橋梁負担金の減額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

県の事業の5%留保とはの問いに、5%留保は、東日本大震災の関係で公共事業はすべて5%を除いて内示されたと答弁。

公有財産購入費の土地開発基金からの買い戻しについての問いに、平成15年に地方道路整備事業で文化通り線の整備をしたが、そのときに用地先行で宅地と建物1件分取得し、事業を行った。その分の買い戻しであると答弁。

道路維持管理費の道路愛護作業の実績はどうかの問いに、河川と道路はほぼ例年と変わらない。道路については均等割が5,000円と延長割で1m当たり13円。4地域で797万1,260円である。河川は均等割で1万4,000円と1m当たり3.5円。4地域で220万円程度である。愛護作業は、高齢化などでできない部分もあるが、できる範囲で愛護の精神でしていただいていると答弁。

土木総務費で震災による納車不能とあるが、不都合は生じなかったかの問いに、公用車は大震災の影響で車が入ってこない状況があり、従来の公用車を車検、修理をしながら利用していると答弁。

特殊地下壕で工法を変えたための減額とあるが、どのような工法になったかの問いに、特殊地下壕については、最初シラスモルタル工法で計画していた。単価や工法を検討して、エアームルク工法という工法にしたと答弁。

湯之元の公園が整備されているが、水道配置やトイレなどの今後の見通しはの問いに、湯之元第1地区の区画整理区内の公園については、まだ実施計画はしていない。公園予定として湯田小近くの1カ所がある。進捗率が30%ぐらいなので、公園を先にするのはどうかと考える。50%を超えたら検討していくと答弁。

住宅建設費の工事請負費の執行残はの問いに、和田6戸、花熟里10戸、上市来6戸で、これに伴う入札執行残であると答弁。

道路新設改良費の負担金で、東市来美山線の箇所はバイパスになるのかの問いに、バイパスの橋の設計等をしている部分である。山田湯之元線は芝居段の交差点付近である。養母長里線は東市来中学校付近であると答弁。

住宅管理費の住宅新築資金への繰り出しは特別会計をなくすための繰り出しかの問いに、特別会計を24年度になくすが、そのためのものではない。年度ごとの償還のためである。今回、財政管財課が高金利のものを対象に公的資金の補償金免除の繰り上げ償還ということで、23年度と24年度に償還して返済金を少なくしようと計画したためと答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、議案第17号平成23年度日置市一般会計補正予算(第7号)については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長(松尾公裕君)**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(松尾公裕君)**

質疑なしと認めます。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(松尾公裕君)**

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(松尾公裕君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

**○議長(松尾公裕君)**

休憩前に引き続き会議を再開します。

△日程第11 議案第18号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

△日程第12 議案第19号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)

△日程第13 議案第24号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)

△日程第14 議案第25号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

△日程第15 議案第26号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算(第2号)

**○議長(松尾公裕君)**

日程第11、議案第18号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)から日程第15、議案第26号平成

23年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第18号平成23年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日に委員会を開会し審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、課長等の出席を求め提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,339万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ66億425万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

高額医療費共同事業負担金の国庫支出金、県支出金それぞれ653万6,000円の増額は、23年度高額医療費共同事業拠出決定によるものであります。共同事業交付金431万4,000円の減額は、高額医療共同事業の増額と財政共同安定化事業の減額で、各交付金の決定額を相殺したものであります。一般会計からの繰入金1,363万9,000円の増額は、保険税7割・5割・2割軽減分の交付決定等によるものであります。

歳出では、高額医療費共同事業拠出金の1,657万5,000円の増額と、保険財政共同安定化事業拠出金の1,628万9,000円の増額は、それぞれの拠出金の決定によるもの。なお、県内全市町村の高額療養費の医療の高度化等により自然増が続き、前年度と比較して、高額医療共同事業は109.6%、保険財政共同安定化事業は102.8%増加しているものであります。

以上が主な内容で、質疑を求めましたが、説明と資料等で了承し質疑はなく、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本議案は全委員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第19号平成23年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日に委員会を開会して審査いたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、園長の出席を求め提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億65万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億2,197万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

サービス収入2,300万円の増額は、施設介護サービス収入、短期入所サービス収入、利用者自己負担金収入であります。基金繰入金1億7,762万9,000円の増額は、2月23日の本会議において青松園運営基金条例廃止に伴い繰り入れるものであります。

歳出の主なものを申し上げます。

施設管理費2億998万円の増額は、一般会計への繰出金で2億2,242万8,000円の増額が主で、残りは諸管理費の執行残による減額であります。基金積立金も920万円減額となっております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

職員の処遇はどうなるのか。これは、指定管理者移行のため、職員の処遇はどうなるのかという質疑に対し、正規職員13名のうち2名が退職するが、法人での雇用になる見込みである。残る11名は配置がえとなる。臨時の39人中6人は自己都合で退職をすると答弁。



指定管理者制導入のため、指定管理者法人への再雇用意向調査、面接を指定管理者予定法人が勤務時間中に行ったと聞かすが、職務命令で行ったのかに対し、庁内で協議した経緯はあるが、文書での職務命令はしていないと答弁。

4月から指定管理になるが、懸念されることはないかに対し、1月中旬に家族会を開いたとき、通帳を指定管理者に預かってほしい旨の要望があったため、指定管理者が預かることとなった。そのほかについて特に問題はないと答弁。

以上のような経過をたどり、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号平成23年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日に委員会を開会して審査いたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、課長の出席を求め提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,484万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億1,051万3,000円とするものであります。

まず、歳入での介護給付費負担金から地域支援事業交付金の包括支援任意事業までが歳出の給付費と地域支援事業費の支出実績見込に伴うもので、国庫支出金分と県支出分等であります。介護保険システム改修補助金165万3,000円は、歳出の委託料330万8,000円の介護保険システム改修費増額に充てるものである。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金32万9,000円減額は県の100%補助であるが、介護ボランティア活動支援事業にかかるノートパソコン

購入の執行残となっている。

歳出では、一般管理費の委託料287万6,000円の増額があるが、介護保険事業計画策定業務を自前で行ったための43万2,000円減額を差し引いての補正である。認定調査費の一般賃金68万7,000円の減額は、調査員を9名組んでいたが、月によっては9名体制がとれないこともあったため。地域密着型介護サービス給付費1,140万円減額は、グループホームや小規模多機能事業所の整備がおくれたこと等による。二次予防事業の一般賃金414万円の減額は、訪問型介護予防事業をできるだけ通所型に誘導したことにより、訪問型の介護予防事業費の執行残が大きくなったものである。

説明の後、質疑を求めましたが、資料と説明で了承し、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第25号平成23年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日に委員会を開会しました。その経過と結果について報告いたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、課長等の出席を求め提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

まず、今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ700万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,949万7,000円とするものであります。

歳入では、特別徴収保険料が1,000万円の減額、普通徴収保険料が800万円の増額で、これは異動や口座振替等に伴うものであります。一般会計繰入金金の保険基盤安定繰入金563万7,000円の減額は負担金交付決定によるものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金負担金の763万7,000円の減額が主なものとなっています。

以上のような内容に対して質疑を求めましたが、資料、説明等です承し、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第26号平成23年度日置市診療所特別会計補正予算(第2号)は、2月23日の本会議において本委員会に付託されましたので、2月24日に委員会を開会して審査をいたしました。その経過と結果について報告をいたします。

審査は全委員出席のもと、担当部長、事務長の出席を求めて提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,458万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億296万5,000円とするものであります。

歳入では、国保診療収入が60万円の減額、社会保険診療収入が122万円の減額、後期高齢者診療収入が1,118万5,000円の増額、その他診療収入でインフルエンザ等の予防接種手数料などが405万7,000円の減額、一般会計繰入金の診療所運営分が2,116万3,000円の減額となっています。

歳出では、一般管理費の一般賃金が医師の時間外勤務減少で100万円の減額。報償費、謝金が非常勤医師勤務日数変更により250万円の減額。研究研修費では学会への参加中止により23万6,000円の減額。紙おむつやアルコール消毒液等の消耗品費と医薬材料費が300万円の減額、以上のようなものが主なものとなっております。

これらに対して質疑を求めました。

学会参加が中止になっている理由は何かに

対し、参加すれば休診にしなければならないためであると答弁。

謝金が減額になった理由は何かに対し、非常勤医師の謝金は経験年数や資格などで違うことと、1日勤務の予定が半日勤務になったことなどが原因であると答弁。

指定管理者への移行で物品などはどうするのかに對し、備品リストはつくってある。薬剤などで使えるものがあるのか、引き継ぎのとき検討をする予定だと答弁。

引き継ぎで問題はないのかに對して、特に問題はないと考えると答弁。

1年間入院がなかったが、地域への影響はどのようであったかに對し、ほかの病院へ移った患者さんもあると思う。新患は22年度で1,000人だったが、23年度は800人程度だった。高齢者患者が7割を占めている。1日の平均外来患者数は39人。八、九割が午前中の診療であると答弁。

以上のような経過をたどって、討論に付しましたが討論はなく、採決しましたところ、本議案は全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長(松尾公裕君)

これから委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

#### ○15番(西園典子さん)

委員長に質問をいたします。

まず、議案第19号についてでございます。これは、さきの最初の議会におきまして、特別会計をなくして一般会計にということでございましたが、これにつきまして、特別会計の持つ性質、特定の事業を行う場合に、その収支をきちっとするという趣旨がある、そういう意味に對しての意見などがあつたかどうか、議論があつたのかどうか、そこを一つお尋ねしたいと思います。

また、ここは利用者のお年寄りの皆様方、

利用者の方が多いわけで、そういう方々だけなのですが、そういう方々に対しての説明など、ご家族を含めての説明の状況とか、不安がないかどうかというような議論などがあつたかどうか、それを一つお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、議案第26号についてでございます。これも同じく指定管理ということで、特会から一般会計のほうにということでございますが、先ほどの同じ質問でございますが、今の説明の中ではなかったようでございますので、そういう特会の持つ意義という意味で、ほかにも公衆浴場特会などは指定管理であっても残っているわけです。そういうこととの矛盾など議論がなかったのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

以上。

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

ただいまの質疑にお答えをいたします。

まず、特別養護老人ホーム青松園についてのお尋ねでございました。これについては、1件の特別会計廃止に関することでございますが、このことについては、さきの本会議において廃止することが決定しておりますので、それらの廃止することによってどうかというやりとりはなされてはおりません。

それからもう一件、家族に関するものについては、先ほど少し報告をさせていただきましたが、委員会においてその質疑が出されております。それでは報告のとおり、通帳管理の件なんかについてございました。そのほかはないとの、特段なかったとの答弁を受けているところでございます。

これが第1問であつたかと思しますので、答弁とさせていただきます。

それから、2つ目のお尋ねでございました、診療所に関するものでございますが、さきのものと同じで、これも廃止のことが決定しておりますので、特別会計をなくすということ

に関する議論は委員会のほうではなされていないところでございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第20号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第21号平成23年度日置市農業集落排水事

業特別会計補正予算（第3号）

△日程第18 議案第23号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松尾公裕君）

日程第16、議案第20号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第19、議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第20号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第23号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月24日、27日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第20号平成23年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

補正予算5,319万7,000円減額し、総額を6億106万1,000円とするもの

であります。主な理由は、人事院勧告による職員給与費、国庫補助金の減額に伴う工事請負費等を含め、執行残及び消費税確定による歳出の減額等であります。

歳入では、受益者負担金の増額、国庫補助金や事業債等の減額補正が主なものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

前納金の割合はどの程度かの問いに、前納が89%、分納が11%であると答弁。

下水道費の委託料は当初と比べて、大震災の影響はあると思うが、今後の見通しはの問いに、管路の長寿命化については、来年度まで延ばして2カ年という考え方でやっている。つつじヶ丘は要望した金額より下回ったが、入札が大分安かったので対応できたと答弁。

老朽化のところでは緊急にしないといけない場所はないかの問いに、昨年度まで補助要望額の9割方についてはついていたが、大震災の件で65%という内示結果になった。長寿命化なので、随時、老朽化したものから採択してもらえるようにしていきたいと答弁。

管路耐震診断は補助事業が不採択になり、今後は単独でしなければならないのかの問いに、九州整備局の担当者の内諾を得ないと進まない。市の考えも出して整備局の承認を得て採択になる。本市はどのような形でやるかを調査していきたいと答弁。

以上のほかに質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、議案第20号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成23年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

補正予算35万8,000円を減額し、総額を3,744万円とするものであります。委託料執行残に伴う歳出の減額で、歳入では、

歳出の減額に合わせた一般会計繰入金の減額補正が主なものであります。

担当部長、課長等の説明で了承し質疑もなく、討論に付しましたが討論もなく、議案第21号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号平成23年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

補正予算86万1,000円増額し、総額を410万6,000円とするものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

貸付金元利収入の状況はどうかの問いに、現在償還中の方は伊集院7人、日吉3人。最終の返済期間は平成30年12月である。滞納者は伊集院が6人。滞納額の最高で460万円程度である。破産者は3人、本人死亡が3人である。滞納整理課とも協議して手続を進めていくと答弁。

滞納額の総額は幾らかとの問いに、ことし2月21日の時点で1,087万2,791円であると答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたが討論もなく、議案第23号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成23年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

主な内訳は、収益的収入で営業外収益の子ども手当交付金に係る雑収益を増額。水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費の総務費に係る職員給与費を人事院勧告等に伴う分を減額。相殺した増額分を予備費で財源調整し、収入、支出それぞれ70万5,000円増額するものです。

資本的収入の企業債の借入減、工事請負費では道路改良配水管布設がえ工事に係る市の

一般会計分を減額し、合計で1,594万8,000円減額するものであります。

資本的支出の4,158万6,000円の減額は、委託料及び工事請負費の入札執行残等による減額が主なものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

吹上の井戸の掘削の今後の方向性として候補地があるのかの問いに、岩盤が特にかたく、岩盤に亀裂があれば水も出たが、それもなかった。市有地等を試掘していったほうが可能性があるのではないかと考える。今後は吹上地域ではなく、東市来地域や伊集院の清藤など試掘を繰り返しながら水源を確保していきたいと答弁。

水不足を解消することは課題であるが、吹上では川の表流水の方法の採用はどう考えているのかの問いに、現在、多宝寺で緩速ろ過池があり改修を行っているが、藤元にもある。湯之元水源地は浅井戸で覆流水を急速ろ過池で行っている。現在中止している亀原水源も浅井戸で現在窒素が大分改善されている。水質がよくなれば活用したい。28年度には水道事業が一本化されるので、地域間の連結も視野に入れていきたいと答弁。

市債の状況を見ると、1億50万円借り入れて1億4,300万償還しているが、方向性として保たれているのかの問いに、昨年5%以上の繰り上げ償還をしている。今後は23年と24年に繰り上げ償還があるが、1億4,000万円から5,000万円で推移していくと考える。極力償還額を上回らないように考えてやっていく。伊集院北地区が終了すれば、借り入れもなくなってくるのではと答弁。

消火栓は市が費用を全面的に見て、道路改良等の布設がえは2分の1ということであるが、消火栓の要望がある場合は市が単独で行うのかの問いに、消防力の整備指針があり、水利が足りない場合は消防署と協議して、足

りなければつくらなければならない。口径は75mm以上ないと用をなさない。それ以外の場合は防火水槽等で対応していると答弁。

水道料金の未収はどのような状況かの問いに、100%を目指し鋭意努力しているが、現在のところ前年度実績を上回るようにしている。生活の苦しい方については個別相談や福祉事務所と相談しながら行っている。2回滞った場合は最終通告書を出して、連絡のない場合は給水を停止していると答弁。

以上のほかに質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、議案第27号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

**○議長（松尾公裕君）**

日程第20、議案第22号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております議案第22号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

去る2月23日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月27日、28日の両日、全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,876万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億2,123万2,000円とするものであります。

内容は、吹上砂丘荘の運営にかかわる各費目において、実績見込みによる減額と基金の積立金の減額、また歳入歳出の調整による予備費の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、利用者の減少など厳しい経営状況だが、今後の対応はどう考えているのか。バイキングをやめたことが影響しているのではとの質疑に対し、宿泊は昨年度より上回っているが、宴会、婚礼は下回っている。努力はしているが、数字が結びついていない。レストランでは昼食のメニューをふやし、料理の改善も行っており、1日平均約50名の利用があるとの答弁。

また、委員より、人件費の中でフロントと調理師が1名ずつ退職と説明があったが、砂丘荘の職員の体制はどうなっているのかとの

---

△日程第20 議案第22号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

質疑に対し、嘱託職員が14名から12名となり、残りパート7名、アルバイト31名の合計50名の体制である。4月からはフロント、調理は採用予定であるとの答弁がありました。

このほか質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第22号平成23年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第28号平成24年度日置市一般会計予算

△日程第22 議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第23 議案第30号平成24年度日置市公共下水道事業

特別会計予算

△日程第24 議案第31号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第25 議案第32号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第26 議案第33号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第27 議案第34号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第28 議案第35号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第29 議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第30 議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第31 議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算

**○議長（松尾公裕君）**

日程第21、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算から日程第31、議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算までの11件を一括議題とします。

この11件につきましては、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

質疑の届け出がありますので、まず漆島政人君の発言を許可します。

**○12番（漆島政人君）**

予算説明資料の36ページ、21款1項1目総務債の中の過疎債を使ったソフト事業



についてお尋ねします。一部、私の質疑は質問に近い形もあるかもしれませんが、時間の効率上、質疑でさせていただきたいと思いません。

過疎債をソフト事業に使ってもいいという国からの通達を受けて、平成23年度から多くのソフト事業に過疎債が使われています。過疎債は合併債と同じレベルで、有利な借金だと言われています。しかし、借金ですので、当然金利はつくし、返済も3年据え置きで10年以上の長期返済というのが一般的です。したがって、借金を使った事業は、将来、日置市の成長戦略につながる事業に充当していくことが基本であることは、これは私が言うまでもございません。

そこで、予算書に提案されている地域づくり事業費や新規で提案されてる定住促進対策事業、こういったものへの財源充当はまだ理解できるわけですが、コミュニティバス事業や廃止路線代替バス運行支援事業、また食の自立支援事業というものは、これほどこの町でも、この住民福祉サービスの一環としてどこでもやってる事業ですよ。だから、事業内容の見直しは当然あっていいわけですが、こういった事業を途中で事業を廃止するようなことはできない性質の事業ではないかと思えます。

また、地区公民館活動交付金や自治会育成交付金、また行政嘱託員設置事業についても、この過疎債のソフト分が使われてるわけですが、これについても廃止できない事業ではないかと。

その理由として、仮にこういった事業廃止した場合、当然市政運営上支障が出てくるのではないかと思います。つまりその裏を返せば、行政経営に必要な経常的な経費であるというふうには私はとらえてるわけです。そういった経常的な経費に借金を使った予算編成を、これ悪いとは言えませんが、緊急い

んな避難的なものもありますから、これは常態化させていくことは改めていくべきではないかと思いますが、予算編成の段階でそういった議論はなされなかったのか。まず、この点が1点。

次に、予算説明資料の64ページ、2款1項7目の企画費の中の新規事業である定住促進対策事業ですね。これ新規事業ですけど、この件について3点ほどお尋ねします。

投資的新規事業については、毎年成果分析をして、改善しながら投資効果を出していく。その成果が出るまでには、どうしても二、三年はかかるのではないかと思います。また、その効果が見込めない場合は廃止していく、こういう考え方が基本的な考えだと認識しますが、なぜこの3年間だけの事業としたのか、これ1点。

それとあと、私、この新規事業の過疎対策を対象とした定住促進策は、私自身すごくいいことだと評価してるわけですが、しかし、過疎地の中でも例えば湯田地区を中心とする東市来を中心街や伊作商店街のこの吹上を中心街、あと日吉の中心街、この地域については、即緊急的な定住化策が必要かと申しますと、果たしてどうなのかなど。財政的なことを考えれば、ほかのが先ではないかなど。

それより、今申し上げたとおり、限界集落と呼ばれる、高齢化率が40%、50%、60%地区が多いわけですよ。こういった過疎対策地域だけ、過疎対策地域だからといって中心部まで対象とする考え方は、これは余りにもこの政策がアバウト的な印象を受けるわけですよ。実のある過疎地への定住化を促進するのであれば、例えば高齢化率40%以上の地域だけを対象とするのか、私はそういう考え方が理屈にかなってないかと思いますが、そういった議論はなされなかったのかですね。

あと、執行部の皆さんは、定住促進策と地

場産業の活性化策とは一体的な取り組みが可能であるということは、これは私、非常に認識度は高いと思います。そこで、今の住宅建設は、皆さんもご承知のとおり、ほとんど大手や鹿児島市内のハウスメーカーが受注しているケースが多いです。こういったことを考えた場合、住宅建設については、日置市内の事業者が請け負うものだけを補助対象とすることが、定住化促進と同時に地場産業の育成支援、ひいては地域活性化にもつながると思えますが、そういった議論はどうだったのか。この4項目ですかね、これについてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

過疎対策事業費のソフト事業につきましては、平成22年度から活用させていただいております。これは、国の地方債の運営、運用基準が改正されたことによりまして活用してございます。その中で取り扱いができる事業項目というのも列記されておりまして、読みますと、過疎地域自立促進特別事業については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、それから集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたり安全で安心して暮らせることのできる地域社会の実現を図るために特別に措置するというような内容になっております。

以上のことから、平成27年度まで今のところ過疎法が適用されておりますけれども、そこまでの間につきましては、この有利なソフトの過疎債を活用しまして事業を進めていこうというのが当初の予算編成の段階の考え方でございます。

以上です。

#### ○企画課長（上園博文君）

定住促進対策の1番目、3年と定めたその理由でございましてけれども、議論の中では、この3年間、なぜ3年間にするのかという議論もしたと——失礼しました。最初の1番目

の質疑の中で、3年間としたその理由でございましてけれども、根拠としましては、とりあえず過疎地域として期間を定めるべきじゃないかということでの今回の定住促進の対策でございまして。

これは、県内の出水市、南さつま市、いろんなところでこういった対策が講じられておりますけれども、とりわけ私どもの日置市として、他の事例を参考にしたところは、出水市の例を参考にさせていただきました。この3年間の中でこういった成果が出るか、まだ明確じゃありませんけれども、その3年間を見ながら、延長するかどうか、その辺についても今後の課題でございまして。

2番目の内容でございましてけれども、過疎地とはいえ、湯田地区、あるいは伊作の中心地、こういったところでの内容、せめて40%を超える高齢化率のところだけに絞るべきではないかということでもございましたけれども、あくまで伊集院町を除く3地域が旧過疎地域である以上、こういった議論も内部でいたしましたけれども、現段階では3地域につきましては、すべての地域にこの関係の対象地域とするということでも進めてまいりたいと考えております。

3番目の住宅対策で、ご指摘のとおり、地元の日置市内の業者さんをお願いすることが最も定住促進につながり、また経済効果を生む施策でございましてけれども、この内容につきましては、絞り込むことがベターなのか、なかなか私どもも難しい状況ではございましてけれども、今のところでは日置市内の業者に限って補助対象とするということにはいたしておりません。

以上でございまして。

#### ○12番（漆島政人君）

まず、1点目のソフト事業のほうについてお尋ねします。

今、財政管財課長の話では、使える用途、

これがすべて今使ってるものに該当すると。したがって、有利な起債を使っていくということなんですけど、そのことはわかるんですけど、国の仕様指針とか、そういうものはわかるんですけど、これはずっと後借金として残っていくわけですよ。今事業を進めていくのにはいいかもしれませんが、借金として残っていくわけです。

そこで、合併債を使えるのももういつきですよ。その後は過疎債は貴重な投資財源になるわけです。そういったことを考えれば、今の起債充当の考え方、ソフト事業の考え方というのは、過疎債を使っていくというのは、リセットしていくような考え方が必要ではないかと思いますが、そこまで踏み込んだような、その長期的な考えはどうか、これお尋ねいたします。

それとあと、新規事業である過疎対策事業ですね。まず3年間ということは、他の市町村、出水市等を参考にしてみたんだろう。だから、3年間様子を見ていくと。であれば、これも継続されていくのか、そこでやめるのか、今後の状況次第だということ、これは理解しました。

あと、この過疎地域に、本来一般的な考え方からすれば、確かに過疎債を使うとなれば、過疎地域でないと使えないというのは基本原則としてあるわけなんですけど、実際一般人目線で考えた場合に、湯田地区と伊集院の土橋、かれこれ考えたときに、果たしてその整合性がとれるのかと。それはもう過疎債を使わなくても、湯田地区に過疎債使うんだったら、一般財源でもこの事業やるんだったら、その土橋のほうも使っていきべきじゃないとか、そういうのも当然あるべきですよ。

しかし、土橋も三十何%ぐらいの高齢化率ですので、そこまで対象とすりゃかなりのお金が要ると。そうすると、40%、50%ぐらいが、私はそうじゃないかなと。仮に今の

考え方でいった場合、私が危惧するのは、補助対象、中心部も補助対象になっていけば、これ高齢化率が高い、60%を超す東市来の高山、吹上の坊野、平鹿倉、50%後半代にある、55ぐらいあるんですかね、藤元、この辺でのこの事業による定住化のメリット、効果、これ皆ほとんどがないと思います。

したがって、近い将来、こういう60%を超していくような地域は荒地地となっていく可能性は高いと思います。過疎率の高い地域を放置すれば、私いつも申し上げてるんですけど、介護、医療、災害、いろんな面で、逆に市の財政負担はふえてくると思います。したがって、逆にこういう高齢化率の高いところは特別枠をつくるのか、そういうことをして、そして枠を縮めて、過疎地の定住化によって効果を出していく、こういうことが財政的にもいいし、それをまた長期間やっていくという流れもできていくと思うんですけど、そういうことまで踏み込んで私考えるべきだと思うんですけど、所管課は企画調整会議、これは庁議ちゅうんですかね、この場合、こういうところでの議論は全くなかったのか。

それとあと、今、日置市の職員の若手の方で構成されるまちづくり研究会、これ今2年間かけて、研究成果がもう出てるんですかね。近々何か発表会みたいのがある、あれも受けてるわけなんですけど、こういう定住促進化を図るために研究会等をされてるわけなんですけど、こういったところからのいろんな提案とかいうのはなかったのか、このことをお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ソフトの過疎債でございますけど、基本的に、今おっしゃいますとおり、借金ということは間違いございません。私ども、このソフト、過疎債を使いまして、今まで一般財源化しとった、このことを、もしそういう余裕があれば基金等へ積み立てていくと、そう

いう手段の中で、今回過疎債を使って、一般財源といいますか、基金等十分な形の中で、これが財政上の大きなメリットであるというふうに思っております。

今議員がおっしゃいましたように、経常経費、これはまた5年後どうなるかということでございますので、そのときは、この過疎債が使えない場合については、そういう基金等充当しながらしていかなきゃならない。全体的な財政運営から考えたとき、借金は借金かもしれないかもしれませんが、まだこの一般財源がほかのものにも使えるし、また基金等に積立をできる、そのような中で、このソフト事業、過疎債を使わせていただいたというふうに思っております。

特に定住促進の中で、ご指摘のとおり、中心部、今回の場合、どうしても合併いたしまして7年間、特に吹上、日吉、東市来、この人口減というのが大きかったというふうに思っております。今ご指摘のとおり、限界集落、高齢化率40%以上、これはまた別な手段を打たなきゃならない。今回の場合については、これは市外から入ってくる方ということで、今おっしゃいますとおり、現実的にこの補助金等を使った中において、そういう40%のところは何人来るのか、まだ検討もつかない。できたらそういうふうにして旧町ごとにおきます、中心部でも市外から入っていただき、いろんなことをしていただく、そういう意味の中で今回幅広い形をとらせていただきました。

これが、今おっしゃった50戸とか、100戸ぐらい、そういううれしい悲鳴があればよろしゅうございますけど、結果的にはそんなに大きなことは望めないのかなと思っております。今回は幅を広くさせていただき、今言いましたように地場産業ということもございまして、この地場産業に限れば限るほど転入ということは少ないということでござ

います。

今回、今3年間ということを経過を見ながら、またその次にどうするのか、きちっと3年間ということで検証しよう。検証した中で、またいろんな効果が出たら、また次の施策を打とうということで、期限は3年間ということにさせていただいております。

以上です。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、池満渉君の発言を許可します。

#### ○16番（池満 渉君）

今、同僚議員からも、財政非常に厳しい中での起債等をやりくりしながらの内容に質疑もございました。幾らか方向性としては似たようなことになるかもしれませんが、どの事業ということに限定しませんが、すべての、特にこの233億円すべてそうじゃありませんけれども、経常経費とかいろんなものを除いた事業予算、この事業予算の執行について、市長として最小の経費で最大の効果を上げるというような方針があるわけですので、どのような方向でその事業予算の執行について、その方針を持って望まれるのか、その市長の思いをお伺いしたいと思います。

それからあと一つは、事業予算と同じように、経常経費、特に光熱水費、あるいは通信運搬費、電気、電話とか、水道とか、いろんな事業予算じゃなくて、経常の経費等についてはどのような削減の方策をとっていかれるのかということを経常の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、予算の中におきましては、最小の経費で最大の効果を上げる、これは私ども行政として一番モットーとしていかなきゃならないことだというふうに考えております。その中で、それぞれの事業、ハード事業含めまして、それぞれ基本的には優先順位ということをきちっと明確化し

ていかなければならない。

また、事業におきましても、特に道路の構築等におきましては、今までそれぞれ2車線といたしますか、そのまま行くんじゃなく、ある程度、そういう過疎地域を含めたいろんな人的ないない場合については5mしたり、こういう幅を持たせた形の中で効果を上げていかなければ、大きな経費の削減にはならないということで、今回もそれぞれの道路事業の経費等につきましては、そのようなことをさせてもらっております。

特に農業関係につきましては、特に効果といたしますか、面的な整備をやるんですけど、効果がどういう形の中であらわれてくるのか、面的な整備をする前に十分論議も今させていただき、また、いろんな建物をつくる時、ただハードだけじゃなく、約5年、10年間のランニングコストがどうあるのか、ここまできちっとした形の中で設計というのを組み、そういうことを今柱に上げながら、それぞれの担当部署の中で、この経費の削減を含めて最小の中で最大の効果を上げる、こういうものに基本的には取り組ませてもらっておるところでございます。

また、需用費の中におきます消耗費、燃料費、これは本当に義務的な経費でございます、特に今、照明等については少しずつでもLEDのほうに変えていくような形もさせていただいたり、また、公用車につきましてもハイブリッドとエコカーづくり、燃料費の削減、こういう細かいことまで、それぞれの部署において気を配りながら予算編成というのをやったというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

方針は、私も市長と全く同感でございます。この各事業について、事業の選択の基準というか、いろんな対応の仕方、考え方というのはお伺いをしましたけれども、特に私たちも決算委員会とかでいろんなことで審査をした

りしたときに、この予算を組んだ後、その執行率というような言い方をよくしますけれども、今市長がその投資効果はどうか、あるいはその後のランニングコストなんかがどうかということまで考えなければということでしたので、事業については、その効果などを考えると、達成率というか、執行率というよりも達成率、達成度というような見方をしたほうがいいんだろうと思います。

ですから、予算をぎりぎり掲げたけれども、なるだけその中でしっかりとした効果を上げるために最小の経費を使ってくれというふうの方針を持っているということでしたけれども、そういった中で、例えば法律とか、あるいは条例とか、また社会通念上考えられないということは除いて、そういったことに背くということは別としても、可能な限りいろんな手だてを使って、1つの予算を担当が一生懸命知恵を絞って、このような方法でやればこのようなことができると、この事業としては効果を上げて、さらに予算も最小に抑えられるといったような、そのような努力をしていただきたいと思いますが、そこ辺について、どのような形で、今の市長のお考えを職員の方々末端まで浸透させていかれるのか、その思いをひとつお伺いします。

それから、この経常経費でありますけれども、もちろん省エネ型に変えて削減をしていくんだということですが、事業費というのは、それぞれ年度、あるいは計画によって違いますけれども、経常経費は、例えば電気代にすれば、大体日置市が合併して、この4つの固まったいろんな施設、設備については、年間これぐらい要るだろうというそのデータ、蓄積はあると思うんです。水道代、いろんなことについても、その年によって特別な事情があったりとか何とかというのはもちろん勘案できますけれども、そのようなデータと蓄積というものは今とっておられるのか、そこ辺

をお伺いをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたとおり、いろいろと私の考え方がどのように浸透してるかということでございますけど、特に部長含め、事業課の中におきましては、幅広くいろんな意見を交換して、この制度設計というのをつくらなきゃならない。地域からのご要望もあるわけなんですけど、あるとすれば、地域からのご要望に沿えない部分があったり、構造上いろんな形の中で、そういうことも十分論議もしておるつもりでございます。若干いろんな議員も観察をして、変更契約というのも大分出てきたりするわけなんですけど、ここあたりの変更契約のあり方というのも十分精査をしていかなければ、ただ単純に事業費、予算が余ったからそれを使っていくという、そういう考え方じゃなく、余ったものであれば余らしていけばよろしいし、また次の段階でいけばいいと。

特に国の補助事業等におきましては、いろいろと制約がある部分がございますけど、特に単独の分につきましては、そういうふうにして事業の効果を出したものについては、ただ予算を使い切るということじゃなく、その予算の範囲の中で低率の予算の落札等があった場合は、それは残していく、そういう考え方を今後とも浸透させて、したいと思っております。

今は、こういういろんな消耗品、今ご指摘のとおり、この1年間振り返りますと、電気代、また燃料費、こういうものの把握というのも監査委員のときにも指摘されましたけど、おのずとそういう部分が職員として年間どれぐらいの電気料が要るんだという頭の中に入れていかなきゃならない。まだこの部分が入ってない部分あったような気がいたします。そうしなければ、次の目標で、95%に来年は落とすんだ、そういう考え方もございます

ので、十分そういう数量的なものの把握というものも、それぞれの担当のほうにきちっとできるような指導をしていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩をしたいと思いますがいかがですかね。しばらくここで休憩いたします。次の会議を2時15分とします。

午後2時06分休憩

---

午後2時16分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

**○16番（池満 渉君）**

方向を聞きましてけれども、電気、水道など、ガスは少ないわけですが、今回上程をされたこの233億6,000万円の中をざっと見ても、それだけで2億8,000万円以上あります。それに今、電話代、通信費などが2,000万円以上あるわけですので、そういったものをぜひ市長の今、先ほどの答弁の中でもありました、しっかりとデータを積み上げて、1つの目標というものをぜひつけていただきたい。

それから、削減率をどうは言いませんけど、どのように努力したのかということが一番大事だろうと思います。事業費の削減についてもそのようなことで、例えば今年度削減できた中で、これだったら市民の要望が継続して、例えば来年も再来年もあれば、少しそれにもう一步踏み込めるなというような、そんな取り組み方をぜひやっていただきたいと思えます。

ぜひこのような方針を持って、この24年度の予算を執行をしていただきたいと願うわけですが、今市長が答弁をしてくださったその内容を末端の職員までいかにどのような形で浸透をさせていかれるのか、その市長の現段階でのそういった思いをお聞かせをいただきました

いと。職員の一人一人までなるだけこの思いが通じるように、その方策を、市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

私ども組織でございますので、とりあえず部長会の部長さんたちに一つの基本的な考え方をお話を申し上げますし、また次来るのが、月に1回あります部課長会、ここの場でそれぞれの方針というのもお話をさせていただき、また、私ども予算の執行に当たりまして、特にそれぞれの課におきまして、財政といえますか、そういう担当を集めまして、こういう一つの方針、私もですけど、特に課長含めまして、この方針をそれぞれの担当を集めまして説明をきちっとやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、西菌典子さんの発言を許可します。

**○15番（西菌典子さん）**

先ほどから財政についてのいろいろな質疑が出ておりますけれども、私もそういうことを含めた5点ほどお尋ねしたいと思います。

基本方針の中でも基本的な考え方という、いただいた文章の中でも、大変厳しい財政をしながら、枠配分なども含めてしていきたいとしながら、当初予算233億6,000万円というふうになっております。つい二、三年前まで行財政改革で、この日置市の規模でいきましたら190億円から200億円というのを目指して頑張ってこななければいけないというふうでアクションプランなどをしてまいりましたが、それに対しまして大幅な、大きい財政ということではありますが、そこ辺との整合性、それをまたどのような形で市民に訴えていったらよいのかということなどをまず1点目お尋ねしたいと思います。

それから2点目、基金の取り崩しでございます。基金の中で、さまざまな目的に合った基金がございますけれども、わりかし自由に使

える財政調整基金が5億5,770万円ですか、それから減債基金、それが7,450万円、それから施設整備が5億6,000万円ぐらいですね。そういうような、わりかし自由に利用が、取り崩したり、また利用ができるような、そういう基金の大きな取り崩しが今年度はなされております。

そういう基金は、目的が決まった基金に比べまして、いざというときのそういうときに使うもの、また、そのためには財政規模に応じて常に蓄えないといけないというような思いがあるのではなかろうかと思っておりますが、大きな基金を取り崩しているわけですが、そこ辺の趣旨、また検討をなさっていらっしゃると思っておりますが、そこ辺のところをお尋ねしたいと思いますし、これをまたどのようにしてまた回復していこうと望んでいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

それから、説明資料の36ページでございます。携帯電話等エリア整備事業についてお尋ねいたしますが、これは吹上地域のことであるかと思っておりますが、総事業費は幾らになるのか。また、携帯電話だけに対することなのか、ブロードバンドに対するその改善はどのような形で進むのか。

また、市内にこのような改善をしなければいけないところがどのくらい残されているのかどうなのか、そこを3点目お尋ねしたいと思います。

それから、同じく説明資料の59ページから64ページのところに載っておりますマレーシア交流についてでございます。本市は、多賀町とか関ヶ原、弟子屈、大隅とか、それから南原市と、いろいろとたくさん県内は金峰町とか始良市とか、たくさんのところと交流をしているところでございますが、5万人という人口のところでこのようにたくさんいるところと交流しているところ、そんなにあるようには思えないと、調べて見ても余

りないわけですが、そういうふうで交流しているところですが、また新しくこうして大きな企画という形でなされるその必要性をどのようにとらえてしていらっしゃるのかどうか。

また、こういう交流などに対して、やはりそのかかった経費、それに対する効果とか参加者とか、いろいろなそういう検証を常にしながら、していくべきではないかと思っておりますがそのような検証をどのようにしていらっしゃるって、どういう結果が出ているのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つでございますが、同じく説明資料の137ページ、宿泊キャッシュバック事業ですね、これも新しい目玉というふうでも、全協の中でもお話がございました。これにつきまして、なぜレンタカーを使つてのキャッシュバックなのかどうか。いろいろな方法もあるかと思いますが、そこに絞られた理由。

また、これを実施なさるということに関しまして、いろいろなところで調査をなさったのかどうか。または、行政の中でのいろいろな話し合いとか検討などはどんなふうでなさったのかどうかですね。

鹿児島県も、大隅のほうではこういう似たようなのをしようとしています、なかなか利用者が1割ぐらいしかないというような結果も出ているようでございます。そういうことなども含めて、反対とかどういうって意味ではなくって、そういう十分な新しいものこうして財政難と言われながらも、また取り組まないといけないわけでございますので、そこ辺のことをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

まず最初に、200億円を目指してきたアクションプランとの財政計画との整合性はど

うかというご質問でございますけれども、平成19年度におきまして作成しました財政計画でございますけれども、平成19年度から23年度までの5年間の計画でございます。

この平成23年度の決算の見込では、200億円というふうに計上されておりましたが、本年度の3月補正の予算では240億円ということになっておまして、40億円の開きが出ているというような内容でございますけれども、平成19年当時におきましては、逆に地方交付税を約77億円、それとこれが23年度の、19年度に作成した23年度の時点の交付税でございますが、77億円。現在につきましては97億円となっております。その19年度等の計画との比較で20億円の差が出てきているということでございます。

また、国県支出金におきましては、当時19年度に作成しました23年度の予定が37億円という計画をしておりましたが、23年度につきましては49億円余りということで、ここで12億円のもう差が出てきております。

この2の品目で33億円の増額といいますが、差が出てきているというような状況でございます。

また、一方歳出では、扶助費や19年度当時の計画で37億円と計画しておりましたけれども、23年度、本年度につきましては45億円余りということで、8億円の増となっております。

普通建設事業でいいますと、当時31億円余りで23年度を予定しておりましたけれども、現在は38億円予算計上しまして、7億円の追加になってきております。

このように、5年前としますと国の施策が大きく変化してきております。この変化に対応するためには、日置市としましても予算規模が大幅に増額となっております。内



容も大きく変わってきているというようなことでございますけれども、やはり身の丈にあった予算規模にする必要があることは変わりはありません。本年度当初予算から一般枠配分方式を取り入れまして、限りある一般財源を有効に活用できるように、今回予算編成を行ったところでございます。

それから、2問目の基金の取り崩し、大幅な取り崩しをしていいのかというようなご質問でございましたけれども、当初予算で財政調整基金が5億6,000万余り、それから、現在基金で7,400万余り、施設整備基金で5億6,200万余りの取り崩しを計上しているところでございますけれども、この基金につきましては、もちろん目的にあった部分に支出するわけでございますけれども、ただ保有しているだけではなくて、目的にあった事業に取り崩しを行って充当していき、有効な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、取り崩しを行うだけでなく、毎年度財源を捻出しまして、確実に積み立てを行っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（上園博文君）

お尋ねのありました携帯電話のエリア整備事業の関係でございますけれども、総額の事業費は1億754万1,000円でございます。

この内容につきましては、配付させていただきました平成24年度当初予算の概要の38ページ、中ほどから若干下のところに記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、ブロードバンドの改善につきましては、今回のこのエリア整備事業の鉄塔を建てることで、フォーマの通話のできる場所はブロードバンドに接続できるという状況にな

りますので、そういった点は大きく改善される点になろうかと思っております。

ただ、先ほどの総務委員長さんの報告にもございましたとおり、吹上地域の瀬谷の一部が、若干難しい状況でございます。

もう一カ所は、東市来の高山地区の逆瀬という地区でございますけれども、二、三世帯これまでの整備でまだ解消できない地域があるようでございます。

次のマレーシア交流の関係でございまして、この予算的な内容を各費目ごとに上げておりますけれども、総額では268万円の額になります。平成24年度、今回交流15周年を迎えますけれども、これら記念式典を期に、吹上地域のマレーシア実行委員会ですべて進めてきていただきました。今回予算に計上しておりますのは、日置市とマレーシアのspanjea市との交流に関する予算の内容でございます。

この姉妹盟約に関しましては、6月議会におきまして日置市とspanjea市との姉妹盟約に関する議案を提案させていただく計画にいたしております。

その結果を踏まえまして、8月の後半ごろspanjea市での盟約式、そして日置市におきましては、10月27日のころ、妙円寺詣りの行事とあわせて計画したいと今考えているところでございます。

ただ、現在までまだ調整の段階でございますので、これら具体的な内容を協議して進めてまいりたいと考えております。

もう一点は、こういった国際交流の成果について、あるいは課題の関係でございまして、マレーシアのこの海外派遣の事業につきましては、毎回実績報告を作成しております。その関係で、ホームステイを通じて貴重な体験をしていただいた高校生の皆さん、一般の皆さん方のそういった今後における自分の一生の参考になったという貴重な経験を

示されておりますので、そういったものが今後の体験される方々へもつないでいける内容でございますので、今回このマレーシアの姉妹提携の予算を計上させていただきました。

以上でございます。

#### ○商工観光課長（銚之原政実君）

レンタカーを利用しました宿泊料のキャッシュバックの件でございます。なぜレンタカーを使った場合にこのキャッシュバックをするかというようなことで、レンタカーにつきましては、新幹線を利用されておいでいただくと、どうしても公共交通機関を使うか、もしくはレンタカーで回る、あるいはタクシーを使うという交通手段ということになるわけでございますけれども、日置市内の場合には、鹿児島市内においていただいて、その次の2次アクセス、鹿児島本線を使ったJR、もしくはバスもあるわけでございますけれども、どうしても便数の関係やら、利用しにくいという部分もございます。

そういった意味で、レンタカーを使っただけと、ある程度自由に時間設定していただきながら、さらに宿泊をしていただくということが、やはり経済効果もあるというように、一番のねらいでございますので、そういった意味でレンタカーを使っただけと、宿泊もより可能であるというように、今回このキャッシュバックの事業を計画したものでございます。

それから、実施に当たっての調査ということでございますけれども、当然ほかの自治体等でもやっておりますので、県の先ほどあったような事業のこと、こういったことも調査した上ででございます。

それから、行政の内部での検討ということでございますけれども、私どものこの計画につきましては、総合計画の実施計画のヒアリングの段階で、各部長さん方が集まった中で、ヒアリングを通じまして事業説明を行い、

いろいろ意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○15番（西園典子さん）

大体わかりました。私も予測していたというか、でございますけれども、改めてちょっとお聞きしたいと思いますが、国の情勢、また扶助費などの増大、そういうのはどこもいずれも同じところでございますけれども、自治体によってはやはり削減して頑張っているところも、近隣にもあるようでございます。今やはり地域主権と言われる中で、やはり長い目で見通したときに、やはりちゃんと本当に将来に負担を残さないという考えで、それも国だけでなく地方もそれを同じように精神を持たなければいけないというふうにも思っております。

それで、いろんなこともしたいという気持ちと、それとの両方を兼ねるということは、非常に難しいことではありますけれども、取捨選択というのをぜひ検証をしながら、十分検証しながらしていただきたいということをお思います。

1番に対しまして200億円というのを目指して、市民はその時点非常に補助金カットなども含めて、それに協力したわけです。それが「ええ」と、「こんなふうに膨らましてもよかったのか」という思いに対するやっぱり説明っていうものも、必要ではないかと思っておりますので、やはり十分なこういう状況でありという、こういうふうに膨らんだけれども、実際は厳しいから、お互いに財政に対していこうというのがなければ、「ああ、これでいいんだ」というふうな気持ちに市民の方々がなってもらっては困るということも含めて、お願いしたいと思う。

それから、基金のことでございますけれども、基金のことに関しましては、やはり取り崩すのは簡単ですが、また回復させていくと

というのは、なかなか今までの状況の数字を見てみても厳しいようでございますけれども、回復の見込があるのかどうなのか、そこ辺をお尋ねしたいと思います。先ほどの私の意見に対してのご意見とお考えと2点、お尋ねしたいと思います。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

基金の積み増しといいますか、回復の件につきましては、本年度地方交付税の当初予算で7億程度留保をしております。大きな災害等そうなければ、ことしの3月補正同様、財政調整基金等を戻すか、また施設整備、それぞれ基金に捻出して積み立てることも可能というふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○14番（田畑純二君）

14番。私は、施政方針及び予算説明について、全体的に総括的に市長に質疑いたします。

今までの同僚議員の質疑と重なる部分もあるかと思いますが、私は私なりにちょっと質疑します。

2月23日の本会議では、今後の市政運営について市長の基本的な考え方と、今年度の施政方針及び当初予算の説明をいただきました。その中では、市全体の市政運営及び分野別部門事業の説明等ありましたですけども、4地域ごとにはどんな基本的な方針のもとで予算配分したのかなど、4地域ごとの予算配分についての基本的な考え方は何も触れられておらず、4地域の格差是正については、過疎地域における対策を5行述べておられるだけです。

しかし、これだけでは十分であるとは決して思えず、先ほどからも同僚議員も話があるんですけど、国、県の制度をもっと積極的に利用して、もっと重点的に効果的に何らかの方策を講じていく必要があると私は思います。

合併して間もなく8年目になる日置市全体

の中で、4地域で格差のない均衡ある発展を図り、全市民の皆様のより一層の一体感、共生協働の意識醸成に引き続き行政及び議員、議会一体となって今後とも努めていくべきであるということは、今さらここで申すまでもありません。

日置市内のどこに住んでいても、市民全員が皆平等に合併して本当によかった、日置市に住んでよかった、住み心地がよく、価値ある仕事やよい教育があるという実感できるような、市民が主役の災害に強くて住みよい、そして真に豊かで幸せに暮らせる、そういう日置市づくりを目指して、行政、議会、議員、市民三位一体となってみんなでともに考え、知恵を出し、相悩んで力を合わせ汗をかき、創意工夫していくべきであります。

しかしながら、先ほどもちらっと市長も言われましたですけども、現実の姿を直視しますと、日置市内における南北の地域格差は広がりつつあり、北部伊集院地域、東市来に比較して南部、すなわち日吉地域と吹上地域の過疎化、疲弊度の加速速度は速まり、閉塞感が漂いがちになるのが実態であります。

合併以来、少子高齢化、人口減少が最も激しいのは、先ほども市長もちょっと触れておられるんですけども、吹上地域であり、そして日吉地域、東市来地域の順であります。しかしながら、伊集院地域のみが人口は微増傾向にあります。私は、以前からも提案し続けているのですが、この4地域格差拡大傾向は今後とも続くと予想されます。ですから、人口減少の対策として、目的、目標を明確にして、企業誘致や子育て環境の整備などに取り組む部署やプロジェクトを組むなど、政策的になお一層強く何らかの手を打っていくべきであると私は考えます。

特に、吹上地域と日吉地域には、今後特に力を入れて重点的に、政策的に何らかの手を打っていかないと、日置市内のどこに住んで

いても、市民全員が皆平等に合併して本当によかったと、日置市内に住んでよかったと本当に心から思えるか疑問であります。

第1に、日置市総合計画でも、基本計画第2章で地域別振興方向がうたってあります。ですから、年度ごとの施政方針と予算編成及び予算説明でも、このことを十分考慮に入れて検証もしていく必要があると私は考えます。

ですから、市長はこの4地域の予算配分枠と、この4地域別振興方向の位置づけをどう思われ、今度の予算編成と市政運営及び総合計画の地域別振興方向と、その重点事業検証にどう取り組んでいかれるのか、納得のいく誠意あふれる、責任ある答弁を求めます。

まず、1点目は以上であります。2点目は、市長の答弁の後で申します。まず1点、市長、これ答弁してください。

#### ○市長（宮路高光君）

合併いたしましたもう7年過ぎたわけでございますが、今までもそれぞれ均衡あるまちづくりという形のテーマの中で、それぞれ政策もさせてもらっております。

今回、大きな1つの中におきましては、先ほど説明申し上げましたとおり過疎地域、特にこの過疎債を使った活用、これはその3地域しか使えませんので、これを重点的に使いながら、地域の活性化を図るために定住促進等も含めてやっているわけでございます。

今回、大きな4地域ごとの仕分けということとはしておりませんが、やはり私は今後4地域も大事ですけど、日置市がどう頑張っていけるのか、このことを基本に考えていかなければ、ある程度の4地域の目配りは必要でございますが、日置市自体がやはり難しい状況になってくるというふうに思っております。

それぞれ今4地域の話でございますが、やはりそういう民間ができるところにおいては、民間の力を活用していかなければ、行政だけ

の力じゃどうしてもできない、そういう手の届かないところにおいては、行政のほうがいけますし、また公営住宅等におきましても、そのような施策も今やっておりますし、特に今日吉、吹上のほうにおきましては、県への事業を大きな事業の中で入れさせていただき、特に日吉、吹上については農業地域ということでございます。また、今後中山間地域等もやっていかなきゃならない。日吉の県営かんがい排水、こういうものも常時していかなきゃならない。

そういうふうにして、この予算には載っていないいろんなことが、まだほかのところにもいっぱいそういうふう重点的にやっておりますので、そういうご理解をしながら、今回の24年度におきます当初予算の配分ということをさせていただきました。

#### ○14番（田畑純二君）

今正直申し上げて、大体市長の答弁は私は予想しておりました。おそらくそういう考えのもとで、この予算編成されたというのは十分予想もし、理解もできます。

ただ、先ほども申しましたんですけども、総合計画には地域別振興方向のちゅうのがあるわけですね。それを、この予算編成には出てこないけども、やはり毎年検証しながら、やっぱりある程度はみんながわかるように、ただ総合計画だから、「絵にかいたもち」じゃなくて、ある程度はやっぱり検証しながら、それに触れながらやっぱり予算編成もしていくべきというふうに私は考えます。

それで、それは次に置いて、まず2点目。

今度は、この当初予算の説明書について細かく質疑いたします。この当初予算案の細かな点につきましては、説明資料を十分一読しただけでは、その表現の仕方など十分に理解できない点があります。

そうでありますので、今までの同僚議員も、

ちょっと具体的に質疑したんですけど、そのダブる部分は十分あることを理解の上で、私は私もそれこそ文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、7点ほど確認の意味を含めて、あえてこの本会議の場で質疑いたします。各担当課長は、具体的にわかりやすく、明確に誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の43ページでございます、43ページの一番下、一般管理費、行政改革推進委員会委員報酬、こういって前年度の当初予算でも質疑したんですけども、各種審議会や各種委員会があちこち出てきます。それで、これは総体的に前年度と比較して、その合計の数や予算額はどうなっているのでしょうか。また、それらの整理、合理化等の検証はなかったのか、お尋ねいたします。

そして、もしできれば、昨年もそうしていただいたんですけど、昨年と同じように各種審議会と各種委員会の名称と目的、予算額、委員数、会議回数等を簡単に一覧表にさせていただいて、後日全議員にも配付していただきたいのですが、どうでありましょうか、お伺いいたします。これは第1点目。

第2点目は、47ページ、これはもう先ほどの同僚議員もちょっと触れられたんですけど、この一番上の一般管理費、姉妹友好都市交流事業費、これはもうたくさん出てきます。いろんな項目ごとに。それで、さっきの同僚議員の質疑とも重なる部分があるんですけども、この姉妹友好都市交流事業費につきましても、あちこちに項目が出てくるんですけども、項目が多過ぎてなかなか全体的に把握できません。これらも総体的に前年と比較して予算額はどうなっているのでしょうか。

先ほども同僚議員も言ったんですけども、それらの整理、廃止、合理化等の検討と、その事業効果、事業効果の検証、こういうのはされたのか、お尋ねいたします。

そして、これももしできれば、本年度の姉

妹友好都市の交流事業と、おのおのの名称とその目的、事業内容と予算額、効果など、簡潔に一覧表にさせていただいて、後日我々全議員にも配付していただきたいのですが、どうでありましょうか、お伺いいたします。これが2番目。

3番目が、55ページの工事請負費、吹上支所旧公民館敷地内弓道場跡撤去工事とございます。それで、日吉町内にも、旧町時代からの日吉中学校運動場隣の校内相撲の土俵跡、それから観覧席跡、それから日吉中学校武道館、いろんな練習してるところの隣に弓道場の跡が放置されたままになっております。

それで、数年前からそれらの撤去工事、敷地跡地利用等を住民の市民の皆さんの要望も強いので、担当のほうに要請してるんですけども、なかなか予算計上がされません。それで、この吹上支所の弓道場跡撤去工事は計上されているのに、なぜ日吉町の分はまだ計上されていないのか、その具体的な理由をわかりやすくお知らせください。予想がつくんですけども、あえてお尋ねいたします。（笑声）

4番目は、63ページの企画費、コミュニティバス事業費、それから乗り合いタクシー事業費という計上がございます。このコミュニティバス運行委託と、乗り合いタクシー運行業務委託の詳しい具体的内容、内訳を説明してください。

また、昨年までこれらの事業を実施して、どんな効果、結果、成果があらわれているのか。そして、そういうのはどういう自己評価されているのかお知らせください。

そして、私もいろいろ聞くもんですから、市民からはこれらに対してどんな要望、苦情等があり、それらにどのように対応してるのかもあわせて答弁してください。これは4番目。

5番目が64ページの企画費、企業誘致対

策費がございます。それで、これは前年度は2,250万円、前々年度は3,000万円ありました。それで、この企業誘致対策費の効果はどんなところに具体的にあらわれてきているのか。それは、雇用の問題とかいろいろあると思いますので、そこら辺も具体的にお知らせいただいて、今後こういう対策、今後はどうしていくつもりか、参考までにわかりやすく説明していただきたい。これが5番目。

6番目が、177ページの林業振興費、有害鳥獣捕獲事業費とございます。これで、前回も質疑したと思いますが、去年はこれは434万8,000円の予算枠でした。それで、4地域大体18名の会員の方がおられると思うんですけども、その地域ごとの内訳と捕獲時期の確認、それから、昨年4地域の実績はどうだったのか。また、この猟友会の会員の方のように、みんな高齢化になってきておられますので、そうなったら今後の対応はどう考えているのか。

あちこち新聞報道その他でも、日置市内じゃなくて、非常にこの鳥獣被害がイノシシとか、何らかの被害が出てると、その対策に苦慮されてるようですので、日置市でもそこら辺は具体的にどう考えているのか、お伺いいたします。

それから、一番最後、7番目でございます。203ページの街路事業費の委託料、南口駅前広場設計、自由通路設計ほか、それから、その工事請負費、駅西駐車場整備工事外、これは伊集院駅の周辺だと思われますけども、具体的にいつごろから本格着工し、予定工事期間はどうなっているのか、再確認していただきたい。

それで、我々議員にもよく聞かれるし、非常に伊集院駅のことについては皆さん関心があられますので、最新の情報でいいですから、最新の工事図面とか何らかわかりやすい資料

でもあれば、議員にちょっと早見しいただけたら、そういうことを要望します。

以上7点、具体的で明確なる各課長の答弁を求めます。

以上。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

まず、1点目の43ページの行政改革推進委員会の報酬のところ为例にとられて、市全体の委員会等の状況について、一覧表的な資料をとというようなことでございましたので、それについてはまたあともって整理をして、提出をさせていただきたいと思います。

2点目の47ページの姉妹町交流の関係でございます。私どもの一般管理費のほうで計画しておりますのは、ここの食料費等のところにも明記してございます関ヶ原、多賀、大垣ですね、そういった地域との交流。これまでもいろんな経緯、つながり点等、そういったものを踏まえてうちのほうで一般管理費で計上してございます。

それ以外の弟子屈町でありますとか、これは教育委員会のほうで計上してございますので、これらについてもまた一覧表化して、成果のことも含めて資料をお出ししたいと思います。

#### ○地域づくり課長（高山孝夫君）

63ページのコミュニティバス事業費と乗り合いタクシー事業費の内容ということでございます。

まず、コミュニティバス事業につきまして、旧町からコミュニティバスが運行されておりました。それで、各町ごとに旧町の運行形態がそのまま継続しておりました。結果として、吹上地域では4日に1便、伊集院地域では3日に1便、日吉では毎日運行、それから、東市来地域では週に2回運行しているような状況でございました。

そこで、地域公共交通会議の中で、まずはコミュニティバスの空バス運行とか、非常に

利用者が少ないということがございましたので、公共交通体系の平準化、それについてはこれまで議員さん方が視察をされて、デマンドバスとの連携ということが協議になってまいりました。

そこで、平成23年度から乗り合いタクシーとコミュニティバス事業の連携による運行が始まっております。現在、伊集院と吹上地域におきましては、乗り合いタクシーを運行しながら、市内循環民間バスに接続するというような形をとっておるようなところでございます。

乗り合いタクシーについては、ことしから運行は始めているんですけれども、年に4回タクシー事業者との会合をもっておりまして、実情とか利用者の声なんかを聞いておるようなところでございます。

伊集院地域では、これまでゆすいんバスというようなのがありまして、これまで100円で行きよったのが、乗り合いタクシーになったら300円になったと。700円で行きよったのが、これまで往復600円、団地700円、1,300円となり、年金暮らしの高齢者にはなかなか行けない状況ということの声もあるようでございます。

また、一方では、市街地にその市民が買い物、通院時に非常に利便がよくなって、非常に喜びの声もあります。年に4回開催しております乗り合いタクシー事業者連絡会において、利用者からの意見の聴取を見ますと、実際の利用者というのは単に喜ばれていると。ある程度常態化、常連化しているような傾向で、新規での利用者は若干増加しているような状況でございます。

ただ、予約の方法が面倒くさいとか、利用方法がわかりにくいということは、高齢者利用の方がほとんどということでは、定着するまではもうちょっと時間が必要なのかなとい

うことでございます。

そういったことで、市のスタンスは実証運行との位置づけで、最低二、三年の運行を行い、検証をする必要があろうかというふうに思っております。

今後におきましては、乗り合いタクシーについても日吉とか、東市来についても実際の伊集院、吹上の状況を見ながら、また地域公共交通会議等に図って、その運行については検討をしていく必要があろうかと思っております。

ちなみに、コミュニティバスの利用状況につきまして比較をさせていただきます。

22年度、23年度の比較ということで、4月から1月までの統計をとっております。22年度の4月から1月までのコミュニティバスだけの利用者が4万5,582名、それから、平成23年度の4月から1月までのコミュニティバスと乗り合いタクシーの合計ということで、3万8,619人です。前年度と比較しますと、同時期で85%の利用率となっております。

また、一方で運行委託料につきましては、コミバスの22年度が2,389万8,000円程度、23年度のコミバスと乗り合いタクシーの合計が2,418万程度ということで、若干101.2%の増加、こういうことから、コミュニティバスにつきましては、走行距離が短くなった関係で、委託料は減少しておりますけれども、その分乗り合いタクシーの運行ということで、対前年度費用的には余り変わらないのかなということでもありますので、連携による運行というのは、非常に効果が出てきているものと考えております。

以上です。

#### ○企画課長（上園博文君）

5番目にお尋ねのありました企業誘致の関係の対策費でございます。予算額については、今ご指摘のあった額でございますけれども、

現状で成果から申し上げますと、やはり雇用対策に十分つながっているということが、まず第一でございます。特に、今回のこの予算の内訳にございますシチズン時計につきましては、現在2月末で329人の雇用者数でございます。このうち、日置市内が172人、52.2%の地元の雇用者でございます。

また、てまひま堂につきましては、現在の従業者数が76人でございますけれども、このうち54名、68%の地元の雇用率でございますので、こういったことを考えますと、これらの企業誘致に対する補助金というのは、有効に活用できているのではないかと思います。

さらに、今後のこういった対策でございますけれども、現段階では未利用地をいかに活用していくかというのを優先して、進めていきたいと思っております。

と申しますのは、今工業団地で空き地がありますのは、吹上の亀原工業団地の8,000m<sup>2</sup>のみになっております。したがって、民地の空き地、そして市有地の未利用地、こういったところの活用を含めて、今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

177ページの有害鳥獣駆除の関係かと思っております。本年度477万6,000円計上しておりますけれども、伊集院の地域の隊員が30名です。東市来が26名、日吉が10名、吹上が18名、合計で84名となっております。

なお、捕獲頭数等の実績については、ちょっと今手元に持ち合わせておりませんので、後もって報告したいと思っております。

それから、どの地域の猟友会のほうも、非常に高齢化が進んでいるという中で、なかなか次の会員が入ってこないというふうな状況になっております。銃の管理を含めて、その

辺の安全性の問題とか、それからまた、やはりなかなか若い人がそういうものに興味を示さないというふうなことも伺っておりますけれども、各地域でいろんな被害がたくさん出ております。ただ、この際にただ猟友会だけを当てにするんじゃなくて、地域の集落ぐるみでやっぱり対応していく必要もあるのかなということを考えております。

具体的には、集落内でそういうえさ場をつくらないとか、そういうものからやりながら対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○社会教育課長（今村義文君）

日吉の武道館の裏の弓道場のことかと思っております。弓道場も含め相撲場の跡地等も含めたまだ一体的な整備の方針が決まっております。また、体育施設等も含め、整備に関しては優先順位をつけて整備を進めてるところでございます。

そういった中で、日吉につきましては、23年度日吉の総合体育館のほうも改修をやったところでございますので、順次優先順位で行うということでご理解をいただきたいと思っております。

#### ○建設課長（久保啓昭君）

街路事業費の13節委託料と、工事請負費についてご説明申し上げます。

これにつきましては、伊集院駅周辺整備の事業でございます。13節につきましては、現在自由通路につきましては、市の都市計画決定ということで、都市計画審議会を昨年11月21日に開催して、決定しております。

南口のほうが現在の駅前広場ですけれども、県道に付随したものであるということで、県の都市計画審議会をことしの2月8日に開催されまして、決定しております。

その関係で、事業認可申請等を取り、また



設計協定をしまして南口広場、また自由通路等の設計を当初予算のほうで計上している状況でございます。

15節の駅西の駐車場につきましては、現在繰り越しの委託費ということで、設計のほうをしております、それは出来次第こういうふうな着工予定という計画でございます。

現在、駅の北側、北口広場ですけれども、旧プラッセダイワの横の広場を自由通路の整備の施工ヤードを残して約半分ほどの整備を進めている状況でございます。造成工事、また歩道整備、シェルター等も、今出来てきておりますけれども、シェルター、また電気工事等を一般工区と組み合わせまして、現在工事を行っている状況でございます。

あと近いうちに、広報等で、日置市の広報等で市民の方々にはイメージ図、完成予想図と概略のスケジュール等をお示しして、議員の皆様方にも、その同じものをお示ししていきたいというふうに考えております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を3時20分とします。

午後3時10分休憩

---

午後3時20分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。  
農林水産課長。

**○農林水産課長（瀬川利英君）**

先ほどの田畑議員の質問の中で、有害鳥獣の捕獲数について報告しておきます。

平成21年度分からですが、21年度イノシシ116頭、シカ58頭、タヌキ156頭、野ウサギ90羽、カラス83羽、スズメ678羽、ハト類が52羽。22年度、イノシシ174、シカ54、タヌキ129、野ウサギ62、カラス113羽、スズメ225、ハト類が200。平成23年分は、

11月15日までの有害の期間中までのものですが、イノシシが149、シカが76、タヌキ161、野ウサギ64、カラス105、スズメ321、ハト類が64となっています。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○17番（梶 康博君）**

17番。2つの事業費について伺いたいと思います。

これまでに施政方針について執行部の中では、組織の再編とかそういうことでも触れてこられた経緯があるわけですが、ことしまではそういうことに触れていないというか、予算の中で産業建設部はその県の合庁のほうに移転をするということで、その移転経費が計上されているようなのですが、市民や市内外に対しても、そういう事情の説明というのは、このままでよかったのかという点、それから、ページは153ページですが、それともう一件は、防災無線のことなんですが、今年度から事業費が計上されておりますけれども、これまでいろいろ早い時期から工事をするとか、設計をするとか、いろいろ方法、機種等も検討していくと。

今回、計画が具体化して、予算も計上されておるわけですが、その総事業費はこれから本年度はどことか、来年度はどことか、その地域ごとの細かな事業費となると大変なんですけれども、総額あたりぐらいはどのぐらいなのか、地域の皆さんも、それで昨年だったと思うんですが、扇尾地域みたいにこの振興費でこれまでやったところもありますし、それで、その事業を実施したところについては、何らかの補てんをしないと、そういうことがどうなのか、説明ができる範囲でお尋ねしたいと思いますけれども、終わります。

**○市長（宮路高光君）**

24年度は今ご指摘ございましたとおり、産業建設部のほうが旧合庁のほうに移転する

ということで、市としての組織再編ということで、今までそれぞれ課の統合とかやってみましたが、24年度は23年度と変わらない組織体制の中でいきたいというふうに考えております。

**○総務課長（富迫克彦君）**

防災行政無線の整備事業についてでございます。

全体事業費としては、現時点で20億9,200万余りを上程してございますが、24年度以降、実際に防災行政無線の整備を進める上で、どのメーカーの機種を使うのかというような選定作業を行って、実施設計を行った上で、これまでアナログの施設の古い順ですね、日吉、吹上、伊集院、東市来というようなふうになっていくと思いますが、28年度まで5年間かけて整備を進めていく予定でございます。

**○17番（梶 康博君）**

組織について市長はお答えいただきましたけど、その市民や関係する組織、対外的な組織等の、そういう日置市の合庁の方へ組織を移転するんだという、そこらあたりはどうなっているのか。私は聞いているところでございます。以上です。

**○総務課長（富迫克彦君）**

産業建設部並びに農業委員会の4月からの移転については、1回目は2月の広報紙の中で、市民の皆さんの利便性を向上させるために、妙円寺にある介護保険課を本庁のほうに移動します。農林水産、建設、農業委員会については、日置合庁の跡に移転しますっていうのを、1回目をお知らせをしたところでございます。

今後は、3月末に発行されますお知らせ版、また今回は、財政管財課で計画してます市役所へのダイヤルインのこともございますので、あわせてまたお知らせをしてみたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○7番（坂口洋之君）**

説明資料に、48ページの一般管理費、上からいうと顧問弁護士相談業務委託ということで、この60万のことが出ております。毎年顧問弁護士の相談業務委託料が出されておりますけれども、今までは1事務所で契約をされているかと思っておりますけど、なぜ今年度は2事務所で契約をされるのか、確認させていただきます。

もう一点は130ページです。4款1項3目の環境衛生費で、この中で生ごみ処理モデルの自治会用のコンポストということで、予算が計上されております。伊集院が20カ所、東市来が15カ所、日吉が5カ所と、吹上が10カ所出てくるんですけども、その詳しい説明を願います。

**○総務課長（富迫克彦君）**

まず、顧問弁護士の件でございます。こちらについては、23年度の途中から2つの法律事務所に委託をしております。内容としましては、いろいろと市民の皆さんと案件について相談する中で、法的な裏付けが大部重要視されておまして、件数的にもふえたことから、2つの事務所に委託をするようお願いしております。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

130ページの生ごみ処理モデル自治会用コンポストについてでございます。これにつきましては、上の段に水切りパイプのバケツを購入するというので、50個程度を計上いたしております。これで水切りをした生ごみを、下のほうの自治会用コンポストに集めまして、その集めたものをまた酵素タイプ式で生ごみを処理するという流れで、ごみ処理をするというのを体験してもらおうというために考えております。

**○7番（坂口洋之君）**

もう1点お尋ねいたします。

来年度の予算の目玉といたしまして、来年5月に実施いたします環境自治体会議に関する予算が計上されてると思いますが、今後先ほどの説明の中で、準備委員会が26人のメンバーで2回されたという、こういったことを市長から説明されましたけれども、予算執行に当たって、今回の500万円の予算が含まれているようでございますけれども、この1年間特に市民の環境意識を市民全体高める施策が必要であると私考えておりますけれども、環境意識を高める施策について、この1年間予算を執行するに当たって、市長のお考えをお尋ねいたしまして、私の質疑を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今、1年間準備委員会ということで、4月に実行委員会に変更しようというふうに考えております。

まだまだ市民の皆様方を巻き込んでと言いますか、予算化してやらなきゃならないことでございますし、とりあえず今回の予算につきましては、ことし勝山の福井県の勝山で開催されますので、そこにたくさん実行委員の皆様方もお連れしていきたいというふうに考えております。

今後におきまして、それぞれ8つぐらいのテーマに今それぞれの準備委員会の中で、今検討しておりますので、それぞれ部門ごとに市民の皆様方の、いろんな団体の皆様方に入ってください、いろいろとこの来年の5月に向けました本番につきまして、やっています。今回500万程度の予算を組んでおりますので、主なものはこの旅費等が今回多くの皆様方を、市民の皆様方を一緒に体験していただきますので、予算計上となったわけです。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○4番（出水賢太郎君）

説明資料の159ページ、畜産業費の部分でお聞きいたしますが、これが1点目でございますけれども、口蹄疫の対策についてですが、これは予算資料を見る限りでは、口蹄疫の防疫用資材格納倉庫一式の購入、それから家畜自営防疫協議会への補助金、それから、口蹄疫の経営維持緊急資金の利子補給補助金、この3点がおそらく口蹄疫対策になってくるかと思えます。

しかしながら、皆さんもご承知のとおり、予防とか防疫というのが非常に大事なんですが、それに対する対策というのが打ち出されてないものですから、その辺はどういった対応をされるのか、日ごろからの取り組みというのがちょっとなされていないように感じますが、その辺がどうなのか。

もし緊急的に起こったときは、また今までのように緊急補正で対応するのかどうか、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

それから、2点目です。205ページです。公園の工事ですね、これの事業で公園の管理事業とは別に、活力創出基盤整備事業で公園の長寿命化の計画策定などが入っております。しかし、この通常の公園の管理業務の中でも、十分出てくることだと思んですが、あえて新たにこうして新たな事業を入れ込むということは、何かしらの目的があったかと思いますが、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

3点目です。225ページです。まん中よりも少し下ですが、理科支援員等実践研究事業ということで、教材、参考図書、実験結果用のおそらく教材の関係の費用が5万1,000円というふうにあります。その前のページを見ますと、理科支援員の謝金というのが真ん中ぐらいに223ページにあります。これが3時間かける4学級、かける53回というふうにあります。果たしてこれだけの回数で5万1,000円の教材で買え

るのかどうか、ちょっと私には理解できないわけですが、その辺の細かい説明をしていただきたいと思います。以上、3点お願いします。

**○農林水産課長（瀬川利英君）**

口蹄疫の対策費ですけれども、先ほどありましたように格納庫1台それから補助金で61万6,000円。この日置市家畜自衛防疫協議会への補助金の中身が、集団消毒実施分に27万5,000円、農家への消毒薬配布に30万1,000円、家畜自衛防疫の必要性を広報するために4万円として口蹄疫の対策として考えているところであります。

以上でございます。

**○建設課長（久保啓昭君）**

公園費の活力創出基盤整備事業につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、52の都市公園がございますけれども、この公園の施設の補修、また遊具等の補修等を、またトイレのバリアフリー化など、補助事業を導入するための策定でございまして、本年度は活力創出基盤整備事業のほうで長寿命化の計画を策定し、翌年度以降に工事、24年度も一部遊具等の補修、トイレの改修工事等も計上しております。

**○学校教育課長（肥田正和君）**

お答えいたします。

理科支援員につきましては、小学校の5、6年生が対象になります。その観察・実験を中心に指導をするという形になっております。各学校にもいろんな備品等そろっているもので、この内容で支出する形です。

**○4番（出水賢太郎君）**

4番。畜産業のほうはよくわかりましたので、公園の方について、再度質問をします。

先ほど課長のほうが52都市公園の長寿命化を含めての計画策定ということでお答えいただいたところですが、今年度がトイレ改修等

で2,100万円工事請負費が計上されてる。これが、何年度までどのような全体的な計画が、工事請負費でいたい幾らぐらいなのか。

また、私先ほど聞いたのが、通常の都市公園の管理業務との違い、補助事業に乗せられる分乗せられない分というのがあるかと思うんですが、このへんの差というのが何なのか。実際に単独事業で150万円しか計上できていない現状ですので、おそらく補助事業というふうな形で使って、一気にやろうという考えだと思うわけですが、その辺のちょっと中身までお答えいただきたいと思います。

**○建設課長（久保啓昭君）**

この都市公園の長寿命化計画策定につきましては、一応本年度、23年度に概略の計画を策定してございます。それを詳細にまた計画を策定するということですが、大きな経費のかかる公園施設、特にトイレの補修、建てかえ、そういう古くなったものがございますので、そういうものを優先的に補助の事業にのせて整備をはかっていくということで、通常の補修等につきましては、市の単独を使いながら、同時に公園利用者のために整備をさせていくということでございます。

計画としましては、3ヶ年程を計画しております。

**○4番（出水賢太郎君）**

全体の事業費はどれくらいになったのでしょうか。

**○建設課長（久保啓昭君）**

資料は持って来ておりますけれども、後ほどお知らせしたいと思います。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに。

**○1番（黒田澄子さん）**

1番。先ほども同僚議員がレンタカーのキャッシュバック事業についてお尋ねしておられましたけれども、これは結局ホテルとか宿泊施設に宿泊した分のキャッシュバックになる

んであって、レンタカーというふうには固執する根拠というのは、先ほどその答弁ではわかりづらかったんですけれども、もうちょっとそこを、なぜレンタカーにだけなのかなということと、あと説明資料の中で、149ページに担い手農家結婚支援モデル事業がございしますが、その中で担い手農家結婚相手紹介謝礼というのがございますね、紹介謝礼はどういった形で、どんな所に支払われる謝礼なのかということと、それから、182ページです。蓬莱館の中のキューブアイスメーカー（碎氷機能付）というのが出ておりますが、これは新しくそういうものをされるのか、それとも機械自体は使うものだとわかるんだけど、故障したために変えるものなのか、もともとなかったものなのか、今回新たに入れられるのであれば、その辺の事情を伺いたいということと、あと186ページの中に、観光費の旅費の中に香港国際交流事業砂像大会随行旅費というのが入っておりますが、香港国際交流という形で、香港との国際交流を今までしていたのか、ちょっと私にも見えないですけども、この点について答弁をお願いします。

#### ○商工観光課長（銚之原政実君）

まず、1点目のキャッシュバックの件でございますけれども、レンタカーの利用というのが、なぜレンタカーをしたところが対象となるのかということでございますが、これにつきましては、新聞報道等にもありますように、昨年3月に九州新幹線が全線開業をしまして、鹿児島市の一部とか、指宿市、などが県内の中でもいろいろ観光客が増えたということでございます。

しかしながら、大隅地域を含めて本日置市もそうですが、どうしても新幹線を利用した方の観光客の増につながっていないということがございます。

更には、日置市の場合には鹿児島市のすぐ

隣ということで、どうしても距離的に近いというようなことから、宿泊先を鹿児島市の特に中央駅周辺、この辺に滞在される例が多くて、市内には吹上、あるいは東市来に旅館がございましてけれども、そういった滞在型の宿泊を伴う観光客の増につながっていないということでございます。

そういった意味で、公共交通機関を使ってこちらにおいでいただくという場合は、先ほど申し上げたように、JRかバス、タクシー、しかしながら、これの交通機関を使ってわざわざ宿泊というのは、現実的に増につながっていないということでございますので、レンタカーの場合には周遊型のいわゆる県内を自分のプランにあった観光ができるという中で、このレンタカーを利用して宿泊のキャッシュバックを事業をします事によって日置市内に宿泊をしていただくという効果につながるということでございます。

こういったレンタカーを使った事業の中では、どうしても宿泊の施設はありますよと言いつつも、バスを使っては、新幹線でおいでいただくと、バスを使って、あるいは帰省ということになりますので、その辺も宿泊につながるという意味では、レンタカーを使う事によってより効果の高い宿泊の増をねらっていくということでございます。

それから、香港の旅費のことに関連しまして、いわゆる香港との交流ということでございますけれども、東市来地域におきましては、国際砂像大会というのをこれまで行っておりました。平成16年から商工会の青年部を中心に、この砂像大会の実行委員会を立ち上げまして、砂像大会に香港のチームを招聘すると。最近では隔年おきで招聘していると。その隔年の間の年には、こちらから香港のほうにお伺いして大会に参加するということが交流してるわけでございます。

そういったことで、平成23年度は、香港

から参加チームを招聘しましたので、24年度につきましては、日置市から伺うという中で行政の随員職員の1人の経費でございます。

以上でございます。

#### ○農業委員会事務局長（福留正道君）

担い手農家結婚支援モデル事業費についてお答えします。

この事業は、担い手農家への結婚相手の紹介を農業委員等が行いまして、成立した場合に謝礼金を支払うものでございます。

下のほうの農業担い手結婚祝い金につきましては、結婚された農家に5万円ずつ支払うという形になっております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

182ページの江口蓬萊館のキューブアイスメーカーの件ですけれども、これにつきましては、江口蓬萊館に入りますと左側の方に上のほうで氷を作って、下の方に落ちてくるもので、魚を買った後に袋に氷を入れて持って帰るためにつかっているアイスメーカーですけれども、もう既に蓬萊館が出来て10年間くらいなるが、今年の10月から故障しております。そのために、漁協のほうから氷を割って来まして、現在いわゆる青いコンテナに入れて置いてあるんですけれども、お客さんがいらっしゃってるんですから、くずれて危いということと、修理が出来ないということで、今回新品を備品で購入したいということでございます。

以上です。

#### ○1番（黒田澄子さん）

このレンタカーに特化してるのが、新幹線ということが先程から言われていますので、理解はするんですけれども、日置市の県外からの宿泊客がアクセス方法として、いつも何を使っておられるかがわかれば、教えてください。答弁をいただきたい。

そして、100万円の予算費が計上されますけど、大体何名ぐらいを予定されるのかその辺をお知らせください。私的にはレンタカーに対しての助成があるなら、日置市にレンタカーで来ようかなと思うんだけど、宿泊だけだとピンポイントで宿泊は鹿児島市ではない所に、ぼんと来るだけというような考えの人たちも出てくるのであれば、レンタカーに特質することが本当に市税を投入してまでやることであるかなというふうに考えたりするもんだから、県内から私たち逆にほかのまちに行くとき、例えば博多に遊んで、ちょっと隣の所にホテルだけ取ろうと、そこがレンタカーで回れたらキャッシュバックがあるんだったら、そういうふうにするかもしれないと、そのまちを回るといふんじゃなくて、何かそういうふうなちょっとした考えをしたときに、思ったりするものですから、市内観光をしていただく人たちがどのような方法で来られても、キャッシュバックができるような方法がいいのかなと思っていたものですから、レンタカーを特化していくのが、ちょっと若干わかりづらかったので、もう一度そこをお願いしたいということと、あと香港の国際交流事業の話はよくわかったんですけども、今韓国と、それからマレーシアですかね、国際交流としては2つあって、さらに香港までということですが、それぞれの課でお持ちの国際交流の事業があれば、それも教えて、ちょっと答弁をいただきたいと思えます。この3つの国だけが特化された事業として、国際交流の関係をお持ちになるんでしょうか。そのほかにもあるのであれば、答弁ください。

#### ○議長（松尾公裕君）

答弁について簡潔にひとつお願いしたいと思えますが、質疑についても、ちょっと簡潔にお願いしたいと思えます。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

今回のキャッシュバックにつきまして、レンタカーは対象にしないと、宿泊費のあくまでもキャッシュバックということでございます。レンタカーを対象とした場合に、日置市で宿泊していただけるかどうかなかなか確認がとれない、それとレンタカーの業者のほうの、例えばキャッシュバックをだれにするかということがございます。そうした場合に、宿泊をしていただくと、そのレンタカーを使って宿泊をしていただくことが条件ですので、宿泊料の請求の際に、その分を差し引くと。宿泊業者の方に、事業者の方にその分を、キャッシュバックの分を補てんするという形ですということでございます。

なぜ宿泊料かということもございますけれども、やはり宿泊を伴う観光というのは、地元の宿泊の施設の方、事業者、それから、料理を調達する場合にはいろんな食材を納入する地域の方、つまり地域の振興、経済というのは振興というのは、宿泊によって発生するということがありますので、レンタカーのキャッシュバックであれば、レンタカー事業者のほうの特典がありますけれども、旅館業者のほうには誘い水といいますか、誘客の効果が無いのではないかと。レンタカーで充分どこでも行けますので、日置市に泊まっていただくことが、我々の今回のこの事業の狙いがございますので、そういった意味で宿泊費のキャッシュバックということでございます。

それから、宿泊者の交通手段、こういった利用があるかということもございますけれども、手持ちの統計的な資料はございませんけど、やはり多いのは飛行機、あるいは新幹線等を使って大型バスで来られるという例が、あるいは、九州各県であればマイカーということが多いかと思えます。

それで、先ほど申し上げた九州新幹線の利用の場合には、鹿児島に来た後の交通手段ということで考えますと、公共交通機関ならタ

クシー、あるいはレンタカーということがございますので、先ほど申し上げた宿泊につながるということで、今回のキャッシュバックということを計画しております。

以上でございます。

#### ○建設課長（久保啓昭君）

先ほどの出水議員の公園整備の事業費ですけども、23年度概略で計画を立ててる段階で、一応約3億円という事業費でございます。

#### ○総務企画部長（小園義徳君）

先程の国際交流の関係でございます。国際交流でいいますと、韓国南原市、それからマレーシア、それから、今香港の方は姉妹盟約ということで交流を行っているわけですけども、サンドアートフェスティバルという部分で人的な交流を行っているといったようなことでございます。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに。

#### ○5番（上園哲生君）

平成24年度の当初予算の特徴の1つに、一つ、二つについてちょっとお尋ねいたしますけれども、その1つの特徴といたしまして、先ほど同僚議員のほうからも公債費の事についての質疑がございましたけれども、まずその公債費の歳出のほうから、説明資料で言うと286ページから287ページの公債費のところでございますけれども、平成24年度が公債費の元利償還のピークを迎えると。その金額は40億1,400万が計上されているわけなんですけれども、去年の10月に22年度の決算委員会で審査をいたしました。そのときの公債費の償還額が38億3,500万円。そのうち、交付税措置額は23億6,600万円でした。そして、交付税の算入割合が61.71%、今回はこの40億1,492万円に対しましてどれだけの交付税措置額を見込まれておられるのか、それは交付税の算入割合がどれくらいになるか、ま

ずここをお尋ねしたいと思います。

#### ○財政管財課長（満留雅彦君）

まず、平成23年度、本年度の部分で申し上げますと、公債費が39億2,292万円7,000円でございます。そのうち、交付税措置額が24億3,600万2,000円ということで、62.1%の率を占めております。

当初予算の24年度につきましては、今おっしゃった様に40億1,059万円の公債費でございますけれども、本年度の24年度の算出がまだ8月ぐらいまでならないと出ていないものですから、確実な数字は申し上げられないというところでございまして、23年度の62.1%を使用しますと、40億1,059万円の公債費に対しまして、24億9,057万6,000円が交付税措置されるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

#### ○5番（上園哲生君）

24年度の今の当初の中には、なかなか交付税のことは予測がつかないということで、23年度の実績を踏まえまして、やはり60%を超える額の算入割合があるということで、そのことは理解をいたしましたけれども、先ほども同僚議員のほうからも、有利な起債ということで、過疎債の使い道についてのいろんな質疑がございましたけれども、私は別な観点で、といいますのも、やはり一番気になっていくのが臨時財政対策債だと思っておりますよね。これが俗に言われるように、その元利100%交付税で算定されるということで、交付税の先食いとも言われてるわけですよ。

今年度が歳入のほうで9億8,320万計上されまして、もう平成13年度から3年間据え置きで、毎年毎年交付税措置される額も大きくなってますけれども、ここの市債、こ

のことに关します市債残高をもう14億と、平成24年度末で91億3,000万という見込を出しておられるようですね。年々その引き下げ額が上る。そして、その国の財政状況、あるいは今後の金利の上昇状況というのを考えますと、幾ら交付税措置をされるからといっても、大元のところが心配な状況にありますけれども、そこについて市長はどういうご見解を持っていらっしゃるのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この臨時財政対策債、91億程度でございます。通常でございましたら、これは現生の普通交付税に算定されるというようなことであります。ですけど、地方交付税のそれぞれの財政の裏づけということで、それだけ借金をしていかなければならないということで、あるいはまたそれだけ税収等も伸びてないのが実情でございます。

私ども市におきましても、この臨時財政対策債、こういうのは使いたくないというのが本音でございますけど、それぞれの中におきまして支出を考えた場合に、こういうものも使っていかなければ、またいろんなサービス、またいろんな地域活性化もできないということでございまして、十分今後におきましても、臨時財政対策債におきます割合等も、今回9億程度ですけど、もういらないという中であれば、できないことはないかもしれませんが、ここあたりも十分精査もしながら、また国の動向も注視しながら進めさせていただきたいと思っております。

#### ○5番（上園哲生君）

やはり国の本当に動向の見極めていかないと、やはり先に泣かしてしまうのは市民負担でございますので、そこはやっぱり慎重な財政運営をしていただきたいと思います。

そこで、24年度の新しい事業、新規事業がいっぱいございますけれども、説明資料に



いきますと、58ページ、63ページのスマートコミュニティ構想普及支援事業、その中で再生可能エネルギー調査の委員会の謝金でありますとか、あるいは業務委託のことが計上されているわけですがけれども、本来やはりこれは国の補助事業で続けていく、つなげていくための一つの手順だろうと思うんですけれども、そのことをちょっと具体的に今わかる範囲でご説明をいただけたらと思います。

以上で終わります。

#### ○企画課長（上園博文君）

ただいまのスマートコミュニティの予算でございますけれども、実際本年度23年度ありましたけれども、残念ながらこれが採択にならなかった状況がございます。改めてこの24年度に計画いたしておりますけれども、明確にこの当初予算で上げる段階で、予算見込が立ちませんでしたので、一般財源で上げている状況でございます。

進める中で国庫事業、あるいは交付金で対応できる状況がもし整った状況があれば、そちらのほうに切りかえて進めたいと考えているところで、以上です。

#### ○5番（上園哲生君）

結構です。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

市長にお尋ねいたします。

24年度といいますと、合併後2期目の最終年度ということになります。そこで、4年目の総決算ということで、予算を組まれたと思いますけれども、この24年度の事業の中で宮路色、また特性、そういうものに対して市長が思いを寄せられた事業というのが何かあるのか、その点についてまずお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特にご指摘ございましたとおり、8年目の最終が24年度のこの予算でございます。こ

の7年の間に、地域をどういうふうにして活性化していくのか、また、地域の大きな伝統をどう守っていくのか、やはり今回合併債の基金等を取り崩し、伝統的な行事を守りたい、そのために少しでも地域の皆様方は、それぞれ寄付をいただいて守っておりますけど、やはり人と金と足りない。どうすれば伝統が守られるか、今回このようなことを含めまして、私自身も最後の年になりましたけど、やはり地域の活性化をし、地域の絆をし、地域が元気になるこういう伝統行事を中心とした形の中で今回一番大きな目玉として24年度予算を組まさせていただきました。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

ビジョンの中で短期的というか長期的、両方の手法があろうとおもいますので、そういうものをしながら、短期的には今年度はそういうような地域の伝統行事、そういうものも大事と思います。継続的に事業を進める中においては大きい事業が組まれるという気がします。そういう中で、継続的な事業で24年度で市長がこれと思う事業があればお示しいただきたいと思います。

それから市長がマニフェストの中で、安心・安全、住みよい町ということを施政方針の中でも謳っていらっしゃるんですけど、このマニフェストという形も最終年度になるわけでございますけど、市長のマニフェストの中でどのくらいの消化、クリアができたのか評価をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

総合計画の後期計画の中におきまして、今ございました通りプロジェクトといいますか、大きな一つの事業の中におきまして、それぞれの小学校の校舎改築というのが一つの大きなテーマの中で、進んでまいりました。

それと伊集院駅の整備ということに23年度から着手させていただき、またそれと大きな懸案でございます防災無線、こういうもの

等も継続の中で今までも後期計画を含め、実施計画を含め皆様方にも説明してまいりましたので、そのようなことを着実に、また、国の有利な補助事業等を導入しながら進めさせていきたいと思っています。

また、私のマニフェストの中でございますけど、私自身はあと一年あるわけでございますけど、今の進捗の中におきましては約70%程度の中で、まだ30%という課題は残されているというふうに思っております。3年間を振り返ってみますと、大変いろんな急激なことが起こり、また地震等も起こったりいろんなことが起こっております、思うような部分をできないという部分もあるようでございます。

ご指摘ございましたように市民の皆様方が安心して暮らせる方向性というのを少しでも地域の皆様方と一体化した中で進めさせていただきたいと思っています。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

1つだけお尋ねします。

63ページの先ほども同僚議員からありましたスマートコミュニティ構想ですね、このまず積算根拠、新規事業ですね。

あと、官民協働による導入計画の策定とありますけれども、ここの内容ですね。

#### ○企画課長（上園博文君）

スマートコミュニティの積算根拠でございますけれども、総額の中では900万を超える額なんですけれども、そのうち大半を占めておりますのが委託料でございます。その委託料自体は、約890万ほどでございますけれども、この内容につきましては専門的な分野、特にスマートコミュニティの中で再生可能なエネルギーが風力、そしてメガソーラ、水力、こういった関係でございますけれども、日置市内に区分しているこういった供給量がどの

程度あるのかっていうのは、これは私どもの素人の分野では全く試算ができませんので、専門的なコンサルタントのほうから見積もりをいただいて、この委託料を組んだところでございます。

特に、その内容では、計画の準備から作業の計画、あるいはこういった系統で、どれぐらいのエネルギーが創出できるんだという内容、あるいは報告書の作成も含めて、約900万近くの委託料がメインでございますので、専門的な分野からこの委託料がメインになっているところでございます。

以上でございます。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

この予算の概要の41ページには、官民協働によるってありますけれども、そこあたりを分析の分野からされると思うんですけど、この環境自治体の計画がございませぬ。これと方向性として連動していくのかどうか、ここをひとつお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今企画課長のほうがスマートコミュニティについては説明ございましたし、環境自治体、このことにも何らかの関係はあると。それぞれ自然エネルギーを利用した形の中で、またそれぞれの勉強会の中に組み入れながらいかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○8番（花木千鶴さん）

8番。私は2点お尋ねをいたします。

1点は、12月の最終議会のときに、診療所と青松園のことについて指定管理のことが可決をいたしましたところですが、私はあのときの質疑の中で、その納付金の件についてお尋ねをいたしました。そのときに、明確にそのときには納付金の納付方法が示されませんでした。協定書によって、その方法を探していくんだというようなことで、やりとりがなさ

れたわけですが、その今回雑入の中で1,000万という形で入っておりますので、両法人、それぞれの法人がどのような方法でその1,000万を納付する形になったのか、それをご答弁いただきたいと思っております。それが1点。

もう一点は、先ほど来、いろいろな過疎債の話から始まりまして、質疑がなされています。24年度のこの会計全体を見てみますときに、非常に厳しい財政状況下にある中で、予算そのものは大変大きく膨らんでいるというのが実際の姿でございますが、その中でいろいろ出ている中でも、1つ私どもが本市は合併以後、その4地域のそれぞれの振興策、合併協議会の中でもいろいろございました。しかしながら、市長はその4地域の振興策については、地区振興計画を重視しながらそれぞれの地域の発展を図っていくのだという方針を明確にされました。

私は、一般質問やいろいろな場面でたくさん伺ってまいりましたが、合併協議のときのまちづくり計画のその後の総合振興計画との問題でありますとか、またそういうところを絡めて、いろいろな角度からお尋ねをいたしましたときに、4地域の推進策については、この地区振興計画を中心にやっていると答弁をされています。

そして、その地区振興計画と総合振興計画、総合計画ですね、市の総合計画の整合性についても明記をされているところであります。

私は、総合計画の審議会に各委員長が、委員会の委員長が入らせていただいているわけですが、その中でお尋ねをしたんですけれども、今年度の24年度の計画において、それぞれの地域から出されている、これは振興計画は向こう3年間の計画として3カ年で出されているそれぞれ地区館を中心とした振興策の計画でございますので、それはよく皆さん混同されるんですけども、あの計画の中の一

部分を四、五百万の地域づくりのお金に充てていますが、あれはこの3年間の計画の一部なのであって、それぞれの地域振興策は、あの四、五百万のお金にかかっているわけではありません。

ですから、地域の振興策というのは、この3カ年の総合的な計画によってつくられています。それを、その中には大きな道路もありますし、国の事業でなければならぬ場合とか、県の単独事業で県の事業でやりますとか、市の単独事業でやりますとか、そういうもろもろのものが含まれているのが、この地区振興計画の内容であります。

それも、どのようにしてそれぞれの地域が格差、格差だと議会から言われるときに、市長は「もうこれ以上格差と言わないでくれ」とこの場でおっしゃったことがあります。それぞれの地域の振興策は、この地区振興計画のバランス、配分、それによってそれぞれの地域の発展をしていくと、なされている計画でありますので、本年度このさまざまな多くの計画の中で、地域振興に関するもの、それはどのようにしてこの26地区館から出されている振興計画のハードの部分は特にそうだと思いますけれども、農林水産土木、この関係の整備については、どのようにしてバランスをとり、整合性を図ってきたのか。そして、それをどのようにして、この24年度の予算編成に役立ててきたのかを、まずお尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にそれぞれの地区振興計画と申しますか、基本的には総合計画、後期計画、その中の実施計画ということで、毎年度ローリングもさせていただいております。それで、本市におきます実施計画、またそれぞれの地域の計画もそれに網羅されております。

今回、この地区の26地区におきます3カ年計画という中におきまして、今ご指摘ござ

いましたとおり、平均しますと450万程度しかございません。ですけど、これも一つの地域におきます起爆剤になるというふうに思っておりますし、お互いその整合性というのは、大変これは難しい部分もあろうかと思っております。

本市といたしまして、それぞれの事業等、補助事業等をそれぞれの地域に入れながらやっておりますし、そのいつも言うバランスという部分を加味していかなきゃならないというふうに考えております。

その中で、本年度24年度の予算編成におきましても、地域におきます懇談会、また総合計画の委員会の中におきましてもご審議をしていただきました。その中におきまして、今回反映されているものも大分ございます。そこあたりの今ご指摘ございました地域振興計画と地域の実施計画、やはり整合性を持ちながら進めていかなきゃならないというふうに考えておりますので、今後におきましても十分まだことしもその26の地区の振興計画も、まだ見たこともございませんので、今後十分精査しながら、また次のステップにもっていきたいというふうに思っております。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

青松園診療所の指定管理料のことについてお尋ねでございます。

12月議会でのいろいろなご意見ですね、ご質疑等も踏まえまして、今引き継ぎの作業を順次進めてきております。その中で、いろいろな備品類等の確認も作業が進んでおりまして、そのことを踏まえて、最終的には社会福祉法人恵里会のほうが230万円余り、医療法人誠心会のほうが残りの770万円を法人の側としては、必要経費として支出をしていきたいということで、今調整を進めているところでございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

それぞれの委員会に付託をされてまいりま

す。細かいことはその中であると思うのですが、今の答弁では、なかなか理解ができません。

そこで、議長に要請でございますが、この会議、議決をするときの会議において、質疑の段階で協定によってこれを明らかにするのだと答弁がありました。説明があったわけですね。そして、これまでの指定管理者を指定するときの重要な議案を審査する場合には、必ずその指定管理者となる者が出した収支計画書の中で、こちらが指定管理料を払う場合には、向こうの計画書の中で、歳入の欄で盛り込まれることになっておりますし、納付金を納める場合は、その管理者となる者が収支計画書の支出において明記することになっております。

そして、それを議会に提出することにはなっていないと聞いております。これまではですね。それが今回はなされていませんので、それで、議長に要請なのですが、その12月のことを踏まえてみますと、その協定書なるもの、そして今答弁されたものが私どもで理解できるもの、その資料を議員全員に提供していただきたいと思うのですが、それをひとつ要請したいと思います。

それともう一点は、その地域地区振興計画の問題なんですけれども、24年度以降の計画についてはごらんになってはいらっしゃるかも知れませんが、私は、総合計画の審議会の際に、部長にお尋ねしましたところ、部長はまだ計画の段階であったために、予算編成のときには新しいものを盛り込むことができなかったという答弁がございました。

しかしながら、21年、22年、23年の分も持ち越しているわけですので、それをどのように反映したのかを私は聞きたかったところなんです。市長の答弁では、その辺はよくわかりません。起爆剤となるとか、それ

ぞれの補助事業があるとかってという問題ではなくて、先ほど過疎債の話がありました。そして、いろんな補助事業の話もありましょうけれども、それぞれの地域をこんなふうに発展させて、バランスをつくって、それぞれの課題をこんなふうにして解決していくんだというのがあったときに、その地域の財源、それをどうするかというときに、過疎債をこれは使えるだとか、この地域にはどの事業が使えるのかとか、この問題には何が使えるのかというふうにして、財源は見つけていくものではないだろうかと思うんです。

過疎債があるから、この過疎債どこの何に使おうかというのでは、予算の計画性でありますとか、それぞれの地域がつくったそれぞれの地域の発展策でありますとかってということが、バランスに欠くんじゃないかと私は思うわけです。

市長がこれまでの私どもの質問の中で明確に方向性が示されたと思うんです。地区振興計画なるものの方向性がですね。それをきちんと考えて方向性を示していただかないと、本当にそれぞれの地域の会長さんを初めとして、地区館長を初めとして、つくられているあの地区振興計画、1つの地域で何十ページとかあるんじゃないですか、いろんな分野にわたって。あれ何のために書いたのか、あれ何のためにつくっていて、これはどんな形でその地域の将来が積み重ねられているのかという説明は、それぞれの地区館にもなされているようではありません。

今の答弁を伺った限りでは、そういうことは積み上げていないということなんでしょうか。確認させてください。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの地域の皆様方が自分の足で回って、その優先順位を決めていただいております。私どもはその予算の中で、それぞれの優先順位の中で進められている部分がございますし、その振興計画の中においては、市全体がすべきこと、県また国がすべきそういう部分もあるかもしれません。

ですけど、やはり自分たちが身近なものを自分たちが優先順位を決めて執行していく、それでそのことが執行済みになる、また課題が残ってくる。やはりこの繰り返しをずっとしていくことが大事なことであるというふうに思っておりますので、今おっしゃいましたとおり、連動性という部分も若干ある部分がございますけど、やはり地域は地域のやはりそういう発展ということも必要かもしれませんが、安心安全でおれる、そういう意味もこの地区振興計画の中には含まれているというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

8番。少し市長はこれまでご答弁なされた振興計画のことが、少しまちづくり、基金を崩してやる地域づくりのお金と混同なされておられるのではないかと、印象を受けました。

#### ○8番（花木千鶴さん）

振興計画の問題は大変重要でありますので、それぞれの委員会のそれぞれにわたっているところで議論がなされるものと思いますが、もう少しその辺のところは、今の答弁を伺っていると、地域の皆さんは理解できないと思います。そして、いつまでたってもこの問題解決しないと思いますので、それぞれの職員の皆さん、担当のところできられると思いますが、この点についてはきちっとそれぞれの分野でご答弁いただきたいと思います。

議長、要請しました資料の件については、どのように諮っていただけるのでしょうか。

○議長（松尾公裕君）

#### ○議長（松尾公裕君）

ただいま資料について要求があったわけですが、これについてはよく検討して、市長側に要求をしていきたいと思っております。いいですか。ちょっと暫時休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時21分開議

○議長（松尾公裕君）

会議を開きます。

ただいま要求がありましたことに対しましては、資料の要求については、これを請求するようにしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

○2番（山口初美さん）

2点ほど私のほうからも質疑を行います。

まず、教育費の教育振興費節20の扶助費についてでございます。この点については、教育長のほうにご答弁をお願いしたいと思いますが、就学援助制度のことでございます。

義務教育は無償とする、憲法に基づいてすべての子供に教育を受ける権利を保障するための就学援助制度、扶助費でございます。本市では、全児童生徒にその就学援助制度を知らせる、そういうチラシも配りまして、学校を通じて申請もしていただいておりますが、この就学援助制度以前一般質問でも取り上げたことなんですけれども、国のほうでは2010年度から新規にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が教育扶助の対象になりました。そして、実施している自治体ももちろんあるわけです。本市の新年度予算には、この点は考慮されたのか、今までは23年度まではこの点については適用されていなかったわけですが、24年度からこの点についてはどのようなになるのか、その点について1点伺います。

それから、もう一点は市長のほうに、この施政方針に市長のほうで3ページにあるんですけれども、3ページの下の方のところ、国の動向を注視してまいりたいというようなことで、国の財政状況も厳しいとなっており、国の将来を見据えた社会保障と、税一体改革についても国の動向を注視してまいりたいと考えておりますというふうに、ここに書かれておりますが、この消費税ですね、大幅な今

5%なのを、将来的には10%にしていくというような国の方針で、今ございますが、この点についてやはり市民の暮らしを守るといふ市長の立場からすれば、国の動向をただ注視しているだけでは済まないのではないかと。

やはり市の厳しい財政もある中で、市民にやはり市長は市民の暮らしを守って、やはり国に対してもきっぱりと物を言っていくんだという、そういう政治姿勢ですね、そういうのが本当に今大事なんじゃないかというふうに考えております。その点について市長に伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ私どもは、市長会を通じまして、この社会保障と税の一体改革を含め、また消費税の配分等を含めまして、それぞれ地方と国の協議の場の中でも、会長のほうがきちっと意見を申しております。

注視というのは、今それぞれ予算審議等をしておりますので、そういう動向はきちっとして注視していかなきゃならない。また、私ども地方として不利になるようなことがございましたら、それはもういろいろと声を上げていく、この姿勢は変わりません。

○教育長（田代宗夫君）

教育委員会の就学援助費の中には、資料の予算書の245ページに書いてありますけれども、この項目が入っております、ご指摘のクラブ活動、生徒会費等が入っておりません。

○2番（山口初美さん）

今教育長のほうからは、日置市のほうでは、せっかく国のほうでも適用になったこのクラブ活動費や生徒会費、PTA会費は含まれていないというご答弁でございましたが、せっかく国のほうでもこういうことが決められたのに、日置市でそれが実現できないというのは、非常に残念なことでございます。実施されている自治体のことなども、ぜひ研究して

いただいて、日置市の子供たちに本当に教育を受ける権利を、本当に補償するそういう就学援助制度にさせていただきたいと思いますが、その点についても一度教育長にお答えいただきたいと思います。

市長のほうに、大変頼もしいご答弁をいただきましたけれども、日置市の財政状況も本当に厳しいわけです。市税の収入、自主財源ですね。39億5,600万円、それから、地方債の残高が7億900万円、それに対する返済、公債費が40億、市税のほとんど全部公債費に消えていくような、そういう危機的な財政を抱える中で、地方自治体としての本来のやはりこういう市の大切な収入が、本当に市民の福祉のために使われるというような、そういう自治体にしていかなければならないと思うんですが、そういう危機的な財政の中でも、将来的に本当にこの市民に希望ある展望を示していく責任が市長にはおありだと思うんですが、その点についても一度お答えいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ年次的にこの公債費等を考慮しながら、削減していかなきゃならないというふうに思っております。今ご指摘のとおり、福祉、安心安全は十分していかなきゃならない。それ以上に、地域が、経済がどう発展していくのか。やはり福祉だけじゃ、それぞれの経済発展というのはできないというふうに思っております。

それにある程度の投資もしていかなければ、やはり地域が活性化しないということでございますので、ここあたりのバランスをそれぞれ税収をいただいた中において、それを全部福祉の中で使うと。そしたら、その地域のほかの原動力といいますか、経済の原動力、やはりこの両面を考えなければ、本当に市が活性化されないというふうに思っておりますので、そこあたりのバランスを十分配慮した中

で予算編成を含め、また執行していきたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

ご指摘がございましたけれども、近隣の市町村等も調べたりしながらしてはまいります。ただご指摘の分については、生活保護にかかわる要保護の子供に対する補助の内容だと思いますので、この準要保護就学援助費については、これは市町村が単独でやってる分ですので、そのとおりにしなきゃならないということではないということでございますので、したがって、私ども今このような形で実施をいたしております。

なお、またこの就学援助費の支給につきましては、これまで非課税世帯を対象にしておりましたけれども、数年前から課税世帯であっても、実際に生活が本当に苦しいという状況は、学校長あるいは民生委員の方が証明して、実際にその苦しい方については、枠を広げて実施をいたしておりますので、そういう意味ではたくさんの子供に援助しているということになると思います。

#### ○2番（山口初美さん）

市のほうでも、この扶助費ですね、枠を広げて一律に基準で切り捨てるのではなくて、やはりその家庭の実情にあわせた対応をしていただいているということは、もう非常に評価をしております。

ただ、やはりクラブ活動費や生徒会費、PTA会費というのが、やはりこの負担というのが、やはり子供の教育を受けるために必要なお金ですので、日本ではやはり義務教育は無償というふうなうたわれておりますので、そのためにやはり国のほうもこの分をきちんと対象になるようにしたわけですので、ぜひ今後努力をして実施に向けてやはり努力を重ねていただきたいと思っております。

ぜひほかの自治体の研究を、実施をしている自治体の研究をしていただきたいと申し添

えておきます。市長、その点について、また再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、市長のほうに再度、やはりこの地域経済の発展ということには、やはり私が考えますのに、やはり公共事業などは本当に地元優先というのをきちんとやっていく、それから、本当に市民のふところぐあいをよくするための、そういう施策を内需の拡大ということですけども、市民のふところぐあいがよくならなければ、やっぱり地域経済もよくなりませんので、その辺のことをやはりしっかり据えて、消費税の値上げとか、もういろいろな税金の値上げとか、いろいろな点で市民へは負担増がどんどん後から後から押しつけられる現状でございますので、この点については、やはり市長として市民の暮らしを守るという立場を貫いて行って、やはり……。

**○議長（松尾公裕君）**

山口さん、質疑をしてください。

**○2番（山口初美さん）**

展望を示していただきたいと思います。そして、やはり今官から民へということで、いろいろな東京がやっていたものを、民間へということで、雇用が悪化している現実があります。本当にそういうことを改善しなければ、本当に地域経済もよくなないと考えますが、その点について市長はどのようにお考えでしょうか。

以上で、私の質疑を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

官から民と、この中でやはりこの経営状況ですね、考えて官から民へのほうへやっぴかなきゃならんと思っております。どちらにしても、民が雇用するのか、官が雇用するのか、これはどこも一緒であろうというふうに思っておりますので、今後においても官から民にいくときは、そういう経営収支、いろいろなことを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで一般会計の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号から議案第38号までの10件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。これで、特別会計10件の総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第29号、議案第33号、議案第34号、議案第36号及び議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第30号、議案第31号、議案第35号及び議案第38号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第32号は総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第32 陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書

**○議長（松尾公裕君）**

日程第32、陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書を議題とします。

陳情第1号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

**○議長（松尾公裕君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

3月15日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後4時36分散会



第 3 号 ( 3 月 1 5 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	議案第 39号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）
-------	--------------------------------

日程第 2	一般質問（13番、18番、14番、8番、19番）
-------	--------------------------

本会議（3月15日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君

介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第39号平成23年度  
日置市一般会計補正予算  
(第8号)

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第39号平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第39号は、平成23年度一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億8,266万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の第4次補正予算に伴う農業体質強化基盤整備促進事業費や農村災害対策整備事業費並びに強い水産業づくり交付金事業費の予算措置と年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の追加など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金の農林水産業費国庫補助金で農業体質強化基盤整備促進事業費国庫補助金の事業採択による増額により、4,136万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で歳入歳出予算の調整により504万円を増額計上いたしました。

市債の農林水産業債では、農業体質強化基盤整備促進事業債を3,210万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、農林水産業費の農地費で、農業体質強化基盤整備促進事業費の事業採択

により、農業用排水施設の改修に要する経費として7,520万円を増額、農村災害対策整備事業費で山田地区農業用排水路の改修のための県営事業負担金を50万円の増、漁港管理費で強い水産業づくり交付金事業の江口漁港の航路しゅんせつに伴う県営事業負担金を280万円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第39号は、総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会にそれぞれ分割付託します。

△日程第2 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、13番、中島昭君の質問を許可します。

〔13番中島 昭君登壇〕

○13番（中島 昭君）

おはようございます。平成24年の一般質問で1番目に選ばれて、大変光栄に考えております。

質問に入る前に、3月11日、東日本大震災から満1年が経過いたしました。改めまして、尊い命を亡くされた多くの方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災されました多くの皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

また、支援のために今も派遣されておられる方がいらっしゃいますが、この間、多くの市職員や市民の皆様方が派遣されました。市議会議員の一人としまして、深く敬意を表し

ますとともに、厚くお礼を申し上げます。

私は、本庁及び各支所の庁舎と大型公共施設の今後を問うという質問事項で、質問の要旨としましては、本市の厳しい財政事情は理解しておりますけれども、投資的経費で新規事業は示されておりますけれども、老朽化しております公共施設が市内には多くあります。改修等、財源も含めて、今後どのようにお考えか、質問をいたします。

さて、大災害の翌年という日本国最大の危機の中、平成24年度の日置市施政方針が出されました。国のあおりを受けて予算規模が大きく膨らんでおります。自主財源が約25%の日置市としましては、非常に厳しい状況にあります。合併して7年が経過しようとしている今、やらなければならない事業が山積しまして、予算編成に大変苦慮されたことと考えるところです。

継続事業の防災行政無線、下水道事業、東市来の都市計画事業を初め、新規事業の公営住宅建設事業、伊集院小学校の校舎改築事業、そして伊集院駅周辺整備事業など普通建設事業はもとより、扶助費が大きく膨らんでおります。

私も、日置市としてどれも大切で必要な事業と考えております。また、今後、伊作小学校や伊集院北小学校の改修計画もあります。これらは今後年次的に事業を進めていかなければなりません。それと同時に、本庁・支所の庁舎や市内の公共施設が老朽化しています。これらの改修も今後大きな財政圧迫の要因になってまいります。

合併特例法の期限が迫ってきている中、平成24年度の市長の施政方針でこれらの計画が示されると思っておりましたが、それがありませんでした。日置市総合計画でも新規事業は見えてきますが、老朽化した施設改修が見えてきません。非常に厳しい財政状況ですが、避けて通れません。私としましては、だ

からこそ今一つ一つ洗い出して、年次的な計画をつくるべきと考えます。

そこで、市長にお伺いいたしますが、老朽化した公共施設の全体的な改修計画があるのか、まずお尋ねいたします。

また同様に、教育長にも教育施設の改修計画があるのかをお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

本庁及び各支所の庁舎と大型公共施設の今後を問うというご質問でございます。

公共施設の改修計画につきましては、市総合計画実施計画に基づいて実施することとしております。

市総合計画の計画期間内である26年度までは、市長部局に係る施設の大型改修は予定していないところでございます。

しかし、本年度に実施しています本庁舎、日吉及び吹上支所庁舎の耐震診断の結果におきましては、何らかの改修等の必要性が想定されるところでございます。

支所庁舎につきましては、この診断の結果を踏まえ、また行政改革に沿った業務の見直しも含めて、平成24年度において検討していく考えでございます。また、将来的には、児童館、クリーンリサイクルセンター等の改修も想定されております。

このように大規模施設の改修となりますと、かなりの財源が必要になると予想されますので、まずは国・県補助金を活用できるように相当な準備を行っていかねばならないと考えております。

また、国・県補助金のほか、合併特例債など有利な地方債を活用することも必要であります。特例合併債は、平成27年度までとなっておりますが、今国会で5年間の延長を審議されている状況でありますので、しっかりと見守っていきたいと考えております。

一方、施設の屋根または外壁防水等の維持

補修につきましては、平成24年度当初予算編成から各部局ごとに当該施設の状況を把握の上、緊急性を考慮し、それぞれ優先順位をつけ、予算に計上していくことしております。その財源につきましては、施設整備基金を毎年1億円程度を充当していく考えでございます。

施設整備基金につきましては、財源を確保しながら積み立てを行い、施設の改修、維持補修等の財源に有効な活用を行っていかねばならないと考えております。

教育関係につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

教育施設についてお答えをいたします。

学校施設につきまして、改築を予定している伊作小学校、伊集院北小学校を除いて、すべて耐震補強工事を終えているところでございます。

今後、耐震性のある施設について、児童生徒等の安心・安全を守り、豊かな教育環境を整えていくために、機能維持を図り、長期にわたり使用できる改修を実施していくことが必要となります。その実現に向けて、整備すべき内装、外壁改修など、学校ごとに検討し、予算編成を求めています。

社会体育施設については、現在、長期的展望による施設の管理運営方針の策定を行うための方向性について、市のスポーツ振興審議会に諮問し、意見を求めているところでございます。

審議会からの答申を受け、耐用年数をめどに老朽化し改修に多額の経費が必要な施設については、廃止も含めて検討したいと考えております。

また、社会教育施設の各中央公民館、図書館、文化施設等についても、各種審議会等に諮問し、ご意見を伺いながら検討していき

いと考えております。

#### ○13番（中島 昭君）

本日は、まず教育長のほうからお尋ねをしていきたいと思いますが、学校在り方検討委員会ですか、ちょっと正式な名称かどうかわかりませんが、立ち上げられていると思いますが、ちょっと所管じゃないものですから、私どものほうに情報が入ってきておりません。

大体の内容と、現在どういう状況か、お示しをいただきたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

在り方検討委員会の内容につきましては、ホームページのほうでこれまでのすべての審議の内容は公表いたしているところでございます。

なお、今月はあと1回検討委員会を開きまして、すべての検討委員会を終わり、提言をいただくことにいたしております。

検討委員会には、少子化傾向にある中で将来にわたって教育水準の維持向上を図り、生きる力を培うことができる学校を目指す観点から、調査研究をお願いしているところでございます。

したがいまして、委員会では、学校規模のあり方、学校の適正配置及び小中学校間の連携、接続のあり方などについて検討をさせていただいております。

このようなことから、よりよい教育活動の観点から提言をもらうことにいたしております。

なおまた、提言をいただきましたら、せんだっても申し上げましたけれども、4地域各校区でその提言の報告を行い、保護者や地域の方々に学校のあり方について考えていただくと考えているところでございます。

#### ○13番（中島 昭君）

ただいまご答弁いただきました。ということで、適正規模という表現ですかね、教育水準の向上を図るためのということで、当然統



廃合の問題も入っているんじゃないかと推測されるんですが、その問題はいかがでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

この在り方検討委員会では、統合するとかしないとかというような表現や内容は検討はいたしていません。適正規模というのはどういう規模で、どういうものであるかということを検討しておりますので、統合するとかしないとか、この問題につきましては、この提言の内容を各地域で、先ほど言いましたように、ご説明を申し上げて、そして自分たちの学校では、地域では、子供たちの将来を見据えた上でどうあればいいかということは、それぞれ検討していただくということにいたしております。

**○13番（中島 昭君）**

私も統合を推進するというのではなくて、以前も申しましたように、早く検討委員会を立ち上げてくださいというようなお話をさせてもらったと思いますが。

ただ、校舎建築が始まっております。現在、伊集院小学校の建設が進んでいるんですけれども、例えば、将来的に、近くの、将来的にといいますか、10年後ぐらいに飯牟礼小学校と統合すると、あるいはその前の段階で地域の方々が、今は60名ぐらいですかね、統合したいと、そういう要望が出てきたときに、対応できる教室数があるのかどうか、我々も設計を審議させてもらって、議決をさせてもらったんですけれども、そういうことまでちゃんと考慮されて設計されていたのかどうか、お尋ねいたします。

**○教育長（田代宗夫君）**

新しい学校をつくるときには、これは建設する改築の際には、補助金を申請する年度の5月1日現在の児童生徒数の人数で学校の規模と補助対象面積規模というのが決まっておりますので、それで申請をするというふう

になります。

したがって、まだどこどこと統合するとかしないとか、全くわからないのに、それを見越して学級数をふやすとか、そういうことは今のところは考えておりません。

**○13番（中島 昭君）**

おっしゃることはよくわかりますけれども、26年度から伊作小学校と伊集院北小学校、こちらの基本設計が始まっていくと思うんですけれども、特に伊作小学校、これから大きな問題になると思うんですよね、もし統合するとなると。その時点でとおっしゃいますけれども、これがやはりもう建設されてから、私は伊集院小学校に飯牟礼小学校が入ってくるぐらいは何とか対応できるんじゃないかと思うんですけれども、現在1年生35人学級、これが6年生まで、あるいは将来的に、これはちょっと難しい考えですけど、30人から35人学級になる可能性が否定はできないと思うんですよね。そういうときにまた増設するとなると、余計なお金が当然かかってまいります。

ですから、私はその辺のことを踏まえて、伊作小学校、伊集院北小学校の、26年度と言っても、もう24、25はすぐやってまいりますけれども、教育長としての基本的な教室数を含めて、お考えをお示ししたいと思います。

**○教育長（田代宗夫君）**

先ほども申し上げましたんですけれども、現在、伊集院小学校を建てている場合でありましても、ある程度の学級数の増というのは、多目的教室とか、そういうものである程度対応できるような形には対象面積の中で工夫はいたしておりますけれども、大がかりな学級数がふえるとか、それに対応することは、ちょっと逆に無駄ではないのかなと思います。もし仮にそれがなされない、補助対象の面積でないものを、もしかすると統合するかもし

れないよと、その分だけ学級数を前もってプラスしてつくっていくというのは、むしろ無駄になるんじゃないかなと私は思います。

したがって、これはやはりこの申請、何年度につくるかということは、まだはっきりはいたしておりませんが、その申請年度のやっぱりその学校、その時点である程度方向性が出れば、また話は別でございますけれども、やはり申請年度のそのときの児童生徒数の形で申請をするのが妥当ではないのかなと、私は思います。

#### ○13番（中島 昭君）

ですから、在り方検討委員会なり、もうちょっと早く手を打つべきでなかったか、私は思うんですよ。23年度に立ち上げていただきましたけれども、学校建設等、私はこれは完全な関連があると思うんです。

ですから、在り方検討委員会の立ち上げが、もう今さら言ったってしょうがないんですけども、教育長は、別に遅かったとは思われないのかどうか、答弁願います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まだ伊作小学校を何年度につくるというのが確定したわけではございませんけれども、今、結果論から考えますと、その時期にもしそういう検討が間に合わなかったとするならば、もっと早くすればよかったのかなという反省には、結果論としてはなと思います。

#### ○13番（中島 昭君）

もう一つお伺いしたいんですが、今、23年度から公営住宅の建設が始まっております。定住促進で少子化対策、非常に喜ばしいことですが、小規模校の児童生徒を何とか確保、ふやそうという意図で建設されていると思うんですが、私の吹上地域のほうにも2カ所20戸が計画されて、今建設をされているんですけども、非常にうれしいことです。この学校の統廃合問題を含めて、学校の教育環境の問題とこの公営住宅の建設、

これは全く関係がないと教育長は思いでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

私、全く関係がないとおっしゃれば、それとは違うと思うんですが。

ただ、大事なことは、公営住宅を建設するということは、その地域に子供の数がふえるということですから、地域が活性化することですので、私はそういう意味では住宅を建てる、大変大事なことである。

ただ、住宅を建てたから統合するとかしないとか、直接的には私は一緒にはしたくないと思います。

#### ○13番（中島 昭君）

そのとおりでして、それはそういうことなんですけれども。

ただ、例えば10年後を考えた場合に、ちょっと私としましてはクエスチョンマークがつくと。今回入居が予定されている方々が小規模校にそのままその子たちがその小学校の学年になったときに、そのまま入っていただけるかどうかというのは、非常に心配をする。余計な心配かも。例えば、ここの地域の小規模校のところの住宅ができました。とりあえずここに入らせてもらうけれども、子供が3年、4年になったころには、スポーツ少年団も入らせたいし、もっと、さっきおっしゃったような環境の違うところで勉学をさせたいということで、もうちょっと便利のいいところといいますか、それなりの学校規模のところに移動していくということもやはり心配されるわけです。これは余計な心配ですから、教育長にお尋ねするわけじゃありませんけれども。

財政が非常に厳しい今ですから、やはりそういう計画は前もってちゃんと計画を立てていただいて、準備をすべきだと思うんです。もちろん体育施設とか、先ほどおっしゃったいろんな施設等もありますけれども、まずは

やはり学校の施設というのは、非常に子供たちにとって、あるいはこの日置市の将来にとって非常に大切な問題ですので、もっと具体的に市民がわかりやすいような計画というのを出していただかなきゃいけないと思うんですが、そういうお気持ちがないのかどうか、あるのかどうか、お示しをいただきたいと思えます。

**○教育長（田代宗夫君）**

市民にわかる形で出していただきたいということは、どことどこ統合せよとか、そういう方針を教育委員会のほうから出せということになるのでしょうか。そんなふうに取り取るんです。

私は、今回にこうして在り方検討委員会になりましたけれども、先般ご質問がありましたときにお答えしましたのは、各学校の耐震診断の調査をすべて実施をいたしまして、その結果を踏まえてということでこのような時期になってきたと思えます。

だから、市民にわかりやすい形で示せと言われても、私ども先ほど申し上げましたように、学校の在り方検討委員会は、適正な規模というのはこういうものですよということを明らかにする委員会でございますので、あと学校をどうするかとか、そのことは地域の方々にうんと考えていただきたい。それで、その中から自分たちの地域に住んでいる子供たちをどんなふうな形で、どういう学校でどんなふうに学ばせたいかと、それはうんとそこで議論をしていただきたいと、そういう方針で進んできておりますので、今のような形になったと考えております。

**○13番（中島 昭君）**

わかりました。前回は申し上げましたように、近隣の市、特に南さつま市とか、鹿屋市も今始まっていると思うんですが、薩摩川内市、どちらかと言いますと、教育委員会主動でそういう問題が動いているんですが、ただ

いまの答弁をお聞きしますと、もうこれは仕方がないんですが、教育長としましては、教育委員会サイドというか、市のほうではその問題には取り組まないと、そういうふうには理解してよろしいでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

せんだつても申し上げましたけれども、そういうわけではなくて、この在り方検討委員会の提言を各地域でもっていろいろ議論をしていただいて、その中から地域の方々のご意見をお聞きしながら、こうしたほうがいいよというご意見等をいただく中で、教育委員会の方針たるものを来年度1年後にはできたら出したい、出せるものから出したいと、そのようにしながら、最終的にはその形で進むように進めていくと、これが私どもの考え方でございます。

**○13番（中島 昭君）**

わかりました。それでは、来年度ということでしたが、25年度ということ、それとも23年、24年度ということによろしいんですか。ちょっと確認です。

**○教育長（田代宗夫君）**

一応今のところでは、1年間かけて地域に説明に行きまして、地域のご意見等をお伺いしながら、それなりの方針、どういう方針になるかはこれはわかりませんが、ある程度ものを出していきたいとは思っております。

**○13番（中島 昭君）**

もう少しこの質問をしたいことがあったんですが、あと市長のほうと関連がありますので、教育長のほうには、24年度にある程度の形というのか、計画というのが知らされておる、そういうご答弁だったと思えますので、市長のほうに質問を変えさせていただきます。

現在、鹿児島県下の中で、合併した市町村ですね、ないと思うんですけれども、庁舎の大がかりな改修計画というのがなかなか耳に届いてなく、ほかの市ですね、市長はどのよ

うに把握されておられますかというふうな質問をきのう予定していたんですが、けさの新聞に、南日本に、鹿児島市の計画がここに出ておりましたけども、市長の知っている範囲内で結構なんですけど、ほかの市町の動きをちょっとお示しいただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

この庁舎問題につきましては、それぞれ合併のときにいろいろと話をされたということをお聞きしております、私の知っている中におきましては、今、出水市のほうがそれぞれやっておりますし、またさつま町、ここがまた改修をされるということでございまして、ほかの市におきましても、やはりいろいろと耐震を含めた中で検討がされていくというふうに思っております。

**○13番（中島 昭君）**

けさの南日本新聞、ごらんになったと思うんですが、市役所本庁舎基本設計ということで約70億円ぐらいとか、こう出ておまして、私もけさびっくりしたんですが。本庁舎や各支所の庁舎の修繕、先ほど少し触れていただきましたけれども、日吉、吹上を含めて修繕といいますか、改修の予定があるということだったんですけども、大がかりなといいますか、修繕なり改修ということは今は計画はないと。

この総合計画の基本計画の中で、実施計画のこの中にも出てきていないようなんですけど、26年度まで、それまでは出てこないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特にこの本庁・支所を含めて、57年以前のこの本庁と日吉、吹上を耐震の診断を今お願いしております。本年度中にその結果が出てまいりますので、また24年度中にこの耐震に基づきまして全面改築していくのか、また部分補強をしていくのか、そういうのを24年度中に検討をさせていただきたいと。

今の現実の中におきましては、実施計画の中に入っておりませんが、その耐震結果に基づきましていろいろと検討はしていくということでございます。

**○13番（中島 昭君）**

耐震、僕たちは疑問に思ったりするんですが、国の政策、補助金、いろんな問題でしなければならないとは思いますが、でも、私の知っている吹上支所はもう45年、50年近くたってから、多分なるんじゃないかと思うんですけども、今さら耐震をしたって何の意味があるんだろうなと思ったりします。あれに耐震で補強をして、また20年も30年も使うつもりなのかと、そういうような思いもありますけれども。

もともと市だったところの本庁舎といいますか、串木野市でありましたり、薩摩川内市、加世田市は市だったんですけども、南さつま市ということでちょっと手狭かなと思うんです。串木野とか川内のほうに行きますと、日置市ほどではないスペースが何とかやっけていくんじゃないかと思うんですけど。

その中で7年前に合併した時点で、伊集院の庁舎が広がったから、まあまあ何とか本庁舎としての機能を維持できていたわけなんですけれども、それでもやはり手狭ということで、教育委員会とか介護保険課あるいはいろんなところで市民の皆さんや市の職員の皆さん方にご不便をおかけしていたと思うんですけども、この4月から産業建設課が鹿児島地域振興局の日置庁舎のほうに移転する。そして、介護保険課が本庁のほうに入ってくると、そういうことに予定されているんですけども、この移転の決定についての経緯といいますか、せっかく市民の皆さんも聞かれていますので、内容、そのようなものの市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ます。

**○市長（宮路高光君）**

合併をした当時におきまして、この庁舎を本庁舎という形でさせていただきましたけど、どうしても手狭であったのも事実でございます。特に1階フロアにつきましては、大変通路も通れないぐらいの中でございます。

そういうことを今までやってきましたけど、特に合庁のほうで再編によりまして、今回鹿児島の方に伊集院の合庁のほうに行きまして、あの空きスペースを見たとき、やはりこの活用をしたほうがいいんじゃないかなというふうに、私、自分自身が考えさせていただきました。

そういう中におきまして、本年度、今回の皆様方にもこのことも説明申し上げ、特に市民サービス、特に健康、介護、こういう全般的なものにつきましては、やはり一体化していく必要があるかという中におきまして、今回この介護保険におきましても、妙円寺のほうにありましたのをこの本庁舎のほうに移転し、少しゆとりある部分につきましては、産業建設部のほうを合庁のほうにお願いするということであります。

特に産業建設、農林水産業という方々には、特殊のといえますか、一般的な市民じゃなく、いろんな用事といえますか、目的がある方がそこに行きますので、ここの市民におきます福祉行政というのは関連がございますので、産業建設、農林水産は関連ないということはないんですけど、ほかの部署よりもそれぞれ特殊性の方が行かれるということで、今回4月から合庁のほうに産業建設部のほうを移転するというようになった経緯でございます。

#### ○13番（中島 昭君）

実は私、産業建設の所管のほうで調査ということで振興局のほうを見せていただきました。いたし方ないと言えはいたし方ないんですけど、そこの部屋にしましても、大変恐らく手狭になるんじゃないかと思えます。机を並べて、職員の皆さん方が入っていければ、

全体的に建屋そのものも古いですし、私も20年近く毎年数回ですけど、通っておりますけども、暗いイメージと入り口が狭い、そういう心配があります。

また、業者の皆さん方が多いということで市長がおっしゃられましたけども、それでもエレベーターもないということで、将来やはりバリアフリー化というのも必要であるように感じるんです。また、駐車場も狭いですし、職員の皆さんにもですけれども、利用される市民の皆さんにもご不自由をおかけするんじゃないかと思うんですが、市長ご自身で今回のことは決定されたと伺いましたけれども、いつごろまでこういう形で続けられるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

いつまでというご質問は大変難しい部分がございますけど、当分この形の中で行かざるを得ないのかなと。さきもご指摘ございました、いろんな市民サービスをする、庁舎等も市民サービスでございますけど、やはりまだまだ私も日置市におきましては、生活関連におきます整備事業に投資をしていかなきゃならない。今ご指摘のとおり、早く本庁舎をつくって、広々したところでスペースがあればよろしゅうございますけど、それよりもまだまだすべきことがいっぱいございますので、私ども職員を含めて、ある程度我慢しながらでも、そういうことをしのでサービスができる体制をやっていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○13番（中島 昭君）

現状においては、選択肢としては一番いいやり方というんですか、とは思いますが、それでもやはり市民の皆さんや、特に市のあそこで働かれる職員の皆さん方にはご不自由をおかけすると思えます。

その中で今回、本庁から向こうへ移転する費用、それと介護保険課がこちらに入ってく

る費用、この辺は全体的に幾らぐらい予定されているのか、お示しいただきたい。

**○総務課長（富迫克彦君）**

今回の移転費用に関しましては、ネットワークの関係でありますとか、電源の関係、それから看板等々を含めて、900万円強で今回進めているところでございます。

**○13番（中島 昭君）**

900万円強ですね。もし県の都合で、例えば老朽化した施設ですので、あそこの建屋は建てかえなきゃならないとか、いろんな問題があるかもしれないですが、またもとに戻ってくれよと、県から例えばですよ、そのときは、これは県の事情ですので、県からその900万円は、介護保険は別としましても、県と請求権利、できるんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今回は私どものほうが県のほうにお願いし、基本的には維持管理だけということで、その賃借料というのは無料にさせていただいております。その中で設備的なのは自分たちの中でしましたので、これを県のほうに、撤退するときにおいてそういうことは請求はちょっと難しいというふうには思っております。

いろいろ議員の皆さん方のほうも、これ900万円が高いんじゃないかって、これだけしてそれだけの効果があるのか、そういう疑問視される声もお聞きしております。

ですけど、今さっき申し上げましたとおり、これが5年なのか10年なのか、その先までどうなのかと、やはり県もここを一つの起点としてやっておりますので、そういう分については、もし解体するとか、いろんなものに早目にお知らせをしていただけますので、またそれはそのときに考えていかなきゃならないことじゃないかなと思っております。

**○13番（中島 昭君）**

それと、さっきちょっと質問した中で、いわゆるバリアフリー化、エレベーターも含め

てですけども、この件に関してはどのようにお考えなのか、もうしないのか、この現状のままで行かれるおつもりなのか、あるいは例えばエレベーターを設置したいとか、もう少しバリアフリー化とか、そのようなお考えがあるのかどうか。県の施設ですから勝手にはできないと思うんですけども。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり県の施設でございますので、私どものほうがこのバリアフリーとか、そういうことは考えておりません。耐震を含めまして、耐震強度も含めた中で、それでもいいのかということも私どものほうにご質問ございましたので、私どもはもうそれでもいいから、今の現状の中で貸してほしいと、そういうことを県のほうには申し入れております。

**○13番（中島 昭君）**

時間も迫ってきておりますが、肝心なところをお尋ねしたいと思います。

やはり先ほど合併特例法の期間延長ということで市長は、私の記憶では、去年の9月議会でしたか、同僚議員の一般質問のときにちょこっとお話があって、今回の資料の中といいますか、の中でも、そのようなことが記載されておりますけれども、これがなかなか表立って聞こえてきておりません。どういうルートでどういう状況で市長がこういう、書面でもちゃんと出されるということは、しっかりした当然裏づけがあると思うんですが、その辺のことをお示しいただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、全国の市長会等におきまして、私どものほうがこの合併特例債の延長ということで、今までも総務省のほうに申し出ておりました。その結果を受けまして、今国会の中におきましてこの5年間の延長ということをやっていくと。これには少し震災絡みもございまして、当初震災地域だけを

5年ということをございましたけど、全般的にいろいろそういう震災におきます影響というのは全国的にあるということもございまして、今、総務省のほうは震災をしたところにおいては5年、また震災したときにはまた、今5年ということは震災地域はございますけど、それを5年延長すると、震災地域については恐らく10年延長されていくというふうに思っておりますので、そういう市長会を通じた中で、私どものほうに市長会からそのような報告をいただいております。

### ○13番（中島 昭君）

今国会にということなんですけれども、この国会は非常に不安定要素をはらんで、皆さんご存じだと思うんですが、どこでどう引っくり返って民主党政権が別な政党がということもわからないんです。そういう中で、全国の市長会でそういう申し入れをして今国会に提案されている。100%確実のつもりだと私は市長を思うんです。市長のお考え、100%これは確実に延長が可能だ、できるんだとお思いかどうか。

### ○市長（宮路高光君）

今出しております100%という言葉は使えないというふうに思っております。これは審議の中でいろいろと論議をすることをございますので、私どもは政権が変わろうが何が変わろうが、またこのことについては市長会として、やはりもし国会に通らない場合については、また次の手段をしながら要望活動はしていかなきゃならないというふうに思っております。

### ○13番（中島 昭君）

お気持ちはよくわかりますけれども、何のことで、現時点でやっぱり特に行政とかいところは判断をしていかないと、私はいけないんじゃないかと思えます。恐らくもう市長はそこまでおっしゃるんですから、限りなく100%に近い確率で成立すると思うんで

すけれども。でも、今の現状でやはり物事を進めていて、それに今おっしゃったような期限が延長されたということになれば、そのときに初めてそれに対応していかなきゃならない、私はそれがもう本筋だと思うんです。

きょう質問をさせていただいているのは、やはりこの伊集院の本庁舎の問題です。それ今後どのようにお考えなのか、26年度まで出てきていないということは、それまでにはないかもしれないんですが、その合併特例法は27年度までだったですかね、もう期限が迫っているわけなんです。やはり5年延長されるから、予定だからということで悠長に構えていて本当にいいのかどうか。やはりそれまでに準備すべきことはちゃんとしていかなければならないんじゃないかと思うんです。

8年、9年、10年近い前から合併の論議がずっとされてきまして、合併の一番のメリットというのは何かということでありましたけれども、やはり合併特例債の活用ということが一番大きなウエートを占めていたようなんですけれども、ここの庁舎をやはり先ほどお話ししましたように、教育委員会も含めて、やはりこういう手狭なところで仕事をしていただいている。また逆に言いますと、公民館としての機能が損なわれていないかどうか、教育委員会が入っているがためにですね。

そういうことを含めますと、市長の本当に、この問題についてはまだ取りかかりませんよというお気持ちなのか、あるいはもう市長の構想の中に恐らくあると思うんですけれども、どのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思えます。

### ○市長（宮路高光君）

今さっきこの5年延長につきましては、まだ私どもはその中で計画はいじっておりません。基本的には、それが確定したときに、さっき申し上げましたとおり、10年間の合併

債を使えるということで当初皆様方にお示しをしておりますので、その国会等が通った時点で、また次の再編といいますか、公共施設を含めたつくり方というのはお示しをしていかなきゃならないというふうに思っております。

さきも申し上げましたとおり、耐震等を行いましたので、さきも申し上げましたとおり、この庁舎を含めた中においては、24年度中にその特例債も含めた中がわかった時点で考えていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○13番（中島 昭君）

ということは、24年度中に、1年以内です、ね、これから、支所も含めて、ある程度のそういうものの実施計画なり基本構想なり、こういうものが示されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。それが現時点での心配するのは、その合併特例法ですよ、期限に27年度までと私はずっと頭ですので、当然市長もそうだと思うんですが、間に合うのかどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に今、間に合うのかというご質問でございますけど、この庁舎の問題につきましては、なるべくお金をかけないという基本的な考え方を持っております。さっきも申し上げましたとおり、ほかのものにある程度、住民が欲するものにやっていかなきゃならないと。さっきも言いました耐震という部分にすれば、この部分については早急にしなきゃならないということでございますので、この結果を踏まえて、24年度の中でもう一回、さきの特例債も含めた中で検討をしていかなきゃならないことだと思っております。

#### ○13番（中島 昭君）

24年度で間に合うと、とりあえずは、そういうふうに理解をしたいんですが、これは支所のほうも、例えば吹上支所とか日吉支所、

東市来のほうは結構新しいんですが、その辺も含めて、やはり24年度にならないとわからない。耐震が出てきた、それと24年度は大体どのあたり、24中あるいは24年度、来年の3月まで待たないといけないか、どのくらいを計画予定されているのかなど。

#### ○市長（宮路高光君）

今それに基づいて、基本計画とか、そういうことは別にして、財源を含めて耐震の中でこれを改築するのか、補強するのか、そういう検討をしなきゃならない。その後いろいろと基本的な計画というのを持ってこなきゃならない。

今ご指摘のとおり、いつまで何という期限も大事かもしれませんが、やはりそういうことの検討をすることが先であるというふうに私は思っております。

#### ○13番（中島 昭君）

合併したメリットということで、あるいは市民に対して、市民の皆さんがやっぱり期待もしたり、あるいはどういうふうになっていくんだらうという予測もされていると思うんです。そういう意味では、もう7年経過するわけなんですけれども、もうそろそろ説明責任というのがあると思う。先ほどの市長の答弁では、ここの本庁舎は当分。

#### ○議長（松尾公裕君）

中島さん、途中ですけれども、あと残り2分です。まとめてください。

#### ○13番（中島 昭君）

当分補修程度で、例えば増築等は考えられないと、それよりもっと地域のほうに力を注ぎたいというふうにおっしゃられたと思うんですが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、この庁舎の問題については、私はそんなに多くのお金をかけたくないと。それよりも、まだ私どもの、



さきも議員がおっしゃいましたとおり、大変財政的に厳しい状況でございますので、まだほかのところに回せるものを先にしていくのが当たり前であって、私どもやはり職員を含め、議員の方々も自分たちの庁舎等にはある程度我慢しながらやっていくことの姿勢が、市民に一番よく受けられるのかなというふうに思っております。

**○13番（中島 昭君）**

市長のお考えはよくわかったような気がします。何よりもやはりまず市民を大切に第一義的に考えていきたいということで、恐らくそういうお考えだろうと思うんですけども、やはり大切なことというのは、期限もありますけれども、しっかり論議をするためには、基本構想、基本計画、やっぱりある程度つくっておかないと、何にもないところでというのは非常に困るわけなんです。来年度ということでした、24年度ということでしたけれども、その辺を踏まえて、ある程度市民の皆様方が理解していただけるような、つまり合併特例法の期限が切れても、こういう形で恐らく26年、27年度までは庁舎はここは大がかりな増築というのは恐らく考えていらっしゃると思うんですけども、市民の皆さん方がわかるようなやはり構図といいますか、そういう計画をしっかりと示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げましたとおり、この耐震等がわかりましたら、こういう検討委員会、この庁舎に関します、そういうことは市民の皆様方も入っていただきながらつくっていかなくちゃならないというふうに考えております。

（「議長、あと1回」と呼ぶ者あり）

**○議長（松尾公裕君）**

もう終わりましたので、もう最後しっかりとまとめてください。

**○13番（中島 昭君）**

ご答弁いただきました。ということは、最後に質問いたしますが、現状のまま本庁舎伊集院、そして各支所は、総合支所方式を少なくとも数年間以上はまだ続けられる、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか、これで終わります。

**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げましたとおり、現状の中、このままの中で進まざるを得ない。その耐震を含めて、どうしてももういろいろと雨漏りとか、いろんなものが起こっている庁舎もございまして、そういうものについては早急にしていかなければならないというふうに思っております。（発言する者あり）

**○議長（松尾公裕君）**

ここで、しばらく休憩をします。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、18番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18番長野瑛や子さん登壇〕

**○18番（長野瑛や子さん）**

市長は、「市民の皆さんと一緒に安心して暮らせ、光り輝く日置市を創造します」に基づくマニフェストを掲げられて既に3年がたとうとしています。このことを踏まえ、さきに通告しました3項目について質問いたします。

まず、安心・安全のまちづくりについて。

先日、鹿児島県警の交番・駐在所再編実施計画の発表により、廃止、統廃合される地域住民は、駐在所がなくなることで不安を募らせる状況があります。

そこで市長にお尋ねします。

1点目、地元意見等に対するこれまでの県

当局への対応策の経緯をお尋ねします。

2点目、地域より施設の無償活用などの要望があるが、今後の見通しはどうお聞きなのか。

3点目、交番相談員制度の実態把握と成果はどうとらえておられるのか。

次に、総合計画の後期基本計画の取り組みについて。

総合計画には、三州統一をした島津氏忠孝の地、薩摩琵琶発祥の地であり、重点事業として中島常楽院周辺整備による史と景と文化のまちづくりプロジェクトとして示されています。マニフェストにある日置市の一体感醸成の達成には、日置市創生プロジェクトの促進が重要と考えます。

そこで市長、教育長にお尋ねします。

1点目、中島常楽院の環境整備と耕作放棄地の解消に向けた中山間整備事業等の活用の見通しはどうか。

2点目、歌手の小椋佳さんも、薩摩琵琶の再興をと思い、中島常楽院を訪れ、また合併前からの話題である薩摩琵琶の里整備構想をもとにし、総合計画に策定のエコミュージアム構想に日置市のアイデンティティーとしてつなぐべきと考えるが、どうか。

3点目、日置市へ一般寄贈された日新公作としては大変まれな阿弥陀石仏像の文化財保護と活用を今後どうお考えなのか。

3問目は、消費者教育と啓発事業について。

消費者基本法には、さまざまなサービスや商品が流通する現代社会で、消費を通じたトラブルを避けるための知識や判断力を身につけさせる消費者教育を受ける権利が盛り込まれています。

また、教育と社会生活は深い関係にあり、消費者教育が機能するためには、幼少期からの家庭、学校、地域での自立のできる非行防止や市民への犯罪被害防止教育の充実と強化が必要な時代にあると言われます。

そこで市長、教育長にお尋ねします。

1点目、2006年、全国で19番目に県教育委員会設置の若年消費者連絡協議会との連携はどうか。

2点目、予防対策として、教員研修・養成の充実はどうか。

3点目、トラブル回避へ知識、判断力を養う消費者市民教育の取り組みの見解はどうか。

以上で、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の安心・安全のまちづくりについて、その1でございます。

鹿児島県警の現体制は、昭和40年代の治安情勢をベースに構築されたものであり、交番や駐在所の位置や数も現在の人口規模や治安情勢と整合しておらず、地域警察の持つ能力が有効に発揮できない状況にあることから、体制強化を図るために再編を行うことになったと伺っております。

本市においても、5つの駐在所が廃止される計画ですが、県警では、夜間パトロール等の強化を初め、現体制によりさまざまな面で地域警察の体制強化に努めていくと説明を受けたところでございます。

2番目でございます。2つの廃止予定の地区から教職員住宅への利用や警察官公舎として残してほしいという要望を受け、日置警察署へ市のほうからも要望をしております。現段階では、地域の要望をできるだけ踏まえて決定するという説明を受けております。

しかしながら、警察官の公舎の利用については、勤務体制の面や勤務地を考慮しなければ難しい面もあると伺っているところでございます。

3番目でございます。市内の伊集院駅前交番、湯之元交番及び吹上交番にそれぞれ1人ずつ計3名の相談員が勤務しています。事件、事故等で警察官が不在の場合も相談員がいる

ことにより、取得物の届けや安全相談の受理など、ベテラン警察OBが対応することで成果を上げていると思っております。

2番目で、総合計画の後期基本計画の取り組みについて、その1でございます。

中島常楽院周辺の農地の整備につきましては、中山間地域総合整備事業、日置南部地区の事業箇所の一つとして事業採択に向け、整備計画の作成や関係機関との協議を進めてきました。平成24年度には事業採択されるのではないかと考えております。

ご質問のありました中島常楽院の周辺農地は水田であります。排水が非常に悪く湿田のため、現在は耕作されず荒廃している状況にあります。

そこで、この農地を中山間地域総合整備事業で圃場整備し、畑に転換することで耕作条件が整い、耕作放棄地が解消されるかと考えております。また、中島常楽院自体の整備につきましては、この事業での整備は難しいと考えております。

しかし、区域内の地権者の同意が得られれば、特別減歩により土地を創出し、中島常楽院周辺に集約することで、広場として利用することは可能ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、今後、地元や県と十分協議して事業を進めていきたいと考えております。

2番目でございます。薩摩琵琶の里整備構想は、吹上町田尻出身の方が、平成14年1月に作成し、旧吹上町に提案して提出されたものでございます。

また、これは中島常楽院周辺の整備・保全とあわせて、常楽院及び薩摩琵琶の発祥としての情報発信も含まれているところでございます。

中島常楽院は、1192年に宝山検校が建立し、検校は、日夜三州各地の徒弟とともに、琵琶を吟弾して、人々を三宝に帰依され、島

津の威徳を服されるのに努めたとされております。

今後は、中山間地域総合整備事業の事業箇所の一つとして、中島常楽院の周辺の農地を主体に整備していくこととなりますが、受益者の同意があれば、中島常楽院周辺に土地を集約できることとなります。そうなった場合は、文化財の保護・活用について検討していきたいと思っております。

3番目につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目の消費者教育・啓発事業でございます。1、2につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目でございますけど、市民への消費者教育については、年々悪質巧妙化する消費者トラブルの被害にならないために、消費者教育の充実が重要であることから、教育委員会の日置市出前講座のメニューの一つとして、「消費者トラブルに遭わないために」という講座を設け、商工観光課に配置している消費生活相談員が、契約の基礎的な知識や悪質商法の手口等、その対処法などを講義しております。

また、若者向けといたしましては、商工観光課が市内の各高等学校に出前講座の開設を要請し、平成22年度は城西高校で、23年度は吹上高校で出前講座を実施しました。

このほか、毎年、自治会、地区公民館、高齢者クラブなど各種団体において出前講座を行っており、今後においても、消費者教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

阿弥陀石仏像についてお答えを申し上げます。

阿弥陀石仏像は、現在は福岡にお住まいで吹上地域の小牧の出身の方が、代々実家で祭

っておられたものを、昨年の10月に市に寄贈されたものでございます。

この阿弥陀石仏像は、一部損壊はしておりますけれども、原形を保っております。注目されるのは、背後に掘られた文字の中に「忠幸」、そして「忠良」の名前が刻んでおります。忠良と言えば、島津中興の祖として知られている日新公の本名であり、忠良が忠幸という人物のためにつくらせた仏像と読み取ることができます。旧吹上郷土史にも記載がございます。

この仏像には、もう一つ注目すべき点があります。文政7年、1824に書かれた手書きの本であります「名勝志御再撰方萬しらべ帳 伊作」の中に記載をされている仏像に、この仏像が類似しているということでございます。文字に多少の違いはありますが、おおむね一致しております。鹿児島は廃仏毀釈で多くの仏像が壊され、江戸時代以前の仏像は非常に少ない状況であります。

そうした中で188年前に書かれた本と、それに記載された仏像の両方が残っていることは、大変な偶然で、貴重な事例だと言えます。

今後、文化財保護審議会などで活用も含めて検討していきたいと考えております。

次に、消費者教育についてですが、県の若年消費者連絡協議会との連携はということですが、若年消費者連絡協議会では、若年者に対する消費者トラブルの未然防止を図るために、年1回の会議を開催しております。

消費者トラブルに関する連携の窓口は、鹿児島県消費生活センターと日置市消費生活相談窓口が行うこととなります。

学校との連携については、3月初旬に県消費生活センターから小学校5年生と中学校2年生に消費生活副読本と出前講座の案内が直接配布をされております。

各学校には、資料等の有効活用について指

導を行っているところでございます。

2番目の教員研修・養成の充実はということですが、学校におきましては、小学校の家庭科で物やお金の使い方について学習し、商品についての情報を集めたり、計画的に購入したりする学習を行います。

中学校の家庭科では、消費者生活のトラブルを防ぐために、中学生の消費者トラブルや防止について学習いたします。また、インターネットや携帯電話での消費者トラブルと防止についても学習いたします。あわせて、中学校技術の時間においても、情報セキュリティの学習を通して、情報の信頼性や個人情報の管理について学習をいたします。

教員研修・養成の充実につきましては、管理職研修会で指導するとともに、各学校では、情報セキュリティ・情報モラルについての職員研修を実施をいたしております。

3番については、市長のほうから答弁がございましたので、割愛をさせていただきます。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきました。大体了解しましたが、再度お尋ねいたします。

まず、1問目についてであります。先ほど市長がおっしゃったとおり、伊集院北駐在所、荻駐在所、長里、藤元、浜田が廃止の対象であります。この昭和40年代のころからのと思いますけれども、建物は新しいのもあり、古いのもあるんですけども、これ全部市の借地上のものなのか、また契約上の問題はないのか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、土地のほうは市のものでもございまして、建物等については県のもの、そのように理解しております。（「契約上、契約、借地、契約」と呼ぶ者あり）

契約につきましては、土地につきましては賃借料をいただいております。

○18番（長野瑛や子さん）

全部借地ということですね。先ほどいろいろな活用法等を聞くんですけども、先般、宿舎に残すということ、長里と浜田2カ所だと思んですけども、あとは地域の要望ということで、市もいろいろと要望されているようなお話でしたが。やはり場所により施設の形態が違いますので、集会所が欲しいとか、また先ほど教職員の住宅に、あるいは防災活動の拠点に、また事務所が別のところだったら街の駅にでもと、そういう利活用については、もう過疎にならないように非常に真剣に考えておられます。

先ほどの、これが決定かどうかわかりませんが、警察官の宿舎にそのまま使うというところが2カ所だと思んですけども、こういうところには、やはり今までどおり、少子化対策も一生懸命住宅政策をやっておられますけども、子供連れの家族をという要望がありますが、こういうことは、要望実現への取り組みは、市長はそういう要望はされているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、駐在所の廃止、交番化ということはもうやむを得ないことだと思っております。その残った駐在所をどう活用していくのか。今、県警のほうにおきましても、県警の官舎にしたいとか、そういうこともお聞きしておりますので、最終的にどこどこというのはまだ具体的にお聞きしておりません。基本的に、私どももさきも地域からの要望がございましたとおり、できれば官舎にしてほしいと、こういう要望は警察のほうに要望はしております。

○18番（長野瑛や子さん）

宿舎になれば、そういう家族連れでぜひ子供さん連れの方々が見えたらいいなど、地元の人たちも全然空になるよりも、警察官の家族の方々がいらっしゃるちゅうだけで安心で

きるなというお話もあります。

また、萩ですかね、ここの駐在所は少し古いんですが、市長も聞いておられると思うんですけど、消防の詰所、そこあたりの道路が狭いから、できたらもう先々はそっこのほうに拠点を移して、そういう防災の面からも活用ができればいいなということも聞いたりしましたけども、市長、この件は聞いておられますか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、教職員とか、また地域のコミュニティ場とか、今言いましたように消防とか、いろんなことをお聞きしております。このことも踏まえて、今、警察のほうにご要望を申し上げておりますので、また近々、警察のほうからこの5つの駐在所のあり方ということでご報告をいただけるというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり駐在所の廃止ということでやむを得ないんですけども、安心・安全、今までの確保というんですかね、重要課題でありますので、これまでの要望が実現可能になりますように、市長の足を運んでいただきたいと期待いたしております。

この駐在所の廃止により、今、交番相談員というのが注目されつつありますけども、先日、県の一般質問で、県議会でされたんですけども、今のところ20日間で休日勤務とか、そういうのはないと。それについては、活動や休日勤務、また勤務時間のシフト等の見直しを図られると聞きましたけども、このことは市長、お聞きですか。

○市長（宮路高光君）

私ども、今聞いているのは、勤務が週5日間で9時から4時半までというふうに聞いております。土曜とか日曜、この体制については、まだ具体的な報告はいただいております。

### ○18番（長野瑛や子さん）

警察官の下にはいろんな防犯の各種団体がありますよね。安全協会とかモニターとか、やはり警察官とこういうボランティア団体のやはりパイプ役が、相談員も一応これからはそういう中に入ってもらう重要な存在だと思います。ましてや、警察官のOBですので、何とかもう全部周知されている方だと思いますので、やはり今後、市としても効果的で、また弾力的な運用の要望をされるべきだと思います。そういうシフトの見直しが図られる予定と聞きましたので、ぜひそういう休みの20日間が最長だと聞きますので、それ以外は不在だと思います。ここあたりを見直すということですので、また市長も今後要望をされるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

また今ご指摘ございましたとおり、やはり土日を含め、安全・安心にすれば、こういうOBの皆様方の活用等ですが、これは大事なことでございますので、また警察のほうにこのようなご要望もやっていきたいと思っております。

### ○18番（長野瑛や子さん）

2問目についてお尋ねします。

歴史民俗資料館には、常楽院の才人である妙音天の異名、別名弁財天と言いますけども、七福人で唯一女神でありますね。陳列してあります。琵琶を弾く姿で、守り神はへびとか竜ですね。福德、諸芸能上達の神、また琵琶を弾く音が、サラサラと川の流れる音に聞こえるということで、水の恵みということもあって、五穀豊穡の神としてもあがめられてきたという経緯がありますね。

琵琶湖の竹生島にも弁財天が飾って、日本三大弁財天として祭ってありますが、私もここにちょうど多賀町の訪問の折に、この琵琶湖の一番ずっと遠い、距離にして相当な、何十kmというところですけども、観光客が船でた

だ行って帰ってくるだけですけどね、往復1時間かかるけど、やはりここに弁財天という、琵琶を持った、その妙音天ですかね、これを飾っていて、琵琶イコール琵琶湖だからそれを飾っているのかなど。じゃうちの弁財天はあと、お蔵入りしていますけども、どちらも観光という面を考えると、偉い違いだなと思ったんですけども。

先ほど市長のお話では、これから計画がなされていく、実施計画がなされて、地域の同意、それが得られた後は、またここあたりの保存整備ということですけども、今同意も地域の中で一生懸命、自治会長、公民館長を初め、一生懸命やられているとこなんですけど、やはりこういう大事なものです、そういう妙音天もある、また宝山検校の琵琶も収納されていると、何百年か前ですね、800年以上だと思うんですけど、こういう、ここの地域は、そういう宝山検校の宝山、宝ですね、弁財天、これもやはりそういう福の神様、宝の神様ですね。また、宝珠菩薩竜像、これもありますね。宝にまつわる市の三大の宝が埋もれているような気がしますけども、これを生かすのが一つは私はあるんじゃないかなと思いますけども、この埋もれたままでいいのか、市長の考えはどうでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

大変この中島常楽院におきましては、今までも歴史的な、また薩摩琵琶の発祥の地といえますか、そういう中で盲僧の皆様方が年に1回来て演奏等をし、またそういう伝統を守っております。保存会もできておまして、今後、このやかたを含めまして、どうして行くのか、また市がどこまで関与できるのか、こういうことはやはり地元の保存会の皆様方とも十分打ち合わせをしていかなきゃならないというふうに思っております。

### ○18番（長野瑛や子さん）

総合計画のエコミュージアムの開設、これ

がいろいろ書いていて、地域との生活、また自然との環境全体、そのまま保存し展示すること、野外博物館のことと書いてありますね。当初からずっと載ったままなんですけども、常楽院の中島の景観の保全、常楽院及び薩摩琵琶発祥の地、私はパワースポットとしてのやはりアピールですね。水生植物、昆虫、野鳥の生態系に配慮した整備を図って、いやしの里、これをこのエコミュージアム構想に導入する、これが合致すると思いますけど、今、この中山間事業で、やはりここにのせるのが私は一番いいのじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、中山間事業の中におきましては、以前はそういう建物の改修、公園整備というのも入ってございましたけど、今はこの中山間事業というのは、田畑の整備、排水、こういうものしかできないという方向になっておりまして、中山間事業という取り組みの中でこの中島常楽院の中を整備するというのは大変難しいというふうに思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

やはり直接支払い制度ができて、これが削除されたというのは存じておりますけども、私も地域振興局に話に行きました、総務と農林のほうですけど。やはりない中でも、去年もああいう南薩鉄道の跡のああいうのも復元ということで、日置市には結構振興局からの予算を、市長のお力だと思っておりますけど、結構盛りだくさんに盛り込まれていると思うんです。そのことでお礼方々、こういう県下でもここが一番この中世時代の一番もとになるあれがありますがと、もう少しこれを掘り起こさなくてはいけないんじゃないかなと、小椋佳さんも平成15年に見えていますけども、やはり薩摩琵琶の再興をということで見えたんですけども、あとこういうことを言ったら、事業の指針を出すことで事業化の検討も前向

きに考えていかないでもないという話を聞きました。

やはりこれは中山間事業のほうでも、農山漁村活性化プロジェクト、こういうところでビオトープ等のこういう事業もありますよ。あと総務のほうでは、そういう歴史を生かした、それは非常に興味がありますねという、総務のほうではそういう話も聞きました。

だから、やはりこっちがそういう指針を出し、計画の上へのせるというのが大事じゃないかなと、方向性を出せば、ただ、ないないじゃなくて、こっちから推すということも必要だと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、いろんな別な事業はあるというふうには思っております。

基本的に中山間事業の中はそういう農地等の整備ということでございますので、県の単独の地域振興事業というのものもあるわけなんですけど、基本的には県の土地か市の土地でなきゃならないと、そういう部分もございまして、今後やはりこの地域をどう整備をするのか、基本的にはあの周辺部、荒廃地しておりますので、荒廃地を最初削減していくことが大きなことでございまして、そこからまたこの常楽院周辺におきます構想、どういう事業をしていくのか、これは今後の課題として残して、十分検討をする必要はあるというふうには思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

あそこは昔から中の島ということで、宝山検校が820年になりますね、そのときに来て、低湿地だからということで、あの辺がずっと沼だったということですね。そこに庵を建てて琵琶をして五穀豊穰、地鎮ということで静めたり、そういうことをなさったということなんですけども、やはり非常にこの薩摩琵琶が発祥地、琵琶の音は妙（たえ）なる音、

妙音、これは妙（みょう）な音じゃなくて、妙（たえ）なる音、天皇陛下のお言葉よりも妙（たえ）だということなんですけど、鹿児島維新ふるさと館に国歌「君が代」、前も言うたと思うんですけど、明治2年にこの国旗・国歌がないと、日本には。昇平丸という船をつくったときに、じゃつくりましょう。じゃ大山巖さん、これ西郷さんのいところですけどね、巖さんが日新公作の薩摩琵琶歌の名曲「蓬莱山」、これはおめでたい歌なんですけど、前も市長にも私はお見せしたと思うんですけど、ここの中から「君が代」を、真ん中辺の歌詞なんですけどね、「君が代」、千代に八千代に、だから、ここからとったと。しっかりと解説してありますので、これは本当です。

だから、やはりこういう日新公がつくった蓬莱山の中から選んだというのですね、ここだけでも私は大きいものじゃないかなと。国歌はつくった。じゃ国旗はということで、国旗も一緒につくられたみたいです。これも鹿児島からですよ。

だから、こういう掘り起こしちゅうのは、今財政難ということで、企画も、やはりどこの自治体もですけども、余りしないというのかな、取り組まない。私はそれじゃなくて、こういうとこにこそ、ほかがないから自分たちの宝を磨いていくというんですかね、鈍く光っているものを、珠を磨いていく、そういうことをしないといけないんじゃないかなと思うんですけど、こういう、卒業式でも市長も歌われたと思うんですね、「君が代」を。やはりどういう思いで歌われたか、お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

「君が代」というのは、やはり日本の国を思うといいますか、そういう気持ちの中でいつもこういう式典のときには歌わせてもらっております。

#### ○18番（長野瑳や子さん）

やはり自分たちの郷土の先人の蓬莱山の中からつくられたちゅうのを頭に入れたら、もっと思いが深いと思いますけども、私はいつもそう思って歌っております。

市長の施政方針の中に、ことしは「風を起す市民運動」とありますけど、これは具体的にはどういうことをされようと思っておりますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

合併してちょうど8年目を迎えることになりますけれども、教育委員会のほうでは、風格ある教育ということで、一つのテーマとしてこれまでずっと取り組んでまいりました。

しかしながら、これからはやっぱりそれぞれの取り組みも大事ですけども、最終的には市民一緒になって取り組むことが大事であろうと思います。

そういう意味で風格ある教育のまず1番目に、決まりを守る、礼節を重んじる教育というのがありますが、特にあいさつ運動とか、伝統的な日本の、礼儀正さとか、思いやりの心とか、こういうものとか、あるいは文と武の両立を重んじるということもありますが、図書館に行って本を読んだり、あるいは健康づくりに取り組んだり、もう一つは、決まりを守るということで、やっぱり交通の決まりとか、いろんな決まりがありますが、この大きな3つを市民とともに、子供だけじゃなくして、子供のお手本として市民総ぐるみで取り組んでいくと、そういう風を地域に起こして、みんなでこの日置のまちをそういう風格ある教育のまちにしようという取り組みでございます。

#### ○18番（長野瑳や子さん）

ありきたりの、余り特徴がないような気がしたんですけど、やはり先ほどから言いますのは、こういう国歌に、そこから引用された、それをつくったのが日新公の蓬莱山だ、琵琶



歌ですね。琵琶歌というのは、天皇しか聞けなかったのを庶民に聞かせましょうということで、老人には「迷悟もどき」、また青年には「武蔵野」、女性には「華の香」、こういうのをとにかく庶民に、戦国の世だから教養を身につけさせようということでされましたね。あと敵味方の六地蔵、博愛の精神ですね。ここあたりの一番中世時代のもとを教えないと、こういう哲学者であり教育者であります、菩薩、武将、歌人を兼ねた日新公の体験から生まれた、こういう薩摩琵琶歌ですね、「いろは歌」、ここあたりがうちの本当の誇れるものだと思うんですけども、市長は風を起こすと、市民運動、今わかりましたけども、やはり先ほども申しましたアイデンティティーと、一つの主体性、顔、そういうのをやはり一つ決めないと、まちづくりにしろ、若者たちが一生懸命やっていますけど、ここが一番基本になるところをしないから、よきものが出てこないんじゃないかなと、企画力も、またまちづくりに生かせることができないんじゃないかなと。強いては日置市の誇りとしての市民の心の醸成、市長はマニフェストに書かれていますけども、ここあたりにつながってくると思うんですけども、市長はどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、24年度の予算等もやはり私どもは、民俗といいますか、今まで文化的な資産、こういうものをもう一回見直しをしながら、やはり取り組まなきゃならないというふうに思っております。今ご指摘ございました、いろんなこの有形、無形、こういういろんな今までの指摘もございますので、こういうことを今後一つずつ取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

姉妹、兄弟、友好、いろいろな盟約で交流が盛んでありますね。日置市の先人たちの歴

史でつながっております。市長は何度も訪問されています。また、私も初めて多賀町に参りました。義弘公が通ったということだけで、こんだけずっとうちよりも思いをずっと続けられているというのは、私はもう頭が下がりましたけども、やはり本拠地としての文化財の保護、また活用、今のこの現状をこのままでよしとされる考えなのか、市長、お伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、24年度から財政的に許す限りの中において、そういうものの掘り起こしを今後やっていきたいというふうに思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

市議会と語る会で資料館のあり方の指摘がありました。やはり市民の方々も感じておられるのだと、保護、活用ですね。やはり先ほども申しましたけど、多賀町でも、大垣市のほうでも、学芸員というのはちゃんと専任の方の視野でいろんな展示とか活用をされています。これはソフト事業だと思うんですけど、やはり心の醸成というのは私はこれは必要じゃないかなと思うんですけど、こういう専門的な視野のやはり取り組みはうちは相当おこなっているんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろとこの文化的なものにおきます歴史資料館等も含めて、市民の皆様方からそういう建設の要望もございます。ご指摘のとおり、学芸員という一つの人的な確保、こういうものの要望もございます。また、発掘を含めた、こういう人材的な確保、こういうものも必要であろうかというふうに思っております。

トータルの中でやはりこういうことは必要というふうに思っておりますので、今後どういう形の中で確保できるのか。さきも申し上げ

げましたとおり、人的なことをございますので、財政的なことも配慮しながら、今後このことについては検討していかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

各資料館には、本当にまだ眠ったままで、うちなんかマイクロのフィルムというのにちゃんと納められて蔵入りしていますね。まず、先ほど言った宝山検校の琵琶も相当壊れているんじゃないかなと思います。いろんなものが宝の持ち腐れでそのまま収納されている。また、こういう「いろは歌」を教えた舜有さんですね、この木像も隅っこに追いやられていますね、伊集院の資料館の。やはりこういうのもっともっと目を当たらせてアピールすべきだと思いますので、今後期待しております。

阿弥陀石仏像についてであります。これはちょうど1526年ですね、ちょうど日新公の母親海倉院、朱子学で非常に桂庵和尚を連れてきた人ですけども、この方が亡くなって、日新公が35歳のとき、貴久が13か4のときです。このとき元服と同時に代を譲った。そのときに名前を日新齋と改めて天徳寺に納められたものだと思います。だから、非常に由緒がある、節目の、自分が日新齋と名乗って政治から身を引くと、貴久に譲ると。貴久はわずか13歳か14歳ぐらいですけど、やはりそこで元服したと。これを今度寄贈されたんですけども、郷土史にも載せてあります大変由緒あるもので、なかなか日新公が見つかった、金峰の亀ヶ城とありますが、これが義理のお父さんですけど、この人と2人でつって納めたというふうに載っていますが、これを市の指定にして、また県指定の検討をずっと私は上げらせるべきだと思いますけども、先ほど審議会等に諮るとおっしゃいましたが、教育長、この可能性はいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたとおり、大変貴重な品物であるということは、今の段階である程度のはわかってはいるようでございますけれども、やはりせっかくこういう貴重なものであるとするならば、ちゃんとした専門家の方にやはり鑑定をしていただいて、そして今後のことを考えたほうがいいのではないかなど、そんなふうに考えておりますが。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

市来ハマさんもあれですけど、まず、これは天徳寺から移るときに、初代村長宇都為榮さんですけど、吹上の伊作のですね。その次、大正時代の村長さんだったこの市来さんですね、嘉之助とおっしゃる。その後、町長にもなられた方ですね。だから、保存されたちゅうのが非常によかったなと思うんですけど、仏さんも見れば、きれいなものですね、ふくよかな。だから、阿弥陀様だから、私はこれは御利益が非常に市来家の方々にお聞きしたら、あったと、大変御利益がある仏様だったということですので、いい方向に市の指定、また県の指定につなげるべきだと思いますけど、期待しております。

消費者教育ですね、結構取り組まれておりますけども、ほとんど今、議員立法で国会で今審議されて、4月ぐらいにまた推進法というのが出る予定ですけども、基本法は平成6年ぐらいですかね、ここにちゃんと権利を述べていますので、消費者教育を受ける権利、これを述べておりますので、これからずっと広がっていくと思いますけど、残念ながら、いち早く19番目に県教委は設置、設置はしたけど、年1回ですね。

だから、こっちから、下から突き上げていく感じで、今まであった消費者センターに相談すればいいと、そういう感覚でしたよね。だけでも、もう起こってからでは後の処理の相談を受けていたら私はだめだと思うんですよ。やはり予防策、また小さいときからの

そういういろんなものを感じながら、体験しながら学ばせるというのをやっているようなところがありますけども、例えば、さつま町とかもいち早くやっておられます。志布志、大崎ですね。私はこれを見て、全国のこの取り組んでいるところを見て、ちょっとほっとしたんですけども、やはりうちも、先ほどからお聞きしたら、出前講座等をやっているちゅうことですけども、やはりこの教職員の方々がその研修が自分たちが専門的に持っていないと教えられんじゃないかなと思うんですが、そこあたりの充実はどうでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたけれども、小学校では、6年生の家庭科の中で学習が出てまいりますし、中学校では3年生で、本当に例えばクーリングオフの実際にはがきを出すところまで授業の中で取り扱いになっております。非常に具体的になっております、中学校では。

そのような指導を家庭科あるいは技術家庭科の中では情報関係、きっちりと内容に入っておりますので、教科の中できっちりできていると、今のところ私は思っております。

ただ、小学校は、それよりもむしろ計画的な物を買いましょうとか、そういう感じの内容でございます。

ただ、小学校の子供たちが直接の物をインターネットで買おうかということはほとんどないと思います。誤ってクリックしてしまったり、そういう有料のサイトに入ってしまったとか、こういうことはあると思うんですけども。

だから、小学校の子供たちには当然自分でお金が稼げるわけではないわけですので、そういうもので物を購入したり、そういうことはしてはいけないよと、そう指導が大事なのかなと思います。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

学習指導要綱の範囲では、家庭科でどこで

も教えているんですけど、やはりそれ以上に、学校評議員の中に専門委員を、民間の方を入れたり、うちは相談員がちゃんと設置されておりますから、その活動も先ほどからお聞きしたら、結構やっていると思うんですけども、そういう学校評議員の中にまた専門委員を入れてするというお考えはいかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かにこの出前講座で県のほうがやっております専門の方でございますので、今後、必要に応じて、特に中学校あたりでは担任のほうが専門家を呼びたいということであれば、それなりのまた専門の方の指導が入ってくると思いますので、担任とこの講師の方と2人でTTという形での指導というのは、必要によってやっていくこともあると思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

了解しました。

市長、今本当トラブルが起こっていますね、いろんな面で。まだまだ詐欺めいた行為ですね。だから、本当に予防が大事だと思うんです。今までは起こってから相談窓口とかになっていましたけども、やはり今後、住民がトラブルに遭わないように、もうじっくりと、例えば公民館講座でやるとか、浸透するようにやる方法がいいんじゃないかなと、何か高齢者の集まりで話を少ししてもらおうとか、そうじゃなくて、ちゃんとした講座、これが必要じゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この消費者クレームというのは、大変最近多くなっております。先般も防災無線で流しましたが、市役所を語りながら、そういうものも参ってきております。

今おっしゃいますとおり、特に高齢者の皆様方がそういう損をするのが多いということ

で、高齢者のクラブの団体等に特に出かけて、そういう話をしております。

このことについては、やはり警察とも十分打ち合わせをしながら、今後、今ご指摘ございましたこの予防という形の中で、地区の公民館の講座等も含めてやっていく必要があるというふうには思っております。

#### ○18番（長野瑛や子さん）

よくわかりました。先般、先生のああいいうメモリーの紛失等も、非常に残念だなと思えますので、そこあたりも、先ほどからその情報のセキュリティもおっしゃるけど、まず先生方をしっかり習得させて養成、この充実が必要だと思いますけども、このことをどういうふうになさるのか、今後をお聞きしまして、私の質問を終わります。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしましたように、授業の中でもかなり専門的な内容も入って現在おります。

したがって、こういう回答で、できたら授業の中で一部そういう講師の方を招聘して、そしてITで指導することによって教師自身もまた新たに勉強していくということにもなりますので、そういうことを校長会等で校長のほうに指導してまいりたいと思います。

#### ○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

#### ○14番（田畑純二君）

さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市の再生・活性化と住みよい地域づくりについてであります。

(1) 平成17年5月1日に旧4町が合併して現在の日置市が誕生しました。それから間もなく8年目に入ろうとしますが、まず市長に、現時点でこの日置市の合併効果を総括、自己評価し、検証していただきたいと思えます。

すなわち、この日置市の合併の効果、メリットとデメリットをどのように市長は把握、理解し、そのメリットを極力伸ばし、最大化し、デメリットをできるだけ少なくして最小化するためのもろもろの課題、問題点に現在どう取り組み、日置市政の未来像をどう描いているのか、具体的にわかりやすく明快なる答弁を求めます。

(2) 地域再生はないものであるとしても始まりません。身近なものの価値をしっかりと掘り起こして、横のネットワークで押し上げていくことが必要です。既存の縦組織に頼るのではなく、地域住民、市民の一人一人が役割を自覚して、チームを組んで頑張ることが必要であり、我が日置市民一人一人にもぜひそうなっていくようにしていくべきです。

そして、その地域に必ずいる、見えにくい隠れた潜在的なすぐれた能力のある人材を見つけ出し、そんな人に刺激を与え、役割を与えると、隠れている力は開花します。地域住民一人一人の能力を行政の力でも横のつながりの中で全開させ、危機感とみんなと共有する思いを持つ、地域力、市民力を高めることができれば、その地域の再生と活性化につながり、その地域おこしのかぎになると思われます。

日本は、既に成熟した社会になりました。これから大きな成長は見込められないし、先般報道されましたように、50年後は人口

3割減、高齢者は4割になり、働き手は半減し、経済の活力低下が懸念されるという超高齢化社会になってきます。ですから、それぞれの地域において、地域住民本位のさまざまな政策を行えるような体制にしていかなければ、世界が大きく動いている中で、日本の地位が低下します。国家のあるべき姿を議論し、地方分権型の完全自治体の構築、地域主権の確立、ひいては道州制の国民的議論が大いに沸き上がるように、特に政治に携わる人は発信し続けるべきだと主張する人もおります。

我々地方政治に携わっている関係者も、このことを常々心がけて実行していくことが今後はますます必要になってくると私も思います。真の意味で地方が自立していくために最も求められることは、市長は何であると思ひ、現在それをどう実行中か、市長、明快に教えてください。

(3) 少子高齢化や都市化が進み、また地域の自治会や町内会、集落等の機能が低下するなど、地域での人々のつながりが希薄となっているのが我々の地域の実態であります。そして高齢者を初めとする社会的孤立問題が問題化しており、毎日のようにメディアで、餓死や孤立死、孤独死等、これに関連するいろいろな事件等も報道され、問題も提起されています。

これらの課題を解決し、まちを活性化していくには、地域での新たなつながりづくりが必要です。それをどのようにつくっていけばよいのか、また自治体の役割は何なのかなど、自治体・行政、我々地方議会・議会人、そして地域住民の三者が一体となって知恵を出し、創意工夫していくのが我々に課せられた喫緊の非常に大きな課題であると私は思っております。

社会的孤立問題は、高齢者を初め、若者、中高年男性、子育て中の母親など、世代を超えて広がりつつあります。本市でも、特に高

齢者を軸に社会的孤立の本市の現状をさらに細かく分析し、その防止に向けたネットワークづくりをさらになお一層強化していく必要を感じます。

地域のつながりをどのようにさらに細かくつくり出していくのか、本市においても実情に合った新たなコミュニティデザインを描いていくべきであります。

日本全国の各地で、元気でいるかなど地域高齢者を緩やかに見守る高齢者見守りネットワークが構築されております。そして、地域住民と地域包括支援センター、行政が連携し、地域で高齢者を支え、安心して暮らせるまちを目指す自治体がふえてきております。

市長は、本市内における新たな地域のつながりづくりをどう考え、どう実行し、その効果はどういうところにどうあらわれているか、具体的にわかりやすく答弁してください。

(4) 3月に完全施行された6次産業化法に伴う鹿児島県内の農林漁業者の動きが活発になってきております。6次産業化法は、農林漁業者が生産、加工、流通を一体化して所得を倍増することや、2次、3次産業との連携で地域ビジネスを展開することなどを支援するために制定されました。

鹿児島県は、2010年の農業生産額は前年比0.1%増の4,011億円で、4年連続の全国4位、10年の海面養殖業生産量が全国1位の農漁業県で、林業も盛んであります。これらの豊かな地域資源を生かしたユニークな加工品を開発、販売して所得をふやし、豊かな農山漁村創出が県内でも求められております。

県内の各自治体の行政にも、農林漁業者が過去販売まで組み込む6次産業化の利点を強調しながら、新規事業推進の機運を盛り上げる対応が求められております。

本市内でも、6次産業化法をさらに推進すべきですが、市長は、昨年3月に完全施行さ

れた6次産業化法をどうとらえ、本市農林漁業産業振興にどう役立て、反映させていくつもりか、市長の見解と方針を明確、具体的に述べてください。

(5) 昨年のブータン国王夫妻の来日で、GNH、国民総幸福量という考え方が注目を集めています。法政大学大学院が昨年発表した「幸せ度調査」で、鹿児島県は47都道府県中35位でありました。経済的指標より国民の幸福感を重視するブータンが注目を集めるなど、世界的に幸福度がブームになる中、全国の自治体でも、住民の幸福度を探り、政策立案に生かそうとする動きが出てきております。

こうした動きの中、内閣府は、昨年12月5日、国内総生産などの経済統計ではあらわせない国民の幸福度を測る指標の思案をまとめ、公表しました。その内容はここでは省略しますが、市長は、現在注目を集めているこの幸福度と上述の鹿児島県が35位だったことをどう思い、本市でも市民の幸福度を探り、政策立案に生かすつもりはないか、市長の考え方、方針を聞かせてください。

第2点、本市の観光産業についてお伺いたします。

(1) 本市の人口も、県内ほとんどの自治体と同じように、合併以来、減少傾向にあります。移住や定住促進にそれほどの特効薬が見つかりにくい現状では、観光による交流人口の増進も有効ではないかとも思われます。観光はすそ野が広く、雇用や新しい産業の育成、新規就農につながる可能性もあるからです。

本市でも、日本三大砂丘吹上浜、湯之元温泉郷、美山窯元、吹上温泉郷、徳重神社、妙円寺等、各地の神社・仏閣、小松帯刀園林寺跡などの各地の名所旧跡の素材を生かしながら、潜在的資源と魅力をもう一度掘り起こすべきではないでしょうか。

そして、来年24年度を改めて観光元年と位置づけ、マーケット調査やヒアリングを行い、有識者を交えた課題を洗い出しに着手するのです。それから、観光ルネッサンス計画と銘打った成長戦略を示し、日置市の農作物を使い、食にこだわった誘客を目指すことで農業と観光の両立を図り、日置市都市農村交流をますます盛んにしていくべきだと考えます。

市長は、本市の観光産業の課題・問題点は何で、その対策にどう取り組み、本市の今後の観光戦略をどう考えているか、市長の見解と方針をお示しください。

過去に空路では、鹿児島―上海線が増便になり、長年の悲願であった台湾直行便が3月下旬に就航予定であり、鉄路では、昨年春に九州新幹線が全線開業して、試練の2年目を迎えており、空路も鉄路もことしは鹿児島観光にとって勝負の年であります。いかに多くの人に鹿児島に足を運んでもらうようにするか、関係者全員が知恵を出し、行動すべきであると、特に県内で言われております。これらのことは、最近毎日のように、新聞等でも報道されております。

昨年3月に発生した東日本大震災の影響で減少した観光客を少しでも回復させようと、観光PRに一層力を入れる自治体が全国のあちこちで見られます。最近では、情報発信の方法も多様化し、スマートフォンやブログやツイッターなどを活用したり、民間と連携する例も数多く見られるようになりました。

情報化社会の中で、観光客をふやす情報発信力は、今後ますます重要になってきますので、本市でもなお一層力を入れて、市長みずからのトップセールスもして、観光メニューをどんどん売り込んでいくべきであります。

本市では、観光客をふやすための情報発信をどのように行い、その効果はどんなところにどうあらわれているか、わかりやすい市長

の答弁を求めます。

(3) 韓国、中国とアジアからの観光客が少ない九州の自治体や経済団体が協力し、広域の観光ルート設定に取り組む動きが見られます。

本市でも、韓国、中国等アジアに近い地の利を利用して、県とも連携協力し、外国人観光客をふやすべきですが、その現状と対策はどうか、市長、率直に教えてください。

(4) 埼玉県では、旅行会社の店舗を情報発信拠点として活用し、埼玉観光を売り込むユニークな活動を展開し、新たな観光需要を掘り起こしております。

本市では、旅行会社との協働関係はどんな形で行い、その効果は十分にあらわれているか、市長、お答え願います。

(5) 小松帯刀の園林寺跡など、本市の主な観光拠点、観光スポット、観光ルートへの観光客数、観光度合、にぎわい度など、観光の実態はどうなっていますか。

また、その振興対策はどう考え、どう実行中で、その効果はどういうところにどうあらわれておりますか。1の質問と重複する部分がありますが、重要問題ですので、市長の忌憚のない率直な答弁を求めます。

第3点、最後であります。指定管理者制度の適切な運用に向けて、またお尋ねいたします。

これにつきましては、前回と前々回の過去2回も同じように質問しましたが、まだ不十分であり、重要課題でもありますので、別の観点から3回目の質問をいたします。

(1) 公共施設の指定管理者制度については、さまざまな課題も全国的に共通して明らかになってきております。市長はその課題は何であると思ひ、本市で導入済みの25件31施設では、それにどう対応しているか、教えてください。

(2) 自治体の公共施設についても、厳しい財政状況の中で、経済的観点からの検討も必要ですが、本市の公共施設の管理運営実態をお知らせください。

(3) 公共施設の政策的な位置づけ、施設が立脚している価値観を明確にする責務が自治体にあります。市長は、この自治体の責務についてどう思われ、本市ではこのような責務をどう果たしていくつもりであるか、市長の率直な考え方をお示しください。

(4) 地域の公共サービスの質を高めるには、どのような制度や仕組みが望ましいのか、自治体と指定管理者双方が連携しながら、課題や問題点を真剣に率直に論じ、オーソライズしていく必要があります。市長は、この点についてどう思われますか。そして、日置市にふさわしい第三者による専門的、客観的な評価システムの構築をどう考えるのでしょうか、教えてください。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の再生・活性化と住みやすい地域づくりについて、その1でございます。

日置市として合併して間もなく8年目を迎えることとなりますが、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営、地区館の充実による地域力の強化が見込まれることがメリットと考えます。

一方、過疎化の進行により、地域の歴史や文化の継承など、市内全域で同じように取り組めない状況が生じてくるなどがデメリットと考えております。

今後も、地域づくり事業を通して、地域間のバランスを考慮しながら、さまざまな施策を進め、安心・安全に暮らせる日置市を目指してまいります。

2番目でございます。さまざまな行政課題の解決を図るためには、行政基盤の強化が最も重要であると考えておりますので、今後も継続的な市政運営のために、行財政基盤の強化と組織の効率化を進めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。少子高齢化を背景に、新しい地方自治の姿として、自治会やNPO、ボランティア、企業等の多様な主体と市がパートナーとなって、相互理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して、地域の公共的課題を解決する共生・協働の地域づくりと市民参加による住民自治が求められています。

その根幹をなす住民自治の推進に向けて、足腰の強い自治会づくりに取り組みながら、中核的な自治活動を構築するために、26の地区公民館を組織していただきました。地区公民館においては、地域づくりの拠点としての全体的な足並みがそろい、各種の組織の統合が図られており、各地域における組織の充実も進んできております。

自治会においても、NPO等の連携や市の協働の地域づくり事業を活用した彼岸花の里づくり事業など、地域の課題や、地域の誇れるところの活用策など、創意に満ちた取り組みが行われています。住民が相互に顔の見える地縁団体である自治会の維持存続が、地域のつながりづくりの根幹であることから、さまざまな機会を活用して啓発を図ってまいります。

今後も、NPOや自治会、企業との連携を含め、住民による主体的な地域活動への支援を引き続き行っていきたいと考えております。

4番目でございます。6次産業化法につきましては、地域資源を活用した農林漁業者等による新規事業の創出を推進することで、農林漁業等の振興と食料自給率の向上を目的としております。

具体的には、農林漁業者が農林水産物等の

生産及び加工または販売を一体的に行う事業活動や、その取り組みに協力する民間事業者も支援の対象となっております。

本市におきましても、多くの農林水産物がありますので、このような取り組みを進めることで、特産品の価値を高め、または新たな価値を生み出すことが期待され、農林漁業の活性化のみならず、民間事業者との連携も含めれば、幅広い産業振興につながると考えております。

本市でも、既に農家レストランの開設や酪農家による事業の多角化など、6次産業の取り組みが進められておりますが、今後におきましても、市内の地域特産品等を活用した新たな加工品開発や販売促進等についての取り組みを推進してまいりたいと思っております。

5番目でございます。幸福度については、さまざまな指標をもとに点数化し、住民の満足度を分析したものであり、都道府県ランキングも示されているところでございます。

本市では、市民の皆様方のご意見を施策等に反映することを目的に、平成18年度に「日置市主要施策等市民満足度調査」を、平成21年度に「市民まちづくりアンケート」を実施いたしました。これまでも調査結果を、さまざまな施策やサービスの提供などに生かしているところでございます。

今後も、市民の声を市の施策に反映しながら、さまざまな行政課題の解決や施策の立案などを進めてまいりたいと考えております。

2番目の本市の観光産業についてでございます。特に1と5は、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

本市は多種多様な観光資源に恵まれていますが、物産館の chests 館と江口蓬萊館を除けば、通年ではそのほかの観光拠点施設は観光客が少ないのが現状で、集客力を高めることが課題であります。

本市の取り組みにつきましては、薩摩焼、



各種工房、観光農園などの体験型観光を積極的に進めるとともに、本市の4地域それぞれの魅力を楽しんでいただく「まちあるき」を充実するため、毎年ボランティアガイドを育成しているほか、来年度の事業として、まちあるきの専門家をお願いして、まちあるきガイドブックの作成を計画しております。

また、これらとあわせて、新幹線効果を高めるために、観光客に日置市内に滞在していただき、市内各地を観光していただくための手段としてのレンタカーを借りての市内の指定宿泊施設に宿泊した観光客を対象に、宿泊料のキャッシュバックプランを行い、市内全域の入込客の増加、とりわけ経済効果の大きい宿泊を伴う滞在型の観光客の増を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。観光客をふやすための情報手段につきましては、インターネットによるホームページが効果的で、ほかの情報発信の手段と比べて、全国どこからでも、いつでも情報を入手できる優位性があります。

市のホームページのアクセス状況は、観光に関するカテゴリーが月平均約6,500件、イベント等が集中する10月には1万2,000件を超える多くのアクセスがあります。

さらに、平成22年度末に観光協会もホームページを開設し、月平均約3,000件のアクセスがありますので、あわせて月平均約1万件という多くの方々に観光情報を見ただきいております。

また、ホームページを見られた方が、市役所や観光協会に電話をされて、詳細な情報を尋ねられるケースも多く、インターネットの活用は、観光情報の発信に大きな効果があると考えております。

3番目でございます。本市における外国人観光客については、美山の窯元を見学する韓国の観光客が大半で、県内の観光地をめぐる

ツアーのコースに組み込まれ、年間2,000人ほどが美山を訪れております。

外国人観光客の状況は、平成21年度は世界的な経済不況や新型インフルエンザが重なり、訪日外国人旅行者が激減し、平成22年度は回復基調になったものの、23年1月の新燃岳の噴火や3月の東日本大地震、福島原発事故の影響などで厳しい環境下にありますが、鹿児島県における外国人観光客をふやす取り組みといたしまして、県観光連盟において、国が進めている訪日旅行促進事業のビジット・ジャパンキャンペーンと連携して、韓国、中国、香港、台湾などを対象とした各種の誘客促進活動や広報宣伝活動を推進し、誘客の強化が図られているところでございます。

4番目でございます。本市の観光推進における旅行会社との協働関係につきましては、スポーツ合宿の誘致で県外の旅行代理店に、農家民泊は県内のNPOを通じてそれぞれ積極的に誘致に携わっていただいております。

このほか、吹上砂丘荘ではスポーツ大会の団体の宿泊を、美山陶遊館では修学旅行生や企業の社員旅行などの陶芸体験について、旅行代理店を通じて予約をいただいております。特に営業が難しい県外からの誘客の面で効果があらわれております。

3番目の指定管理者制度の適切な運用についてでございます。

指定管理者制度につきましては、施設の設置目的を効果的に達成するため、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図っていくことを目的に設けられた制度でございます。そのため導入された施設につきましては、毎月、業務報告書を提出していただきながら、利用状況や収支状況等を確認し、さらに毎年度利用アンケートなどを実施しながら、制度の適切な運用を進めているところでございます。

また、課題といたしましては、施設等の修

繕においての市と指定管理者との負担区分が挙げられると思います。この点については、これまでのご指摘等を踏まえ、次期については整理してまいりたいと考えております。

2番目でございます。公共施設の効果的・効率的な運用の観点からも、民間事業者等のノウハウを活用した指定管理者制度の導入を図っているところであり、あわせて、これまで保育所の民間委託や幼稚園等の廃止も実施しているところでございます。

3番目でございます。「公の施設」とは、地方自治におきましても、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用を寄与するための施設」と規定され、また、各施設におきましても、それぞれ設置目的がありますので、その設置目的に沿った管理を効果的・効率的に運営することが責務と考えております。

先ほども申し上げましたように、制度の導入については、市民サービスの向上等が図られると判断した場合は、検討・活用を進めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。これらの施設の一部におきましても、検討委員会などを設置し、施設のあり方等を検討してきたところであり、また、現在、社会体育施設におきましても、長期的展望における施設の管理運営方針について、スポーツ推進審議会へ諮問しているところでもございます。

今後とも、必要に応じて、評価等を含めましたあり方検討委員会等を設置したいと考えております。

以上でございます。

#### ○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、重点項目に絞って質問していきます。

まず、日置市の活性化と住みよい地域づくりについて。

1、真に地方が自立していくために最も求められることは、各自治体が閉塞状態に陥った日本を地方から変えていくという心構え、気概、志を持って一生懸命頑張っていくことに尽きます。時間はかかるけれども、あきらめず、しっかり主張をして地方分権を着実に前進させていくべきです。それも地方分権のための地方分権ではなく、都市間競争、自治体間競争の今の時代に、都市と地方を再生し、日本経済に活力を与えるために、今こそ地方分権への取り組みが求められます。地方の首長もそれを求めています。

以上のように主張する関係者もおりますが、市長は、このような地方分権の取り組み方をどう思われますか。また、地方分権を進めていく上で、日ごろの本市の市政運営で特に心がけておられることをここで具体的にわかりやすく披露してください。

#### ○市長（宮路高光君）

地方分権という名の中におきまして、それぞれ地方の自治体が自立できる、そういう仕組みづくりが一番大事であるというふうに思っております。そうすることによって全国それぞれ統一じゃなく、その地域のよさというものをいかにして持ち上げていくのか、これが首長にとっての大きな課題で、またそれを邁進していかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

2月20日付の新聞で次のように報道されました。すなわち「市民力こそまちづくりの根幹、市民と行政が協働していくことで地域力は高められると確信する」と。2月15日にやった12年度鹿児島市当初予算案の発表会見で、鹿児島市の森博幸市長は、「第5次総合計画の基本目標の筆頭に掲げた「協働と連携のまちづくり」にかける思いを熱く語った」というふうに報道されました。

本市でも、「温もり溢れる共生・協働の地

域づくり」を進めておりますが、日置市民力向上に対する市長の熱い思いをここで改めて述べてください。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございました地域の地域力というのは、やはり市民力といいますか、市民の皆様方の活力が一つの物差しになると思っております。

そのような中におきまして、基本的には行政と市民が一体化する、このことを進めていかなきゃならないというふうに思っております。

**○14番（田畑純二君）**

ことし3月で満5年を迎える本市の26地区公民館も、第2期地区振興計画を策定しました。しかし、最近の社会環境は激変しやすく、これまでのようなやり方だけで地域でできることは地域で解決するという理念ばかりでは、地域課題への十分な対応が難しくなりつつあります。

今後は、新しい知も入れていかないと、地域活性化はしませんし、地域を越えたまちづくりに必要なやる気のある者同士が手を結び、横の連携を大切に作る発想が求められます。

既存枠を越えた発想を持ち、これまでにない柔軟な枠組みでまちづくりに臨むことも必要です。人間関係が薄れつつある地域で、無名の住民たちを主体に人々をつなぎ、地域の再生・活性化を図るべきです。住民みずから町なかで楽しく活動し、それに引かれて人が集まるような仕組みづくりが必要とも考えられます。

市長は、このようなある意味では先駆的な方法をどう評価、理解され、地域づくり課等にどう指導されていくつもりか、見解をお知らせください。

**○市長（宮路高光君）**

今26の地区館で3カ年間の振興計画をおつくりになっておりまして、それができ上が

ったというふうに思っております。私ども26区の地区館におきましても、大変過疎地域があったり、都市中心があったり、さまざまでございます。やはり一番大事なのは、その地域に合ったリーダーといいますか、そのリーダーが地域を十分把握し、自分たちの地域に合った施策をやっていく、このことが一番大きな課題でございまして、そういう私どもは行政として、地域のリーダーを育成する、そういう方向の中で今後とも進めていきたいと思っております。

**○14番（田畑純二君）**

共生・協働連携を今後とも市民に呼びかけていくのなら、市当局、行政側もだんだん変わっていく必要を感じます。

それで、市は市民の話を粘り強く聞く姿勢を持ち、担当職員には一定の決定権を与え、迅速に対応すべきである。市民と行政は、上位下達の関係から脱却した信頼なしには協働・連携の関係を築くことはできないという関係者もおります。

これももつともな考え方だと私は思いますが、市長はどう思われ、今後どうされていくつもりか、市長の見解と方針を聞かせてください。

**○市長（宮路高光君）**

市民と行政というのは、同じ目線でなければならないというふうに思っております。そういうことを考えながら、職員にいたしましても、やはり地域に入り、また市民の皆様方と同じ目線の中で物事を解決する、そういう方策というのをつくっていくべきであるというふうに思っております。

**○14番（田畑純二君）**

今度はちょっと視点を変えて、市職員の公務外の地域活動についてお伺いいたします。

まず、給与や職員数の削減など、地方公務員に向けられる目は依然厳しいものがあります。しかし、地方にとっては、県庁や市町村

役場は人材の宝庫でもあります。高い給与を支払うなら、公務以外でも地域に貢献してもらいたいという声もあります。奉仕の意思の高い地方公務員の間で住民の期待にこたえようと、公務以外で地域に貢献する動きが全国的に広がっています。

しかし、地域活動に二の足を踏む公務員も少なくなく、その理由は、個人と公務員の立場の切り分けは難しい、仕事が忙しい、家庭を優先したいなどです。また、NPO活動で上司の理解が得られず、脱退したとの職場の声もあります。

地域の課題は、先ほど市長も言われているんですけど、行政だけでなく、民間と連携して解決に取り組む事例が全国的にもふえる一方であります。そして、地方公務員の実情に詳しいある大学教授も、地域活動で住民の意向をきめ細かに把握すれば、公務に役立つ、住民から見た公務員の印象も変わってくると話しています。

以上を聞かれての市長の感想を述べてください。そして、市長は、本市で職員を公務以外の地域活動についてどう指導し、その実態をどう把握し、今後どうしていく方針か、具体的に答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

地方公務員というのは、やはり地域と密着した職員でなければならぬというふうに思っております。特に地域の行事等はみずからが参加し、また、みずからがボランティア等に参加する、これがやはり地域に住んでいる一番大きな特色といいますか、考え方でございますので、やはりこの公務の時間だけでなく、土日を含めまして、やはりさっきも申し上げましたように、奉仕者という気持ちを十分理解していただくよう、今ご指摘ございましたように、また私ども約500名ぐらいの職員の中で温度差があるというのは認識しております。この温度差を少なくして全員参

加がその地域に帰り、地域のことを地域の皆様方と一緒にやる、そういうことを今後とも指導していきたいと思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

今度はさらに、地方公務員が地域に出かけるかどうかは、職場の環境がもちろん左右します。それで、今市長も言われましたように、そのかぎを握るのは首長の姿勢である、これはもう全国的に共通したことです。

それで、職員の地域活動に積極的な首長でつくる「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」という、代表はこれは古川佐賀県知事ですが、これには現在51人の首長が参加しています。この参加自治体を対象に、職員の地域活動への支援策を調べたところ、支援策があるとしたのは25自治体、ボランティア休暇制度を21自治体、地域活動の情報供給システムは12自治体が設けています。地域活動が人事評価の項目にあるところも6自治体ありました。

古川代表は、職員の地域活動に積極的な三つ星首長として、1、首長自身が地域活動をしている、2、訓示や条例で職員に呼びかけている、3、ボランティア休暇の取得がふえるなど数字にあらわれている。3つの基準を1月の会合で示しました。

そこで市長に3点にお尋ねいたします。

まず1点目、市長はこの首長連合の存在を知っていましたか。それから、これに参加に向けての検討する意思はありませんか。3番目、日置市の職員にももっと働いてもらいたいという市民の声もありますが、これにどう対応していきますか。

以上3点、率直に答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

私は、その団体に入っておりません。今までも認識したこともございませんでした。

ですけど、基本的にその団体に入ろうが入るまいが、そのことは別といたしまして、今

議員がおっしゃいますとおり、職員というのは、本当に地域に帰って地域のことに携わる、このことがやはり私ども公務員としての信頼関係が構築できるというふうに思っておりますので、今後におきましても、職員のそれぞれの方々には訓示もいたしますし、また、そのような市長の考え方も絶えずいつもお話を申し続けていきたいというふうに思っています。

#### ○14番（田畑純二君）

今度は、ちょっと別な観点からです。地縁的なつながりが薄れる反面、共通の価値観や関心事におけるつながりを求める高齢者がふえております。この高まる高齢者社会参加意識を実際の行動に移すには、高齢者に地域活動、NPO活動を紹介、マッチングすることや、地域での働き方などを体験するセミナー実施などが有効であると言われております。

市長は、高齢者の社会参加意識を有効に活用し、地域の活性化に役立てていくため、高齢者クラブ等とのより緊密な連携をどう描いていくつもりか、具体的に説明してください。

#### ○市長（宮路高光君）

高齢者の皆様方は、大変経験豊富な方でございます。また若干時間的にも余裕のある方が多いようでございます。そういう方々がやはり知恵を出していただける、そういう地域の役割といいますか、若い方々が体を張っていろんな現場の作業をする。やはり一緒に高齢者の皆様方も、自分たちでできる部分があるというふうに思っておりますので、いろんな会合等におきましても、先輩方のお知恵をかしていただきたいと、そういうことを呼びかけをしながら、また今もお願いをしているところでございます。

#### ○14番（田畑純二君）

去る2月27日の南日本新聞トップ記事で次のように報道されました。すなわち、鹿児島県は、28日、孤独死対策の一環として、

地域で見守り活動などを行うボランティアと支援を必要としている高齢者らとの調整役を担うコーディネーターを2012年度から新たに配置する考えを明らかにした。県社会福祉協議会に2人置くほか、希望があった市町村の社協などに3年ほどかけて1人ずつ置く方針。12年度は10市町村を見込み、新年度当初予算案に人件費など5,424万円を計上しているというものでした。

このような県の動きを市長はどう受けとめ、本市ではどういう対応をし、生かしていくつもりか、市長の具体的方針を示してください。

#### ○市長（宮路高光君）

県がそのような取り組みをしていることは、大変喜ばしいことであるというふうに思っておりますし、また社協等にそういう人件費的な、また人材的な派遣をしていただけることも大事だと、ありがたいと思っております。

本市にいたしまして、このひとり暮らしを含めて、それぞれの地域にもアドバイザーとか、また民生委員さんとか、いろんな形の中で今実際、私どもは独居老人の皆様方との取り組み方は今やっております。そういう方々の研修といいますか、そういう派遣された方は、そういうアドバイザーとか民生委員、そういう研修に携わっていただけるかなと思っておりますので、市としてもそういう方々は活用していきたいというふうに思っております。

#### ○14番（田畑純二君）

今度は、本市の観光産業について、ちょっと具体的に質問します。

観光客は来てくれるものではなく、つくり出すものだと考えるべきで、人を動かすことは、観光の神髄であります。地域を挙げて観光創出の努力をしなければ、客はよそへ行ってしまいますので、地域力で観光客をつくり出すことがポイントになります。

鹿児島県への観光客をつくり出すため、県、

市町村、経済各団体が束になって新幹線建設陳情の際に市民が見せたあのエネルギー、底力を再び鹿児島県は発揮するときであると言われております。現在、観光のトレンドが箱物から地域の学歴や文化に移ってきています。

こうした地域の資源や魅力を観光客の目線に立ってわかりやすく発信し、観光振興につなげていくために、よそ者の力を活用することも必要です。地域おこし協力隊の制度などをうまく利用しながら、地域の力を高め、効果的な情報発信を行い、本市に多くの観光客を呼び込むために。

**○議長（松尾公裕君）**

田畑さん、途中ですが、あと2分以内ですので、ひとつまとめてください。

**○14番（田畑純二君）**

次のように提案しますので、市長は一問ずつ答えてください。

まず1番目、市内の宿泊業者と連携し、県外からの宿泊者全員に次のようなアンケートをとってもらいようにすべき。1、県外からの交通のアクセス方法。2、訪問した理由。3、再度訪問したいか。したいなら、その理由。4、観光スポット、観光ルート、観光施設等への感想、要望等事項など。そして日置市の観光について、内側と外側から評価・検証して、日置市独自の観光戦略を築いていくべきです。そして、旅館側でも、ホームページ等を作成してもらい、独自の情報発信にも努めていただくべきです。これらについて市長はどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

今現在も、江口家とか、私ども主要たる宿、また温泉のところも、今も現在もアンケート等もっております。その中でやはりまたもう一回来たいですかと、そういう問い合わせもしながらやっておりますので、今後ともそういう宿泊ができる施設のほうにはお願いしていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

時間がもう残りあと1分ありませんので、最後までまとめてください。お願いします。

**○14番（田畑純二君）**

この観光産業について、もうちょっと突っ込んでお聞きしましても、時間があります。これは最後にしますけど。先ほどから話もありますように、本市ではレンタカーを中心に宿泊料キャッシュバックプランをことし4月20日から平成27年3月31日まで実施する予定です。

それで、これを徹底するために、観光協会や宿泊業者、旅行業者など、関係者とも細かく綿密に連携しながら効果をもちろん上げていくべきです。それで、この制度の有効活用をどう図り、この制度を関係者にどう浸透させていくつもりか、ここで詳しく説明してください。もう残念ながら時間が来ましたので、これで終わりにしますけど。

**○商工観光課長（鉾之原政実君）**

宿泊料のキャッシュバックプランにつきましては、先般、宿泊の事業者の方をお集めしまして、今の段階での事業内容についてご説明したところでございます。

本市の事業の内容についてご理解いただき、ほとんどの事業者のほうで参加をいただくような意向も聞いております。

そういった中で、また施設ごとに、大きな施設、小さな施設それぞれの事業所としての事情も異なりますけれども、事業者の皆様方のニーズ等も十分踏まえながら、この取り組みが効果的なものになるように推進してまいりたいと思います。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

**○8番（花木千鶴さん）**

私は、昨年の3月議会におきまして、この

一般質問で東日本大地震での被災者の方々への哀悼の意を述べさせていただきました。

3月11日で1年目を迎え、政府主催の追悼式が開かれましたが、1年経過するのは早いものだと思います。

私は、昨年7月に被災地を訪問させていただきましたが、テレビで見るよりずっと悲惨な現実を見てまいりました。一昨年、委員会で視察させていただきました国土交通省仙台河川事務所と名取市役所も行ってまいりましたが、被災を免れ、庁舎は以前の状態を保っており、安心いたしましたけれども、海岸線から庁舎のすぐ近くまでの惨状は、言葉もありませんでした。

思い返しますと、国土交通省河川事務所では、環境ブックの研修をさせていただきましたが、それを参考にした本市の環境ブックも、本年度のように立派なものができ上がっています。今後の環境教育に生かされていくものだと考えています。

また、名取市では、国民健康保険会計の運営の中で、健診後の分析調査のあり方についても研修をさせていただきましたが、本市でも今年度から本格的な健診の分析調査に取り組み始めたところであり、改めて多くのことを研修させていただいたことに心より感謝を申し上げ、重ねて一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、大災害時でなく、平時の日常においても、だれもが安心・安全な地域を願っていますが、このたび県警察から発表された地域警察の体制強化に向けた再編整備実施計画では、本市の駐在所も5カ所閉鎖、特に3カ所は空き家になる予定となっています。県警察の再編計画が今日の社会情勢を背景として検討されたことは理解できるとしても、駐在所がなくなる地域住民にとっては、これまで地域の治安をゆだねてきただけに、不安感が募っているところでもあります。

そこで、空き家になる予定の3駐在所を公舎に使ってもらえるよう、県警察への要望をできないものか、市長にお尋ねいたします。

次に、自治基本条例にかわる指針について伺います。

市長は、ご自身のマニフェストであった自治基本条例の制定に向けて、一定のスケジュールまで示しておられましたが、さきの私の一般質問で、基本条例でなく、指針のようなものにするかと答弁をされました。

議員は合議体の一員ですから、マニフェストはなじみませんが、執行責任者である市長マニフェストは実行するのが前提であります。ですから、やめた、もしくは変更する場合、何をしようとしていたが、こういう理由でやめることにした、そのかわりこのようにしていくんだという明確な説明が必要であろうかと思えます。

そこで、今回は条例を取りやめた理由、また自治基本条例にかわる指針とはどのようなものをお考えおられるのかをお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の安心・安全なまちづくりについてということでございまして、先ほど18番議員の質問にもお答えしたとおりでございます。廃止される駐在所に対しては、急に駐在所がなくなると不安とか、引き続き警察に住んでもらいたい、そういう地元の声をいっぱい聞いております。

そのようなことにおきまして、先ほども述べましたとおり、警察官が住んでいただけるよう、今警察のほうにご要望を申し上げてございますので、また近くそういう結果等がご報告があるというふうを考えております。ご報告がございましたら、また議員の皆様方にもご報告申し上げたいというふうに思っております。

2番目の自治基本条例にかわる指針についてということでございます。

私、自分自身もマニフェストに掲げたのも事実でございます。県下のいろんな団体等も調べてみまして、今、薩摩川内市、出水市、いちき串木野市3カ所がございまして。特に指宿市のところを見させてもらいましたら、指針等を作成しまして、大変すばらしい指針ができたということもございましたので、条例じゃなく、今後指針をもとにいろんな進め方をやっていきたいというふうに考えております。

特に共生・協働によるまちづくりや地域づくりは、これからの市政運営に不可欠だと認識しております。その推進にこれまで議員もご指摘いただきましたように、市民や自治会、地区公民館、市などの役割分担が必要であると思っております。

それぞれがなすべきことの骨格を示すことにより、自助・互助・公助が明確になり、これらが融合してパートナーシップが構築されることが市民参加も誘発されていくものと考えております。

このようなことから、今月中に進める方向の中の、共生・協働のまちづくりを語る会、こういうものを設置して、約1年ほどそれぞれの方々が勉強していただき、市長のほうにもご提案をいただきたいと、そういうスケジュールでおりますので、指針ができ上がるのが25年度ぐらいになるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

#### ○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

#### ○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

#### ○8番（花木千鶴さん）

それでは、一問ずつ伺ってまいります。

駐在所の件につきましては、午前中にも質問がありましたけれども、私は私の通告の範囲で質問をさせていただきます。

最終的な発表については、県警察の発表待ちと、最終的なものはですね。方向性については発表されていますが、最終的な待ちだということでした。

一般の県議会でも幾らかこの件について審議がなされて、質疑等もあったようで、私もその議事録を見せていただきました。公舎の問題につきましては、現在検討中のものもあって、説明会の状況を勘案しながら最終的な結論を出すんだという内容でした。

現段階では、事務レベルでの市町村の担当者とも話し合っているというようなことが県議会等では答弁もなされているようですけども、担当者レベルでの市町村の状況だとかというようなやり取りというのはやっておられるのですか。

#### ○市長（宮路高光君）

この担当者レベルというところじゃないと思っておりますけど、私のほうに署長のから、こういういろんな形の中で今回の駐在所の廃止の方向性をお聞きしておりました。

また、先般も署長のほうがおいでいただきまして、今、県議会を含め、県のほうでももう1回そういう地域の声というのを入れて、跡地をどうするか、これを検討しているという報告をいただいております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

県警察も市町村によって、その答弁の内容を見てみますと、その要望の状況というんでしょうか、進捗の状況とか温度差とでもいうんでしょうか、微妙に違うような答弁もされているようですけれども、その中では、市町村側の熱意ですとか、要望というのに違いが



あるようなニュアンスだったかと私は思うんですけれども。

先般、私も日置署のほうに行きましてお話を伺ってまいりました。説明会の様子はどうだったのかと伺いましたら、約1,000名の参加をいただいたと、延べ数ですけれどもね。何度も何度も約30回いろんなところに出向いて話をして、参加は1,000名ぐらいあったということでした。それを聞いただけでも、住民の皆さんの関心の高さがうかがえるところだと私は思ったんですね。

市長が先ほど来、署長とも話をしているとかありましたが、住民の皆さんの意向というんでしょうか、要望というものは、午前中も少しありましたが、具体的に説明会等々をしたりしながら、直接市長のほうにお願いなさる住民もいらっしゃるでしょう。この辺の住民の声というものを市長はどのように受けとめておられて、そして署長とどんな話をされるのか、その住民の声というものについてお聞かせいただけませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

俗にこれを署長から聞く段階の中におきまして、地域説明会というのもなされたということもお聞きしております。

また、特に自治会長を含め、それぞれの今駐在所がある地域の皆様方からも、直接お話を賜っておるところでございますが、特にご要望というのは、駐在所はどのような状況の中でやむを得ないという部分もございましたけど、やはり官舎として残してほしいと。そうすることで、駐在所の機能はないけど、官舎として警察の方がおれば安心するんだと、そういうお声というの、自治会長を含め、地域の皆様方からいただいておりますので、最初私どものほうに入っているのは、5つ駐在所がございますけど、2つ程度は官舎とするけど、3つのほうは廃止するという方向を聞いておりました。

そういうことを踏まえて、今それではまた地域の皆様方が大変不安がっておるからどうか検討してくれと、そういうことを今日置警察署のほうにご要望を申し上げている段階でございます。

#### ○8番（花木千鶴さん）

そうですね、私もそう思います。今の段階で状況を見てみますと、最終的な結論が出た段階には、まだ微妙ですが、ないような気がいたしています。

それで、最終的には一定の方向は出たんだけれども、住民説明会で住民の意向も勘案しながら最終結論に至りたいということ、何度も県議会でも答弁しておられるようであります。

今回の再編問題では、住民の意向も含めて、そういう意味で検討中であると聞いているところです。県警察も、今日の社会状況に対応するために統廃合をして、限られた人材で効率的な治安維持に努めていくとしているわけですが、再編計画の中にも書かれていますとおり、住民との信頼関係もこれまで以上に構築していく必要があるということも再編計画の中には明記されています。そのことは、既に取り組みされてはいるわけですが、地域ボランティア活動の青パトでありましたり、地域防犯組織の結成でありましたり、スクールガードなどが一緒になって地域防犯に努力しようという運動ですけれども、そういった住民の活動も県警との信頼関係があつてこそのことだと言えるんだと思います。

県の警察が考えることだと言えば、もちろんそうなんですけれども、だからこそ要望していかなければ、市長裁量でできるんだつたら、もうお願いなんか要らないわけですが、県警がすることだということですので、一生懸命要望もして、私もお会いしたときに、だれが何回言っても、どれぐらいたくさんお願いしてもいいんだろうと思ったものですから、

お願いもさせていただきました。そして残された、限りの最後のお答えが出るまで市長には熱心に要望を届けていただきたいと思います。その点、もう一回強いお気持ちを伺わせていただけませんか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、地域の願いというのは、私も胸に本当にとめております。最終的な結論が出るまで、警察の署長のほうを含め、また県警を含めまして、お願いしていかなきゃならない。また、県の全体的な中におきまして、この駐在所のあり方、この部分もまだ結論が出ていないところもございません。

いろいろとまだ幅広く最終的に結論が出ていないところがございますので、私どものところにおいては、跡地をどうするかということが一番大きなことで残っておりますので、今後も粘り強くお願いをしていきたいというふうに思っております。

**○8番（花木千鶴さん）**

私は、最終方針が出て、そして最終的な方針が出た後でその次のステップとして跡地をどうするかという問題に私は入るべきだろうと思っています。

本当に幾らかの検討を残しているのであれば、強く強く地元の要望を届けて、一つでも、1カ所でも公舎化を可能にして、そして最終結論が出た後、次のステップとして跡地を考えていただきたいと思いますので、最後まで粘り強くよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。次のマニフェストの問題ですけれども、そもそもどうして自治基本条例をつくるということ、市長、マニフェストになさったのか。まず、私もこれまでいろいろ伺っていたんですけど、これを伺ったことはないんですね。どうしてつくろうと、マニフェストにしようと思われたのか、まずそこから伺わせてください。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、市民と行政、また議会もですけど、やはり一体化したまちづくりをしたいと、そういう信念の中におきまして、それぞれ役割分担といいますか、そういうものを作りたいということでマニフェストの中で条例ということ挙げさせていただきました。

そうする中におきまして、さきも申し上げましたとおり、やはりこの条例をつくることにおいて、活用されていない自治体もたくさんあったような気がいたしますので、条例よりもワンランク下の指針というもので、やはり基本的にはそれぞれの立場の皆様方が、市民、議会、また私ども行政も参加して協働でやるんだ、共生・協働、これが基本的な考え方の中でこの条例というのをマニフェストに挙げたということでございます。

**○8番（花木千鶴さん）**

市民と一体化したまちづくりをしたかった、これはなるほどと、条例をつくろうとした気持ちとして。ただ、つくったところが活用しているかないかというのは、そのまちの問題ですので、それは参考にするしないということにはならないんだと思いますが。

ただ、そういうふうにしてつくりたかったと。そういう意気込みを持ってこの4年間の市政を預かろうとなさったわけですけれども、着手しなかったこと、ほかのところが条例をつくっても活用されていないとかってさっきおっしゃいましたが、そういうことではなくて、ご自身が市長として4年間、結局そうなるわけですから、着手しないということはどうのように総括をなさいますか。

**○市長（宮路高光君）**

この条例化には着手はしておりませんが、さき言いました目的がそういう協働参加をしていくんだと、そういう中でこの指針というのをし、先ほど申し上げましたとおり、共生・協働のまちづくりを語る会とか、こうい

うことも今後やっていきたいということでございますので、これに条例化はしませんけど、指針づくりには着手をしていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

結局、市長自身は来年選挙がありますがね、25年度が次、市長が市長になれるのかどうか、私わかりませんが、25年度に指針はつくるといことになるわけですので、その語る会はあれとしても、4年間にやり遂げるとしたマニフェストとしては、やはり着手はできていなかったと理解するほうが、市長は当初はつくると言ってスケジュールをつくられたりした方ですから、それからすると、していなかったのではないかと評価はすると思いますね。

それともう一つは、目的が一体化したまちづくりなんだということでしたけれども、それには努力しているんだ、共生・協働の地域づくりをしているんだということですが、その評価については、また後ほどいろいろ質問の中でさせていただきたいと思っておりますけれども。

もう一つ、自治基本条例が自治体の憲法とよく言われます。そのことについて、市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、その自治体におきます最高のものであるというふうには認識しております。

さきもありましたとおり、マニフェストの中、それぞれたくさんいろいろ項目ございますけど、先般いろんな質問の中でも、今の段階を含めて、私は70%程度、基本的にトップとして全部マニフェストをやり遂げることが一番大きなことであるというふうには認識しておりますけど、その中におきまして、今の段階に私はこういう基本条例等を最終的にまだでき上がっていないと、また、ある程度

こういうのを指針に変えたということもございまして、やはり自分が掲げたことに対して100%ないということは十分認識しております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

私は、市長のマニフェストがどれくらい達成しているのかとか、やれていないじゃないかとか、そういう議論のやり取りをするつもりはございません。

ただ、この重要な条例をつくらなくて、そしてつくらなかったという問題、そしてその中身を私は伺いたいわけです。どういう方向になっていこうとしているのかを、それを市民にわかるように説明していただきたいと思っているのがこの質問の趣旨でございますので、よろしく願いをいたします。

自治体の憲法だと言われるのは、これはたとえ話でありまして、決して憲法にはなりません。そんなものではありません。

では、どうしてそう呼ばれているのかといえば、自治体運営の基本原則と行政の基本ルールを定めるからではないでしょうか。憲法というのは、国を拘束するものであって、法律は国民を拘束するものと言われる。条例は、自治体とその住民を拘束すると言われる。これは、法的拘束力を持っているわけですが、どのような条例であっても、上位法を越えてつくることができないと言われております。そう定められています。ですから、法律にも憲法にもなることはできません。単なる市町村の条例であります。でも、なぜそこまで言われるのかということが、この基本原則であり、行政の基本ルールを定めるところで憲法だと言われるわけです。

そこで、まずお尋ねをしますが、今日多くの自治体で基本条例がつけられているのは、市長、どうしてだと思えますか。

#### ○市長（宮路高光君）

このような社会の中におきまして、特に私

どもの組織としては自治会がございます。基本的に自治会の加入率を含めて、大変低いところにおきましてはそのような条例等もつくっていかなくやならないというふうには思っております。その自治会におきまして、市民総参加の中で自治会運営をしていかなくやならないし、また、私どもも行政としても、すべての自治会がいろいろと参加して地域づくりをやっていくんだと、そういうことを考えておりますので、ここの中におきましてそれぞれの多くの自治体が基本条例をつくりたいということで、いろいろと作業を進めてきたというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

市長の思いの中では、市民総参加のそれをするのに必要だと、市民と一体化したまちづくり、特に自治会加入を挙げられました。どのまちにもいろんな課題があることでしょう。そして、どのまちもやっぱり市民と一体化したまちづくりのために臨んでいるんだろうと思います。

私は、日本の地方自治の歴史について詳しく知っているわけではありませんけれども、これまで住民や市民といった人たちと行政の関係が変化してきているなということは実感はできます。国が地方分権を推進していく中で、地方自治体のありようも確実に変化をしています。合併も地方分権の一つであります。ですから、特に合併を例にとればよくわかると思います。これまで身近だった役場が、議会が遠くなってしまい、自分のまちという実感がなくなってしまったという住民感情があるのではないのでしょうか。

国の動きは報道などでよくわかりますが、自治体にもいろんな裁量の範囲があって、首長と議会がその決定権を握っていますけれども、住民とはかけ離れたところで何がどのように決まったのか、さっぱりわからない。おまけに、国の財政難のあおりで地方にもお金

がないから共生・協働だと言って、自分たちにできることは自分たちでしてくれとなっていくと、住民自治だと言いながら一方的過ぎるではないかという不満と不信感でいっぱいになっているという住民の気持ちがあると思っています。

このような変化に対する住民の気持ちというものを市長はどのように受けとめておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれこの合併の中におきましても、やはりいろんな中で私ども行政、またさきも言いました議会との、市民との差と申しますか、温度差と申しますか、そういうものが薄くなったということも言われております。

やはりそういうことを含めて、それなりに地域とのつながりと言いますか、密着と言いますか、こういうことを今後大事にしていかなくやならないと思っております。

そういうことを含めまして、今回のこういう指針等を掲げる中におきまして、それぞれの方々が参加しやすい、また身近にあると、こういうことを痛切に感じなくやならないというふうに思っております。

先般、議会の皆様方も、公民会長との語る会もなされて、いろいろとそこあたりもまた体験されたというふうに思っております。私、自分自身もそれぞれの自治会を含め、またその自治会内に行っているいろいろと話をするわけでございますけど、そこあたりの差と申しますか、埋まらない部分もたくさんあるようでございますので、そこあたりをどうにかして、このような指針等発しながら近づけていきたい、そのように考えております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

そうなんです。議会が2月に自治会長会と語る会というのをいたしました。その中でも、市長がおっしゃるように、私たちも強く実感をいたしました。市民との共生・協働という

言葉がどこを見ても並んでいるんだけどもよくわからない。一体どういうことなんだと。そのリーダー的な役割の皆さんがそうおっしゃいます。そのことを私たちは強くやっぱり感じました。よくおわかりになっていない。市長のおっしゃる、市民と一体化したまちづくり、共生・協働で進めていく、このことが伝わっていないという事実です。

市長は先ほどの14番議員の質問に対して、自立の仕組みづくりが大事だなどおっしゃいました。これからのまちづくりは自立の仕組みづくりが大事だと。その仕組みとして多くのまちは自治基本条例をつくっているのではありませんか。そのことについていかがお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

地域づくりといいますか、住民におきます共生・協働、このことを含めて、昔と今と大分違ってきているのは、お互いに財政的な部分も一番大きな要因というふうになっております。その中におきまして、私どもは口で共生・協働と言っておりますけど、やはり住民の皆様方がそこあたりの理解というのもまだされていない部分もたくさんあるかと思っております。その中におきましてまた当初マニフェストで条例等上げていけば近づくんじゃないかなと思っておりますけど、余り拘束することじゃなく、それぞれが参加しやすい形の指針程度の中で今後進めていくほうが一番よりベターな方法じゃないかなというふうに考えております。

**○8番（花木千鶴さん）**

行政の役割を明確にして、共生・協働の中ではまずは行政の役割を明確にしないと自分たちの役割が住民にはわからないということがあると思います。ですから、そういうことを明らかにして、いかにして市民のための、市民と一体になったまちをつくっていくのかということで、自分たちのまちの基本条例を

つくろうと、多くのまちがするわけです。それは、行政の基本ルールを定めるというふうにして始められたことだと思います。では、その基本原則とはどのようなものなのかと言えば、多くのまちは、それこそそのまちが目指す姿でありましたり、基本的な政策の決定するルールでありましたり、それからどのような政策も、それをもとにつくられなければならないとか、たとえ変更することがあったとしても、その柱はぶれることがないようにする仕組みづくりでありましたりとか、でもこの自治基本条例に対して、とてもぶれなくていいもののようなものであるけれども、逆風が吹いています。それは、例えば市民と行政というふうに簡単に言うけれども、市民とは一体どういう人を指すのかという問題でありましたり、それから、多くの場合、合併のときによく言われましたが、住民投票制度というのがありました。あれは特別に別枠で条例をつくって議会で決定するという形ですが、独立した形のものじゃなくて、この基本条例に盛り込もうかという流れのあることに大変危惧をして、つまりは外国籍の人たち参政権を開く扉になっていくのだということで逆風が吹いているというのがあって、非常にこのルールをつくるべきだという場合と、この条例だけはつくらせてはならないという流れがあるように思います。そこで、愚問だとは思いますが、あえて伺います。この逆風が吹いていることに市長、懸念をされたのではありませんか。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘のとおり、住民投票等含めて、こういう基本条例の中にはうたっていかなくちゃならないというふうに思っております。今言いましたように、住民投票がほんとにその目的で合っているのかどうか、いろんなところでこの問題が起こっているのは、この点もあります。

私は、先ほども申し上げましたとおり、今回の場合は、余り拘束しないほうがやはりそれぞれの方向性を柔軟に考えられるというふうに思って、今回、この条例ということじゃなく、指針の中でとめていこうと。これを中で運用しながら、またその動向を見ながら、その先はまたいろいろと考えなきゃならないのかなと思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

住民投票については、別に基本条例をつくらなくてもできるわけです。それは、だって自治基本条例を持っていないところでも合併をしようかというときにはやったところがあります。それは議会に諮って、そして議会で、それは条例を定めなければなりません、住民の声でできることもあります。現行法でも十分できるわけです。ですから、あえてつくらなければならないということでもないだろうと私は思いますが、私も外国籍の参政権についてということには慎重であるべきだろうというのが、私は個人的な立場であります。

だからといって、この地方分権下にあつて、自治基本条例の議論を避ける必要はないだろうと思っているところです。特に、私を感じますのは、日置市をどうしていくのか、地区振興計画と総合計画の整合性について私は何度もお尋ねをするわけですが、明確にするルールがないではないか。いや、いろいろ要綱はあるけれどおっしゃるんですけども、それがきちんとしたルール化になっていないということを私は何度も指摘をさせていただいているんですが、こういう問題。情報公開というけれども、具体的にどのように公開するのかということもありません。それから、説明責任を果たすというが、具体的にどんなふうにするのかということまで盛り込まれてはいない。そういうような、こういった重要な問題をルール化する必要が私はあると思っているんですけども、そのことにつ

いて、そういう具体的なルールというものについて、市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

そのルールづくりという基本的な考え方はわからないわけじゃないんですけど、そのルールをつくって、そのルールがそれぞれに当てはまっていくか、また疑問であるというふうに思っております。余りルールをつくった中において、そのルールどおりにいくこともまたいろいろな障害が起こってくるのかなというふうに思っておりますので情報公開にいたしましても、それぞれの審議会等いろんな中におきましては情報公開もきちっとやっておるといふふうに思っております。それぞれの今の条例、また規定、いろんなものにおいても、今、現状でもできるものもあるというふうに認識しておりますので、議員のほうは自治基本条例をつくりたいという強い意思があるということは、私自分自身もわかりますけど、私はこの指針の中でいきたいということは何回も述べさせていただき、いつもちよつと議員とあわない部分は地域振興計画と総合計画とこのルール、ルールにのったということで若干そこあたりのニュアンスがいつも食い違っているというのも十分認識はしております。そういうことで、市長は市長の考え方の中で進めていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

私は、ずれているとは思わないんです。要綱の中に書いてあるとおりになっていないと、私は。そこがずれているんだと言えばそうでしょうけれども、そういうふうにしてずれていいんだろうかと思うわけです。私たちはそう説明を受けているから。そういうのを一般には、とる側からすれば、行き当たりばったりで、ほんとにルール化されていない。そしてそれが、例えば予算の配分額でありましたり、政策の決定というそのプロセスが明らか

にならないということを私は申し上げているわけですが、改革の問題ではありません。

そういうところで私は申し上げているんですけれども、条例は法的な拘束力があります。先ほど、拘束していいものかと市長はおっしゃいました。遵守しなければならないというのが条例であります。しかし、指針というのは、遵守してほしいけれども、努力義務だからお願いしますというようなものなんです。ここが大きく違います。たとえ内容が同じようなものであっても違います。指針をつくっても、どうして行政はそれをしなかったのかと言われても、努力はしたんですけれどもで終わるわけです。目的であってルールにはならない、これが指針というものです。

指針の内容については、今後詰めていくんだと言われますが、イメージするものが、策定する、語る会の皆さんもあれやと思うんですけれども、市長が、ではこの指針というものはどんなものをイメージしておられるんですか。自治基本条例のようなものをつくるというのなのか、どういうもの。ルールでもなさそうなんですけど、どんなものをつくろうと思っているんですか。

何か聞いたんです、私も。指針ってイメージわきますかと言ったら、何もわからないと皆さんおっしゃる。どんなものをイメージされているんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、さっきも申し上げておりますとおり、共生・協働のまちづくりの基本的なあり方とか、市民が参加することとか、自治体におけます自治づくりとか、そういうことをイメージした中で指針をつくっていききたいというふうに思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

まちづくりに関するものについては、それこそ今おっしゃったことが自治体の行政の目標というか、位置づけそのものでありますの

で、イメージはわかりません。ちょっとお尋ねします。先ほど指針のまちづくり条例が、指針がとてもすばらしいとおっしゃった。どんなところがすばらしいと思われたんですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、いろいろと指針が、指針のがあるわけでございますけど、さっき言いましたように、いろいろと努力目標と申しますか、拘束していない。やはり今さっき言いましたように、条例の場合はある程度遵守していかなくちゃならない。お互いが努力する、そういう姿が全般的にこの指針を見させてもらいましたら出ておりましたので、今私も日置市におきましてはこれぐらいの指針の中で進めさせていただき、またこのことでそれぞれのまた論議をしていただければいいのかなと思っております。

#### ○8番（花木千鶴さん）

このようにして、私は今回でこの自治基本条例づくりについては3回目だと思っています。私が質問するまでの間に2人の先輩方がこのことについて質問をされました。私はその様子を見せていただく中で、そして私は私なりに市長おっしゃるように、条例がなくてもつくれます。できる、現行法の中でやる、そういうことをいかにしてきちんとしていくのかということに重きを置いていました。しかし、市長が、条例をつくってやっていくという意気込みになられたので、私は、そういうのであればきちんとそれに向かっていく。柱は柱でぶれないほうがいいと思って、この質問を組み立ててきたところなんです。

今後においても、市長は政策の決定権を持っておられますので、この1年間、残された1年間、責任をもってやっていかれるのですが、決して私は、私自身が自治基本条例をつくることを推進しているわけでもありません。政策の決定をしようとする市長が前向きにやると言ったことだから、私はその問題

についてを勉強させていただき、質問をさせていただいているところです。きちんとしたまちが構築できるのであればそれでいいのではないのでしょうか。住民がそれで迷走したり、何が何だかわからない、行き当たりばったりじゃないかというまちづくりだけはあってはならないというつもりで質問させていただきました。

今日、自治基本条例だけではなくて、自治基本条例づくりも盛んになっています。議会も行政も、地方自治法の定めでやればよいのですけれども、それだけでは地方分権、地域主権化に対応できないことも事実であります。基本条例が必要になったのもそのためではないのでしょうか。市長の言葉をかりれば、指針は自立の仕組みづくりにどのように貢献していくのでしょうか。最後にそのことを伺って、私の質問を終わりといたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まちにおきます大きな方向性の中におきまして、それぞれ政策があったり、またいろんなルールづくりがあるというのは認識しております。この中で、今回の指針の中には、あくまでも行政と市民の皆様方が参加して、それぞれやっていくんだという1つの方向しかございません。今、議員がおっしゃいましたとおり、日置市がどういう方向に行くのか、政策的にどうするのか、議員からおっしゃられましたように、ぶれているとかいうような形はあるかもしれませんが、やはりこの指針をつくり、それぞれ一体化した中において、日置市というまちを市民とともどもつくっていききたいと、そういう考え方を持っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、19番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔19番佐藤彰矩君登壇〕

#### ○19番（佐藤彰矩君）

本日、最後の質問者になりました。よろしく願いしておきたいと思います。

さて、死者1万5,854人、行方不明者3,155人の犠牲者を出し、戦後最悪の災害となった東日本大震災の発生から、早いもので、今年11日で1年となりました。大量の瓦れきの処理、また原発事故の収束など課題は山積しておりますが、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

さて、私は、さきに通告しておきました3点について質問をいたします。

まず1問目、溶融事業の廃止について。これは廃止じゃなくて休止に変えさせていただきます。

この事業は、旧東市来町、伊集院町、日吉、吹上町のほか、旧郡山町、松元町の旧6町で平成9年7月に着工し、財源としては国庫補助金11億3,700万円、起債50億3,400万円、一般財源6億8,500万円、総事業費68億5,600万円の事業であります。目的としては、焼却した後の灰を溶融処理してスラグにする灰溶融施設で、導入は資源環境型社会への転換に大きな役割を果たすというものであります。その後、この事業は、毎年運営費初め特に修繕費等においては多額な費用をかけて運営が続けられてきました。ところが、今回、事業の見直しで休止となります。本市にとっては事業の一大改革となると考えております。

そこで、まず次の点についてお尋ねいたします。

1点目、施設の休止までの経緯についてどのような経緯、プロセスを経て休止に至ったのか。2番目としまして、休止になる多くのメリットが考えられるが、どのようなものが考えられるのかお尋ねします。次に3番目としてましては、CO<sub>2</sub>の削減は大事なことでございます。どれぐらいの削減が図られるのか。4番目としましては、今後、灰の処分が



考えられるが、灰の処分の会社との契約はどのようなになったのか。5番目としまして、現在、山積みされている約7,000tと言われております。スラグの処理は今後どのような処理を考えているのかお尋ねいたします。

次に、大きい項目の2番目、神之川中流域の改修についてお尋ねいたします。8・6水害後、長年流域の自治会長を中心に、県のほうへ改修のお願いを続けておりました。昨日、中流域改修計画の説明が地元の自治会長を中心に、まずございました。また、今月3月の22日には、関係する地権者に対する初めての説明会も案内が来ております。今回の計画では、御門前橋、荒瀬橋、朝日橋の大きい橋3本のかけかえを初め、左岸側を中心に、約12mぐらいの拡幅になる説明であります。総体的に考えますと、事業費も莫大な費用もかかると考えるが、地元地権者の理解と協力が何より必要と思います。

そこで、この事業は、本市においては、歴史に残る大きい事業になると考えます。中流域、伊集院町の中心部における神之川改修は、これが恐らく最後の改修になるのではないかという気がいたします。中流域の住民を水害から守るハード面においては県がすると考えますが、本市としましても事業を生かしたソフト面で地域の活性化、川を生かした歴史、文化、そしてまた観光的な環境をつくるアイデアをまた組み入れる必要があると考えます。また、チャンスだという気がいたします。そこで、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、3番目の商店街の活性化と空き家と書いてございますけれども、空き店舗対策でお尋ねいたします。

本市の商店街は、長引く社会的不況、大型店の進出、またパナソニックの撤退等の影響で売り上げが伸びず、非常に苦しい経営を強いられております。また、経営者の高齢化や後継者不足等により、商店街の空洞化が深刻

な問題となっております。その上、毎年ふえつつある空き店舗も、今後ますますふえることが予想されますが、商店街活性化及び空き店舗対策について、行政がどのようにとらえどのように対策を進めようと考えているのか、以上お尋ねし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の溶融事業の中止についてということでございますけど、溶融施設の中止については、平成22年3月12日付で「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用について」の通知を受けて検討してきました。

本市の溶融施設は、平成9年と10年度に補助金交付決定をされており、平成9年度から16年度までに交付決定された施設とする国の廃止対象設備に該当しており、また、承認に必要な条件の5項目も満たしていることで、県の廃棄物リサイクル対策課とも協議を行い、環境省に財産処分の手続を行いました。

現在、溶融施設の停止に係る焼却灰の搬出のための改造工事を行っているところでもあり、4月からセメント資源化として処理委託をしていく予定でございます。

2番目でございます。メリットといたしましては、焼却灰をセメント資源化処理委託にした場合、維持補修費、燃料費、電気使用料のほか、運転業務委託料などの減により、平成24年度から32年度までの1年間当たり1億5,000万円程度の経費削減が期待できます。また、燃料等の削減により、国の環境施策の1つである温室効果ガスの削減もでき、スラグも発生しないというメリットが考えられます。

3番目でございます。溶融炉を休止し削減できるCO<sub>2</sub>の量は、平成18年から22年までの溶融処理に係る燃料費と電気量等から試算すると、平均年間排出量768tと見込まれます。一方、セメント資源化処理に伴う

CO<sub>2</sub>増加量は、運搬土処理に係る分の合計で176tが見込まれ、この結果、溶融処理を休止し、セメント資源化処理にした場合のCO<sub>2</sub>削減は、年間592tになると予想しております。

4番目でございます。溶融設備休止後、発生する焼却灰を長期に確実に、安定して処理することが重要であり、またメーカーもセメント生産の大幅な増加が見込まれない中、現有設備能力で自治体の焼却灰を受け入れて、確実な仕事量を確保したい状況にあることから、24年度の契約結果やセメント資源化の処理状況等を確認しながら、より安定した処理委託ができるよう、契約の方法など考えていきたいと思っております。

5番目でございます。貯留してあるスラグを市民の皆様に無料で試験的に利用をお願いしておりますが、利用が少ない状況にありますので、エコレンガや路盤材利用など、建設課と一緒に取り組み、また、最終処分場の覆土材としての利用も考えていきたいと思っております。

2番目の神之川中流域の改修でございますけど、広域河川改修事業によりまして、現在、最下流部の東市来地域は整備がほぼ終わり、下流地域の大田地域と中流地域の伊集院市街地は、測量調査等を平成21年度から進めていただいております。今回、県のほうで神之川改修計画の線形などの案を作成されたとのことで、昨年12月21日、説明会を開催されましたが、神之川中流域につきましては、伊集院中央地区の7自治会長で構成されている神之川水系中流域早期改修期成会にまず説明をし、その後、校区ごとに分けて、各地権者への説明会を実施していく計画のことです。今後、河川改修計画に係る建物や橋梁などの事前調査や用地調査、それに工法等を検討するための地質調査などが考えられますが、市といたしましても説明会などへの

協力支援や資料提供など、県と一体となって推進してまいりたいと思っております。

3番目の商店街の活性化と空きテナント対策についてでございます。

円高の影響と国内の経済情勢が厳しい中、パナソニック日置工場が2年後をめどに閉鎖する問題は、下請関連企業や地元商店街への影響が懸念され、活性化のための対応が課題となっております。このため、商店街の対策といたしまして、1月上旬に市内全域の商店街と国・県・市・商工会の関係者による意見交換、1月下旬には伊集院地域5つの通り会を対象に相談会が開催され、専門家のアドバイザーや中小企業庁、九州経済産業局の職員が通り会の現状と今後の取り組みに対する考え方を聞き取りし、それぞれの通り会が抱える課題や新たな取り組みに対して助言がなされました。

相談会では、通り会同士一緒にイベントを行うなど、通り会の連携を検討したいといった意見や、空き店舗を活用して、アンテナショップを開設したいなどの相談があり、国や全国商店街支援センターの助成事業が紹介されました。相談会を通じてアドバイザーからは、危機感の共有、リーダーとなる人材の育成、通り会が連携してまとまって取り組みを行うこと。その上で、各種の助成事業や支援体制は通り会が活性化に熱意を持って取り組もうとする強い意志が重要であるといった意見や指摘がありました。

また、2月中旬に鹿児島地域振興局・市・商工会の共同で、市内の通り会員が東串良町の豊栄笑店街を研修視察し、豊栄笑店街のリーダーと熱心に意見交換を行い、参加者は、農村地域で過疎化が進む中、ハード面は日置市が恵まれているが、活性化に向けた意気込みや接客態度、団結力に刺激を受けた。やる気と元気をもらったなどの感想が出されました。

商店街活性化の新たな取り組みといたしまして、通り会の若手や後継者を中心に、通り会の歴史や枠を超えて課題を共有するため、3月上旬に商店街組織の活性化策の進め方の研修を行いました。

次のステップといたしまして、課題の共有、一体化の助成を図るため、ワークショップ形式の研修を重ね、活性化に向けた取り組みを進めることを計画していますので、今後においても国、全国商店街支援センター、県、商工会など関係機関と相互に連携して支援してまいります。

**○議長（松尾公裕君）**

ここで、しばらく休憩します。次の開議を3時10分とします。

午後3時00分休憩

---

午後3時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

**○19番（佐藤彰矩君）**

2回目の質問に入ります。

今回の溶融事業の休止につきましては、前の一般質問で私も提案を申し上げた経緯がございます。22年の3月に、今、市長も申し上げましたけれども、事業に関する通達が国のほうからあったわけがございます。そして今回休止まで進められました担当課、そしてまた現場の所長初め職員に対しましては、まず高い評価を申し上げておきたいという気がいたします。

そこで、休止に伴う財政的なメリット、今市長のほうから1億5,000万円というような数字も出ましたけれども、過去10年間における溶融事業の維持費と補修費は非常に大きい費用を講じてきたわけがございますけれども、どれぐらいのこういう費用がかかっているのか。維持費、事業債。維持費について、補修費、その辺についての説明をお願い

いたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

溶融処理につきましては、平成11年度から開始をいたしております。それで、平成22年度まで、人件費、燃料費、委託料、補修費、それらの全部を含めまして18億1,000万円程度を要しております。

以上でございます。

**○19番（佐藤彰矩君）**

10年間で18億円という多額な経費、そしてまた、建設費としましても多額な一応建設費を講じてこの事業が始まったわけがございます。そういう事業が今回休止という形になりました。我々議員としても、当時の議員としても若干の責任も感じるわけがございますけれども、市長としまして、経営者として、この辺のとらえ方をどのようなとらえ方をされるのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

その当時、一部事務組合の中でも協議を十分させてもらいました。このスラグの利用のあり方ということで、今回、こういうセメント業者等がいたら一番よかったわけがございますけど、その当時はそういうこともなかったということで、やはり基本的には環境的なものの中におきまして、どうしてもこの溶融炉ということをダイオキシン、大変大きなダイオキシン問題が起こった時期でございましたので、これが国の補助金が出るということもありましたので、その当時は振り返りますと、やはりダイオキシン等が発生しない形の中でこの溶融炉を設置したというふうに記憶しております。

**○19番（佐藤彰矩君）**

このような大きい、一般財源におきましても多額な金額、そしてまた、起債においても50億円というような大きい事業債を抱えた、そういう問題でございます。非常にこの事業については反省する点が多かったような気が

いたしますので、今後の事業の進め方についても、この事業じゃなくてほかの事業についても、よっぽど事業を開始するときにおいては気をつけて事業を始めるといことも今後よい教訓になったんじゃないかという気がいたします。

そこで、全協で若干説明があったかと思えますけれども、11億3,700万円の補助金がありました。そしてまた、50億円の事業債もあったわけでございますけれども、この両方に対してどのような形で今後は精算がされるのか、そこについてお尋ねいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

まず、基金につきましては、塵芥処理組合が解散するときに、まず、基金では5,700万円程度、施設整備積み立て基金が新市に引き継がれております。また、財政調整基金として3億2,000万円程度が新市の基金のほうに積み立てをされております。その基金をもってこれまで運営されてきたということでございます。

それから、債務としましては地方債の残高も引き継がれておまして、25年度で起債の総額の返済を終わるといこととでございます。24年度が2億7,000万円、それから25年度が2億7,000万円を超える金額になっております。

以上です。

**○19番（佐藤彰矩君）**

この事業については、事業債については交付金、すなわち普通言われる裏打ちがあったという気がいたしますけれども、この事業をやめてもこのような対象になるのか、その辺についてお尋ねいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

これをやめても、今の事業運営費は一般単独費でございますので、補助事業の部分にはのっかっておりませんので、すべて市の持ち出

しの中で運営されているというふうになります。

**○19番（佐藤彰矩君）**

それから、17年の合併によりまして郡山町と松元町が離れたわけでございます。そのときに精算金をいただいていたと思えますけれども、幾らでどのように処理がされているのか、その点についてお尋ねいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

16年の11月に廃置分合によりまして松元と郡山が脱退するというので、平成16年の10月末現在で財産処分の精算が行われております。その財産分与に係る算定割合としまして、施設整備積立金、備品及び經常費については、組合負担金の割合を定める条例によりまして、また土地・建物起債については、平成6年、施設整備事業の負担金に関する覚書によりまして算定をされております。

それで、松元町分が1億9,541万5,000円、郡山町分として1億2,480万5,000円がこの塵芥処理組合のほうに負担金として納められております。

**○19番（佐藤彰矩君）**

じゃ、その後の処理は、どのような金額になっておりますか。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

後の処理としましては、塵芥処理組合の予算の中に入っております。それから、その後、4市で今の日置市という合併になりましたので、その財産につきましては新市に引き継がれたというふうになっております。

**○19番（佐藤彰矩君）**

そのような形で今回のまた精算が始まるということで理解をしたいと思います。

そこで、次の問題としまして、今回、灰の処分について、取り引き会社が3社あったとお聞きします。そこで、どのような形でこの灰の後の、灰の処分が契約等を含めて行われ

ているかお尋ねいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

国、県等から、廃止ができるということの通知がありまして、その後、セメント業者のほうから、どうですかということで相談がありました。その内容をお聞きして、その中には運搬方法をどういう形で当社はできますと。それから、費用としては1 t当たりどれくらいの費用が出せますと。それから、単年度単年度じゃなくて、将来的には長期の契約ができませんかということなどもこちらからお聞きしまして、いろいろその業者と協議をしてきました。

それからその後、ここ半年ぐらいになって、もう一社参加するということで、ぜひ当社にもお願いできませんでしょうかということで説明もありました。そういう3社をもってどこにするかということで指名競争入札を行いまして、今契約に至っての準備をしているところでございます。

**○19番（佐藤彰矩君）**

契約に至っているということでございますけど、まだはっきりと相手は決まってないんでしょうか。というのは、この事業はもう4月から始まる事業ではないかという気がいたします。新年度の予算においても4,600万円というような新年度の灰処理の予算が計上されているわけでございます。また時間がたつと、今灰をプールしているわけでございますけれども、プールにおける限界というものもあるんじゃないかという気がいたします。いつごろからプールし始めて、今その灰のプールについてはどれだけの量になっているのか、まだ余裕があるのか、その辺も含めて、どこの会社といつごろそういう契約になるのかお尋ねいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

今、この前入札をいたしまして、その結果、宇部興産に決定をいたしております。（発言

する者あり）灰の量は、今、見込みとしましては700 tを超えるというふうな数字で考えております。（発言する者あり）それから、3月の中旬まで工事をいたしますので、熔融施設をとめております。それで、1月いっぱいまでの灰については、処分をいたしておりますけれども、2月、3月の灰については、今ストックされているという状況でございます。そして、4月になりましたらそれを搬出していくというふうに考えております。

**○19番（佐藤彰矩君）**

灰を運ぶ今度は工程になるわけでございますけれども、その灰というのはやっかいなもので、飛散が心配されるわけでございます。そこで、何か聞くところによりますと、水を加えてどうこうというようなことでございますけれども、その運ぶ工程、また水を加える、その辺についての説明をお願いいたします。

**○市民生活課長（有村芳文君）**

今、その搬出するための工事をやっております、その中に加湿器1基というのを工事をしております。それで加湿できると。セメント会社によっては加湿割合が10%から20%という数字を示しておりますので、業者とまた相談しながら、その割合を決めていきたいと思っております。

それから、まず運び出すときには、フレコンで持っていく場合と、それからダンプに密閉されたようなダンプで運ぶ場合がございますので、それをどちらにするかの協議をしていくことになると思います。

**○19番（佐藤彰矩君）**

今回の場合は、運賃、またこの処理費が一応トン当たり幾らというような積算になっているような気がいたします。よって、水を加えることによって、たくさん水を加えればトンがふえるわけでございます。ですので、その水加減というのが非常に問題になるんじゃないかという気がいたします。ですので、こ

の加湿器において10%というようなその水加減は調整できるのか、その辺について、どのようになるかお尋ねいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

この加湿器で操作をできるというふうに思っております。

○19番（佐藤彰矩君）

今回の事業の休止については、多くのメリットがありました。あると期待しておきたいと思えます。年間1億5,000万円から、私の積算からすると、場合によっては2億円ぐらいの財源の捻出ができるんじゃないかというような、そういう大きい問題でございませうけれども、この灰の処分の工法としまして、選択肢としてもう一つあったんじゃないかという気がいたします。市長。

というのは、先週現場に見にいきました。最終処分場の容量というのが、非常に大事に使った関係で、延命策をとっているということも言われますけれども、非常にまだスペースがたくさんあるようでございます。聞くところによりますと、あの最終処分場の延命、今後の問題として70年近い延命的な年数が考えられるんじゃないかというようなことも言われております。

そこで、この灰をあそこに処理、最終処分場に処分するという方法は、最初、経緯は聞いておりましたけれども、その経緯、話し合いをする中で、その方法としては話にならなかったのか、その辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、最終処分場がありまして、今容量的にはあるというのも認識しております。ただ1点だけ、今回の塵芥処理場、これは鹿児島市という部分でございまして、土地は日置市の所有ということでございます。今後の建てかえも含めまして、やはりこういう灰等を含めた中においては置かないほうが

いいと、そういう選択をさせていただきました。今後、これを建てかえするまた時期がいつかあるというふうに思っておりますので、なるべくこの最終処分場は使わないでいかなければ、やはり鹿児島市との協議がございまして、今も10年に1回の中では協議をしていかなきゃならないという大きなそういう課題があるということでございますので、そこあたりはご理解してほしいと思っております。

○19番（佐藤彰矩君）

そのような事情は理解いたします。

そこで、実は鹿児島市の横井の処分場、あそこも今回休止になっているそうです。そして、灰の処分はどうされますかということで、どこの会社と契約されましたかというちょっとお聞きしました。ところが、横井の場合は、鹿児島市の場合は、どことも契約しておりません。灰は最終処分場に処分しますということで、よって、鹿児島市の場合は3億9,000万円のそういう財源が新しく捻出されたというような話でございました。よって、本市におきましてそういう方法をとれば、今回4,600万円の灰の処分費が浮いてくるという論理も生まれてまいりますので、今後の課題として、市長が申し上げました鹿児島市との兼ね合いもありますけれども、そういう選択肢もあるということを入れていただいております。

次に、神之川の問題でお尋ねいたします。

今回の工事で、この前の説明によりますと、現在ある荒瀬井堰が今の場所より16mぐらい下流のほうに新しく新設されるということでございます。また、今、川の中、そしてまた城山公園内の山の中を合計4カ所ぐらい地籍調査が、もうボーリングが始まっております。そういう中で、特に左岸側においては、川沿いに今4mの管理道路が最終的に計画されているようでございまして、こういうところを生かしながら、城山公園、そしてまた新

しくできる井堰ダム、そういうものを生かした公園、そしてまたやがては南薩線の軌道敷地内を生かした新しい新設の道路等も今後考えられるという気がいたします。

そういうことで、県のほうはハード的な基本設計が今の段階だろうと思いますけれども、その基本的な設計が表示されると同時に、市のほうも、今後、新しいこういう機会はめったにないわけですので、市としての注文を、あらゆる市民からの、地域からの意見を聞きながら、市としてのアイデアを県のほうにお示しする必要が早い時点にあるんじゃないかという気がいたしますけど、その辺についての市長の考えをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

私、自分自身も今回の改修の詳しい図面といますか、そういうのはまだ説明を受けておりません。今、基本的なものだけだというふうに思っております。その中におきまして、今ご指摘がございました親水公園を含めた公園のあり方、こういうことを含めて、やはり今後県と一体化していかなければ、今回、神之川の下流のほうは終わったわけなんですけど、その中流域、大変、事業費が物すごい形の中でかかると。建物の移転を含めてそういう部分が予測されますので、このことについては事業費が何年でできるのか大変時間も要するのかなというふうに考えておりますので、今後、県と十分打ち合わせもさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

ただいま市長が申し上げたとおり、非常に莫大なこれは事業費になろうかと。日置市においても、歴史的事業的になるんじゃないかというような気もいたします。それぐらいの大きい事業で、百年に一回とか、もう今後ないんじゃないかというような事業になります。それゆえに、市としてもしっかりと悔いの残らないような注文とかいろんなアイデアを出

しながら、早目に取りかかり、早目に県のほうにお願いを注文していくということが大事だろうという気がいたします。

小さく申し上げますと、川に対する下り口とか、それから堤防においても修景的なもので、ハード的な防災だけの堤防じゃなくて、市民が川に憩い潤う、そういうような川と親しむそういう環境、階段的な堤防、そういうのをつくったりする必要があるという気がいたします。そしてまた、場所においては、階段だけじゃなくて車でもおりられるような、今徳重橋の駅前の方にございますけれども、ああいう場所によっては車でおりられるようなそういう場所の呈示とか、それは地元のほうから要望しなければ、県のほうはなかなかそういう計画はしないだろうと、予算上。そういう気がいたしますので、そういうところも早く計画を、市のほうでも把握しながらしていただきたいという気がいたします。

それと、次に橋の問題です。橋が荒瀬橋、御門前橋、それから朝日橋、この3つの大きい橋がかけかえということになります。そこで問題になるのが、御門前橋の問題です。あの御門前橋の場合は市道でございまして、ある程度市のほうの管轄にも入ろうかという気がいたしますけれども、これに対する市長の何かアイデアはないですか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどもちょっと申し上げましたとおり、まだ具体的に市との協議というのは始まっておりません。その中で、御門前橋、大変古い、ここは市道の関係でございまして、あと2つについては県道の管轄の中で橋が位置しているというふうに思っておりますので、さきに申し上げましたとおり、今後具体的に説明会等含めて、また私どもも県との、また市との打ち合わせ、こういうものも十分させていただきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

あの御門前橋は、歴史上、妙円寺梅林の入り口の橋ということで、非常に今アーチ型の鉄筋の橋ということで、余り県内にない橋なんです。そういう橋、そしてまた、欠点としては離合が難しい、非常に幅が狭い、そういう欠点もございます。ですので、今後においては、あの橋や妙円寺詣りで遠くから歩いてこられた方があの橋を見て、ああ、疲れたけどもようやくたどり着いたなあという、感激するような、そういう橋の目印の橋ということにぜひつくべきだろうと思います。ですので、早目早目に、そういうような注文もつけながら、パスというような見本的な絵としても、市のほうで描きながら県のほうに注文するというのも大事だろうという気がいたしますので、その辺はぜひ検討していただきたいという気がいたします。

また、あとの荒瀬橋とか朝日橋の問題も、橋というとそのまちの目印になるんです。初めて来た人たちは。ですので、そういう目印になるような特色ある橋の欄干とかそういうような高欄的なものをぜひ計画してほしいという気がいたします。例えば、川内の場合は高欄を綱引きの綱の模様をしたそういうふうな手すり、そしてまた、霧島の丸尾ですか、あそこは太鼓をもじった、太鼓の形をしたそういうふうな修景事業でやっているような気がいたしますので、ぜひ橋3本においても、それぞれ特色あるような橋をつくるべきじゃないかということを提案申し上げておきたいと思っております。

今回の事業は百年に一回と言われる事業であります。県だけに任せるのではなく、自分たちのまちづくりでありますので、市としましても、少々負担金はかけても、後世に残る、次の世代の人たちが、あのときいいものをつくってくれたと、事業を進めたことが大事だったというようなことを言われるような今回のこの神之川改修においては、中流域は特に

そういう気がいたしますけれども、最後にこの点についての市長の、今後の問題でございますけれども、市長の私見的な、個人的な意見を賜っても結構ですので、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特にこの神之川の改修というのは、基本的には8・6水害、平成5年ということで、もう約20年近く前のことで、この河川改修をしなきゃならないということで、私もその当時を含めて県のほうに陳情した経緯がございます。そういう中におきまして、基本的に今ご指摘がございました防災上の問題、また親水的な川、両面が考えられるという部分があるかというふうに思っておりますので、今回のこういう改修につきまして、県とも十分打ち合わせをしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

次に、商店街の活性化、空き店舗対策についてお尋ねします。

実は先般、総務委員会で出水のほうに行ってまいりました。パイオニア、そしてまたNECの撤退ということで、大型店のダイワも撤退をし、跡地は福祉施設になっておりました。非常に商店街としても大変な今状態であるということで、ああいう話を聞いて、日置市においても今後どうなるかという非常に心配しているところでございますけれども、市長は恐らくこの出水市の状態も把握されていると思っておりますけれども、どのような感想をお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

2年前、出水市のほうもパイオニア、NECという撤退のあおり、またそれぞれの商店街におきます衰退ということで、いろいろと懸念をしているとはお聞きしております。私どものこの市におきまして、パナソニックが昨年11月、このような状況になり、大変



この商店街を含めた中で危惧している1人でもございます。こういうことを含めて、新たなまちづくりをどうしていくのか、新たな商店街づくりをどうしていくのか、やはりそこあたりが大きく問われてきている昨今でございます。そのような中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、それぞれ商店街の方々自体が意識を変えていただかなければ、このことはどうしても脱皮をすることはできない。また、それに加えて、新たな新しい大型スーパー等もこの近隣にできているのも事実でございます。そういうことを乗り越えていくには、それぞれの通り会を含めた方々の意識を変えていただき、また、自分たちの商店街がどうあるべきなのか、十分ここあたりも意見をお聞かせいただきながら、市と、また商工会、県とともにこの政策というのをやっていきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

そのような状況であり、まだまだ日置市においても今後厳しい環境が待っているような気がいたします。ですので、早目、早目にある程度打開策を考えなければいけない状況にあるという気がいたします。

そこで、出水市は2つの工場の撤退をしましたがけれども、下請企業初め中小企業、そういう業者の倒産とか廃業が割り少なかったと言われておりました。というのが、ここはある程度資金の面で融資を市が中心になって、商工会と、商工会議所としながら、3年間無利子の支給というものをされたということでございました。そのおかげで、非常に中小企業を初め商店の店主たちが助かったというような経緯がございました。今後、日置市においてもこのような事業の考えというのは、市長、ございませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、出水市と若干違う部分がこの商店街

のあり方というのが私はあるのかなと思っております。特に、商店街の中に出水市の場合にはNECとそういう大型工場が撤退する中の衰退、私どもこの地域は、このパナソニックが撤退するという部分よりも、新しいスーパー等が入ってきた。それにおける商店街の衰退ということが懸念されております。そのようなことを総合かんがみながら、特にパナソニックだけでございますと、ちょうどあと2年ぐらいございますのでいろんな手はまた打っていききたいというふうに思っております。その中で、今後商店街の皆様方がそれだけ融資といいますか、資金を借りたいという意欲があるのかここあたりも、運転資金じゃなく、そういうふうにして事業展開を変えていく、そういうことも商工会とも十分打ち合わせをし、また実態を調査して、そこあたりをまた私ども内部でも検討もしていきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

今、市長の話を聞きますと、非常に理解し、また内容が把握されていると理解します。そこで、この商店街の救済策として、市長、具体的にどのような方法を考えていらっしゃるのか、お示し願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今の現況じゃ大変難しいご質問であろうというふうに思っております。さっきも申し上げましたとおり、今回はいろいろと商店街におきます国、県のお話をお聞きしておりますけど、いろんなそういう資金的な面とかそういうご援助というのはありますけど、内容的に、どうしたらこの商店街がするの、私もまだその企画立案、そういうものをまだ持っていない1人でございます。国でもお尋ねして、どうしたらここがよくなるのか、そういうことをしても、一遍どおりの商店街の市が頑張らなきゃならないという言葉しか返ってきません。その中におきまして、やはりいろ

いろと資金の問題とか、また助成金の問題とか、こういうもろもろも県また国のほうにもお願いしていかなきゃならないし、市単独の中でも大変難しい部分もございますので、ここあたりを十分考慮した中で、今後この救済策というのを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

市長はいつも、商店街みずからが自主的に商店街の再生に取り組もうとする姿勢や、事業主のやる気と熱意が大切であるというふうな言葉を発せられております。現在、商店街の店主並びに青年部の人たちも、何かやろう、何かせんないかんという気は十分あるんですけども、なかなか事業の糸口、そういうものがわからない。そういう関係でございます。そこで、こういうようなものを努力はしているんですけども、行政側、指導者、商工会として、こういう補助事業があります、こういう事業がありますけれども取り組まれませんかというような、そういうような、例えば馬引き型と牛追い型という言葉がございます。今まで市長は、牛追い型的な、自分たちでやれ、そして後からサポートはするよという姿勢でございましたけれども、場合によっては馬引き型的な、こういう指導を行政のほうでこういう事業を見つけて、そしてまたこういう方向づけを指導するという方法はどうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、後押しをする行政のあり方、それとも、そういう事業をしてこれやってみたらというそういう先駆的な形の行政の引っ張り方、両面があるかというふうに思っております。今の現状をその中におきまして、この銀天、中央、この向江町を含め、それぞれの空き店舗もたくさんございます。また、基本的には高齢化した部分もたくさんございます。そうする中で、この青年部の皆

様がほんとに糸口を見つけていられないというのも事実でございます。この流通協会というのが日々変わってきた。昔の商店街のあり方ということではなされない、そういう流通を含め、いろいろとパソコンを使った物品販売を含めて、ただ顔が見える商店街では大変難しくなってきたのも事実でございます。そういう新しい一つの商売のあり方というのを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

今さっきご指摘のとおり、いい補助金等も創設できればいいわけなんですけど、今、この時期の中でそういう方法で商店街を活性化する、大変難しい部分もございます。

ちょうど私も「まちの駅」という1つの会を入れておりまして、そこに宇宿の商店街の河合さんという方がおりまして、いつもそういうお話もさせてもらっております。鹿児島県のあいう谷山の中で宇宿商店街、大変いろいろの工夫をしております、いかにしたらあいう大型店と競合しながらでもこの商店街の皆様方をどうかお暮らしをしていただくような工夫もしております。そういう方々と今もセッティングをしながら進めさせてもらっておりますので、何かまたいろいろと宇宿の河合さんたちを使いながらでもやっていたらいいのかなというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

現在、商工会を中心に、講演会、また研究会が行われております。そういう中で、商店街活性化支援策でありますけれども、行政からも担当課の職員が出席してサポートしているような気がいたします。その中で、婦人部を中心に社会貢献事業、そういう中、また集いの集会場づくり、そういうところを今回計画をされているようでございます。そういう期間的には短い期間でございますけれども、そういうのができたら、市長もぜひ足を運ん

で、見ていただきたい。そしてまた、アイデア等も、いろんな意見等もしていただき、市長も参加してまちづくり、商店街づくりをご協力いただきたいという気がいたします。

それから、空き店舗の対策についてお尋ねしますけれども、現在、空き店舗が、伊集院が20店、それから東市来が30、日吉が1、吹上が10ということでございます。特に、空き店舗率を考えますと、東市来の本町通りが48.5%、半分は空き店舗という状況です。このような状況になりつつあり、また今後、まだ進むんじゃないかと、大型店の進出等で。となりますと、まちの形態、まちの様子というのは、非常に、あのまちは、日置市は、東市来のまちは、伊集院のまちはと、まちの活性の代名詞的なものになるんです、この商店街というのは。

そこで、市長としても責任を感じ、また何とかせにやいかんだろうというのが今までのいろんな話の中で出てまいりましたけれども、この空き店舗対策で、ほかのまちで空き店舗に対して進出、新しく開業する人にそれなりの支援をとる施策をとっているまちがございます。本市においてはこのような事業を推進する計画はないんですか、市長。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、まちの趨勢と言え、シャッターがずっと閉まっておいて、それが大変地域のバロメーターになっているというのも1つでございます。特に、今ご指摘がございましたこの空き店舗の中におきまして、どういった方が来られてまたどういった店をするのか、ここあたりも十分精査しながら、市としてできる部分がどこなのか、家賃補助なのか、また一括した形の一時金なのか、こういういろんな制度設計というのは考えられるというふうに思っておりますので、そういうところをしているところをまた研修も、担当のほうにさせながら、また商工会と一緒にあってこ

の空き店舗対策を考えていきたいというふうに思っております。

#### ○19番（佐藤彰矩君）

この先進地の資料から見ますと、最初、開業する準備金として10万円、そしてまた1年間だけ月々5,000円というようなそういう事例でございます。ですので、そう多く、毎年毎年多くのそういうふうな開業があるわけではございません。しれていると思います。ぜひこのような事業は組み入れていただきたいという気がいたします。1店でもまちによっては空き店舗が開業してくれば非常に華やかになるし、またまちの様子も違ってまいりますので、この辺は早急に配慮していただきたいという気がいたします。

というのは、また特に本市は定住促進対策事業で補助金の事業を今回始めるわけです。50万円という、新築ですけど。こういうものも、空き店舗に入ってきた場合は、これと同じような理由になるんじゃないかという気がいたします。ですので、こういう空き店舗が開業し、そしてまた繁栄すれば市民税も入ってくるし、それなりの備品に対する固定資産税も含まれるわけです。そういうことを考えれば、十分投資する価値があるんじゃないかという気がいたします。よって、そういうような対策をぜひ今後は考えていただき、今非常に困っているこの商店街、そして個々のお店、こういうものを今後行政としても何とか守っていく責任があるという気がいたします。ですので、そこを再度、もう最後になりますけれども、市長の考えを、商店街、そしてまたそういう空き店舗対策、全体的な商工業に対する思いを聞いて、終わりにいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ先進地的な事例として今金額等がございました。そういうことも十分今後研修もさせていただき、今回、特に定住促進とい

いますか、これはちょっと見解の中で違う部分があるかと思っておりますけど、やはり本市として大変人口対策というのをやらなきゃならない大きな課題がございまして、商店街につきまして、この商店街の活性化というのは大事なことでございます。その中で、市民がこの商店街とのそれぞれの買い物を含め、この大型店舗が来る中において、大変どちらを選択するのか。安売りをしながらでもそういうところに行くのかどうか、そういう中を含めて、やはり地域におきます中心地街の活性化という意味では、1つでもお店があるほうがいろいろと防犯を含めてにぎわってくるというふうに考えておりますので、これは今大きな宿題をいただきましたので、本年度中に十分精査もしていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

以上で一般質問を終わります。

---

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程を終了しました。

あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時55分散会

第 4 号 ( 3 月 1 6 日 )





本会議（3月16日）（金曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
6番	門松慶一君	7番	坂口洋之君
8番	花木千鶴さん	9番	並松安文君
10番	田代吉勝君	11番	大園貴文君
12番	漆島政人君	13番	中島昭君
14番	田畑純二君	15番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	長野瑳や子さん	19番	佐藤彰矩君
20番	成田浩君	21番	宇田栄君
22番	松尾公裕君		

欠席議員 1名

5番 上園哲生君

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君



介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

おはようございます。一般質問の2日目、トップバッターを命ぜられました。通告に従い質問をいたします。

まず最初に、消防行政についてであります。

地域住民の生命や財産を守り、安心・安全なまちづくりのためには、消防団の役割は大きいものがあります。非常備消防としての団員の確保は、各地区大変苦勞されていると聞きますが、現実的には各方面団十数名の欠員が生じているのも事実です。今伊集院方面団を中心に、再編に向けて車庫の新築やポンプ車の導入が計画的に進められてきていますが、①その中で方面団定数の見直しや、消防団員の定年制の考えはないかを伺います。

②水利等条件の悪い地区においては、消火栓の設置や防火水槽の新設及び補修等は、要望どおりに進んでいるのかをお伺いいたします。

次に、2番目ですが、江口浜荘跡地に完成した「えぐち家」の現状についてであります。

民間活力を利用して、えぐち家として開業して半年近くになりますが、経営の状況はどうかを伺います。特に東市来地域の住民にとりましては、建設を待ち望んでいて、いろいろな面で期待も大きかったわけでありまして、

その中で、①地元の雇用者数は何人ぐらい

でしょうか。

②地域農産物の利用状況はどうなっているでしょうか。

③温泉施設の利用者数はどのようになっていますか。

④地元の飲食店組合との連携は。

⑤運動公園施設を利用した各種大会やキャンプ宿泊等の現状はどのようになっているかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消防行政について、まずその1でございすけど、現在613の定数に対して568名の実員で、45名の不足でございす。日置市になってから条例定数は変わっておりません。地域を守るため、日夜努力してくださる消防団員の皆様方の定数は、減らすべきものでないと考えております。特に、今回の東日本大地震を考えた場合、時期的にも減らすべき時期でないと考えているところでございす。

また、定年制につきましては、団員不足の時期であり、今制度化することはできないと考えております。

2番目でございす。消火栓につきましては、毎年上下水道課で各地域3基程度を新設・補修しているところでございす。

防火水槽につきましては、22年度に東市来地域に40tの防火水槽を設置しております。また、今後は各地域地区振興計画の中でも要望されている部分については、中山間整備事業・農村災害対策整備事業で主に設置していき、当てはまらない地域につきましては、一般会計の中で計画していかなければならないと考えております。

2番目の江口浜荘跡地に完成した「えぐち家」の現状について、その1でございすけど、昨年10月末に民設民営でオープンして

4カ月余りが経過したえぐち家は、市内外からのお客様に、宿泊・宴会・温泉を利用していただいております。

えぐち家で就業している従業員数については、従業員総数36名のうち日置市民が23名で64%の割合を占め、その内訳は、社員は11名中5名、パート25名中18名となっております。

地域の農・水産物の利用状況については、江口蓬莱館などからの賄い材料の約2割に当たる食材を利用しております。

温泉施設の利用につきましては、オープン以来、宿泊者利用が約1,500名、温泉の一般利用は、1日平均100名で約1万2,000人と、多くの方に利用をいただいております。

地元の飲食店組合との連携につきましては、2月の広島国際学院大学硬式野球部の合宿において、湯之元の仕出し屋に昼食の手配を依頼したほか、湯之元の各飲食店にえぐち家のパンフレットを置いてPRに努めており、今後につきましても、一層の連携を図りたいという意向でございます。

運動公園を利用した各種大会やキャンプにつきましては、これまでの実績といたしまして、大会参加で大学のバスケットチームが1団体、合宿では、高校のソフトテニス部と、大学の硬式野球部が各1団体の延べ481名の宿泊の利用がありました。

今後の利用状況といたしまして、大会参加のための少年野球、小学校ソフトボール、高校ソフトボール、高校女子ソフトボールのチームから、延べ262名の予約を受けている状況でございます。

以上でございます。

### ○3番（東福泰則君）

1回目の答弁をいただいたわけですが、まず最初、消防行政についてであります。

定員は613名のうち568人ということ

で、45名が欠員というようなことではありますが、今この時期にというのなんですが、私、各消防団の編成表を見てもみますと、4つの方面団、旧町からのその場のずっと引き継ぎというか、それで定数も変わっていないということでございますが、これを見て東市来が124名、伊集院が205名、日吉が118、そして吹上が156という定数であります。

これ見たときに、それぞれ一概に比べるということはできないわけですが、この中で団員の定数算定基準というのものですか、そういうのは何かあるものかどうか、そこを1点伺いたします。

### ○消防本部消防長（吉丸三郎君）

消防団の定員についての基準というのは設けてございません。常備消防については、いろいろ基準はありますけど、消防団については基準は設けてございません。

### ○3番（東福泰則君）

消防団の組織については、日置市の消防設置に関する条例で定められておるわけで、何人が適切かというようなのがあるのかなあと、思って私も質問したわけではありますが、特になんないということで、旧町からの引き継ぎでなっているというのは、現実だというふうに理解をするところであります。

この定数、今伊集院方面団を中心に車庫と、そして消防車のほうも今年度の当初予算にはもう2台上がってきて、車庫も飯牟礼に建設ということで予算が計上されておるわけですが、そうなると、今までの小型ポンプであると、このような205名もいるかなと思うと、一概にどうかなあと思う面もあります。

そういうので、当然装備が変われば、人員も変わってきてもおかしくないんじゃないかなあという観点で考えますと、果たしてこの人員はこの機会に装備と車庫、見直す必要があるんじゃないかなあという、これは多いか少

ないとかそういうもんじゃなくて、この機会に見直すべきじゃないかなということで質問したわけでございます。

この点について、各方面団のバランスにつきましては市長、消防長につきましてはどのようにこの結果を見て考えられるか、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

定数につきましては、旧町から引き継いでおります。現在伊集院地域のほうにおきましては、今まで部でございましたので、分団組織に今再編をしております。

今ご指摘ございまして、機械従事者等含まれた中のそれぞれの定数、これも一つの基礎にはなるというふうに思っておりますけど、この1年間に、四、五年振り返りますと、基本的に非常備消防団、大変それぞれ昼間は仕事を持っておりまして、基本的にすぐ駆けつけてくることもできない状況でございますし、また今最近、大変搜索といいますか、こういうことが消防団において大変多くなってきている。

ただ消防団員というのは、ただ消防の火事とかそういうものじゃなく、そういうことが大変多くなってくれば、大変多くの団員確保というのは必要であろうかと思っております。

毎年30人程度の入れかわりがあるわけなんですけど、それぞれ充足はしていませんけど、そういう全体的なことを考えれば、私はこの定数というのは変える必要じゃなく、また努力目標としてそれぞれ方面団において団員の確保をしていただくし、その中で方面団、分団ということをしたのも、今まではそれぞれ部ということで集落単位といいますか、自治会単位とか、そういうものでも編成されてきましたけど、幅広く分団組織をし、分団の地域から確保ができる、そういう形もとりたいという部分の中で、今回再編もしたということでございます。

#### ○3番（東福泰則君）

定数の見直しについては考えないと、それはそれでいいです。部の組織、私は東市来方面団の組織というのはすっきりしてこれで十分、これが模範じゃないかなというふうに考えておるわけです。

と言いますのは、特に我が上市来分団を見ますと、高山分遣隊ってあるんですが、そこはもう団員が1人か2人しかいないというところ、いう現実です。

そういう中で、同じ分団とすればそっちに、その地域から本来あるべき姿なんですけど、幅広く分団と考えれば、そういう形でくくって広くカバーできるという考えであります。ここにはもう伊集院方面が4つの部とか、各集落単位だろうか、地区単位だろうかそこあたりのくくり方は別としまして、そういう中でありますから、ぜひそうすると団員の確保もある地域を限定すればもういないけど、もっと大きくして、お互いカバーし合う体制であれば、欠員というのはよりカバーできるんじゃないかなというような考えもするもので、こういうことで組織も見直すというのは枠組みを少し大きくして、お互いにカバーし合う、装備も変わればそういう形で、今後検討する価値があるんじゃないかなということで今回質問したわけです。

その点については、消防長でしょうか、いろんな会議の中で消防委員会、また幹部会等であるかと思いますが、そういう中で今後検討される気はないか、もう一度確認をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘していただきましたとおり、幅広く地域を広げていかなきゃならない。今回の伊集院方面団の分団再編におきましても、基本的には小学校区、小学校区ごとに分団を結成いたしまして、そこから団員の確保を図るということで、今ご指摘ございました東市

来におきましても、それぞれ小学校区ごとに分団がございますので、そういうことを基準に伊集院方面団のほうもやっております。

吹上にいたしましても、また日吉におきましても、基本的には小学校区、伊集院地域については特に大きい、広いわけでございますので、こういう大きいところは2つぐらいあった形の中で分団組織をやっております。

今、ご指摘ございました定数不足をしている部分について、年次的にでも充足を図っていくよう考えていかなきゃならないというふうに思っております。

### ○3番（東福泰則君）

それではわかりました。

あと団員の定年制のことでありますが、若干矛盾する面もあるかもしれません。団員が少ないのに定年制をしいてどうなのかというのはありますが、ある地区においては、上がつかえていると、入れないという弊害があったり、またこれはもうやめてもらえんのだろうか、団員に長年苦勞したのにいうのも、本当失礼な話で、本当消防出初め式で50年という表彰をされる方を見ますと、本当二十で入って70ですよ、消防団は18歳からということになっていますが、50年間も本当消防団員として働かれ、本当頭も下がるし、本当その間の苦勞というのはいくつでは言えない、我々も尊敬するわけですが、そういう中において、例えば分団の中で5名なら5名地区であるのに、上がずっと詰まっていると、入りたくても入れないというような感じも一部聞いたこともあって、若干そうだよなあと言いながらも、定年制というは何歳が適当か、それぞれ今もう70でも80でもまだ元気で現役な農業もするし、元気な方々、車も運転されるという方もあって、一概には言えませんが、何かそういうところである程度区切りがつけられたら、うまく団員の確保も地域によっていくのかなという面もあるものですから、

そういうことを定年制というような話、ここで持ち上げたんですが、それにつきましてはいろんな幹部会とか、そういう消防委員会の中で話は出なかったものかどうか、その点を一つ。

### ○市長（宮路高光君）

幹部会、消防委員会含めまして、この定年制、論議もさしていただきました。地域におきましては、そういうだぶついているところもあるようでございますけど、定年制の前に、入団する年齢を幾らにするのか。これも今回いろんな形になりまして、23年度入った方が、六十七、八ぐらいの方が入団されたということで、もう定年制もなんですけど、地域でこういう部分もあるものですから、やはりしゃくし定規にはめた形では大変難しいし、六十何ぼの方々が入団されてきて、大変体力的にも気力的にも大変すばらしい方でしたので、入団を許可したと、こういう例もございますので、当分こういう入団にいたしましても、定年にしても各地域の方面団のほうにお任せして、体力・気力のある方は、ある程度の年齢でも入団していただくし、またある程度の気力・体力のある方は消防団としてとどまっていたきたいということで、今の中できちっとした形のこういう年齢制限というのは設けない中で、消防団活動をやっていきたい、さように考えて、幹部会のほうでもこのことについては了承しております。

### ○3番（東福泰則君）

そう言われてみると、ああ入団は18歳からなっているけど、何歳が限度かと言われればそういう面もあるし、それは地域によってやむを得ない事情もあるということではありますが、一応そういったこともいろんな観点から考える必要もあるかなということで、定年制の是非について今回質問したわけでありまして。これでどうこうせえという問題ではないんですが、一応一つの考え方として提案した

わけでございます。

それから、条例を見てもみますと、伊集院地域消防車・車庫施設建設整備事業補助金交付要綱というようなことがあって、これは伊集院地域だけに、あっこんなもんあったんだなと思って、私も今回初めて伊集院地域だけ建設にあって、100万円以上半分とかいうことがあるんですが、これはいろいろと各分かれて、自治会単位で建設した経緯があるようなことで、こういう補助金で車庫を管理されているというようなことでありますが、これらは伊集院地域だけというような形で残っているのかどうか、ちょっと疑問を持ったものですから、この点について答弁願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に旧伊集院町におきましては、消防団の車庫を含め、自治会ごとに自治会の主体でやっております。その中である程度の助成金、補助金で建物を建てておりました。ほかの地域は全部それぞれ行政でやっておりましたので、まだ今この再編が終わるまでこの要綱は残り、再編が終わりましたらある程度全部市のほうで建物等もつくれ、終わりますので、こういう条例等廃止していかなくちゃならないというふうに思っています。

#### ○3番（東福泰則君）

多分、この改編が終わるまではこれを生かして対応していくというようなことで、私もそういうことを思って、ふとこの項目は今まだ生きてるんだなあというようなことで、使用実績は別としまして、そんなことを思ったわけでございます。

ほかの3地域はそれぞれ行政がしたり、また旧消防後援会あたりで建てたというような経緯なんかも地区によっては聞いておりますが、そういうことでこの要綱がまだ生きてるんだなということを質問したわけでありまして。

消防団の本当任務は、昨年度も美山のほう

では捜索3日間、それと新年早々伊集院のほうではえびののほうのというふうなことで、消防団がおるからこそ心強く、いざ一声で何十人も集まってくると、これがボランティアで来てくれといってもなかなか集まってくれない、集まらないという、特に平日はそういうふうなこともありまして、消防団は本当大事にしていかなきゃ、また行政もフォローできるところはバックアップを最大限していかなくちゃならないということを予算の中にも反映されてるといふように私は思っております。

今年度操法訓練が隔年ごとにあるというようなことで、その予算も訓練に1,400万円ぐらいの予算で大会に向けて、各分団、方面団頑張っておる姿を見て非常に頼もしく思ったところであります。行政だけじゃなくて、地域住民も団員の確保ということは心がけて、また我々も進めていかにやならんということ考えております。

以上、消防団1番につきましては終わりました。次に②ですが、消火栓の設置とか、防火水槽の新設というようなことは、年に3基というようなことで、みんな中山間の事業や農村事業なんかを通じて計画的に進んでいるというようなことですが、特に修理、結構昔の古いものに対しては、古い防火水槽等には水漏れが多くて、そういう箇所があってなかなか修理してもらえないという現実があるんですが、そこあたりどのように対応されて、今回予算には3基補修というような形で組んであるんですが、なかなか我々も点検を分団がしてあるんですが、実際半分ぐらい少なくなっていたとか、いうのもなかなか修理がすぐ対応ができない現状にあるんじゃないかと思えます。その辺についてはどのように考えておられるか、答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

今新しく設置することも大事なことでございますけど、修繕というのも大事なものであ

るというふうに思っております。

幹部会等におきましても、それぞれの箇所の点検をし、また幹部会のほうに修繕の要望も上がってきております。このことについて、それぞれ職員が出向いていきまして、それぞれの現状を把握して、本当に悪いものから年次的にやると、そういう考え方でございますので、何カ所という部分じゃなく、必要とすればそういう水漏れ等があれば、予算というのは今後も編成して、早く修繕し、一定の水は保たれるような防火水をしていかなきゃならないというふうに思っております。

### ○3番（東福泰則君）

我々も点検で気づいた都度、報告してできるだけ早い早期な対応を、今幸いにも火災がない状況で、ほかはあるんですが、そういう水利の不便なところで火災が起きていないのが現実でいいことなんです、いざというときのための防火水槽でありますので、ぜひできるだけ早い対応を今後もとっていただきたいというふうに思っております。その点はよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、備品のことなんです、各方面団からホースの傷みが激しく、特に東市来方面なんかホースの購入の要望を聞きます。各分団の備品の状況はどうなっているのか、更新計画とかそういうのはあるのかどうかを聞きます。本当今予算的にも消防の厳しい状況であります、計画でされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

### ○消防本部消防長（吉丸三郎君）

備品関係の質問でございますけれども、24年度については一応団に対してのホースは計画しておりません。22年度の中で36本購入いたしまして、各分団に支給しております。24年の中にはホースは入れておりません。

以上です。

### ○3番（東福泰則君）

前のことを言えばおかしいかもしれませんが、前は申木野備蓄基地がある関係で電源何とか交付金というのがありまして、それで定期的に分団内も補充はされていた経緯もありまして、24年は計画されていないということですが、ぜひ各分団の要望、現状をよく把握されて、特に操法訓練なんかやると、すぐ傷みも激しいし、また各分団それぞれ訓練通じてホースの点検等全部使ってやる訓練等も計画されている、そういう事態がありました。ぜひ計画的に値段的にもそう安くないというふうに思っていますから、ぜひホースのほうも、全部を一度に充足するという面は難しい現状にあるかと思うんですが、ぜひ前向きに24年度ないということですが、必要ならば補正でも対応していただけるものかどうか、そこあたりの現状をよく把握して計画されるものかどうか、考えがあるかどうか、お伺いしたいです。

### ○消防本部消防長（吉丸三郎君）

今後備品の考え方については、各4方面団を考えながら当然調整していかなきゃならないと思います。また、当然ホースですので、あらゆる現場で水漏れそういう部分が多く見られるようだったら、大至急にまたそういった購入の方向をまた考えていきたいと思っております。

### ○3番（東福泰則君）

ぜひそのように現状をよく把握されて、要望があったらできるだけ早急な対応をお願いしたいと思います。

1番の消防行政については一応これで終わります。

次に、えぐち家の件ですが、民間経営にどこまで我々口出されるかというんで、思って、東市来におきましては、本当住民が望んでた施設でもあります。また、今現実を聞いてみますと、業務されているということなんです、市長として最初計画の中で3企業体とし

て提案された、こういうような提案されたことに対しまして、市長は運営的に今のままで全体的を見て、どういう所感で、うまく行ってるんだなあというふうに感じを持っていらっしゃるのか、そのあたりの全体的な感、お願いしたい。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、民間の皆様が企業体という形の中で、10月末にオープンしたわけでございまして、この間を見さしてもらいまして、さきもありました従業員36名いらっしゃるようでございます。その中で、若干料理長を含めた中におきまして、退職されたり、人の確保というのが大変難しかったというふうに思っております。

そのような中で、食堂等を常時あけることができなかつたり、そういうものも多々あったのかなと、お客様からもそういうクレームもあったというふうにお聞きしております。

基本的に今後、やはり人の充足というのを十分考えていただきたいし、また、多くのリピーターをどう確保していくのか、ここあたりもいろいろと宣伝もしておりますけど、私ども民営ということでありますけど、今後どういう形の中で利用状況とか、またいろんな人の問題を含めて、こちらとしても関与していく必要があるかというふうに思っております。

私もあそこに行ったときはいろいろと従業員の皆様方から聞いたり、いろいろ課題、そういうものもお伺いしておりますので、また、すぐ社長ともそこあたりの部分も打ち合わせをさしてもらっておりますので、今後、まだまだ大変、こういう飲食店というのは時期によっては大変お客様の少ない時期があったりしております。

特にこの場合につきましても、今運動公園を含めた合宿、またそういう大会、こういうものにおきましても、なるべくそういうもの

の、えぐち家を使っていただけのように、私ども行政のほうもそういう推進をしておりますので、今後ともえぐち家の関係者の皆様方と十分連携をしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○3番（東福泰則君）

私も地理的条件、環境をまだ生かし切っていないんじゃないかと。当初開店したときはいろんなトラブルがあって、いい印象は地域住民思っなくてがっかりした面もあつたり、また昼間レストランもやっていないし、お客さんがあつたときには連れていこうかと思っても、予約制でなきゃいかんとかあつて、その点は当初と少し違うなあと思ひながらも、これは営利企業ですから、やってくれと言ってもお客さんがなければできないということもあるかもしれませんが、せっかくいい景観の中で、レストランもあれだけの敷地を確保しているのに生かし切っていないんじゃないかと。もったいないなあという気もするものですから、人に本当あそこはいいよと本当は勧めていきたい反面、まだそういうところが少し残念だなあと思うし、また入浴客との、宴会をしたときに入浴に行こうといつても、別枠で代金を払うというようなことで、旧江口浜荘の考え方はよくないんですが、ふろもいいよというような形であったんですが、そういう使う人たちに対する利便性は少しないのかな、欠けてるな、少し半額でも、値引きでもして利用してもらえとか、そういった対応なんかも今後とっていつてもらいたいなあ、いけたらなあという住民の希望もあつたりまたするものですから、少し生かし切っていないんじゃないかなあ。

初期投資で温泉を引くのに約6,000万円ぐらいでしたか、そのぐらいの投資をしたわけですので、できるだけ住民にもいろんな面でもカムバックできればなあという点もあるものですから、今後そういうふろ、そして



露天ぶろとか、今後夏に向けてのビアホールとか、そういったことなんかもいろんな機会を通じてどうだろうかと思診するのも一つじゃないかと思うんですが、市長、その点の考えは。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございました入浴の問題、宿泊、入湯税の問題含めて、宿泊のうちに入るのか、ただそこあたりが若干入湯税の問題でそれぞれ取られているというのも聞いておりますので、何か一つ工夫していかなきゃならないのかなと思っております。

今ご指摘ございました、また今後の活用の問題、露天ぶろもビアガーデンも含めて、また、えぐち家のほうにはそういうご提言もしておりますし、また、えぐち家としてもあそこのグラウンドゴルフ場等も今後ドームも含めて、また市の施設でございますので、一体化した形でやりたいということもございましたので、そこあたりも24年度中にえぐち家とも十分打ち合わせをしながら、あそこがばらばらの形じゃなく、ああいふドーム、またグラウンドゴルフ場も有効に活用しながら、そこで宿泊し、またそこで昼食をとる、そういう形も両面をまた一緒に考えていかなきゃならないというふうに思っております。

**○3番（東福泰則君）**

まさにそのとおりで、また今後お願いしたいなというふうに思っております。

最後の質問になろうかと思いますが、農産物、地産地消じゃないんですが、2割程度、特に蓬莱館使っているというような形であります。酒類あたりももう全然地元からとっていないということで、余りメリットがあるない等は別として、というようなことも、酒なんかもうディスカウント関係で全部入ってくるようなことを聞いたものですから、そこあたりもどんなものかなあということもあって、できれば地元、そして先ほどもありましたが、

飲食店組合との連携と、そういったことでタイアップしてるというようなこともあるんですが、本来は飲食店組合から出向くべきなのか、逆に宴会のお客様を引き込むとか、宿泊のお客様を湯之元温泉に飲食で引き込むとか、そういったお互いにやるべきことで今後していけば、お互い相乗効果もあるんじゃないかと。

それとまた、スポーツ施設というようなことで、大学のバスケットチームやソフト、少年野球なんかも今予約が入っているというようなことで、非常にうれしいことではありますが、我々が施設として民営化して誇れるということ、ぜひそういう施設であってほしいというのがあるし、また、特に日置市には行政視察にもいっぱい見えるので、今度受け入れるときには宿泊をぜひあそこにしてというぐらいの自信を持って言える体制でも持っていければ、さらにいいんじゃないかというふうに思っておりますので、今後そういった面もあらゆる面でえぐち家との連携をとりながらやっていってもらいたいということもあって、最後の要望になったかもしれませんが、一応そういうことで質問終わらさせていただきます。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

**○16番（池満 渉君）**

昨年のパナソニックの閉鎖問題は、他人事のように感じていた国や世界の状況を目の当たりにするものになりました。今回も4人の同僚議員から関連する質問が出ております。

シャープの亀山工場は、青森県など約10のライバルを抑え、三重県と亀山市が総額135億円の立地補助金、税の減免も条件に誘致に成功した会社であります。しかし、そのシャープも2002年に操業、2006年

に第2工場を建設したにもかかわらず、2007年には最大150億円の立地補助金を条例制定した大阪府の堺市に新工場の建設を発表しました。

立地からわずか7年の2009年には、世界の企業間の競争、景気減速、円高などにより約3,000人いた従業員の1,500人を削減し、亀山工場の稼働率を4割まで落とし、亀山第1工場の設備を中国企業に売却することも発表をしております。

このような状況を見ると、企業とは臨機応変の存在であって、分散する工場は雇用調整の機能も含み、片や立地する地域の側は企業ごとに柔軟に対応できない構図がはっきりしています。数千億円をかけた大規模な工場であっても、長期に地域に立地し続けるとは限らないということでもあります。

そこで市長に質問をいたします。今回のパナソニックの問題を今後の教訓としてどのように生かすのかということでもあります。

マスコミなどでも既に報道がありますが、財政、人口推移など、閉鎖により予測される現時点と完全閉鎖後の影響について、改めてお示しをいただきたいと思えます。そして、予測される減収を補うためにどのような方策をおとりになるのか、質問をいたします。

本県の誘致企業の第1号であったパナソニックは、大企業で、もちろんこれまで雇用や税収など本地域への貢献度も高かったわけですが、それだけに状況が一変した場合の影響は多大であります。これからの企業誘致は中小でも多種多様な方向へ転換すべきで、工場等立地促進補助金も弾力的な運用が必要だと思えますが、いかがですか。

あわせて、企業誘致推進委員会の活動状況はいかがでしょうか。外部からの誘致を推進すると同時に、地場の企業の育成にも力を注ぐべきであります。民間企業の動向などを研究する専門部署の設置は必要ありませんか。

働く場があることが人口減少を食い止める一つの手だてであり、持続可能な日置市の建設につながります。市長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

国や自治体の基礎となる社会の経済情勢は厳しさを増している。パナソニック問題を教訓として、本市の企業誘致、雇用の場の確保・創出についての方向性の転換を図るべきと思うというご質問でございます。

現時点での予想される影響額につきましては、固定資産税の土地、家屋及び償却資産については、毎年1月1日現在で課税されますので影響はないと思っております。住民税は1月1日現在の住所地で、前年度の収入に対して課税されますので、このことも今の現時点は影響はないと考えております。法人税は、事業所の廃止届が提出された時点以降の税収は減となると考えております。

完全閉鎖後の土地についての固定資産税は変わりませんが、家屋及び償却資産について減少することになれば、その分の固定資産税は減収すると考えております。住民税についても、市外転出や収入減になれば減収になると考えております。ご指摘のとおり財政的には最大1億円程度の減収が見込まれます。

人口の推移については、日置市内の従業員が約300名、家族構成で単身、夫婦子供世帯などさまざまで、その3倍から4倍の方がいらっしゃると思っております。市といたしましても、日置市に住んで再就職していただけるように関係機関と協力して支援していきたいと考えております。

予測される影響額は、さきも申し上げましたように、市税で最大1億円ということですが、固定資産に係る約5,200万円が、納税者が変更されても税収はあるというふうに思っております。

特に今市民税におきまして、さきも申し上げましたとおり、市内の方は約300名程度ということで、この人が全部出たときにおきましては、影響があるということになるかというふうに考えております。

法人税につきましては、今均等割の約40万円という均等割だけいただいております。というのも現状でございます。

このようなことを含めながら、来年以降に影響は出てくることはあるのかなというふうに思っておりますけど、この約4,800万円程度影響があるというふうに考えておりますけど、減収になった場合につきましても、地方交付税で需要額と収入額を含めた中で約3,600万円程度は交付税にまた算定されるというふうになるようでございます。

ですけど、財源不足というのは否めませんので、市税の徴収率の向上や市有地、未利用地の売却等を充てながら、この減収に対して対策を補っていくし、また歳出面におきましても、義務的な経費を含めて投資的な経費におきましても、十分このことにチェックを入れていかなきゃならないし、スクラップ・アンド・ビルド、この方法を使いながらやっていかなければ財政的に大変厳しい状況であるというふうに思っております。

そのような中におきまして、きのうも出ました公共施設の維持管理におきますものにつきまして、どうしても今年度の予算の中におきまして、全課を通しまして一般財源の枠というのを決めていって、必要最小限の中に優先順位の中から維持管理におきます補修等をやっていかなければならないというふうに考えております。

また、日置市工場等立地促進補助金の対象につきましては、製造業、ソフトウェア、研究機関施設等であり、新設の場合につきましては、新規に地元雇用者数が10人以上、設備投資額の総額から工事等に係る用地の取得及

び造成に要する経費を控除した額が1,000万円以上で、市と立地協定することの要件となっており、補助金の額は設備投資額の1割で限度額は3,000万円とやっております。増設及び移転の場合でも、新規地元雇用が5人以上10人未満のときは限度額が1,500万円となっております。

今ご指摘ございましたとおり、本当に多種多様な中におきますこういう立地補助金、今後、この要件等もある程度見直しをしながらいかなければならないというふうに考えております。

今の誘致に対します担当部署の中におきまして、専門部署の設置と、こういう専門部署というのは本当に大事であるというふうに思っておりますけど、私どもの市の職員の定数を含めた中におきまして、それぞれ兼務という形もさしてもらっております。それぞれ専門部署を置いているところもございまして、私どものこういう小さい市の中におきましては、今後におきましても兼務をしながら誘致活動をやっていかなきゃならないのかなということで、今のところこういう専門部署ということは考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分とします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○16番（池満 渉君）

このパナソニックの問題は、一地方自治体だけでは語れない大きな問題だということは私もよくわかります。そして、その影響額の予測というのも難しいこと、これも理解をし

ておりますが、まず、関係者及び関係企業への対応をしっかりとやるべきことは当然であります。現在就職の活動とか、そういったことも応援もされておりますけれども、直接的には予測される損失をどう穴埋めするのか。そして最も大切なことは、今回のこの教訓をどう生かすのかということだろうと思います。

とりあえず現時点での影響額、完全閉鎖後の影響額などを答弁をいただきました。もちろん、答弁の中にありました再就職など、市内での再就職などによりすべてが減るわけはありませんけれども、リスクは最大限に評価しておかなければならないというふうに思います。

この24年度にはさほど影響が見えないのではないかというような答弁でございましたが、私は徴収率の低下が幾らかあるんじゃないかということを心配をしております。来年度の24年度の予算に計上した税収、パナソニック関連の税収ですが、徴収率はクリアできるのでしょうか、そこ辺はいかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回182名が一応3月いっぱいまで辞めるということでございます。今それぞれの関係機関の皆様方と再就職に全力を尽くしておるところでございまして、今の現時点でどれだけの方が再就職が決まったか、ちょっとまだデータも持っておりませんし、またこのことについてはまた会社とも十分打ち合わせをしながら、そのデータ収集も集めていきたいというふうに考えております。

今ご指摘ございましたとおり、最大影響というのは先ほど約1億円程度というのは述べさせていただきましたけど、基本的に1月1日現在の住民税を含めた中の徴収率、特に再就職される方、また失業保険をもらわれる方、さまざまであろうかというふうに思っております。

その中で、失業保険でも今の現時点の給料

じゃなく、約80%か70%程度しかもらえないというのも事実でございまして、その中で9カ月か10カ月間、人によってそれぞれ違うんですけど、その間は失業保険等でももらいながらやられるというふうに思っております。

そういう方々が、今ご指摘ございました住民税が今までは特別徴収といって会社から引き落としいたしますけど、これは普通徴収のほうになってしまいますので、若干のこういふ方々に対します税の負担というのは、大変前年度の所得ですので、大変これは大きな額だと思っております。

そういうことで、また直接的でも分納制度を含めてやらなければ進まないということで、さっきご指摘ございましたとおり、182名、約90名ぐらいは市内の方でございまして、こういうことを十分配慮しながら税の担当のほうとも打ち合わせをしながら今後進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

徴収率は非常に難しい問題であります。最大限努力をしてあげて、しかも納税者の方々には、いわゆる利便性をとといいますか、配慮していただきたいというふうに希望いたします。

このパナソニックの撤退・縮小ということで、いわゆる本社の機能というのがどうなるか、今後ですね、ということと、それによって所有する資産、この所有権などはどうなのかということは、このことは確定はしておりませんか。

それから、答弁がありました最大1億円ぐらいを影響額と見ているということでありましたが、その1億円の中に完全閉鎖をした後の、いわゆる生産ラインなどがとまった場合の償却資産の課税ができないというような現象が起きた場合の減収分、それから本社が集

約されて、こっちのほうに本社がなくなっただけとか何とかといったような場合の法人税などの減収分もこの1億円に加味されているのか、確認をいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも答弁いたしましたように最大限1億円程度ということでございます。このパナソニックの形態は、土地が九州松下の所有、建物が本社、このように分かれておきまして、ここあたりの関係の中におきまして、納税通知の一本化ではないということでございます。

今ご指摘ございました償却資産、このことにつきましてもラインがとまった中におきまして、どれだけの課税をするのか、とまった時点でそれぞれ考えなきゃならないというふうに思っておりますし、お話をしている中で本社と先般2月の時点で話をした中におきましては、約8月か9月の時点において、どのラインをとめていくのか、これを会社としてきちっと整理をして報告をするということでございましたので、また本社機能におきましても、長岡京のほうがこのパナソニック関係におきまして本社がございまして、特に一番考えていくのは、あそこに開発部隊というのが約100名ぐらいですけど、その部分は若干恐らく早く本社に吸収されていくというふうに思っております。

そのほかにつきまして、特に福井県のほうに魚津のほうにどのラインを移していくのか、ここあたりは8月か9月にならないとわかりませんので、またその現時点において私どもも対応していきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

これも影響の中で人口の推移ということでもあります。これも非常に難しいことであると思いますが、一番望ましいのは、地元で再就職をして残っていただくということだろうと思います。

そこで、この従業員300名の中で182名が退職の意向だというようなことでしたけれども、それぞれの300名のその後、就職先の状況などをお示しをいただきたいと思っております。

つまり、パナソニックに残るのが差し引いた分というふうに考えていいのか、そして残る人たちは地元でなくてすべてよそのほうに行かれるのか、それから182名の方々の就職の状況などは地元なのか、県内なのか、県外なのか、そういったような大枠の現時点での分類というか、様子がわかればお示しをいただきたいと思っております。

あわせて、この協力会社といいますが、いわゆる下請という言い方をしておりますけれども、協力会社で人員削減などの影響はないのでしょうか。ここ辺の影響があれば、そこら辺の実態もお示しをいただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にパナソニックの従業員は600名いらっしゃいまして、さっきも申し上げましたとおり182名が3月ということで、あと400名ぐらい残るということでございます。この182名の方はどうしても移転といえますか、転勤といえますか、こういうできない方が主でありました。

その中におきまして、600名のうち300名が日置市、182名のうち今回やめる方のその半分約90名ぐらいが日置市であるというふうにご理解をしてほしいと思っております。

さっき出ました協力会社のほうでございますけど、それぞれ先般も協力会社のほうに会社のほうからも説明があったということでございまして、さっきも申し上げましたとおり、上半期、約9月までが上半期でございますけど、この間においては、それぞれ仕事が減るということはないということもお聞きしてお

ります。

さっき申し上げましたとおり、今後のプログラムというのは8月から9月まで会社のほうがつくって、どのラインをとめてどのラインを当分残す、こういうことがはっきりわかるというふうに思っておりますので、今現在、約400名ぐらいまだ会社のほうに残るということでございますので、その方々がまた転勤するのか、もうやめていくのか、ここあたりがまだ実態的にわからないということでございます。

さきも申し上げましたとおり、182名のこの方々は、3月が終わった後に、4月の間に会社とも打ち合わせをしながらどこかところに再就職したのか、それぞれ失業保険をもらったのか、これ所管ともよう打ち合わせをしていけばデータは出ますので、私どもはとりあえず今考えていかなきゃならないのは182名の皆様方の動向ということが一番考えなきゃならないし、400名の方はその次の段階でいろいろと動向もまたその次の対策というのもやらなきゃならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

このおやめになった方々の再就職の動向とかなんとかというのは非常に把握をするのは難しいと思います。一人一人がここに就職が決まりましたからカウントしていただきとかなんとかという報告もないでしょうし、そこは難しいと思います。

今回のパナソニックの閉鎖のニュースが出たときに、いわゆる詳しい会社の状況、今後どうなるのかということがわからずに、私たちは非常に右往左往するというような形になりました。実態をつかみにくいということは、企業の意思決定機関——本社長岡京市でありますので——が地元存在しないということが一番だっただろうと思います。そういったことも教訓にしなければならぬと思います。

ここに出水市のNECとパイオニアの工場閉鎖に伴う総務企画委員会の調査報告書があります。市長のほうにも提出があったかもしれませんが、閉鎖2年後の23年度の出水市の税収は、閉鎖前の20年度に比べておよそ4億円が減ったと。経済損失は単純に計算して年収500万円の人が1,000人いた場合、50億円が予測されるというような報告書があります。

出水市は人口が約5万5,000人ほどで本市と大体似たようなところであります。従業員4人以上の事業所は110ございますが、この110の会社に働く人はおよそ4,600人です。この110社の会社のうち、電子産業が5社なんです。この5社に4,600人働く人たちの中で1,600人が働いているわけで、このうちの1,000人が失業したという形になります。

110社の出荷額およそ1,000億円ですけれども、そのうちの5社の出荷額はそのうちの400億円ということで、非常に大きいものであります。閉鎖後の出水公共職業安定所の有効求人倍率は0.22倍まで低下したというのが出水の状況であります。いかにNECとパイオニアの存在が地域の経済活動で大きかったのかがわかるというふうに思います。

今回のことで本市は出水市ほどは影響はないのかもしれませんが、今話をしました出水市の従業者の動向、それから出荷額の割合などを本市に当てはめた場合、今回のことが本市の産業構造の変化あるいは雇用、そういったものについてどのような影響を与えたのか、分析をされておりますか、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まだそこまでの分析はしていないわけですが、21年の工業統計におきまして、電子部品関係に日置市6社程度ございますけど、261億円程度が製造出荷額であつ

たというふうに思っております。

その中におきまして、今回こういう縮小・撤退という方向に入っていくわけでございますけど、22年度の数值、まだ23年度も出ないわけでございますけど、ここあたりの数値的にいきますと、大変製造出荷額というのは減ってきている。23年度の統計見ても、また24年度においても、パナソニック関係でも約200億円程度以上の今までの製造出荷額がございましたので、大変大きな影響は出てくるというふうに思っております。

出水と若干形態が違う部分もあるわけなんですけど、先般、ニシムタのほうの社長さんがおいでいただきまして、この雇用状況というのちょっとお話をさせていただいて、今約140名ぐらいいらっしゃるということで、そのうち日置市内の方は100名雇用したと。今回のこういう閉鎖する部分もございまして、またセブン・イレブン、ヤマダ電機、こういう若干内容は違うんですけど、雇用確保というのはちょうど閉鎖する形とまた雇用される、そういうのが相対している部分もございまして、また今シチズンのほうでも増設をしていただき、またユー・エム・アイのほうでも増設をしていただいております。

そのような関係の中で、私どもも日置市内の雇用というのを最優先して、いろいろと誘致活動をやっておるわけでございますので、製造業だけでなく、そういう交流を含めた形の中で雇用をしていただくことが一番最大限な形であろうかと思っております。

さきも申し上げましたとおり、誘致をするときにこういう製造業だけに頼っていくことは大変大きな今後リスクになりますので、今回のパナソニックのこういう形を教訓にしながら、私どもも誘致活動というのも十分いろいろと詳細にわたった中で誘致をしていかなきゃならないのかなと、そのように今回のパナソニックで考えさせられました。

#### ○16番（池満 渉君）

教訓といいますか、そういったようなこともお話をいただき、答弁もいただきましたけれども、影響から予測される減収分という、それを補うものの中にどうしても交付税というのは非常に期待しにくいというか、変な言い方ですが、市長の口から当初で交付税というのはやっぱりなるだけ言ってほしくないという気がするんです。

ご承知のように、火の車の国の中から本当に金が出るのかということも私も思っておりますので、そこ辺は安全に確実にというところを分析をしていただきたいと思っております。

基本的には、市の行財政改革、そういったようなラインに乗って平素の事業の見直しも絡んでくるわけですが、今回は特にパナソニックの閉鎖という突発的な変化に対応するものであります。

1に、やっぱり事業などももし見直すべきものがあるということも質問をしたんですが、現在、一つお伺いをしますが、2,300万円ほどを出して公共交通の確保という意味で、これまでいちき串木野市から3号線を通して、パナソニックを経由しながら空港までのバスを運行しておりました。

いちき串木野市は、撤退をするということでありましたけれども、鹿児島県の補助は当然幾らかあるにはしても、今後もこういったような2,300万円という事業を続けていけるのか。鹿児島中央駅まで行けば、1時間に五、六本の空港行きもございまして、そういったこともどうなのかということなど加味しながら、24年度からの空港バスの路線の今後の予定についてお示しをいただければと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

空港バスのことにつきましては、交通会議のほうでも4回ほど論議をさせていただきました。今ご指摘ございましたとおり、24年

度から串木野のほうは撤退するというので、今ご指摘のとおり22年度の実績によりますと、約2,300万円程度県の補助を合わせてしなきゃならないということでございました。空港におきまして、乗客数というのが大分減っているという事実でございまして、これは新幹線に食われたのかいろんな形の中でありました。

そういう中におきまして、24年度の計画でございますけど、当初始まったときは1,200万円の補助金でございましたけど、これが倍ぐらいの補助金になってしまいました。

この見直しということで、とりあえず24年度の中におきまして、当初の1,200万円、これを限度とすると、こういう見直しもさせていただきます。この1,200万円の補助、県と合わせて補助をするわけでございますけど、24年度の実績等を見ながら勘案をしていかなきゃならない。特にパナソニックにおきます乗客の数も恐らく減ってくるというふうに思っておりますので、単年度単年度こういう事業等も見直しをしていかなければ、永遠に続くものじゃないということで、交通会議のほうで24年度を見た中で25年度はどうするか、こういう判断をさせていただきたいというふうに空港バスの路線については、交通会議の中で決定をさせていただいたところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

賢明な判断をされたんだというふうに思います。ただこの1,200万円を限度とするということで、この中で県からの補助金というのが見込まれておりますか、その額をお示しをいただきたい。

それから、路線としていちき串木野市はもう入らないわけですが、どこからどのような路線でせつかくのこの路線ですので、市民の利便性を高めるという意味では路線変更など

はあったのか、そこ辺をお示しをいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

ちょっと県の補助金は後ほど報告しますが、今回今まで5路線という形で5便出てまいりましたが、今回の中におきまして、会社から提案したのは、日吉から1便を出すと、日吉を通過して江口蓬莱館、湯之元を通過して直接空港まで行く、これが新規に1路線入り、また今まで湯之元日吉線に走っておったバスと直結して、湯之元から始発をしていくと、こういう会社としてもリスクを負いながら今後新しい提案をいただきました。

さきも申し上げましたとおり、いちき串木野市のほうも24年度からということでございますけど、決算が9月ということになっておりまして、その部分では9月以降の中においては、いちき串木野市のほうも入るということで、4月から3月という年度じゃなく、9月から10月、こういう年度で今回の交付金の補助金要綱はなっております。

だから、24年度の中におきましては、9月以降が串木野のほうはもう出しませんが、9月まではまだその部分で前の年度の中で若干の助成はいただかなきゃならないというふうには思っております。

そのようにして会社としても、便数を1便、6便今回ふやすということで、そういう状況をも乗客数をふやすためにそのようなこともし、日置の日吉支所のほうに駐車場に1台確保して、そこから出ていくという方向になったようでございまして、ある程度会社としても改善を図ったということで、交通会議のほうでは1年間、この便数を含め1,200万円の限度でございますので、会社として経営が成り立つのか、通常でいけば今まで2,300万円もらっても経営が成り立たないということを1,200万円でもやるんだという一つの方向を見せていただきました。



で、また日吉からの便も1便ふえたということでございましたので、交通会議の中では1年間様子を見て、その後25年度は判断しようという方向になっております。

**○地域づくり課長（高山孝夫君）**

ただいまありました県の補助金の関係でございますけれども、大体市の出す補助金の約半額程度は県からいただいております。ただ、赤字が多ければ県の補助の上限額がありますので、頭が打ち切られておりますので、その分が市の負担額がふえるということになります。

ただ、先ほど市長が申し上げました1,200万円の上限に対する補助金というのは、600万円程度が見込まれるということでございます。

以上でございます。

**○16番（池満 渉君）**

公共交通会議の皆さん、賢明な判断をされたというふうに評価をしたいと思います。歳出を抑えて、そしてさらに利便性を高めていくというような判断に感心をいたしました。ただ、一企業として果たして存続ができるのかというような心配もありますけれども、とりあえずは安心をしたところであります。

もちろん先ほどから言いますように、パナソニックの本市に対する貢献度は非常にこれまで高かったし、私は感謝をしております。たまたま世界情勢いろんなことでこのようなことになりましたけれども、残念な結果になりましたが、このことで本市のこれからの企業誘致の方針、先ほど市長も述べられましたけれども、それから産業構造の状況、そして雇用の創出ということについては、どうあるべきなのかということについて、今回この件から市長が学ばれたことを、先ほど一部答弁されましたけれども、そこ辺も含めてどのようなことを教訓にされたのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

合併いたしまして7年たつわけでございますけど、合併当初、企業の誘致のあり方ということで、大変論議もいたしました。その中で外に出て行ってそれぞれ東京、関西、こういう誘致活動をするのか、基本的には内部の地元の企業を優先していくのか、この論議をさせていただいた中で、基本的には日置市としては地元の企業を育成していくんだと、そういう中で異業種交流会というのを22社つくらせていただいて、今まで7年間参ったわけでございます。

そのような状況の中で、市としてはあえて県外のほうにそれぞれ専門部署をしてはいかなく、地元の企業を創設、その中で雇用をしていく。また工業団地等含めて、県を通じた中で、県の大阪、東京、こういう企業誘致の懇話会等には今までも出てまいりましたけど、改めてそれを多くは知りませんでした。それよりも地元の企業を押し、企業立地を含めた中におきまして協定もたくさん結んでいただき、内部の企業の皆様方を充実させていきたいというふうに思っております。

基本的にさっきも話ございましたとおり、半導体、製造業、これが一番雇用をする部分においては大変多くの雇用というのがあります。ですけど、今の工場新設というのとは昔と違って、大変多くのロボットといいますか、こういうものを使いながら大きな会社であっても、人の雇用というのは大変少ないというのも事実でございます。

パナソニックが約40年前した場合については、大変人の人件費の安い中においてされたということでございますけど、大変こういう雇用は大変難しいということでございまして、特に企業の誘致については、私は鹿児島、日置もですけど、食品にかかわるもの、地元産にあるものの加工を含めた、これを最優先していくことにおいて、景気、不景気、これに左右されなくそれぞれ仕事が存続できると、

そのように市長は考えております。

今後におきましても、やはりそのようなことを踏まえた中で、今回のパナソニックの閉鎖を含めたことを教訓にしながら、そういう誘致に対します業種の選定というのも十分配慮した中で今後とも進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

私も全く賛成であります。いわゆる地域を興す地元の企業、地場を興していくということは、これはもちろん企業誘致来れば拒むわけではないんですが、進めながらそういったことをやっていくというふうに力点を置くというのは、賛成でございます。

一部に偏り過ぎると、もしもの場合にダメージが大きいわけでありまして。そこで、現状の点検と申しますか、現在本市に立地する企業群、異業種交流会とおっしゃいましたが、そのような会もございまして、そこ辺でも結構ですし、主だったもので結構です。本市に立地する企業の状況、そこ辺を業種あるいは従業員の数などについてお示しをいただきたいと思っております。いわゆる多種多様にわたっている状況なのか。そして一部が大企業としてたくさん雇用しているんじゃないかと、ある程度の人数の企業がこれぐらいありますよというようなことを現状をお示しをいただきたいと思っております。詳細ずっといなくて結構ですので、主なる企業で結構でございます。

#### ○市長（宮路高光君）

私どもの日置市には主なる工業団地といえますか、清藤、皆田、藤元、亀原、この4つの工業団地があるわけなんですけど、この状況を見ますと、11社ございまして、その業種別におきましては、製造業が10社ということで、その中で電子部品等が5社、食品が3社、医療機関関係が1社、ソフトウェアが1社、そのような状況になっております。

この11社全体で約719人が雇用されて

おりまして、日置市出身者が377人ということで、52.4%が地元雇用であるというふうに思っております。

特に地元雇用率の高いところでは、皆田のほうに日腸工業というのがありますけど、ここは92.5%が地元、また清藤工業団地にてまひま堂というのが新しい、あれニンニク卵でございますけど、ここは68%地元雇用であるということでございます。

以上でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

幾らか安心をしたところであります。バランスがとれているというか、そのような業種業態を誘致してきたというか、本市の場合はバランスがとれているというような気がいたします。

もちろん先ほども言いましたが、そのほかに進出したいという企業があれば、それを拒むわけではありませんが、企業誘致そのものは積極的に今の状態でやっていきたいというわけで、働く場を創出するという努力をしていかなければなりません、基本的にはこういったようなバランスのこと、業種のばらつき、偏りが無いようなバランスのことなども頭に入れておかなければならないと思っております。

この進出したい企業側の状況、思いというか、企業側の要求というのもあると思うんです。そういったことに柔軟に対応しなければならないと思っておりますが、そこで再度質問をいたしますけれども、工場等立地促進補助金、この内容について幾らか見直しなども必要ではないかという答弁でございましたが、この中で、第3条補助対象者の第1項用地取得費及び造成費を除いた設備投資額が1,000万円以上としておりますが、ここ辺ももう少し、例えば半額の500万円でも下げてみていいのではないかとこのように思います。

それから、第3項の地元の新規雇用者の数であります。増設あるいは移転ということ

では5名以上ですけれども、地元の新規雇用者数が10名を超えるものというふうになっていますけれども、ここ辺ももしかしたら5名でもいいんじゃないかという気がいたします。

あわせて、第5項の用地なんです。用地の取得については、もちろん流通業に限られておりますけれども、土地開発公社から取得するという条件がつけられておりますので、ここ辺も開発公社の土地でなくても、違法などは別としても、いいところであればそこ辺も認めるというような幾らかの柔軟性を持つべきだと思いますが、こういった3つぐらいのところは市長はどうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ここの中で一番大きなのは、工業団地、土地開発公社の土地という部分がございます。この今現在、土地開発公社の土地というのが、工業団地としてはもう亀原団地しか残っておりません。

その中で、私どもは取得というより、この工業団地についてはリースという形をとらしてもらって、基本的には来る方々は土地の安い取得をしやすい、そういう条件でございます。

今後、今議員がご指摘ございました土地開発公社でもない土地に、こういうこともさっきも申し上げました見直しというのは、こういうものも見直しをしていかなきゃならない。

それから、今ございました雇用の人数の問題、これも見直しながら金額もそれに応じてすればいいのかなというふうに考えておまして、今後いろんなさっきも申し上げましたとおり、全国的なこういう誘致合戦の中で企業としては補助金がたくさんあるところに行くと、これはもうだれでも考えることでございますので、ここあたりの市としての受け皿、また私どもが身の丈に合った企業誘致をするには、ここあたりも十分見直しをしながら、

それぞれ適宜に合った形をやっていく必要があるということで、今後、24年度中に要綱等も見直しをしていきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

現在、リースの物件で立地をしている企業についても、公募しているということですよ。そういうことですね、わかりました。

それから、企業誘致推進委員会でありますけれども、この条例を見たときに、そして答弁をいただいた内容を聞きますと、企業誘致を推進するというよりは、むしろ誘致企業の審査委員会みたいな感じになっていないかという気がするんです。

ですから、ここ辺は活動の実態と名称をもう少し考える必要もあるような気がいたします。実際現況では、企業誘致の仕事は企画課が中心となって進めているわけですが、そこ辺の委員会の名前というのはどうなんでしょうか、市長。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、企業誘致推進委員会というふうに名目はして、今おっしゃいましたとおり、会社のいろんな定款またいろんな資産と、こういうものをチェックするという一つの機関になっております。

このことにも大事なことは、ある程度のそういうチェック機関がなければ何でもかんでもというわけもいきませんので、ここあたりの名称もまた今後内部で検討しながら、そういう機関を含め、またこれはもう内部の副市長以下それぞれの方々がこういう委員会のメンバーに入って、企業のそれぞれの収支、また年間を含めた経営といいますか、そういうものを推進して、これが妥当であるからそういう補助金等を出そうという形になっておりますので、ここあたりも今ご指摘ございましたので、十分検討していきたいというふうに思っております。

## ○16番（池満 渉君）

ぜひご検討をお願いをしたいと思います、実態に合ったものに。

今回の教訓から、私は本市と似たような自治体、県内の自治体の例を二、三調べてみました。

出水市のように全従業者、働く人の中で一部の主要企業に働く人の割合が高い地域として、大口市もごぞいます。住友金属鉾山所有の菱刈鉾山と子会社の大口電子であります。ここに一部の人が非常にたくさん働いている。そして湧水町にはヤマハ鹿児島セミコンダクタがあり、さつま町には日本特殊陶業があります。残念ながら、このヤマハと日本特殊陶業は人員削減の動きなどもあるわけでありませぬ。

また、最も有名なといいますか、霧島市旧国分であります、ご承知のようにソニーと京セラの電子産業があります。製造業に働く霧島市の人たちは1万3,000人ぐらいおりますが、そのうちの9,000人がこの2社で働いているのであります。

もちろん、全体の分母、人口が大きいから出水などのような影響は受けないのかもしれませんが、注意をしてみとおくべきだろうというふうに教訓としたいと思います。

そして、あわせてこういったような主要企業がある地域では、その企業に頼り過ぎて、その関連産業、協力工場などはできるけれども、地域の特性を生かした地場産業というのが育ちにくいというのが、これは統計的に出ております。

ですから、市長がおっしゃったように、誘致もするけれども、せめて地元の企業と一緒にになって、そして特産品などを地域の特性を生かしてつくっていく、やっていく企業をつくりたいとおっしゃいましたが、まさにそうしていくことが自流だろうという気がいたしております。

今回の教訓を生かすとすれば、企業の誘致は多種多様にわたって、いろんな業種にわたって、そしてあわせて地場の企業を育成すると。

そしてもう一つ、私は新たな創業というか、起業——地域の中で業を起こすという活動をやらなければいけないと思います。特に起業家の発掘、創業の促進ということは、国の中小企業政策の重要課題でもあります。

地場の企業をつくって、雇用の場を生み出していくことは行政の責務であります。市長も先ほど言われましたけれども、例えば本市で市民向けに創業のアイデアを募集しますといったような、皆さんから起業家としてのアイデアがあれば出してくださいと、募集しますといったようなことをやったらいかがでしょうか。

今、インターネット上でいろんな起業家の方々が、こういうアイデアなんだけど、賛同した方は大がかりな出資じゃなくて、寄附に似たような5,000円とか何千円とかというのをやるのがあります。目標額に100万円あれば開業できますけどということで募集するんですが、それに大体賛同する人は100万円ぐらいずっとやってきて、お礼にコーヒーチケットをその人たちに上げるとか、そのようなことをやったりしているんですが、それに似たような新たな産業を生み出すといったようなことを市独自で小さいながらも、取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、そういったものの審査と言えは変な言い方ですが、そういったものがアイデアが出てきたときこそ、先ほど言いました企業誘致推進委員会じゃないですが、企業創業推進委員会みたいなのが一緒になって審査をしていく。有力なものについては、できるだけの助力をしていくといったような動きが必要だと思いますが、いかがですか。

## ○市長（宮路高光君）

昨今のこういう情勢の中で、創業の促進を含め企業の設立、これは大変いい考え方と思っております。全国いろんなところにおきまして、IT関係を含めた中にそういう創業をしている方もおりますし、また若い方ですばらしいそういう能力を持っている方もいらっしゃるというふうに思っております。

今ご指摘ございましたので、今後、企業の創業に対しまして市としてどれだけのできるのか。特に、商工会等含めていろいろと検討しながら、関連の方々とも十分打ち合わせをして、創業される方にどれだけの融資か助成かわかりませんが、こういうこともすることで、また新しい雇用が生まれてくるのかなと思っております。

一つは若干冒険もあるのかなと、これが本当に収支的に経営的にうまくいくのか、いかないのか、そこあたりもわからないし、そういうことはいろいろとチャレンジしていく必要があるというふうには思っております。

## ○16番（池満 渉君）

もう最後になりますけれども、企業誘致と雇用の創出のための専門部署の設置ということで言いました、質問しました。職員の数の問題とかいろんなことを考えると、設置は難しいということでありましたけれども、私も十分そこはわかりますが、いわゆるグループ制のような取り組み、今企画課が中心になってやっているけれども、例えば商工観光課、あるいは農林水産課も一体となって、情報交換をもっと今以上に連携をしてやっていくというような取り組みが必要だろうと思っております。それで十分だと思っております。

ご承知のように、実際に雇用創出のための産声を上げそうな動きも、ほんの小さな動きですがございますよね、6次産業化と言われるような、農林水産課のほうでも一生懸命指導をされて一緒にやってこられたみそスー

なんかもそうでしょう。

それから、市の施設を使って仕事をしてこられた女性の方々の豆腐や総菜をつくるグループが、もう自分たちで立ち立ちますというようなことになったという話も聞きました。そして、試食もさしていただきましたそばクッキーなど、こういったところも民間の協力をいただきながら、もう一つ何か次に上げられないかということをご研究、そして行政としてバックアップをしてほしいと思います。

このようなことが、そういったことをやっていくことが、政治、つまり政をやることのだいご味だと思えます。ぜひ市長、そういったことを、いろんなことをもちろんやりながら忙しいですけれども、地域を地域のもので盛り上げていくということに全力を尽くしていただきたいと思えます。

今回のことを教訓として、もっとみずから取り組んでいくという、その姿勢について、市長の決意を最後にお伺いをして質問を終わりたいと思えます。

## ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、専門部署というのは大変人的な問題がありましてできませんけど、今までもそれぞれの部長を含めまして横の連携、一つの企業等含めて、特に農林水産、また商工観光、こういうものにつきましては、いつも情報の共有ということでやっております。

特に今、ご指摘ございました6次産業化、そういう地元のものを使いながら、それぞれ創設し、また市におきます特産品の開発、そういうことも今後やはり前向きにやっていかなきゃならないし、また私も本当に幸いだと思いますか、地域、直販所がそれぞれの地域にいっぱいございまして、そういうものをつくったら直販売所にそれぞれの今8つぐらいございまして、その一地域だけじゃなく、競合しない品物についてはそこのところに全

部納めさしていただき、それで少しでも販路拡大、こういうことを十分やっていかなきゃならないというふうに考えておりますので、まだ十分連携もとりながら、今ご指摘いただいたことを十分示唆してやっていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時51分休憩

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

**○4番（出水賢太郎君）**

私は、さきに通告をいたしておりました市と県の連携について質問をいたします。

日置市の行政は、市だけではできないことが多く、特に県の補助事業や県の指示によるものが数多くございます。私たち末端の基礎自治体は、国や県の制度変更により振り回され、その都度補正予算を編成し、システムや職員の事務分掌を変更するなど対応しております。

つまり、県との連携なしでは本市の円滑な行政執行はできないわけです。同時に、住民に一番近い行政組織である市役所は、県からの上意下達方式の指示を聞くだけではなく、地域住民の声を県に伝え、事業を遂行していく使命もあるかと考えます。そのような観点から市と県の連携が必要ではないかと考え、4点を質問いたします。

まず、政府は、地方分権改革推進計画や地域主権戦略大綱を踏まえ、地方自治体の自主性の強化を進めており、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権一括法が平成23年5月2日に、第2次一括法が8月30日に公布されました。

地域主権、地方分権の名のもとに、地方の裁量がふえ、自分たちのニーズに合った施策ができるとの期待感もありますが、その反面、基礎自治体である日置市に求められる行政の資質や力量が大きく問われることとなります。

そこで1点目の質問です。地域主権一括法の施行に伴い、県から市への権限移譲について本市の対応と影響はどうか、伺います。

特に今議会では、この法律の施行に伴う条例改正などがありましたが、昨年の9月議会でも18番議員の質問で、市長は詳細な事務内容がわかりかねるので、県とも連携しながら事務、業務の停滞を招かぬよう万全を期したいとの答弁をされましたので、その後の状況と、また来年度からの業務体制について詳しくお答えいただきたいと思います。

次に、県道の整備について、このことは、私は平成22年9月議会において質問をした経緯がございます。そのときは、鹿児島地域振興局の管内の県道のうち、特に日置市の県道整備がおこなわれているので、市長が先頭に立って要望をしていただきたいというものでございました。

当時、市長は、東市来地域、それから吹上地域の県道の整備状況が悪い状況である、県との土木事業連絡会などを通じ、熱意を持って要望をしたいと答弁をされました。あれから1年半がたち、私には飛躍的に事が進んだようには思えません。

そこで、2点目の質問でございます。県道整備について、本市の考え方を県のほうにどう伝え、また県からどのような回答を得ているのか、そしてこの整備についての県との連携についての経緯も含めて、市長に伺います。

次に、原発対応についてであります。

これは、昨年の東日本大震災と福島第一原

発事故以来、私たち市議会でも緊急決議を行い、私を含めて多くの議員が質問をしてきました。

伊藤知事は、E P Z 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を、従来の半径 10 km 圏内から 20 km 圏内に広げるとの考えを示しておりますが、本市は 30 km 圏内に含まれており、私たち議会もまた市長も、E P Z を 30 km に拡大してほしいと要望をしております。

そこで 3 点目の質問ですが、県と 9 つの市町連絡会、それから本市との情報共有の体制はどのようにとられているのでしょうか。

また、事故発生時の避難体制の確立、整備など、県との協議はどうなっているのでしょうか。特に、避難体制の確立となれば避難所になる学校の問題もありますので、市長と教育長にお答えをいただきたいと思えます。

最後に、再生可能エネルギーの利活用における市と県の連携についてであります。

本年 7 月に再生可能エネルギーによる電力の買い取り制度が始まります。さまざまな企業が再生可能エネルギーの発電施設の計画を進めております。本市でも、メガソーラー発電所が着工し、また風力発電の計画もあります。原発依存から脱却していくまちづくりの第一歩を踏み出したのではないかと思います。

そこで、4 点目の質問です。市は平成 24 年度の新規事業で、スマートコミュニティ構想の推進のための再生可能エネルギーの調査を行う予定ですが、この構想の推進に当たっては、さまざまな法規制や課題が出てくるものと思われます。

私は、さきの 12 月議会でも質問をいたしました。県のほうも新年度予算で再生可能エネルギーの導入に関する予算を計上しております。本市と県の連携、また県からの協力が必要となるのではないのでしょうか。どのような形で具体的に進めていくのか、24 年度

の進め方を伺います。

以上、市長、教育長並びに担当部長、課長の誠意ある答弁を求め、1 問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の市と県の連携について、その 1 でございますけど、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の第 2 次一括法が、平成 23 年 8 月 30 日公布され、個別法等の改正も含めると 52 の法律に関する事務が、基礎自治体へ権限が移譲されることとなっております。

その中で、本市においては、37 の法律が関係するところでありますが、各所管におきまして、県からの情報提供や説明会を通じ、工場立地法のように条例制定が必要な場合は、今議会に上程させていただきましたように制定の準備を、また家庭用品品質表示法などのように、実施要領等が必要な場合は、要領の制定を行っているところでもあります。

影響につきましては、次年度の施行分につきましては、これまで県の実績等を考慮しますと、現行の体制で対応できると考えておりますが、平成 25 年 4 月施行の社会福祉法等につきましては、事務量等が大変多いようでございますので、今後とも県との連携や支援は必須であり、権限移譲に伴う業務の執行に遺漏のないように努めていかなければならないと考えております。

2 番目でございます。平成 22 年 4 月 1 日現在の県道路調書によりますと、日置市内の県道 19 路線、実延長 12.6 km につきましては、改良率が 75.0% となっております。また整備中の 23 年度末の進捗率は事業費ベースで、養母長里線が 90%、伊集院日吉線 60%、その中の郡が 60%、麦生田工区が 30%、鹿児島東市来線（美山工区）が

60%となっております。

各路線について、行政懇談会や鹿児島地域土木事業連絡会などで、県のほうへ早期完成をお願いしております。また、ほかの路線における要望につきましては、その都度、地域の代表者などと県への要望活動を行っておりますが、県からの要望に対する回答は、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制や優先度等を判断して実施することとしているものの、県の財政状況から要望箇所に着手することは困難であるというのもあります。

今後、改良につきましては、地権者の同意書等を添付したり、事故などの資料を収集して、引き続き要望活動を行っていきたいと思っております。

3番目でございます。県の原子力災害対策は、昨年12月末に防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を暫定的に半径20kmにする暫定計画を定め、1月11日の9市町連絡会で説明がありました。

今回の暫定計画では、代替のオフサイトセンターの県消防学校への機能移転、県出先機関の移転やEPZ圏域内の薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市の約5万4,000世帯、約12万人の広域避難の避難先を今後検討していく中で、避難先の市町への協力要請がされる予定でございます。

いちき串木野市の広域避難先といたしましては、南薩地域、鹿児島地域を予定しており、避難計画が固まり次第、避難先として日置市への協力要請がされることも予想されます。

県では、国の防災指針の緊急時に防護措置を準備する区域（UPZ）が30kmに改正された時点で、原子力災害対策を見直すこととしていますので、本市においても国、県の動向を注視しながら防災計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

4番目でございますけど、24年度中に再生可能エネルギーの賦存量調査及び利用可能

量の算出や利用適地調査、エネルギーごとの事業収支シミュレーションを行い、25年度以降の再生エネルギー設備導入に向けた計画を策定しますが、その導入計画策定の際、県の地域温暖化対策課や地域政策課等からのアドバイスを受けながら策定してまいりたいと考えております。

また、民間企業等によるメガソーラー設備の設置面積によりましては、県との土地利用協議も必要なことから、関係機関と密接に連携して対処してまいりたいと考えております。

さらに、民間企業による風力発電設備設置に向けての動きがあります。これにつきましては、諸課題等がございますので、再生可能エネルギーに関する勉強会を行い、県関係課からアドバイスを受けて取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、教育委員会関係では、3項目の義務づけ・枠づけの見直しがされました。

1つは、日置市立図書館条例の一部改正について議決をいただきました。2項目めについては、県教育委員会に関するものですが、市立幼稚園の設置廃止等に係る県教育委員会の認可とされていたものが届け出へと変更され、また、公立高等学校の収容定員の基準が廃止されるものでございます。

本市の対応と影響については、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権の趣旨からしますと、おおむね現状と変わらないのではないかと考えております。

一例を挙げますと、幼稚園の設置廃止等について、伊集院北幼稚園を平成23年の4月1日から廃止しましたが、地域住民と意見交換をしながら進め、地域の合意を得て廃止に



至ったものがございます。

公立学校の定員につきましては、県教育委員会は、公立学校の振興方針で適正な学校規模を、法改正以前から1学年4から8学級としていました。

日置市では、県立吹上高等学校活性化対策協議会を組織し、広報活動、資格取得費用に対して助成を行っているところですが、「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」設置の経緯等を踏まえますと、現状と大きく変わらないのではないかと考えております。

次に、原発対応につきましては、市長から答弁がありましたように、避難計画が整い次第、避難先として日置市への協力要請がされることも予想をされます。避難先としまして、学校体育館などが想定されますので、市長部局と一体となって対応していきたいと考えております。

なお、各学校に対しては、昨年7月に示しました「学校危機管理マニュアル作成にあたって」というガイドラインの中で、原子力災害発生時の安全措置の項目を示して指導いたしております。

そこでは、正確な情報に基づく屋内避難やコンクリート屋内退避、避難などについて示しております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

それでは、順次1問目から質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁で、社会福祉法業務等、これは今第3次の一括法の施行に向けて国会でまだ審査がされているようでございますので、今後動きが出てくると思うんですが、この中でさまざまな私も一覧表をいただいたんですが、例えば農地法の関係をお聞きしたいんですが、今回日置市の場合は、権限の移譲は県からはおりてきておりませんが、例えばほかの市でいうと、西之表市とか、それから薩摩川内市、それから南さつま市、こ

ういった市が農地法の部分の農地の権利の移動の許可とか、それから設定の許可等、農業委員会の関係のお仕事はすべて県の認可をもらった部分が市においてきていると。

この辺はどうして今回の日置市のほうには来なかったのか、そういった経緯をお示しいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に農業委員会の転用等におきます許可の中におきまして、それぞれ実施する、しているところもあります。

本市におきましては、特に県都と近い部分もでございますし、私も農業委員会の中におきまして、県の審査会に委員として私入っております、その内容的なものがただ、農業委員会だけで許可が出るわけではなく、もう1回県を通らなきゃならない。ちょっと2回複雑なことをやらなければ許可というのはおりないということでございます、さほどこのことで大きな権限移譲がなされたというふうには思っておりません。

月に1回ある中において、各市町村それぞれ県のほうに説明に参りまして、それで県の審査が通らなければ許可はおりないというシステムになっておりまして、今回のこういう分については、今の私は現状の中でいいのかなというふうに判断をさしてもらっております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

大体内容的にはよくわかりました。

あと先ほど市長のほうから社会福祉法の権限移譲のことについてお話がありました。これについて調べてみますと、社会福祉法人の要は認可、それから定款の変更、監査、こういったすべての県が今まで社会福祉課のほうで行っていた部分のものがすべておりてくるような考えがありますが、そうなりますと、それに対応するだけの市の対応能力があるのかということになってきますが、その辺はど

うお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

これは25年4月ということで若干時間があるわけなんですけど、特に社会福祉関係がおりてきたときは、莫大な量と今言ったように人的なもの、この2つが恐らく問われてくるというふうに思っております。

今県のほうが許認可をし、また監査等もやるわけなんですけど、これが市におりてきたときにやるには、恐らく今の体制じゃ少し無理であろうかと思っております。こういうものについて、今私ども要望しているのは、ただ権限移譲だけでなく、それに伴う財源といえますか、ここがなければただ権限までもらっても、大変事務量はふえ、また私ども職員もふやしていかなきゃならないということでございますので、25年4月のある中においては、そういうことを一体化して、また県、国のほうに要望しなきゃならないと思っております。

ことしも若干議会のほうに条例等の変更等を上げたわけですが、この今上げている分については、それだけまだ人的なものがなくても、できる可能性が多いですけど、社会福祉関係が来ましたら大変な大きな事務量になりますので、このときには十分私どものほうももう1回見直しをし、どれだけの事業量があるか十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

**○4番（出水賢太郎君）**

例えば社会福祉法の関係でいうと、保育園の関係も入ってくるんですが、例えば例ですけども、あるかどうかわかりませんが、これだけ子供が少子化になってきます。そうした場合に、保育園が今までやってきたところが、子供が定員が少なくなると別な事業と、例えば高齢者福祉施設に転用したいということがあるかもしれません。同じ社会福祉法人であれば、法人の中での事業の変更ですから可能

ですが、そういった部分がこれから10年ぐらいの間に出てくるかもしれないわけですね。

しかし、それは今まで県が考えたことだったわけですが、市が考えないといけないことになる。そうしたときに、じゃあそういった判断をどこまでできるのかと、市のほうは。地域のニーズに合った形でしていかないとはいけないわけですが、その辺が非常に難しいところになってくるかと思えます。

ただ、地域のニーズがそういうことであれば、やはりそれはニーズにあわせて行政側も施策を進めていくべきですから、一概にそれがだめだったら言えないと思うんですが、そういった考え方について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今議員がご指摘のとおり、例えを挙げましたけど、児童と高齢者、これは基本的には社会福祉法人ということでございますので、この社会福祉法人におきます仕事量としてはできないことはありません。

今ご指摘のとおり、10年後そういう運営するに当たっては、いわば高齢者施設はありながら同じところに乳幼児の施設がある、こういうことはないことはないと思います。施設の有効活用を含めて、そういうことはあり得るということは前提でいなきゃなりません。

今おっしゃいましたとおり、こういうものを今度また許認可を出し、また監査等、検査等していくにはどういったスタッフの、またどういった研修をしなきゃならないのか、こういうことも私ども基礎自治体には問われてくるということでございますので、さきも申し上げましたとおり、この社会福祉法は一括にしたら、本当に根底からいろんなことを私どもの基礎自治体としての職員養成を含めて変えていかなきゃならないというふうに思っておりますし、また基本的には専門分野の方を入れていかなければ、恐らくこういうものにつ

いては対応ができないというふうに思っておりますので、ある程度の資格を持った方々等を採用していかなければならないのかなというふうには思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

今市長は専門分野の方を入れられると言いました。確かにその考えは私も正しいと思います。

しかしながら、もう一つ違った観点からいいますと、一人の人しかその業務に携われないようなことがあると、もしその人がやめたり、休んだり、病休になったりとかしたときにほかにかわる人がいなくなるんですね。ですので、やはり全庁的にスキルアップというか、職員の研修を進めていただきたいと思うわけです。

ちょっと戻りますけれども、今言った社会福祉法の部分の例えば権限移譲、それから今まで公営住宅の件もありました。条例改正も行いましたが、あと都市計画法と土地区画整理法に基づく建築許可の部分も出てきます。

そういったもろもろ含めまして、実際に先ほど市長、財源のことも言われましたが、人員と財源がもし権限移譲してきたときに、どれぐらい必要なのか。そしてそれは交付税で算定されると思うんですが、国・県のほうとはどういった形で話を進めていかれているのか、具体的にちょっとお示しいただきたいんですよ。

#### ○市長（宮路高光君）

この財源につきましては、県との話は違っていると、これは国と施策の中で市長会の中で私も分権会議に入っております、今それぞれの市長会として、総務省を含めた中におきまして、財源の問題、セットでなければ一括法だけの問題だめやと、こういうことを話をしております、どれだけの財源なのか、まだまだこのことについては研究といいますか、そういう示唆も示されておられませんので、今後

こういうことを含めた一括法におきます財源の問題を今おっしゃいましたとおり、交付税措置するのか、それとも補助金等で流してくれるのか、交付金で流すのか、まだここあたりが詰まっていないということでありまして、市長会との討論会の中においては、一括だけの権限だけじゃどうしようもないと。財源という部分の一つあるんだということもしながら、財源がなければ権限一括法はもう要らないと、してみてもやはり大変なひとつ私ども基礎自治体に荷物を持つということでございますので、そこあたりも腹をくくって国との折衝というのをしていくべきであるというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

わかりました。1問目についてはこれで終わりたいと思います。教育長のほうからも明確なご答弁がいただけましたので、2問目のほうに移らせていただきます。

県道の整備についてなんですが、前回の一昨年9月の一般質問でも私質問させていただきました。あれから市長のほうも努力をされて、いろいろなところで県のほうにも要望を行われているということで、答弁いただいたわけですが、しかしながら、先ほど市長は緊急性と優先度ということをいろいろ言われました。県の条件があると、あと地権者の問題ですね。

前の質問のときも同じような答弁だったと思います。私もちょっとあれから調査の仕方が足りなかったなあと、いろいろちょっと数字をとって見たんですが、例えば県のほうも出されているんですけども、交通量の各県道、それから一般国道部分の交通量の調査をされています。

その中で、例えば主要地方道の中でいうと、先ほど言われました鹿児島東市来線美山の部分については、24時間（1日）、平日ですが5,858台ということで、これを平日の混

雑度というのが指標が出ているんですね。

どういった指標で示されているかわからんですが、0.98というふうな数字が出ております。それから、私が前から言っているところかというと、郡中央通り線、伊集院日吉線、ここが1日1万3,331台、混雑度が1.53、それから平日の昼間の12時間の間で、大型車両が入ってくる率が10.9%という数字も出ております。

これはこの数字見ていくと、混雑度という数字で高いほうなんですね、県内でも。例えば鹿児島市内の産業道路とか、あと吉田に上がる道路とか、それから南洲神社の近くの坂元に上がる道路、あとひいては谷山インターに上がる南高校の前の県道、ああいったところと比べても遜色ない混雑度の数字が出ているわけですね。主要地方道の中では、合計1万台を超えている日置市内の主要地方道はこの郡中央通り線だけになっております。

このようかなり利用率、非常に緊急度の高いというような感じなんですけど、それでも県の優先順位が低い位置にあると、前回の質問のときもそういうふうにお答えになったかと思っています。答弁にそういうふうに乗ってございました、会議録にも。なぜこれで優先順位が低いのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この優先順位が低いというのは、今ご指摘いただいたこの路線じゃない、トータルの中でこういう県からの見解をいただいておりますので、今ご指摘がございました、今している養母長里の古市とか、郡、麦生田、美山、これは事業着手しております。ほかのまた新たにするときそういう部分がトータルで言えますけど、今ご指摘ございましたとおり、私も1年半ぐらいますと、今までのベースといたしますと大変予算の枠が少ない、これはもう否めません。

こういうことで、どうにかあらゆる方々がこのことについていろいろと県のほうにもご要望申し上げ、県議会の先生方にも奮発してこのことに県の立場として話をしておりますけど、まだ私どもこの地域におきます、入っているところについて、予算の配分が少ないというのも事実でございます。

基本的に24年度のほうもある程度概略、枠づけといいますか、予算は別として枠づけがある程度決まっておりますけど、まだ恐らくそんなに望めないというのも事実でございます。

私の力不足が一番大きなことだと思っておりますけど、そういうことを踏まえて、今後におきましても、この予算の確保、また道路整備、今言いましたように、車の走行量、こういうものもあろうかというふうには思っております。

特に今後の問題は、こういう予算がついている部分はいいんですけど、まだ何もついていない工区もいっぱいございまして、そのときに一番今後大きな要因としていくのは、そういう走行量とかいろんなものよりも、基本的には私は地権者の同意、これをもういただいておりますと、そういう形を持っていかなければ、こういう県の県道整備というのは先に進まないという部分を本当に痛感しております。

きょう今述べただけじゃなくて、吹上等におきましても、未整備の区域がたくさんございますし、また歩道等の設置等も要望もあるわけなんですけど、それすらにもついていないというのも事実でございますので、今後関係の皆様方にご要望をしていかなきゃならないし、また私どもは行政懇談会、連絡会しておりますけども、これだけじゃ恐らく間に合わないといいますか、足りない、またその都度その都度また地権者の皆様方と一緒にそういう要望活動というのも24年度もやって

いかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

確かに地権者の問題が一番だと私も認識しております。

ただその地権者を説得するだけの材料というものがなければ、地権者も同意をされないと思います。金額だけの問題じゃないと思うんですね。やはりそこがどうしても必要だという熱意、市長は前回の質問のときも、熱意という言葉を使われました。思いだと思うんですね。そうすると、それを説得するだけの今度はデータ、材料、だから私は、こういった車の台数とか、例えば事故が過去どういふふうにあったのかとか、例えば子供たちが日にどれぐらいここを使っているのかとか、そういった説得材料というのをしっかり示して、地権者だけではないですよ、もちろん県のほうにもどんどんそういうのを訴えていただきたいと思うわけです。

特に一般県道、今市長がおっしゃいました吹上・東市来地域の一般県道の部分でいうと、かなりの数あります。混雑度が低いところもあります。利用台数も少ないところもあります。しかし、中には1日8,000台近く通るところもありますし、それから混雑度が一番高いところでいうと、東市来の梅木ですね、仙名伊集院線、大型の車両台数が17.2%、混雑度が1.59ということで、鹿児島県内の一般県道の中では一番高い位置にランクしているんですね。こういったところも具体的にお示しをいただいて、県のほうにも説得をしていただきたいと思います。

また、郡の部分に関しましても、今回、街路事業は幾つか県のほうが23年度は出されてたんですが、ほとんどが離島と、それから始良地区ですね、始良・霧島方面、それから大隅半島、離島のほうに予算が回っているようでございます。

先日も、何かでお話があったと思うんですが、奄美豪雨の災害対策というのもあって、そちらのほうにも予算が割かれているということで非常に厳しい状況かなとは思いますが、しかしながら、日置市には日置市の立場で市長には先頭に立って、要望だけではなくて、伊藤知事にも直接話をさせていただいて、特に今回、道路予算は24年度は県予算ではかなり額がふえていますので、公共事業の予算は、そういったところでとっていただきたいなというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

県の防災計画、先ほど答弁でございました20km圏内をEPZにして暫定計画という形で県は示されたわけですが、この防災計画の策定に当たって、本市の市長に例えば意見聴取とか、市のほうに何らかの形での問い合わせというか、そういったものが県からあったのかどうか、経緯をお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回のこのEPZ、特に20km圏域内の中におきまして、正式に私どものほうにそういう避難所の場所とか、そういうものの正式な形はありません。

#### ○4番（出水賢太郎君）

今回の内容は、先ほどお答えいただいた、オフサイトセンターの移転も入っております。これは東市来の消防学校に置くということですが、この点も市長のほうには何もお話がなかったということでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

一般的に今回の場合につきましては存じませんと、まだ私どもは報道の中で知っているだけのことでございまして、まだ県の担当のほうから正式に伺ったことはございません。

#### ○4番（出水賢太郎君）

1月の11日の日に、9市町の連絡会があって、そこで報告があったと。市長は恐らく

そのときは出席はされずに、恐らく担当課長のほうで出席されたかと思うんですが、それを聞かれて、やはり市長、県のほうに何でそんな勝手——勝手という言い方悪いですが、私のところにも一言もなくこういうのを決めたのかとかなんか抗議かなんかそういうのをされたんでしょうか、どうなんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

抗議といいますか、これは20km圏域内でそういう防災計画をつくるということで、これは正式じゃまだございません。協議が整わなければこれ正式になりませんので、県のほうが勝手につくることは、それぞれの意見を含めて想定の中ですべてつくっております。このことは、先般、危機対策監が来たときもこのことはお話をさしていただきましたけど、県は20km圏域内でそういう形をつくるということをおっしゃったので、それはお勝手にしていただいても構いません。私どもは30km圏ということでございますので、30km圏の中でまた私どもは市は市の独自の中でまたそういうものもつくっていかなきゃならない。そういうこともお話を申し上げ、県もまたこのさっきも言いましたように、今暫定的ですべてありますが、まだ30kmになったらもう1回新たな形をつくらざるを得ないと。そのときはまたいろいろとお話をしますし、そのときも対策監とお話をしたときも、抗議をするというまだそこまでも至らないということでございますので、まだ正式にこれがそれぞれのところに来る形になれば、オフサイトセンターを含め、またそれぞれ避難所の箇所をする中においても、こちらはこちらのまたいろいろのご意見もあるし、正式に来たらそういうことをしていきますけど、ただ説明会等でしたことだけで、市長に対しましてもそういうことをはっきり言ってきたらそういうことはしますが、まだ私は今話の中は正式であったというふうに認識しておりませんの

で、県のほうにもまだ文句も何も言っていないというのが実情でございます。

#### ○4番（出水賢太郎君）

議長の許可をいただいておりますが、鹿児島県原子力災害対策暫定計画案ということで、資料を皆様にもお配りしております。

これは昨年10月26日に鹿児島県の医師会と、それからいちき串木野市・日置市医師会との現地懇談会ということで、日置市の中央公民館で会議がありまして、そのときにいちき串木野市のほうから提出された参考資料の一部でございます。

この資料を見たとき私もびっくりしたのが、広域避難計画ということで、（1）いちき串木野市というふうにあります、いちき串木野市の各校区ごとに各集落ごとに世帯数、人口、そして避難の集合場所、避難経路、そして避難先ということで、この避難先がすべて日置市がずっと書かれてて、市長も今ごらんになっていただいていると思うんですが、各地区公民館、小学校とか公共施設ですね、日置市の、すべて張りつかれているような感じがあります。

私もこれを見たときに、本来であれば避難先である日置市に対しても、こういった計画が示されるときには、事前に何か相談でもいいですからあるべきだと思うんですが、初めて知らされたような感じでびっくりしました。このときは副市長が出席されていたと思うんですが、そしていちき串木野市は田畑市長が出席されておりました。

副市長に本当お伺いしたいんですけど、これをごらんになったときの感想というか、これは何だろうと思われたと思うんですが、その辺のちょっと考えというか、そのときの思いをお聞かせいただきたいと思うんですが。

#### ○副市長（横山宏志君）

そうですね、感想は私もこういうふうに県のほうで、市のほうにはそんなに相談もなか

ったというようなことで、こういうふうに決められたのかなど、そういう感想を持ちました。

#### ○4番（出水賢太郎君）

市長、この避難の先ですね、ずっと各施設載ってるわけですが、実際にもし事故が起って避難されてこられます。来るなどは言えないですから仕方がないんですが、受け入れ体制というものが果たしてとれるのかということが実際出てくるかと思えます。特に風向きによっては、私ども日置市の市民も避難をしないとイケない状況にあって、どっちを優先するかといったら、日置市の市民の人命を先に優先して避難をさせないとイケないというのが、これが市長の使命かと思えます。ここにジレンマが生じると思えます。この辺をどう考えられるのか、受け入れ体制、この施設は全部市の管理施設ですから、市の職員が対応せんといかん部分もあると思うんですが、その辺が実際できるのかどうかというのが出てきます。その辺どうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと申し上げましたとおり、これは県が失礼ですけど勝手につくったもので、私どもは了解しておりません。私さっきも申し上げましたとおり、私は市のは、市は独自でつくっていかなくやならん。このときには恐らく南さつまを含め、私どものほうも自分たちのところでは完全に避難所はできません。

そういうことでございますので、さっき言いましたようにこれは暫定的なものである。また国のいろんな形で30kmと決まってないから、決まったら一緒にやろうということで、県のほうもこれだれが出したか私もよくわからないんですけど、情報だけが先に走ってしまっ、現実的にこれはどこも、ほかの薩摩川内市もなんですけど、ほかの鹿児島とかあるんですけど、恐らく協議はしていないと思

います。

こういうものでただ、今そういう医師会との説明会だけの中で県がつくった中でお示しをただけでは、本当にきちっとつくっていくにはそれぞれの関係の機関が集まって、それぞれ了承していかなければこれが本当に避難場所であるのか、そういうことは私は全然考えておりませんので、さっきも言ったように県のほうにもこういうものでクレームをする必要もないし、私どももこのことで体制で受け入れ体制はできるはずがないし、それ以上に自分たちのところをどうしていくのか。私さっきも言いましたけど、自分たちは30km圏域内であろうが、こういう県がつくった場合については、市は市として独自でまたしていかなくやならない。

だけど私どもの市だけで完結できることじゃございません。やはりこれは本当にトータルして、一の、一市でできることじゃなく、広域的に恐らく30kmのあれは県外まできていると思えます。そういう部分で県が中心になって、そういう部分はしていかなければ、ただお互いの隣接するとか、隣接先のところだけでできる代物じゃないというふうに思っておりますので、ここあたりはまた今後、いろいろと市長会を含めた中で正式に来たらそういう意見は申し上げていきたいと思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

まだ正式に来ていないということですが、南九州市のほうでは、正式に県から市のほうに広域避難計画のいちき串木野市の市民の受け入れについて打診があったようで、今議会で全員協議会で説明があったようでございます。

まだ日置市には来ていないということですので、この辺は県の出方を見るのはわかるんですが、待つのも、やはり事実確認だけはこういった資料も出てきておりますので、しっ

かりとしていただきたいなというふうに思います。何か勝手に県が動いてやっているような感じがいたしますので、市長、やはりこれは市の最高責任者としてしっかり物を言っていたきたいというふうに思います。

それでは、4番目の質問に移りたいと思います。

まず、再生可能エネルギーの推進の中で、メガソーラーの話がございました。これについては、県のほうも新年度の予算の中で太陽光発電設備等普及推進事業ということで、これは民間事業者向けには対象施設として、災害時に防災拠点となり得る民間施設に対し、太陽光の発電設備など再生可能エネルギーや蓄電池を設置するのに事業費の3分の1以内県が補助をしますよというふうになっております。

また、新エネルギー導入ビジョンというのを策定をする、改定をするということで、これにも500万円予算をつけているようでございます。

あと、メガソーラーについてはそうなんです、あと水力、水力発電は小水力ですね。農地の水力に活用した小水力等農村地域資源利活用促進事業ということで、これが2,286万円、新年度予算についているようでございます。

こういった県の施策と市のスマートコミュニティ構想の調査の中身をリンクさせて、25年度の俗に言う実施計画になると思うんですけども、そういった形に結びつけないといけないと思うんですが、その辺について市の把握というか、県との連携の考え方、今のところはまだ法規制とかの問題で助言を仰ぐような形ですが、実際に県の事業を活用して何かするというお考えはないのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました県におきます水力の場合は農林水産関係とか、太陽光はまた別な

部署とかございまして、県の中におきましても、その計画策定もそれぞれの部門でしてるのが事実でございます。

今回、私どもスマートコミュニティ構想の今本議会に上程しておりますけど、このことにつきましては、昨年いたしました経産省のそちらのほうにも要望して、その場合は一括した形の中で全体的な構想をつくるということでございますので、今回単独で上げておりますけど、また経産省の外部団体のところにも今お願いしております、福岡の局の方もこちらのほうにおいでいただき、いろいろと今そういう勉強会もしております。

県とのそういう個別の部分の政策といえますか、基本的な設計というのも大事なんですけど、今回もし経産省のそちらのほうに通らなければ単独でも一応上げて構想をつくっていきたいと、さように考えております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

太陽光のメガソーラーについては、九州の各県とあと大きなメーカーさんというんですか、そういうところが集まって、九州メガソーラー協会というものをつくってるようございます。そこで情報交換をしたり、例えば立地場所がいいところがないかという、そういう情報共有を行っているようです。

鹿児島県では、県とそれから薩摩川内市が加入をされています。あと企業では何社か、二、三社ぐらい鹿児島県内の企業が入って、総勢で50社ぐらいの協会ができています。これについては、熊本県と宮崎県が積極的に行っているようでして、熊本県は市長も前から言われている工業団地とか、そういう未利用地を県があっせんするような、そういう動きもされているようございます。

市長も日置市内のそういう未利用地を活用したいというふうにずっとおっしゃっているわけですが、ほかの市町村もそういう考えがあるかと思いますが、そういった部分で連携



という——県の中での連携というのをお考えではないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回私どものこの地域に、大和電機さんがメガソーラーを着工していただきました。いろいろと7月までの間の買い取りの問題もございませうけど、今おっしゃいましたように県とも十分連携をしていかなきゃならないというふうに思っております。

今のところもう1社、メガソーラーをつくりたいというところも来ております。一番私もこのことで感じたのは、未利用地という部分は大変いいことなんですけど、やはり一番問題は今回の場合、いろいろ勉強させてもらった。送電、未利用地とする部分もいいんですけど、送電の距離がどれだけあるのか。

今回大和電機さんも3カ所、国分と薩摩川内、日置市、3つを九電と協議したんですけど、結局なぜ日置のほうに来たかという、1つだけ言えるのは日置市のほうには大きな大田の発電所を含めた本体があると。それで送電の部分が安く済む、それで九電としても認めていただいた。

薩摩川内、霧島も未利用地があったわけなんですけど、そのほうについては決定してもらえなかったと。そういう話もずっと相殺しますと、ただ未利用地があるからメガソーラーができるということはもう1回考え直していかなきゃならない。送電等どうなっているのか。一番今後風力にいたしましても、送電との距離がどれだけあるのか、私もちょっとそこあたりが九電の中でどれだけの大きな動脈の線が入って、どこを入っているのか、ちょっとまだ存じ上げないんですけど、ここあたりも関係してくるというふうに思っております。

十分そういうことも今回の中で勉強もさせられましたので、いろいろとそういう情報を含めて県とも、またそういう協会とも十分接

触をしながら、今後日置市におきますメガソーラー、また風力、水力ということを進めていきたいというふうに思っております。

#### ○4番（出水賢太郎君）

今市長おっしゃいました送電の問題、風力も太陽光もですが、鹿児島市にまだ日置市は近い分、風力の場合と6,600kWの送電線が近くにあるのでいいんですが、これが南薩とか大隅半島、北薩になると電気の使用料が少なくて、それだけの送電容量しかない、小さい送電線しかないわけですね。

実際だから鹿児島県内でそういった再生可能エネルギーの送電ができる場所というのがもう限られているわけです。日置市はちょうどぎりぎりといったところだと、私も九電の売電の担当の方に福岡まで行って聞いてまいりました。逆に言うとそれだけ日置市の場合にはまだ可能性があるということですので、そこら辺はまた進めていただきたいと思います。

最後に、まとめですけれども、今後、県との問題というのは、ほかにもいろいろ出てくるかと思っております。

例えば今回同僚議員からも複数の方が質問されましたが、県警の交番・駐在所の再編の問題、また、パナソニックの対策、それから今から出てくると思うんですが、肥薩おれんじ鉄道の赤字の補てんの問題、これも恐らく言うてくるかと思っております。それと消防の広域化の問題もあります。また、きのう県議会のほうでも説明会がありました被災地の瓦れきの処理の問題ですね。この辺も県から何かしらまた言うてくる可能性があります。

こういった問題をすべて処理していくためには、市に上から、県からやってくれと言われても、市の考え方もありますから、さっきの原子力の防災計画じゃありませんが、勝手に県が進めていって、市が、はいそうですかというわけにはいかないと思うんですね、ちゃんと連携をして情報を共有していただいて、

だめなものだめ、いいものはいいという形で、市長は知事に対してしっかり申し上げていただきたいと思いますが、最後にそういったことの将来的な部分も含めて、市長のお考えをお聞きして質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございました、特に地域主権一括法含めて上意下達じゃない、県、私ども市、基礎自治体対等の中でいろいろと意見交換をしている、これは本当に大事なことでございます。

いろんなそういう課題だけじゃなく、今から事業を進めていく。特にさっき出ました県の土木の関係、農政部のもの、特にこういうところとは、なお強い形の中でいろいろとトップだけでなく担当者を含めて、人との交流というのは私はきちっとやっていくべきであると、これは常々職員にも強く申しておりますし、また私自身自身も県のそれぞれ知事を含め、また部長、そういう方々とは今後とも十分な連携をとりながら、私ども市にとっていいも悪いも、またできないものはできない、そういうことをきっぱり言えるような形の中で、対等の中で県と進めさせていただきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

**○7番（坂口洋之君）**

午後から4番目の質問者となります。（発言する者あり）済みません、本日4番目の質

問者となります。一千年に一度と言われる大地震・大津波、東京電力福島原発1号機のメルトダウン、メルトスルーなど予期せぬ出来事から、ちょうど11日で1年が経過いたします。

原発の影響で、福島県では今なお8万5,000人が避難を余儀なくされ、家や仕事を失い、先の希望の持てない状況になっています。福島県の30年後の県民人口が、今の200万人から100万人になるという予測も出されています。この震災を後世に伝え、国民の防災意識を高め、原発に頼らない自然エネルギーを含めたエネルギー政策を今後は求めるべきではないかと考えております。

私は、社民党の自治体議員として市民の命、暮らし、平和、働く人の雇用を守る立場で質問をいたします。

1点目であります。医療費抑制への取り組みについて質問いたします。

この質問は、昨年3月議会でも質問いたしました。高齢化が進む中でのこの問題は、財源の問題、市民への負担の問題、貯金も貯蓄もない中で十分な医療が受けられない等課題が山積しております。負担と給付を含めて、私はこの問題について追いつけてまいりたいと思っております。

1つ目です。23年度の国保会計の見通しと課題について、市としてどのように考えているのか。

2つ目は、各種検診、健康教室の受診率、参加の状況はどうか。

3つ目は、特定健診の地域別の受診状況と65%達成に向けた取り組みはどうか。

4つ目に、医療費抑制に向けた医師会、自治会、学校、企業の連携を今後市としてどのように考えていくのか、お尋ねいたします。

2点目であります。ことし4月から学習指導要領の改訂で、中学1、2年生の体育授業における武道の必修化が規定されております。

その点についてお聞きいたします。

1つ目は、武道の必修化の目的と各中学校の選択状況はどうか。

2つ目は、学習指導の内容と本市の安全対策の基本的な考え方はどうかをお尋ねいたします。

3つ目は、必修化に伴い、柔道、剣道については保護者負担も予想されます。負担については市としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

3点目について質問いたします。パナソニック日置工場が2年後に閉鎖ということが報道されております。多くの市民がこの問題に関心を持ち、税金への影響、雇用、地域経済全般への影響が心配される、そういう観点から3点質問いたします。

これまでの本市の取り組み、対応の状況はどうであったのか。

地元商工業者の影響についてどのように考えているのか。

3つ目に、全国的に今企業の撤退、空洞化が指摘されております。今後の雇用の創出について日置市の考え方をお聞きいたします。

以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目の医療費抑制への取り組み、その1でございますけど、国保会計の歳出の約70%を占めます保険給付費の動向を見ますと、対前年比で年間2,500万円増加し、44億5,400万円と予想され、予備費を除く歳出全体の決算見込みは63億4,000万円となります。

また、歳入につきましては、国庫負担金や国・県調整交付金等の額がまだ定まっておりますが、基金繰り入れを行わなかった場合、およそ65億1,000万円と見込まれ、現段階では歳入から歳出を差し引きますと、1億7,000万円程度が翌年度に繰り越し

されそうでございます。

保険税率等改定時の試算では、平成23年、24年の2年間で約4億円の不足が見込まれ、23年度で2億円の確保が必要とされましたので、6,600万円の基金残高と合わせ2億3,600万円程度確保ができると予測しております。

しかしながら、24年度につきましては、23年決算見込みと24年度当初比較いたしますと、保険税は5,500万円の減額となるなど厳しい財政運営は今後も続くものと予想しており、医療費抑制と、また24年度の受診率目標が65%となります、特定健診の受診率向上が大きな課題と認識いたしております。

2番目でございます。各種検診の受診率につきましては、肺がん検診が22%、胃がん検診が19%、大腸がん検診が25.2%、子宮がん検診が21.5%、乳がん検診が23.4%となっております。

また、主な健康教室の参加状況でございますが、特定健診の結果、特定保健指導を必要とする方を対象に、4地域で開催いたしますスッキリ教室が144名、本年1月から開催しました糖尿病の重症化予防教室が19名の参加となっております。

3番目でございます。特定健診の地域別の受診率につきましては、平成22年度実績で申し上げますと、東市来地域が26.1%、伊集院地域が29%、日吉地域が27.2%、吹上地域が29.4%、全体では28.1%となっております。

65%達成に向けての取り組みにつきましては、施政方針を述べさせていただきましたように、特定健診受診料の無料化を予定しておりますが、あわせてすべての対象者の方々に受診票を配布するとともに、県の緊急雇用創出事業臨時特定基金事業を活用して雇用いたします、看護師による受診奨励や市役所庁

舎、地区公民館等に懸垂幕やのぼり旗等を設置して、受診率の向上に努めてまいります。

また、特定健診の対象が一定以上であり、かつ受診率30%未満の自治会を各地域10前後抽出し、特定健診の重要性についての総合的な会合の席で説明をさせていただき、自治会長さんをお願いし、3月、4月を中心に50の自治会で説明させていただき予定としておりますが、今後も、地域に職員が積極的に出向いて啓発に努めてまいります。

また、市内事業者のご協力を賜り、健診を受診された方が商品の優遇サービス等が受けられるようクーポン券の発行を予定しておりますので、今後、商工会等とご相談をさせていただきます。

4番目でございます。医療費抑制に向けては、医師会・自治会・学校・企業それぞれの団体で取り組むべき責務・役割があることから、その責務・役割を明確化し、その上で情報を共有するなど、相互に連携を図りながら協働して医療費抑制のための施策を推進してまいります。

2番目につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目のパナソニック日置工場閉鎖に向けての本市の取り組みということでございます。

その1でございます。昨年11月11日に市の対策本部を、同月24日には市、県及び国による合同対策会議を設置し、対策を協議しております。市と県と協力して、2月29日現在で62社約220人分の再就職先の受け入れ企業の協力をいただいたところであり、その情報をもとに、財団法人産業雇用安定センターがあっせんの業務を担当しております。

また、1月10日から本市にパナソニック関連の特別相談室を設置いたしまして、社会保険労務士とパナソニックOBによる相談業務を実施しておりますが、3月7日現在で

52人、延べ119件の相談を受けております。

また、パナソニック事業縮小に伴い、経済産業大臣、副大臣、中小企業庁長官及び九州産業経済局長への要望書提出など、松尾議長、西商工会長とも同行していただき、今後の関連協力企業に対する支援や、地域商店街活性化に向けた支援要請をしたところでございます。

2番目でございます。閉鎖の問題による影響につきましては、取引関連業者が約40社ある中、市内の商工業者も一部含まれていると聞いておりますので、取引の割合によってそれぞれ度合いも異なりますが、関連企業への直接的な影響のほか、食料品店、衣料品店、飲食店、不動産業、サービス業などさまざまな業種に対しても、消費の減少による影響が及ぶものと思っております。

また、商工会では、これらの影響額が年間約15億円になるのではないかと試算しており、地元商工業者への対策が必要なことから、商工会に特別相談窓口を設け、地元商工業者からの金融相談、あっせん、経営安定の相談支援、取引先情報の提供など幅広い事案について、商工会の経営指導員と事案によっては弁護士や税理士などの専門家と連携を図って相談に対応しております。

3番目でございます。昨今の経済情勢は引き続き厳しい状況であります。今後も企業誘致に積極的に取り組むとともに、現在、立地していただいております企業の方々とも連絡を密にして、企業の要望等にこたえるなど、工場増設等にもかかわっていかねばならないと考えております。

また、鹿児島県企業誘致推進協議会やかごしま企業家交流協会等の研修会等に参加し、情報把握に努め、企業の方々からの相談、要望等があれば積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

### ○教育長（田代宗夫君）

武道の必修化についての1番目でございます。

4月から全面実施となる中学校学習指導要領におきまして、武道が必修化をされます。武道は、我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となるわざを身につけ、相手との攻防によって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わう運動でございます。

目的としては、伝統的な考え方や行動の仕方を理解させ、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視いたしております。

本市中学校の武道選択条件については、柔道が5校、伊集院中、伊集院北中、土橋中、日吉中、吹上中です。剣道が2校で、東市来中と上市来中となっております。

次に、2番目ですが、武道の学習指導としては、生徒の健康安全を第一に考え、伝統的な行動の仕方や規則・礼法、相手を尊重する態度などを育てるとともに、互いに協力をしながら、基本動作を習得することをねらいといたしております。

本市の安全対策としましては、県教育委員会から出された安全な武道授業のためのチェックリストをもとに、管理職研修会において指導したところでございます。

また、中学校柔道授業の安全に関する指導者研修会（県教委主催）に、当該学校の保健体育担当者1名ずつ全校出席をさせて実技研修を行いました。

環境整備面におきましては、学校の要望に応じて柔道用畳の下にクッションマットを敷いたり、畳がずれないように枠どめを取りつけたりして安全性の確保に努めております。

3番目です。保護者負担については、今のところ柔道での柔道着を負担することといた

しております。

以上です。

### ○7番（坂口洋之君）

市長、教育長にご答弁をいただきました。再度質問をいたします。

昨年3月議会においても医療費の取り組みについて質問いたしました。高齢化が進む中で、給付と負担が大きくクローズアップされております。2010年度の国の医療費が36兆円と言われております。そして、2025年の医療費が65兆円ということで、国の一般会計の歳入を超える勢いで今後ともふえ続けるのではと思っております。

この問題は、日置市においても、各自治体においても避けて通れない大きな課題と思っております。市民生活を考えれば、負担はこれ以上厳しい、市民がしっかり現状を認識し、若い世代から健康に対する意識を高め、各種受診率100%と健康教室の参加をいかに高めながら、医療費を抑制することが一番大事ではないかと思っております。

最初に総括的な点で質問いたします。

日置市もこの政策については、行政も議会も力を入れている分野であります。私も環境福祉委員会、そして文教厚生委員会に4年間おりましたので、この分野についてと現状についてもそれなりに認識しているつもりでございます。

元気な市民づくり運動を進める中で、市民に対する健康への意識について、市長はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

元気な市民づくり運動推進計画が平成18年度に策定をされました。昨年度は中間年度に当たりまして、4,500人の皆様方にアンケート調査もしていただきました。その中におきまして、特に気分転換やストレス解消のできた方、また各種がん検診を受診された方々の割合が、前回調査したときよりも

比較いたしますと、数値的に少し改善されたというふうに思っております。

今後におきましても、このような元気な市民づくり運動推進計画に基づきまして、市民の皆様方に啓発をしていきたいと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

国保会計は先ほど答弁があったとおり、非常に厳しいということもお聞きしております。また、日置市は合併後、これまで日置市の健康づくりの事業として、多額の予算を計上されております。しかし、現状では、先ほど説明がありましたがんの受診率を含め各種健康教室の参加の状況を見ても、必ずしも満足な形になっていないと、私は感じているところでございます。

総合的な費用対効果と、また健康意識への向上という観点から——費用対効果ということ考えた場合、市長、これまでの事業についてどう検証しているのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ健康づくりについて事業を展開しております。費用対効果、このことも大きな一つの要因になりますけど、基本的には継続的に市民の皆様方にお呼びかけをしていかなければならないと思っております。

それぞれ健康管理は自分自身がしなければ、幾ら行政がこうしなさい、ああしなさいと言ってみても、それぞれの方々がそういう意識がなければ、また予防といいますか、そういうのも早期発見というのもできなくなりますので、基本的には早期発見することで医療費の抑制というのが行われます。

まだまだ私も市民の皆様方は、その意識というのが十分まだなされていないというのも事実でございますので、今後費用対効果という部分もございまして、あらゆる機会を通して、特に保健師の皆様方が日夜頑張っ

てもらっておりますので、保健師を中心としてそれぞれの啓発、予防活動に努めていきたいと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

保健推進事業というのは細かな数字が出ますので、担当課も非常に忙しい中で、数字に追われる状況も続いております。なかなか市民の医療に対する危機意識が、私も非常に少ないんじゃないかということも非常に痛感しております。

若い世代は、日々の生活に追われましてなかなか健康に対する意識も非常に弱く、結局年齢を重ねるごとに病気も早期発見で見つければいいんですけども、年をとって大きな病気になるようなケースがありますので、このことについては次に参りたいなと思っております。

昨年7月に、国保税が14%引き上げられました。これまで2番議員もこの引き上げについて指摘をされております。特に、自営業者の方とか国民年金の方は、収入や貯蓄がない中で十分な医療を受けられないという、そういったケースもあるようでございます。

今回、7月に実施されましたこれまでの引き上げについて、市としてどのように検証されているのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、国保税の改定を行ったわけございまして、特に市民からのご意見というのは約400件以上が参りまして、特に税率の改正につきましても説明でございました。

先ほども国保会計の実態をお話し申し上げたとおりでございまして、大変保険料が年々給付費が上がっていく。保険者のほうは少なくなっていく。それに伴いまして、所得が大変年々減になってくる。率は上がったけど、それだけの税収確保というのは思ったとおりなかったということも事実でございます。

そういうことを検証した中で、さっきも申

し上げたとおりの23年度決算見込みなんですけど、どうにか歳入歳出差し引きの中で約1億7,000万円程度が確保できるのかなと。税率改正をする前において、約4億円ということで単年度で2億円、2億円の不足ということでございましたので、どうにかこのまま24年度行けば、どうにか乗り切ることができるのかなというふうに思っております。

そういうことをこの税率を上げないためにも、給付のほうをどう抑えていくのか、これがまた今後私どもにとっても課題でございますし、市民の皆様方にもそのことを十分意識をしていただける必要があるというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

先ほど市長の答弁で、23年度は1億7,000万円ほどは繰り越せるのではないかという説明がございました。昨年7月の引き上げの際にも、今回の14.8%程度の国保の引き上げでは、また数年すれば危機的な状況になるのではないかという、そういった指摘もあったようでございますけれども、24年度以降の国保会計の見通しについてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さきもちよっと申し上げましたとおり、今の現時点で今いたしましたとおり、1億円一般財源を入れて1億7,000万円ということで、実質的には1億円入れなきゃ7,000万円程度しかなかったということで、ここあたりは十分理解してほしいと思っております。

その中で、さっき言いましたように約2億3,000万円程度でございますけど、この24年度の医療費がどういくのか。今の23年度だけの率でとまっておれば、まだ25年度改定しなくても済むのかなと思っております。

基本的に基金というのは6,000万円程

度しかございませんので、そういうことを踏まえて、今の時点で25年度以降税率をどうするかということはどう少し、24年度の推移を見た中で判断をせざるを得ないのかなというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

国保会計の場合は、財源の問題が大きくクローズアップされております。かつては国からの国庫負担が50%あったと言われておりますけれども、今では25%前後と言われております。

そういった中で、これまでも全国の市長会、議長会など国保財源の国から支援について要望や陳情がされております。市長自身国庫負担の増額について、1年間どのような努力をされたのか。また、税と社会保障の問題が指摘されております、低所得者への軽減策についても、全国の市長会、国民健康保険特別委員会でも努力されているということをお聞きしておりますけれども、24年度以降の国の財源の見通しについてどのように市長は考えているのか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に今回、この国会の中でも論議されておりますとおり、社会保障と税の一体改革、これに関連いたしまして、消費税、こういう中におきまして、どれだけの財源が確保できるのか。まだこういう消費税につきましても、法案も通っていない状況でございます。ここあたりは十分見きわめていかなきゃならないのかなと思っております。

さきもございましたとおり、私ども全国の市長会の中におきましても、社会保障と税の一体改革の中での研究会もつくらしてもらっておるところでございまして、特に先般、消費税の中におきます国と地方の分担の問題等につきましても、十分論議もさせていただいておりますので、特に、ここあたりの部分がきちっと国の中でどういうふ

うにして法案が通っていくのか、現時点ではそこあたりも十分見きわめていかなきゃならないことだと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

次の質問にいたします。先ほどの説明の中で、各種検診、健康教室の受診率の状況についてご答弁がありました。肺がん検診が22%、大腸がんが22.5%、子宮がんが21.8%と私はメモしているんですけども、全般的な受診率が20%しかないという状況について市長はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この受診率のパーセント大変基本的には低い数字であるというふうに思っております。特にそれぞれの皆様方が受診されるに当たって、仕事が忙しいとか、タイミング的合わないとか、いろんな理由はあられるというふうには思っております。

また、私どももこういう集団検診等しておりますけど、企業の中におきましても、企業の方々がドックとかいろんな形の中で助成等、またそれぞれの事業主の方が社員の健康管理には留意しているというふうに思っております。

できたら受診率を少なくとも30%台には押し上げていかなければ、3割ですね、そういう形をしていかなければ、まだまだ私どもの今やっている健康受診率の低さでは、さっきも言いましたように本当に予防健康といえますか、そういうものが果たされているかということとはちょっとクエスチョンでございますので、今後ともこういう受診率を上げていく必要がある。また、そういう努力をどうしていけば市民の皆様方が理解していただけるのか、ここあたりも十分検討していかなきゃならんと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

申し込まない理由は、特に若い世代と言わ

れる30代から50代の方が、仕事をしながら、受診をしなくても特に自分は健康だからという、そういった意識が高いというのを私も十分認識しております。

2006年にがん対策基本計画が策定されました。国の目標は50%という目標でこれまで来ております。国も、がんの受診率を50%に引き上げる取り組みとして、がん検診の無料クーポン券を発行しておりますけれども、なかなかがんの受診率が低い現状がございます。

これまで啓発やクーポンなどの事業も本市も力を入れているということを確認しておりますけれども、やはり市長が先ほど答弁されました、30%以上という目標を含めまして、先進事例を含めて新たな施策が必要ではないかと私は考えておりますけれども、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に子宮頸がん、こういうものについてはクーポン券等も発行して、この発行した中におきますと、前年度から3倍ぐらいの受診は無料クーポン券の場合は実施をされておるようでございます。これを全部そういう形でできるかどうか、ここあたりがまた財源の問題もございしますので、十分配慮していかなきゃならないというふうに思っております。

特に今回、特定健診の部分につきまして、この部分で無料化ということ今回さしていただきましたので、これがどういう形の中で24年度伸びていくのか。ここはがん検診だけじゃなく健診するという市民の意識、ここあたりも十分24年度の結果において精査をさしていただきながら、また次のステップに行かなきゃならないのかなと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

市の受診の状況を見ますと、22年度でがんの発見が集団検診、個別検診で14件見つかったというのは、非常に大きな成果だった



と私は評価しているところでございます。

この問題は、今後ともがん検診の受診率を高めることも医療費抑制につながりますので、このことは今後とも私は指摘をしまいたいと思っております。医療費抑制に向けては、やはり早期発見、早期治療が非常に重要だと感じております。

昨年、私は市長に3月議会の中で、対象者把握のために各種検診の意向調査の細かい地域別の数字についてお示しをしたところでございます。伊集院地区で23年度で67%の回収であったと思います。24年度3月の末までが回収締め切りだと思いますけれども、24年度の意向調査票の伊集院地区の回収の状況についてお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ24年度の回収につきましては、回収途中でございまして、2月末の時点におきましては自主的に自治会長さんが提出したのが昨年より多くなっておりますので、今の予想じゃ昨年伊集院地域67%でしたので、これ以上に上がるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

24年度の市民の対象者把握について、非常に重要であると思っておりますけれども、回収率が高まることによって、各種検診の診断、受診率の向上につながっていると理解しているのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この中で回収するという事は、いろいろと内容的に受診される方、また病院に行っている方とか内容もわかりますので、ある程度の回収は上がれば上がるほど私どもの日置市の皆様方が受診をどういう形にしている、実態がつかめると思っておりますので、なるべくなら意向調査の回収ということは率が上がることで、それぞれの実態が少しでもわかるんじゃないかなと思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

各種検診の意向調査票については、回収については地域ごとにかなり昨年も差があったようでございますけれども、改善に向けて24年度は市としてどのような努力をされているのか、お尋ねいたします。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

回収率の向上ということでございますけれども、健康保険課のほうでそれぞれの地域で自治会長連絡協議会の研修会等がございましたので、そちらのほうで回収率の関係についてお願いをいたしております。

また、保健推進員の方々につきましても、研修会等がございましたので、その中で検診の必要性等訴えまして回収率の向上についてお願いをいたしたところでございます。

#### ○7番（坂口洋之君）

回収も地域の顔が見える農村部とか、そういったところは回収が比較的しやすいんですけども、団地とか集合住宅がある、そういった伊集院地区の都市部などは、非常に回収に苦勞しているという保健推進員の声をお聞きしておりますけれども、そこら辺の詳しい現状についてのご説明を願います。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

回収に当たっての保健推進員さん等の苦勞ということでございますけれども、ただいま議員のほうから言われましたように、伊集院地域につきましては、自治会の規模も大きいというようなことで、また団地等もございまして、ほかの地域からの転入の方も多いということでございます。このことから、もともと地元に住んでいらっしゃる方の協力を得るというのがなかなか厳しい状況にございます。

ただ、自治会長さんにおきましては、独自に文書を作成いたしまして広報を呼びかけまして、回収率の向上に努めているという自治会もございまして、そういった自治会等ご

紹介しながら回収の向上については努めていきたいというふうに考えております。

**○7番（坂口洋之君）**

残りちょうど2週間余りですので、自治会にとっては非常にプレッシャーを感じているという、そういった自治会長さんの声もありますけれども、医療費抑制につながりますので、何とか最後まで努力をしていきたいなと思っております。

次に、特定健診について質問をいたします。

先ほど23年度の特定健診の地域別の受診率の状況が東市来が25.1%……（発言する者あり）26%ですか、伊集院が29%、日吉が27.2%、吹上が29.4%ということで、地域で受診率に若干差がありますけれども、この数字について、市長に数字についての見解を伺います。

**○市長（宮路高光君）**

各地域については、さほど差異はないというふうに思っております。ですけど、日置市として28.1%ということで、県が約32%ぐらい、目標は60%大変ハードルが高いこととございますけど、少なくとも県の平均値以上にはなるよう、今回無料化等やっておりますので、ぜひ特定健診におきます受診を上げていきたいというふうに思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

日置市も特定健診に非常に力を入れていきますので、正直言って今回は30%私は超えるのではないかという期待もしたんですけど、まさかここまで数字が伸びないのは意外であったと思いますけれども、当然受診されない方もいらっしゃいます。

話を聞いてみますと、健康だから、忙しいからという、そういったご意見もありますし、特定健診を受ければ病院に行かなければいけないので、結局病院がもうかるから行きたくないという、そういったご意見もあるようでございます。

そういった中でも、まだまだ特定健診を受けていない市民が多い現状があります。24年度に向けては、看護師も2名配置され、電話や家庭訪問をされるようでございます。

また、今回の予算の中で集団検診の1,300円、個別検診の1,800円の無料化とのことでございます。28.5%という数字から、市として最終年度の24年度に向けて、どのくらい向上させたいと市長は考えているのか、パーセントを示されればパーセントでの回答をお願いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さっきのパーセントは22年度の実績でありますので、23年度はまだ出ていないわけとございまして、基本的にさっきも申し上げましたとおり、県平均が32.8%、数値目標だけに追っていくわけじゃございませんけど、基本的には県平均を上回るような形で受診をされるよう、私どももさっきも言いましたように、あらゆる手だてを講じながらやっていきたいというふうに思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

その後については、1番議員もいらっしゃいますので、次に参りたいと思います。

医療費抑制については、日置市も細かく医療費分析について取り組まれようとしております。昨年9月には、熊本県に医療費分析について先進地事例ということで、担当課も視察に行かれたようでございます。本市の医療費の高い要因については、これまで私もご説明をいただいておりますけれども、今回医療費分析の中で、新たな項目としまして、重症化したケースは特定健診を受診をされていないケースが多いということ、あと人工透析患者の増加への対策として、今回、日置市として重症化予防対策を組まれているということも聞いております。

そして、社会保険から国民健康保険になり重症化したケースも多く、企業を含めた働き

盛りと言われる現役世代の栄養管理を含めた若い世代の健康管理が重要であると考えております。

今指摘いたしました3つの視点について、今後日置市としてどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

ただいま医療費分析を行っております、その結果、議員の言われましたような事例等がだんだんとわかってきている状況でございます。

その対策ということでございますけれども、初めにご質問がありました健診の未受診者によります重症化対策ということでございます。こちらにつきましては、レセプトとあと健診を受けた方との突合を行いまして、その結果、未受診であるという方につきましては、保健指導をするということで、そのシステムの導入を来年度実施したいということで当初予算のほうに計上いたしております。

また、2番目の人工透析患者の増加への対策ということでございますけれども、こちらにつきましては、ことしの1月から糖尿病対策ということで、市の医師会と協力をしながら重症化予防の教室を開催いたしております。このような教室の開催を今後も引き続き実施したいというふうに考えております。

また、3点目の社保から国保になり重症化したケースで、現役世代の方の健康管理についてどういうふうにするのかということでございますけれども、こちらにつきましても、ことしの2月でございますけれども、市内の14の事業所の参加をいただきまして、労働者のメンタルヘルス面の健康管理についてということで研修会を開催いたしております。

今後もこういった形での事業を継続しながら、さらにまた現在、400万円以上の医療費分析というのをしておりますけれども、この400万円以下の医療費の分析もしない

といけないというふうに考えておりますので、そういった分析をしながら健康管理については進めていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

人工透析患者の増加への対策として、先ほども説明がありました重症化予防教室に19名の参加があったということ先ほどご説明がありましたけれども、この内容についてもう少し詳しい説明を願います。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

重症化予防教室につきましては、ことしの1月から実施した事業でございます。会場につきましては、中央公民館のホールを使って行っておりますけれども、教室に参加されます方は、国保の方、あるいは企業者保険に加入されている方ということでございます。

これらの方につきましては、いずれも医療機関等でそれに糖尿病ということで治療等も受けていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方等につきましては、市の医師会のご協力をいただきまして、教室への参加も呼びかけていただいたところでございます。

教室の内容ということでございますけれども、ことしの3月まで実施いたします。内容的には運動教室と、また栄養教室ということで、栄養士によります献立とか、そういったのも実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○7番（坂口洋之君）

あともう1点、先ほど私は特に働き盛りの世代ということで、企業に向けて市が事業者研修ということをして14の企業に対してされているということなんですけれども、特に私は現役世代の健康管理、栄養管理が重要ではないかなと思っておりますけれども、14の事業者の研修について、もう少し詳しいご説明を願います。

### ○健康保険課長（大園俊昭君）

ただいまの研修会につきましては、鹿児島県にごさいます産業保健センターのほうの協力をいただきまして、日置市のほうで実施したところでございます。

内容的につきましては、ほとんどの中小の企業におきましては、健康面でのカウンセリングがなされていないというようなことでございましたので、主に健康管理者の方を集めて研修会を行ったということでございます。

内容等につきましては、今うつ病とか、そういったのが多分にあるという状況でございますので、それらを中心に机上での研修ということで行っております。

### ○7番（坂口洋之君）

今後、特に事業者向けの健康管理については、市としても積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

医療費抑制には、やはり予防医学が欠かせないと思っております。医師会、歯科医師会との連携と協力は欠かせないと思いますけれども、医療費抑制を進める中での医師会、歯科医師会との協力と今の現状についてご説明願いたいと思います。

### ○健康保険課長（大園俊昭君）

医師会、歯科医師会との協力ということでございますけれども、先ほどご説明いたしました糖尿病の重症化予防教室、これにつきましては、本年度初めて実施したところでございますけれども、教室の参加者の募集につきましては、市の医師会のほうのご協力をいただいております。そしてまた、現在、国保運営協議会というのがございますけれども、こちらの委員の中に今年度からはこれまでの医師会の委員が4人いらっしゃいましたけれども、今回委員の改選ということで、新たに歯科医師会とまた薬剤師会からのほうの委員もそれぞれ就任をいただいて、審議に応じてい

ただいているという状況でございます。

こういった形で医師会、歯科医師会からそれぞれご協力をいただいております。

### ○7番（坂口洋之君）

医療費抑制については、まだまだ課題もありますので、このことについてはこれからも質問してまいりたいと思います。私も今、この質問を去年ぐらいからするようになりまして、非常に健康管理については非常に気をつけながら、日ごろから医療費抑制については考えているところです。よく高齢者の方についても、健康管理について十分注意していただきたいということもお話をしているところでございます。

2つ目の武道の必修化について質問をさせていただきます。

中学校1、2年生の武道化については、私自身もちょうど2月に知る機会がありました。その後もテレビや新聞等でこの武道化の特に柔道の安全性と指導する立場の方々の指導の中での安全性の不安の声ということで、皆さんご存じのとおりマスコミ報道されているようでございます。

安全性の問題と経験者でない体育教員が指導しなければならないケースもあり、教える側の不安も問題になっております。実施に当たっての十分な安全対策と施設整備が求められております。

2006年に教育基本法の改正で、学習指導計画の中で伝統文化の尊重ということで、今回の武道の必修化が始まります。伝統文化の尊重について日置市の教育行政にどのように反映されているのか、教育長にお尋ねいたします。

### ○教育長（田代宗夫君）

武道は、先ほどもお答えいたしましたけれども、我が国固有の伝統文化でございます。そういう伝統を尊重していくということは大変大切なことであると、まず考えております。

必修化の目的の中で、先ほども申し上げましたけれども、武道を学ぶことによって、礼に始まって礼に終わると、昔から言われておりますが、このような伝統的な考え方を子供たちに教え、理解させ、身につけさせることが期待されるわけでございます。

さらにまた、この武道等については、相手の動きに応じて対応すると。そして相手を尊重するということが非常に大事にされているようでございますので、そういうことも期待できますので、大変大切な運動の一つであると考えております。こういうものはやっぱり守って、引き継いでいくことが必要だと考えております。

#### ○7番（坂口洋之君）

礼に始まり礼に終わるという教育長の考え方でございました。

先ほど私は、マスコミ報道で柔道の危険性、安全性について指摘をしたところでございます。教育長もいろんな情報をお聞きしておりますけれども、まず、柔道の安全性について、現状についての教育長の考え方を伺いたしたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

柔道については、ご存じのとおりもうたくさんさんの報道機関、新聞、テレビ等でも報道されているようでございますが、確かに柔道については重大な事故が起きるのではないかと、大変不安な声も聞いております。

ただ、日本スポーツ振興センターの災害共済の給付の件数を見ますと、中学校の体育の授業の中での死亡事故というのは、平成元年から21年までは報告がありません。ということは、授業中よりも運動の部活動中における死亡事故というのが――死亡事故についてはほとんどであるようでございます。ただ、捻挫とかちょっとした骨折をしたり、そういうものはいろいろあるようでございます。

したがって、柔道の指導を行うには、特に

頭を打たないという指導、それから打たせない、こういうのが大事であって、基本的な受け身とか、そういうものをしっかりしていくような指導をしていかないと事故が起こると。したがって、そういうところを大事にしていかなければならないと考えております。

#### ○7番（坂口洋之君）

まさにやはり安全性だと思います。先ほど私お聞きしたんですけれども、伝統文化の尊重ということで、今回武道の必修化が始まりますけれども、武道の必修化は冬場を中心に年間10時間ほど授業するとお聞きしておりますけれども、伝統文化の尊重ということで、この時数で十分達成されていると考えているのか、お尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに9時間から12時間ぐらいの枠の中で指導していきますので、この時間というのは1時間といたしますけど、実際は学校では50分の授業でございますので、時数からいくと大した時数ではございません。

きのうも柔道界の方々たちとお集まりの中に行かしてもらう機会がありまして、いろいろ相談をしたり、お聞きしたりしました。10時間ぐらいじゃ柔道のもうすべてを学ぶというのは多分到底できないぞと。ですから、私どもは教科における柔道の授業というものは、まず先ほど申し上げましたようにやっぱり礼儀正しい日本の武道、伝統的な武道で文化でございますから、そういうのをしっかり考え方、それから受け身の仕方、そういう基本的なものを10時間の中できっちり教えて、日本の武道というものを理解させ、体で基本的なものを覚えさせる、そこにねらいを置いていかなければいけないんじゃないかと、そんなふうに思っております。

#### ○7番（坂口洋之君）

どうしても冬場のちょうど10時間前後でするので、どうしてもこの範囲内ですべてを学

ぶというのは難しいかもしれませんが、それ以外でも学ぶことは十分ありますので、そのことは私は十分認識したところでございます。

3月9日の日に、文科省のほうから4月から中学校の武道化必修化をされる前に、安全管理などを点検し、準備が整う前までには柔道の授業を始めないよという通知が各教育委員会に通知があったということをお聞きしております。同時に、通知にあわせて先ほども説明ありましたが、頭部を守る受け身の練習の重要性や投げわざ等の注意点を盛り込んだ安全指針も作成されているとお聞きしておりますけれども、具体的な内容とどのように理解しているのか、お尋ねをいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

この公文につきましては、きのう私どものほうにも届いたようでございまして、具体的な指導等が記入をされております。特に柔道の授業を行う場合には、やはり先ほど申し上げましたように、段階的な指導、子供の実態に応じた段階的な指導、それから受け身などの基本的なそういう動きを十分時間をかけて、それを徹底しないと事故が起こるということでございますから、そのような指導が十分できるような指導の工夫あるいは時間の確保、あるいは施設面での整備など、そういうものをしっかりして授業に臨んでほしいと、大まかに言いますとそういうことが書かれています。

#### ○7番（坂口洋之君）

それと並行いたしまして、各中学校の柔道をしている有段者の指導者の状況と、有段者が配置されていない学校への指導者の育成、例えば人数、研修期間についても先ほどご説明ありましたが、もう少し詳しいご説明を願います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まず、中学校が7校ございますので、剣道

が2校、柔道が5校ということでございますが、その中で柔道の有段者というのが2名おります。それから、剣道の有段者が2名いるようでございます。

そしてまた、有段者でない教員ももちろん武道の指導をやっているわけですが、例えば有段者のいない学校、残り4校になりますが、例えばA学校では、段は持っていませんけれども、これも選択で指導の経験がある、2年間ある者、それからB校では、1人が10年間、もう1人が13年間指導の経験はある。それからC中学校では、6年間、もう1人が3年間、それからもう一つの学校では3年間というように、指導の経験はある程度あるようでございます。ただ専門的なところはございませんけれども、そんな状況でございます。

なお、研修状況につきましては、平成21年から県の武道・ダンス指導者研修会というのがありまして、これに1名参加しておりますし、同じ研修会を平成22年度は4名、それから平成23年度は2名参加しております。

なお、先ほども申し上げましたが、今年度の安全の研修会には柔道の5校、1人ずつは参加をいたしている現状でございます。

#### ○7番（坂口洋之君）

有段者の状況については、十分理解しております。当然、年間10時間の指導であっても、正しい知識をより充実させて指導していくことも大切ではないかなという観点で私は再度質問いたします。

神奈川県相模原では、先生2で1クラスを教える、または練馬区や福岡市や宮崎県の教育委員会では、柔道連盟や剣道連盟と連携して有段者を派遣される策が対策として検討されておりますけれども、市としてもそういったことも検討するべきではないかと私は考えておりますけれども、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

日置市内でも有段者の方が授業に入られて、先生と担任と2人で組んで授業している1校ございます。

また、これからこうして今度は必修でやっていくということになりますので、できましたら学校応援団という制度を今年度から地域の方々に柔道ならできるぞとおっしゃるような方々をできたら入っていただいて、そして担任と一緒にになって専門的なもので一緒にになって指導してくださる方がおれば、そういう方々も入ってもらうような検討もまた進めていきたいなどは考えております。

○7番（坂口洋之君）

柔道連盟の会長もこちらにいらっしゃいますので、ぜひ連携をしながら指導できる範囲内で十分検討していただきたいなと思っております。

あと武道化に伴う保護者負担のことについてお尋ねいたします。

柔道着については、各自負担ということなんですけれども、就学費援助の中で、柔道着が支給対象に入っている自治体が、実は鹿児島県内調べましたら、鹿児島市、指宿市、いちき串木野市、鹿屋市、出水市、南さつま市、薩摩川内市、枕崎市、曾於市、そして支給対象でない自治体が、始良市、霧島市、日置市、阿久根市、伊佐市、南九州市ということでございました。

実施していない自治体もほかの状況もどうですかというと、私は各教育委員会に電話をいたしまして調べてみたんですけれども、県内の自治体において対象になる自治体と、ならないところがあるようでございますけれども、そのことについての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先般の2番議員の質問でもお答えしたところでございましたけれども、私どもの就学援

助費というのは、非課税世帯を対象としておりますけれども、実態からどうしても課税世帯の中でも厳しいということが調査の結果わかった場合は、枠を広げてある程度弾力的に取り組んだりしているというのもございます。

こういうこともありましたり、先ほどお話がございましたとおり、県下でも対象になっているところ、ないところ、あるところあるようでございますので、もう少し抜本的に就学援助費の内容にどういうものを盛り込むべきかということについては、もっと研究をして、しっかりしたものでこれからはやっていきたいなど、そういうふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

自治体によって、やはり温度差があります。柔道着を就学援助費で出す出さないかについては、さまざまな議論があります。一方では、出す自治体と出さない自治体があるのもまたおかしな点だと思いますけれども、県教委レベルではこの問題点については話し合い等はなかったのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

もともと就学援助費というのは、これは市町村で単独で予算をつけるものでございますので、それぞれの市町村でやるべきことだと考えておりますので、特にこのことで県教委のほうからとか、どうしなさい、こうしなさいという指導とかそういうものはございません。

○7番（坂口洋之君）

次に参ります。パナソニックの日置工場について再度質問いたします。

質問者も今回4名ということで、かなり重複する部分があります。これまでパナソニック日置工場は、ちょうど工場創立から41年になると思いますけれども、これまでパナソニック日置工場が日置市に果たした、地域経済に果たした役割について市長はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたとおり、41年という長い歴史の中で存続をしていただきました。一番多い時期につきましては、約1,000名を超える正社員もいらっしゃいまして、大変雇用の面にも大きな影響もありまして、また特にパナソニックの事業形態の中で、私どもこの地域、農林水産業の地域でございまして、夜間就業といいますか、昼は農業して夜働いていく、大変そういう形態にマッチした中におきまして、パナソニックが私ども地域経済に与えた大きな影響しておったというふうに思っております。

そういう形態から今回このようになりましたので、本当に残念なことでありますけど、今後さっきも申し上げましたとおり、今の正社員を含め今後の雇用の問題をどうしていくのか、ここあたりも十分検討していきたいと思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

今回パナソニックの閉鎖については、昨年11月に一応新聞報道されたと思います。県議会の中でも、伊藤知事もこれまでの情報不足とパナソニック本社の対応のまずさについて指摘をされております。

パナソニック本体の社会的な責任についての市長の考え方をお伺いしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今回の報道の中でも、情報不足というのが大変大きな一つのニュースになりました。私どもも情報をきちんと出してほしいということで、県とともども会社のほうに申し出をいたしまして、特に会社のほうからも重役等が2回ほど来ておりまして、また特に先般、2月に行ったときに、今回の報道不足を謝罪していただき、また新しい1人を特使としてパナソニックの後の整理を含めた中でやっていく。

先般もその方が県のほうに出向き、いろん

な情報を交換をしております、月に1回は今から県、市のほうにそういう特使の方が来て状況を説明していただけるということでございまして、前からいたしますと大分改善されているというふうに思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

残り2分ですので、あとまとめてください。

**○7番（坂口洋之君）**

工場閉鎖については、今後2年間は存続ということなんですけれども、日置市のパナソニックの日置市としての相談室の設置は3月までと予定されておりますけれども、今後3月以降の相談機能について市としてどのような役割を考えていくのか、また、相談についての周知についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

1月から私ども市のほうに相談室を設置いたしまして、特に1月、2月の前半までは大分件数はございましたけど、2月末から3月にかけては相談件数というのはゼロに等しいのかなというぐらいもう大分少なくなっているのも事実でございます。基本的には3月いっぱいということで閉鎖をいたします。

今後におきまして、特にハローワークとの連携といいますか、これが一番大きな課題になってきますので、そういうことを踏まえてまた新たにそういうものを設けるのか、設けないのか、そこあたりはまた対策本部等でも十分検討していかなきゃならないというふうに思っております。

**○7番（坂口洋之君）**

やはり心配されるのは、正社員もなんですけれども、派遣社員の方とか協力社員の方だと思いますけれども、協力会社のことについてお尋ねいたします。

上半期は業務上はそう変わらないということをお聞きしておりますけれども、当然2年後は閉鎖が始まれば、パナソニックの取引先も



中止になると思いますけれども、取引先の現状についてどうなのか。新たに取引先がなくなることを見越して、新規的な事業を始めているような会社もありますし、新たな取引先を開拓しているようなケースもあるとお聞きしておりますけれども、現状についてお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

先般、ここの社長さんがそれぞれ協力会社のほうにお回りになったということもお聞きしております。先ほど申し上げましたとおり、8月、9月まではそれぞれの受注ができるのかなあと。またその後におきまして、さきも申し上げましたとおり、部門の整理をやりますので、協力会社がどの部門をしておったのか、ちょっと私も実態はつかんでおりませんが、若干そういう閉鎖するにおいては事業が少なくなるというのも事実でございます。今のところお聞きしている中において、そんなに協力会社のほうが今人を整理したとか、そこまではまだ伺っていないということでございます。

**○7番（坂口洋之君）**

人員削減については、まだそこまでないということもご説明があったようでございます。時間も最後でございますけれども、国への要望については、財政支援を含めた経済対策を支援していると思われておりますけれども、跡地活用を含めて日置市1自治体では取り組むには厳しいということで、今後の跡地活用を含めて連携する県との市としての要望策などについてお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

この跡地利用というのが皆様方も一番関心があるというふうに思っております。その中で、先般、2月に行ったときにこのことの中で、会社の重役の方とお話はさせていただきました。

基本的には、さきも申し上げましたとおり、8月、そういう時点で今400名いる方がどういう方向の中でどういうふうにして整理されていくのか。そういう方向を見た中において、この跡地の問題については協議をしましょうということになっておりますので、今ここでどうこうという結論は大変難しいのかなと思っております。

県と一体となりまして、この跡地を含めた中でも会社のほうには、先般も閉鎖すればそれにかわるいろんな企業に、また会社としても努力をしてほしいという要望も話をしておりますし、それがまずかれば、また今のある土地等におきます市のほうにもそれだけの譲渡といいますか、そういうこともまた考えなきゃならない。いろんな選択肢はあるというふうに思っておりますので、まだ9月、8月の間に向こうのほうに出向いて、跡地の問題については話をさせていただきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時30分とします。

午後3時21分休憩

---

午後3時30分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

**○2番（山口初美さん）**

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、東日本大震災と原発事故から1年たった今、改めて犠牲になられた方々とそのご家族、関係者の皆様に深い哀悼の気持ちを申し上げますとともに、すべての被災者の皆様にお見舞いの言葉を述べさせていただきます。

さて、被災地の復興もおくれておりますが、福島原発事故は、収束にほど遠く、放射能汚染は多くの人々を苦しめています。この1年、原発からの撤退を求める世論と運動は大きく発展しました。

「3・11 さよなら原発！かごしまパレード」と集会には93団体、2,000人が結集しました。鹿児島ではかつてないことです。さまざまな立場や思想、世代を超えてさようなら原発、私たちの未来に原発は要らない。子供たちを守りたいと声を上げた、これまでデモや集会に参加したことのなかった人々と民主団体、労働組合、政党など広範な人々が協働してデモやパレード、集会などを各地で成功させています。

そしてまた、福島を忘れてはならないと世界じゅうで脱原発の声を多くの人々が上げています。

さて現在、日本の54基ある原発のうち、動いているのは2基だけです。4月中旬ごろまでには国内の原発はすべてとまることになっています。そしてご承知のように、九州電力の原発はすべてとまっていますが、電気は足りています。福島のような事故を二度と繰り返さないために、再稼働を許してはなりません。まずこの点についての市長の見解を伺います。

さて、いまだに福島原発事故の原因も明らかになっておらず、収束のめども立っていません。避難して家族ばらばら、生まれ育ったまちに帰れない人、この人たちの悔しさを思えば、原発さえなければとだれもが考えるのではないのでしょうか。

日本は世界有数の地震・津波国です。このような国に54基も原発があるのは、異常としか言いようがありません。国策として原発を推進してきた国の責任を市長はどのように考えておられるのか、伺います。

福島のような悲劇を二度と繰り返さないた

めには、原発をなくすしかありません。そして、放射性廃棄物の処理を子孫に押しつけてはならないのです。この国と九州電力を相手取り、九州川内訴訟弁護団が川内原発廃止を求めて鹿児島地裁に提訴する予定で、1,000人を目標に原告を募る説明会が開かれました。この訴訟についての市長の見解を伺います。

また、子供たちを放射能から守りたいという気持ちで集まった一般市民グループなどから、学校給食における放射性物質濃度測定体制とその測定値の公開等を求める声が寄せられておりますが、どのように答えていくお考えなのか、この点につきましては教育長に伺います。

次に、国民健康保険税について質問します。

まず1点目は、国保税が高過ぎて払いたくても払えず滞納したことにより、正規の保険証をもらえず、無保険や短期保険証、資格証明書となっている市民はどれだけいるのか。また、その対策について伺います。

2点目は、高過ぎる国保税を何とかして引き下げてほしいという声は一層切実になっています。多くの人が払うのが大変だと言っておられます。所得の2割を超える国保税の方もおられますが、国保税だけで2割など考えられません。それでも市民の皆さんは払う努力をしておられます。一、二回は無理してでも払ったとしても、あとがすぐ続かなくなります。景気が悪いし、収入も減る一方でみんな苦しいのです。年金も少しずつ少しずつ減らされて、ことしは物価下落分0.3%減額だとか、特例水準解消による0.9%減額とかで年金が減らされます。

その上、ことしは介護保険料も上がり、後期高齢者医療保険料も上がります。受け取る年金の額は年金支給日のたびに減ることになります。こういう市民の苦しい現実を市長はどう思われますか。

国保税を払ったら病院に行くお金がなくなるような厳しい現実です。そして3割負担の医療費も高過ぎます。だれもが医療を受ける権利を保障するための国民皆保険のもとで、高過ぎる国保税に苦しめられている市民の暮らしの実態を何としても改善する必要があります。国保税を下げるべきではないですか、市長の考えをお聞かせください。

3点目は、納税相談や滞納整理に当たる職員の研修内容について伺います。

また4点目は、滞納の取り立てや差し押さえの今のやり方に問題はないか、また今後の課題についてもお答えください。

次、3点目の質問は、子供医療費の中学校卒業までの無料化と病院窓口での無料化についてです。

このことは、たびたび取り上げております。南さつま市、薩摩川内市、出水市、志布志市、曾於市などに続いて、24年度から南九州市も中学校卒業まで無料になります。ぜひ本市でも実現できないか、伺います。

また、現在日置市では、小学校入学前まで無料ですが、病院の窓口でいったん払って後で返ってくる償還払い方式となっているので、改善が必要です。九州管内で償還払い方式は鹿児島と沖縄だけです。病院窓口での無料化を実現できないか、伺います。

4問目の質問、最後の質問は、パナソニック日置工場の撤退問題についてです。

パナソニックは、業績悪化を理由に2年後に日置工場を撤退することを決め、希望退職または配置転換かということで、リストラを進めております。

しかし、実はパナソニックの営業利益は、2012年は300億円の黒字です。しかし、それを上回る営業外損失を一気に計上したことにより、赤字になっているだけなのです。人員削減のためのリストラ費用など営業外損失の計上を、パナソニックは事業構造改革費

用と呼び、7,640億円を見込んでいます。つまりつくられた赤字を理由にリストラをしているのです。本当に許せません。

また、パナソニックは、巨額の内部留保をため込んでいます。その一部を活用するだけで雇用は十分維持できるのです。内部留保の活用で社会的責任を果たすべきと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

また、このような大企業の身勝手な工場撤退やリストラを規制しようとしめない国のあり方を市長はどう見ておられるのでしょうか、このことをお尋ねして1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の原発について、さきの福島原発事故からわかりますように、「原発の安全神話」が崩れた以上、安心・安全な原発による発電が担保されませんので、段階的に廃炉すべきと考えております。

定期点検中のための停止している川内原発1号・2号機の再稼働につきましては、現在、原子力安全・保安院によるストレステストの1次評価を受け、保安院による評価中ではありますが、住民安全が第一でありますので、少なくとも川内原発から半径30km圏内に位置する自治体住民への十分な説明と理解が必要と考えております。

2番目でございますけど、日本経済の高度成長から国民生活は安定し、昼夜を問わず安定した電力供給が行われ、これに比例して原子力発電への依存も高まってきました。

一方、地球温暖化の原因の一つとされます石油・石炭などの化石燃料から排出される二酸化炭素によるオゾン層破壊を防ぐために、二酸化炭素の排出量が少ない原子力発電を国が推進してきました。国の責任につきましては、今後、二度と原発事故を起こさないためにも、原子力安全・保安院が、既存の原発の

徹底した検査や原子力防災対策、放射能廃棄物規制などを遂行していくことが、国の重要な責務であると考えております。

3番目でございます。九州内の大学教授や元弁護士会長などの皆様方が、原告参加の呼びかけによる提訴予定とお聞きしております。原発は段階的に廃止すべきであると考えておりますので、「訴訟」の動向につきましては、注視してまいりたいと考えております。

国民健康保険税についてでございます。

その1でございますけど、2月末現在の短期保険証は329世帯、782人、資格証明書は120世帯、174人に交付しております。短期保険証や資格証明書の交付は、納税相談等の機会を確保するために交付いたしておりますことから、今後も相談しやすい環境を整えてまいります。

また、資格証明書の交付対象につきましては、これまでも戸別訪問を実施していますが、可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努めております。

また、無保険のことについてでございますが、社会保険を喪失された場合は14日以内に国民健康保険加入届が必要となりますが、この届け出は本人の申請に基づき行われますことから、無保険者の実態を把握できない状況でございます。今後も広報紙等で啓発に努め、無保険者の発生防止を図ってまいります。

国保税の引き下げについてでございますけど、国保会計の財政状況を見ますと、長引く景気の低迷による国保税の減収や医療費の増加等により、極めて厳しい状況にあります。

国保会計の安定的な運営を図るため、昨年、市民の皆様方のご協力をいただき、税率改定により引き上げを行いました。日置市としても初めて的一般会計から国保会計の繰り入れを行い、納税者の負担の軽減を図ったところでもございます。

国保税の負担増は、医療費の増加の主な原

因と思われまので、国保被保険者だけでなく、日置市全体の問題としてとらえ、今後とも医療費抑制に向けた取り組みを強化することが国保税負担の引き下げにつながると考えております。

このようなことから、現在の厳しい国保運営状況から見ますと、今は国保税を引き下げる時期ではないことをご理解していただきたいと思っております。

3番目でございます。滞納整理に係る職員につきましては、各種債権の内容や法的性格を正しく理解するとともに、滞納者との折衝により今後の対応策を判断する能力と知識が必要となります。

そのため、各種債権を扱う特別滞納整理課を中心といたしまして、債権に係る法的知識、滞納者との折衝能力の向上、それから最も重要とされる滞納者の立場に立った相談支援技術の向上につながる研修を定期的を開催いたしております。

今後におきましても、徴収率アップを目的とした研修に固執するだけでなく、滞納者の精神面及び福祉的方法にも目を向けられる職員の育成に努めていきます。

4番目でございます。滞納整理を進める中で問題といたしましては、第1に、いかにして滞納者の状況を見きわめるかということでございます。

そのためには、まず各債権の主管課におきまして滞納者と直接会い面談を行うとともに、その案件が特別滞納整理課に引き継がれる時点におきましては、再度、面談の機会をつくり、相手方の生活状況、家庭の収支状況等の把握を行うよう努めております。

このような過程の中におきましても、「払えるのに払わないのか」「払いたいのにならぬのか」などを見きわめ、明らかに公正公平を欠くという案件につきましては、厳正な滞納処分を行ってまいります。

3番目の子供医療費の中学校卒業までの無料化と病院窓口での無料化についてでございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、昨年度から小学校就学前までの医療費の無料化を行いました。本年度の助成額は7,800万円と見込まれ、2,000円の自己負担のありました21年度と比較いたしますと、2倍の助成増となっております。

今後、中学生までの無料化に取り組むためには、新たに1億円を超える財源確保が必要とされることから、現時点では現行の助成制度で実施してまいります。

2番目でございます。鹿児島県の市町村におきましても、平成19年3月から自動償還払いを導入し、制度の改善を図ってきたところでございますが、どこの市町村もまだ窓口負担の無料化をいたしていないことから、医師会、調剤薬局などの調整等が生じてまいります。

また現在、国保連合会を通じて受診データ等の集計がされることから、県下全体で実施していくことが必要だと考えているところでございますが、県におきましても、窓口負担の無料化をした場合、医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけでなく市町村への多大な影響等が予想されることから、本県の厳しい財政状況に照らしても、窓口負担の無料化につきましては、現時点では考えていないという説明でございましたので、窓口負担の無料化を実施するには、現時点では無理であろうと考えております。

パナソニックの工場跡地問題でございますが、1月11日にパナソニック本社役員の方が日置市、県庁を訪問され、正式に日置工場がおおむね2年後を目途に閉鎖することが伝えられました。

しかし、パナソニックの3月期の純損益の

赤字が従来予想の4,200億円から7,800億円に拡大する見通しの発表を聞きますと、パナソニック全体の成長戦略、拠点戦略等についてはパナソニック自身が判断されることと考えております。

2番目でございます。解雇や雇い止めは、労働者の生活に大きな影響を与えるため、企業の方々のご理解をいただきながら、雇用の維持・確保を図ることが重要であると考えております。

また、国におかれましても、雇用の安定を図るためのさまざまな施策を講じていただき、働く方への不安を取り除き、安心して働き続けられる社会の実現に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

原発についての4番目でございます。

学校給食における放射性物質濃度測定体制と、その公開等を求める声について、学校給食運営委員会の会議や保護者から、教育委員会、東市来、伊集院、日置南学校給食センターのいずれにもそういうことは寄せられていないようでございます。

学校給食の食材につきましては、野菜、果物、米などは地元産や県内産を選定するように努めております。また、その他の食材については、学校給食会や食材業者等との連携を密にしながら選定しているところでございます。

なお、鹿児島県が平成24年度事業として、学校給食における放射能物質の有無や量について把握するため、事後検査を行う学校給食モニタリング事業を始めることとしております。

県から検査箇所数、調査方法等について具体的に示されていないところですが、私どもの日置市は、この事業への参加を希望してい

るところでございます。

### ○2番（山口初美さん）

原発については、市長は早い時期から段階的に廃炉にしていくべきだというお考えをはっきりと述べていただいております。1番と2番については市長のご答弁で理解をいたしました。

この九州川内訴訟、市長は動向については注視していきたいというふうに申されましたけれども、市長もぜひ原告になっていただけたらと思っているところですが、市長、この点いかがでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

このことに原告になるというのは、こういう立場では大変難しいというふうに思っております。

### ○2番（山口初美さん）

本当に福島の方たちの悔しい思いを思い返したときに、本当に今止まっている原発は二度と動かしてはならないし、本当に世界じゅうから原発をなくしたいというふうに改めて思うわけですが、3月11日に1年前に震災のあった日に鹿児島でも大きな集會が開かれました。マスコミでは余り報道されなかったのでご存じのない方もおられるかもしれませんが、先ほども申しましたように、93団体、2,000人という大きな規模でパレードなども行いました。

その集會の中で、日置市の高校生が発言をしました。このことをちょっと紹介この場でさせていただきたいと思っております。

東京電力福島第一原発の事故から1年間、私は原発について真剣に考え、危険な原発を本気でなくしたいという思いで学習会や集會、署名活動、原水禁世界大会などに参加してきました。

活動を始める前は、高校生の私に一体何ができるだろう、力が足りないのではないかと思っていたことがありました。しかし

今は違います。きょうの集會のようにさまざまな立場、思想、世代を超え、さようなら原発という思いを持った皆さんと手を取り合い、ともに声を上げることで大きな力になっているのだと確信しています。

私が脱原発の行動を始める原動力となったのは、事故が起こる前には安全だとうそをつき、事故が起こった後には想定外だという無責任な関係者、あれほど深刻な被害をもたらした、原発の危険に気づかないはずはないのに、原発推進の声を堂々と上げる人たちが許せないという気持ちです。

現在、日本で多くの原子炉が停止中ではありますが、1基も廃炉に至っていません。生まれ育ったまちに帰れない人、事故からきょうまで、またこれから先もずっと放射能の恐怖と隣り合わせで生きていかなければならない人、全国で脱原発の声を上げている多くの人がいるのに、ずっと苦しんでいる人があるのと思うと本当に悔しくてたまりません。

福島の私と同じ世代の女の子が、将来福島出身というだけで結婚できないんじゃないのか、将来子供を産んでもいいのかなという心配をしていると知ったとき、私は涙がとまりませんでした。原発さえなければと強く思いました。こんなにも悲しい事故を二度と繰り返さないためには、原発をなくするしかありません。

原発放射能の危険がある社会は、私たちの世代で終わらせなければなりません。放射性廃棄物の処理を私たちの子孫に押しつけてはいけません。原発のなくなる日までともに頑張りましょう。

こう訴えたのは、市長の後輩に当たりますが、日置市に住んでおりますことしの春高校を卒業した青年です。この今の発言を聞かれて、市長はどのように思われたのか、感想をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

## ○市長（宮路高光君）

高校生でそのようにはっきりとした考え方を持っている方ということは、大変頼もしい部分もいたします。その中で、それぞれの方々がこういうことについては自由でございますので、そういういろいろと立場の中でそういうパレードとかいろんな中で行かれるのは個人の自由の中でされているというふうに思っておりますので、そのことについては何も申し上げません。とりあえずそういうすばらしい考え方を持っている高校生ということは、高く評価したいと思っております。

## ○2番（山口初美さん）

大震災から本当に1年が過ぎましたが、東北や関東を中心に各地で本当にまだ活発な地震活動が続いています。本当に被災地の人はもちろんですが、みんなが本当に原発の災害をまだまだ本当にそういう事故が起こるのではないかという不安を持っているわけです。

市長、この再稼働をさせてはならないということは先ほど本当にはっきりと言っていたかもしれませんが、何としても事故を繰り返さないためには、原発をなくすしかないと思っております。福島原発の事故の究明もまだできておりませんし、本当に国の責任を求めて被災者の方たちのそういう損害賠償、それから本当に安心して暮らせるまちをつくるために、ぜひ今後とも力を合わせていきたいというふうに思います。

教育長のほうからは、給食センターのほうにはそういう声は寄せられていないというふうに言われましたが、県のほうでの事業と連携をして本市でも取り組んでいくということを答弁いただきましたので、そのようにぜひ学校給食の食材への安全の配慮、県内産のそういう食材を中心とした活用で、本当に子供たちに安心して安全な給食を実現していただけるようにということで、国民健康保険税のほうに質問に移りたいと思います。

滞納者に短期保険証、資格証明書が渡されておまして、市のほうとしては納税相談の機会をつくるためということでのそういう短期保険証などの発行になっているということでございますが、この短期保険証1カ月更新、3カ月更新、6カ月更新それぞれの実態に合わせた保険証の発行をされているというふうに聞いておりますが、それぞれ短期保険証何世帯で何人かということをお答えいただきたいと思っております。

## ○健康保険課長（大園俊昭君）

短期保険証の有効期間につきましては、交付要領を定めておまして、それに基づき実施いたしております。

先ほどの329世帯の内訳ということでございますけれども、有効期限1カ月が286世帯となっております。2カ月が34世帯、3カ月が4世帯、6カ月が5世帯、合計で329世帯でございます。

## ○2番（山口初美さん）

先ほど無保険のことについてもご答弁をいただきましたが、自分で国保加入の手続をするようになっているために、結局その手続に役所に来られなければ無保険の状態になるわけで、本当にこういう人たちというのは、なかなか市のほうでつかむというのは難しいということではございますが、全国で無保険者の人、またそういう方たちで、医療を受けるのがおくれで命を落とされたというような実態などが社会的な大きな問題になっておまして、これは民医連が全国で調査をしたということで、受診おくれの死亡67人、これは2月の21日付の新聞で報道されましたけれども、病院の窓口での負担などの経済的な理由が主なものとなっております、この無保険者の実態調査をちゃんとすべきではないかというようなことを取り上げてあります。

この医療費の窓口負担の問題などもあってなかなか病院に行けないというような事態も

あるようでございますが、日置市ではこのようなことはつかんでおられないのか、伺いたいと思います。

**○健康保険課長（大園俊昭君）**

日置市におきますそういった形の把握ということでございますけれども、日置市の中ではそういった実例等はないと思っております。

ただ、中には医療費を払うのが困難というような方もいらっしゃると思いますので、その方につきましては、福祉課と連携をいたしまして、生活保護等の相談をさせていただいている状況でございます。

**○2番（山口初美さん）**

先ほど短期保険証の数、資格証明書の人数などご報告いただきましたが、本当にこういう実態、こういう払えない方たちが値上げ後ふえているのではないかというふうに思うんですが、その辺はどのように分析しておられるのか、市長に伺います。

**○健康保険課長（大園俊昭君）**

短期保険証の関係とあと資格証明書の関係、この関係について、これまでの推移等を健康保険課のほうで分析をいたしているところがございます。

その状況を見てみますと、例えば値上げ前の平成22年の12月現在でございますけれども、その当時は短期保険証を交付しているのが353世帯、767人となっております。これがことしの2月末現在では329世帯、782人ということで、世帯数については減少いたしております。

また、資格証明書ということでございますけれども、こちら平成22年の12月現在では189世帯、253人となっておりますが、ことしの2月末現在では120世帯、174人ということで、こちらについても減少しているということでございます。

ただ、国保税につきましては、今回税率の改定をいたしたということでございますけれ

ども、税務課のほうにおきます収納率については、ほぼ昨年度並みの収納で進んでいるというふうな状況を聞いております。

**○2番（山口初美さん）**

余りふえているということではないようですが、本当に329世帯、782人というこの数字ですね、資格証明書120世帯、174人、この数字はやはり重いというふうに思います。暮らしが本当に大変な方々が納税相談に見えたり、またなかなか市役所のほうから出向いて相談の機会をつくろうと努力をされても、なかなか会えなかったりというようなことで資格証明書になっている、そういう方々が120世帯、174人もいらっしゃるということは、本当にこれは大変なことだというふうに考えます。

そういう中で、なかなか納税相談に市役所のほうに出向いてきてもらえないという、そういう実態もあるわけですが、職員の研修はいろいろ実務的な——実務というかいろいろな研修がされているということで伺っておりますが、先ほど市長のほうでは、市民の心に寄り添ったようなそういう相談ができるような職員の養成に努めていきたいというふうに言われたんですが、それは具体的にどのような研修をされるおつもりか、その点については検討がされているのかについて、伺いたいと思います。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）**

これまで庁内研修を初め、県外に行きまして研修を行っているところでございますが、研修の内容につきましては、納税納付交渉についての研修、あるいは財産調査についての研修、執行停止についての研修、不当要求、行政対象暴力への対応についての研修等行いまして、職員の資質向上を高め、個々の滞納者に接した納税相談とかできるように努めているところでございます。

**○2番（山口初美さん）**



さまざまな研修を受けられて、いろいろと滞納整理も進んでおりますし、それがまた市民の方のいろいろな問題を解決することにもつながっているというふうに私も思っておりますが、いろいろ相談が私のほうに来ることもございます。

いろいろな行き違いもあったりするのは仕方のないことだと思うんですが、市民は幾つもの本当にいろいろな困難を抱えております。そういう市民が本当に市役所に行けばいろいろな相談に乗ってもらえるというふうな、そういう認識を持って本当に市役所を信頼して相談にきていただけるような、そういう市役所づくりというのが本当に庁舎一体となった、そういう取り組みが今必要なのではないかと思うんですが、以前私は、市長にいろいろなところでごあいさつをされるときに、市役所には何か困ったことがあったときには、ぜひ市役所に相談に来てくださいということを一言言ってほしいんですということを申し上げたことがあるんですが、こういう滞納を抱えているような市民の方というのは、市役所には来にくいというのは、やっぱり敷居が高いというのはもう本音だろうと思うんですが、そこら辺で市長としてそういう努力をぜひしていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、滞納をしておればそういう遠慮深い形の中で来れないという方もいっぱいいらっしゃるというふうに思っております。

そういう中におきまして、さっきもお話いたしましたとおり、そういう方々にはこちらから出向いていく、そういうことも職員のほうには指示もしております。いろいろと市役所に来られる方は、税だけじゃなく消費者のクレームの問題とか、いろんな相談業務というものも来ていらっしゃるようでございます。

す。

そういうふうにして門戸を広げて、それどれいづれでも来れる、そういう体制づくりというのが必要でありますし、またそういう職員研修というのにも必要であろうかと、そういうことに今後とも努めていきたいと思っております。

#### ○2番（山口初美さん）

ぜひ市民の相談に乗るには個人の悩みをしっかり聞いて、問題解決のための支援や助言を与えること、特に臨床心理学の立場からそれを行うようなカウンセリングの研修が必要だろうと思います。ぜひもう本当に市役所の職員みんながこういう研修が受けられて、相談体制というのが市役所全体でできるように、ぜひお願いしたいと思います。

子供医療費の中学校卒業までの無料化、これは何回も何回も取り上げておまして、この間、ほかの自治体ではどんどん前に進んでいるというふうに私も感じているんですが、日置市では、就学前まで昨年やっとな無料になって大変喜ばれてはいるわけですが、先ほど言った自治体のほかにも、小学校卒業まで枕崎とか鹿児島市も、今度は25年度から小学校の卒業まで無料——鹿児島市の場合は助成制度ですね、25年度から実施するというので、24年度はシステム改修の予算などが組まれたというふうに聞いております。

さつま町などでは中学校卒業まで入院費は無料というような、それぞれの自治体によって違うわけですが、本当にそういうなかなか足並みはそろってはいないわけですが、鹿児島県内ではまだ、九州管内ではもう沖縄と鹿児島だけなんです、この償還払い方式もなかなか鹿児島では実現できておりませんが、この点はぜひ積極的に、ほかの県ではやっているのに鹿児島と沖縄だけというのはおかしいんじゃないかということを経理のほうからも積極的に県のほうにも要望していただきたい

いんですが、その点はいかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

償還窓口無料化、これは本当に市民にとってはいいいことであろうというふうには思っております。先ほど申し上げましたとおり、これは県全体で取り組まなければ、一市町村で取り組めない部分でございますので、また今後におきましても、機会あるごとをお願いするし、また何が一番課題で残っているのか、こういうものも先ほどちょっとお話し申し上げましたとおり、国の助成等も若干あるのかなと思っておりますけど、またそこあたりの究明も県のほうに問い合わせしていきたいと思っております。

**○2番（山口初美さん）**

そうですね、本当にこれは国がきちんとやらなければ本当はいけないことだというふうに私も理解しております。

この間、ほかの自治体では中学校卒業までということが進んできております。8つの自治体でもう中学校卒業まで医療費が無料になっているというのは、日置市はちょっとだんだん遅れたほうに入ってきているということで、ぜひこれも日置市内で子育てをしている若いお父さんやお母さんたちを本当に助けるということは大切なことで、市長もぜひ前向きに取り組んでやっていただきたいと思っております。

最後のパナソニック工場撤退の問題では、本当に市長は積極的に動いていただいて、市長が積極的に動いていただいたおかげで、パナソニックのほうの会社の対応もやっぱり変わってきたし、ある程度誠意を持ってこちらにもきちんと説明責任を果たすようなそういうふうに進んできたんだと思います。私はこの点は市長の動きを本当に評価をしておりますが、先ほども申し上げましたように、パナソニックの赤字というのはつくられたものであるということですね。リストラ費用などを

経費にまとめて上げて、それで赤字にしているということをぜひご理解いただきたい。

そして、内部留保というのは、もうかって別にため込んであるお金ですので、こういうのを本当は社会に還元するべきであるというふうに考えますが、撤退後の対策をいろいろ考える、その前に何としても身勝手な撤退、リストラをやめさせるという、そういう強い立場が本当に今大事じゃないかと、最後まであきらめずにまたそういう働きかけをするべきじゃないかと私は思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今までも同僚議員の中でお答えしたとおりでございまして、まだ400名の皆様方が働いておりますし、まだ関連企業もございます。少しでもこのことが存続できるよう、会社のほうには申し出をいたしますし、もしもの場合については、それにかわるものは何であるのか、こういうものは会社としての責務であるというふうに思っておりますので、そういうことも今後ともお願いし続けていきたいと思っております。

**○議長（松尾公裕君）**

もう1分ですので、まとめてください。

**○2番（山口初美さん）**

大企業の責任ですね、この身勝手な撤退やリストラを本当にきちんと国が指導していくという、そのことも本当に大事なことでありたいと思います。パナソニックだけではなくて、日本全国でいろいろな大企業が一齐にこういうことをやっているわけです。これは本当に大企業としての責任を果たすべきだということをはっきりと国に対しても言っていくべきで、また雇用を守る国のルールづくり、そういうことで国の果たす役割というのが本当に大事だということを考えるわけですが、この点について市長の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今回のパナソニックだけでなく、世界的な環境の中におきまして、大変多くの企業の皆様方がこういう円高を含め、またいろんなリーマン・ショックを含めた中で、大変経営的に苦しんでいるのも事実でございます。

そういう中におきまして、私ども地方におきましては、一番大事なのはいかにして雇用を守っていただけるのか、このことが一番大事でございますので、国のほうにも雇用対策という形の中で今後ともご要望していきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。

19日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時20分散会



第 5 号 ( 3 月 1 9 日 )



議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（11番、6番、20番、15番、1番）
-------	-------------------------

本会議（3月19日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君



介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	今 村 義 文 君	会 計 管 理 者	前 田 博 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	福 留 正 道 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告してあります質問事項、平成24年度主要施策について市長に質問いたします。

日置市発足8年を迎え、変わりゆく社会情勢を踏まえた中で、福祉のまちを目指す当初予算は、財源の確保を第一に、課題である過疎地域においては、担い手や後継者不足による人口減少に歯どめをかけ、地域の再生に向けて進めなければ、基幹産業の衰退は地域の荒廃を加速させる懸念材料です。

また、伊集院の中心部においては、大型店舗の進出による商店街の空き店舗に増加が予測され、さらには、大企業のパナソニック工場閉鎖等は市の税収確保に今後大きく影響すること等から、大きな課題が山積する問題に対し、限られた予算の中で対策を事業の優先度や緊急性、住民の要求度、経済の効率性、負担の公平性などを考慮した中で、前例踏襲主義を打破した事業の見直しに取り組み、知恵を結集した自主的、主体的な予算編成となりましたとなっております。財源が、確保が一段と厳しさを増し、住民負担もお願いしなければならない状況は、最小の経費で最大の効果を多面的につなげるよう比較され、住民福祉向上に発展しなければならないと考えます。

そのためには、何といたっても財政悪化を改善する政策として、歳入の確保を進めるために企業誘致も大事なことですが、地方に残された有効策として期待されたのが、移住や交流事業だと考えます。

中でも、団塊世代者層はアクティブな経済的に豊かな上に、熟練した技能、ノウハウ、豊富な人脈を持ち、新しい産業創出などさまざまな経済波及効果をもたらし、中山間地域にとっては産業構造の転換につながる可能性もあると思います。人口減少と高齢化、そして限界集落、未曾有の課題に直面する地域にとって、移住、交流の精神が有効な戦略であり、地域の魅力度を高めることができると考えます。

今回、新しく提案されている企画、宿泊料キャッシュバックプランや定住促進対策補助や民俗芸能伝承活動支援事業は、市長が物から人に投資を転換し始めたことはすばらしいことと高く評価いたします。なぜなら、このまま人口減少が進めば、地域の経済活動は縮小せざるを得なくなるからです。

また、国、県からの補助金や交付金が期待できず、公共工事も減少し、税収が落ち込み、財政規模が縮減され、住民負担がますます大きくなり、現在市が助成している廃止代替バスの運行や公立学校の運営も難しくなる、そのほか商店街の衰退、医療機関、公共施設の廃止・縮小、地域社会のコミュニティ機能のレベルの低下は、生活道路や河川管理、また農作業の互助機能を維持することが困難になり、荒廃や空き家がさらにふえ、治安悪化につながる可能性があるからです。何とかこのような状況から脱することが最重要課題であると私は考えます。このような状況に歯どめをかけるために、提案された政策について、質問を要旨4項目について市長にお伺いいたします。

（1）過疎地域解消に定住移住対策を図り、

どのような地域に進めると考えるのか。

(2) 社会基盤整備に検討すると答弁された市周遊バス対策は、伊集院駅整備と深く関係し、地域の交流・観光・産業・福祉の振興が図られると考えますが、市長はどのように進めていかれるのでしょうか。

(3) 生活環境整備に防災行政無線整備は、自然災害対策や原発事故や消費生活トラブルから住民を守るために、計画を前倒しし、早期整備を検討すべきと考えますが。

(4) 行財政計画の土地・家屋評価は、24年度評価替えで均衡かつ適正な実態となるのかお聞きいたします。

以上申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の24年度主要施策について、その1でございます。

24年度から3年間、過疎地域における定住促進を図るため、新たに過疎地域に住宅の新築または購入した方に補助金を交付する制度を創設し、地域の活性化に取り組んでまいります。総額1,200万円とはいえ、即地域の活性化や経済波及につながるかということは極めて厳しい状況にあります。その地域に住んで自治会に加入していただき、地域の方々と共生、協働の取り組みにつながり、若者の定住により、地域とともに元気を創出することが成果として大きく期待しております。

本格的な人口減少、超高齢化社会を迎え、こうした状況はさらに続くものと予想されますが、若者層が定着できるような環境整備や人口増加に転じる魅力ある地域づくりが必要であると考えております。

2番目でございます。現在、本市の公共交通に関する事柄は、交通行政関係者や交通事業者や及び自治会、高齢者クラブ等の市民代表により構成されている「日置市地域公共交

通会議」において協議を行い、施策へ反映しております。

ご質問の市周遊バスについてでございますが、廃止路線代替バスの赤字分に対して補助金を拠出し、運行支援を行っている路線が、平成22年度に11路線ある現状でございます。この路線には各地域をつなぐ路線が含まれており、地域間の交流は、当路線の活用で補完されるものと考えております。

新たに市独自で地域間の交流等を目的に周遊バスを運行するとなると、既存の廃止路線の経営悪化を招くおそれもあり、また周遊バス運行分の費用、廃止路線代替バス赤字分の補助金と、市の負担はさらに大きくなることも懸念されます。以上のことから、むしろ既存の廃止路線代替バスの集客維持、増加に対する取り組みが急務であり、当分その解決に傾注しつつ、折をとらえて公共交通会議の話題としてまいりたいと思っております。

3番目でございます。防災行政無線整備及び地域コミュニティ無線整備につきましては、平成24年度から28年度にかけて年次的に整備を予定しております。

平成24年度に現システムの統合を行うことにより、緊急時の一斉放送が可能となります。総事業費、20億9,200万円を見込んでおりますが、財源といたしましては、合併特例債や施設整備基金を見込んでいる関係から、財政計画に基づき5カ年で整備を進めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。評価替えに係る土地評価額の算定につきましては、固定資産評価基準に基づき、実際の売買実例を加味した適正な価格を算出し、評価額を決定しております。

具体的に申し上げますと、土地につきましては、より一層の適正な価格を把握するために、鑑定評価の標準宅地数を173ポイントから249ポイントに増やし、より地域の実

態に近い形で、さらに地域間相互のバランスをとる方法での評価を行っております。全体的な評価といたしましては、下落傾向にあり、前回の評価替えと比較いたしますと、商業地で約13%、住宅地で約8%下落している状況にあります。

また、家屋の評価につきましては、固定資産評価基準により物価変動や家屋の経過年数を反映させ、評価を行っており、下落傾向にあります。

このような状況から、平成24年度の固定資産税の当初予算の算定に当たりましても、土地・建物の大幅な価格下落を見込みまして、対前年度比94.6%、1億1,148万円減の19億4,809万5,000円を計上いたしております。

財政健全化計画による地方税の推移につきましては、アクションプランに基づく債権管理の適正化、評価がえによる変動、目標収納率、大規模誘致企業の閉鎖による影響等を見込み、過去の実績数値を参考にして算定しております。

財政健全化計画との整合性につきましては、今後、税制改正や経済情勢、年度間の所得の変動等に十分留意し、確実な税収の確保を図っていきたくと考えております。

#### ○11番（大園貴文君）

今、市長のほうからそれぞれ答弁していただきました。

まず初めに、日置市定住促進対策事業補助金の交付要綱についてお聞きいたします。

趣旨といたしましては、市長は日置市の過疎地域における定住の促進のため、予算の定めるところにより、過疎地域において住宅の新築等をし、かつ定住のため転入した世帯責任者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、となっております。

ここで確認です。過疎地域における定住促進が目的かどうかをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回このような創設をしたのは、この過疎法におきまして、ハードからソフト、こういう事業展開の中で、過疎債が認められました。そういうことも、やはり過疎債の有効活用という分も含め、今ご指摘ございました、大変過疎地域におきましては高齢化しておりますので、特に若者等が定住しやすい、そういう環境整備をこの事業の中で創設できればというふうに思っております。

#### ○11番（大園貴文君）

過疎地域の解消ということで、認識は変わらないということでお聞きしました。それでは、過疎地域の歯どめをかけるための目的である定住・移住政策は、市内・市外を問わず対象者としなかった理由は何でしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、過疎債の充当がそのような市街地、12番議員のほうもこの問題につきましてちょっと質問ございましたけど、広くその地域をしたほうがやはり定住するという部分がございますし、このこともやはり初年度して、どれだけの方が来られるのか、実態調査そういうこともしていかなければわからないということでもございましたので、急遽、過疎債がかぶっているというのはおかしいんですけど、その地域を全体で今回このような制度をし、またその状況等によって、またいろいろと判断をしていかなければならないのかなというふうには思っております。

#### ○11番（大園貴文君）

それでは、過疎地域に住んでいらっしゃる人たちの中には、アパートに住んでいる人たち、また旦那さんが鹿兒島市に働き、奥さんが加世田で働く、そういった中で、中間地点に居を借りて住んでいらっしゃる。そういった人たちがこの過疎地域に住んでみたいといった人たちにとっては、その対象とならない

のかお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、これは日置市におきます人口増対策というの兼ねております。今ご指摘のとおり、アパートとかそういうので日置市内にいらっしゃる方が新築とか、そういう方は今回は対象にしておりません。市外から私ども日置市に入ってくる方を一応お迎え対象にし、さきも申し上げましたとおり、本年度事業を展開する中におきまして、予算上は1,200万円程度確保してございますけど、どれだけの方がそういう対象になるのか、そういう実績等も加味しながら、また今ご指摘ございましたこの区分については、次のステップの中でどう検討していくべきなのか、十分そこあたりの結果に基づいた評価をしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

今現実的には、過疎地域が嫌で伊集院に家を建て、出て行く人もいる中で、市内の中でも地域の守ることも考えていただきたい住民の人もいます。そういったこと等考えると、若いときにはやはり独身生活を楽しまたい、利便性のいいところに住みたい、しかしながら家庭には親がいるから、将来的には結婚したら住みたいと、地域に帰って住みたいと、そういった人たちの福祉の向上も考えていかなければならないと思うんですが、その辺について市長の見解をお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃいますとおり、福祉の向上の中で過疎地域の対策、さきも申し上げましたとおり、これが完璧にそういうことを満足できる事業でもないというふうにご理解を、最初申し上げましたとおりでございます。ただ、ある程度の一翼はこのことで担えるのかなと考えておりまして、今後そういう形の施策、本質的に福祉政策という中で、限られた予算を

やっばし歳出していかなきゃならないということでございますので、ここあたりについてもまだ今後の大きな一つの課題として残されている。今ご指摘のあったのは課題として、真摯に受けとめていきたいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

市長のほうでは、今後検討していきたいということですが、やはりすばらしい提案をされている中で、税金は市民のためにも使われるべきだと考えます。そういったこと等から、今直面する課題、きょう始めたからきょうできるわけではありません。その一翼となればということでこの政策は提案されていると考えます。そういったこと等から考えれば、4月ぐらいであればこの要綱に市内の在住者も含めるといことは、できることではないかなと考えますがどうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今おっしゃいますとおり、そりゃできないことはございません。やはり最初から、そういう大きな門戸を広げることも大事かもしれませんが、やはり基本的には日置市全体が人口減になっている、やはり、みんなどこも自分の町の人口増という形も図るといのも、大きな一つの過疎地域だけでなく、日置市としての人口増の政策ということも考えていかなきゃならないということであろうかと思っております。

ただ今回、こういう過疎債を利用されている、活用するという点において、この過疎地域に限定をさせていただきました。まだ地域間の中におきまして、過疎地域でも若干ずつふえている自治会もあります。ありますけども、ここあたりについては、さきも申し上げましたとおり、ご指摘ございました、市内の方々を十分財政的な援助をしていく、これは私も一番いつもこの地元という形を考えていることでもありますけど、今回のこの制度

というのは、そういう意味で日置市全体を人口増を図っていこうというのも大きな一つの課題でございますので、今回このような提案を申し上げ、基本的に3年間という形の中に限定を打ち、また次の制度設計のときにどれだけのことをすればいいのか、またいろんな方々からご意見をいただいて、制度設計というのを充実していけばいいのかなというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

いろいろな方々のご意見をということで、制度設計には、まだ市内の在住者には対象にしないということの確認でよろしいでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

この3年間というのは、こういう形で走り、またその次の3年間にどう補完していくのか考えていけばいいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

それではお聞きします。前回の私の質問の中で、市長の答弁は本市の独自の政策をと、提案をするということを言われました。今回のこの提案は、出水市の案を出されております。本市と出水市の違いはどういったところで、どういうことに日置市としての魅力を出されたのかお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に出水の場合は、過疎地域ではございません。そういう中、一般単独の中でやっておりました。私どもはそういう部分で、その制度設計の中で財源の裏打ちもした中において、今回この出水市のそういう定住促進の中をある程度参考にさせていただきましたけど、今回日置市の場合については、今ご指摘ございました旧伊集院町のは入っておりません。そこあたりの部分も含めて、今後やはり伊集院のほうにおきましても、自治会としては大変過疎になっているところももうござい

ます。ここあたりも今後の次の3年後において、どういう形で拡充または充実していけばいいのか、今回のこの創作したことにおいて、どれだけの方がお越しいただけるのか、まだ私どもも一つ多くの実態がわかってないということでございますので、そういう実績に基づいて、次のステップのほうにまた予算の中でできるものだったら、やっていきたいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

その内容はわかりました。日置市の魅力としての政策にお伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

今回の制度だけでなく、日置市の魅力といえますか、いつも申し上げておりますとおり、定住してくださる方々を含め、この自然環境の中でなじんでいただけるといいますか、特に私どもこの地域は、大変私自治会におきます加入率というのも大変高うございます。やはり、高いということは、地域におきます大きなきずなといえますか、そういうことを大事にしていかなきゃならない。今回も基本的に自治会加入を含めた中において、こういう制度をやっておりますし、また今回の公営住宅におきましてもそのように自治会とのつながり、これを一番大きな目玉として、政策としてとらえてやっております。やはり地域とつながっていくことが、日置市という一つの大きな魅力ブランドというのを今後ともつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

市長は、日置市内の中でのこととお話をされました。ただ、もっと広い視野で考えたときに、私は今回の提案をされるに当たって、県と鹿児島市に隣接する自然豊かな農村地域を生かした食材の基地として、過疎地域に移住・定住して、だれもが参与できる農林水産業の振興策で、地域力を高めることが可能な

政策であるべきだと考えておりました。市長の中で移住者を対象としているわけですから、地域の自治会内のことも大事なこともかもしれませんが、やはり移住される方々にとって、住んでみませんかという魅力、その辺についてはどのように考えますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

これは基本的に、私さきにいつも言っていますとおり、私どもこの地域というのは、やはり農林水産業、これは基本でございます。今回1つの網羅をした形でなく、また農林水産業の発展というのはまた別の部分の中で、その地域におきます担い手確保を含めまして、やはり荒廃地を少なくしていく、そういう施策はまた別の形でもやっておりますので、また本当にこの移住した中において、農業される方も結構でございますし、またこの地域におきまして、農業だけでなく、いろいろなまた陶芸とかいろいろなことで日置市に住みたいと、幅広い形がございますので、こういう部分の中で今回はそういう幅広い形の中で、今回のこの事業を創作したというふうに考えております。

**○11番（大園貴文君）**

市長のほうでは、市外からの方々に来ていただきたいという考えが強いようでございますけれども、私は要綱というのは自分たちの地域の、日置市の要綱でございます。規則でございます。その分で、今住んでいらっしゃる方々も十分その機会が平等に与えられ、そして選ぶのはその人たち個人のことだと考えます。

先ほど財政の話もされましたけれども、過疎債という財源を使って、1,200万円の中で市の負担金も少ないかと思えます。隣接町は5,000万円幾らの予算を組んでいるところもありますけれども、そういった中で有効にやはり使え、そしてまた対象者が限られることなく、やはり日置市に住んでてよか

ったなど、そしてまたこういう計画で進めていきたいということにつながるということが大事かと思えます。過疎地域に歯どめをかけるための目的である定住・移住政策は、市内・市外問わず対象者とし、三世代が住めるような地域づくりを進めていくべきだと私は再度考えますが、市長どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

現実的に、今言っている意味は十分私も理解はしております。やはり、いろんな中で私ども過疎地域もですけど、さきも申し上げましたとおり、日置市の全体的な人口増を図っていかねばならない、こういう大きな大義になっていることも理解をしてほしいというふうに思っております。ご指摘ございましたとおり、その要綱というのは、市の独自の中でつくられることもございますし、またほかの地域におきましては、そういう地域内の中もやっているところもございます。これもほかの地域の実態を見ていただければわかるというふうに思っておりますので、今後、さきも申し上げましたとおり、3年間の中でこういうことをして、その次のステップでいろいろと地域内におきますそういう定住促進のことも、この過疎債を活用した中でつくっていかばいいのかなというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

それでは市内に住んでいる人たちには、これは、この事業は対象にならないという日置市の制度であるということを、聞かれている人たちには答えるようにするわけなんですけど、それはそれでよろしいでしょうか。そしてまた、そういった声等はこういったふうにして収集を市としてはしていくんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げました3年間というその後の中で、またいろんなご意見をして、3年後にはもうそういう今年、来年の実績を踏まえた中で、3年後は変えていくんだということ

をさっきから申し上げておりますので、そういうことはもうまた地域の皆様方にそういう関係がございましたら、またそういう制度の中に入れた方にはPRもして行っていけばいいのかなと思っております。

**○11番（大園貴文君）**

3年間というのは、市長の中に長いのか、短いのか私はわかりません。やはり住民の市税を使っただけの日置市の全体的な人口増を考える中で、やはりそういう声があるということをも十分認識していただいて、企画を立てるときに本当に日置市の魅力というものを出せるような形で進めていくべきだと私は考えます。その辺について、答弁をお願いします。

**○市長（宮路高光君）**

議員がおっしゃるのは十分さっきからわかっておりますので、ここあたりのこの制度設計をする中で、その過疎地域、さっき申し上げましたとおり、今回は伊集院地域は入っておりません。ここあたりもそういう考え方の中で十分意を酌んでしてほしいし、また今後におきます、日置市全体のそのようなことも過疎債だけでなく、一般財源としてもその伊集院地域の過疎地域を含めた地域もございませぬので、そういうことも次のステップのときに考慮していかなくちゃならないというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

今市長が言われたとおりに、伊集院地域でも過疎地域があります。その中で、そういった対策を練っていくときに今回の提案の中で、どうしてそういうことはわかっているのに、過疎地域だけを対象にしたのか、またやはりそういったことが伊集院地域でも過疎地域の部分については、別途計画を立ててもよかったのではないかと考えますがどうですか。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃいますとおり、いろいろ制度設計って完璧な制度設計の中、大変難しいもので

ある。とりあえず私はこれで一たん走り、またさきも申し上げましたとおり、補足する分については補足していかなくちゃならない。みんないろんな事業を展開する中で、100%のそういう一つの事業を完熟したものでスタートするのは大変難しいことである。さきも申し上げましたとおり、今回このような要綱をした中において、どれだけの実績があるのか。やはり、またこのことについては、また地域のいろんな方々のご意見を伺いながら、次の制度設計をやっていききたいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

それでは、その中で、今回この要綱の中で、市長は地元の企業の推進を図りたいということをもこれまで言っていました。今回この補助の要綱の中に、地元企業の育成雇用を図る中で、地元建設業者等を活用した場合の補助は入ってなかったですが、その辺は地元の産業の振興という面では、入れられなかった理由は何でしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

地元の建設を活用した場合とか、旧吹上の場合にはそういうこともあったというふうにはお聞きしておりました。さきも申し上げましたとおり、いろんな制度、あらゆる部門を含めて今後こういう住宅部分を、今までそれぞれ土地のミニ団地とかそういう部分のことでありまして、議員がもうこのことにハードからソフトということもご提案ございました。その中で、いろいろと内部の中で検討した中でございましたけど、今回この地元の企業とか、また木材を使ったとか、まだいろんな形がまだ今後それぞれこういう事業を展開していくには、補完していく必要があろうかというふうに考えておりますので、次の段階の中でそういういろんなご意見を入れながら、制度、要綱ですか、こういう改正等を行っていききたいというふうに思っております。



○11番（大園貴文君）

それでは特に、今後3年間の執行を進めながら、地元の市民も対象とするのか、また地元の企業を活用した場合の補助規程等を検討することをこの3年間でやると考えてよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一応3年間ということでございますけども、24年度どういう実績があるのか、ここあたりを含めまして、また要綱等を改正し、また議会の皆様方にもそういう内容を示し、またいろんな自治会、そういう募集要項の中においては、やはり変更ということはあるということでご理解してほしいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

もう1点お聞きします。今回、市外からの移住者をするに当たって、全国の空き家や移住・定住のネットワークに加入し、情報発信をすべきだと市として考えますが、その点についてお聞きします。

○市長（宮路高光君）

全国的なネットを含め、私どもの中においても、そういう情報も含めて、市のホームページ等も見ていただいたり、そういうことはきちっとホームページ等にも掲載しながら、またそれぞれのルートを使いながら、このことについては市外の皆様方にもPRしていきたいし、またいろんなふるさと会、いろんな県外も含めてそのような啓発というのはやっていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今、全国の情報ネットにひっかかるように情報発信をするということをお聞きしました。鹿児島県下でもこういった情報、サイトに加入しているところは、全国からアクセスが非常に高い状況でございます。また、日置市においても、日置市の情報をとるのに、そしてまた苦情の相談とか質問だとかいったこと等

は、先般の委員会の中でも提示がありました。ネットを使った質問、答弁ということになっております。ぜひこの点については、情報をいかに正確に、そしてまたリアルタイムに進めていくかということ、企画課が中心になるのかもしれませんが、その辺については十分進めていっていただきたいと考えます。

次に入ります。日置市の市周遊バスについて、市長にお伺いいたします。

議長の許可をいただいて、日置市の周遊交通ネットワーク構想ということで、私は議員の皆様にも提案をさせていただきます。見ていただきます。

先ほど、市長のほうから答弁がありました。既存にある公共交通の利用率を上げていくために、今のところは市の周遊バスは余り考えていないということでしたけれども、私が提案している日置市を周遊する交通ネットワークは、これは競合しないコースだと考えておりますが、どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

競合しない部分もあるかもしれないし、競合するところもあるというふうに、ちょっと見させてもらいましたが、あるのかなと考えております。

基本的にさきも申し上げましたとおり、この構想でいきますと、約1,500万円程度の市財が必要であろうかというふうに思っております。さきもございましたとおり、空港バスにいたしましても、私どもはやはりこの廃止路線を含めまして、このところについては最小限にとどめていきたいというのも事実でございます。この周遊バスの中でどれだけの方が乗られてどうするのか、ここあたりも実態もまだ今のところわからないという部分もございますので、さきもございましたとおり、交通会議のほうにこういうご提案ということで、またそっちのいろんな方々からのご意見をいただいて進めていきたいというふ

うには思っております。

#### ○11番（大園貴文君）

今、交通会議のほうで決めていくということでした。そういった中で、どうしてこのような公共交通が必要なのか、私は考えるわけなんです。私の考えは目的や交通弱者、ゼロ歳から15歳、65歳以上の方々、日置市に2万人いらっしゃいます。そのほか市民の利便性が向上し、観光客も利用でき、4町の交流が図られ、活性化することと考えます。そういった意味で、こういった日置市を周遊するバスがあることによって、効率的な公共交通のあり方というものを検討すべきだと考えます。

今現在、日置市が行っている空港線、そしてまた市周遊バス、市の観光バス、それからコミュニティバス、乗り合いタクシー、今実施しているかと思えます。こういったことを一元化して、何が必要なのか、こういったことを検討する時期が来てるのだと私は考えています。高齢化によって、交通弱者はタクシーで、例えばコミュニティバスで旧町の中は移動ができます。

しかしながら、そこには負担も住民負担もちろんいただいているわけなんですけれども、そこから今度は4地域がどんな形で、地域の特性を市長は生かしてくださいと言われました。そこをどうやってつないでいくのか。その交通手段をやはり確保すべきじゃないかなと考えますが、どうでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

議員は、今までもこの構想を何回となく、私のほうにご質問いただいております。そういうことも十分私のほうもわからないわけではございませんけど、今回のこの空港バスにしても、廃止路線にしても、市の負担というのも大変莫大なお金になっているのも事実でございます。これを今、市におきます巡回バス、また今回の乗り合いタクシー、こう

いうものもそれぞれある程度の経費的なものを削減しながらやっていくということも必要であろうかというふうに思っております。

おっしゃいますとおり、こういう周遊バスをすれば、日置市内におきます、いろんな特に物産館等含めた流れの中で、利用される方は大変便利になるというのは十分、私自身自身も理解はできます。ここあたりのものについて、議員はいつもこのことを私どものほうに提案しますが、さきも言いましたように、交通会議という一つの会議、私どもセクションもございますので、そういうところのご意見というのもいただかなければ、そういう実施するとか実施しないとか、事が言えないというふうに思っておりますので、今回このようなまた大変すばらしいネットワークの構想をいただきましたので、この交通会議等にも24年度出していきたいというふうには思っております。

#### ○11番（大園貴文君）

今財政的な部分で市長のほうに厳しいんだという、私も十分承知しております。その中で、例えば空港線、今度新しく6便という形で日吉発東市来通って伊集院通って、鹿児島市内通って空港に行くバスがあります。日置市内の利用者は計画表を見せていただければ、3,857人でした。その人たちに対して、私はやはり交通体系が飛行機から例えば新幹線にかわる、また今ではピーチ航空という格安飛行機も出てきている状況でございます。なくしなさいということじゃなくて、やはり鹿児島市内に行けば、そこから空港バスが出ております。こういった利用の方々に、例えば3,857人に、1回当たりの利用が1,450円と聞いております。半額を仮に補助しても279万円しかかかりません。今回の試算では、1,200万円が単独で運行する場合、補助金もらいながらそういった形になるとお聞きしておりますけれども、やはりそういつ

たところも精査をする必要があるのではないかなど、そう考えますが、そういった検討はなされなかったのか。また行政のほうでは、日置市のほうでは、いちき串木野市に合わせて廃止する計画であったことが、公共交通の中で岩崎産業から提案されたことを会議の中で上程されて、それを進めるといったこと等について、経緯についてお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の交通会議の経緯でございますけど、当初1,200万円という補助金の中で始まり、県と市の折半という形で行っていました。そういう中におきまして、22年度の実績におきまして、これが2,300万円という形に上がっているのも事実で行っていました。そういうことで、いちき串木野市また日置市のほうにどうするかという部分がまいりまして、いちき串木野市の交通会議のほうは今回廃止ということで行っていました。

基本的にこの路線を見ますと、いちき串木野市と日置市としますと、私ども日置市のほうが3分の2、向こうが3分の1程度の一つの利用体系であったかなというふうに考えております。そういう中におきまして、今回その最初のもとに戻る補助金の枠の中ですることにおいて、交通会議の全体的な会議の中で了承ということになりましたけど、これはさきも申し上げましたとおり、1年間という一つの制約をしながら、その動向をどうなっていくのか。この利用状況、そういう中でこの空港バスについては検討する、また今特別の乗った方々に半額でも補助、こういうものも最終的な廃止するものになったときには、そういうことも考えていかなきゃならないというふうに考えておきまして、またことしの9月ぐらいの交通会議で、こういう部分も廃止した場合と今おっしゃいましたそれぞれの乗っておられる方々に対する、どういう形で助成すればいいのか、まだ方法わかりません

けど、そのときにまた一つの議論の話題になってくるというふうに思っております。

#### ○11番（大園貴文君）

最初私の質問の中で、市の政策として今回の予算には前例踏襲主義を打破した事業の見直しと書いてあったから、市長にその辺の考え方、そしてまた企画の立て方、非常にその辺を一致しない部分があるのではないかなど考えています。また、観光周遊バスも1年間に22回計画されておりました。うち定員10名に達しなくて、6回キャンセルする内容は、24年度に回数を減らすということで行いましたが、その点についてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

観光周遊バス事業は、ご指摘のとおり、これまで基本的に月2回という計画で行ってまいりましたが、時期的にどうしても体験の重なるものに関して最少催行人員に満たない、10名なんですけれども、そういったケースが多くて、23年度でいきますと6回ほどが中止になったという経緯がございます。

そういった意味では、この回数の考え方、それから、お客様のほうも割と固定化したお客様が多いというようなこともございますので、そこで、24年度につきましては月1回を基本にして運行したいということで行います。

#### ○11番（大園貴文君）

この観光周遊バスにつきましても、やはり利用される方々が重なって利用されていて、なかなか魅力が伝わっていかない経緯となっているようございます。そういったところも、やはり、しっかりと精査をしながらしていかないといけないと考えております。

次に、市長にお伺いします。

伊集院駅を、24、25年度で10億円を超える金額で整備をされていきますけれども、当初5,000人の利用客があるということ

で、整備をどうしても進めたいということでありましたが、その整備について、これからのその整備によってどのような発展性を日置市として考えていらっしゃるか、お聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

どういう発展ということがあろうかと思えますけれども、基本的にはバリアフリー、基本的にはこれが一つの大きな基本で、今の駅におきましても築40年以上はたっておったということもございました。

発展ということも大事かもしれませんが、やはりこういう身体障がい者の皆様方を含め、階段で大変ご苦労しておった。基本的にはバリアフリーが中心になった5,000人ということがございましたので、これを一つのベースにしなが、またそれぞれのいろんなご提案がある中において、それぞれ観光協会が入りたいとか、そういう一つの宣伝の、一つの日置市におきます情報発信の場所になっていただければ、ありがたいというふうに思っております。

**○11番（大園貴文君）**

バリアフリーを進めるために10億円ぐらいの予算を立てると、その一つの目的はいいです。だから、私、最初で申しあげましたように、その事業が多面的につながるよう市、住民の福祉の向上に発展しなければならないと、最初に申したつもりです。

バリアフリーも、もちろんのことですが、やはり今この伊集院地域の商店街で、いかにして大型店舗から自分たちの地域を、商店を維持し、また存続できるような形にしていくかということ、非常に頭を大きく悩ませ考えているところではないかと、胸のうちを感じるところでございます。

そういった意味等もひっくりめまして、公共交通会議において今後の公共交通のあり方ということ、市の中でしっかりと定めていか

ないといけないかと考えます。そうしていかないと、前例を変えることなく1年先送り、1年先送りではなくて、しっかりと今の現状を打破するということから考えますと、必要なことではないかと考えます。

また、レンタカーのキャッシュバック制度も一緒に、こういった交通という部分での地域の活性化を利用の目的にした事業も、今回100万円ぐらい予算が組まれておりますけれども、一体的な公共交通についての検討をすべきだと思います。

私が、今回提案している日置市の周遊交通ネットワークは、日置市内にある施設、高等学校まで、また吹上には農業大学校まであります。そういったところまで、日置市民が高校までは安心して行ける。そしてまた、支所でなかなか用を足されないときに、本庁まで行く交通の便も確保されて、どこに住んでいても安心して暮らせる日置市として福祉のまちが充実していくのではないかと。

また、県外に行かれる方々が、飛行機だけではなくて電車を使った便にもこの伊集院駅が生かされ、そして地域全体が潤っていく施策の推進を、公共交通の会議でも市長のほうとしては提案していくべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、今この伊集院駅の改修につきまして、特に今、観光協会、さきも申しあげましたとおり、そういうところも一部的に入りながら、やはり市の顔という形の中で、今回その整備もやっていきたいというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、この伊集院駅を中心としたそれぞれの周遊バス、これも一つの大きな提案だというふうには考えております。ここあたりにつきまして、さきも申しあげましたとおり、まだ駅も整備をする中でございますので、この交通会議等にこういう一つの

提案ということは、私どものほうも会議のほうには出していききたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

残り2分ですので、まとめてください。

○11番（大園貴文君）

次に、防災行政無線について、それからコミュニティ無線についてお聞きします。

県内の8社の方々が、今後、提案と企画によって業者を選定してやっていくということをお聞きしておりますが、その中で、コミュニティ無線について一緒にお聞きします。コミュニティ無線については、やはり独居の世帯、いろいろな世帯があります。留守宅もあります。そういったところに設置をしていくに当たっては、家の中に入っていないといけないと考えます。

地元の行く末を考えると、通信事業者に、地元の通信事業者にそういった設置業務、専門的な技術を持ったところにさせていくことが必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、このコミュニティの場合につきましては、その地元の業者がどこまでの人的なものを持っているのか。私どもは、やはり基本的には地元という部分がございます。

今回、それぞれの自宅に入る部分が出てきますので、特に今回は、自治会長さんと十分このことも打ち合わせをしながら、それぞれ戸別、約2万2,000世帯ぐらいございます。大変いろいろとこの侵害といいますか、居宅に入るには、住宅に入るにはプライバシーの問題があったり、いろんな課題がございますので、十分ここあたりも配慮しながら今後このコミュニティの設置をするときには、対策をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長が言われたとおり、そのような課題が出てくるかと思えます。そういった通信事業者に対して、こういったことが必要であるかということを目にそういう業者さんに対して告知をし、そしてまた、そういった免許が取れることであれば、そういったことで参入していただきたいということを目に進めていくべきだと考えます。

そこをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

24年度は、基本的にこの統合ということをして、先ほど5年間という形がございます。特に、この防災行政無線とコミュニティ無線、分離した形には若干ありますけど、特にこのコミュニティの場合は、さっき言いましたように、それぞれの世帯の中に入っていきますので、地元でできる業者を含めて、そういうある程度資格といいますか、それだけのある程度の能力というのはおかしいんですけど、やはりそれだけの人を雇っているのか、これは恐らく大変多くの人を要しますので、ここあたりの算定というのも十分しながら、そういう意欲的な方について、地元でできるものは地元で発注できるような体制をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番、門松慶一君の質問を許可します。

〔6番門松慶一君登壇〕

○6番（門松慶一君）

パナソニック鹿児島工場、正確にはパナソ

ニックデバイスオプティカルセミコンダクターであります。昨年11月10日に工場閉鎖を表明してから、約4カ月が過ぎました。突然の事業閉鎖に市民は大変な驚きで、特に従業員は、はかり知れない不安と絶望感に立たされたわけであり。また同時に、これまで支えてきた下請企業ほか関連企業にも、同様に厳しい状況に立たされているのも事実であります。

本市にとりましても、税収確保を含め多大な影響を及ぼすとともに、さらに地域経済に与える影響は極めて大きく、市内のさまざまな業種は影響を受け、先行き不透明な深刻な状況に直面しております。

報道された11月11日より、市長はもとより行政、商工会、鹿児島労働局、それに県商工労働部、九州経済産業局、中小企業庁、鹿児島産業支援センター、そして我が議会も早急に対応したことは高く評価すべきことでもあります。

私は、ここでこのパナソニックのこれまでの伊集院、日置市に対しての輝かしい、すばらしい功績をご紹介します。

県の誘致企業第1号で、この伊集院の地に九州松下電器株式会社として設立されたのは1969年、昭和44年3月、43年前であります。創始者でありますかの有名な松下幸之助さんが、全国の地方の過疎を心配されて各県に1つ工場をつくることを表明し、そのことを実現されたわけであり。集団就職列車が、関西、名古屋地域に出た最後のころと聞いております。

そのときの伊集院の町長が、これも有名な上村洋平町長であります。現在の伊集院の土台を築いた人と言っても過言ではないかと思っております。行政、商工会、そして有志の方々が熱心に誘致の推進をしたということでもあります。

そのとき県内でも鹿屋、隼人が手を挙げた

そうありますが、敷地面積約10万m<sup>2</sup>の広さ、水源の豊富さ、そして地元の熱意で、この伊集院の地に決まったそうあります。

最初の1期生は100名くらいで、宮路市長と同年の方々が入社しております。

この松下電器の功績は、雇用、税収面のほかに地域の活性化、スポーツ振興に大きく貢献していただいたことには感謝するばかりであります。

まず、スポーツ面では、県下一周駅伝には同社より七、八人が参加していただき、昭和47年には日置チーム優勝の原動力となっております。また、サッカーでも有力選手が多数おまして、県で優勝を3回もしております。また、卓球、バレーボール等も盛んであります。また、オール伊集院という野球チームにも五、六人は入っていただきまして、県内でも強力なチームであったと聞いております。

それから、伊集院の町民に夢と楽しみを与えてくれたのが、昭和54年度より続いたサマーフェスティバルと大花火大会であります。松下の組合が中心となって、商工会も連携し、テキ屋を入れない地元業者だけの約30店の出店で、地元への配慮も考えたサマーフェスティバル、夏祭りでありました。相当額の経費も全部、会社、組合持ちであったようであります。

それから、平成10年、設立30周年記念ということで、商店街の中央本通り会、向江町中央通り銀天街、駅前通りの植栽の木に松下で開発された着色LEDを使ったクリスマス用イルミネーションを寄贈していただきました。相当な額であったんですが大々的に記念祝会を行い、イルミネーション寄贈のことが南日本新聞に大きく取り上げられました。それより七、八年、クリスマス前後には、中央商店街をこのイルミネーションがにぎやかに彩ったことを明確に記憶しております。

また、青少年、地域のスポーツ振興・育成に貢献しており、松下杯としてソフトボール大会、ゲートボール大会、そして商工会の七夕早朝ソフトボール大会にも寄与しております。また、会社のグラウンドも無償で提供しております。そして、四、五年前、サッカーで鹿児島城西高校の決勝戦のときも行政と協力の中で、あの会社の大きな画面テレビで市民の皆さんと一緒に応援したのも思い出されます。

そしてまた、特筆すべきことは日本で初めての夜勤嘱託員を100名ほど雇用し、兼業農家の方々に生活の安定と農業の推進に後押ししていただいたことは、貴重な施策であったと感謝するばかりであります。

これまでお話ししたことは、パナソニックのこれまでの輝かしい、すばらしい功績であります。このパナソニックが閉鎖することは本当に残念でなりません。これから、本市とパナソニックがお互い誠意を持って、いい形の中で次の段階へ進んでいただくことを望むところでもあります。

そこで質問いたしますが、これまで4人の同僚議員の質問で、ある程度回答を得ておりますが、一応質問いたします。

まず1番目に、これからの社員、工場の動向について。2番目に、今後の雇用の問題について。3番目に、市税の減収の影響について。4番目に、地域経済の落ち込みの状況とこれからについて。5番目は、工場跡地の問題について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のパナソニック閉鎖の問題について。今、議員が申し上げました四十数年間のこのパナソニックにおきます貢献度、私も今お聞きしまして同じ認識を持っております。それだけ多く私ども日置市、伊集院町のほうに貢献したということで、この輝かしい業績に

対して本当に心からの敬意を申し上げたいというふうに思っております。

その1の質問でございますけど、2月14日にパナソニック本社を訪問した際にパナソニックの役員の方から説明を受けた内容といたしまして、現在、顧客といたしますか、パナソニックのお客様を訪問し、今後の必要な生産量等について確認を行っているところであり、なるべく早く今後の生産計画を作成したいとのことでございました。その生産計画によって、これからの社員や工場の動向がわかってくるとのことです。4月から直ちに生産縮小や残った社員の配置転換を行うことはないというふうにお聞きしております。

今後におきましても、月に1回程度パナソニックとの意見交換をし、今後の動向等を把握していきたいと思っております。

2番目でございます。パナソニック日置工場閉鎖に伴い、市・県・国における合同対策会議において雇用対策に取り組んでおり、雇用確保の県の対応といたしましては、11月に県中小企業団体中央会など県経済関連5団体に対して、雇用支援を要請したほか、県の誘致企業で構成する企業などに雇用確保の協力も要請いたしました。

市におきましても、異業種交流懇話会、商工会会員、鹿児島県建設業協会日置支部の企業に対しまして雇用確保の協力を要請した結果、2月15日現在で、県と市の要請分合わせて57社210人の受け入れ企業の協力をいただき、その情報により財団法人産業雇用安定センターが、あっせんの業務を受け持つ作業を進めているところでございます。

また、雇用対策の相談窓口といたしまして、1月10日から市役所内に特別相談窓口を設置したほか、県は雇用労政課内に労働相談窓口を、ハローワーク伊集院院内におきましても労働市場情報の提供等に関する特別相談窓口を設けて、雇用問題に対処しているところで

ございます。

なお、パナソニック日置工場の正社員につきましては、182名の早期退職希望者が判明していますが、早期退職を希望した方は、一定期間は雇用保険の受給期間がありますので、保険が切れる前に仕事先を探す方が多くなるのではないかと予想しており、そのほかの下請業者や関連業者におきましては、今のところ退職に関する情報は入っておりません。

このようなことからいたしまして、市といたしましても雇用の対策の一環として、雇用保険の受給が終わるころに状況に応じて一、二年に限って、10名程度を雇用する予算を次の9月補正予算の中で上程をしていきたいというふうに考えております。

3番目でございます。住民税、法人税、固定資産税等の市税の減収の影響は、住民税につきましては、1月1日現在の住所地で前年度中の収入に課税されますので、24年度には影響ないというふうに考えております。なお、25年以降につきましては、転出や転職等で収入減があれば減収すると考えております。

また、法人税につきましては、事業所の廃止届が提出された時点以降の税収は、減少すると考えております。

平成24年度の固定資産税については、1月1日現在で課税されますので影響ないと考えております。25年度以降につきましては、土地は所有者に課税されますので、売買されても購入した人に課税されますので、影響はないというふうに思っております。家屋につきましては、解体されない場合は、所有者がかわっても課税はそのまま新しい所有者に課税されますので、減収はないと考えておりますが、家屋が解体されますと、解体された年の翌年度から減収となってまいります。

また、償却資産につきましては、そのまま事業所内に残ることになれば影響ありません

が、機械等を譲渡したり、事業所を廃業した場合、譲渡や廃業した年の翌年度から減収となります。

本市への税の影響としては、今後を見込みまして、最大1億円と見込んでおります。

4番目でございます。地域経済の影響などにつきましても、先日の7番議員の質問にもお答えしたとおりでございます。今後の考え方といたしましては、商工業者が抱える問題につきまして、商工会の特別相談窓口においても細やかに対応するとともに、商店街対策につきましても、国、全国商店街支援センター、県、商工会と連携して、商店街活性化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上であります。（発言する者あり）済みません。5番目でございます。

5番目でございます。パナソニック日置工場の土地、建物の問題につきましては、土地、建物はパナソニックの名義でございまして、先般もお話いたしましたとおり、土地と建物の所有者は別々でございまして、土地につきましてはパナソニックの九州のほうでございまして、建物は本社のほうということで、これは別々になっておりますので、この別々になっている段階におきまして、大変今後の意見交換といたしますか、大変問題が残っているのも事実でございます。

このことにつきましては、また今後パナソニック本社を訪問した際に、それぞれの担当者として、またこのことは打ち合わせをしていかなきゃならないというふうに思っております。今、現段階でこの工場跡地をどうするかということは、会社のほうからは何もお聞きしておりません。

以上でございます。

#### ○6番（門松慶一君）

ただいま、お答えいただきました。先ほど言いましたように、同僚議員4人が、もう回



答が出ておりました、非常にくじ運が悪かったなと思っておりますが、総体的に質問してまいります。

今、私、先ほどパナソニック、九州松下電器時代のことをお話しました。今、率直に市長の思い、考え、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、大変このパナソニックにおきましては、私ども地域におきます雇用の問題もでしたけど、地域活性化といいますか、地域のエネルギーといいますか、そういうことで大変大きく貢献していただいたということで、大変感謝しております。

今後におきまして、閉鎖ということで大変残念なことであるというふうには認識しております。今後どうしても、またこれにかわるということは、大変ほど遠いことかもしれませんが、また、いろんな人のお知恵をいただきながら、この会社に準じるような形の中の会社が来ていただければ、一番ベターであるというふうには思っております。

特に、今、解決していかなきゃならないのは、この私ども市としてできるのは、こういう雇用の問題、また関連企業の雇用の問題、こういうものの解決というのが、今一番大事であるというふうに思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

非常に貢献していただいたわけですが、なぜこのようになったか、陥ったか、私は、やはり為替の問題、これが非常に大きい問題であるかと思えます。まだ90円台を維持しておけば、こういうことになってないというのものもあるわけでありまして、これは国の政策もちょっと責任を感じるころもあります。

それと、やはり企業の努力。今、韓国にテレビ界全部押されておりました、サムスン電子、LG電子に先を越されております。これ

は、私は、日本の決断力のなささ、これが今、尾を引いているということで、これも非常に残念でならないわけですが、松下幸之助さんは草葉の陰で泣いているかと思いますが、この方がもし生きてらっしゃったら、こういうことには、私はなっていないと思うんですが、特にこの日置工場、今、先ほど言いましたように、各県に1つずつは工場が、今、九州長崎にはないみたいであります、大体、全国あるということでもあります。

大体、グループ工場80あるという中で、この日置工場はLED、ここだけにしかない一つの武器を持っております。私は、これが非常に残念でならないわけですが、もっとやりようによっては、このLEDでこの工場はやっていけないんじゃないかと思うわけでもあります。

今、事遅しであります、ほかのメーカーもこのLEDに関しては余り手を出していないということで、この日置工場が一つの独占の力を持っていたということですが、そのことについて知っていたか、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

専門的な内容の工場の経営まで、私も感知していない部分があります。おっしゃいますとおり、ここの工場におきましては開発部門といいますか、独自です。ほかの九州にあります工場と違いましたことは、開発部門というのが約150名ぐらいいたというふうに思っております。

その中で、それぞれの生産工程をしているわけですが、やはり開発という部分に大変投資したのも事実でございまして、私どものほうも、この開発と組み立て工場との関連性というのを重視しておりましたので、今回この日置工場が、このようなパナソニック本社の考え方の中で縮小、閉鎖という、ここまで来るとは思っておりませんでした。

そういうことも、やはり私どものほうも若干甘かったのかなという部分も考えておりますけど、これは世界的なグローバル化した中の半導体事業、国の、どういいますか、それはそれとして責任があるかもしれませんが、やはりいろんな国のことを考えますと、特に今韓国の例を挙げましたけども、韓国のほうは10年前から、それぞれの大企業の合併といえますか、半導体部門の合併を10年前からやってきておったというふうに聞いております。

日本の場合は、今それぞれ半導体部門におきまして、この企業の合併というのが進んでおりますけど、本当にそういうことにおいて大変、技術力を含め、またそれぞれの基盤にして、大変ほかの外国に遅れたと、これは先般このパナソニックの本社の役員の方から直接そういうこともお聞きしました。

今後、日本におきます半導体の生き残りというのをどういう形の中で進めていくのか、またそういう専門的な方々からもお聞きをしながら、この日置工場という部分が、さっき言いましたように、LED、大変一番日本の最先端は日亜という福島県にある会社だと思っておりますけど、特許を持って、世界的な一つの半導体におきます素晴らしい会社であるというふうに思っております。そういうところと匹敵する形の中で、今後のパナソニックを含め、半導体の部門の会社が集約をしていただけることを市長としても望んでおります。

#### ○6番（門松慶一君）

本当にもったいないなと思うところがございますが、雇用の問題であります。早急に県、国、市が合同対策会議を設置しまして、異業種交流懇話会、商工会、建設業協会等の協力で、57社210人の受け入れ企業があったということも出ておりました。

その中で、先ほど市長も言いましたように、

大体の方が1年間は雇用保険等をお使いになって動きがないかと思うんですが、この半年から1年後あたり、どのような形で動きが出てくるか予想はされますか。

#### ○市長（宮路高光君）

3月31日ということで、あと1週間でございます。今、それぞれ会社とも基本的に182名の方が、さっき言いましたように、あっせん業務の方々を含めてどういう形でしたのか、まだ今ちょっと数字的なのは持っておりません。

特に、職安に行けば何名の方が雇用保険の手続をしたのか、4月の末ごろ、市、県、また国との合同会議をするつもりでおりますので、そこである程度の数字的な把握をしながら、今後の対策というのに至っていかねばならないのかなというふうに考えております。

#### ○6番（門松慶一君）

この雇用の問題であります。この今の182人の方々も当然であります。残られた400名の方々、この方々が、ラインがなくなれば、どんどんという話も聞いております。そのラインが今わからないわけですが、それと今、つくり置きといいますが、需要も相当あるみたいで聞いております。その中で、この400人の動向が、1年後ぐらいにはある程度、この180人の方よりはの方が転勤されて、その後やめていく可能性が出てくるわけでありまして、そのことがちょっと心配であります。いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さきの同僚議員のほうにも、ちょっとお話し申し上げましたとおり、パナソニックのほうは上半期と下半期という中において、それぞれ事業計画を組んで、それぞれ目標に進んでおるといって、ちょうどその上半期が9月までという、また10月から下半期という部分でいきますので、今私どもの情報の中

においては、この上半期が終わるころまでにある程度の下半期を含めて、今の400名の皆様方を含めた生産計画というのをパナソニック本社でつくられるということでございますので、そういう情報をきちっと得ながら、その次の対策をしていかなきゃならない。

今さっきも申し上げましたとおり、とりあえずこの182名の皆様方が最初で、転勤とかそういうものじゃなく、この地域に残れるということでございます。また、400名の方は、ひょっとしたら配置転換をする人もおるかもしれませんし、またもうそこでこちらのほうに残ると判断をするかもしれませんけど、その400名の方も一番大事でございますけど、とりあえずこの182名の方々が、どういうふうに雇用体系になったのか、これを私どもは、やはり一番最初に皆さん方と一緒に対応すべきことであろうかというふうに思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

そのパナソニックは、最初報道されたときに情報の提供が余りなかったということで、非常にこれが心配されたわけですが、今の段階でこのパナソニックと一つの情報提供、何か動きがあったのか、これから先そういう窓口がちゃんとあるのか、そこをちょっとお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

2月14日に行ったときに、今までそのような情報がないということで、私もですけど、県の伊藤知事を含め、松下副大臣も含めましてパナソニックのほうに、そういう働きかけをしていただきました。

そういうことで、2月14日に行ったときに、一人の向こうの工場者の方、この方は旧この工場におられた方でございますので、この人を一人の窓口にして、今後、市、県との十分な情報提供はやるということで、一人そういう専属的な窓口の方ができたというこ

とで、私どももその方を中心に会社の意向を含め、また私どもの意向も伝える。月に1回程度は、その方を中心とした情報交換会というのも、やっていきたいというふうに考えております。

#### ○6番（門松慶一君）

それは、素晴らしいことであります。ただ、その方がこちらの日置工場の状況を把握されている方かは、わかりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

約3年間ぐらい、ここの工場に勤務された方でございますので、ここの実態も十分わかっている方でございますので、私もその人を紹介していただきまして、その方と今後、情報を提供しながら、会社は会社の機密的な部分もあるかと思っておりますけど、やはりきちっとこの日置工場の後をどうするかということは十分わかって、ここに二、三年仕事をした方でございますので、その方が今後の窓口になれるということでございますので、十分連絡をとりながらやっていきたいと思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

それは、非常に安心するところであります。実は、このパナソニックのOBの方から、ちょっと心配されることをお聞きしました。というのは、この180人の社員の方々、ましてや今まだ残っていらっしゃる400人の方々、これから先、心配されるのが、これはこの問題だけではないかと思いますが、自殺者とかそういう精神的なものの病、犯罪等まで言いました、そういったことが心配されると。そういうケアをするものをつくっていただきたいとか、これはほかの当然方々にもあるわけでありましたが、そのことをちょっとお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、このように急激といいますか、どここの会社でもあることかもしれませんが、こ

んなに早い形の中で、こういう閉鎖という形を言われたら、大変社員は動揺するというふうに思いますし、また今までしてきた家庭的なことの制度設計というのが、ある程度崩れてしまう。ここで、いろんな心の病になられるということも事実であろうと思っております。

そういう中におきまして、私ども市におきましても、全体的には自殺者を含め、保健師のほうを含めまして、大変鹿児島県、また私ども日置市にも、この自殺をされる方が多いということで、この自殺対策会議というのも県との連携を含めながら今もやっております。

そういうこともございますので、今後とも、このパナソニックのこういう方々の心の痛みも含めて、市としても、この自殺対策ということは進めていかなきゃならないことだと思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

よろしくご検討していただきたいと思いません。

それから、地域経済に及ぼす影響、商店街に及ぼす影響、約15億円と試算されておりますが、商工会でも今、九州経済産業局、それから中小企業庁、また県の商工労働局、何回か参って、いろいろ相談事としているわけがありますが、その状況をちょっとお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

今、関連の皆様方が、それぞれ商工会のほうに出向きまして、それぞれ、さきもだれかの質問に答えましたが、やはりこの通り会を含めいろんな地域の活性化をどうしたらいいのか。いろんな影響が出てくる中において、ご意見をいただき、またアドバイスもいただいたというふうにお聞きしております。

今後におきましても、やはりこういうことをまた継続しながら、また商店街、また商工会、またその自治体を含めて、どうこれを構

築しながら、一つの目標を持ちながら地域を興していくのか、お互いにそういうことを含めて協議をしていく必要があるというふうに思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

商工会ではいろいろ今動きをしまして、先ほど言いましたように、通り会の方々のいろんな要望を聞いたりしてると聞いております。ただ、残念なことに特別区の支援策じゃなくて、全体的な、全国的な形の支援策と聞いておきまして、自己資金も必要であって、いろんな形でそこに問題が出てきているわけですが、先般16番議員も言いました起業の問題、それから6次産業の一つの問題とか、そういうのを今から我々産業建設常任委員会は、そういうのを今ちょっと取り上げてやってるんですが、そういう営農、新規営農、それから、いろんな新しい創業、そういうのを手助けするのもこれから必要かなと。

その後もこういう方々が出てくるかと思うんですが、そういう一つの、商工会には経営革新というものもございます。20人ほどばかりあるんですが、今非常にその経営革新を使って補助事業もやっているということがありますが、そういう意味で、こういう新しい創業、起業を促す、行政として何か手だてはございますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回のこのパナソニック関連だけでなく、今の商店街を含めて大変いろいろと厳しい状況がある。私どもこの日置市でも、大変大きな大型店舗の出店を含め、また全国的なコンビニが出店する。いろんな中で、このことは小売業、また流通業、これが変わってきたというのも事実でございます。ここの中において商店街としても、この流通が変わってくる中で、どう自分たちが対応していくのか。基本的には、ご指摘ございましたように、基本的には職種転換、ここまで考えていかなけれ

ばならない部分もあろうかと思っております。

そういう中で、いろいろと同僚議員のほうからご指摘ございますとおり、6次産業、特に私どもの地域といいますか、この周りを見渡せば農林業という一つの大きな一つの産地でございますので、この6次化ということも一つの大きな一つのテーマであるというふうに思っておりますので、この農業の6次化だけでなく、ほかの商店街の皆様方が、新しく創業したときにどう支援していくのか。今ここに具体的な政策というのは持っておりませんが、またそこあたりについて、それぞれの皆様方から提案されたことに対しまして、また行政としてもいろいろとご支援をしていきたいというふうに思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

そういう方向性をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、出水市が2年前にNEC、パイオニア閉鎖したわけでありましたが、あそこは動きがなく、でも、あそこはもう更地にするということが決定しまして、あそこの場合は、こちらのパナソニックと違って1工場の母体が大きいと、縦横、横が100ほど、一番長くて300m以上あると、1工場がですね。そこを使うというのは非常に難しいということと、やっぱ土地等の問題もあったということを知っておりますが、ただ出水市で資料、実は総務委員会が出水市に行っておりますが、そこで非常にいいことといいますか、協議会をつくっております、連絡協議会を。

これは行政が中心になって、商工会、それから、いろんな分野の方々が入っております、商工会、会議所があそこありますから、商工会議所、商工会、観光協会、法人会、特産品協会、建設業会、飲食業会、いろんな形の協会をしております。

私は、これは私ども日置市もやっぱり必要ではないかと思うところがあるんです。横の

連携で一つの雇用とか、いろんなことが解決されるんじゃないかと思うわけでありまして、それから議会としても、やはりここでも議会、企業誘致促進議員連盟というのもつくっておられます。そういう意味で、何かそういう連絡協議会等ができないのか、お伺ひします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、そういうことは必要であるというふうに思っております。ちょっと今までも申し上げましたとおり、これは私、ことしの9月以降に会社のほうの意向といひますか、さっき言った生産計画というのが私どものほうに示されておひりません。まだ期間がないと言えられないかもしれませんが、そういうものが示されてすぐ撤退ということではありまひるので、その間に、一つの会社の方向性のといひますか、そのときの時期を見て、そういう地元としての、そういう一つの連絡協議会も必要であろうと思っておりますし。約、言ひまして、これ10haという大変多くの土地でございますし、これが基本的に、私有地といひますか、そういうものであれば、いろいろとすぐ手だてもございますけど、これは一つ、民間の土地でもございます。どこまでどういうふうにして、このことに入っていけばいいのか。やはりある程度のその会社の意向といひものも十分拝聴した中において、そのような対策会議をつくりながら、また、跡地利用という部分を検討していくべきであると。また、さっきも言ひましたように、議会は議会として、そういう対応をしていただければありがたいというふうに思っております。

#### ○6番（門松慶一君）

すぐにつくるようなことでもないと思ひます。1年後、過ぎたら、このこともやっぱり頭に入れていかなければならないことだと思ひますが。

先ほど9月議会のほうで臨時雇用10名ほ

どということをお聞きして、私もラジオで聞いて非常にびっくりしたんですが。我々にもっと早くそれは提供していただきたかったですけど、どの時点でお決まりになったのか、これはいいことですからお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

これはちょっと、当初予算の説明をするときに、今回、何もパナソニック関連の予算が載っていないから、「市長は、どうする考えか。」ということで聞かれましたので、当初予算の編成に当たって何も入れてないと。そのあたりご審議しているのは、24年度の皆様方には審議でございます。その予定といいますか、市としては、今後の形の中でまた補正等でも、そういうふうに対応していきたいと、そういう考え方であり、そういうことでございますので、今職員にしているのは、どういう職種があるのか、そういうものもある程度、きちっとしたものがなければ、議会のほうにもそういうものを提出できませんので、ある程度、骨子が決まりましたら、その9月の前に皆様方にも早くお示しをし、またご意見をいただき、その規模的なものも含めて、今の予定では、さっきも言いましたように、ちょうど10月ごろそういう雇用等が切れますので、そこは私もさっきも言いましたように、実態が今のところ何も情報がないので、今皆様方にそういうことを言ってみても、何も情報がない中で何にするとか聞かれても、お答えできないということで、予定としては、9月ごろにそういう予算計上はやりたいと。

そういう実態調査をきちっとした中において、また仕事内容も職種もどういふもので対応するのか。基本的には、この対応というのは、ある程度臨時的なもの、雇用保険が切れて、また次の再就職を見つける段階までの中で、ある程度、市としても対応していきたいと。基本的にはそういう考え方です。

**○6番（門松慶一君）**

そういうことになるかと思えます。このパナソニックの閉鎖が決まっているわけでありましたが、もう少しもとに戻りますが、もし、これから先為替の問題とか、いろんな内情の中で延長ということが考えられるのか。できれば存続を要望したいと、市長のほうでお願いしたいと思うんですが、その可能性は、あるのかなのか、わからないとは思いますが、ちょっとお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

今の現時点、私のほうが、会社のほうからこういうご質問したら、一番回答され、即答ができるんですが、私のほうからそのことが存続するのか、あれだけ会社のほうが言っておったことを私どもは皆様方にお伝えしているだけのことで、まだ今の現時点では、今の中で存続というのが本当にあるのかどうかというのは、わかってないというのが事実でございます。市長の気持ちとしては、存続をしていただきたいというのは、今も変わらないというのが事実でございます。

**○6番（門松慶一君）**

当面は、やっぱり存続という要望をしていただきたいと思えます。ある方が言うには、もしかして状況変われば、あり得るといふこともちょっと言っておりましたので、できれば存続の要望をこれからもしていただければと思えます。

それから、やはり今までこうやって貢献していただいたわけでありましたが、パナソニックの企業は。一番問題はやっぱりあとの2年間の中で、どのようにお互い誠意を持って、次の引き継ぎをされることをいい形でできれば、一番これは望ましいわけですが、そのことを市長もお願いするとは思いますが、いい方向へもっていくことを、市長、気を使っていただきたいと思えます。これを最後に質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

この閉鎖を含めまして、やはり引き継ぎを含めて基本的には、パナソニックがしていただければいいかもしれない、一番ベターだと思っておりますけれど、それにかわる企業というものをお願いしているのは、もしのときは、そういうかわる企業も今のところお願いしております。そういうふうにして、この跡地を含め、また基本的には雇用の問題もごさいますので、今から先もそのようなご指摘ございました気持ちの中で進めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、20番、成田浩君の質問を許可します。

〔20番成田 浩君登壇〕

#### ○20番（成田 浩君）

さきに通告してありました農業問題について質問をいたします。

ことしは、例年になく冬が低温であり、北国では降雪量が多く、日常の生活にも支障が出ているようでございます。三寒四温、暦ではあした早いもので春分の日でもあります。そんな中、早期の田植えももう冷たい水の中で始まっているということで、新聞等で報道されております。厳しい自然を相手にひたすら頑張っているのが、農業ではないかと思っております。気象状況にも左右されやすく、そのためにできがよかったり悪かったり、年じゅう気がかりで収穫にも影響が出てきております。ましてやことしは異常らしく、里に小鳥がおりてきておりませんし、また、北国ではクマの出没事件も昨年のように報道されていないと思っております。

そんな中、私今回は、質問の要旨に書きましたが、身近なところで鳥獣被害が出ており、中でもけだものにおける被害、特にイノシシあるいはシカ等において、大事に育てた作物を掘り起こしたり、あるいは踏み荒らしたりした事例が出ております。私自身も、ほんの

少し畑をつくっておりますけど、荒らされた経緯があります。

市内には、農家数2,908戸、田んぼ1,991ha、畑が1,690haあり、また枚数にして10万2,359筆という小さな畑まで、田んぼまで入れて、農家の人たちがかねて耕しているわけでございます。

そんな中、今季の狩猟期間は、先ほどの3月15日で終了をいたしました。鳥獣による被害はどうであったのか伺い、また、それに対する予防を期間中は、市としてどのようにしてとってきたのかをまず伺います。

2といたしまして、日本たばこ産業が企業視察施策で、葉たばこの生産を廃作することに、平成23年の8月に市場の縮小を背景に募集を募りました。それに応じた農家が、県内では、葉たばこ農家553戸のうち半数以上の310戸が手を挙げた次第であります。

市の日置市の4地域でも、相当数の農家が転作あるいは廃作に追い込まれていくことになっておりますが、その方々の農地の保全あるいは保管を今後どのように対応して、援助していくのかを伺って、まずは私の第1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の農業対策で、その1でございますけれども、近年、全国的にも有害鳥獣による被害が増加傾向にあり、本市においても同様な状況でございます。鳥獣被害の増加は、野生鳥獣にとって、その周辺地域が格好の生育場所になっている状況であると思えます。

その防止策といたしましては、農場周辺をえさ場とされないよう、また容易に接近、侵入できないような、総合的な自主防衛策を地域ぐるみで継続して実施していく必要があると思っております。具体的にはまず、野生鳥獣の生態を理解した上で、出荷されない農作物の適切な処分や耕作放棄地の解消など周辺

環境を整備し、次に、野鳥の種類や地形に合わせて、電気さくなどの侵入防止さくを地域ぐるみで設置することをごさいます。

自主防衛策を講じても被害が軽減されない場合は、猟友会との連携による捕獲駆除を実施することになります。また、地域での猟友免許取得の推進を図り、連携して防除することも重要であると思っております。市といたしましては、地域ぐるみの被害防止対策に対し、電気さく設置の支援や猟友会の連携により駆除活動を今後とも引き続き実施してまいります。

2番目でございます。日本たばこ産業により昨年実施されました「葉たばこ廃作農家移行調査」の結果、本市の耕作者も14戸から7戸と半減になり、耕作面積も21.8haから15.9haで73%の作付予定となっております。

このことを受けまして、本市におきましても葉たばこ廃作者を対象に、今後の営農計画とたばこ圃場の利用計画について、アンケート調査を実施しました。その結果、大半の方が水稻やそのほかの品目で営農を継続され、農地については、ほぼすべての農地の活用が決まっており、遊休化するような状況じゃないと判断しております。

また、さつま日置農協や関係機関と連携し、廃作者を対象に葉たばこにかかわる品目の提案と説明会を実施しました。新規品目を導入する農家に対しましても、関係機関一体となって栽培技術指導等の支援をしてまいりたいと考えておりますが、一方、たばこ作を継続される耕作者につきましては、全員が市の認定農業者であり、今後も地域農業の担い手として活躍されていくことを期待いたします。

以上で終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

質問を続行します。

#### ○20番（成田 浩君）

市長から適切な答弁をいただきましたけど、私なりにまだ聞きたいことがありますので、少々伺っていきます。

鳥獣対策に関しては、地域ぐるみで一生懸命頑張っていて、また猟友会の人たちといろいろな面で支援をしていくような形をとっていきたいという答弁でありました。それは非常に大事な話であります。

今回、先ほども言ったように、3月の15日で猟期が済んだわけでありまして。その点を少し伺っていきたく思います。

捕獲対象鳥獣は、本市では9種類あるわけでございます。これは、市長も多分わかっておられると思いますから、これはもう私のほうから言います。イノシシ、シカ、カラス、スズメ、しりとりじゃないですけど、こういう形になってきます。タヌキ、ノウサギ、ドバト、ヒヨドリ、カモ、以上9種類です。

捕獲された実績が、平成22年度、また23年度が先ほどから出ます。この前で終わったわけですが、数字がおわかりでしたら、示していただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今、それぞれの種類をお話し申し上げましたけど、私ども日置市の捕獲ということで、若干述べさせていただきたいと思っております。

イノシシで21年度が116、22年度が174、23年度が149。シカで21年度が58、24年度が54、23年度が76。タヌキが21年度が156、22年度が129、23年度が161。ノウサギが21年度が



90、22年度が62、23年度が64。カラスが21年度が83、22年度が113、23年度が105。スズメが21年度が678羽、22年度が225、23年度が321。ハト類が21年度が52、22年度が260、23年度が64、それぞれ若干年度別に違いますけども、そのような数字をこちらのほうでは把握しております。

#### ○20番（成田 浩君）

23年度まで上げていただきました。相当数の野鳥があるいはけものが害を及ぼす状態の数ではあるんじゃないかなと思います。

鳥獣による平成22年度の農作物の被害は、国では239億円と、本市の1年間の予算ぐらいを食い荒らしてやっているわけです。県のほうでも、鹿児島県の平成22年度の被害は6億5千万円という額に上がっているんじゃないかなと、私のほうの調べでなっております。ということで、先ほど捕獲された頭数もたくさん出てきましたが、この被害が、農作物の被害が本市ではどうなっているのか、数字がわかったら示していただきたい。こう思っているところです。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

有害鳥獣の被害関係ですけども、平成22年度の実績で申し上げます。

イノシシの被害、特に多いのが水稲ですけども23万9,000円、2.3ha、それからサツマイモ3万3,000円、1.33ha、いろいろミカンとかキウイとか葉たばことかございますけれども、イノシシの被害で22年度29万円程度、面積で4.22haとなっています。それからシカ、シカではサツマイモが7,000円程度、0.27ha、タヌキではドラゴンフルーツですけども8,000円程度、0.15ha、スズメ、水稲ですけども11万4,000円、11ha。それから去年は、ヒヨドリの被害が非常にありました。キャベツのほうで45万5,000円、4.2ha

となっております。

合計しますと、被害金額92万6,000円、20.8haとなっております。

#### ○20番（成田 浩君）

ありがとうございました。金額的には、そんなたくさんではないですけど、金額に、数字にあらわれることより、農家に及ぼす影響というのは非常に大きなものでありまして、せっかくなつくた品物が荒らされるということは、痛いのかなと思っております。

狩猟期間中は、それぞれに活動をしていただいている猟友会の人たちの話になりますが、その他の期間、時期に猟友する捕獲は、鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害が生じる場合に、その防止、軽減を図るために行うものであるとあります。被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、時期を失することなく、迅速に捕獲を行うものとなっております。

鳥獣被害の対策をとるには、猟友会の方々の協力なしでは、先ほど市長のほうからもあったように考えられません。1年間を通して駆除をし、迅速、的確な対応を速やかにできるような、日ごろからの協力体制を結んでいきたいと思います。どのようにとっておられるのか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今猟友会の方との連携ということで、今それぞれ旧町ごとに猟友会を結成しております。それぞれのリーダーの皆様方をお願いをしているところでございます。

特に、この猟友会員と有害鳥獣の捕獲の方というのは、恐らく重複している方が多いというふうに認識しております。その中で、私どもも有害鳥獣捕獲の委託料ということで、皆様方に委託料をお願いしておるわけですが、21年、22年、23年、若干ずつおいても委託料も若干上げているのも事実でございます。一番大きな一つの課題とし

て、今、猟友会の皆様方が大変ご高齢であるというのが、一番危惧しているのが一つでございます。

ちなみに、会員数といたしまして、伊集院のほうで31名、東市来が26、日吉が10、吹上が18というふうになっておりますけど、ほんとに年々猟友会員が減ってくるということで、今私ども、猟友会の皆様方と、こういうふうな高齢化して、もう鉄砲を打てないという状況が出てきますので、今後はほんとにこの会員の確保と申しますか、会員の確保というのが一番大きな課題であるということでございます。

#### ○20番（成田 浩君）

今確かに高齢化が進んでおりまして、会員の皆さん方がこの後どうしようかなと言われる話をよく聞きます。

また、会員の会員数についても、今から聞こうかなと思ったその前に言われましたので、もう聞くわけにもいきませんが、そういう形で今後守っていかないといけない上には、非常に問題がたくさんあります。

猟期の11月15日から3月15日までが決まっていますが、その期間外の捕獲体制を確立し、円滑かつ積極的な有害鳥獣捕獲活動を推進するため、市の有害鳥獣捕獲対策協議会というものがありますが、どのような方々がどのような決まり事について話し合いをされているのか、支障がなかったら示していただきたいと思っております。この委員は18名以内となっておる組織ですが、その辺をよろしくお願いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に市が主催で、この有害駆除につきましては、それぞれ会を設けさしてもらっております。

特に、この農作物と申しますか、この生産する時期、水稻の時期とか、サツマイモの時期とか、いろいろとこういう作物によって違

うんですけど、やはりこの方々と最初の4月が定期的な会がそれぞれの地域で多いわけでございますけど、特に、従事のあり方と申しますか、捕獲証を含め、また鉄砲の管理、こういうことのご指導もさしてもらっております。

ちょうど暑い時期になりまして、会員の皆様方もやはり捕獲に行くけど収穫がとれないときに、どういう形の対応とか、そういういろんな意見をいただいております。今のところ、とれたから、とった中におきまして、1頭当たり幾らという形もやっておりますけど、自分たちが出動するけどとれないときもありますので、ここあたりの対応というのも市のほうにお願いをしておりますので。

さっきも申し上げましたとおり、この委託料の問題につきまして、少しでも猟友会の皆様方の、有害駆除をしてくださる皆様方の気持ちも考えて、さっきも申し上げましたとおり、21年度からいたしますと約100万円以上が、24年度も上げましたけど、トータルですけど100万円以上を委託料として上げてあります。そのようにして有害鳥獣の駆除というのは、迅速かつ的確にやらなきゃならないということでございますので、恐らく仕事を持つ方もいらっしゃるし、やはり有害駆除の場合、一人ではできませんので、やはり組をつくっていかなくちゃならないということもございまして、ここあたりにつきまして、一人足しましてもそういう対策会議の中でそういうご意見が出たのを拝聴しながら、それぞれの委託料の中でお願いするということが、一番肝要であるというふうに思っております。

今後、先ほども申し上げましたとおり、特に森林組合とか農協とか、こういう私ども市の職員もですけど、やはりこの猟友会だけではほんとに頼れない部分もありますので、今後、市としてこの有害駆除に対します対策と

いうのは、十分なことをしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、また議会の皆様方もそこあたりの理解をし、また議会のほうでも、もしあったら猟友会とそういう結成していただいて、もしあったら駆除等していただければありがたいというふうに思っておりますので、この中からでも会員になっていただくよう切にお願い申し上げます。

#### ○20番（成田 浩君）

全くそのとおりで、とにかく人数の確保が大事になってくるんじゃないかなと思います。

先ほどの私の質問の中で、対策協議会のメンバー等がわかったら、支障がなかったらという形で、それがなかったんですが、それ、そりゃまた今から答えてもらいまして、また次の質問もいたします。

猟友会の会員の方々の数と捕獲従事者数の方々の数字が違うと思いますが、その辺の人数の違いもわかるのかなと思います。

また、この中には、先ほど市長の話の中にもあったように、鉄砲を持っている方、銃器ですね。銃器とわなの専門の方々等もおられるわけですよ。そういう、その辺の数字的に示しがついたら、なお、この後に対して議員の人たちも行動ができるんじゃないかなと思いますので、よかったら示していただければと思います。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほどの狩猟免許の関係ですけれども、伊集院の地域の例で申しますと、31名の方がいらっしゃいます。内訳は、銃の方が29名、わなの方が2名なんですけれども、このうち、銃もわなも持っていらっしゃる方というのが10名いらっしゃるということになります。これを、市内全体で言いますと、85名が狩猟許可登録をしてありまして、銃が72名、わな専門が13名、銃もわなもする人が22名となっております。（「協議会の」と呼ぶ声あり）

協議会のメンバーにつきましては、ちょっとここに資料を持っておりませんので、後もって報告したいと思います。

#### ○20番（成田 浩君）

協議会のメンバーのことがなかなか出ませんが、私が言っても構いませんけど、議長、優秀な課長に答弁が出るのかなと思いましたが。これは後で聞きたいと思います。

今、先ほど猟友会のメンバーの数などを言ってもらいましたが、この中で市の職員が何名ほどかかわってるのかな。そういう関係の中で、市長は議員さんと言いましたが、私どもから見りゃ、職員の人たちも何かそういう資格を持って、一つでも行動ができたかなと思ってますけど、その関係者はいないのかなと思います。どうぞ。

#### ○市長（宮路高光君）

今まではOBといいますか、昨年やめた方とか、今までは市の職員も従事しておりました方もいらっしゃるようでございます。さきも申し上げました今後の対策として、私ども職員のほうもやはりそういう方々にお願いをしていくし、これは恐らく維持費が要ります。趣味の問題と有害駆除というのは、これ若干区別していかなければならない部分も、若干あるのかなと、そういうことを含めて、市としてそういう銃の保管を含めたいろいろな中でいる部分がございますので、そういう精鋭部隊といいますか、そういう部隊をつくっていかなければ、この有害駆除の対策には的確にできないのかなと、そういう意味の中でございまして、今現在ちょっとおるのかわかりませんが、先輩方は何名かおりまして、いろいろとやられた、猟友会で頑張っていたというふうに認識しております。

#### ○20番（成田 浩君）

そういうことなんですよ。ですから、その似たような話の中で、県は、有害鳥獣の捕獲や見回りをする鳥獣被害対策実施隊を3月

末までに、7市町村で整備される見込みであると明らかにしております。

現在、鹿児島県で1市だけ伊佐市がこの中に入っているわけですが、この取り組みに対して、本市はどうされるのか。これは捕獲や防護さく設置、見回りなどに取り組むもので、市の職員や猟友会員あるいは農家などが隊員となるもので、民間の人には非常勤職員として報酬が支払われるものであるとあります。これについて、市長の考え方を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきから答弁しておりますとおり、今後の対策としてそういうこともしていきたいと。特に今、伊佐市のほうが特にそういうことで被害が多いというのもお聞きしております。私ども地域もそんなに変わらない地域でございますので、そのような伊佐市等を研修させていただきながら、また市としての有害駆除の対策といたしますか、そういう人の把握といたしますか、参集を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

しかし、この制度は個人に報酬が支払われる制度で、市の猟友会の人たちには、会の組織上はなかなかうまく事が進まないという形で、できれば、猟友会を守る意味合いでも、この隊は結成してもいいかもしれないけど、この組織がうまく猟友会の組織がうまく活動ができるような形で補充ができたならということをお願いしておりますので、そこら辺は、市長も考えていってもらいたいなと思っております。

その人たちへの報酬は、経費あるいは人件費をどのように算定しておられるのか。これは、期間中外の猟に対しての今質問をしているわけですが。なかなか猟友会の人たちが暑い夏場に出動が来て、野山を駆け回るのは大変なことだということで。例えば、犬が夏場は弱って、弱ったところにけものが向かって

きたら、大事にした二、三十万円の犬が負傷してだめになったとか。

銃器の、鉄砲などの値段が安いことから高いのまでありますけど、20万円から100万円する。こういうものを背負って、ボランティアでは、なかなか夏場はきついということで、この報酬などをどうかしてくださいということでした。

狩猟した場合の支払われるそのものの1匹当たりの単価が、本市では6,000円、いちき串木野市では8,000円となって、また値段が違うのもおかしなことではないかなと思います。この辺の違いをどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

先前提で話してるのは、この猟友会を含めた有害駆除の対策で、高齢化したその次のステップは、そういうことも考えていかなきゃならない。基本的には、今まで猟友会の皆様方がこの有害駆除に対応していることでございますので、このことについては、やはり猟友会を中心的な形でいきたいというふうに思っております。

また、今この単価の問題でございますけど、特にこの単価の問題、今まで県のほうも、助成があったわけでございますけど、今、県の助成等も打ち切られているというふうに思っております。特に、このいちき串木野市との差というのも、近隣の差というのも十分認識しておりますので。

さきも申し上げましたとおり、この委託料という中において、今の中に入りますと、23年度が433万円程度、本年度の中におきましては476万円ということで、約40万円程度、昨年から上げております。そういうこと含めて、先般も猟友会の方々にお話をする中においては、徐々にでもそういう市としての誠意を見せてくれれば、自分たちでやるんだということも回答もいただきました。

たので、ここあたりも十分この捕獲料を含めた、捕獲料を含めた中の委託料という形になりますので、十分精査して、今後とも、猟友会の皆様方が有害駆除に対応できるような環境はつくっていききたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

非常に猟友会の人たちが喜ぶような数字が出てきました。少しでも報いることができるような形で、今後とも市長が考えていってくださりゃ、それでいいのかなと思っております。

また、そのほかに、報酬だけじゃなくて、減免という制度も使えるんじゃないかなと思います。何を減免するのかと言いますと、やはりこの鉄砲を所持するには、非常にお金がかかっておりまして、更新が3年に1回にしないといけないわけですが、これらの講習等にもお金がかかるし、また鉄砲の所持手続あるいは保管手数料、従事者の登録手数料などが、非常に高額なお金になっているらしいです。私も、小さくは聞いておりませんが、1年間に何万円になるんだよということがありましたので、そういう減免の措置も願えればいいのかと思います。市長の考え方を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、この猟友の捕獲した、この捕獲したこの中の処理の問題、いろいろとあります。減免もありますけど、捕獲をしたこのイノシシ等含めまして、販売ルート、今まではそういう捕獲した方々が、そういうものはやはりきちっとして、お互いに分配しているのも事実でございます。

特に、維持管理を含めた中で、有害期間の中はできますけど、猟友期間の中の締めをしている部分と、ここあたりをほんとに住み分けをしながら、やらなきゃならないのかなあというふうに思っておりますので、まだ、そ

こまで、具体的に会員の皆様方からご意見はいただいております。ただ、今は1頭当たりの単価を近隣のところと同じような形の中で努力をしてくださいと、そういうことで猟友会からはお願いは来ておりますので。なるべくそうことに近づけていきたいし、またその次の段階で、そういう登録、免許、税を含めたそういうものは、また近隣の市町村とも十分すり合わせをしながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

非常にありがたい返事をいただきました。狩猟組合の方々の話は、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

指定された有害鳥獣以外にも、農作物あるいは山林に被害を出したり、自然環境を破壊したりするものが、あと猿とかハクビシンなどがあります。

それに奄美にしかないと言われていたマングースが、鹿児島市の喜入で見つかり大騒ぎをいたしました。今度は薩摩川内市でも確認されましたが、陸路で広がったと考えていきますと、この日置市を通って行ったんじゃないかなと思いますが、本市ではどうなのかを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ、私ども本市でこのマングースの出現というのは、ちょっとお聞きしていません。さっき言いましたように、陸路なのか、だれか車で運んだのか、そこあたりは定かではございませんけど、事実的に喜入、薩摩川内市で発見されたということは事実でございますので、またそれぞれの県を含めたところからの情報等も入れたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

まあ、そうでしょうね。ところが、2年前に日吉町で確認がされております。これは、当時、猟友会の会員がちゃんと場所まで確認

をして、県の振興局の農林の係に報告をしてあります、2年前です。この情報は、まだ受けてなかったということですか。

**○市長（宮路高光君）**

私のほうには情報は入っておりませんでした。議員の方はそういう情報がお聞きしたら、すぐ教えていただきたいというふうに思っております。

**○20番（成田 浩君）**

これは、私も今回の一般質問に際している調べて、また猟友会の人たちから話を聞く中に、ちゃんと届けてあったという形で、これをまだ知らなかったというのは、私は、大変なことになるんじゃないかなと。遅く対応するよりは、早く手を打った方がいいんじゃないのかなと思っております。これは確かな人が確認をしておりますから、デマではないということです。これは、ちゃんともう日吉町の猟友会の会長からも聞きましたので、その点を再度伺います。

**○市長（宮路高光君）**

私のところに入っておりませんので、2年前のことについては、もう一回事実関係を、きちっと精査した中で、またご報告申し上げます。

**○20番（成田 浩君）**

私は、優秀な課長がおりますから、そこからすぐ手が挙がるんじゃないのかと思いましたが、手が挙がりませんでしたから、まだ未確認の情報かなと思っております。こういうことに早く手を打っていかないといけないと、こう思っております。

鳥獣被害は収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退及び耕作放棄地の増加等をもたらす、被害額として数字にあらわれる以上に、農村に深刻な影響を及ぼすものであって、その対策に国では、交付金の名目で、ソフト面で地域ぐるみの被害防止運動及び精神的な被害防止対策に、市町村に対して

200万円を限度に交付金を出す。

ハード面で侵入防止さくの設定費用、捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設に費用の原則の2分の1を補助するというような形で、県も一生懸命こういう方面に頑張っているわけですが、この事業等、市では入れられる考えはないのか伺います。

**○農林水産課長（瀬川利英君）**

ただいまのご質問は、鳥獣被害防止総合対策ということで、ソフト事業で200万円以内、それからハード事業でさまざまな侵入防止さく等の適用がありますけれども、平成24年度から新聞報道等によりますと、また7町村ぐらいが取り組むというふうなことを言われておりますけれども、日置市としましても、24年度中にこの辺のほかの地域の状況も確認しながら、ますます被害が拡大する傾向にありますので、今後におきましては、この事業の導入というふうなものも考えていきたいし、特別措置法に基づく措置対応、十分検討していきたいと思っております。

**○20番（成田 浩君）**

そういう形で、事業を取り入れてやってもらいたい。

特に処理加工施設とありますが、市長のほうからの頭数の発表もありましたけど、イノシシが年間に170頭ぐらい、シカが50頭以上とられる、捕獲できる状況にあって、これを処理する施設があるのかないのか私はわかりませんが、そういうの施設がないと、これは販売もできないという形になっております。ですから、こんだけとれるものの処理をどうしていくのか、またこれを地場産業の中にも入れることができるんじゃないかなと思いますけど、そういう考え方ございませんか。

**○市長（宮路高光君）**

この処理については、それぞれの団体の方々のルートの中におきまして、自己処理と

いうことで今処理をしているのが事実でございます、さきも申し上げましたとおり、それはそれぞれの捕獲した人が、それぞれの立場で自己消費しているのが事実でございます。

今ご指摘のとおり、今後の一つこの加工施設を含め、またその流通を含め、これ一つの大きな、またいろんな法的な、また許可的なものも必要であろうかというふうに思っておりますので、今、課長が答弁したとおり、十分私どもが精査といいますか、検討していく要綱、要領であると思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

すべて鳥獣対策については市長から、いい答弁をいただきましたので、次の方面に質問を切りかえます。

たばこ農家に対しての対策ですが、市長はかねてから「私の原点は、農業が基幹産業の日置市では、農家とともに、汗を流す農業によるまちおこしをしていかないといけない」常々言っておられます。このたばこ廃作農家のことを考えると、非常に胸痛めるわけですが、いかにしてこの人たちの農地、農業を守っていくのか、どうしたら生きがいを見出すことができるのか伺います。先ほどの市長の答弁では、すべての農地を跡の転作ができるようになっているということでしたが、もう一回聞きます。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、今回の、葉たばこ廃作の中におきまして、鹿児島県におきましても、大変半分以上の方が離農したっていいですか、たばこをつくらなくなったということで、私どものほうも14戸から7戸ということで、大変心が痛み、先般も種まき等ですね、しに行きましたときにやはり大変寂しい思いもいたしました。

その中で、さきも申し上げましたとおり、このアンケート調査をさしていただきましてですね、まあ、私ども市におきます、この耕

作地におきましては、水稻とか大豆とか、そういうものにかわっていくということにして、荒廃するという土地はないというふうにお聞きしております。

まあ、いろいろとこういう、まだお元気な方がですね、こういうたばこをやめていくということでございますので、そういう方々の大変すばらしい農業技術を持っていらっしゃると思いますので、また新たな作物に導入するときにおきまして、やはり私ども、市、農協、また普及員、普及所を含めて、そういう営農の指導といいますか、助言といいますか、そういうものもやっていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

はい。わかりました。

それでは、施設の話になりますが、使われなくなる葉たばこ用の機械や共同乾燥施設などの、今後の再利用にも目を向けないといけません。

県では、県内に47あった共同乾燥施設の半数以上が使われなくなる見込みと発表していますが、本市の状況はどうか、これは、各4地域に共同乾燥場が幾つあるのかということ。

で、日吉の跡地は小松帯刀墓地の隣にあります、活用方法が、どうにかいい方法で活用ができそうな場所にあるんですが、あそこのご検討も願えればと思っておりますけど、よろしく考え方をお願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

葉たばこの乾燥機、合併しました中におきましては、東市来町に1カ所あり、日吉町、吹上にございました。

この東市来につきましてはですね、早い形の中でこの乾燥をしなくなりまして、まあ、機械等はほかのところですね、お譲りしたというふう聞いておりますし、今、土地と建物が建っております。土地については市有

地ということでございまして、建物についてはそれぞれの耕作の方々も関与しているということで、またこの跡地の利用ということで、いろいろと、ここを利用したいという方が来たんですけど、目的がいろいろと地域になじまないということで、まあ、転売といいますか、その方々に譲り渡すことができなかつたということが東市来の経緯でございまして。

日吉の場合につきましては、ことしからそのような状況でですね、土地と建物を含めてですね、いろいろと経緯の中では寄贈したり、また返したりいろいろな形が、合併してですね、あった経緯がございまして、基本的には今の中におきましてはですね、それぞれの生産者の皆様方の私物であるというふうにはお聞きはしております。

それで今回、日吉の中で1人だけですね、耕作をする方が残りまして、あとの方は廃業すると、その方は吹上のほうに行かれるということで、若干、今後、吹上のほうのですね、この乾燥場の拡充というのは若干やらなきゃならないというふうには思っております。

また、日吉のほうにつきましてはですね、まだ具体的にですね、どういう方策の中で跡地を利用するのか、また生産者の皆様方の所有物件でございまして、そういうご意見も十分拝察した中で、市としての対応というのもやっていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

それぞれの地域でですね、いろんなこう思いがあると思います。

私は、日吉地域の乾燥場のところは、先ほども言いましたように小松帯刀公の墓地の隣ですから、できればほかの目的でも、あそこは、市がですね、とってくれたら、まだいろんな後の施設をつくるのにもできるんじゃないかなと思いますけど、その辺のことも一考いただければなあと思っております。

そんな中で、県は平成24年度の予算で葉たばこ乾燥施設活用実証事業を計上しております。葉たばこ耕作者の新たな転作の生産体制を確立したい、その中でもサツマイモ栽培は、収穫をしたサツマイモをスライスして葉たばこの乾燥施設で乾燥させ、畜産農家に供給していく飼料用のサツマイモが、新たな転作作物として視界が開けそうとっておりますが、このことについて市としてはどうでしょうか。また、畜産農家もこの日置市ではたくさんあるわけですから、こういうところとタイアップしていけば、またおもしろい事業になっていくのじゃないかなと思いますけどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今は特に日吉のあとの乾燥機がございまして、そのあと、ちょっと私のほうもまだその生産者の皆様方がそれをほかの地域に転売するのか、まだ、ここで跡地で、今おっしゃいましたような、こういう乾燥を使って、飼料用のカライモ等を畜産用にするのか、まだちょっとそこまでですね、具体的にちょっとお話を賜っておりませんでした。

今後、先ほど申し上げましたとおり、まだ残っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、ここあたりを今後早い機会に検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

日吉町のその施設の場合はですね、もう共同乾燥場だったわけですから、その共同の方々市が買い上げてくれたらそれでもいいし、また別な名目で買い上げてくれる人がおいたらそれでもいいけど、というような形で話が出ておりますので、その辺は市としても検討を願ったらなと、先ほど言ったところでございまして。

いい形でですね、あそこは、まあ、資料館なり、あるいは駐車場なり、いろんな形でできるんじゃないかなと思っておりますので、



よろしく願いをいたします。

農地が何もされなくて、遊んでいる、荒れていくのは無念であります。何もしないで、何もできないのは無能でございます。今後の市の農業のあるべき姿を市長に伺い、行政側の目いっぱい援助で元気ある農家を育て、農業の六次産業化でまちおこしをしていただきたいと私も考えておりますけど、市長も多分そういう考えであろうと思いますが、最後にいい答弁を期待して私の質問を終わりとさせていただきます。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の質問の中で、葉たばこ耕作者の皆様方の今後というのが一番主体でございます、私も今まで答弁したとおり、跡地のこの乾燥場を含めた中で検討させていただきたいというふうに思っております。

今後の、やはり私もこの地域は、さっきご指摘ございましたとおり、農林水産業を中心としたそれぞれの農家の皆様方がたくさんいらっしゃいますので、それぞれの、まあ、農業というのはこのTPPを含めましてですね、大変先行きが不透明な農業政策でございますので、ここあたりも十分私も、情報を収集しながら、日置市に合う農業の施策をやっていききたいというふうに思っております。

#### ○20番（成田 浩君）

はい、終わります。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

#### ○15番（西菌典子さん）

お疲れさまでございます。最後から2人目となりましたが、最後までよろしく願いいたします。

経済も社会も政治も混迷を深めております。3・11の被害の悲しみを思えば、豊かな美しい自然の恵みに感謝して生きられる幸せが

身にしみます。この郷土を守ること、被災された方々に寄り添いながら、未来を切り開く道を力を合わせて築いていけたらと願っております、民主党議員であります。

1問目、湯田地区公民館についてお尋ねいたします。

湯田地区公民館は湯の町、湯之元とその周辺8自治会、約2,000世帯、4,400人の活動拠点であります。古くは数々の旅館などがあったせいか、湯之元の街部は田之湯を除き3自治会は集会場を持たず、地区館を利用し、いざというときの避難所でもあります。そうした重要な拠点でありながら、福祉センター2階を学童保育の子供たち20数名と一緒に間借りしております。50名入ればいっぱいの会議室と事務室、ほか1室で福祉センターのセキュリティーにも縛られる現状で、手狭さと不便さを強いられております。

湯田地区は学校はもちろんのこと、交通の便、買い物、銀行、郵便局、病院、温泉と住みやすく便利なため、あちこちからの移り住んだ方々や新興住宅も多く、昔からまとまりのないところだと言われてきました。地区公民館は、共生、協働の拠点としての役割で、市の方針で多くの事業や活動が地区館に求められてきております。地区のみんながだれでもいつでも集いながら、いろんな活動しながら、地域住民の気持ちをまとめる場であってほしいと願いながら、その余裕や設備もなかなかというのが現状であります。

以前、商工会利用の話もありましたが、実現に至りませんでした。現状の改善に向けて今後の見通しをお伺いします。

次に、日置市立診療所と特別養護老人ホーム青松園の指定管理についてであります。

昨年9月議会で議決され、再度12月議会最終本会議で総決という形で採択されたものです。

医療費の高騰、介護保険税アップという市

民の命をどう守るかが問われている日置市の現状に直接かかわる市の施設であります。可決されたとはいえ、多くの課題が積み残された感があり、流れを真摯に受けとめ、見届けていくべきではないかと思っております。その後の動きで、新しい提案もなされておりますので、そのことも含めてお尋ねしたいと思います。

1、2法人、2施設のそれぞれの事業計画書と収支計画書についてお尋ねします。

2、公募型募集要項の応募資格への整合性を伺います。

3、1,000万円の納付金についてお尋ねします。

市長の誠意ある回答を期待いたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の湯田地区公民館についてでございます。

館としての地区公民館は、市民の主体的な地域づくりを推進する拠点施設として設置しております。その地区館の中で、地区が占有できる施設を持っていない地区が、湯田地区を含め3地区あります。しかしながら、占有とはいえ、事務スペースと活動スペースがワンフロアの地区もあり、それぞれ課題を抱えている地区もあります。

現在、廃校跡などを利用している地区公民館は老朽化し、早急に改修する必要もあり、有利な国の事業を活用して、年次的に改修を進めてきているところであります。

湯田地区公民館は福祉センターとの共用で、駐車場の狭さなど、使い勝手が悪いということで、昨年、商工会館への移転を検討しましたが、市として無償貸し付けの提案を受け、湯田地区の役員の方々と協議した結果、自由に施設を利用できないならば、現在利用している福祉センターのままがよいとの総意をい

ただいたところでございます。

今後、全体的な施設の状況を見ながら、市社会福祉協議会との調整を図ってまいりたいと考えています。

また、占有の館ということについては財政的な問題もあり、慎重に検討していきたいと思っております。

2番目の、市立診療所、特別養護老人ホームの指定管理についてという、その1でございます。

事業計画書及び収支計画でございますが、当初医療法人誠心会から申請書が提出され、9月議会において議決をいただき、移行手続等を進めてきたところでもあります。その移行手続を進める中で、さきの議会でご説明させていただきました問題が生じたので、社会福祉法人恵里会から事業計画書や収支計画書、また法人の財産目録や貸借対照表などの経営状況を説明する書類等を提出いただき、12月議会で議決をいただいたところでございます。

2番目でございますけど、さきの議会でもご説明させていただきましたとおり、プレゼンテーションにおきまして、グループ全体でバックアップするという提案がなされていたことや、社会福祉法人恵里会を追加することによって、事業計画書に変更が生じないことがありました。

また、当初の申請自体が1つの法人であったことや、さらに直営になった場合の次年度以降の医師確保が不確定な要素でもあったところでもございます。もし医師の確保ができなかった場合は、診療所全体の休止という懸念もあり、そうなりますと隣接します青松園にも悪影響を及ぼし、地域の福祉や医療に与える影響は大変大きなものになると考えられたところでございます。

以上のことから総合的に考慮した結果、本年4月から日吉地域の医療、福祉の環境を確

保するために、最善の措置と判断したところでございます。

今、ご指摘のとおり、この資格整備ということでございましたので、私どものほうも弁護士の方にこの手続がどうだったのかということを確認させていただきましたら、弁護士のほうからもですね、この私どものとった手続が違法でないという見解もいただきましたので、議会のほうにもご提案を申し上げているところでもございます。

3番目でございます。納付金につきまして指定管理者側と協議させていただきました結果、診療所から764万円、特別養護老人ホーム青松園から236万円を納付していただくこととなっております。

以上で終わります。

#### ○15番（西園典子さん）

ただいま市長のほうから、適切であったり、また不満なところもございますけれども、お答えをいただきましたので、再度の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、湯田地区公民館のことでございますが、さきの説明、今のご説明では、今のままのほうが、借りる状況であれば、今のままのほうがよかったという総意であったというふうにお答えがありましたが、これは、借りるという状況で、なかなか、いろいろ判断したときに皆様方が、ここでそういう形になったときに新しい出発をまた望むということは難しいのではないかなというような総合的な判断をしたように私は記憶しております。

で、そこは、私もその後ちょっとお話ししたときに、担当の方とお話ししたときに少し誤解が、私たちの気持ちと誤解があるんじゃないかなあというふうにも感じたところがございますので、地区の皆様方のお考えをもうちょっとまたご検討なさっていただいて、よく聞いていただくことも大切ではなからうかというふうに思っております。少し考え方

にずれがあるように思いますので、市長みずからお聞きいただいご判断を、また今後の進むべき道もお示しただけたらと思っております。いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

どういわずれがあったのか、ちょっとここでご質問していただければそれにお答えいたしたいと思っております。

まあ、基本的に私もそれぞれの商工会、また役員の方々と今までもお話をさせていただき、議員もそれぞれ同席した中で、それぞれの、商工会、また地区の役員の方々とお話をしているというふうに思っております。

基本的に商工会を設置するに当たり、これは、補助金等もございましてですね、私どもが市が借りて、商工会と共有しながら入っていただきたいということでありました。地区の方々は1つの館としてしたいと、今の福祉センターも社協との共有でございましたので、まあ、そういうことがまだ整理できない場合にあったら、今のところでも、まあ、当分の間いと、そういうことで私は役員の方からお伺いしておりますけど、どういわずれがあったのか、もうちょっと具体的にご質問していただければ、ご答弁させていただきます。

#### ○15番（西園典子さん）

今、同じ借りるならば、今はこうして商工会にわざわざ移って借りるのと、現在のままで今までの活動を継続しながら借りる状況というのはおのずと違いがあるわけですね。やはりそういうことも含めて、また商工会というものの大切さということなども含めた意味での、そういうふうには私は感じております。

で、そして、また次のステップを踏むために、1つの動きをしたら、新しいまた1つの段階を踏むってということには、もう1つのステップを踏んじゃったんだからというところで、もうこのままになってしまうのではなからうかという気持ちも皆様方にはあったよう

に記憶しております。

で、もう時間が、日にちがたっておりますので、ちょっと私の気持ちにもずれがあるかと思えますけれども、そういうふうな考えの方も多かったというふうで、また議会と語る会などでもその問題がまた要望などでも上がってきておりますのは、やはりその一つのあらわれじゃないかと思えますので、また検討をしていただきたいと思えます。

2番目に、これは、まあ、地区館のことはやはり東市来は地区館という活動っていうのが、1層、3層と、まあ、結局自治会と中央公民館というのが中心で今までやってきておまして、合併になって3層、そして今2層というような形になっておまして、地区館が中心になるというのがなかなかまだ定着を、まあ、始めたというところではありますので、それをきちっと定着させるためにやはり、まあ、そこが必要じゃなかろうかと思えますので、市長の指針で進められた2層への一番のかなめでございますので、またお力をかしていただけたらと切に願います。

次に2つ目の問題に入らせていただきます。

先ほど、これはもう12月の議会のことに続きましての質問でございまして、私も、再度というのもどうかと思ったのですが、やはりちょっと満足もできなかつたというか、そういう気持ちもございまして、続けて、新しい指針も出されておりますので、お尋ねをしていけたらと思って出したところでございます。

1番と2番は大体関連性がございまして、まあ、一緒にお尋ねしたいと思えます。

今、市長のご答弁の中で、総合的に判断したと、そして最善の方法であったと、また違法ではないと、まあ、そうであると思っておりますし、私もいろいろと、こうして私、まだほんと未熟なこういうなかなかないわからない段階ではあります、私なりに調べ

てさせてもらったり、いろんな方とも相談もいたしました。

まず、ちょっとお尋ねしたいと思えますが、この今回のことや公募であったのか特命であったのかということをお尋ねしたいと思えます。まあ特命、その言葉というのもありますが、指定管理募集における特命という言葉もございましてね。あの12月議会で特命なのかと18番議員が質問もしたケースもありますが、そのことをお答えいただけたらと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に公募型の募集ということで、特命ということはそういうことは今回しておりません。やはりみんな一般的に公募してそれぞれの方々が手を挙げていただき、このような結果になったということでございまして、これは、一般対象に公募したということで私どもは考えております。

#### ○15番（西園典子さん）

最初は公募でございましたが、恵里会に関しては公募はなさらなかったというふうに感じます。

それで、恵里会はやむなく、社会福祉法人、その中でのグループとおっしゃいましたが、その中で恵里会にせざるを得なかつた状況があつた、これは特命に当たるのではなかろうかなというふうに私が思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回それぞれ公募した中におきましてですね、1社だけということでございました。私どもも最初、12月議会でも申し上げておりましたとおりですね、医療法人の中でできるという理解をしておりましたけど、定款等の問題ができ、社会福祉法人がなければできないという意見をいただき、今ご指摘ございましてですね、この特命という部分を含めて、さきも申し上げましたとおり、1月、そういうこともございましたので、法律事務所にか

ちっとこのことにつきまして、説明を仰ぎに行きました。

そういう中におきまして、この全体的な流れの中では公募という形の中で市のほうが募集したから、この恵里会の場合につきましてはそれぞれの手続の中で恵里会を1つ、社会福祉法人ということで入れたわけでございますけど、これは1つの特定は公募ということじゃないというふうに見解をいただきましたので、今回このような手続をとらせてもらっております。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩をします。次の開議を2時10分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

質問を続行します。

**○15番（西園典子さん）**

それでは、再度お尋ねしたいと思います。

先ほど、法律には触れていない、とおっしゃいましたが、どの、どういった法律にどういう部分が触れていないか、ということをやっとご説明いただけたらと思います。

**○市長（宮路高光君）**

私どもが公募したこの中においてですね、1つだけあった、このことがですね、私どもがだれかに被害を与えたとかということじゃなく、この法律上の中においては何も抵触しないということで、弁護士のほうからそういう回答をいただいております。

**○15番（西園典子さん）**

だれかに被害を与えた、というのではないという、法律に当たらないというふうなご説明、ちょっと意味がよくわからないんですが、もう一度、このことに関しての詳しく、わかるようにご説明いただきたいと思います。

**○総務課長（富迫克彦君）**

指定管理者制度の推進を進める上で、一番抜本的なその根拠になるのは地方自治法に基づくですね、施設の管理者として市長が判断して進めていくということが基本になります。

**○15番（西園典子さん）**

よくわからないご答弁なのですが、もう一回きちっとお願いします。

**○総務課長（富迫克彦君）**

公の施設の設置、管理、及び廃止に関する地方自治法上の規定がございます。で、その中で、施設の管理者として市長がおられるわけで、その管理、運営をどうするかという判断を最終的に裁量として決定をされます。

その根拠になるのは、地方自治法の244条の2の第3項、もしくは149条の7項ですね。そういったものが基本になって指定管理者制度を進めてきたということになります。

**○15番（西園典子さん）**

首長は、結局は、市の全責任を負うという、地方自治法の文、まあ、大体そういうような言葉もございますし、ですから、そういう意味では、私も、違法ではないし、まあ、これも、私は、違法にならないようにということをお願いして、9月議会であるときにちょっとおかしい状態になったということがあったから、今後はそういうことがないようにということで、心配していたわけでございますので、そこは、同じ思いであると思います。

それでは、もっとしていききたいと思います。収支計画書で恵里会のほうのは出ていないということですが、そこはちょっとわからないところなんですけど、そこのご説明をいただきたいと思います。

**○総務課長（富迫克彦君）**

先ほどの市長の答弁の中でも申されましたように、定款変更を進める際に、特別養護老人ホームについては社会福祉法人でない運

営できないということから、そのことが判明した時点です、財産目録貸借対象表、また収支計画、事業計画です、その一連の書類については恵里会のほうから提出をいただいております。

**○15番（西園典子さん）**

それではお尋ねしますが、公募型の募集要項のときに、医療法人の場合と社会福祉法人の場合の2つの要件がありました、社会福祉法人の場合の要件が非常に厳しい条件であったように思いますが、どういう目的でこの項目をつけられたのかお尋ねします。

**○総務課長（富迫克彦君）**

最初の募集要項を作成する段階では、これまでもご説明してまいったと思っておりますが、市内の社会福祉法人、医療法人含めて、できるだけ参加をしていただきやすい環境ということをご前提に、いろいろ調査した結果を集約して募集要項を作成しております。

その結果として、12月議会でも市長のほうからお詫びを申し上げましたように、私どもの認識不足が、こういう事態を招いてしまったということでございます。募集要項について当時の時点ではそういう形で整理をいたしました。

**○15番（西園典子さん）**

そういう段階で、おっしゃいましたが、非常に、3年間、3年以上特老を運営しているところであって、健全に運営しているところであって、また3年以上県内で医療をしているところと共同企業体でないといけませんよという社会福祉法人の条件、それは、広く公募するという意味では非常に厳しい条件ではなかったかと私は感じるのですが、今のお答えとはちょっと食い違いますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（富迫克彦君）**

私どもの認識としては、募集の中で

県内まで広げて進めるということで、いろいろな県内の状況も調べた上で、こういう形で整理いたしましたので、そこは少し考え方の違いがあるかもしれません。

**○15番（西園典子さん）**

特老を設置するのは、社会福祉法人だったら、老人福祉法のほうで設置できるんですよ。そして経営も、社会福祉法のほうで社会福祉法人だったらできるんですよ。そして、そんなに厳しい条件がなくても、そういう、経営、設置っていうのはできるというふうになっておりますよ。

それで、結局はグループの中で、軽費老人ホームであった恵里会が社会福祉法人であったという、ただそれだけの理由でできるようになったわけですよ。ですから、私は、なぜこうしてこんな厳しい条件にしたかということ、この応募でしたかというのが非常に納得がいかなかったんですが、そこをもう一回、わかるようにお示しください。

**○総務課長（富迫克彦君）**

募集要項のAとIがあってIのほうのお尋ねでございますが、これは、もう先ほど申しましたように、県内の医療法人また社会福祉法人ですね、そういう、まあ、組み合わせという形での応募ということをご想定して準備をしたわけですが、今回の公募に関しては結果として1法人、私どもが規定をしております、Aの募集要項に合致する形で、応募があったということで、それに基づいて進めてきたということでございます。

**○15番（西園典子さん）**

結局は、社会福祉法人だったらできるんですよ、特老はですね。指定管理できるわけですよ。いや、私はですね、この応募要項を見たときに、なぜこんなに厳しい条件なのかというのは非常に迷ったんですよ。

それは、私流に考えたら、特老というのは特殊な場だと、やはり税金でいろんなものを

建設されて、そしてまた今後も税金が大きく投入されていって、税金でいろんなものが、まあ、それで支えられて、守られながら、そして高齢社会に不可欠な施設であると、そしてまた入所される方はどんな方々かといったら、やはり心身ともに自立が非常に厳しい、生活もまた判断力も周囲に頼らなければいけないという、そういう方々が集まる、そういう場所であるからこそ、経験豊かで、そして実態もしっかりとした、そういうところでないといけないんじゃないかと、そしていざという、危ないと、いざというときにはぱっと医療的にもですね、対処できるように医療法人と共同企業体をつくって対処できるような、そういう施設であることを市が望んでそういう難しい、わざわざ難しい要望をつくったんだと私は思ったんですよ。

そして実際は、医療法人のその中で、まあ、簡単に社会福祉法人だったからそういうふうでしましたと、そして結果的には軽費老人ホームと、そして経験のないところ、そして職員の数を見ましたら9人と、そういうようなところでどういうふうにかこうしてしている、今後がどんな形になっていけるのかという事業計画書がきちっとした形がないと、ほんとに私は、まあ、どういような経営がなされていって、応募のああいうような形で出したこととの整合性が成り立つかということ私を私は思ったわけです。

本当に目指していたのはこれだったんじゃないかと、市民を守るために、そしてそこに、そういうところに入らざるを得ない、そういう立場に、心身ともにそういう立場になった方々を守るためにはそういう厳しい条件を市自体がですね望んだからそういう応募要項をつくったんだと私は解釈したんですよ。それを簡単にそういうふうにはですね、おっしゃること自体がね、非常にですね、そのギャップに、何のためにこういうことを、私たちが目

指しているこの指定管理は何だったのかということまで非常に悲しい、残念な思いがいたしますけれど、見解を伺いたいと思います。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

いろいろとイのその応募要項がですね、厳しいんじゃないかと、実態的にほんとにどうなのというご質問でございますが、先ほども申しましたように初めてのこういう診療所、特別養護老人ホームを組み合わせましたので、指定管理者への移行ということでございましたので、私どもとしては、応募される方々が、限りなく参加されやすい環境をつくるために、こういう組み合わせでアとイという形ですね、募集要項をつくらせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

#### ○15番（西園典子さん）

参加しやすい方法でなくて、参加しにくい状況をその応募要項はつくっているみたいには私は思います。私は、だからこそ本当の意味での、そういう方々をですね、そういう立場に置かれた方々を市が守らないといけないという思いでつくった要項だというふうに思っていて、非常に、今のお答えを聞いてギャップを感じると同時に残念な思いがいたしますが、そんなものだったのかというような、落胆をする思いではありますが、まあ、そこは非常に残念な思いがいたします。

でも、それによってですね、応募したくてもしなかった、できなかったという方もいたかもしれない、事業所の方ではですね、そういうことに関してはどんなふうに思われますでしょうか。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問については、応募をしていただく際に、5つの法人が現地の説明会には参加していただいたということでご報告を申し上げます。

結果としては1社の応募だったわけですが、その不参加の理由についてはですね、市長の

ほうからも答弁がございましたように内容を  
確認しておりませんので、ここで申し上げる  
ことはですね、できないのではないかと思っ  
ております。

#### ○15番（西園典子さん）

今、応募なされた方が出ましたので、  
お聞きしますが、結果的にこうしてくるく  
と変わってしまった、収支の納付金の額も全  
体的にはおなじですが、一つ一つが変わっ  
た、それからまた法人もかわってしまったと  
いうことですが、それに関しまして、やはり  
ですね、えーっと、2つはばらばらにそんな  
ふうだったのかというような思いをなされた  
ところもあったように聞きますし、そんなに、  
納付金のことなどにしても、ほんとちょっと  
聞いてみたんですよ、どうして出さなかつた  
んですかと、見学に行かれたんでしょ、と聞  
いたときに、あれをつくるのは大変だったん  
だ、だから間に合わなかったんだとおっしゃ  
った方もいらっしゃいました。そういう方々  
もいらっしゃる中で、後から変更もできたと、  
収支計画書の中身もですね、そういうような  
言いわけが——言いわけと言ったらなんでし  
ょうが、まあ、そういうことを聞いたときに、  
その方々は、どんな思いがなさるかと思っ  
たりしますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

まあ、先ほど来、いろいろと質問ございま  
すけど、今回のものについては、この診療所  
と青松園は一体である、まあ、ご指摘のと  
おりばらばらでしていることじゃない、ここ  
あたりは十分最初でご理解してほしいと思っ  
ております。

ただ、指定するのはそれぞれ違う方にしま  
すけど、私ども今回こういう指定管理者を使  
っていったのは、診療所と特老は一体した形  
の中でしていくんだと、やはり基本的にはこ  
う一体化できるところが一番のベターです。

その中でですね、まあ、いつも、先般もご

説明申し上げましたとおり、特老はできま  
すけど、今度は一番問題は医療のところでき  
る。特に資格法も含めましてですね、この私  
どもがお願いしているそこが開設をできない  
と、特老だけだったらいろんな形の中で応募  
はあったんですけど、これをばらばらにして  
しまったら今度は診療所は残ってしまう、ま  
あ、基本的にはそういう一番根底にあったと  
いうことをやはり議員のほうもご理解をして  
いただきたいというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

やはりこれは特老というよりも診療所とい  
うことですね。守らなければいけないとい  
う気持ちで市長が動かれたんだということは、  
まあ、十分わかっております。その中で、そ  
ういう気持ちもわかった上で、結果的に法人  
がばらばらでないとできなかったという事実  
は事実ですよ。そこはやっぱり一緒にはで  
きなかつたと、グループが一緒ということと、  
法人がばらばらだということは別問題です  
ので、ですからやっぱりそれぞれは一つ一つ  
の法人、人格、法人とは一人一人の人間とい  
うのと一緒ですよ。ですからやっぱりそれぞ  
れがきちっと頑張っていたらいいといけな  
いんですよ。頑張ってどんなふうにやりたい  
んだと、考えが違うっていうのと一緒です  
ね、まあ、恵里会には恵里会の考えもある  
でしょうし、方針もあるでしょうし、です  
から、そこが頑張って、こんなふうにする  
ということも出してほしかったというのが  
こちらの意見であります。

今、納付金についてちょっとお尋ねしたい  
と思いますが、さっき、また、資料を、先  
日資料提出の要請がありましていただい  
ておりますけれども、納付金全体がおなじ  
だけなので減価償却相分という言葉が入り  
ましてちょっと内容が変更になってお  
りますが、そのことを意味がわかるよう  
にご説明いただけませんか。



○総務課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問に関しまして、当初、診療所のほうで350万円、青松園で650万円という納付金を医療法人誠心会のほうから提案をいただいておりますが、12月の議決をいただいた後にですね、4月に、今度の4月の引き継ぎに向けていろいろと準備作業をさせていただきました。その中で、12月議会でも社会福祉法人が納付できるその納付金の上限ですね、ということもご質問いただいたりしておりましたので、そのことを踏まえて実際の引き継ぎのための作業を進めてまいりました。

で、両法人側としては施設の使用料としてですね、経費算入をしたいという考え方もございまして、最終的に備品等の引き継ぎ、確認をしながらですね、納付金の額をそれぞれ236万円と764万円という形で確認をさせていただいたところでございます。

○15番（西園典子さん）

それでは、2施設の減価償却費、具体的に表それぞれの金額のをいただきましたが、後ろの、この間ですね、いただいた、総額はそれぞれの施設の減価償却費の金額をお知らせいただきたいと思っております。

○総務課長（富迫克彦君）

両施設の減価償却費ということでございますが、青松園のほうで97万1,000円ですね、診療所のほうで674万5,000円という減価償却費になります。

○15番（西園典子さん）

大体わかりました。この金額のことはわかりましたが、これは今まで備品の償却、こういうものの指定管理の計算、納付金、あるいは納付金というか何というか、これについてしたことは今までありますでしょうか。お尋ねしたいと思っております。

○総務課長（富迫克彦君）

これまでの納付金を納めていただいている

施設の中ではございませんでしたが、議会のほうからもその辺の施設の使用料という考え方は、やはり指定管理者制度を進める上では反映すべきじゃないかというご意見をいただいたこともございまして、今回こういう取り扱いをさせていただきました。

○15番（西園典子さん）

私が考えるのは、この減価償却というのは一括に払った金額を耐用年数などに割って入れていくことですね。会計上の計算ですね。そういうようなやり方は蓬莱館とかチェスト館とかなど、そういうところが今まで実際の自分たちが払った経費というのの借金に対して割ってした。それと同じじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

今回の募集の中の要件がですね、指定管理者に移行した後、施設の修繕含めてすべて法人側にお願いするという条件をつけて今回公募をいたしておりますので、従来の蓬莱館、チェスト館カン等とは少し条件が少し違うということでご理解いただきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、こちらの、今回は特別というのか、こういうやり方を今後はまた、ほかのところにも入れていく可能性があるということなのでしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

考え方としてはですね。建物に関する部分、また備品に関する部分というのはちゃんと整理をした上で使用料的な部分の金額をはじいた上で今後、公募を進めていくことになると思います。

○15番（西園典子さん）

それでは、これは、今、最初はその利用料金制度を使ってするという形で、これも公募のときにしておりますよね、利用料金制度という形。結局、利用料をいただいて、ご説明をいただきます12月議会の時にも会議録に

載っておりますが、皆さんから利用料金をいただいてその中から、その収益から納付金を払うという、そういうふうに応募の条件には書いてあったりもしますが、それとこれとはごちゃごちゃとなってしまうておりますがどんなふうに解釈したらいいのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の場合とですね、今までの場合と若干違うということはさっき課長が説明したとおりでございます。

今までもまだ指定管理者をしていますけど、これは営繕という部分でやはり市のほうも出しておるということもございます。今回は、営繕を含めた中で一切それぞれの事業者がやると大きな前提もございまして、基本的に私どもが最初試算したのは約460万円程度ということで、利用料といいますか、基本的にはその名目はあれですけど、市のほうにいただくということで公募をさせていただきました。

今回、向こう、その事業者のほうで1,000万円という一つの納付金を出してまいりましたので、私どもはそれに基づきまして、今、課長が説明したとおりで、その減価償却を含めた中で、診療所と青松園においてはこのように納付金という形でいただくということでございます。

今後、恐らく、いろんな施設の目的とか、その経営内容とか、いろんな形の中で協議をしていかなきゃなりません。だから、ひょっとすりゃ、廃止するという部分も出てこざるを得ない部分もあるのかなと思っております。そういうことにおいて、一番必要な中におきましてですね、今、特に直売場等を含めた指定管理者制度をとっている部分が多おございまして、そこでどういう形の経営的な売上げが上がってくるのかここあたりも見えていかなきゃならない。今回のこの診療所、この青松園、このことにつきましてもですね、特に

1年間の期末収支を含め、また、協議会といいますか、懇話会というのをつくって、毎年その経理状況については市のほうに報告する、そういう機関もつくって、今後5年間いろいろとチェックをしながら進めさせていただきたいと思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

5年間ということでございますけれどもきちっと本当にこういう形で地域の医療を守るということ、また、それだけでなく、やはり医療費の増大を招かないようにということも含めて今ちゃんとしていただきたいと思いますと思っております。

先ほどから納付金などで、これが納付金なのか使用料なのか、ちょっと、いろいろと分かれたりする、私自身がこんがらがってしまうというような思いはします。お尋ねしていてもですね。お答えが二転三転と、なんかわからない感じがいたしますので、やはり、今指定管理というのもうちょっときちっとした方針というのもすべきじゃないかっていうのも思ったりしているところでありますが、総務委員会のほうでちょっと納付金などに対するいろいろとご指導などのメールなどが、県や国とのやりとりのメールなどのあれもあつたみたいですね。

私もちょっと見せていただいたりしました。納付金の使い道などを明確にして指定管理者側からの提示じゃなくて社会福祉法人の場合など市のほうから提示すべきだということなど、それから必要以上にこうしてたくさん出されるということは寄付に当たってはいけないというような言葉などもあつたようでございます。

それと、こうして考え合わせてみますときに、やはり結果的に黒字と言われている青松園のところの納付金は削られてしまって、そして赤字だと言われているところの納付金がふえてしまったと、そういう、結果的そうい

うになってしまったのですが、努力すれば黒字に、今赤字であっても黒字になるかもしれないということかもしれませんけど、だったら今までの何だったのかと言いたい気持ちもありますし、それだけでなく、むやみに病院経営を黒字にしていくということがいいこととは限らないという思いもあったりもいたしますけれども、非常にその辺が難しくなる、考え方に難しくなると思ったりいたしますけれども、そこ辺の市長の見解それから今後どんなふうにしてその2つの施設を進めていってほしいと思ってるのか、そこをお尋ねしたいと思います。見解をお願いします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にはこの2つの施設をこの日吉地域に残したいと、これが一番大きな思いでした。残す手段としてこういう形をとらしていただきました。この中が今回指定管理者制度という制度をとらしていただいたということでございます。

今後につきまして、先ほども申し上げましたとおり、この両方におけます特別といえますか、ほかの指定管理者と違って大変いろいろと市民の皆様方の福祉向上、また、健康づくりに関与する部分でございますのでこの2つについてはそれぞれのいろんな、一緒になった会をつくらしていただき、一般の方も入っていただきましてですね、この経理状況も私どものほうに、一年一年の収支を含め、報告をしていただきたいと思います。今ご指摘のとおり、前の経営が悪かったと言やあ、その一言でございまして、また、それぞれ人がかわり、また、それぞれの手腕の中で民間の皆様方がどういう経営をしていくのか、こういうこともきちっと議会の方々にも報告していきたいと思っております。

**○15番（西園典子さん）**

それではですね、本当に市長が基本的には

2つの施設をこの地域に残していきたいということが方針だと、それは私も同じ思いだし、それを尊重したいと思いますが、先ほどからお聞きしていて、事業報告書を私が非常に欲しいと思った理由はわかっていただいたと思います。

そういうような方針であるならば、市が非常にその利用者の立場で、立った形で考えていただけるならば軽費老人ホームしかしてらっしゃらないそういう立場でもございますので、本当の意味でどんなふうで方針で経営していきたいということはですね、報告書、事業計画書という形でなくてもちゃんとしたのをいただきたいと思います。

**○議長（松尾公裕君）**

途中ですが、あともう1分です。

**○15番（西園典子さん）**

はい。最後にですね、このことをいろんな方にも聞いてみました。話も伺いましたが、そのときにいろんなことがおっしゃられた方がいらっやいました。議会もしっかりとやはり、議決したんだから、責任を持って見守り続けてほしいということと、それから、これは、特老に関して言ったら、特老に関してだけで考えて言ったら日置市唯一のドル箱であったと、手放すという、指定管理に出すということはもったいなかったと、自分なら出さなかったというようなこと、それから民間譲渡という言葉も応募の中でも出していらっやいますけど、社会福祉法人というのは税金の免除とか……

**○議長（松尾公裕君）**

時間になりましたので、はい、まとめてください。

**○15番（西園典子さん）**

施設などいろいろこうして優遇措置がございまして、やはり今後のちゃんとした形で日置市のいろんな税金などの収入、日置市全体の考えたときにはやはり損をしたのじ

やないかなあとと思うという言葉がございました。

そのことに関しまして市長の反論を、前向きな反論を期待して終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

議員に反論する気持ちは何もございません。

基本的にですね。この社会福祉法人というのは、法人としては無税でございます。

一番基本は、雇用とそこの地域のそれぞれの方々の原材料といいますか、賄い、そういうものが法人として使用していただける。やはり、この私ども、今までもたくさんの皆様方が、今、私ども地域に一番少ない、足りないというのはこの雇用をする機会が少ないということが一番大きな形でございます、特に今回の青松園のほうにおきます、今までパートといいますか、臨時で働いた方が約8割程度は正職員というになり、それぞれの身分保障というのもできてきたということでございますので、一辺から考えればいろんなご批判がありますけど、やはりこういう経営的な多面的なもんから考えて運営をしていただくことが大事なことであるというふうに思っております。

#### ○議長（松尾公裕君）

先ほど20番議員の質問のところで答弁漏れがありましたので、これを許可します。農林水産課長。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほどの日置市有害鳥獣捕獲対策協議会の組織ですけれども、名称を申し上げます。鹿児島森林管理所長、日置警察署長、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長、南薩農業共済組合日置支所長、鹿児島森林組合日置支所長、さつま日置農協共同組合長、それから東市来伊集院日吉吹上の猟友会長、県の鳥獣保護員、それから農家代表、各地域別、各地域ごとです。それから、市の自治会長連絡協議会の代表、最後に市の産業建設部長がメン

バーとなっております。

#### ○議長（松尾公裕君）

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

[1番黒田澄子さん登壇]

#### ○1番（黒田澄子さん）

本日最後の登壇となりました。

さて、昨年の3月11日、定例議会の委員会審査中に東日本大震災が発生し、委員会の休憩中にテレビのニュースであの大震災が映し出されていたことが、まるできのうのこのようによみがえってきます。大津波に家や車が、というより、町ごと全部流される凄惨な映像に目を疑い、一体何が起きているのか理解できたときのあの衝撃は今も忘れることができません。

被災地である東北の一日も早い復旧・復興を願い、改めて、亡くなられた皆様のご冥福をお祈りし、国の責任ある復興施策を注視してまいりたいと思っております。

また、この3月でご退職される職員の皆様、長きにわたり大変ご苦労さまでございました。今後は市民の側から市政に対し、熱いエールを送っていただきたいと念願する次第であります。

それでは、平成24年第1回定例議会におきまして公明党所属議員としまして一般質問させていただきます。

初めに、市民の健康増進という観点から母子手帳について伺います。

厚労省は今年度、母子手帳の改訂を行います。数点ある改訂の中で、私ども公明党が進めてきた乳児の胆道閉鎖症を便で見分けるためのカラーカードが母子手帳に添付されることになりました。初めての出産で親となった子育て1年生の保護者にとって大変に心強い施策であると思います。

また、これまで本市が使っている母子手帳には任意接種ワクチンが表記されておらず、

表記のある鹿児島市等の母子手帳のほうが親切であるとの声がお母さん方から上がっていました。任意接種でも接種できるワクチン情報を母子手帳に掲載することについて市内の小児科医より指摘されていることは以前の私の質問でも申し上げたところであります。

市内で3人の子育て中のお母さんより、母子手帳には子供の成長のすべての記録が残るので、女の子たちには将来子宮頸がんワクチンも接種させたいのでその記録も母子手帳に残したいが、日置市の母子手帳には記録欄がない、との御意見がありました。今回、その件についても本年の4月1日より渡される母子手帳では改訂されることになりました。

そこで、3月31日までの配付されるものは旧式のものであるため母子手帳に格差が生まれますが、この点についてはどう対応されるでしょうか。

就学前の子供たちは各種の健診で集まる機会がありますので、それらを利用して母子手帳に、胆道閉鎖症カラーカードと任意接種ワクチン紹介と記録表を渡してほしいと提案しますが、いかがでしょうか。

次に、特定健診健診率達成について伺います。

国は、特定健診率65%達成目標を掲げ、全国の自治体はここ数年、あの手この手で達成に向けてさまざまな取り組みを行っているところであります。

そこで、初めに本市の健診率の現況について伺います。

次に、担当課が近年、啓発等に取り組まれています。65%達成に向けての新たな取り組みについての詳細をお知らせください。

この65%達成は各行政にとっても極めて大きな目標値であり、本市にとってもかなり厳しい現状であると察します。これまでの啓発と同じでは達成困難と想定されます。達成に向けての24年度の市民への新たな啓発は

どのような計画をお持ちであるか伺います。

4点目に、65%達成に向けた市長の決意を伺います。

次に、各種納付環境の整備について伺います。

24年度、いよいよ本市においてもコンビニ納付ができる環境が整う体制になるようであると伺っています。

働く女性もふえ、銀行等のあいてる時間内に納付に行けなかった市民からも、コンビニだと時間に左右されずに入金ができてとても便利で助かりますね、との感想を伺っています。市民サービスの向上であると評価したいと思います。

そこで、初めにコンビニで納付可能な種目と納付のできるコンビニ店についてお知らせください。

次に、コンビニ店をさまざまな納付等で既に利用している世代の方々はずぐにわかるのですが、これまで料金支払い等を利用したことのない市民も多くいると考えられます。そこで、市民への丁寧な広報が肝要であると思いますが、市民への広報・啓発をどのように行っていくかについてお知らせください。

3点目に、給食費の納付について伺います。

給食費の滞納は、以前より全国的に大きな問題となっております。

そこで、まず、本市の給食費納付の形態と滞納状況をお聞かせください。

次に、給食費は、滞納があるからといって子供への給食の提供を中止するということが困難な形態の費用であります。給食をとめることができない現状ですから、逆に支払いが滞納している保護者の中には未払いを続ける場合もあるように思います。しかし、大半の保護者が支払っているわけですから、滞納分、すなわち歳入がない給食費用について、市は一体どう調整されているのか、との市民の声もあります。

そこで、現在の滞納徴収についてはどのように対応されているのかお知らせください。

3点目に、基礎自治体への権限委譲について伺います。

今回24年4月1日より、第2次一括法の施行に伴い、多くの権限が移譲されますが、そのメリットについて市長は、どのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、本市も現在ぎりぎりの職員で職務に当たっている中、権限が移譲されると事務処理は十分対応できる状況にあるのでしょうか。懸念されます。今回の権限移譲に伴い、増員を余儀なくされる際の人件費等はどのようになるのか、その影響額と対応をお知らせください。

最後に、建築物耐震改修促進計画について伺います。

平成7年1月発生の阪神淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数が5,502人で、その9割の4,831人が住宅建築物の倒壊等による死者であったと言われております。

国は平成7年12月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律をつくり、平成18年に、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われています。

国の基本方針では、住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の目標として耐震化率を現状の75%から平成27年度までに90%にすることが示されています。

県は平成19年7月に、鹿児島県建築物耐震改修促進計画を定め、県内各市町村にも耐震診断及び耐震改修し易い環境づくりのために建築物耐震改修促進計画の策定促進を行ってきました。

災害から市民の生命と財産を守ることが行政の最も大事な責務であることは至極当然のことです。しかしながら、残念なことに、本市はこの計画を策定しておりませんが、

現在までなぜ策定しなかったのか、明確にお聞かせください。

次に、東日本大震災後の日本にとってどこにおいても地震災害は起こり得るという想定で、各種の防災計画が策定されている現状中、本市における建築物耐震改修促進計画策定への市長の見解と決意を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

[市長宮路高光君登壇]

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の市民の健康増進について、その1でございますけど、平成24年度から母子手帳の交付時の便色カラーカードが添付されますが、既に母子手帳が交付されている方や乳幼児期の方に対しても配付する必要がありますので、新年度早々送付を予定しております。

なお、胆道閉鎖症は先天的な病気であり、乳児早期に便の異常が見られますので、出生4ヵ月時未満の乳児と妊娠中の方を対象に配付したいと考えております。

また、母子手帳記載内容の改正に伴い定期予防接種以外の任意接種記録表が追加されますが、ご質問のとおり、就学前までの配付となりますと既に記載されました接種記録との混同を生じるおそれがございますので、これを未然に防ぐため、便色カラーカードと同様、出生4ヵ月時未満の乳児と妊娠中の方に配付を予定しております。

2番目でございますけど、その1でございます。

本市の特定健診受診率につきましては、平成22年度は28.1%でしたが、本年度につきまして2月の個別健診の報告書がまだ届いておりませんが、昨年度並みの受診率を予想しております。7番議員でのご質問にお答えしましたが、受診率向上のため診療料の無料化や受診票の対象者全員の送付、またはクーポン券の発行と、新たに取り組ん

でまいります。

3番目でございます。健診率向上のためには、市民皆様への働きかけが非常に重要だと認識しているところでございます。このことから、自治会の会合等に出向いての説明や看護師による受診勧奨・広報紙等を通じて啓発に努めてまいります。

4番目でございます。国民健康保険に関しては、昨年、市民の皆様には保険税の負担をお願いしましたが、医療費がこのまま増加しますと、再度の引き上げも予想されます。このことから、本年度は「健康づくり」をキーワードに特定健診受診料の無料化等の諸施策を通じて、疾病の早期発見・早期予防を行い、医療費の削減につなげるとともに、特定健診受診率の目標達成に努めてまいります。

2番目の各種納付環境の整備についてでございます。

コンビニ納付の種目については、市税が市・県民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの普通徴収分、料金等が介護保険料の普通徴収分、保育園の保育料、幼稚園の保育料、公営住宅の使用料、一般住宅使用料、上下水道使用料、市営駐車場使用料、公営住宅駐車場使用料の12種目でございます。

納付可能なコンビニ店では契約による収納代行業者が提携する全国16のコンビニ会社で、店舗数は全国で約4万5,000店舗、日置市内にも15店舗あり、各地域に1店舗以上営業している状況でございます。

2番目でございます。コンビニ納付の市民への啓発につきましては、お知らせ版、市報、市ホームページ等の広報媒体を活用し、イラストを活用しながら市民にわかりやすい表現に努めたいと考えております。

3番目は、教育長のほうに答弁させます。

3番目の県からの権限移譲についてでございます。

分権型社会におきましては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が充実し、都道府県と相互に補い合いながら住民の福祉の向上に取り組んでいくことが必要不可欠と言われております。

その中で、権限移譲によるメリットでございますが、例えば、これまで県におきまして届け出や申請を有していた事務が、基礎自治体で権限が移譲された場合、住民の皆様にとりましては、窓口がより身近になり、利便性の向上が図れるものじゃないかと考えられ、また、許認可等の事務におきましても事務処理の迅速化やより地域の実情に即した判断が可能になると考えております。

今回の「地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い権限移譲につきましては、さきの4番議員のご質問でもありましたとおり、次年度の施行分におきましては現行の体制で対応できると考えておりますが、平成25年4月施行の社会福祉法人の指導監査等につきましては事務量等が大変多いようでありますので、今後とも県と連携しながら、業務の執行に遺漏のないように体制づくり等に努めていく必要があると考えております。

また、今回の権限移譲に伴います財政的な措置につきましては、まだ正式な通知等はありませんが、地方交付税の基準財政需要額に算定されるのではないかと聞いておりますけど、今後、市長会等を通じながら財政の確保も努めていきたいというふうに思っております。

5番目の建築物耐震改修促進計画でございますけど、1、2は一緒でございます。地震の被害を未然に防止するため、建築の耐震改修を推進していくことが不可欠であることから、地域の状況を踏まえ、建築物の耐震改修促進計画を策定しなければならないと認識していたものの、これまで実施していなかった

のが実情でございます。平成23年末の県内の状況を見ますと、県内43市町村の24の市町村が策定済みでございますので、本市といたしましては24年度にこの計画を策定する予定であります。

以上でございます。

[教育長田代宗夫君登壇]

**○教育長（田代宗夫君）**

学校給食費の滞納状況と滞納徴収についてお答えいたします。

給食費の滞納状況につきましては、滞納は平成22年度分までの給食費に係る分となりますが、2月現在で560万6,000円となっております。なお、平成22年度分の収納状況は調停額1億8,857万4,000円に対して、収入は1億8,760万6,000円、徴収率は99.5%となり、未納額は96万8,000円という状況でございます。

また、23年度分の未納額は現在のところ95万2,000円という状況となっております。

滞納徴収については、現年の未納の段階で電話による催促、保護者との面談の機会を設け、支払い計画の策定などを進めております。

滞納になった給食費についても、学校、PTAが連携して徴収に取り組んでいるところです。また、各給食センターにおいても、学校側と連携し、個別面談、徴収計画の立案に取り組んでいるところでございます。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の開議を3時15分とします。

午後3時03分休憩

午後3時15分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

**○1番（黒田澄子さん）**

それでは、答弁いただきましたので、再度

質問をしていきたいと思っております。

母子手帳について伺います。

まず、市長はご自分のお子様の母子手帳をごらんになったことがございますでしょうか。あれば、その手帳に対する、見ておられればご感想をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

もう三十数年の前のことですね、実際そういうちょっと、今、記憶にございません。黒田さんの旦那さんは、上に来ていらっしゃるんですけど、いつも見ているのかなと思っておりますけど、私のはそこは三十数年の前で、自分の子供の母子手帳見たかどうかというのはちょっと記憶にございません。

**○1番（黒田澄子さん）**

はい。想定どおりのご答弁でした。

母子手帳は、日本独自の制度で、導入は戦中の1942年になり、来年で70年を迎えるそうです。ことし、今回10年に一度の改定になるわけですが、この改訂内容について大まかな説明をお願いいたします。

**○健康保険課長（大園俊昭君）**

今回改訂されます母子手帳につきましては、主に5つの改訂がございました。

1点目がハイリスク妊娠の増加や妊婦検診の充実などを受けまして妊娠分娩リスクに関する情報の追求や妊婦健診の記録欄を拡充しております。

2点目が、胆道閉鎖症等の早期の発見のために、母子手帳にカラーの印刷で便の色を7つのパターンで掲載し、新生児の便色の情報提供を行っております。

3点目が、子供の発育・発達につきまして、これまで、できるできないという表現でございましたが、いつできたかという記載方法に改めております。

4点目が、平成22年度乳幼児身体発育調査の結果に基づき、乳幼児の身体発育曲線及び幼児の身長・体重曲線を配置いたしております。



ます。

5点目が、定期予防接種の記載欄を一連の様式といたしまして、また、任意接種の記載欄の充実を行っております。

以上のような改訂内容でございます。

#### ○1番（黒田澄子さん）

先ほど4ヵ月時これは胆道閉鎖症の発生しやすい年齢の子供たちですが、それと妊婦さんには送付していただくということで、前向きに動いていただけるということで評価したいと思いますが、中には、私も欲しいわ、と希望される保護者もおられると思うんですが、そういった人たちにも渡していただくことは可能でしょうか。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

そのような希望される方につきましては市のほうで準備をいたしまして配付をいたしたいと考えております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

先ほど市長にお伺いしたのは、父親という立場でお伺いしたわけでございます。

今回、父親の記述欄というのもふやしてあるようで、子育ては両親が力を合わせてやるんだという、親教育の一助も担っているこの母子手帳になっているものです。いいことだと思っています。

最近の母子手帳は国の様式にとらわれずに独自の情報を盛り込む自治体も増加していると聞いています。できるならば、子供本人が二十歳を迎えたときにこれまでの自身の成長とワクチン等の大事な情報を持たせてあげたい、そういうふうを考えている市民もいます。

2月27日付の日本経済新聞には茨城県常陸大宮市が通常は就学の6歳で手帳は役割を終えますが、二十歳までの成長を記録する内容に2004年に刷新したとありました。その点で、本市はどのようにお考えですか。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

まず、母子手帳の意義でございますけれど

も、母子手帳につきましては、妊婦と乳幼児の健康保持、そしてまた、育児の支援というのが最も大きな目的じゃないかというふうに考えております。このことから、今回、母子手帳については大規模な改正があったところでございますけれども、その改正の趣旨をきちんと保護者の方についてはお伝えをしたいというふうに考えております。

その中で、妊娠中や育児期の親子の記録を残すということ、また、乳幼児だけじゃなくて学童期や大人になってからの健康管理にも役立てるということから、両親に積極的に記載をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

こういった成長の記録を通じまして、子供についてもその記録を渡していただきたいというような形で、乳児健診等の席ではお渡しをしたいというふうに考えております。

そしてまた、この母子手帳につきまして、いわゆる子育て支援のツールということになりますので、そのツールとなるような取り組みをすることによって常陸大宮市のような取り組みになればというふうに考えております。

そしてまた、今回の母子手帳のほうの大幅な改正によりまして保護者の皆様がやはり使い勝手のいい母子手帳を選びたいというふうなご意見等もありますので、そういった点については十分配慮しながら市のほうでは取り組みをいたしたいというふうに考えております。

なお、独自の情報の記載ということでございますけれども、今回情報のほうはかなり整備されておりますので、そこまでは考えていないところでございます。

#### ○1番（黒田澄子さん）

それでは、使い勝手によってはこのような、常陸大宮市のような使い方でもできるように今回大きく変わっているということで、そこは了解いたしました。

で、今回大震災では、母子手帳も流されてしまったり、また、情報をよく知る両親が亡くなったりしていて、大事な自分の情報がどこからも確認できない子供が残念なことに生まれてしまいました。このようなことに対処するために、行政でせめてワクチン接種等のデータを持っておくということは今後できないもののでしょうか。お伺いします。

#### ○健康保険課長（大園俊昭君）

ワクチン接種のデータの件でございますけれども、現在市におきましては合併以前のデータを含めまして個人ごとに接種台帳を作成いたしております。そのようなことから、現在市のほうで、データについては管理ができていく状況でございます。

#### ○1番（黒田澄子さん）

それは大変いいことだと評価したいと思いますので、今後もデータをしっかり、もしものときには出していただけるようお願いしたいと思います。

特定健診に移ります。

今回特定健診無料化するという事は、いいことだと評価するところです。

2次審査の理由も、さきの議員に対して、元気だということが大きいかな、ということも答弁いただきましたので、実際に今年度の無料になってから初めてやる年度でございます。やってみなければわからないことですが、やはり問題は、私は元気だから健診なんか受けなくても大丈夫、ずっと健康でいられるというふうに考えている人が大勢いらっしゃるのではないかと想定されます。その人たちが受診に行ってくれると一番いいことで、いつも行ってくださってる方たちは、言わなくても行っていただけるのですが、65%達成に向けては、そういう、元気だから行かないという人たちに対するピンポイントの広報が大事だと思うのですが、どのようになさるおつもりでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことにつきましてはさきの質問の中でお答えをいたしました。

きのう、上方限の総会にちょっと行きまして、この中で私ども係長、保健師のほうの説明いたしました。特に、今回それぞれの特定の自治会ごとにランクづけをつけさせていただきました。一番いいところ、パーセントの63%を超えているところもございまして、また、10%そこそこのところもありました。ちょっと上方限に行きましたら、ちょうど上方限は50番目でございますので、特に今回のこの総会を含めてですね、3月、4月にそういう低いところにとりあえず出向いていってその趣旨を説明をしたいということで説明をさせていただきました。

その中でちょっと御質疑等が出た中におきまして、一番問題は健康であるから行かないとかいうこともございますけど、特に、治療中といいますか、今、病院にかかっているということ、かかっておればこの健診を受けなくてもいいという、そういう認識もたくさん持っておったということで、私ども、記載等を含めてですね、今後ここあたりの部分にみんながやはり受けていただくような形をとっていかなきゃならないと、そういうご質問もじかに、きのう約100名ぐらいおりましたけど、その中で手を挙げさせたら全部40歳以上でございましてですね、40歳以下はだれも総会に来てなかったということでございまして、いろいろとそういう生の声も私自身自身もお聞かせを願いましたので、特に今回無料化することとし、ここの実施率、パーセントを含めてですね、今後の、次の来年のまた次の取り組み方をしていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

市長自ら行っていただいたということで、市長は特にいろんなところにいろんな立場で、

また健康の話だけではなくて行かれることが多いと思いますので、今後も市長、一生懸命広報をしていただきたい、一番、市長が広報されると皆さんがよく理解していただけると私も評価するところですので、そのようにしていただけますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの地域に出向いていくのが私の役目でもございますし、また市として、新しい一つのそのような事業等含めた取り組み方というのもですね、それぞれの地域になるべく多く行きまして、あらゆる機会をとらえてですね、市民の皆様方にも情報提供をじかにしていきたい、またそこに来てない方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういう方々にどうカバーしていけばいいのか、またその地域におけます自治会長さん、役員の皆様方ともいろんな情報の伝達をしようというのもやっていきたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

人の命ほど尊いものはございませんし、病気になったときに健康のありがたさがわかる、これが人の常でございます。

日本の国は、先進国日本の割に予防医学に対する国民の理解とか意識も低く、また国もこの予防医学への予算が非常に低いということが世界的にも恥ずかしいぐらいの状況の中で、国は国民の生命と財産を守るために、とにかく早期発見・早期治療で自分の体を大切に、幸福な国民であってほしいということで、このような目標を出していると思います。市長も一生懸命啓発していただけるということですので、私もさらなる啓発に頑張ってもらいたいとつけ加えて、次の質問に移ります。

各種納付環境の整備について伺います。

たびたび済みません。市長はコンビニで納付したことがございますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

コンビニのほうでまだ納付しておりません。

まだ、機会が何かありましたらですね、いろんな引き落としにしておりましてですね、何かそういう納付の機会の中で、自分のことでもございましたら、コンビニに行きたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

市長、多分されてないだろうなと想定しておりましたし、多分きょう行かれてもできないかなと、ちょっと思うところです。

我が家の身近な家族に、コンビニでの支払いを頼みましたが、これまでやったことがないためにどうすればいいのかと聞いてきました。これは年齢ではなくて、経験なのです。やったことのない人は、できないんだと思いました。ですから、そんな方にはやり方を教える必要はないので、その点も確認しておきたいと思いますが、やったことのない人もわかる広報啓発をしていただけますか。

**○市長（宮路高光君）**

特にさきにも申し上げました12の種目の中で、それぞれ納付をしていただけるという方法でございますので、私、自分自身もまだコンビニで納付したことございませんので、今後そういうわかりやすい納付のあり方ということを含め、特に今回日置市に15店舗ございますので、やはり最初にそういうふうなやり方がわからないのが常でございますので、その店員さん等を含めて、懇切丁寧にこの納付のあり方ということを説明できるように担当部署のほうに指示をしていきたいと思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

はい。ではそれはよろしくお願ひしたいと思ひます。紙を持って行ってどうすればいいのかわからない、また3時までに行かなきゃいけないんじゃないかと思ってる方もおられるかもしれない、そういったことを想定して丁寧に説明をしていっていただきたいと、申しておきます。

今回ほとんどの種目が納付できるようになっておりますが、逆にできないものがございましたらお知らせください。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）**

今回のコンビニ納付の対象になってない種目についてのご質問でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、平成26年3月から新たな医療制度に移行する予定でありますので、後期高齢者医療保険につきましては、コンビニ収納の対象となっております。

**○1番（黒田澄子さん）**

はい、了解いたしました。

それでは、給食費のほうに移ります。給食費の通常の滞納についての徴収方法を具体的にお知らせください。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

はい、まず未納になっている学校給食につきましては、学校長を中心として学校側が未納者といろいろ相談をします。で、学校の体制によってはPTAとも連携しながらやっていくというところです。そのような形で現未納について徴収をしております。

**○1番（黒田澄子さん）**

22年度でも今年度でもいいのですが、給食費について滞納の一家族での最高額と最長月をお知らせください。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

一家族の最高額ということですけども、ちょっと今資料を持ってきておりませんので、申しわけございません。

**○1番（黒田澄子さん）**

例えば、約4,000円の給食費を兄弟二人分だと約8,000円、それを10カ月滞納すると8万円になりますが、8,000円が払えていない保護者がそのような大きな金額を督促に行って、すぐ払ってもらえるものとお考えでしょうか、いかがですか。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

滞納がかさんだ方、多額の方につきましては、おっしゃるとおり一括で支払うことというのは難しいと思っております。そういったところで、年次という償還計画を立ててもらいつつ、定期的に入れていただくという方法をとっているところです。

**○1番（黒田澄子さん）**

先日の3党合意で来年度から児童手当となるものを利用して、子供にかかわる料金の徴収が可能になるようですが、その制度の形態をお知らせください。

**○福祉課長（野崎博志君）**

今年新しく児童手当になる分につきましては、給食費の滞納などにかかわっては受給者の同意があれば、手当から差し引くことができるというふうになっております。

**○1番（黒田澄子さん）**

これは、年に3回しか給付がございませんのでそのチャンスを使って、ぜひ6月のときにはそういったこともやっていけるということで、徴収も簡単になっていくかなと思います。

東市来地域では、PTA、学校と教育委員会が連携し、福祉課や滞納整理課の情報提供をいただく中で、滞納徴収に実際に動かされたと聞いています。ほかに具体的な徴収事例や、具体的な連携状況があったらお知らせください。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

東市来地域が行いました事例については、教育委員会の課長会の中で紹介をいただきました。同様のやり方で、日吉地域、吹上地域も取り組んでいるところでございます。

なお、伊集院地域につきましては、19年度、20年度、21年度未納がなかったといったところでございまして、今後そういった取り組み方を同様に進めてまいりたいというふうに思っているところです。

**○1番（黒田澄子さん）**

確認の意味でちょっと伺いますが、要保護・準要保護のお知らせについては、私ども委員会の審査での質疑に対して、教育委員会のほうから市内全校で兄弟がいても全員にお知らせを毎年配布しているとの答弁でした。この点は間違いはないでしょうか。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

学校を通じてお願いしております。

そういうふうに取り扱っているというところでございます。

**○1番（黒田澄子さん）**

そこで、保護者からの申請で事が運ばれていくという内容のものだと思いますが、滞納されている家庭がこの対象になるような場合はなかったでしょうか。もしあれば、先生方が再度このような制度をご紹介されるというようなやり方になっているものなのでしょうか。お伺いします。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

まず、準要保護制度につきましては、住民税が非課税といったところを第一義的に行っております。で、家庭状況と生活状況を見ながら、学校長の意見、民生委員の意見を踏まえまして、どうしても準要保護に相当するといったことをございましたら認定をしているところでございます。

以上です。

**○1番（黒田澄子さん）**

そうですので、滞納をしている保護者の中に、そういったことがあった事例は今まではないでしょうか。

**○教育総務課長（地頭所浩君）**

滞納の世帯と、準要保護世帯を比較というか、照合したことはございません。ただし、基本的に準要保護は銀行振り込みになっておりますが、しかし、学校と連絡をとりつつ、現金納付を、現金で学校長を通じてお支払いしていると、委任してお支払いしているという事例がございます。その中で、準要保護等

から充当している、基本的に学用品、給食費が支給対象ですので、そういった中で対応しているところがあります。

以上です。

**○1番（黒田澄子さん）**

そういう人たちもいるやもしれませんので、今後学校の側も保護者からの申請のみだけではなくて、滞納がある人に関してはちょっと心配りをいただきたいと申し添えておきたいと思います。

結論として、学校任せとかPTA任せといった体質ではなくて、どうすれば徴収ができるかとか、どう動けばいいかという、そういうふうな考え方に立っていただきたいというふうに今後も、そういうふうに思うんですけども、教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（田代宗夫君）**

今おっしゃられたとおりにですね、滞納でほんとに厳しいという家庭については、校長なりそれぞれでやっております。

**○1番（黒田澄子さん）**

それでは権限移譲について質問します。

今回の権限移譲は、地域主権改革の一環として法令によって半ば強制的に移譲されるものととらえております。県の資料を見ますと、24年4月1日からさらに52法律60項目にわたって移譲が計画されています。また、25年度はさらに育成医療の支給認定等、また未熟児の訪問指導や水道法、社会福祉法にかかわるものが盛り込まれております。

県の市町村課の話によると、25年度分は事務量が多く、市長も先ほどそうおっしゃってございました。しかし、国は財源を普通交付税で入れる予定だがと言いつつ、そこが確定されていないとの不安な発言を県もされておりました。市長、この点についての見解はいかがでしょう。もう一度お願いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さきも答弁いたしましたとおり、やはり私

ども基礎自治体としてその仕事をするにおきまして、今国、県がしている部分が権限移譲されますので、やはり交付税を含めて、していないところについてはその県にいたしましても、交付税算定を外しそれを市町村等に持ってくるのか、やはりこういうことをきちっとしていかなければ、やはり国からの権限を含めた中で仕事の活動というのはできないというふうに思っております。

今、お話のとおり普通交付税というなかで算定していただけるということもありますけど、やはりそれだけではほんとに普通交付税の構造というものがほんとに複雑きわまって、どこにどう入っているのか、実際わからないという部分がございますので、やはりこういう権限移譲をした分についてはこれだけの交付金とか、別な形で手当てしてあげたほうがそれぞれの市町村におきます実態量といえますか、仕事量といえますか、それで違いますので、私どもはそういう考え方の中でまた市長会を通じて、普通交付税の算定やいろんな中で、わかりにくいということを今までも申し上げておりますので、またさきも申し上げましたとおり、特にこの25年以降におきます福祉関係につきましたらほんとに、人を10人ぐらい採用しなければこの仕事量は基本的に難しいという部分もございますので、ここあたりも十分ちょっと時間がありますけど、こういうことを県、また国のほうにご要望していきたいと思っております。

#### ○1番（黒田澄子さん）

私も同じ考えで、県もよく言われる、お金の色がついていないのでわからないという、このことに関するお金が一括で入ってくるのでわかりにくい、で、実際に入ってきたかもわからないという、その点が県も、非常に不明瞭で、市に対して権限移譲をする際に聞かれても非常に困る部分だというふうに言っておられました。

で、そこで、前回の先日の4番議員の質問に対して市長は、今後、業務の増加に対しては専門職の配置を考えていると、今10名ほどといろんな形でというようなお話もございましたけれども、大体新規に採用していくという形をとられる予定なのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、事務量というのも私どものほうもどれだけの量なのかは確定しませんので、人的なマンパワーの確保というのは頭の中には入れていかなきゃならない。ですけど、まだ実際的にどういう形のものか具体的にしなければ、どういうマンパワーを入れるのか、この分が正職員にするのか、長期的な臨時にするのか、ここあたりのことについては、今後まだ検討していかなきゃならないというふうに思います。

#### ○1番（黒田澄子さん）

先ほど市長は、この権限移譲が基礎自治体においてくることで、認可とか許可とかそういったものがスピードアップされると、パスポートなんかもすごく早くできるのかなとイメージしますが、本当に市に権限委譲されるとすごい短時間でできるのでしょうか。イメージとして、どれくらいでそういった許可とかができるようになるのでしょうか、市民はそこを知りたいと思っていると思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

許認可の中におきまして、スピードアップといえますか、それぞれの今まで県がしておいた中において、市の中でその許認可については若干あるとは思いますが。

特に、このパスポート等におきましては、まだ市のほうはしてないんですけども、県が交流センターのほうでやっておりますけど、遠い地域におきましては、そういうスピードアップができるという部分はありますが、実際1日に何件このパスポートをもらいに来

られるのか、そこあたりもちょっとわからない部分があります。

特に、4番議員が指摘しました農業委員会のこの許認可の問題、さきも言いましたように、ほんとにスピードアップできたかということとはちょっと難しゅうございます。中においては、今のこの許認可の中で市のほうは農業委員会のなかで4条、5条という申請が上がったときに市として町としては認可しますけど、これは県の委員会を通らなければ最終はできないということ、だから、ほんとにスピードアップできたかということとはちょっと疑問視なんです。

この物件、物件によって許認可をする中において、そういうことも内容的なものも精査していかなければ、すぐ市のほうにおりてきてもまたどこが県のほうにフォローしてどこをどうするのか、そこらあたりの問題がございますので、そういう権限移譲の中においては、いろんな法案とかその事務量とかそういうものを見た中において、県のほうに申請をしていかなきゃならないと思います。

#### ○1番（黒田澄子さん）

これも非常にいろいろわかりづらいのですが、これまで希望して手挙げ方式で、平成17年7月策定された権限移譲プログラムの中にどんどん今まで入ってきているものと、今回法令によって断る、拒むこともできる、入れなければいけない権限移譲するものがあると思うんです。

そのなかで、手挙げ方式のなかでは10万都市、薩摩川内とか霧島市等が既に入れなければならないものの中に、悪臭防止法、騒音規制法また振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等が入っていて、今回の法令でおりにくるものの中に、私たちの市に関する29法律30項目の中にも、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、環境

基本法等が入ってきておりますが、これは、このままきっちり入ってくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

#### ○総務課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問にありました鹿児島県の権限移譲プログラムでございますが、今、議員おっしゃったように平成17年の7月に策定されております。

で、これは地方分権一括法に基づく権限移譲でございまして、市町村合併に伴って受け皿が大きくなりました。それぞれ基礎自治体が、準備ができ次第、県の事務を移譲していきたいというプログラムでございます。その結果、日置市が24年度以降、24年度からの分も含めると、8法令10項目、事務数にして112、県のほうから移譲を受けております。

それに対しまして昨年5月、8月に、地域主権一括法が公布されてそれに基づいて今準備を進めているわけですが、こちらのほうは法律そのものが、基準は自治体でつくっていいですよというふうな形で、一つの例を言いますと、そういう形で法律が変わってまいりますので、これは手挙げ方式ということじゃなくて、自治体がそれぞれ条例等要綱も含めて整備をした上で自治体の事務になりますよということになります。

#### ○1番（黒田澄子さん）

非常にわかりづらいんですけども、結局今回のおりにきたこの法律はやっぱり、しっかりやっていかないといけないということで業務も大変になってくると思います。ちょっと聞いただけでも大変だなと思いますが、行政の側は今後許可・認可および立入検査や、業務停止命令等複雑な業務が導入を予想されます。県のこのプログラムの中では、人的支援措置も謳っていますが、市町村からの要請に基づき支援するということになっています。本市はこのようなことを希望する予定がござ

いますか。

○総務課長（富迫克彦君）

県の権限移譲プログラムでは、そういう謳い方をしております。で、これについては、日置市も合併当初、生活保護に関するノウハウはございませんでしたから、県の職員の方をこっちに出向していただいて事務を進めた経緯がございます。

今後の地域主権一括法の関係では、確かに市長も先ほど申されたように、来年度以降、25年4月以降は母子保健の関係とか社会福祉の関係で、低体重児の訪問のことでありますとか社会福祉法人の監査のことでありますとかというのが市に移譲されますので、そのことを踏まえますと、どういう形態になるかわかりませんが、新たな職員を雇用して対応することも想定していかないといけないということになると思います。

○1番（黒田澄子さん）

確認ですが、県からの人的措置は受けなくて、自分たちのところで雇用して対応していくというご答弁でしょうか。

○総務課長（富迫克彦君）

原則、独自で対応せざるを得ないと、この権限移譲プログラムについては一時的なものでございますので、永久的に県の方の派遣ということは想定していないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、最後の耐震改修促進計画について、市長がこの計画をやるという答弁をしてくださいました。評価したいと思いますが、24年度ということでしたが、このやるということを計画されたのは、いつの時点でやると計画されましたか。

○市長（宮路高光君）

基本的に19年度、そういう耐震法を県のほうも策定しておりますので、私どもはちょっと時期が遅かったかなということはおもう

ません。

いろいろと今後におきましても、こういう計画書をつくりましてそれぞれまた国の補助金等も使いながらやっていきたいということで、本年度この策定をやりたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

本市における昭和56年以前の公共建築物は幾つありますか。

○建設課長（久保啓昭君）

昭和56年以前の建築物ですけれども、概数としまして平成20年の調査資料ですけれども、総数23,470棟のうち、住宅数が19,490棟ということで約40%ということでございます。うち、木造が7,960棟ということで約40%、「公共物ですか」と呼ぶ者あり）いや全体の公共物……公共物についてはちょっと資料を持ち合わせておりません。

○1番（黒田澄子さん）

公共物は資料を持ち合わせていないということですので、後ほど調べられたらぜひ資料をいただきたいと思います。先日の一般質問の中で、本庁と日吉支所は耐震診断をかけていると、かけられるという答弁がされました。確認ですが、これらはいつ建設された建物ですか。

○市長（宮路高光君）

日吉と吹上でございますけれど、30年代だったというふうに記憶しております。

○1番（黒田澄子さん）

では、この耐震診断の財源はどこから出ていますか。

○市長（宮路高光君）

これは、一般財源の中で調査をしました。

○1番（黒田澄子さん）

市長は、国交省の助成事業である住宅建築物安全ストック結成事業補助金交付金制度は、どのような制度とご理解しておられますか。



**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げましたとおり、こういうもの一般財源化の中で今回しましたけど、これを早い形で計画ができちゃったら2分の1があったということも十分、議員がおっしゃられるのもわかっておりますので、今後このほかの耐震等をする場合につきましては、早く計画書をつくっていかなきゃならないというふうに認識しております。

**○1番（黒田澄子さん）**

2分の1の助成があるとわかっておられたわけですね。

県は、法律によって策定義務が課せられています。が、県は市町村にも策定の要請をなされています。県からの要請は、これまで日置市にはなかったのでしょうか、あれば、何回要請がありましたか。

**○建設課長（久保啓昭君）**

平成20年度から各年度に一応来て、21年度にモデル事業等の案内もきておりました。

**○1番（黒田澄子さん）**

国はこの計画が、全国的になかなか進まないために、策定の手だてとして22年度に計画策定のために100%の補助事業を行っています。いちき串木野市、始良市もこれを使って昨年23年3月には計画が策定されました。いちき串木野市の担当課に伺いましたら、この計画策定、コンサルタントに委託するといちき串木野市で想定額約900万円くらいと積算し、入札で約800万円未満で落ちたようですが、この全額が国の補助でできたということです。本市はなぜ、この事業を使われなかったのですか。

**○市長（宮路高光君）**

議員がおっしゃるとおりでございます。このことについては、私のほうからほんとに有利な事業がありながら、しなかったというのはお詫び申し上げたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

こういうことが言われなければできないとか、計画があることは知っていたとか、県からも再三推進されて国がとうとう100%事業で、計画策定にお金を出したのに、それをあえてしなかった理由がはっきりわかりませんので、もう一回答弁ください。

**○建設課長（久保啓昭君）**

ちょうどこのモデル事業を使わなければならなかったのかもしれませんが、そのときにはちょっと見逃したということでございます。

**○1番（黒田澄子さん）**

見逃したということは、ちょっとあり得ないと思います。

今、先ほど課長は4回ほどこうやって県からもあったと、先日は何かそれらの集いもあって、民間でもやりますよという要綱をついている市町村の紹介もあったと思います。半分ほどの行政が、この計画策定を取り組みました。現在。

で、やっていないところを調べますと、市じゃなくて十島村だとか奄美の小さな離島だとか、そういったところがやっていないのであって、このような市でやっていないところはもう数カ所しかないわけです。

で、100%で、1,000万円近いコンサルタント料が支払われている国の補助事業に乗らなかったことは、どうしても私は見逃したとだけでは納得がいかないのですが、本当にただ見逃したんでしょうか。そういうことが、行政の仕事の中であるのでしょうか。もう一回お答えください。

**○建設課長（久保啓昭君）**

この事業が、ちょうど21年度だけのモデル事業ということでございまして、先ほど申しましたとおり、ちょうどその時に乗らなかったということでございます。

**○1番（黒田澄子さん）**

市長はよくいろんなことを提案しますと、近隣市と相談をしてみようとか、調査をしてみようとかよく言われますよね。今回のこの件に関して、近隣市との連携とかはこれまでとっておられなかったのでしょうか。今回、一般財源でコンサルタント料を出すとしたら、大体どれくらいを積算しておられますか。

**○市長（宮路高光君）**

今おっしゃるご指摘は十分、拝聴しております。さきも申し上げましたとおり、今回日吉、吹上をしたときに約600万円程度の中で、この一般財源を活用しました。こういう策定をしなかったことにおいて、こういう形の中で一般財源をせざるを得なかった。今課長がちょうど答弁いたしましたけど私も、今回のこういう質問があったときに担当のほうから報告をいただきました。できなかったものについてはもう仕方ないと、まずは早くこういうことを含めて計画をつくるのが先決であるという結論を出しましたので、24年度中に計画をつくらせていただき、またいろんな耐震の公共施設を含めてやっていきたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

私は緊張感がないと思っております。私たち議員もそうですが、行政の方も予算書に出てくる何十億円だとか何百億円だとか、そして、中には何十万円だとか何百万円のそういったものも私たちは審議をします。でもそれは、私たちのお金ではない。本当に血税で、大変な人たちは支払いができなくて、滞納整理課まで市はつくったわけです。

そういった状況の中で、一般財源から出さなくていいようなものを一生懸命探されて、市長はこれまでも財源を見つけては、いろんなそういった事業に充ててこられたはずなんですよね。何でこれだけが抜け落ちたのかが、なぜか私は全く理解ができないんです。

これは、私が個人的にどうということでは

なくて、市民みんなの税金が、例えば今回600万円も一般会計から持ち出さなければならなかった。お隣の市は900万円だとかそういったものが、もう国からの補助金で出てる。この差はただの600万円、900万円ではないと思うんですけれども、市長いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおりでございます。今後、このようないろんな補助事業の仕組みの中において、私も絶えずいつも国庫補助という分を大事にしながら、それぞれ策定しなさいということによっておりました。今回このような中におきまして、単独でしたことは大変深くお詫び申し上げます、今後こういうことがないように努めていきたいというふうに思っております。

**○1番（黒田澄子さん）**

市長も、何度もお詫び申し上げますと言っておられます。お詫びされてもどうしようもないことだと、私は思います。それで、終わってしまったから仕方がないと言われても仕方がないでは済まないと思っております。こういったことがそれぞれの担当課だとか係の中でだけ、もし行われているとしたらこのようなことも起こるかなと、私的には想定しました。

今後、こういったことが起こらないための対策、部長等はどのようにお考えでしょうか。それぞれの部でも、いろんな補助金制度とか詳しい担当課の方とか係の方が、それを提案されたりとかされると思うんですけれども、こういったことが抜け落ちるとするのは今後あってはならないと思っておりますので、それに対する危機管理の意識が私は薄いと思っております。市民のために対して、危機管理意識が薄いと思っております。それを担うために、公的なお金で私たちは動いているものとして、やはり今後こういうことに対応するにはどのような

計画をお持ちでしょうか、お知らせください。

○市長（宮路高光君）

基本的にそれぞれの原課から事業計画を持ってくるときに、これは単独とするのか、起債とするのか、この財源の裏づけというのをいつもお聞きしております。

その中で、やはり国庫補助等に乗らないものについては単独でせざるを得ない。今回のケースの場合につきましてはそのチェックが甘かったということで、基本的に財政管財課を含めまして、現課を含め今後この見直しということを実施していかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

今市長がおっしゃったのは、担当課からいろんな計画が上がってきたときに、そのときに裏づけの財源は何かということをしっかりチェックすると言われました。多分、今回のものは担当から上がって来なかったのではないかと想定、私はしてるんですね。補助金制度は落ちてきてるけれども、担当課が計画をしなかった。私はこのタイプじゃないかなと思うんですけど、こういったことに関してはどう対応を今後されていくおつもりでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さきも課長が言いましたが、担当課のほうではこういう補助制度があったというのはわかっておりました。その中で今回こういう耐震をしたことは、大変全体的な財源の中におきまして危機管理が足りなかったということでございますので、担当の中におきましても今後それぞれの計画書をする中において、どういう財源なのか、やはりこういうことをきちっと今後ともチェックをしながら進めさせていただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

もうこれで終わりたいと思いますが、やはり仕事をする上での意識の差がこういうふう

なところでぼっかりと出てくるのではなかろうかと、私は感じています。

民間であったら、もう大変なことです。お金が600万円とか1,000万円とか、どういうふうにしてそのお金を生もうかということ民間は一生懸命です。行政はそれを使うほうに、いろんな財源を見つけて市民のために。今回のこの安全なこの耐震改修計画というのは、先にもう申し上げましたけど、まさか去年のこの3月の震災があるなんていうことを国が想定して100%出したものでは、私はなかったと思います。

だけど、阪神・淡路大震災のときに、この倒壊した建物によって死んだ人が9割近くおられた。これは大変なことだということで、緊急輸送用の道路の周りの建物に対する耐震だとか、そういったことも盛り込まれているわけですね。そこは市長がいつもおっしゃる、市民の安心安全なまちづくりの基本の「き」になるということではないかと、私は考えています。

ですから、今回はこういう補助金制度の問題ではございましたけれども、今後やはりしっかりと気を引き締めてそこを総括して、市長お一人では多分大変なことだと思うんですけども、副市長とか、また部課長さん、部長さんたちとかそういった人たちで同じことを共有する機会をよくお持ちであるというふうに伺っているんですけども、それでも抜け落ちてたということですので、もう何重にも網をかけてという言い方はおかしいですけども、想定している危機管理意識ではだめだということ、市長ぜひに思っていたきたいと思います。

それが、せっかくこのように出てきているお金を、使わないであえて一般会計の財源からお金を出していたという事実でございますので、最後に市長、ほんとに最後に危機管理に対する意識をしっかりと持っていたきたい

いという見解をもう一度お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおりに、職員に対します危機管理、きょう今から遺漏のない事務をします。その中でも、この含めた職員に部課長を集めますので、きょう皆さまから出たことを含めまして訓示もさせていただきたいというふうに考えております。

○教育総務課長（地頭所浩君）

給食費の未納で、最高額等について資料がないということでした。東市来のほうで、最高が25万1,000円、最低が1,650円となっております。額について、この最高額については先ほど指摘のありました手当のほうから回収する予定ということになっております。（発言する者あり）申しわけないです。いま申し上げられるのは金額ということでございます。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。  
27日は、午前10時から運会を開きます。  
本日はこれで散会します。

午後4時03分散会

第 6 号 ( 3 月 2 7 日 )



## 議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 39号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）（総務企画・産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第 28号 平成24年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 29号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 33号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 34号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 36号 平成24年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 37号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 30号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 31号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第 35号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第 38号 平成24年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第 32号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第13	陳情第 1号 米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書（総務企画常任委員長報告）
日程第14	意見書案第2号 米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書
日程第15	議案第 40号 平成23年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第16	閉会中の継続審査の申し出について
日程第17	閉会中の継続調査の申し出について
日程第18	議員派遣の件について
日程第19	所管事務調査結果報告について
日程第20	行政視察結果報告について

本会議（3月27日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	富迫克彦君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	上園博文君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	青松園長	田淵裕君
健康保険課長	大園俊昭君	日置市診療所事務長	平地純弘君



介護保険課長	堂 下 豪 君	農林水産課長	瀬 川 利 英 君
建 設 課 長	久 保 啓 昭 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	地頭所 浩 君	社会教育課長	今 村 義 文 君
会 計 管 理 者	前 田 博 君	監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君
農業委員会事務局長	福 留 正 道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

最初に、市長から、先般の一般質問にかかる答弁訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

19日の黒田議員の一般質問におきまして、本庁、支所庁舎の耐震診断業務651万円の財源を市の一般財源と申し上げておりましたが、平成22年度の国策でありました地域経済の活性化対策として交付される、きめ細かな交付金を財源としておりました。この点につきまして、訂正をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

学校教育課長のほうから欠席届がありましたので、お知らせをしておきます。

---

△日程第1 議案第39号平成23年度  
日置市一般会計補正予算（第  
8号）

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第39号平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第39号平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、ご報告申し上げます。

本案は、去る3月15日の本会議において本委員会に分割付託され、委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の追加補正につきましては、国の第4次補正予算に伴う農業体質強化基盤整備事業費並びに強い水産業づくり交付金事業費の計上であります。

歳出の主なものは、工事請負費では6,920万円の増額補正、市内7地区の工事請負費であります。

また、漁港管理費では280万円の増額補正。東市来地域の江口漁港は冬の季節風や潮流の影響を受け、漁船の航路に多量の浜砂が堆積し、これまでも漁船の座礁が頻発しており、このような状況を改善するための補正であります。

歳入では、農業体質強化基盤整備促進事業費国庫補助金として4,136万円増額補正。

次に、質疑の概要について申し上げます。

江口漁港のしゅんせつの容量と砂の処理はの問いに、面積は1万m<sup>2</sup>で容量は8,000m<sup>3</sup>を予定している。しゅんせつした海砂は海浜公園に置くと答弁。

漁港の抜本的な改修はどうなっているかの問いに、抜本的な改修は広域漁港整備事業で行っていくと答弁。

農業体質強化事業は県補助や受益者負担金はないのかの問いに、県補助もなく、受益者負担金は計画してないと答弁。

そのほか質疑はなく、所管部長、課長等の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号平成23年度日置市一般会計補正予算（第8号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、総務企画常任委員長長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第39号について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る3月15日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を分割付託され、翌16日に全委員出席のもと、委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

本案の概要につきましては、先ほどの産業建設常任委員長の報告であったとおりでございますが、総務企画常任委員会の所管分として、歳入のうち、繰入金で財政調整基金から504万円、市債が合併特例債を活用した農業体質強化基盤整備促進事業債で3,210万円の予算計上であります。

なお、委員に質疑を求めましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

39号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第28号平成24年度  
日置市一般会計予算

**○議長（松尾公裕君）**

日程第2、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております議案第28号平成24年度日置市一般会計予算は、去る3月6日の本会議におきまして総務企画常任委員会にかかわる部分を分割付託され、翌7日、8日、9日に委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案の歳入歳出の概要と、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成24年度の一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ233億6,000万円に対前年度比105.7%、12億6,000万円の増額であります。

今回は厳しい財政状況を踏まえ、地方税や地方交付税等の一般財源のうち、155億円の範囲内で枠配分方式となり、事業の優先度や緊急性、住民の要求度など考慮した厳しい予算編成となっております。

しかし、義務的経費では、医療費及び介護給付費の伸びや国保会計への法定外の繰り出しなど扶助費の増加、また元利償還がピークを迎えることによる公債費の増加などのために、予算規模は昨年度を上回る結果となりました。

次に、歳入の主なものについてご報告いたします。

市税については、個人市民税は給与所得の

減少があるものの、年少扶養控除の廃止などで対前年度比108.5%と増加、一方で法人市民税は景気悪化などにより減少が予想され、また固定資産税も平成24年度の評価がえの影響で対前年度比94.6%と減少、市税全体では対前年度比99.6%の39億5,622万3,000円の予算計上であります。

地方交付税は、普通交付税で地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、対前年度比103%の83億5,000万円、特別交付税は前年度と同額の6億円を見込んでおります。

国庫及び県支出金は、携帯電話等エリア整備、また社会福祉にかかわる給付費等、それから道路橋梁等の社会資本整備、農林水産業の生産基盤整備、小学校建設費など、国から33億7,040万6,000円、県からは15億2,137万3,000円の歳入見込みとなっております。

繰入金は、財政調整基金から5億6,072万6,000円、市債の繰上償還に減債基金から7,477万3,000円、学校や公営住宅などの施設整備に施設整備基金から5億6,250万円、地区振興計画の課題解決や民俗芸能伝承活動支援などの地域づくり推進基金から9,299万2,000円、それぞれ繰り入れるなど、対前年度比200%の総額13億848万4,000円を繰入金は予算計上しております。

市債については、合併特例債が10億3,960万円、過疎債が2億4,970万円、また、地方交付税の不足分を補てんする代替財源の臨時財政対策債が9億8,320万円、24年度借入見込み額は23億4,030万円、24年度末の一般会計市債残高は307億694万4,000円が見込まれます。

次に、歳出の主なものについてご報告いた

します。

人件費は、青松園と診療所の指定管理者の制度導入により、特別会計から一般会計に計上することになったための増加、また、前年度に早期退職による退職手当組合の負担金があったための減少など、対前年度比99.9%の43億6,787万9,000円を計上。

なお、24年度の全職員数は前年度から7名減の508名であります。

扶助費では、障がい者自立支援給付費に10億6,342万4,000円、保育所運営費に10億9,956万3,000円、児童扶養手当支給事業に2億2,049万6,000円、生活保護費に8億7,401万7,000円など、対前年度比103.9%の47億2,279万5,000円を予算計上。

公債費は、24年度ピークを迎える通常の償還元金の増、また青松園の繰り上げ償還など、対前年度比101.7%の40億1,425万3,000円を計上しています。

普通建設事業費では、防災行政無線の整備事業、公営住宅の建設事業、また湯之元第一地区土地区画整理事業、伊集院小学校校舎改築事業などの大規模事業のほか、携帯電話等エリア整備事業、地域づくり推進事業、消防施設の整備事業、そして体育施設の改修工事など、対前年度比133.8%の35億7,743万7,000円を予算計上しています。

物件費では、新電算システム構築に伴うパソコン等周辺機器購入費の減のほか、県知事選挙費や県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した介護、医療等の雇用機会の創出など予算計上され、対前年度比94%の26億5,441万6,000円となっております。

補助費等は、平成25年度の環境自治体会議開催の実行委員会への補助金、また企業誘致では工場等立地促進補助金、また新規事業

で定住促進対策や民俗芸能伝承活動支援の補助費の増で、対前年度比107.5%の21億3,284万4,000円の予算計上であります。

次に、本委員会におけます質疑の概要についてご報告をいたします。

まず、財政管財課関係では、歳入の繰越金が1億5,000万円とあるが、23年度の剰余金の2分の1を計上したという説明であった。剰余金のあり方は適正なのかとの問いに、監査委員から、実質収支の3から5%が適正で、予算の見積もりが課題との指摘があった。これからは気をつけたいとの答弁。

土地売り払い収入を4,000万円と見込んでいるが、その内容は。また、土地価格の下落の中で、伊集院地域とその他3地域の格差などは影響はないかとの問いに、伊集院が徳重土地区画整理地内のニシムタ付近の1筆、東市来が湯之元タイヨー付近の2筆、吹上が旧森林組合跡地の1筆、計4筆を売却予定。不動産鑑定に出しているが、地域差は認識していない。市有地売却は、利用したいとの声がある場所から優先的に売っていくとの答弁。

総務課関係では、災害対策について、災害の備蓄用品や海拔表示の看板の設置とあるが、津波に対する避難所の設置や、また、今までの避難所の見直しは行わないのか。また、避難所の食料や水の備蓄は行わないのかとの問いに、ハザードマップで避難所に適さない場所があったので、今回変更を行った。津波対策は、とにかく身近な高い場所に逃げるのが大事である。今回の備蓄用品購入は、避難所のプライバシーの確保が目的だが、執行残が出れば、食料や水の備蓄も検討したいとの答弁。

姉妹友好都市交流について、いつも同じ内容と同じ参加者でマンネリ化していないか、産業連携など、内容を変えていくべきではないかとの問いに、旧町時代から行事にあわせ

た交流をしているが、市民参加型の交流にすれば予算がふえる。だが、案内役などで市民の協力をもらうなどしたい。また、農林水産、商工観光の各課とも連携し産業交流も行っていききたいとの答弁。

次に、雑入の中にあります診療所並びに特別養護老人ホーム青松園の指定管理者納付金1,000万円については、12月議会の議決に至るまでの指摘を踏まえ、当局に詳細な説明と裏づけとなる基本協定書、また年度協定書、収支計画書、備品の一覧及び国や県とのやりとりを記した文書などの資料の提出を要求し、集中的に審査を行いました。

委員より、社会福祉法人恵里会が納付金を納めることに違法性はないかとの問いに、県介護福祉課を通じて厚生労働省にも指導を仰いだ結果、指定管理者制度のもとでは利用料金制をとり、市が納付金の用途を定めた上で、社会福祉法人に対し納付金を条件にすることは市の裁量として認められる。また、社会福祉法人側の経理を施設利用料として計上すれば問題はない。ただし、1円でも寄附とみなされれば、県の監査で指摘される。県の介護福祉課や税理士からも回答を得ているとの答弁。

次に、市は納付金、法人は施設使用料と名称が異なるが問題はないかとの問いに、県介護福祉課に確認をとったところ、施設使用料の目的で社会福祉法人の勘定科目の中に納付金の科目を設定できるとの回答を得ているとの答弁。

市は納付金の用途を定めるとあるが、どのような使い道になるのかとの問いに、施設の大規模修繕、起債償還などを目的に減債基金や施設整備基金に積み立てる予定であるとの答弁。

12月議会で提示された納付金の内訳は、診療所が350万円、青松園が650万円だった。今回は変更になっているが、積算の根

拠は何かとの問いに、公募の当初は両施設の建物のみを償却資産としていたが、ほかに医療機器や介護用のベッドなど、すべての備品を償却資産として定額法で積算した結果、診療所の備品が674万円、青松園の備品が97万円であった。それを、法人側から提示された1,000万円の中で調整し、結果、診療所が764万円、青松園が236万円の納付金となった。施設使用料だけでなく備品も含めた使用料として納付金をいただく考え方であるとの答弁。

12月議会の議決によって、法人の収支計画や定款が変更されるが問題はないかとの問いに、12月議会の議決後、両法人ともに変更後の収支計画書を提出している。現在、定款変更の途中で、3月中には県の認可が出る。同時に2月1日付で市と両法人で基本協定書を締結し、定款変更の認可が出れば年度協定書を締結する予定であるとの答弁。

次に、企画課関係では、マレーシアのバンジャヤ市との友好都市盟約について、委員より、現在、姉妹都市、友好都市が7つあり経費もかかっている。市民の関心も薄く、無駄遣いとの声もある中で、なぜ、これ以上の盟約が必要なのか。また、これまでの姉妹友好都市交流の成果が市民と共有されているかとの問いに、マレーシアとの交流は旧吹上町時代から長年続いている。在日マレーシア大使も日置市を訪問され、盟約を結びたいとの意向を示した。友好都市盟約は議会の議決事項であるので、6月議会で諮りたい。なお、今回の友好都市盟約にかかる費用は、盟約調印式や懇親会の費用、旅費、交流実行委員会15周年の補助金など総額378万円である。市民と共有できる交流として韓国の南門市の国楽団コンサートなどがあり、今後は経費面を考えながら広げていきたい。さらに、輸出や産業交流を図るなど具体的な計画を策定したいとの答弁。

次に、過疎地域定住促進対策事業の1,200万円の予算計上について、中古住宅や民間の宅地、また土地開発公社の土地など、すべてが対象になるのか。また、1世帯50万円の根拠は何かとの問いに、100万円以上の中古の売り家、それから民間と土地開発公社、すべてが対象となる。50万円の根拠は出水市の事例を参考とした。出水市では、平成23年度までに延べ41件の実績があるとの答弁。

湯之元の土地区画整理地内も対象になるのか。その場合、対象にならない伊集院地域内の過疎地との格差を、どう説明していくのかとの問いに、湯之元の土地区画整理地内も当てはまるが、区画整理の補償費をもらった人には適用しない。

また、ご指摘のあったことは企画調整会議の中でも議論となり、同じ市内で差別をしないのかとの意見もあった。しかし、過疎債を財源にする以上、適用できる地域を限定せざるを得ないとの答弁。

次に、スマートコミュニティ構想普及支援事業について、再生可能エネルギー調査の委託料が860万円とあるが、これまで旧町時代も調査をしてきたはずだが、価格が高いのでは。また、今後の方針はどうなのかとの問いに、旧町時代にNEDOの補助金で調査も行ったが、10年前の資料で情報が古い。今回は原発に頼らない再生可能エネルギーの活用のために、専門的な見地から、太陽光、風力、水力などの適地調査やデータ取得業務を競争入札で委託するが、コンサルの見積もりの結果、水力発電の実験調査に費用がかかっている。今後の方針は、7月施行の電力買い取り制度の動きを見ながら、法規制や行政手続の問題などフォローできるように、官民協働で取り組みたいとの答弁。

次に、地域づくり課関係では、地域公共交通特別対策事業について、委員より、湯之元、

伊集院と空港の間を結ぶ空港バスが大きな赤字となり、いちき串木野市は廃止を決め、日置市は存続を決めた。この経緯と24年度の運行計画はどうか。費用対効果を考えれば、税金を投入してまで残す必要があるのかとの問いに、平成22年度から地域公共交通会議で議論をしてきたが、昨年9月にいちき串木野市は廃止を決定した。本市では昨年9月の公共交通会議で、いわさきバス側から、これまで市が赤字補てんをしてきた2,200万円を事業開始当時の1,200万円を上限に負担軽減することと、また、いわさきバス側の企業努力で日吉発の1便を増便するとの提案があり、協議の結果、1年間、利用状況など様子を見てから結論を出すことに決めたとの答弁。

空港バスを初め、生活交通路線などの既存の路線バス、またコミュニティバスや乗り合いタクシーなど、費用対効果や交通弱者への対応も考慮に入れて地域公共交通の再編を考えるべきときにきているのではないかと問いに、地域公共交通事業に対し、市の負担がふえているので、新たな運行形態を検討し、公共交通会議で提案をしていくとの答弁。

次に、地区公民館の管理運営について、清掃業務委託がある地区公民館とやっていない地区公民館があり、まちまちである。この是正が必要ではないか。また、清掃業務は業者に頼まないといけないのかとの問いに、ご指摘のとおり日吉地域はまったく清掃業務委託がないなど地域ではむらがあるので、必要性も含め改善ができるよう検討したいとの答弁。

次に、商工観光課関係では、レンタカー利用の宿泊費キャッシュバック事業について、この事業の策定の経緯と財源を示してほしい。また、業者や利用者への周知はどうするのかとの問いに、本市では九州新幹線の全線開通効果が感じられず、何とかしたいとの思いから、県やほかの市の事業を参考に予算策定し

た。財源は100%一般財源である。県内のレンタカー業者が12社、市内の宿泊施設19社が対象で、予約時の案内やホームページへの掲載、チラシの配布などができるよう業者に説明を行ったとの答弁。

100%の一般財源であれば、地元にお金流れないと意味がないが、企画を出したときに市の独自性を出すなど創意工夫や意見が出なかったのかとの問いに、レンタカーに限定をした理由は、行動範囲が自由で広範囲となり、市内での回遊性が望め、結果お金が落ちるのではないかと考えている。かつ、市内への宿泊の誘客効果も見込めるとの答弁。

次に、香港との国際交流事業について、砂像大会の旅費とあるが、詳細と予算計上の経緯を示してほしいとの問いに、東市来地域では、平成元年より江口浜の国際サンドアートフェスティバルを通じ、香港との国際交流を行っている。今回は、サンドアートの優勝者一行5名が、香港で砂像を通じた交流を行う3泊4日の旅費をイベントの補助金から、また随行の市職員1名の旅費を普通旅費で計上したとの答弁。

次に、税務課関係では、24年度から開始するコンビニ収納について、委員より、詳細の説明がほしい、市民への周知はどうかとの問いに、市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、また水道料金などの各種使用料など、バーコードつき納付書をコンビニに持っていけば、市内15カ所の15店舗のコンビニで納付ができる。市の広報誌やお知らせ版、ホームページ、防災無線、コンビニのパンフレットなどで周知を図っているとの答弁。

コンビニ納付の収納手数料は幾らか。また、市に納付されるまでの時間や収納代行業者が倒産したときのリスクはどう回避するのかとの問いに、市が収納代行業者に対し手数料として1件当たり57円を支払う。コンビニか

ら市への収納の時間は約2日で、銀行とそう変わらない。翌日には会計データも送られてくるので確認も容易である。また、倒産時のリスクについては代行業者との契約事項に基づいてあるので心配はないとの答弁。

次に、固定資産税の評価について、固定資産税の評価額と実際の売買額にずれが生じているが、一体どの額が正しいのか、市は調整しないのかとの問いに、市の固定資産評価額は売買実例も含めた不動産鑑定評価や路線価に基づいて決めている。実際の売買価格は何が基準なのかははっきりせず、当てにはならない。市では標準宅地の評価ポイントを173カ所から250カ所にふやし評価の精度を上げているので、市の評価額のほうが正しいものと考え、売買価格との調整は行わないとの答弁。

次に、特別滞納整理課関係では、滞納者の実態調査について金融機関など調査の流れはどういった内容なのかとの問いに、滞納者の財産情報や転入、転出先の調査を行い滞納管理システムに入力管理する。金融機関9行の本支店へ調査依頼をかけ、約1カ月で回答が来る。内容は、直近3カ月以内の取引の状況、また預金や借り入れの状況の報告であるとの答弁。

次に、消防本部関係では、伊集院地域の消防分団再編に伴う消防ポンプ自動車の新規導入及び更新事業3,700万円の予算計上について、委員より、すべての分団にポンプ車が必要なのか、今まで使っていた軽自動車のポンプ車のほうが狭い道にも入れ利点があるのではないのかとの問いに、これまでの経緯を含め説明するが、旧伊集院町のみが分団車庫が自治会の管理となっており、その他の地域では町の予算で整備をしてきた。合併後、他の3地域と同様に分団車庫の整備と分団の再編を図ることとなった。今回は、新規の10人乗りポンプ自動車と既存の2名乗りポ

ンプ軽自動車の2台を各分団に配備し機動力の確保を図りたいとの答弁。

次に、はしご車の配備は検討しなかったのかとの問いに、隣接の鹿児島市、南さつま市、いちき串木野市が保有しているの、応援協定を結び、万が一のときに対応できるようにしてある。20m級はしご車の購入には1億円、オーバーホールに約3,000万円がかかることから購入を見送った経緯がある。また、高層建築物への対応は建築基準法により連結送水管の設置が義務づけられており、はしご車は高層階からの人命救助の際に必要なとなるとの答弁。

次に、会計課関係では、年度末、年度当初の資金のやりくりはどうか、支払いのおくれなどはないのかとの問いに、国民健康保険の会計で6億円、介護保険の会計で8億円、一般会計から流用して何とかやりくりを行っている。また、3月は起債償還があり大変厳しいので、財政調整基金からの繰りかえ運用を行っている。なお、基金からの繰りかえ運用には、0.02%の利子がつく。なお、支払いのおくれなどは今のところないとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、マレーシアとの友好都市盟約の予算について、委員より、厳しい財政状況、また厳しい経済状況を考慮し、多額の費用がかかる国際交流は控え、国内の友好都市の交流の充実を図るべきではないのかとの理由から、当初予算への反対討論がありました。

また、別の委員からは、香港及びマレーシアの国際交流の予算の節約及び指定管理者制度そのものに反対するとの趣旨で反対討論がありました。

賛成討論はなく、討論を終了、採決の結果、賛成多数で、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算は原案のとおり可決すべきも



のと決定をいたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

議案第28号平成24年度日置市一般会計予算については、3月6日の本会議において本委員会の所管にかかるものにつき付託されましたので、3月7日、8日、9日に委員会を開会し、担当部長、次長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本案は当初予算でございますので、継続的な事業などは省略をし、今年度の新規事業と継続事業の中でも、特に取り組みに変化のあるものの審査を中心に報告をさせていただきます。

では、市民生活課における主なものを申し上げます。

来年5月に本市で開催される予定の環境自治体会議に向けて、環境自治体会議費が多く計上されております。今年度開催されるかつやま会議に参加する職員と学校関係者の旅費など61万9,000円、環境自治体会議ひおき会議実行委員会補助金500万円、また、環境自治体会議に向けての環境推進のための事業として、年1回だった渚クリーンアップ事業費を2回分、ごみ減量と生ごみ資源化を推進するためのモニター用生ごみ処理機費、生ごみ処理モデル自治会用コンポスト費など。そのほか、今年度から取り組み始めたエコファミリーコンテスト、小学生用環境家計簿等、例年の事業が継続して計上されております。

そのほかには、長年要望がありました市営山中墓地の危険箇所工事費130万円、これ

まで伊集院地域から始良地域に搬入していた、し尿について、南薩地区衛生処理場への委託料1,904万円、また溶融炉を停止し、焼却灰をセメントに資源化するための委託料3,436万1,000円などが計上されているところであります。

次に、福祉課所管におけるものを申し上げます。

来年度、障がい者の相談支援体制強化の基幹相談センターを設置するため、相談支援員を2名から4名に増員する賃金778万8,000円、子ども手当支給事業費は7億7,173万5,000円となっています。23年度当初予算では、9億1,000万円と比較してみますと減額となっておりますが、23年10月の制度改正による影響額となっております。

生活保護の扶助費は、8億7,401万7,000円で、受給者の伸びを見込んで23年度当初予算から833万5,000円を増額しています。

工事請負費で、日吉老人福祉センターの屋根防水改修工事1,200万円、ゆすいんの屋上防水補修工事費1,100万円が計上されております。

次に、健康保険課における主なものを申し上げます。

ドクターヘリ運航に伴う救急車搬送費が13件分4万1,600円、子宮頸がん予防ワクチンが不足したことにより、現在高校1年生にある女子で、23年度中に1回以上の接種をした場合は、残りの分を高校2年生のとき、接種しても助成対象としてあります。

母子保健事業費で1,003万4,000円計上してあるのは、増加する発達障がい・要支援児への事後フォロー教室拡大と新たな吹上保健センターでの教室開設に伴い、心理士賃金増額と新たに言語聴覚士賃金を計上したものであります。そのうち165万4,000円

は、市民生活に光をそそぐ交付金対象事業となっています。

がん検診クーポン券事業676万9,000円には、24年度から新たに加えられた大腸がん検診が含まれておりますが、これは40歳から60歳までの5歳刻みにある男女が対象で、受診率30%の1,000名分を見込んでいるところであります。

保健センター管理費として、東市来保健センターの相談室エアコン購入とベビーベッド購入、吹上保健センターの洗濯機購入費等が計上されているところであります。

次に、介護保険課における主なものを申し上げます。

一般会計での介護保険課分は、主に包括支援センターのケアマネジャーが介護予防プラン等のケアマネジメントに取り組む予算と特別会計への繰出金であります。24年度は介護予防のケアプラン作成にかかる介護報酬を、新規で月平均25件、継続で650件を見込んで予算が組まれているところでございます。

次に、青松園所管における主なものですが、青松園については24年度から指定管理者委託となることから、歳入で、23年度までの滞納繰越分と、使用料、雑入等を受け入れるための科目設定と、歳出では、前年度精算分の電話代3万5,000円と建物災害共済費3万1,000円が計上されているところであります。

次に、診療所所管における主なものですが、診療所についても指定管理委託となりますが、歳入で診療所手数料70万円を受け入れ、歳出で委託料70万円を支出してありますのは、健診等の手数料徴収分は一たん市に納付してから、市は指定管理者に対して委託料として支払うもので、法令の定めによる手続であります。また、歳入では、診療収入過年度分と使用料、雑入の科目設定であります。歳出で

は、前年度電話代精算と建物共済で4万7,000円、診療報酬過誤納請求に伴う返戻金10万円が計上されております。

次に、市民生活課所管における質疑の主なものを申し上げます。

市営墓地の現状はどうかに対し、伊集院地域に2カ所あるが、山中墓地は431区画のうち33区画があいている。徳重墓地は51区画で、あきはない。草払い等の管理は墓地利用者で行っている。予算はのり面保護や落下防止さくなどで危険箇所の工事を行うものであると答弁。

伊集院地域のし尿を南さつま市のほうに搬入するが、運搬費や処理費用の比較はどうかに対し、運搬費で200万円、処理費用で2,500万円ほど安くなったと答弁。

不法投棄の看板設置費が計上されているが、不法投棄が多いのかに対し、パトロールや住民からの苦情で確認しているが、新たに見つかる件数が多いと答弁。

環境自治体会議の参加費2万円は高いが、市民参加も同額なのかに対し、全日程参加の場合は2万円で、資料代、移動の交通費、交流会参加費、分科会の昼食代などが見込まれている。一般市民の参加は無料のようだが、交流会参加や弁当代などは実費負担となっているようであると答弁。

焼却灰処理事業委託費があるが、これまでのスラグ化と比較して予算はどうかに対し、1億7,100万円の減となったと答弁。

次、福祉課におけるものを申し上げます。

生活保護の扶助費の伸びの根拠は何か。また、資産の考え方、保護の取り下げなどはどのような場合かに対し、伸び率は過去3年程度のデータをもとに積算する。取り下げは、収入と支出を比較して要否判定をした結果、保護が必要となった場合である。収入は少ないが預貯金があって、その預貯金を6カ月で割った結果、しばらくは生活できるだろうと

判断された場合などである。預貯金等の理由での却下が一番多い。資産は居住用資産について原則認めている。2,000万円程度を超えるような場合は売却になるが、住むための居住を保有している場合は認めている。しかし、売却した場合は、資産がありながら生活保護を受給したことになるので、保護費を返納しなければならない。農地や山林で未活用のもは売却するよう指導していると答弁。

地域生活支援事業の相談支援専門員の資格はどうか。それと、これまでの人が引き継ぐのかに対し、基本的には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格者で、実務経験が5年以上あって、県の主催する研修会を受講した場合に資格がとれる。業務の内容は、認定調査やケアプランの作成業務を専門的に行うが、その傍らで通常の相談業務も行う。

23年度から引き継いでいく人が2名である。今後、新たに2名採用することになるが、資格や経験年数が問題となってくるだろうと答弁。

基幹相談支援センター設置で、今後、何が変わるのかに対し、制度改正によって、24年度から設置しなければならなくなった。本市では、前倒しで23年度から相談員を配置していたが、24年度からは障がい者サービス利用計算書の作成が必要となる。27年度までには、障がい者、障がい児共に利用計画書を作成しなければならないので、4月にはセンターを設置したいと考えていると答弁。

健康保険課に関するものは、自殺対策事業に取り組んでいるが、県の補助に縛りはあるのか、また今後どのような取り組みを進めていく考えかに対し、県の補助事業としては「普及啓発」「人材育成」「相談事業」等あるが、大きな縛りというものはない。本市の現状では五、六十歳代の男性の自殺が多い。企業へのメンタルヘルスとしてのアンケート実施や健康管理担当者の研修会などを行って

きた。今後は自殺を他人事と思わず、多くの人に關心を持ってもらえるような取り組みを行い、気づきからつなぎへと進めていきたい。これまでのような講演会はもちろんだが、啓発のチラシやのぼり旗の設置も取り組む。産後うつへの対応は健診時に実施していくと答弁。

次、介護保険課に関するものでは、ケアマネがプラン作成のために在勤地内旅費が計上されているが、公用車は2台となっている。それで足りるのかに対し、ケアマネはすべて自分の車を使用している。賃金の中に燃料費相当分が含まれている。時間単価1,350円のうち、100円を燃料費と減価償却分相当額としている。任意保険は予算計上していない。

青松園に関するものとしては、火災保険の期間は何年かに対し、1年ごとの更新で指定管理期間の5年間となると答弁。

診療所においては、補償金の中の診療報酬過誤請求はどのような流れになるのか、過去の請求はどうかに対し、まず、基本的には2カ月おくれで明細書が送られてくるので、平成24年3月診療分については5月以降となる。特に、過誤の場合は1年くらいおくれから請求されることもあるので、3年くらいは予算を残さないといけない。今年度も2年前の過誤請求があった。請求や支払いは、支払い基金連合会とのやりとりとなる。以上が福祉部所管のものでございました。

これよりは、教育委員会所管におけるものの報告をさせていただきます。まず教育総務課、学校教育課における主なものを申し上げます。

まず、職員手当等、7,178万6,000円の中には、22年・23年度に設置されました、学校あり方検討委員会の提言を受けて、24年度は日置市の教育について各地域説明会を開催するため、その費用60万円が含ま

れております。

また、これまで進めてきた小中一貫教育の取り組みをさらに発展させるために、新たに「のびゆくひおきっ子事業」に取り組みます。内容は、これまで中学校区ごとに小中連携を進めてきたことは変わりありませんが、高校教育との連携を含め、さらなる学力向上を目指そうとするもので、24年度は運営協議会開催のための予算が計上されています。そのほか、施設整備費では伊集院小学校の改築工事のほか、教職員住宅の計画的な改修に取り組むとして、30万円の10戸分を含め600万2,000円が計上されています。特別支援教育支援員は、中学校では4名と変わりありませんが、小学校では10名から13名に増員するとなっております。

次に、社会教育課における主なものを申し上げます。

新規事業としては、地域づくり基金を活用して民俗芸能伝承活動支援事業交付金1,110万円が計上されています。また、家庭・学校・地域社会が一体となって風格ある教育の推進を図る「風」を起こす運動を展開するために、推進運動ののぼり旗購入費16万円と、チラシや会員証の印刷代などが計上されています。そのほかには、日吉地域の中山間地域総合整備事業に伴う源光堀遺跡発掘調査業務委託費850万円が計上されています。工事請負費では、吹上体育館解体の設計業務委託費180万円と工事費1,900万円。徳重神社横弓道場の屋根補修、伊集院総合体育館の北側屋根防水工事、吹上浜公園テニスコートの人工芝張りかえ工事等が計上されています。それとB&G東市来海洋センターの外壁とアリーナ屋根の防水工事費3,480万円がありますが、このうち2分の1はB&G財団から補助されるため、歳入に1,740万円が計上されております。

以上のような内容について説明を受けた後、

質疑に入りました。その質疑の主なものを申し上げます。

学校あり方検討委員会の提言を受けてというが、どのような説明会になるのかに対し、本市では学校のあり方についての考え方を取りまとめる場を設けてこなかった状況であったので、いろいろな方々に考えていただくために設置したものである。これを受けて教育委員会自身も考えなければならない部分も出てくる。説明会は最初に地域ごとに開催をし、順次校区でも実施する予定である。学校のあり方は、小規模校問題だけではない、各校区で地域の学校のことを一緒に考えていただくための材料として提言を使ってもらうものである。提言は3月中旬にいただく予定であり、議会へも内容については報告をしたいと答弁。

教職員住宅の修繕費は10戸となっているが、どのように考えてのことかに対し居住者からの要望と重要度を検討しながら実施していく予定である。300万円のほかに各地域70万円ほどの施設維持修繕料もあるので柔軟に対応していきたいと答弁。

山村留学の要望はあるのかに対し、日新小については、平成24年度も大阪市より1名予定している。扇尾小はホームページで紹介しているが、今のところ応募はないと答弁。

新年度から中学校で武道が必修となるが、年間には何時間かけるのか。また、そのための指導者や武道着はどのようにになっているのかに対し、年に10時間程度が必修であり、専門の先生がいないところは外部の指導者をお願いしている。武道着については、柔道着は保護者負担である。剣道着は体育服の上から防具をつけるので購入の必要はないと答弁。

次に社会教育課においては、保健体育総務費の減額で主なものは何かに対し、各支所にスポーツ振興係があったが、24年度からはなくなるので3名の人件費が減額となると答弁。

吹上中央公民館体育館解体設計はアスベストについても仕様書にうたっているのかに対し、設計ではアスベスト調査委託料42万円、設計委託料180万円を計上している。工事請負費は1,900万円だが、調査の結果で変化があるのではないかと答弁。

吹上地域には花の苗配付事業、日吉地域には花いっぱい推進事業があるが、伊集院・東市来地域は何の取り組みもないのかに対し、どこの地域も取り組んでいると思うが、伊集院・東市来地域からは要望がなかった。今後は地区振興計画に移せるのか検討したいと考えたと答弁。

全地域統一すべきではないのかに対し、太陽国体を機に花いっぱい運動が始まったが、その後の県教委の第3土曜日子供会活動展開の中で、4地域とも活動してきた経緯がある。しかし、花壇コンクールまで残っているのは日吉地域だけである。各地域の実情があるので、一律には取り組めないと考えると答弁。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

**○産業建設常任委員長（門松慶一君）**

ただいま議題となっております議案第28号平成24年度日置市一般会計予算の産

業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る3月6日の本議会におきまして、本委員会に分割付託され、3月7日、8日、9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

なお、それを受け3月8日担当課の説明のもと、現地調査を実施しております。

まず、農業委員会における予算は6,472万8,000円で、前年度より13万円の減額となっております。

歳入の主たるものは、県補助金として農業委員会補助費、農地制度実施円滑化事業費、雑入として農業者年金業務委託手数料の委託金であります。

歳出の主たるものは、農業委員27名分の報償費、各支所で行う年金受給者の現況届事務、経営移譲に伴う調査、農地制度実施円滑化事業事務に伴う筆耕賃金。担い手農家結婚支援モデル事業、農地制度実施円滑化事業に関わる謝金、担い手農家結婚祝い金などの報償費。農地基本台帳システムと農地地図情報管理システム保守委託料などです。担い手農家結婚支援モデル事業は平成23年度まで委託料でしたが、本年度より補助金で計上されております。

次に、農林水産課にかかわる予算は総額7億6,711万4,000円で、前年度より2,508万8,000円の増額であります。

主な歳入は、使用料として、農村センターや伊集院森林公園等の使用料であります。県補助金として中山間地域等直接支払い交付金事業、農業者戸別所得補償制度推進事業、農産物直売所経営支援事業、森林整備地域活動支援事業、森林環境直接支援事業等の補助金。委託料として、松くい虫防除事業委託金であります。雑入としては、江口蓬萊館、チェスト館の指定管理納付金、水源涵養林対策事業

助成金、南九州西回り自動車道路農道橋工事助成等であります。

次に歳出は、農業総務費で負担金として、農業公社の年金費及び運営負担金を計上。1年ぶりに32歳の独身青年の新規就農予定者を受け入れるためのものであります。農業振興費として委託料では、農業振興地域整備計画策定業務委託料を計上。農業法の改正に伴い市内全域の農業振興地域の見直しを進めるものであります。工事請負費では県より50%の補助を受け、 Chest 館に新たに160人槽の浄化槽を新設するものです。補助及び交付金として、中山間地域直接支払い交付金事業が2地区増え97地区、農家戸数延べ3,152人、対象面積732.1haに伴うものです。新規就農・後継者育成事業費では、単身・妻帯者の後継者支援金と農業公社での新規就農研修生の住宅改装支援助成金を計上。

次に、農業戸別所得補償制度推進事業費では、従来、農業再生協議会へ国から直接交付されておりましたが、本年度より市を通じての補助金として計上したとの説明。投資的経費のものでは、直売所出荷農家等の小規模ビニールハウス設置助成9棟分、鳥獣害対策電気さく設置10台分、カボチャ等の増反分に対して重点作物振興対策事業補助の計上であります。

畜産業費は受精卵移植技術委託料、受精卵移植用供卵牛の導入。また、本年度は和牛オリンピックと言われる全国畜産共進会が、5年ぶりに長崎で開催に向けての支援等もあります。

次に、農地費の主なものは、伊集院・東市来の日置北部地区の中山間総合整備事業の事業計画等の委託料。農業体質強化基盤整備促進事業として、市内10地区における測量設計委託料であります。

工事請負費として、吹上地域の下田尻地区

の排水路整備、農道等施設整備事業、日吉地区の県営かんがい排水事業。農地・水・環境保全向上活動支援事業等であります。

農業施設管理費は永吉ダム、各地域の農村センター等管理経費と2カ所の指定管理料が主なものです。

林業費の主なものは、松くい虫駆除事業、有害鳥獣駆除事業、今年度、本市で開催される鹿兒島地域植樹祭等の委託料であります。

水産業費の主なものは、江口みなと公園の維持管理、吹上漁港の港内土砂の除去や航路のしゅんせつ、江口蓬莱館の砕氷製造機械の備品購入費であります。

次に、建設課にかかわる予算は総額23億1,600万円で、前年度より2億5,455万9,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、国庫補助金として活力創出基盤整備交付金の伊集院駅周辺整備自由通路・南口広場設計等であります。がけ地近接等危険住宅移転事業費、公営住宅家賃対策等、また公園長寿命化計画事業にかかわるものです。県負担金として、大里川公共施設管理者負担金と湯之元橋橋梁負担金です。財産貸付収入として一般住宅貸付収入は18団地52戸分です。

雑入として、土地区画整理事業保留地処分費と、西回り自動車道にかかる市道の跨道橋の補強工事助成金であります。

次に、歳出の主なものは、道路維持費では市道愛護作業、175自治会、598kmに対する報償金です。

道路新設改良費は、委託料として辺地対策事業の1路線、橋梁長寿命化修繕計画事業の概略点検57橋と修繕計画策定144橋、活力創出基盤整備事業3路線分です。また、西回り自動車道の跨道橋の・落補強工事委託等であります。工事請負費として、活力創出基盤整備事業11路線（本庁4、東市来3、日吉2、吹上2）、一般道路整備16路線（本

庁5、東市来3、日吉2、吹上6)、辺地対策事業2路線(本庁1、吹上1)であります。

河川費の主なものは、河川愛護作業、123自治会、178kmに対する報償費です。

都市計画費の主なものは、都市計画基本図作成で第1段階として吹上区分です。土地区画整理費で、委託料として湯之元第一地区20戸の建物調査。徳重地区15件、湯之元第一地区11件の建物移転補償等です。

街路事業は、委託料として伊集院駅周辺整備に係る自由通路と南口広場の設計業務及び郡中央通り線整備にかかる流末排水設計業務などです。

工事請負費は伊集院駅西駐車場整備工事費で、また南口整備にかかるJRから買収する用地費であります。補償費は伊集院駅テナント等分です。

次に、公園費として、委託料として公園長寿命化計画策定業務、公園管理業務等であります。活力創出基盤整備事業でバリアフリーなどのトイレ改修等であります。また、住宅建設費で、委託料は新規の公営住宅長寿命化計画策定業務。3地区(和田4戸、上市来4戸、美山6戸)の工事請負費や3団地(江口、永吉麓、上土橋)の造成測量設計等であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

まず、農業委員会においては、農地調整事務処理時仲介委員会報償費は紛争を調停される方への報償費かの問いに、紛争が起こり農業委員会に調停の申し出があった場合、農業委員の中から3名を調停員に任命して調停に当たっていただくと答弁。予算のほとんどが委員報酬、人件費、報償費である。農業委員会定例会以外でも枠を超えた活動を行っているかの問いに、検討したいと答弁。耕作放棄地解消の状況はの問いに、アグリーサービス日置が日吉地域山田地区、アグリサポート吹上も行っている。春成勝美氏が入来地区、

三窪建設も吹上地域で行っていると答弁。

農業者年金の加入者は何人いるのか。または、加入させるための経費はの問いに総数は60人である。24年度は目標が5人である。96万円ほどの経費であると答弁。担い手農家結婚支援事業は昨年度委託料で計上していたが、今年度補助金で計上した理由はの問いに、これまで支援協議会に委託していたが、事務局を農業委員会に持っており、委託料はおかしいということで補助金になったと答弁。

次に、農林水産課においては、農道の高速道路上の跨道橋の改修は、800万円のうち600万円が歳入で入るが、差額は市が負担するのかの問いに、供用開始前後に市に移管されており、市が管理をしなければならないと答弁。

チェスト館の浄化槽について、どのような経緯かの問いに、当初90人槽であったが容量不足になり、農産物販売所コミュニティ整備事業で今回新規に160人槽に改修すると答弁。

ことしの吹上のそばの見通しと販路はの問いに、100haを超えて、そばの収穫機も導入しているので各地域で推進したい。そばクッキーを試作中であり、そばの販売はJAを通じて販売している。熊本の製粉会社がかんりの量を扱っていると答弁。

口蹄疫の対策はどうかの問いに、日置市家畜防疫協議会補助金で畜舎の消毒や消毒薬の配付などを行っているとの答弁。

林業の施業計画を策定しているのかの問いに、24年度から30ha以上が補助対象の採択用件になった。鹿児島森林整備公社とかごしま森林組合が実施すると答弁。

中山間直接支払いについて市が交付団体になっているが、農地・市民水保安全管理支払交付金はどうなっているかの問いに、交付金割合は国50%、県25%、市25%になり、県と市は一度県の協議会に支払い、県協議会

から各組織へ交付される。国の交付金は直接各組織へ交付されると答弁。

土地改良区の補助金が減っている理由はこの問いに、予算の枠配分の一環でもある。土地改良区の決算調書を提出してもらい、補助金と比較して繰越金が多い場合は補助金を減らさざるを得なかったと答弁。

次に、建設課にかかわる質疑は、都市計画総務費の吹上地区都市計画基本図作成業務は新たに区画整理をするという意味かの問いに、都市計画区域、用途区域が定められているが、それを見直すに当たり、図面を作成することが必要になる。今回、吹上地域の半分程度の基本図を作成していきたい。今後、数年かけて基本図を作成し、都市計画の見直しをしていくと答弁。

県道整備について、優先順位や予算などの市と県の協議はどうかの問いに、交通安全整備や改良整備など年1回要望を取りまとめて、市でも優先順位をつけて県に要望する。要望しても、県の予算が厳しいのが現状である。国庫補助事業は予算枠があり、要求にこたえていけるような整備ができると答弁。

公園の長寿命化の計画の内容はこの問いに、23年度点検、24年度修理の計画策定を行い、25年度までにバリアフリーや整備を行っていく予定であると答弁。

湯之元第一地区土地区画整理事業の24年度の事業量、進捗の見通しはこの問いに、予算は23年度6億600万円と24年度5億9,960万円で、ほぼ一緒である。進捗率は23年度末が20.9%、小学校と河川用地を除いて27.28%で3.5%ほどの伸びになると予定していると答弁。

湯之元橋の24年度の方向性は決まっているかの問いに、24年度に仮橋を設置して湯之元橋を撤去する予定であると答弁。

土木費貸付金元利収入の住宅資金等貸付元利収入150万円はことしの見込み額かの問

いに、24年度償還予定の見込みであると答弁。

伊集院駅周辺整備について、どのようなスケジュールになっているかの問いに、自由通路、駅前広場、駅舎等の設計等については、24年度に委託費として計上している。あとの工事費は設計が終わってからになるので、当初では計上していない。25年度末完成の予定であると答弁。

伊集院駅のテナントはどうなるかの問いに、補償費で対応する。キヨスクは残る予定であると答弁。伊集院駅周辺整備の土地購入費の金額は妥当か、また今後の課題はこの問いに、現在はこの金額で計上したが、実際、交渉する際には土地鑑定評価をかけて価格設定をしたい。スケジュールや地質調査の結果で工法の検討の期間がかかるかもしれないと答弁。

四輪駆動の公用車はあるか。また、困った事例はなかったのかの問いに、農林水産課にあり、建設課はないが、融雪剤をまくときは2台で行き、4WDの軽トラと公用車を借りて作業をしていると答弁。

以上のほか、多くの質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論もなく、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本委員会では、次の2項目について、意見集約がなされましたのでご報告申し上げます。

1点目に、建設課の公用車については、災害が発生した場合や積雪があった場合に四輪駆動の公用車の必要性を感じる。財政事情も理解できるが、生活に密着しており、災害発生時には即動けるように四輪駆動の公用車が必要ではないかとの意見集約がなされました。

また、2点目に、産業建設部が24年度から地域振興局日置支所に移転するが、駐車場



の広さや本庁舎との距離などの住民サービス、バリアフリー、執務室の広さなど課題もある。将来的な検討をする必要があるのではないかと意見集約がなされましたので、重ねてご報告を申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○8番（花木千鶴さん）**

総務常任委員長に、ちょっとお尋ねをします。私はさきの本会議のときに、今回新たに導入されます指定管理者の納付金のことについて資料請求をしていた関係でお尋ねをするわけですが。多くのことは先ほどの説明で理解できたように思いますが、まず1点、12月のときには提出されておりました。私ども資料請求したんですが、出されておりました、その収支計画書を、これが出されております。議員全員一斉に配付されて確認をさせていただいたところですが、その中で1点、1回目に出された後、もう一度、再度出されております。

そのことについての説明は両施設の償却資産の関係の説明がございました。それで、民間は収支入力されるんでしょうが、1回目の収支計画書と2回目の収支計画書を比較してみますと、1回目のときには収入と支出を比べてみますと、3,000万円の赤字ということに今、収支計画書はなっているんですね。今度は2回目の収支計画書の中では、歳出面においては、その償却資産を考えて納付金は上がっているわけですね。納付金は300万円ほどですか、何百万円か支出が多くなっているにもかかわらず黒字になっているんですね。3,000万円の赤字だったものが、納付金までたくさん出したのに黒字に転じるというあたりの収支計画書のあり方というものについては、どのような、せっかくこのような資料が提出されているわけですので、そ

ういうことも含めて、審査はしなかったのかどうなのか、その点を1点、まずはお尋ねをします。

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいまの花木議員の質疑にお答えいたします。

まず、収支計画書そのものの資料は、委員会のほうで資料の提出を要求し、皆様のほうにも、お手元に配付しているとおりでございます。ただ、この内容について、金額の詳細についての質疑というものはございませんでした。

以上です。

**○8番（花木千鶴さん）**

私も確認の意味で、12月の、大体指定するときの議案として提出されなければならない書類ですので、それがなされなかったわけですので、確認をさせていただいたところでございます。

それからもう一点、お尋ねをしたいんですが、この中で先ほど用途についてですね、社会福祉法人が、るる県の資料、国の資料と見せていただく中で、原則として、社会福祉法人は余剰金を外に持ち出すことができないというのがうたわれていて、しかしながら、指定管理者制度における利用料金制度の場合の納付金は用途が明確であるならばというくだりがございます。その中で、それでは、この根拠としては大規模修繕に充てるのを目的にするということでした。これは本市の施設整備基金に積むものだとしているんですけれども、私ども議会の立場からいきますと、この施設の維持管理についても、一切、指定管理者に市は支払わないよということと、もう一つは、今回、指定管理に移行する原則の中で、5年後は民間移譲を考えてはいると。指定管理はこの間にはかわる可能性はあるとしても、市の方針として5年後は民間移譲しようという前提に立って、今回の指定管理の話

は始まっているわけですので。これからいったときに、この施設維持管理ですとか将来の大型設備投資をしなければならないというのは、この施設には私たちの、これまでの市の方針からいくと当たらないわけですよ。それが別途の施設に整備に充てることができる施設整備基金に積み込むということに問題はないのかどうか、そこら辺の確認はどのようにされたんですか。

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいまの使途の、納付金の使途についての質疑でございますが、まず、一つ資料の中でございましたけれども、市の方が県及び厚生労働省に対して問い合わせをしております。その中でも納付金については、市が負担している当該施設の起債償還及び施設の大規模修繕費用に充てるということで問題はないということで、国県からの回答が得ております。その中で、その後の将来的な部分のビジョンというか、5年後の話を含めての質疑については委員からはありませんでした。

以上です。

**○8番（花木千鶴さん）**

その辺のところは私も、大事な資料なので見せていただきました。それからいくと、もちろん起債償還であったりとか、大型建設費に充てることができるということは、もう読めばわかりますので。ただ、それが起債償還についても、この青松園については、3月の補正でゼロになってるわけですよ。だから、起債償還はありません。青松園についてはですね。起債償還もないし、設備投資の予定もない、維持管理費もしばし払わない、そのような状況の中で、それがいいのかどうかということを確認したかというのが伺いたかったんですけども。ちょっとよくわからなかったんですが。

もう一点、3問目の最後になるわけですが。る、この中で国県からの問い合わせの資料

がある中で気になりますのは、やはり再三出てくるのは、指定管理者から指定管理料が提案されていくというようなことは、厳に慎まなければならないみたいなことで出ているわけですね。そして、それが納付金にあつて可能性があるとして、納付金の設定の仕方は市の方がきちんと定めたものに対して納付されるような形でなければならないと。社会福祉法人の場合は特にですね。それが、先ほど1問目でも私もいたしました、再三これらの資料から見ると、常にその指定管理料を提案してくるのは指定管理者のほうでありまして、市のほうが明確な使途を決めて納付させているわけでありません。その辺のところ、あえて最後のところにわざわざ、県の資料の中には、県内では社会福祉法人に指定をしているが納付金は設定していない。全国のものまでつけてあって、全国で社会福祉法人からの提案額が示されたものは一件もないという資料まで、わざわざつけられています。この辺の件について、今回のことを、これから始まるわけですので、ここら辺のところについての議論はどのようになされたのかを最後にお尋ねいたします。

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

今、ご指摘の資料、これも委員の中からも後づけじゃないかという指摘もありました。それから、やはり社会福祉法人が寄附行為に当たる部分はいけませんよということで、これについては、確かに12月議会の指摘に基づいて執行部のほうが、これは施設使用料としてどうあるべきかというのを法人側と協議した上で今回の提案になっているわけでございますので、そこで了承をいたしております。それ以上の質疑はありませんでした。

以上です。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第28号平成24年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

野田民主党内閣は、税と社会保障の一体改革を決定しました。この内容は、あらゆる世代への社会保障削減と負担増です。そして、この社会保障の削減に加えて、最も逆進性の強い消費税の増税が計画されています。消費税は、社会保障や福祉が必要な人にとって、最も過酷な税金です。現在の5%の負担も暮らしを圧迫しているのです。所得税などかからない課税最低限以下の低所得者層、とりわけ年金生活を送っている高齢者世帯などは年金を削られるなど社会保障の改悪を強行される上に、消費税が増税されることになります。これでは、とても暮らしていきません。このような国の悪政から、市民の暮らしを守ることを市政に求められています。国の悪政を、そのまま市民に押しつけてはならないのです。徹底した無駄な削減を行い、市民の命や暮らしを守ることを最優先した市政運営が求められていると考えます。

今、市民の所得は減り続けています。市民の暮らしや営業、命を守るための自治体の果たす役割はますます重要になっています。だれもが安心安全に暮らせるまちづくりを求めています。住民と身近につながり、医療や福祉に責任を負う温かい自治体の役割を日置市は果たしているのでしょうか。そのような視点で24年度の予算を見た場合に幾つかの問題があると考えます。

まず、指定管理者制度は公的責任を放棄す

るものと私は考えます。民間にできることは民間にやっていただくという市長の方針を、私は認めるわけにいかないのです。ですから、本市の診療所と特別養護老人ホーム青松園の指定管理にかかわる納付金1,000万円について、私は認めるわけにいきません。市民の貴重な財産であり、公的な医療、福祉の施設としてかけがえのない、住民サービスを担い、働く場としても大きな役割を果たしてきた。両施設の管理運営を民間に丸投げすることを私は許せません。また、市民の納得も得られていないと考えます。公費により指定管理者を選定しましたが1社しか応募もなく、その後いろいろな問題が出てきましたが、公立の病院と特別養護老人ホームを一体的に民間にやらせるということは公的な責任を投げ捨てることでございます。今後いろいろな問題が出てくると予想されます。市が一番責任を持ってやらなければならないことを民間任せにするなど、納得いきません。

次に、戸籍住民台帳費の補助金、人権事業費37万8,000円は、人権啓発研修事業補助金として部落解放同盟に支出されていますが、特定の団体への補助金であり、市民の貴重な税金の使い道としては問題があると考えますので認めるわけにいきません。

また、観光費の中のイベント補助事業として12万円、これは香港国際交流事業砂像大会随行旅費として計上されております。財源は自主財源であり、市民の暮らしの厳しさを考えますと、職員1人随行させる必要があるのか疑問に思います。

さらに、本市はマレーシアとの交流を初めとする姉妹都市交流や国際交流などさまざまな交流を旧町時代から続けていますが、今の財政の厳しさや市民の生活の状況、地域経済の状況などを考えますと、見直す時期に来ていると考えます。交流そのものを否定するものではありませんが、今のようなお金の使い

方は考え直す必要があると考えます。

そして最後に就学援助制度ですが、義務教育は無償と定めた憲法に基づき、父母負担を軽減し、子供の教育を受ける権利を保障するものであります。本市では全児童、生徒を通じて制度を知らせ申請書を配付しております。そして、一律に基準ではねのけるようなことはせずに、それぞれの家庭の事情などを配慮し認定している点は評価いたします。

しかし、昨年より国では認められたPTA会費、部活動費、生徒会費などについて本市では対象とされていません。これでは不十分であり、私はこの点は大変問題だと考えます。真に子供の教育を受ける権利を保障するため、どの子にも行き届いた教育を受けさせるための教育行政のあり方が問われる問題だと考えます。

以上申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、佐藤彰矩君の賛成討論の発言を許可します。

**○19番（佐藤彰矩君）**

私は、本案に対して賛成の立場で討論いたします。

ただいま議題になっております平成24年度日置市一般会計予算は、厳しい財政状況の中、また、パナソニックにおいては2年後をめどに閉鎖するという方針が伝えられ、地域経済においてもかなり消費の落ち込みなど予想され厳しい状況が懸念される中、行財政計画に基づき計画的予算の計上と考えます。

歳出においても、過疎化が進みつつある地域の人口減少に対応するため小規模の新規住宅を計画、定住促進を図る新築または購入への補助金、国民健康保険会計への財源補てん、伊集院駅周辺整備事業、市内26地区公民館における第2期地区振興計画などなど。

また、国際交流の促進では、日置市と友好交流都市提携を強く希望されているスバンジ

ャヤ市の計画があります。目的としては、物づくりに関する品質と技術提携が社会貢献に、また環境都市計画、教育、人材教育などさまざまな分野において、相互共有を結ぶとなっております。今後においては、いい文化に触れ、国際的またグローバル的に通用する人材育成が大事と考えます。

24年度の各事業においては、3常任委員会で慎重に審議され委員長の報告も詳しく説明があったように、市民サービス市民の福祉の向上に必要な予算と理解し、賛成討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

**○7番（坂口洋之君）**

議案28号平成24年度一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

私は、マレーシア友好都市盟約の事業について反対いたします。

姉妹都市交流については、各自治体の連携、交流は大変重要だと感じております。

特に、昨年3月11日の東日本大震災では津波で被災された沿岸部の被害の大きい自治体との自治体同士の連携と協力が全国的に行われ、鹿児島県内でもロケット基地の関係で肝付町が、岩手県大船渡市への支援を大隅地域の各自治体と連携し、職員派遣や支援物資への支援、被災された子供たちを夏休みに受け入れるなど災害支援を通して、住民が交流自治体と連携を図ったことは大変評価されております。

現在、日置市は弟子屈町、多賀町、関ヶ原町、大垣市との姉妹都市盟約がされております。また、始良市近郊町との兄弟都市、海外では韓国南原市との姉妹都市盟約、香港とも交流されております。1自治体が、これだけの自治体と盟約を結んでいますが、多くが小中学生への派遣、人材派遣、年1回程度の交

流、各イベントの市長、議長の日置市の代表ということで訪問し、または逆の交流になっているのではないかと私は感じております。

これまでの交流については、多くの市民のご尽力について継続されていると十分認識しております。そういう中での交流活動についての検証、多くの市民が姉妹都市交流に十分認識しているのか、行政だけではなく各団体、民間レベルの交流が本当に進んでいるのかという検証が必要ではないかと感じております。

海外自治体との交流も大変大切であります。限られた財源の中で考えれば、既存の姉妹都市交流への充実、例えば職員派遣、災害協定への締結、各団体民間レベルの交流を促進することが一番重要だと感じております。新たな海外への交流の充実よりも、近い自治体との連携、強化、活発な交流を予算的にも反映させるということを私の意見と述べさせて、この予算案について反対の立場をとらせていただきます。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時53分休憩

午後1時00分開議

**○議長（松尾公裕君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第4 議案第33号平成24年度日置温泉給湯事業特別会計予算

△日程第5 議案第34号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第6 議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第7 議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

**○議長（松尾公裕君）**

日程第3、議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第7、議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算までの5件を一括議題とします。

5件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）**

ただいま議題となっております議案第29号、第33号、第34号、第36号、第37号は、3月6日の本会議において本委員会に付託されましたので、3月7日、8日、9日に委員会を開会し、関係部長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論の採決を行いました。その経過と結果についてをご報告申し上げます。

議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算は、平成24年度の歳入歳出の総額が63億4,386万円で、前年度より3億2,808万1,000円の増額とな

っています。大きな要因は保険給付費で2億1,300万円ほどの伸び、後期高齢者支援金で3,600万円、共同事業拠出金で3,300万円、保険事業費で1,300万円などの伸びが見込まれたためであります。

このような伸び続ける保険給付費の対応策として、医療費分析と健診率の向上が重要課題となっていることはご承知のとおりであります。24年度は、23年度から指定を受けている「県の脳卒中モデル対策事業」の「重症化予防教室」を継続して実施し、国保加入者や社会保険加入者、また現在糖尿病で治療中の方などについても、協会けんぽや医師会とも連携した取り組みにしていくなための経費など145万4,250円が計上されています。

また、新たに医療分析システム導入経費として、約400万円が計上されています。このシステムにこれまでのレセプトのデータを取り込み、特定健診情報と突合することにより医療機関未受診者の把握などを行おうとするものです。

もう一つの健診率向上については、特定検診の未受診者対策の取り組みを強化し、看護師等の雇用により、訪問や電話等での受診勧奨を呼びかけるもので、これには県の緊急雇用創出事業臨時特例基金等が充てられているところであります。

それと、特定検診の無料化と受診された方に対して、買い物等で優待措置が受けられるようなクーポン券発行の取り組みが予定されております。

特定健診の無料化では、集団検診の個人負担分の歳入がなくなりますが、医療機関への委託料額に変わりはありません。

個別健診については個人負担分の1,800円分を上乗せして医療機関に支払うこととなります。個別健診が1,000人、集団健診が3,000人合わせて2,480万円が計上さ

れています。

クーポン券については、印刷代5万400円と協力事業所との事務連絡費3万6,000円が計上されています。

そのほか、啓発用の垂れ幕・横断幕・のぼり旗などで106万8,900円が計上されています。

それと、24年度からコンビニでの納付化を図るために印刷製本費と収納手数料が計上されました。

また、歳入の医療給付費現年度分は、6,729世帯1万1,066人、徴収率91.81%で設定、介護納付金分は、3,344世帯4,150人徴収率88.67%で設定をされております。

以上のような概要の説明を受けたあと質疑に入りました。

これより質疑の主なものを申し上げます。

分析システムを導入している市町村と今後導入の予定のところはどこかに対し、導入は始良市、薩摩川内市、霧島市である。今後の導入については把握していないところである。

医療費の伸びはどのような状況かに対し、3月から10月の診療分で見れば、対前年比で月額220万円100.6%、保険給付費では年間約2,600万円の伸びであると答弁。

口座振替手数料とコンビニ収納手数料の単価はどのようなかに対し、口座手数料は10円で2万1,000件、コンビニ収納手数料は57円で1,800件を見込んでいると答弁。

ジェネリック医薬品の普及率はどうかに対し、23年12月時点で、2万4,903件のうち7,029件28.2%の利用率。金額にすると、1カ月で4,700万円のうち577万円、パーセントでは12.1%となっていると答弁。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり討論に付しましたが、

討論もなく、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第33号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、平成24年度歳入歳出の総額702万2,000円で、前年度より219万5,000円の増額となっています。

その主な理由は、B泉源の掘削時の湯量140ℓが現在は91ℓになっているので、単独事業でのしゅんせつ工事費250万7,000円が計上されているためであります。

質疑の主なものは、B泉源のしゅんせつ工事は何年ぶりになるのかに対し、平成6年以降行ってない。湯の花などが詰まって湯量が減少したものと思われると答弁。

温度はどれくらいあるのかに対し、B泉源は62度、C泉源で65度、東泉源は42.6度であると答弁。

レジオネラ菌検査はどのようになっているのかに対し、泉源でも行っているが、それぞれの温泉でも保健所の指導で行っているものとする。ちなみに吹上砂丘荘でも実施していると答弁。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

引き続きまして、議案第34号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計予算については、総額109万5,000円で前年度より4,000円の減額となり、ほとんど変わりはありません。ご承知のとおり指定管理者制度導入施設のため、歳入で納付金108万円を受け入れ、歳出で施設維持修繕料90万円、ほか温泉分析委託料・消火器等購入費・火災保険料などに充てられております。

質疑は、利用状況と老人福祉センターとの連携状況はどうかというものに対し、前年度と比較して利用者が減少しているようである。老人福祉センター利用者は無料であるため、さきの指定管理者から料金設定の要望はあった。しかし、指定管理契約の中でうたっているので従来どおりの無料としていると答弁。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算についてであります。

総額51億1,886万3,000円で前年度より1億5,689万4,000円の増額であります。介護保険料は、改定額の4,980円を基準に23年7月現在の所得段階データ等をもとに積算されています。特別徴収が7億3,000万円で、前年度より23%の増、普通徴収分は、按分額に徴収率を調整した結果、前年度と同額の3,700万円を計上したとのことあります。

また、それぞれの額に大きな変化が生じているところではありますが、24年度から補助率の変更があり、第2号被保険者からの介護給付費負担金と地域支援事業の介護予防事業交付金が30%から29%、その1%分は第1号被保険者保険料に上乘せられて20%から21%になっています。国庫補助の地域支援事業の包括的支援及び任意事業交付金が第2号の保険料負担分が29%になった関係で40%から39.5%になっています。県補助金は20%から19.75%になったところでもあります。それをもとに予算は積算をされているところでもあります。詳しくは予算書でご確認ください。

第5期における保険料の急激な上昇を抑え

るために、県に設置されている基金を取り崩して交付される財政安定化交付金は4,284万円を計上されております。新規のものではパンフレットの購入費259万8,000円がありますが、これは3年に1回の計画策定時につくり直して、全戸配布することになっているためであります。また、コンビニ収納手数料では10万2,600円が計上されております。一般管理費では、1,046万2,000円の計上ですが、妙円寺事務所の施設管理費の経費が不要となることから、前年当初より115万2,000円の減額となっています。地域密着型介護サービス給付費は施設整備の影響で、前年度より3億6,280万円の増額、施設介護サービス給付費も増床等の影響で、1億5,780万円の増額となっています。

次に質疑の主なものを申し上げます。

地域支援事業の介護予防について、二次予防事業は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象にするというが、どのようなことをするのかに対し、65歳以上で介護状態・支援状態に近い方々や、虚弱な方々をチェックリストというアンケートを通して、ピックアップして教室にお誘いをする。80歳以上の方々も64人参加したが、筋力アップのための体操や家庭でもできる体操などを運動指導士が専門的に指導する。また脳活性のレクリエーションや口腔ケアの話なども行うと答弁。

高額医療合算介護サービスの伸びはどうかに対し、年々上昇している。平成20年4月から導入されているが、さかのぼって一度に請求があったため、22年度が急激に伸びたが23年度は落ちついている。制度の周知も徹底されてきているので、請求も伸びてくるものと思われると答弁。

健康保険課では、医療費分析のシステム化に取り組むが、介護保険との連携はどのよう

にする考えかに対し、第5期の計画策定でも委員から疾病の分析をしてほしいとの意見もあり、把握できたことを示したが、今後はきちんと分析する必要があると思う。医療と介護の重要な部分になるので、予防についても一緒に考えていく必要がある。どのような病気で介護が必要になったのかなども、今後把握する必要があると答弁がありました。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。総額6億1,604万3,000円で前年度より2,884万6,000円の増額であります。保険料については安定した財政運営を確保するために2年単位で賦課総額を算定することになってはいますが、24年度は所得割率が8.63%から9.05%となり、均等割額は4万5,900円が4万8,500円へ、また、賦課限度額がこれまでの50万円から55万円に改正されています。

新規としては、住民基本台帳法の改正に伴い、24年7月から外国人にも住民基本台帳が適用されることを踏まえ、適用を受ける外国人についても、後期高齢者の被保険者として整理されることから、そのためのシステム改修委託料91万7,700円が計上されています。

もう一つの新規では、長寿健診結果説明会に従事する保健師等賃金も計上されたところです。それと、これまでの長寿健診は集団健診のみでしたが、個別健診もできるようにして、集団と個別健診の委託料を合わせて550人分324万円等が計上をされています。

質疑の主なものを申し上げます。



今後の保険料をどのように見込んでいるのかに対し、1人当たり給付費は、22年度で93万7,000円だが、25年度では100万3,000円と7万円ほど上がると見込んでおり、今後も医療の高度化等により、給付費の上昇が予想されることから保険料も増加傾向にあると答弁。

日置市に居住する外国人対象者は何人かに対し、75歳以上の外国人は4名であると答弁。

以上が、説明、質疑の概要であります。このような経過をたどり討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第29号について討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算に反対討論を行います。

だれもが医療を受ける権利を保障するための国民皆保険制度のもとで、高過ぎる国民健康保険税の負担に、市民は苦しんでいます。24年度は特定健診が無料で受けられるようになる点については評価をいたしますが、国保税を払えば、病院に行くお金がなくなるほどの重い負担は、健康づくりどころではない市民を生み出しています。

また、払いたくても払えず国保税を滞納したことにより、正規の保険証をもらえず短期保険証や資格証明書の発行に置きかえられた市民は合計449世帯956人。これはことしの2月末の数字ですが、このようにたくさんの方の市民の暮らしが破壊されています。幾ら分納相談に行き分納をしても、もともとの金額が大き過ぎて分納では追いつかないのが実態です。

24年度からはコンビニでの納税ができるようになり、自分の都合のよいときに時間や曜日、祭日なども関係なくコンビニで払うことができるようになります。払いやすくなることは大きな改善ですし、この点についても一定の評価をしたいと思います。もともとの高過ぎる国保税が問題であり、引き下げがどうしても必要と考えます。そのためには、国庫負担の引き上げが必要であることは言うまでもありませんが、一般会計からの繰り入れをふやすことが必要です。

市民の命と健康を守るために、お金をしっかり使うことを求められているということを申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、並松安文君の賛成討論の発言を許可します。

**○9番（並松安文君）**

私は、議案第29号平成24年度日置市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本市の国民健康保険の財政状況については、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化などによる医療費の増大等により極めて厳しい状況となっており、歳入不足が生じる事態となるところであります。この歳入不足を補うために、平成24年度から、一般会計から法定外の繰入金として1億円を取り入れており、平成23年度からの保険税率の引上げは、受益者の公平な負担の上からも必要な措置で

あったと考えております。

また、今回提案された当初予算では、医療費分析システムの導入経費や健診の受診率向上に向けて積極的に施策を推進し、医療費削減に向けて取り組んでいく姿勢がうかがえる予算であると考えます。

以上の理由から、私は本案に対しての賛成討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

反対の理由は一言で言うと、24年度は介護保険料が値上げが行われるためです。保険あって介護なしと言われる方もありますように、介護保険料は取られても施設が足りないことなどにより希望する介護サービスを受けられないという実態は大問題です。また、介護サービスを受けるためには利用料を負担しなければなりませんのでお金がなければサービスを受けることができません。さらに介護労働者の待遇、労働条件などは劣悪な状況を改善する必要がありますが、そのための対策は不十分なまま保険料の負担増が押しつけられます。

また、24年度からは、家事援助の時間が15分刻みになるなど、介護する方にとっても介護される方にとっても安心できない矛盾だらけの納得いかないものとなっており、非常に問題と考えます。

また、親の介護のために仕事をやめざるを得ないなど、公的介護制度の不備は、現役世代の重い負担にもなっています。

だれもが安心して介護を受けられるようにするための介護保険制度のはずが、今回の値

上げに対しましても、市民からは、こう値上げされては生きるのが嫌になるというような声が寄せられました。ますます市民の願いとはかけ離れた制度となります。負担増を押しつけ、サービスを利用しにくくするものと言わなければなりません。介護給付費の4分の1に満たない国庫負担の引上げを図る必要があります。介護労働者の賃金や労働条件の改善も急がなければなりません。24年度のこの予算を私はこのまま認めるわけにいきません。

以上、反対討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

次に、梶康博君の賛成討論の発言を許可します。

**○17番（梶 康博君）**

議案第36号平成24年度日置市介護保険特別会計予算に原案賛成の立場で討論を行います。

私は、本市の介護保険の財政状況につきましては、高齢化の進展や施設整備の影響また、介護報酬の引上げ等で今後も被保険者の負担はふえ続けると予想され、介護給付費も増大している状況であります。

平成24年度からの第5期介護保険事業計画では、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階も設定されており、負担に対しての配慮がなされておりますが、今回の介護保険料基準月額度1,000円の引上げは、さきの3月6日の本会議において議決されたところであります。

今回提案された当初予算では、介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう自立支援に向けた介護予防事業等の推進が図られるとともに、地域密着型サービスや居宅サービスが充実され、介護保険費の適正化がさらに図られる予算であると考えます。

よって以上の理由から、私は本案に対しての賛成討論といたします。

**○議長（松尾公裕君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾公裕君）**

起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○2番（山口初美さん）**

私は、議案第37号日置市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

4月から後期高齢者医療保険料が値上げされます。現在所得割8.63%が9.05%に0.82%値上げです。均等割額は、現在4万5,900円が4万8,500円に2,600円の値上げです。わずかな年金で切り詰めて暮らしている高齢者にとっては、さらに重い負担となります。年寄り早く死んでくださいということだと、怒りの声が寄せられています。

ことは、介護保険料と後期高齢者医療保険料のダブル値上げで、高齢者にとっては大変な負担増となります。ほとんどの高齢者は年金のみの収入で暮らしており、受け取る年金の額がますます減ることになります。暮らしを一層苦しくすることは間違いありません。

また、高齢者を75歳という年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきと私は考えます。

以上のような理由で、この予算に反対いたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第37号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

皆さんご承知のとおり、後期高齢者医療制度は鹿児島県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っておりますが、高齢化と医療技術の高度化により、保険給付は増大している状況であります。こうした状況の中で、安定した財政運営を確保するため、委員長報告でもございましたけれども、2年単位で需要と収入を見込み算定されることになっております。

平成24年度からは、所得割、均等割額、賦課限度額ともに増となっておりますが、今回提案されました当初予算では、低所得者の軽減措置、9割軽減が2,412名、8.5割軽減が2,330人、5割軽減が282人、2割軽減が684人、そして被扶養者軽減が、7割軽減が621人、5割軽減が279人と、軽減対象者数6,608人、実に73.5%の方々には、その軽減措置がとられた。そして、その軽減保険料相当分に対する保険金の安定繰入金、そして保険料、広域連合納付金等が計上されております。鹿児島県全体で制度を支えていくためにも、まことに必要な予算であると同時に負担のあり方にも十分に配慮されていると考えます。

市民のこと、特にお年寄りの命と健康守ることを標榜する日本共産党の議員にも、この制度を崩壊させてしまっては元も子もないということを深く理解していただきたいと考え

ます。

以上をもって、本案に対しての賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第30号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第9 議案第31号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第10 議案第35号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第11 議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算

○議長（松尾公裕君）

日程第8、議案第30号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算から日程第11、議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算までの4件を一括議題とします。

4件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第

30号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算、議案第31号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計、議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託され、3月7日、8日、9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明を及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第30号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出の総額を6億6,592万3,000円で前年度より2,123万7,000円の増額です。

主な理由は、処理場2階建て管理棟の天井部分のアスベスト除去工事費と長寿命化の妙円寺団地マンホールふたがえ、徳重2号線幹線更生工事等であります。

歳入の主たるものは、事業費負担金として徳重区画整理地区、郡地区の計7万571m<sup>2</sup>を予定、下水道使用料、公共下水道事業国庫補助金等であります。

歳出の主たるものは、30年使用してきた終末処理場のポンプ場運転操作電気設備等の修繕工事等によるものです。また、処理場管理等アスベスト除去工事費等であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

維持管理などの委託料についてどのような方法で契約しているかの問いに、終末処理場に係る委託契約は随意契約で考えている。専門家がないため、脱水ケーキの処分業務が3年に1回、見積もり入札を行っているが、東市来のメックが安いので契約していると答弁。JR敷地借上げ料はどのようなものか

の問いに、駅構舎の地下9mほど通っている部分と横断している部分の借上げ料等であると答弁。一般会計からの繰り入れの交付金割合はの問いに、元利償還金の40から45%が交付されるものととらえていると答弁。起債残高が約27億円あるが、今後の見通しはの問いに、値上げも行っており、人員も減らしている。起債も約2億5,000万円ぐらいで済んでいくのではないかと見ており、平準化債は元金に対して借りられる。現在6%以上の金利を繰り上げ償還していくと答弁。つつじヶ丘も8億円台から5億円台に減額できた布設事業は、何らかの形で表彰し、全国にアピールしてはどうかの問いに、何らかの形でPRしたいと答弁。

ほかに質疑はなく、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額3,696万3,000円として、前年度より78万1,000円の減額です。

歳入の主たるものは、維持管理費は施設使用料と一般会計繰入金です。歳出の主たるものは、維持管理費は機械等の劣化に伴う修繕料、委託料は処理施設及び中継ポンプ施設の機能維持保全のための保守点検等であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

施設の老朽化はどのような状況か、また長寿命化などの補助はないのかの問いに、集落排水については県にも問い合わせしているが、市町村に2地区ないと採択できないとのことである。老朽化はしているが、今後はどうなるかわからないが、現時点では長寿命化の事業はないと答弁。収入に対し償還の利子が多

いが、繰り上げ償還はされているのかの問いに、基金積み立てを行っており、現在約7,600万円であり、繰り上げ償還の対象となっている5%以上の金利のものはない。一番心配するのが、人口減になり使用料がどのくらいになるかである。基金がなくなる前に今後の方向性を検討しないといけないと答弁。

ほかに質疑はなく、担当部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論を行ったところ討論もなく、議案第31号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号平成23年度日置市飲料水供給施設特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出総額をそれぞれ58万7,000円で、前年度より1,000円の減額となります。

歳入の主なものは、水道使用料と一般会計繰入金であります。歳出の主なものは、光熱水費、水質検査手数料、メーター検針委託料等であります。

次に、質疑について申し上げます。

少額の特別会計だが、一般会計に取り入れる検討はしなかったのかの問いに、認可作業を行わないといけないが、認可するだけで500万円から1,000万円程度の予算がかかる。28年度に水道事業1本にしなさいという国の方針になっているので、28年度に一括して行う予定であると答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたが、討論もなく、議案第35号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号平成24年度日置市水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

収益的収入、支出総額は7億3,653万4,000円で、前年度より1,687万

7,000円の減額であります。

まず、主な事業は伊集院北地区水道未普及地域解消事業で配水管3,275m、消火栓18基等の設備であります。進捗率は金額ベースで約90%になる予定。水道拡張事業としては二、三カ所程度を過去の電気探査結果等により、水源試掘と吹上地域の中央地区水道確保のためのろ過池浄水場修繕工事を予定。事業の概要は給水戸数2万1,995戸。内訳は、東市来5,976戸、伊集院9,131戸、日吉2,531戸、吹上4,357戸、年間総水量は512万6,431tで前年度より2万8,569tの減で、1日平均水量は1万4,045tで戸数はふえているが、使用料は減少している状況であります。

今年度、資本的収入額が3億846万1,000円で資本的支出額が5億7,781万8,000円で、不足する額2億6,935万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435万7,000円。過年度分損益勘定留保資金2億5,500万円を補てんするものであります。

なお、資本的支出額では、前年度より8,148万1,000円の減額となります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

伊集院地域の県道改良に伴う布設替えについて、郡地区の通行量が多く漏水も多いと聞かれますが、今後の見通しはの問いに、頻繁に漏水が起こっており、住民からのおしかりを受けている。県から県道伊集院日吉線は延長200mを24年度計画していると回答いただいている。それに基づき、水道事業としては、両側歩道に水道管を布設するということが予算提示をした。石綿管の状況はどうかの問いに、伊集院地域の郡地区は現在418mある。県が200m整備するので、あと218m残る予定。東市来地域では約800m残っている。湯之元の区画整理で約

400m。美山県道で約400mあり、県とも調整が必要なので年次的に改修していくと答弁。伊集院北地区未普及解消事業の負担金はどのようになっているかの問いに、公道に布設される本管については、市が100%施工するが、本管からメーターボックスまでと、メーターボックスから自宅までの給水引き込み管は個人負担である。各家庭によって工事費用に差が出るので、各地域で推進協議会をつくってもらい、負担が均一になるように取り組んでもらっていると答弁。漏水がわかりにくい箇所状況はの問いに、流量計がテレメーターでいくようにしている。急激な流量の変化があれば情報が来ると答弁。空き家などの管理等の今後の対策についての問いに、水道台帳システムを構築しており、メーター位置情報もおさめられるようにしている。日吉、吹上地域が現在調査中で、検針員に聞き取りをして地図上に登録していると答弁。台帳システムはいつごろ完成予定かの問いに、21年から3カ年で契約している。完成届が出ており、これから検査を行う。簡易水道である日吉、吹上地域は受益戸数に対し、給水申請の残存戸数が少なく不明も出ている。今後は配管の情報を集めて維持管理していくと答弁。

以上のほかにも質疑もありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、討論はなく、議案第38号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第30号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行い

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第32号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

**○議長（松尾公裕君）**

日程第12、議案第32号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております議案第32号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、去る3月6日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、去る3月8日、9日に委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億4,453万円とするもので、前年度より547万円少ない予算計上になっております。

歳入の主なものは、国民宿舎吹上砂丘荘における宿泊や食事の営業収入が2億2,832万

6,000円で、前年度より1,254万円の減となっております。また、国民宿舎事業基金からの繰入金が1,268万5,000円で、前年度より719万5,000円の増であります。

歳出の主なものは、人件費が9,099万2,000円、施設修繕料が283万円、役務費が734万2,000円。また、客室空調の取りかえ工事や温泉配管設備の洗浄工事などの工事請負費が1,040万6,000円、賄い材料費や光熱水費などの需用費が1億89万8,000円、基金への積立金が1,000万円。そして予備費が473万9,000円となっております。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

利用客数や客単価の減少で料金収入が落ち込んでいる。収入と人件費のバランスがとれるのか。また、24年度はどのような取り組みを行うのかとの問いに、団体利用が減っている上に、団体や企画商品は客単価が下がっている。稼働率を上げるためには仕方がない部分もある。アルバイト雇用は固定せずに、繁忙期に応じて調整できる。24年度は調理場の体制を刷新し、食事の質や量を向上させたい。また、昼食バイキングの復活や地産地消、そして、焼酎の蔵元との連携なども図っていききたいとの答弁。売店収入も減少しているが、商品の選定などに問題があるのではないかと問いに、支配人を中心に選定しているが、地元産の特色のあるものを売っていききたいとの答弁でありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（松尾公裕君）**



これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第13 陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書

○議長（松尾公裕君）

日程第13、陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書を議題とします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求め

る陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町猪鹿倉876の1、村野弘子さんから提出され、去る3月6日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月9日に委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

陳情の趣旨は、日置市内において米軍機と見られる航空機の低空飛行が目撃され、爆音や墜落の不安及び家畜への影響など、安心・安全な市民生活に深刻な影響を与えている実情をかんがみ、平成11年1月14日の日米合同委員会合意の遵守と薩摩半島上空での低空飛行訓練を行わないよう、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府に対し、意見書提出を求めるものであります。

委員会では、日置市上空における米軍機の低空飛行訓練の状況について総務課長の説明を求めましたところ、平成19年以降、44件の情報提供があったことが報告され、その後、質疑を行いました。

委員より、県を通じて米軍に苦情を出していると思うが、米軍からの回答はどうかとの問いに、平成21年7月24日付で県知事から外務大臣に要請書が出されているが、現在のところ県には回答が来ていないとの答弁。市長から知事へは話をしているのかとの問いに、市長会を通じて知事に申し入れているとの答弁。市民へ情報提供のお願いをするべきではないかとの問いに、情報を把握する上で必要な周知を検討したいとの答弁がありました。

この後、全委員に意見を求めましたところ、頻繁に飛行訓練がされており、市民は危険を感じているので採択すべきとの意見がありました。

また、県が要請書を出したのに国の回答がないのはおかしい、意見書を出すだけでは効果がないので、継続して調査をすることも必

要ではないかとの意見も出され、意見を集約した上で、審査を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第1号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める陳情書は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第14 意見書案第2号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書

**○議長（松尾公裕君）**

日程第14、意見書案第2号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）**

ただいま議題となっております意見書案第

2号米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第1号の願意が、国会及び政府への意見書の提出でございますので、日置市議会規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、日置市内において米軍機と見られる航空機の低空飛行が目撃され、爆音や墜落の不安及び家畜への影響など、安心・安全な市民生活に深刻な影響を与えている実情をかんがみ、平成11年1月14日の日米合同委員会の合意の遵守と並びに薩摩半島上空での低空飛行訓練を行わないよう、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松尾公裕君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾公裕君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第15 議案第40号平成23年度日置市一般会計補正予算（第9号）

○議長（松尾公裕君）

日程第15、議案第40号平成23年度日置市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第40号は、平成23年度日置市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、予算に関する説明書、第1表「債務負担行為補正」の日置市土地開発公社の借入金に対する債務保証の限度額を5億円に変更したための提案するものでございます。

変更の理由でございますが、清藤工業団地に誘致しました、しまうまプリントシステム株式会社の第2工場増設に伴い、昨年度末に企業からこれまでの第1工場と、今回増設分の土地2筆、合計5,525.41m<sup>2</sup>の土地代金総額9,000万円を3月末日までに一括納入したいとお願いがありました。

このため、さきに提案いたしました議案第17号平成23年度一般会計補正予算（第7号）で債務保証限度額3億9,000万円のご提案を申し上げ、3月6日に議決をいただいたところでございますが、企業側の融資

決定がずれ込み、3月末までに納入できない事態となり、今回3月末までに5億円の借りかえをしなければならないことから、債務保証額の変更を行うものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

ただいま説明がありましたけれども、私も3月6日の日に議決をいたしました。その責任もございしますが、債務保証ということでございますので、いわゆるこの進出企業からの返済の申し出があったときに、本来ならば私ども議会としてもその確約は何なのかといったようなことの審議をもっとすべきだったというふうに反省をしているところであります。

ですから、今後は、しっかりとそのようなものがなされてからの変更というもので構わないんじゃないかという気がいたしますが、ここら辺については、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり融資の関係でございますので、私どもは融資の継続という形の中で、今回認めたような形でございました。

今後、このような融資に関しますことにつきましても、やはり融資決定書ですか、そういうものを確認していかなければ、今回のような事態が出てくるということでございますので、今後それぞれ債務保証にございしても、議会に提案することは、きちっとそのような決定書を確認した後に提出したいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、目下委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第18 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第19 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第19、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調

査結果報告がありましたので、報告書は市長へ送付いたします。

---

△日程第20 行政視察結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第20、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。その写しを配付しておきましたので、ご了承ください。

---

△閉 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、市長から発言が求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年の東日本大地震から1年が経過しましたが、甚大な被害の状況から、完全復興には、かなりの時間を要する見込みであります。

日置市といたしましても、支援本部を設置し、被災発生直後から義援金の受け付けや緊急消防援助隊の派遣、4市町へ延べ42人の職員派遣を行ってまいりました。

また、被災者の支援策として、移動支援、生活支援等の制度を新設し、日置市で避難生活を送られる被災者への援助を行いました。

4月以降の技術職員の派遣要請も来ておりますので、可能な限り派遣にこたえていきたいと思っております。被災地におきましては、一日も早い復興を願っておりますが、被害が甚大なだけに完全復興には大変厳しい道のりと思われませんが、力強くこの難局を乗り切っていただきたいものだと思っております。

さて、今期定例会は、2月23日の招集から本日の最終本会議にわたりまして、23年

度の一般会計補正予算及び平成24年度一般会計当初予算を初め、日置市特別会計条例の一部改正、日置市税条例の一部改正、日置市特別養護老人ホーム青松園運営基金条例の廃止、介護保険条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたこと対しまして、心から熱くお礼申し上げます。

平成24年度につきましては、日置市診療所、日置市特別養護老人ホーム青松園の指定管理、施設への移行や永吉保育所の民営化も実施されますが、引き続き徹底した行政改革に取り組む一方、しっかりした行政サービスの提供にも配慮しながら、将来にわたり人が住みたくなるまち、市民が誇りを持てるまちづくりのために全力を傾注してまいり所存でございます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（松尾公裕君）

これで平成24年第1回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 花木千鶴

日置市議会議員 並松安文